名取市東日本大震災
復興記録誌



名取市

NATORI CITY

名取市東日本大震災 復興記録誌 2011 〉〉 2025

名取市

NATORI

心からの笑顔を求めて、新たな未来へ

2011 〉〉 2025

名取市東日本大震災 復興記録誌



名取市東日本大震災
復興記録誌

2011 2025

NATORI

心からの笑顔を求めて、
新たな未来へ

ごあいさつ



名取市長 **山田 司郎**

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から15年の月日が経過しました。未曾有の地震と大津波により、本市では923名の方の尊い命が失われました。さらに、40名の方は今もなお行方が分かっておらず、また、42名の方が震災による関連死と認定されました。ここに改めて、犠牲になられた皆さまのご冥福を心よりお祈り申し上げるとともに、ご遺族の皆さまにお悔やみを申し上げます。

年月の経過により、震災の記憶の風化が懸念されるなか、本市では、震災の記憶や教訓の風化防止に関する考え方や取り組みの方向性を示す「東日本大震災の記憶・教訓を未来へつなぐ伝承基本方針」を令和6年10月に策定いたしました。本方針に基づく取り組みの一環として、このたび、震災からの復興過程における記憶や経験、教訓を含め、復興の歩みをまとめた震災復興記録誌の作成に取り組んできたところであります。

名取市は、震災から約半年後の平成23年10月に「名取市震災復興計画」を策定し、甚大な被害を受けた沿岸部を中心に復旧・復興事業に全力で取り組んでまいりました。震災からしばらくの間は多くの混乱に見舞われ、思うように事業が進められなかった時期もありましたが、市では、このような状況を打開するため、平成28年秋以降、それまで担当ごとに進行管理を行っていた事業のうち復興の核となる20の事業を抽出、「復興達成宣言スケジュール表」により全市的な進行管理体制を強化しつつ、平成31（令和元）年5月の「閖上地区まちびらき」や平成32（令和2）年3月の「復興達成宣言」などを必達目標に設定することで、全ての職員が一丸となり復興に全力で取り組むための指針とし、復興の加速化に向けた取り組みを進めてまいりました。

その後、震災で住まいを失った方々の新たな生活の場となる災害公営住宅の整備や、将来の大規模災害に備え、海岸堤防と共に津波への多重防御の役割を果たす第2次防御ラインの開通など、数々の復興事業が完了し、震災復興計画の最終年度となる令和2年3月には、目標としていた「復興達成宣言」を実現することができました。ここに至ることができたのは、仮設住宅等の厳しい環境で過ごされながらも、長きにわたり名取市の取り組みにご協力くださった市民の皆さま、全国はもとより海外からも多大なるご支援、ご協力をいただいた多くの皆さまのおかげにほかならないと感じております。改めて、この誌面をお借りして深く感謝を申し上げます。

名取市におきましては、震災復興に携わった職員の多くが退職し、令和8年4月には、震災後に採用された職員の数が全体の半数を超えることになる見込みです。震災による被害の記憶と、その後の復興過程において学んだ教訓は、東日本大震災で甚大な被害を受けた名取市の職員として、絶対に備えておかなければならないものであります。今後、名取市が経験した震災の記憶と教訓を多くの方々へ伝承し、将来起こりうる災害への対応や危機管理意識を醸成していくにあたり、この震災復興記録誌が一助となれば幸いです。

令和8年3月

名取市東日本大震災

復興記録誌

目　次

ごあいさつ

名取市長　山田　司郎

【巻頭特集】誌上震災復興伝承館

①数字で知る被害概況 …… 8
②写真で見る被災状況 …… 10
③キーワードで綴る復興の歩み …… 16

第Ⅰ部　名取市、震災復興の歩み

第１章　暮らし分野

第１節　暮らしと住宅の再建支援
1　暮らし再建の相談と支援 …… 28
2　恒久的な住宅への移行支援 …… 48

第２節　心身のケアと未来を支える人づくり
1　心と体のきめ細かなケア …… 62
2　学びと成長の環境整備と就学支援 …… 68
3　地域への愛着を育てる教育と将来を担う人材の育成 …… 74

第３節　コミュニティを支える地域力の醸成
1　地域集会所の復旧 …… 80
2　震災の教訓の蓄積と定着化 …… 84
3　防災意識の向上と地域防災力の強化 …… 100
4　復興に向けた協働のまちづくりの推進 …… 108
5　新たな社会的課題にチャレンジするまちづくり活動の育成 …… 114

第２章　産業分野

第１節　地域に根付いた産業の再生と強化
1　農業再開への支援 …… 124
2　農地の集約と持続的な農業経営体制づくり …… 132
3　閖上漁港の復旧と漁業・水産加工施設の再建支援 …… 136
4　世界に通用する品質管理による漁業・水産加工業の集積促進 …… 140
5　商工業・中小企業の事業展開への支援 …… 146

第２節　時代を先取りする企業誘致と雇用の創出
1　戦略的な企業誘致と産業振興支援 …… 152
2　地域産業イノベーションの推進 …… 164

第３節　なとりらしい風土を感じるブランドの確立と観光・交流の促進
1　全国をターゲットにした地域ブランドと観光の充実 …… 166
2　被災した地域資源の再生 …… 172
3　自然や歴史遺産等を生かした観光・交流の促進 …… 176
4　震災によって生まれた交流や追悼の思いを広げる取り組みの実施 …… 196
5　仙台空港と閖上を結ぶ観光軸の形成 …… 204
6　交流人口の拡大によるまちの賑わいづくり …… 208

第３章　まち分野

第１節　災害に強い都市空間の創造
1　災害等廃棄物の処理と適正な活用 …… 212
2　公共公益施設・都市基盤施設等の復旧 …… 220
3　消防防災施設等の復旧・充実 …… 244
4　まちを守る沿岸部の総合的な安全対策 …… 252
5　防災性の高いまちづくりの推進 …… 260
6　生命を守る避難・救援のネットワーク形成 …… 266
7　災害に強いライフラインの構築 …… 274

第２節　復興を支え、元気を育てる土地利用の推進
1　閖上・下増田のまちの復興に向けた事業の推進 …… 278
2　都市の持続的な活力を育てる土地利用の展開 …… 308

第３節　魅力ある市街地の形成
1　地区の復興を先導する公共施設の整備 …… 316
2　日常生活の魅力を高める環境づくり …… 324
3　中心市街地活性化事業の推進 …… 328
4　定住促進によるまちの賑わいづくり …… 338

付章　復興推進体制

1　行財政運営 …… 342
2　議会運営 …… 374

第Ⅱ部　名取市、復興の原動力

【インタビュー】市民発の復興論 …… 384

第Ⅲ部　資料編

1　名取市復興の歩み[復興年表] …… 394
2　東日本大震災復興交付金事業／東日本大震災復興基金交付金事業 …… 404

市民発の復興論

- 『閖上復興だより』から見る未来
  一般社団法人ふらむ名取 代表理事　格井　直光 さん …… 385
- 〈いのち〉を語りつぎ、伝える
  津波復興祈念資料館 閖上の記憶　代表　丹野　祐子 さん …… 386
- コミュニティ形成の難しさを実感
  閖上中央町内会・会長　長沼　俊幸 さん …… 387
- 子どもを軸にコミュニティを形成
  閖上西町内会・会長　渡邊　成一 さん …… 387
- 住民主導で実現した集団移転
  美田園北町内会・前会長　高橋　学 さん …… 388
- 防災安全の確保が地区の課題
  小塚原南町内会・会長　小平　敏 さん …… 388
- みんなが集う場を増やし、絆を育む
  小塚原北町内会・会長　引地　誠一 さん …… 389
- 町内会の絆の強さが復興の鍵に
  杉ケ袋南町内会・元会長　佐藤　哲敏 さん …… 389
- 土地への愛着心が絆の強さを生む
  杉ケ袋北町内会・元会長　森　忠 さん …… 390
- 人口急増で変化する町内会運営
  飯塚町内会・会長　武田　一弘 さん …… 390

名取市職員が語る復興の歩み

※肩書は当時のもの

- 暮らしを支えた情報インフラ　コミュニティFM「なとらじ」（臨時災害FM）
  総務課 広報広聴係長　林　タケル …… 43
- 仮設住宅の建設・入居からコミュニティ再生までを支援（被災者支援）
  震災復興部 生活再建支援課　鈴木　智弥 …… 44
- 支援者を支援するデータを構築　自助・共助・公助を橋渡し（被災者支援）
  震災復興部 生活再建支援課　中澤　真哉 …… 44
- 市民の生活再建を最優先に　行政事務ではなく被災者のサポートを（被災者支援）
  震災復興部 生活再建支援課　小泉　敏 …… 45
- 安心の住まいをいち早く届けたいのに……工期の遅れに歯がゆい思い（災害公営住宅の整備）
  震災復興部 復興まちづくり課長　郷内　秀稔 …… 61
- 状況に応じた個別訪問で被災地域の住民たちの心身をケア（被災者の健康支援）
  保健センター保健師（神戸市応援職員）　橋本　愛子 …… 67
- 子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる（被災した児童・生徒への支援）
  学校教育課 課長補佐　下山　常恵 …… 72
- 自分の命を守ることの大切さを伝え続けることが私の使命（閖上小中学校の再建と防災教育）
  閖上中学校教務主任　八森　伸 …… 73
- 風化する被災時の記憶　市民の防災意識の維持が課題（防災対策）
  防災安全課 防災係長　佐藤　浩 …… 106
- 防災・減災の取り組みには地域の声を生かすことが重要（防災対策）
  防災安全課 防災係　森口　能光 …… 106
- これからを見据え復旧・復興と農業の持続を（農業者への支援）
  農林水産課 農林業振興係長　相澤　雅彦 …… 131
- 誠意をもって接することが事業採択と企業誘致の鍵（水産加工団地の整備）
  農林水産課 課長補佐兼水産業振興係長　小松　義晴 …… 144
- 閖上さいかい市場～被災者の皆さんが「再会」できる場であるために～（商業者への支援）
  商工観光課 商工振興・雇用促進係長　菱沼　弘一 …… 150
- 赤貝やシラスのブランド化で閖上の水産業を復興（漁業者・水産業者への支援）
  農林水産課 水産業振興係長　阿部　のぞみ …… 170
- 事業者も、それを支える行政も熱意を同じにすることが大事（かわまちづくり事業）
  震災復興部 復興調整課　草野　学 …… 192
- 新たな魅力をまとい進化した 名取市サイクルスポーツセンター（サイクルスポーツセンター）
  商工観光課 課長補佐　渡邊 英樹 …… 193
- 震災を後世に伝える道（みちのく潮風トレイル）
  クリーン対策課 環境保全係　西城　卓哉 …… 194
- 処理の効率化、事故防止のため最初に分別する一手間を（災害廃棄物処理）
  クリーン対策課 課長補佐　佐藤　恭 …… 218
- 被災者の心に密接に関わる返却事業 タイミングや対応に苦慮（思い出の品の引き渡し）
  総務課 総務係長　小笠原　博志 …… 219
- 職員、団員の身の安全を第一に ソフトとハードの両面を整備（消防体制の見直し）
  消防本部総務課企画管理係　塚原　裕彦 …… 250
- 現場の記録を残すことの重要性を実感（消防施設の復旧）
  消防本部総務課企画管理係　西條　貴幸 …… 250
- あらゆる物事を同時に進行させる復興事業の難しさを実感（第2次防御ライン整備）
  震災復興部 復興まちづくり課　鈴木　達朗 …… 259
- 培ってきた経験や知識を次の災害復旧につなげる（下水道施設の復旧）
  下水道課 建設係　古山　幸永 …… 277
- 意見集約できず進まない整備事業 再建の遅れが悔やまれる（被災市街地復興土地区画整理事業）
  震災復興部長　手嶋　日出彦 …… 306
- 判断力が求められる復興事業 職員の経験や知識が生きてくる（被災市街地復興土地区画整理事業）
  震災復興部 復興区画整理課　遠藤　靖久 …… 307
- 日頃からの信頼関係の構築が円滑な事業進行につながる（被災市街地復興土地区画整理事業）
  震災復興部 復興区画整理課　奈良　厚 …… 307
- もっと早くできていれば……　悔いが残る墓地公園整備（墓地公園整備）
  クリーン対策課 環境衛生係長　朽木　康裕 …… 315
- 再建場所を巡る立場の違い 合意形成の難しさと閖上に対する愛着を改めて実感（閖上小中学校整備）
  庶務課（現 教育総務課）課長補佐　小平　英俊 …… 320
- 自らが使うものを自らが考える 住民のための公民館建設（閖上公民館の復旧）
  生涯学習課 課長補佐　佐々木　賢一 …… 323
- “災害復旧事業の原則”を超えた住民のための施設づくり（閖上公民館の復旧）
  生涯学習課 公民館係長　境　幸代 …… 323
- 積極的に手を挙げることが国や県の手厚い支援につながる（名取駅前市街地再開発事業）
  増田復興再開発推進室長　車塚　仁悦 …… 336
- きっかけはボランティアの存在「市民とともに歩む図書館」づくり（図書館の再建）
  図書館長　柴崎　悦子 …… 337
- 復旧・復興に大切なのは迅速さと財源の確保（震災復興計画の推進）
  政策企画課 課長補佐　小畑　和弥 …… 340

【巻頭特集】誌上震災復興伝承館❶

数字で知る被害概況

平成 23 年 3 月 11 日、
人口約73,000名の名取市が震度６強の大地震に見舞われた。
この東日本大震災による名取市民の犠牲者は 900名を超え、
住宅の全壊は 2,801 棟にも上った。
これら被害のほとんどは
地震発生から約１時間後に押し寄せた
大津波によるものであった。
数字で振り返る 3.11 の記録。



赤　線	津波の遡上範囲
青塗り	家屋の多くが流される被害を受けた範囲

日本地理学会災害対応本部津波被災マップ作成チーム 2011
2011 年 3 月 11 日東北地方太平洋沖地震に伴う津波被災マップ 2011 年完成版
http:www.ajg.or.jp/disaster/201103_Tohoku-eq.html

東日本大震災の概要

▶震源　三陸沖　北緯 38.1 度 東経 142.9 度 牡鹿半島東南東 130 ㎞付近

▶地震の規模（マグニチュード） M9.0

▶名取市の震度 6強

津波の状況

▶浸水高・水位

下増田地区　浸水高 **12.3** m　※仙台空港前面海岸

閖上地区　海岸砂丘付近 **10.6** m（水位）
閖上漁港付近 **9.09** m（浸水高）



▶浸水面積

名取市域の **28** %（約 27 ㎢）

沿岸部では家屋の全壊が多数を占め、閖上では海から 1 ㎞以内の木造住宅は、ほぼ流失。

▶津波の侵入

海岸から最大約 **5.5** km

河川では海岸から約 7 ㎞で津波が遡上。増田川では河口から約 7.3 ㎞の増田西大橋まで軽自動車が流された。

人的被害

犠牲者 **965** 名／ 73,229 名（関連死含む）

負傷者 **208** 名／ 73,229 名

沿岸の甚大被害地区では、
当時の人口の約 1 割に当たる
約 **800** 名が犠牲になった。

閖上地区	**709** 名／5,686 名	**12.5** %
小塚原地区	**43** 名／461 名	**9.3** %
下増田北釜地区	**47** 名／396 名	**11.9** %

住宅被害

▶全壊 **2,801** 件

▶大規模半壊 **219** 件

▶半壊 **910** 件

（平成 24 年 3 月 5 日現在）



写真で見る被災状況

平成 23 年 3 月 11 日、
突如として未曾有の災害に襲われた名取市。
東日本大震災による大津波で壊滅的な状況に陥り、
市内の至る所で甚大な被害が確認された。
その爪痕は、自然の脅威とともに
人々の胸に強く深く刻まれることとなった。
写真で振り返る 3.11 の記憶。

●名取川と閖上港に流入する津波［提供：海上保安庁］



●閖上地区に押し寄せた津波［提供：海上保安庁］



●閖上大橋から捉えた津波による黒い煙



●閖上1丁目付近［提供：金矢泰弘］



●閖上公民館付近［提供：金矢泰弘］



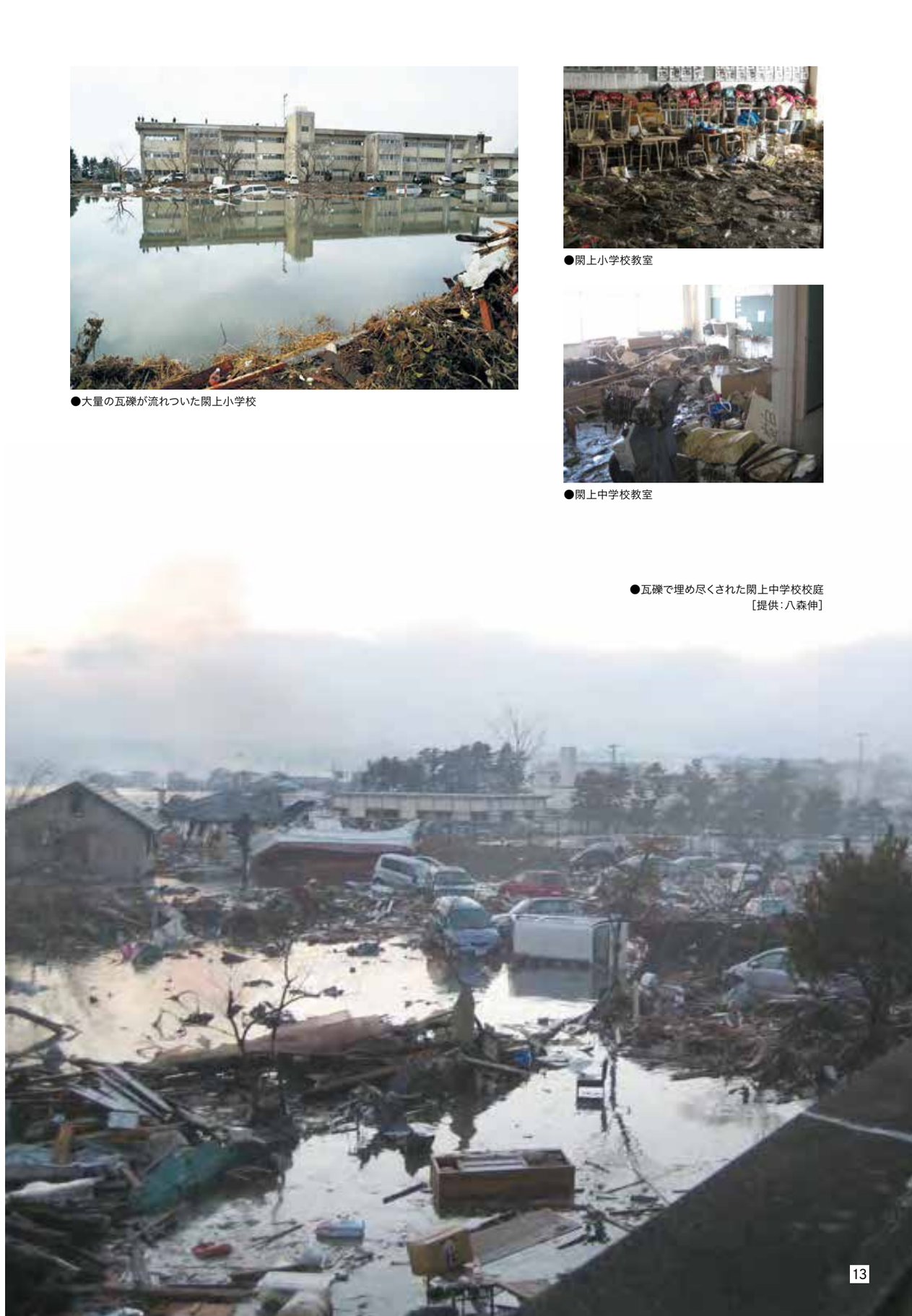
●変わり果てた光景の中、屋上で救助を待つ人々［提供：小齋誠進］

●大量の瓦礫が流れついた閖上小学校

●閖上小学校教室

●閖上中学校教室

●瓦礫で埋め尽くされた閖上中学校校庭
［提供：八森伸］





●閖上5丁目の液状化現象［提供：㈱ささ圭］



●地震で倒壊した閖上地区の住宅［提供：㈱ささ圭］



●津波被害を受けた北釜集会所



●市役所内部



●仙台空港鉄道 杜せきのした駅
［提供：仙台空港鉄道㈱］



●土手の一部が崩壊した増田川堤防



●飯野坂地区の道路被害の様子



●下増田・仙台空港付近の道路の亀裂



●震災前の閖上地区の航空写真［提供：一般社団法人東北地域づくり協会］（平成13年9月撮影）



●震災直後の閖上地区の航空写真［提供：一般社団法人東北地域づくり協会］（平成23年3月撮影）

キーワードで綴る復興の歩み

平成23年10月に策定した復興計画のもと、
官民が一体となり懸命に復旧・復興に取り組んできた名取市。
令和2年3月30日には、住まいの再建やインフラの整備など基盤整備を伴う
復旧・復興事業が概ね完了し、復興を達成したことを宣言。
令和2年度を初年度とする第六次長期総合計画のもと、
「愛されるふるさと なとり」を共に創り、
未来へつなぐ次のステージへと進むこととなった。
キーワードで振り返る、名取市、復興の軌跡。

平成23（2011）年

震災直後の混乱のなか、ライフラインの復旧や住居の確保など、復興を目指し歩み始めた2011年。まちの今後の姿をどのようにしていくのかを模索し、多くの会議で議論が行われた。

1 KEY WORD ゆりあげ港朝市



震災からわずか16日後の3月27日、「ゆりあげ港朝市」がイオンモールの駐車場を会場に臨時開催され、住民たちの再会や交流の場となった。

2 KEY WORD 仮設住宅



避難所生活の早期解消を図るため、震災後間もなく、仮設住宅の建設が急ピッチで進められた（写真は、箱塚桜団地の建設状況）。

3 KEY WORD 入居者説明会



法務局庁舎で行った仮設住宅の入居者説明会。説明会の後、鍵の引き渡しが行われた。

4 KEY WORD 東日本大震災名取市合同慰霊祭



東日本大震災の発生から100日目。市文化会館で合同慰霊祭が開催され、多くの人が参列。犠牲となった故人を偲び、冥福を祈った。



5 KEY WORD 震災復興 市民100人会議



市の復興計画策定のため、市民の意見を広く求め、未来への暮らしや絆の強化について議論を重ねた。

6 KEY WORD 名取市新たな未来会議

市民や学識経験者が集まり、沿岸部の復興について、さまざまな立場・視点から議論が交わされた。

7 KEY WORD まちづくり推進協議会



町内会や産業団体代表などが参加し、閖上地区のまちづくりの方針について話し合いが行われた。

平成24（2012）年

現地再建を基本とする閖上地区の復興について検討が重ねられた2012年。ほかにも、震災関連のさまざまな復興事業が動き出していった。

9 KEY WORD 希望の家



東日本大震災の復興支援の一環としてドイツの財団から寄贈された、市民の交流と安らぎの場としての活用を目的とした多目的ホール（©Shigeo Ogawa）。

8 KEY WORD 閖上さいかい市場



閖上地区の商工業者が、事業の「再開」と住民の「再会」を目的としたコミュニティの場としてオープンした仮設商店街。

平成25（2013）年

名取市沿岸部の復興が具体化した2013年。閖上地区については、土地区画整理事業と防災集団移転促進事業の併用により整備が進められることが決まった。

KEY WORD 10 メイプル館



カナダ連邦政府などの支援により、カナダ産木材が使用された「メイプル館」が、ゆりあげ港朝市にオープン。

KEY WORD 13 土地区画整理事業



津波で被災した閖上地区で、現地再建によるまちづくりを行う、被災市街地復興土地区画整理事業が事業認可され、現地で起工式が行われた。

平成26（2014）年

復興まちづくりの基盤整備が本格化した2014年。閖上地区の災害公営住宅や防災集団移転団地の造成に向けた土地区画整理事業がスタートした。

KEY WORD 11 海岸堤防



閖上地区・北釜地区から閖上地区に至る約4.2㎞の名取海岸堤防。震災後T.P.+7.2mの高さに統一され、復旧工事がなされた。

KEY WORD 12 東日本大震災慰霊碑



東日本大震災により犠牲となった人々を偲び、震災の記憶を後世に伝えていくための慰霊碑が建立され、除幕式が行われた。

平成27（2015）年

美田園北の災害公営住宅への入居が開始された2015年。震災メモリアル公園計画の具体化と、まちづくり協議会による新たな地域づくり確立に向けた活動が本格化していった。

KEY WORD 14 美田園北まちびらき



災害公営住宅の入居開始に伴い、美田園北地区のきずな公園で、まちびらきイベントが開催された。

平成28（2016）年

閖上小中学校の造成工事が始まり、復興建設が加速した2016年。被災者の生活再建の要となる災害公営住宅への入居も進んだ。

KEY WORD 16 閖上小中学校



閖上地区に建設される小中一貫校「名取市立閖上小中学校」の起工式が行われた。

KEY WORD 15 仙台空港



国の管理空港として全国で初めて、運営を完全に民間に委託する民営化を実施。新たなスタートを切った。

平成29（2017）年

閖上地区に完成した災害公営住宅（戸建・集合型）への入居が進んだ2017年。地域コミュニティの再生へ向けて、大きな進展が見られた。

KEY WORD 17 高柳地区 災害公営住宅（戸建）



高柳地区の、災害公営住宅50戸（戸建）が完成し、鍵の引き渡しが行われた。

KEY WORD 18 名取中央スマートインターチェンジ



仙台東部道路に新たなインターチェンジが開通。地域の産業経済への大きな波及効果が期待された。



KEY WORD 19 高柳地区 災害公営住宅（集合）

高柳地区の、災害公営住宅50戸（集合）が完成し、鍵の引き渡しが行われた。

KEY WORD 20 閖上シラス漁

閖上地区でシラス漁が開始され、「北限のしらす」としてブランド化が進められた。



KEY WORD 21 閖上地区災害公営住宅（集合・1期）



閖上地区の区画整理区域内では初となる災害公営住宅の完成に伴い、鍵の引き渡し式が開催された。

KEY WORD 22 東北・みやぎ復興マラソン



名取市と岩沼市、亘理町をコースとした「東北・みやぎ復興マラソン」が開催された。当日は1万人を超えるランナーが沿岸部を走った（写真は2018年に開催された第2回の様子）。



KEY WORD 23

皇太子同妃両殿下行啓

復興状況の視察のため、当時の皇太子同妃両殿下が閖上地区を行啓。

KEY WORD 24

閖上中央第一団地（集合・2期）



閖上地区の災害公営住宅40戸（集合・2期）が完成し、鍵の引き渡しが行われた。

KEY WORD 25

閖上西第一団地（戸建・1期）



閖上地区の災害公営住宅90戸（戸建・1期）が完成し、鍵の引き渡しが行われた。

平成30（2018）年

閖上小中学校が開校し、待望の教育復興の核が誕生した2018年。また、全ての災害公営住宅が完成し、住まいの再建が完了。「居住」と「教育」という生活基盤が整い、復興事業の重要な節目を迎えた。

KEY WORD 26

閖上小中学校開校



震災で被災した旧閖上小・中学校が、仮設校舎を経て小中一貫校として開校。閖上地区の復興のシンボル的な存在となった。

KEY WORD 27

北釜防災公園



下増田地区の防災集団移転跡地に、避難場所としての機能を備えた「北釜防災公園」が完成。

KEY WORD 28

舟運事業



閖上の漁港や広浦湾を舟で巡る、閖上舟運事業の就航式が、ゆりあげ港朝市前で行われた。



KEY WORD 29

名取駅前再開発事業

図書館や増田公民館などを集約・再建した名取駅前再開発事業がグランドオープンを迎えた。



KEY WORD 30

新名取市図書館

名取駅前再開発事業に併せ、新たな名取市の文化を創る情報拠点として、新名取市図書館が整備された。



KEY WORD 31

閖上地区災害公営住宅（戸建・集合第3期）



閖上地区の、災害公営住宅105戸（集合・3期）と16戸（戸建・3期）が完成し、鍵の引き渡しが行われた。
これで、市の災害公営住宅がすべて完成した。

平成31・令和元（2019）年

復興事業が最終段階を迎えた2019年。公共施設や商業施設などが続々とオープンし、閖上地区が「賑わいのあるまち」へと大きく転換していった。



32 KEY WORD 皇太子同妃両殿下御歌碑

2017年、当時の皇太子同妃両殿下が行啓された際に詠まれた御歌が刻まれた御歌碑が慰霊碑前に建立された。



34 KEY WORD 閖上保育所

閖上地区に住む子育て世代の受け皿となる施設として、閖上保育所が開所式を迎えた。

33 KEY WORD 市道閖上小塚原線



名取中央ICと閖上地区を結ぶ基幹道路であり、重要な避難道路ともなる市道閖上小塚原線の開通式が行われた。

36 KEY WORD 名取トレイルセンター



青森県八戸市から福島県相馬市までを結ぶ長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」の全線情報発信拠点として名取トレイルセンターがオープン。

35 KEY WORD 消防署閖上出張所

県道塩釜亘理線沿い西側に移転のうえ、運用が再開された。



37 KEY WORD かわまちてらす閖上



閖上地区の復興の象徴の1つとして、名取川の堤防沿いに整備された商業・観光施設がグランドオープン。

38 KEY WORD 閖上公民館・閖上体育館



地域の交流・学びの拠点として、新たなまちの中心で復活を果たした。建物の外観は、子どもたちの意見をもとに、海や川に近い閖上をイメージした色が採用された。

39 KEY WORD 閖上地区まちびらき



「閖上地区まちびらき」が行われ、新たなまちのスタートを切った。当日は閖上地区でさまざまなイベントが行われ、多くの人で賑わいを見せた。

40 KEY WORD お浜降り



閖上地区まちびらきに併せ、神事「お浜降り」が21年振りに復活した。

41 KEY WORD 震災メモリアル公園



鎮魂と伝承の想いが込められた憩いの公園「震災メモリアル公園」が完成。

令和2（2020）年

復興の最終的な姿が確立された2020年。複合レジャー施設や大型商業施設の開業により、閖上地区は「住まい・教育・商業・交流・防災」など、あらゆるものが整った住みやすいまちとなった。

42 KEY WORD 閖上児童センター



閖上小中学校南側に閖上児童センターが開所した。保育所も含めて、集約し整備されたことで、子育てのしやすい環境が整えられた。

43 KEY WORD 震災復興伝承館



震災の記憶や教訓を伝承し、防災意識を醸成していく施設として、名取川堤防沿いに完成。震災前の街並みを再現したジオラマなどが展示されている。

44 KEY WORD 墓地公園



閖上南北線（第2次防御ライン）東側の高台に墓地公園が完成した。

45 KEY WORD イトーチェーンフーズガーデン ゆりあげ食彩館



住民念願の大型商業施設が県道塩釜亘理線沿いにオープン。
（提供：株式会社伊藤チェーン）

46 KEY WORD 第2次防御ライン



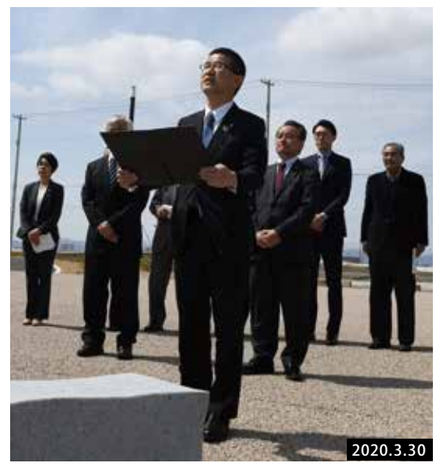
T.P.+5.0mの嵩上げによる津波への多重防御や、避難道路としての役割も有する、閖上地区から仙台空港までを結ぶ第2次防御ライン（閖上南北線、広浦北釜線）が全線で開通した。

47 KEY WORD サイクルスポーツセンター



温泉宿泊施設を併設したサイクルスポーツセンターが、震災前と同じ閖上字東須賀地区で運営を再開した。

48 KEY WORD 名取市復興達成宣言



震災メモリアル公園で、山田市長により復興達成宣言が行われた。

名取市東日本大震災復興記録誌
2011-2025

第Ⅰ部
名取市、震災復興の歩み

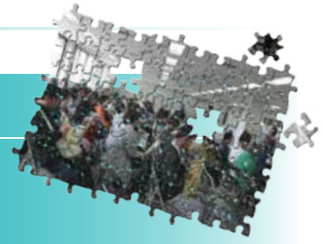
第 1 章 | 暮らし分野 P.28

第 2 章 | 産業分野 P.124

第 3 章 | まち分野 P.212

付　　章 | 復興推進体制 P.342

［第１節］　暮らしと住宅の再建支援



1　暮らし再建の相談と支援

東日本大震災後、市は災害フェーズに応じたきめ細かな情報提供に努めた。広報紙やホームページ、復興ブログ、『名取市復興だより』、さらには臨時災害FMの運用を通じて、生活情報や復興状況を継続的に発信した。臨時災害FMは、後にコミュニティFMへと移行し、平時と災害時の双方で活用できる体制を構築した。あわせて、生活再建に向けた相談窓口の一元化や、応急仮設住宅の提供により生活環境の安定化にも力を注いだ。仮設住宅では自治会設立や相談員配置などを通じ、被災者の心身のケアやコミュニティ形成に取り組み、仮設住宅の集約・供与終了に際しては、個々の状況に寄り添う伴走型支援を徹底した。

1　生活再建に関する情報発信と相談窓口の設置

市からの情報発信・広報活動の内容は、「初動」「応急期」「復旧期」「復興期」等の災害フェーズ（災害対応の各段階）により異なる。東日本大震災発災当初、安否情報や生活支援情報を知らせる掲示板を市役所１階ホールと各避難所に設置し、午前と午後の１日２回、広報車による広報活動を展開した。また、避難所や公民館に、市からの「お知らせ」として、被害状況や生活関連情報等をまとめた印刷物（「被災者支援のお知らせ」（平成23年5月）等）を配布・掲示するなど震災関連情報の提供に努めた。

以降、市広報紙『広報なとり』をはじめ、市ホームページ、その他広報媒体・ツールを活用し、復旧・復興の進捗状況や被災者ニーズの変化に応じた情報発信を行った。

平成23年８月に開設した名取市震災復興ブログ「福幸（ふっこう）さんちのつぶや記」（開設当初は、「仮設住宅の日々」、平成23年12月にリニューアル開設）では、架空の一家“福幸さんち”の生活とともに復興の軌跡を発信し、復興達成宣言を行った令和2年3月まで更新を続けた。また、平成24年１月には『名取市復興だより』の発行を開始。終刊となる第99号（令和２年３月）まで、“心からの笑顔を求めて、新たな未来へ”をコンセプトに復興の進捗状況などの情報を各世帯に届けた。

平成23年11月には、震災復興部に生活再建支援課を設置し、生活再建の相談窓口の一元化を図った。なお、震災復興部廃止（令和２年３月31日）以降、生活再建に関する相談は各担当課で対応した。

震災後の情報発信では、臨時に立ち上げた災害FMも地域に密着した情報源として大きな役割を果たした。臨時災害FMは、被災自治体が自ら運営し、住民に必要な情報を発信するラジオ局であり、自治体が新たに立ち上げるケースと、既存のコミュニティ放送局（以下、コミュニティFM）を休止して臨時災害FMとして運用するケースがあるが、震災前、市内にコミュニティFMが存在しなかった本市において臨時災害FMはゼロからの立ち上げとなった。

「なとりさいがいエフエム『なとらじ801』」を開設したのは平成23年4月10日で、放送スタジオを市役所７階に設置し、番組の収録や編集等は増田二丁目の旧視聴覚センターで行った。放送時間は9時から17時で、災害情報、被災者支援情報、生活関連情報等、きめ細かな情報発信を行った。開設当初は株式会社セットワールドクリエーション（東京都渋谷区）に業務を委託し、平成24年8月からNPO法人エフエムなとり（令和４年4月26日より株式会社エフエムなとり）に委託先を変更した。

臨時災害FMの運用は、災害対策が進展し被災者の日常生活が安定するまでの期間とされ、それ以降放送を続ける際にはコミュニティFMへの免許切り替えが求められる。臨時災害FMをコミュニティFMとして存続させるため、市が運営費の一部を負担し、コミュニティFM「エフエムなとり なとらじ801」を開設したのは平成27年３月１日であった。平常時は行政情報を、また災害時は災害情報に特化した放送を行うなど、市は、コミュニティFMを今日まで効果的に活用している。

2　生活再建支援金等の給付と災害援護資金の貸付

（1）被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、東日本大震災により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯（被災世帯）には県から支援金が支給された。受付窓口は市が担当し、被災世帯には、住宅の被害程度（全壊、大規模半壊）に応じて支給される基礎支援金と、住宅の再建方法（建設・購入、補修、貸借）に応じて支給される加算支援金のそれぞれが支給された。



なとりさいがいエフエム「なとらじ801」

■被災者生活再建支援金支給状況

基礎支援金

対象年度	支給件数	支給額（円）
平成23	2,667	2,384,250,000
平成24	186	160,500,000
平成25	28	24,000,000
平成26	24	20,625,000
平成27	18	15,125,000
平成28	9	7,250,000
平成29	16	13,000,000
平成30	4	3,750,000
総　計	2,952	2,628,500,000

（公益財団法人都道府県センター提供）

※支給日ベースで集計したもの。ただし、支給後、取消（返還）となったものは除外している。

加算支援金

対象年度	支給件数	支給額（円）
平成23	683	940,875,000
平成24	479	830,500,000
平成25	240	419,250,000
平成26	178	323,500,000
平成27	131	230,000,000
平成28	81	142,250,000
平成29	111	194,875,000
平成30	137	151,750,000
平成31	43	51,500,000
令和2	28	32,375,000
令和3	2	1,000,000
総　計	2,113	3,317,875,000

（2）災害義援金

震災後は、市や県、日本赤十字社に全国から多くの災害義援金が寄せられた。これらの義援金は、市が平成23年4月に設置した義援金配分委員会において決定した基準に基づき配分した。災害義援金の配分は震災から11年後となる令和4年3月まで続いた。

（3）災害見舞金

市では、名取市災害見舞金支給要綱（昭和63年6月施行）の規定に基づき、住宅が流失・全壊・全焼・大規模半壊となった世帯に10万円、半壊・半焼・床上浸水となった世帯に5万円の災害見舞金を支給している。災害見舞金の支給は、震災から間もない平成23年3月に開始し、平成27年度まで継続して実施した。

（4）災害弔慰金・災害障害見舞金

災害弔慰金は、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づき、災害により世帯の生計維持者が死亡した場合に500万円、そのほかの者が死亡した場合に250万円を支給するものである。市では、東日本大震災で被災した世帯に対し、災害弔慰金として、平成23年度から平成27年度まで合計864件の支給を行った。

また、災害により重度の障害を負うことになった場合、同法の規定に基づき、生計維持者には250万円、そのほかの者には125万円の災害障害見舞金が支給される。市では、災害障害見舞金として、平成23年度に1件の支給を行った。

（5）災害援護資金貸付金（東日本大震災分）

市では、東日本大震災により世帯主が負傷した世帯や住居・家財に被害を受けた世帯の生活の立て直しを支援するため、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の貸し付けにも取り組んだ。

市が貸し付けを行った件数は平成23年度から令和元年度までの9年間で623件、貸付額は12億959万円に上った。災害援護資金貸付金の貸付限度額は世帯主の負傷の状況や家財・住居の被災状況により最大で350万円、償還期間は10年間（うち据置期間3年）とされているが、生活苦等から、貸し付けから10年以上が経過した現在も、いまだ償還を終えていない世帯もあり、課題となっている。

■災害義援金配分状況

宮城県受付分

配分年度	配分件数	配分額（円）
平成23	10,257	676,900,000
平成24	2,952	83,810,000
平成25	2,559	25,590,000
平成26	3,906	19,530,000
平成27	3,903	19,515,000
平成28	3,424	7,232,000
平成29	3,421	7,221,000
平成30	2,466	2,466,000
平成31	2,457	2,457,000
令和2	2,439	2,439,000
令和3	2,436	3,673,488
総　計	40,220	850,833,488

名取市受付分

配分年度	配分件数	配分額（円）
平成23	9,239	512,460,000
平成24		
平成25	4,126	41,260,000
平成26	4,525	22,625,000
平成27		
平成28	2,699	7,825,000
平成29	2,471	7,276,000
平成30	2,466	4,932,000
平成31	2,457	2,457,000
令和2	2,439	2,439,000
令和3	2,436	3,327,576
総　計	32,858	604,601,576

日本赤十字社受付分

配分年度	配分件数	配分額（円）
平成23	15,634	4,555,950,000
平成24	8,438	465,260,000
平成25	4,126	196,290,000
平成26	8,431	95,225,000
平成27	6,604	76,945,000
平成28	6,123	40,004,000
平成29	6,119	39,980,000
平成30	5,971	19,995,000
平成31	3,628	17,602,000
令和2	3,596	17,448,000
令和3	3,590	22,203,320
総　計	72,260	5,546,902,320

■災害見舞金支給状況（東日本大震災分）

支給年度	支給件数	支給額（円）
平成 22	927	92,700,000
平成 23	3,304	241,700,000
平成 24	77	5,050,000
平成 25	3	250,000
平成 26	1	100,000
平成 27	1	100,000
総　計	4,313	339,900,000

■災害弔慰金支給状況（東日本大震災分）

支給年度	支給件数	支給額（円）
平成 23	849	2,470,000,000
平成 24	12	42,500,000
平成 25	2	7,500,000
平成 26	0	0
平成 27	1	2,500,000
総　計	864	2,522,500,000

■災害障害見舞金（東日本大震災分）

支給年度	支給件数	支給額（円）
平成 23	1	2,500,000

■災害援護資金貸付状況（東日本大震災分）

貸付年度	貸付件数	貸付額（円）
平成 23	241	444,850,000
平成 24	268	517,400,000
平成 25	57	115,500,000
平成 26	21	51,200,000
平成 27	10	24,900,000
平成 28	5	17,000,000
平成 29	16	29,140,000
平成 30	4	7,600,000
令和 1	1	2,000,000
総　計	623	1,209,590,000

3 市税等の減免措置

市は、被災した市民の生活再建を支援するため、被災の状況等に応じ、市民税や固定資産税、国民健康保険税等の市税のほか、介護保険料、保育料等の減免措置を講じた。また、市税のうち固定資産税や都市計画税については、法律の定めに従い、被災した資産の状況等に応じ、課税免除を行った。そのほか、軽自動車税について、震災により被災し、代替車両等を取得した際は、当該車両を非課税とする対応を行った。

4　応急仮設住宅の管理・運営

(1)応急仮設住宅の建設

東日本大震災における名取市の避難者数は、平成23年３月11日のピーク時が1万1,233人、避難所数は52か所に上った（避難者数は市が震災当日に把握した数字。実際の避難者数は発表をかなり上回るものと推測される）。

県は避難所生活の早期解消を図ることを目的に平成23年３月28日にプレハブ応急仮設住宅の建設に着手した。応急仮設住宅には、建設型仮設住宅（プレハブ仮設住宅）と賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）があるが、市のプレハブ仮設住宅は、市内に７か所、仙台市太白区四郎丸にグループホーム１カ所の計８か所が整備され、平成23年５月３日から順次引き渡しが行われた。また、みなし仮設住宅についても、被災者と民間賃貸住宅を管理する不動産業者等との協議により、順次入居が進められた。そのほか、名取が丘地区の雇用促進住宅や市内各地の県営住宅の空き部屋も応急仮設住宅として活用された。

なお、各仮設住宅団地への入居者決定は、震災前の地域コミュニティの維持を前提に、町内会単位で行うことを基本とし、抽選などは行わずに進めていった。

(2)プレハブ応急仮設住宅の住環境

プレハブ応急仮設住宅の間取りは、１DK、２DK、３Kの３タイプであった。基本的な住居仕様は、居室、台所、トイレ、浴室（浴槽・給湯設備）のほか、事前調査により希望する世帯に対して追い焚き機能の追加、物置の設置を行った。また、照明器具、エアコン、カーテン、ガスコンロが設置され、日本赤十字社より生活家電６点セット（洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）が寄贈された。

■市税の減免、課税免除等の状況（東日本大震災分）

（単位：千円）

年　度	減　免					課税免除		非課税
	個人市民税	法人市民税	固定資産税	都市計画税	国民健康保険税	固定資産税	都市計画税	軽自動車税
平成 23	174,367	16,179	99,500	15,012	217,346	384,796	43,536	365
平成 24	33,047	19,011	-	-	96,205	96,524	10,826	4,128
平成 25	-	18,003	-	-	2,270	73,713	5,656	4,295
平成 26	-	527	32,367	407	5,730	47,676	7,538	73
平成 27	-	1	50,715	3,989	6,578	22,960	2,358	22
平成 28	-	-	43,697	3,282	9,087	33,668	3,746	36
平成 29	-	-	36,237	398	9,965	68,628	9,058	18
平成 30	-	-	32,236	256	7,916	79,250	12,131	6
令和 1	-	-	37,428	256	6,930	70,918	13,286	13
令和 2	-	-	31,892	256	7,531	112,094	15,357	16
令和 3	-	-	25,666	80	7,873	112,224	17,700	0
令和 4	-	-	29,710	1,810	8,041	76,344	4,725	-
令和 5	-	-	28,726	1,959	4,725	63,739	2,252	-
令和 6	-	-	12,946	1,838	3,131	56,424	2,156	-

※国民健康保険税の減免について、平成 25 年度以降は原発被災者に対するもののみ。
※固定資産税及び都市計画税の課税免除には、復興特区によるものを含む。

■避難所の開設状況

避難所開設日	設置箇所数	避難者数
平成23年3月11日	52か所	11,233人
平成23年3月12日	38か所	8,598人
平成23年3月18日	26か所	2,841人
平成23年4月11日	12か所	1,368人
平成23年5月11日	9か所	943人
平成23年6月11日	2か所	24人
平成23年6月22日	0か所	0人

■プレハブ応急仮設住宅の開設状況

	所在地	建設戸数	供与期間
箱塚桜団地	箱塚一丁目 12-13 （精神医療センターグラウンド）	102 戸（1DK 21 戸、2DK 60 戸、3K 21 戸）	H23.5.3 ～ H30.4.27
箱塚屋敷団地	手倉田字箱塚屋敷 3-2 （箱塚グラウンド）	180 戸（1DK 36 戸、2DK 108 戸、3K 36 戸）	H23.5.21 ～ H30.5.14
愛島東部団地	愛島郷二丁目 27 （警察学校隣接地）	182 戸　（2DK　182 戸）	H23.5.29 ～ R2.4.28
美田園第一団地	美田園一丁目 8-1 （美田園駅北側）	128 戸　（2DK　128 戸）	H23.5.29 ～ H31.3.31
美田園第二団地	美田園五丁目 2-3 （美田園駅南側）	120 戸　（2DK　120 戸）	H23.5.29 ～ H28.3.31
美田園第三団地	美田園七丁目 23-1 （下増田小学校西側）	27 戸　（2DK　27 戸）	H23.5.29 ～ H28.3.31
植松入生団地	植松字入生 274-1 （旧 NTT グラウンド）	150 戸　（2DK　150 戸）	H23.7.16 ～ H30.7.6
グループホーム ゆりあげ	太白区四郎丸字昭和下 16-1	21 戸　（グループホーム型）	H23.10.1 ～ H25.9.30

※供与期間の開始日は入居者への鍵の引渡し日としている。

■仮設住宅位置図



❶愛島東部　❸箱塚屋敷　❺美田園第三　❼美田園第二
❷箱塚桜　❹植松入生　❻美田園第一　❽グループホームゆりあげ

暑さ対策としてNPO緑のカーテン応援団がプレハブ仮設住宅に緑のカーテンを設置し、寒さ対策については必要に応じてエアコンの増設、断熱材の追加、二重サッシの取り付け、風除室の設置などを行った。また、備品としてこたつのほか、名取市ライオンズクラブからホットカーペットが寄贈されたほか、団地内の砂利道の舗装や雨水の排水工事なども実施した。なお、市内の仮設住宅団地には、入居者の交流や憩いの場として集会所が設置された。

(3)応急仮設住宅の管理・運営

応急仮設住宅の管理・運営は、入退去・空室管理、団地内の生活環境の構築・改善、見守り活動、生活再建支援など多岐にわたった。また、支援機関・団体等も、なとり復興支援センター「ひより」、名取市サポートセンター「どっと.なとり」、健康・福祉支援機関、地域の支援組織、生活相談機関など多方面に及んだ。市は、被災者の生活再建を円滑に行うため、支援者が一堂に会する名取市被災者支援連絡会を定期的に開催し、全体的な支援方針を共有する支援体制の構築を図った。そのほか、プレハブ仮設住宅情報交換会(JK会)※1や名取市被災者健康支援連絡会※2などでも入居者の情報交換を随時行った。

※1 プレハブ仮設住宅情報交換会(JK会):名取東地域包括支援センター、なとり復興支援センター「ひより」・(公財)日本訪問看護財団、保健センター、みやぎ心のケアセンター、名取市サポートセンター「どっと.なとり」等で構成。

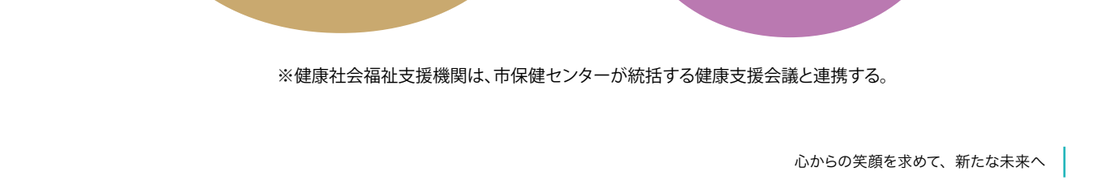
※2 ※1に掲げる団体に加え、みなし仮設住宅や人力再建を行う被災者への支援を行う団体等((公社)青年海外協力協会など)で構成。

(4)プレハブ仮設住宅の支援(被災地コミュニティ復興支援事業)

プレハブ仮設住宅の見守り・コミュニティ活動の支援は、名取市社会福祉協議会への委託事業として、なとり復興支援センター「ひより」(平成23年8月開設)が担当した。なとり復興支援センター「ひより」では、各仮設住宅団地の集会所に生活支援相談員を配置し(9時から16時)、支援活動を展開した。また、センター事業の統括的業務を担う復興支援コーディネーターが民間支援団体(NPO・ボランティア・大学等)の実施する支援活動(イベント・お茶会・傾聴活動・マッサージ等)の調整も行った。なとり復興支援センター「ひより」による支援活動の概要は次のとおりである。

①プレハブ仮設住宅等入居者の見守り支援をはじめ、地域コミュニティの再構築を行う事業
・地域の見守り体制の調整
・ボランティア受け入れ調整
・自治会活動の支援等の実施

■被災者支援体制



※健康社会福祉支援機関は、市保健センターが統括する健康支援会議と連携する。

②被災者ニーズの把握及び孤立防止のための支援事業

・巡回訪問による声掛け（住民の孤立感の緩和、生活状況、課題等の把握）
・集会所、公民館等を活用した交流の場（サロン等）の提供
・住民のニーズ把握や孤立防止のための支援

(5)みなし仮設住宅の支援（民賃世帯コミュニティ再生事業、被災者コミュニティ事業等）

みなし仮設住宅は、大規模災害時に行政が民間賃貸住宅を借り上げ、被災者に住まいを提供する仕組みである。この制度は、東日本大震災の際、プレハブ仮設住宅が不足したことを背景に、災害救助法に基づく本格的な支援策として確立された。本市におけるみなし仮設住宅入居者や、在宅被災者の見守り・コミュニティ活動の支援は、名取市サポートセンター「どっと.なとり」（市直営：平成24年４月開設）が担当した。名取市サポートセンター「どっと.なとり」では、サロン運営（（公社）青年海外協力協会〈JOCA〉への委託事業）や個別訪問、お茶っこのみなどの活動を通して、被災者の生活支援を行うとともに、被災者情報の一元化や各支援団体等との情報交換により総合的な支援を行った。名取市サポートセンター「どっと.なとり」による支援活動の概要は次のとおりである。

①地域拠点施設（常設サロン、移動サロン）

各地域に拠点施設（サロン）を整備し、コミュニティを構築するための役割を担うコミュニティ支援員を配置。お茶のみサロンや各種教室、イベントなどの開催を住民が自主的に行えるよう地域の実情に合わせた自治組織の立ち上げを支援した。

②個別訪問

サロンへの参加が困難な高齢世帯等を対象に、健康状態の把握等のために実施するもの。

③お茶っこのみ

温かいお茶と楽しい会話を楽しむお茶飲みサロンを各地区で開催。ストレッチ体操や手工芸、絵手紙教室、健康相談など多彩なイベントを行うもの。

(6)自治会活動

さまざまな被災者が入居するプレハブ仮設住宅団地では、入居者相互の親睦を深めるとともに、団地内の良好な環境づくりを目的に平成23年9月末までにグループホームゆりあげを除くすべての団地で自治会が設立された。８団地のうち４団地（箱塚桜団地・箱塚屋敷団地・美田園第二団地・美田園第三団地）はほぼ自主的に自治会が設立されたが、残り４団地（愛島東部団地・美田園第一団地・植松入生団地・雇用促進住宅愛島宿舎）は設立のためのワークショップを開催するなどの支援を行った。

自治会は、なとり復興支援センター「ひより」等の支援を受け、団地内の清掃やイベント等のコミュニティ活動のほか、支援物資の受け入れや支援団体との調整窓口にもなった。また、年に数回、自治会長会議を開催し、自治会における課題の相談や市の施策等の情報提供の場とした。

(7)応急仮設住宅の閉鎖と集約

応急仮設住宅の供与期間は、災害救助法施行令に基づく大臣告示や建築基準法等により、原則２年間とされている。ただし、恒久住宅の整備状況や地域の復興状況に応じて期間を延長できる制度となっており、東日本大震災による甚大な被害を受けた地域の多くは、最大で7年間まで期間の延長が認められた。なお、再建先の工期等の関係で供与期間内に応急仮設住宅を退去できないなど特定の要件に該当する世帯（特定延長対象世帯）についてはさらなる供与期間の延長が認められた。一方、プレハブ仮設住宅の退去が進み空室が増加していくと、入居者の高齢化や孤立化、防犯対策、コミュニティの維持等の課題が生じるため、市では時機を捉え、応急仮設住宅の集約にも取り組んだ。

■常設サロン

サロン名称	場　所	摘　要	備　考
柳生サロン	仙台市太白区柳生四丁目（賃貸物件）	H24.11.12 ～H31.3.31	「どっと. なとり」西サロンに統合
増田サロン	名取市増田一丁目（賃貸物件）	H24.12.17 ～H28.3.31	駅前サロンに統合
袋原サロン	仙台市太白区袋原四丁目（賃貸物件）	H24.12.17 ～H25.9.20	移動サロンに移行
杉ケ袋サロン	名取市杉ケ袋字築道（事業物件）	H24.12.17 ～H25.3.31	
手倉田サロン	名取市手倉田字諏訪（賃貸物件）	H24.12.17 ～H28.3.31	駅前サロンに統合
館腰サロン	名取市植松三丁目5-7（植松集会所） 名取市飯野坂六丁目7-8（飯野坂集会所）	H24.12.17 ～H25.7.31	新たな館腰サロンを新設
美田園サロン	名取市美田園五丁目（賃貸物件）	H25.7.22 ～H31.3.31	「どっと. なとり」東サロンに統合
館腰サロン（新設）	名取市植松三丁目（事業物件）	H25.8.1 ～H31.3.31	「どっと. なとり」西サロンに統合
駅前サロン	名取市手倉田字八幡（賃貸物件）	H28.4.1 ～H31.3.31	「どっと. なとり」西サロンに統合
閖上サロン	名取市閖上中央一丁目 22 閖上中央第一団地C棟1階	H29.8.18 ～H31.3.31	「どっと. なとり」東サロンに統合
「どっと. なとり」西サロン	名取市大手町四丁目（事業物件）	H31.4.1 ～R3.3.31	「どっと. なとり」サロンに統合
「どっと. なとり」東サロン	名取市美田園五丁目（賃貸物件） 名取市閖上中央一丁目 22 閖上中央第一団地C棟1階（分室）	H31.4.1 ～R3.3.31	「どっと. なとり」サロンに統合
「どっと. なとり」サロン	名取市閖上中央一丁目 22 閖上中央第一団地C棟1階	R3.4.1 ～R7.12.26	

■移動サロン

閖上公民館、増田公民館、下増田公民館、館腰公民館、愛島公民館、閖上中央第一団地集会室、閖上中央集会所、小塚原北集会所、小塚原南集会所、牛野集会所、高柳集会所、杉ケ袋北集会所、愛の杜集会所、愛島台二丁目集会所、美田園北集会所、美田園東集会所、閖上小中学校ミーティングルーム、閖上西団地内ポケットパーク、市営住宅高柳東団地・美田園北団地談話室、市営住宅閖上中央第一団地エントランス（A、B、C、D、E 棟）、市営住宅閖上中央第二団地エントランス（F、G、H 棟）、名取市文化会館、名取市保健センター、名取駅コミュニティプラザ、エコパレットなとり、上余田公会堂、杉ケ袋南公会堂、増田西老人憩の家、増田児童センター、東中田市民センター、太白区中央市民センター、柳生市民センター、東四郎丸コミュニティセンター、西中田コミュニティセンター、袋原コミュニティセンター、柳生生協会議室、若林区市民センター、岩沼ｉあいプラザ　等

美田園第二・第三団地は供与期間終了前の平成28年３月31日に閉鎖。箱塚桜団地は平成30年４月27日、箱塚屋敷団地は平成30年５月14日、植松入生団地は平成30年７月６日にそれぞれ供与期間の終了をもって閉鎖することになったが、それに伴い、閉鎖された仮設住宅（箱塚桜・箱塚屋敷・植松入生）に入居していた特定延長対象世帯は集約後の美田園第一団地と愛島東部団地に移転することになった。その後、平成31年３月31日に美田園第一団地が、令和2年４月28日には愛島東部団地が閉鎖され、これをもって市のプレハブ仮設住宅はすべて供用を終了した。そのほか、グループホームゆりあげは平成25年９月30日、県営住宅（田高・増田・名取が丘）は平成31年３月５日、雇用促進住宅団地愛島宿舎（現ビレッジハウス愛島）は平成31年３月28日、民間賃貸住宅は令和2年３月31日をもって応急仮設住宅としての扱いが終了した。

プレハブ仮設住宅の集約は、被災者の生活再建に大きく関わる課題であった。避難の長期化により入居者の高齢化も進んでおり、仮設住宅という限られた空間の中で育まれたコミュニティを、集約することで分断させるおそれもあった。住み慣れた環境を離れ、再び不慣れな場所で生活を再構築することは、高齢者の孤独感や健康不安を著しく増大させ、生きがいや活力の喪失という深刻な問題を引き起こしかねない。市は被災者に寄り添う伴走型支援を徹底し、単なる物理的な移転サポートにとどまらず、入居者の心身の状態や生活実態を継続的に把握することで、孤立の防止と生活再建に向けた対応に全力を注いだ。

■仮設住宅入居状況の推移（令和2年4月16日現在）

	建設戸数	平成23年10月31日(ピーク時)			平成24年3月末			平成25年3月末			平成26年3月末			平成27年3月末		
		入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数
箱塚桜	102	101	102	270	99	100	263	97	94	241	81	81	192	74	74	166
箱塚屋敷	180	177	172	454	176	173	452	147	144	347	127	121	283	114	108	236
愛島東部	182	182	156	411	179	155	408	175	153	362	165	146	327	148	132	282
美田園第一	128	128	121	250	128	120	249	125	119	234	117	108	202	114	106	199
美田園第二	120	120	94	257	118	92	256	114	102	223	108	93	205	80	71	143
美田園第三	27	27	16	68	27	16	68	24	17	62	24	15	60	19	10	45
植松入生	150	150	119	303	145	119	294	134	124	244	115	106	193	98	92	155
プレハブ仮設小計	889	885	780	2,013	872	775	1,990	816	753	1,713	737	670	1,462	647	593	1,226
雇用促進（ビレッジハウス愛島）	196	73	70	127	73	74	134	74	75	112	70	65	110	65	63	100
県営住宅	19	11	11	42	14	14	56	9	9	30	8	8	32	6	6	26
GHゆりあげ	21	-	-	-	11	11	11	13	13	13	0	0	0	-	-	-
合計	1,125	969	861	2,182	970	874	2,191	912	850	1,868	815	743	1,604	718	662	1,352
民間賃貸住宅（被災時に名取市在住）		1,204		3,454												

	建設戸数	平成28年3月末			平成29年3月末			平成30年3月末			平成31年3月末			令和2年4月16日現在		
		入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数	入居戸数	世帯数	人数
箱塚桜	102	68	68	152	49	50	99	13	13	28	-	-	-	-	-	-
箱塚屋敷	180	97	90	185	76	70	141	23	22	46	-	-	-	-	-	-
愛島東部	182	130	114	244	97	84	152	45	35	63	10	7	18	1	1	2
美田園第一	128	107	98	185	88	81	149	49	42	84	3	3	4	-	-	-
美田園第二	120	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
美田園第三	27	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
植松入生	150	81	78	127	62	61	82	31	30	39	-	-	-	-	-	-
プレハブ仮設小計	889	483	448	893	372	346	623	161	142	260	13	10	22	1	1	2
雇用促進（ビレッジハウス愛島）	196	57	56	91	47	46	74	9	10	14	1	1	3	-	-	-
県営住宅	19	6	6	26	4	3	12	1	1	3	-	-	-	-	-	-
GHゆりあげ	21	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	1,125	546	510	1,010	423	395	709	171	153	277	14	11	25	1	1	2

(8)応急仮設住宅退去者への支援

平成26年６月１日以降に応急仮設住宅を退去することがわかった被災者については「地域見守り支援シート」を活用した。地域見守り支援シートは個人ごとに作成し、原本を震災復興部生活再建支援課で保管。支援者間で情報共有が必要となった場合、必要な情報を関係機関に提供することで、引き継ぎをスムーズに行い、切れ目のない支援を行った。平成29年４月には、「名取市すまいと暮らしの再建支援事業」として、生活再建支援課内に名取市すまいとくらしの再建支援センターを設立した（(一社)パーソナルサポートセンターへの委託事業）。同センターでは、仮設住宅で暮らす被災者の恒久住宅の確保や、住宅確保後も自立支援が必要な被災者に対して個別事情に応じたきめ細かな支援を行った。また、応急仮設住宅退去後も戸別訪問（名取市サポートセンター「どっと.なとり」が実施）を継続し、被災者サロンの継続及び利用案内等も行った。

5　り災家屋の応急修繕、解体及び瓦礫撤去

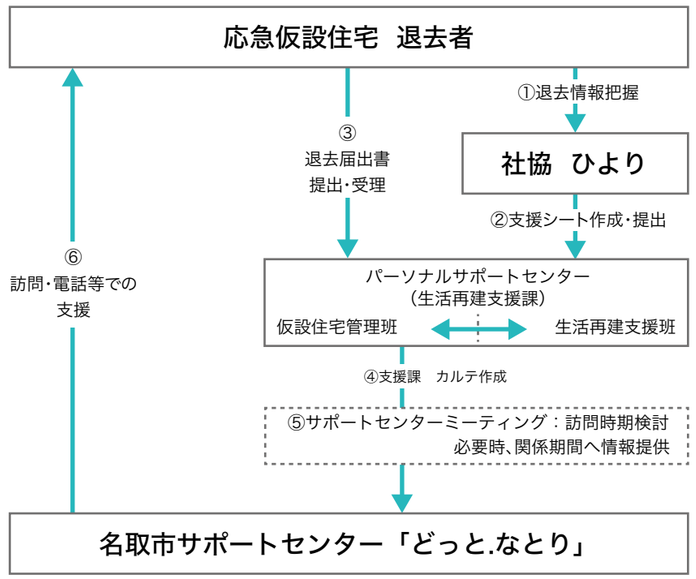
(1)損壊家屋の解体・撤去

損壊家屋の解体・撤去は、国による財政支援を受けながら市が事業主体となって行った。市は、平成23年３月25日に家屋撤去の受付を開始し、同年４月５日より閖上地区から撤去作業を開始した。津波被害による家屋等の撤去受付は平成23年11月30日まで行い、撤去作業は同年12月31日に終了した。また、地震により被害を受けた家屋等は、平成23年７月19日から11月30日に、また、平成24年５月１日から同年７月31日に解体受付を行い、11月30日に撤去作業が終了した。解体撤去の対象となったのは、原則大規模半壊以上の家屋等で、居住家屋は半壊以上が該当した。

(2)住宅の応急修理

災害救助法に基づく住宅の応急修理は、災害のため住宅が半壊以上の被害を受け、自らの資力で応急修理をすることができない世帯（所得制限あり）、または大規模半壊以上の被害を受けた世帯（所得制限なし）に対し、日常生活に必要不可欠な最低限度の応急修理を行う制度である。基本的に業者への修理依頼と修理費の支払いは市が行うこととなっていたが、東日本大震災は被害が甚大であったことから、個人で業者を選定することも可能な取り扱いとされた。修理限度額は52万円で、限度額を超える費用は個人負担となった。同制度の申請受付期間は平成23年５月９日から平成24年１月31日とし、市は全部で444件の応急修理に対応した。

■応急仮設住宅退去者への支援体制



6　震災等緊急雇用対応事業

震災後、被災者の多くが不安定な就業環境にさらされることになった一方、復興事業に携わる現場は多忙を極め、全国から続々と応援職員が現地入りする中にあって、被災地は慢性的な人手不足に陥っていた。このようななか、国は、平成23年5月に成立した第3次補正予算において「震災等緊急雇用対応事業」を創設した。これは、平成20年9月に発生したリーマン・ショックに伴う雇用不安に対応するため創設された「緊急雇用創出事業」及び「重点分野雇用創出事業」を拡充する形で措置されたもので、対象地域を災害救助法適用地域に、対象者を被災求職者（災害救助法適用地域に所在する事業所に雇用されていた者及び当該地域に居住していた求職者）にそれぞれ限定するなど、震災対応に対象を重点化した支援が行われた。

「震災等緊急雇用対応事業」（平成27年度開始分以降は「震災等対応雇用支援事業」）では、市が被災求職者を直接雇用し、またはNPO等への委託による雇用がなされた場合において、かかる人件費に対し国による財政支援が行われた。

市も、これらの制度を積極的に活用し雇用を確保、平成23年度から制度が終了する平成28年度までに国の支援を受け、市が直接雇用を行った臨時職員は6年間で延べ585人、支払賃金は総額で3億8,496万7,419円に上った。これらの人員は、復興事業に忙殺され、人手不足に悩む市の行政運営において重要な戦力となった。加えて、市では、震災復興に資するさまざまな委託事業の実施を通じた雇用の確保にも取り組んだ。市が被災者等の雇用の確保に向け実施した委託事業は次のとおり、委託事業者が雇用した臨時職員は延べ85人、支払総額は1億5,161万1,965円となった。

「震災等緊急雇用対応事業」及び「震災等対応雇用支援事業」一覧

■平成24年度

事業名（委託先）	内　　容	事業費	雇用人数
学習機会創出事業 （尚絅学院大学）	震災後の市民の生活課題や地域が抱える現代的課題の解決を図るためサテライトキャンパス等を設置運営し、市民の高度・多様化する学習ニーズに応じた様々な学習機会を提供するもの。	8,400,000 円	2人
産業振興・復興支援事業 （名取市商工会）	仮設店舗や被災事業者の事業再開への支援を行い、中小企業等の産業振興・復興支援を図るもの。	4,095,000 円	1人
臨時災害放送充実事業 （特定非営利活動法人エフエムなとり）	震災情報や日々の生活情報の発信を行うため、平成23年4月に開設した臨時災害放送局旧「名取災害FM」において、被災求職者を雇用し放送体制の整備を行うことで、復興情報等の提供の充実を図るもの。	3,418,954 円	2人

■平成25年度

事業名（委託先）	内　　容	事業費	雇用人数
臨時災害放送充実事業 （特定非営利活動法人エフエムなとり）	震災情報や日々の生活情報の発信を行うため、平成23年4月に開設した臨時災害放送局旧「名取災害FM」において、被災求職者を雇用し放送体制の整備を行うことで、復興情報等の提供の充実を図るもの。	8,480,115 円	3人
市民活動支援基盤整備事業 （特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる）	市民による自主的なまちづくり活動の活性化を図るため、地域の市民活動やコミュニティ活動を支える組織を支援し、組織を担う人材を育成することで、市民活動への支援基盤を構築するもの。	7,237,904 円	4人
産業振興・復興支援事業 （名取市商工会）	仮設店舗や被災事業者の事業再開への支援を行い、中小企業等の産業振興・復興支援を図るもの。	3,675,000 円	1人
中小企業実態調査事業 （株式会社１社）	被災後の市内事業者の実態を把握するため、市内製造業の事業所を訪問し、業界の動向や設備投資の予定等、中小企業の実態を調査するもの。	4,446,750 円	4人
ものづくり人材育成事業 （株式会社２社）	復旧・復興関連事業の増加に伴う緊急的な人材ニーズに対応するため、また、被災事業者の技術的課題解決を図るため、ものづくり人材の育成を行うもの。	8,624,800 円	3人
学習機会創出事業 （尚絅学院大学）	震災後の市民の生活課題や地域が抱える現代的課題の解決を図るためサテライトキャンパス等を設置運営し、市民の高度・多様化する学習ニーズに応じたさまざまな学習機会を提供するもの。	7,560,000 円	2人

■平成26年度

事業名（委託先）	内　　容	事業費	雇用人数
コミュニティ FM 復興情報充実事業 （特定非営利活動法人エフエムなとり）	平成27年3月にコミュニティFMへ移行した旧「名取災害FM」において、引き続き災害関連の情報発信を行うとともに、復興情報等の充実強化を図るもの。	61,611 円	1人
市民活動支援基盤整備事業 （特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる）	市民による自主的なまちづくり活動の活性化を図るため、地域の市民活動やコミュニティ活動を支える中核的な組織を支援し、組織を担う人材を育成することで、市民活動への支援基盤を構築するもの。	13,014,000 円	4人
被災事業者再建支援事業 （名取市商工会）	仮設店舗や仮設工場における集客事業支援や、事業所本設に向けての事業再建の支援を行い、被災事業者の再建・復興を図るもの。	3,996,000 円	1人
観光開発宣伝事業 （(一社）名取市観光物産協会）	震災で被災した市内への観光誘客と被災事業者が生産・製造する商品類の販売促進を目指し、観光客向けの情報発信や首都圏等の旅行代理店等への営業活動を行うもの。	6,231,000 円	2人

事業名（委託先）	内　　容	事業費	雇用人数
震災ミュージアム等設置事業 （株式会社１社）	震災による被災状況、復旧・復興の状況を見学できる臨時の震災ミュージアムを仙台空港ビルに設置するもの。併せて被災事業者の販路拡大に向け観光・物産のPRを行うもの。	8,078,400 円	16人
大学等の高等教育機関と連携した 生涯学習機会提供事業 （尚絅学院大学）	大学との連携により、仮設住宅等に入居している被災者へ生涯学習機会の提供を行うことで、コミュニティの再構築や新旧住民の交流を図るもの。	7,776,000 円	2人

■平成27年度

事業名（委託先）	内　　容	事業費	雇用人数
コミュニティ FM 復興情報充実事業 （特定非営利活動法人エフエムなとり）	平成27年3月にコミュニティFMへ移行した旧「名取災害FM」において、引き続き災害関連の情報発信を行うとともに、復興情報等の充実強化を図るもの。	4,278,237 円	2人
仮設店舗等集客支援事業 （（一社）名取市観光物産協会）	仮設店舗を拠点に活動する震災語り部の活動支援を行うことで団体観光客の集客を図るとともに、仮設店舗や仮設工場における各種イベントの実施支援に取り組むことで被災事業者の再建・復興支援を行うもの。	3,510,000 円	1人
観光開発宣伝事業 （（一社）名取市観光物産協会）	震災で被災した市内への観光誘客と被災事業者が生産・製造する商品類の販売促進を目指し、観光客向けの情報発信や首都圏等の旅行代理店等への営業活動を行うもの。	8,856,000 円	2人
震災ミュージアム等設置事業 （株式会社１社）	震災による被災状況、復旧・復興の状況を見学できる臨時の震災ミュージアムを仙台空港ビルに設置するもの。併せて被災事業者の販路拡大に向け観光・物産のPRを行うもの。	8,452,080 円	12人
大学等の高等教育機関と連携した 生涯学習機会提供事業 （尚絅学院大学）	大学との連携により、仮設住宅等に入居している被災者へ生涯学習機会の提供を行うことで、コミュニティの構築や新旧住民の交流を図るもの。	8,208,000 円	2人

■平成28年度

事業名（委託先）	内　　容	事業費	雇用人数
コミュニティ FM 復興情報充実事業 （特定非営利活動法人エフエムなとり）	平成27年3月にコミュニティFMへ移行した旧「名取災害FM」において、引き続き災害関連の情報発信を行うとともに、復興情報等の充実強化を図るもの。	5,423,759 円	2人

事業名（委託先）	内　　容	事業費	雇用人数
観光開発宣伝事業 （（一社）名取市観光物産協会）	震災で被災した市内への観光誘客と被災事業者が生産・製造する商品類の販売促進を目指し、観光客向けの情報発信や首都圏等の旅行代理店等への営業活動を行うもの。	8,856,000 円	2人
震災ミュージアム等設置事業 （株式会社１社）	震災による被災状況、復旧・復興の状況を見学できる臨時の震災ミュージアムを仙台空港ビルに設置するもの。併せて被災事業者の販路拡大に向け観光・物産のPRを行うもの。	8,338,680 円	12人
大学等の高等教育機関と連携した 生涯学習機会提供事業 （尚絅学院大学）	大学との連携により、仮設住宅等に入居している被災者へ生涯学習機会の提供を行うことで、コミュニティの再構築や新旧住民の交流を図るもの。	8,575,200 円	2人

名取市職員が語る復興の歩み①

暮らしを支えた情報インフラ
コミュニティFM「なとらじ」

総務課 広報広聴係長（当時） 林　タケル

私は、平成24年度から臨時災害ＦＭの運営に携わっていました。震災下、市が放送免許を取得し、必要な情報を随時、即時発信する臨時の放送局として当初は民間事業者に運営を委託していたものですが、その後地域のきめ細かい災害情報、また災害で分断してしまったコミュニティの支援、再建にも繋がる有効なツールを残したいという思いから、災害FMからコミュニティＦＭ（CFM）へ移行を図る事業へと展開したものです。臨時放送局は当初市庁舎議会棟を演奏所としていましたが、復旧が進み業務の平常化に向かうなか、市庁舎屋上の小部屋へ移転を余儀なくされ、運営スタッフの方々は日々苦労が絶えない状態となりました。さらには、CFM立ち上げのためにも新たな演奏所の確保も急務となりました。また運営の主体は市ではなくNPO法人が放送免許を取得し独立運営することになるため、将来的な経費の低減も考慮する必要がありました。このような条件下で場所探しに追われていましたが、前年度まで市有財産の管理業務に携わっていた経験から、庁舎の資材倉庫の一部に事務室があったことに思い当たりました。最終的に選んだというか選択肢はほぼ無く、倉庫の外観はガレージ感もあり、塗装すればかえって親近感や面白味が出るかもしれないと思い、また、演奏所としてのスペースは十二分に広いとは言えないものの２つの収録ブースの確保が可能であり、庁舎に近く、有事の際に通信が分断しても情報の入手が比較的容易に行えるというメリットも考え、ここしかないかなと考えました。

復旧・復興事業の多くがそうであったように前例のないなか、演奏所の設計、設置工事は、放送・通信事業に携わるさまざまな人の復興支援のもと、また、その伝手も頼りながら進め、放送機材も性能と経費のバランスなど一つひとつ丁寧にアドバイスをいただきながら整備することができました。

CFMは平成27年から運営をスタートしました。開局まで、アナウンサーの研修などの人材育成や放送免許取得に係る関係機関との調整、開局後も難聴地域をカバーする中継局整備などソフト、ハード両面にわたり携わらせていただきましたが、それも全て、関わっていただいた人たちの知識、経験、そこから生まれる工夫、そして多くの方々の支援によってなされたものです。

震災後、復興に関するさまざまなイベントも中継し「なとらじ」は、復興のシンボル的存在の1つと思っています。現在は株式会社へと形態が変わりましたが、今後も市民のラジオ「市民の財産」として皆さんと繋がっていただきたいと思います。

名取市職員が語る復興の歩み②

仮設住宅の建設・入居からコミュニティ再生までを支援

震災復興部 生活再建支援課（当時） **鈴木 智弥**

東日本大震災では応急仮設住宅の建設・入居から、さらにコミュニティ再生業務を担当しました。

震災直後は住まいを失った方たちが市内各避難所のほか、親戚宅や賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）に分散していたこともあり、入居の意向集約や建設戸数の把握に手間取りました。どの自治体も同様だったと思いますが、当時は目の前の課題に制度設計が追い付かず、被災者の方々の対応と県との調整に追われる毎日でした。それでも5月3日に箱塚桜仮設住宅の入居を開始し、5月末には希望者の大半が応急仮設住宅団地等へと入居しました。

重視したのがコミュニティ単位での入居です。当時応援職員として派遣されていた神戸市職員からのアドバイスもあり、お互い交流があって同じように被災したみなさんが以前のように近隣で暮らすことで、安心して生活再建に取り組んでいただけるのではと考えたのです。団地ごとの自治会の立ち上げも支援し、そこからの要望を受けて風除室や物置を増設したり車椅子が通れるよう通路を舗装化したりするなど、居住環境の向上にも努めました。

また、外部からの炊き出しや各種イベントの申し出はすべて受け入れ、各自治会へと確実にコーディネートして喜ばれました。これは地域事情をよく知る職員が自治会などと密に連絡を取り合って初めて可能となったことです。一方で、みなし仮設住宅に入居する方たちに対しては支援格差を解消するため、震災翌年に空き店舗を借りて集会所を設けるなどコミュニティ再生に取り組みました。

実は、仮設住宅の担当となった当初、主な業務は施設管理だと思っていましたが、すぐに私たちの使命は一人ひとりの暮らしの復興と、コミュニティ再生の支援なのだと気づきました。復興とはハード面だけを指すのではありません。その気づきを確かなものとしたのは、市の生活再建を長期的に支援してくださった同志社大学の立木茂雄教授との出会いです。立木教授によると、生活再建には住まいに加えて、人と人とのつながり、まちの復興、心と体のストレスの緩和、次の災害への備え、暮らしの安定、そして行政との関わりという7つの要素が不可欠だといいます。これをベースとして、市独自の「生活再建推進プログラム」を作成し、その後の復興公営住宅支援や応急仮設住宅の集約では、より個別の状況を理解したうえでの対応が求められたことから、この考えは実際の業務を進めるうえで非常に大きな指針となりました。要支援者・高齢者の見守りなどは必要に応じて福祉分野と連携し、現在に至っています。

東日本大震災の後、熊本地震や北海道胆振東部地震、そして能登半島地震の被災自治体への応援派遣も経験しました。それらを通して感じたのは、1つには建物被害の判定基準の課題です。徐々に被災者にとって有利な制度に改定されてきたとはいえ、基準の壁によって本当に支援を必要とする人が支援を受けられないというケースを見聞きしました。それぞれ地域事情が異なるため、一律の制度が当てはまらない場合もあると思います。

名取市職員が語る復興の歩み③

支援者を支援するデータを構築 自助・共助・公助を橋渡し

震災復興部 生活再建支援課（当時） **中澤 真哉**

平成26年に名取市役所に入庁し、生活再建支援課に配属されました。最初の仕事は被災者台帳のデータ化とその管理です。当時は緊急的な支援の時期を過ぎ、一人ひとりの抱える問題を確実に解決する個別対応の段階に入っていました。同課は市被災者支援連絡会事務局として、生活支援・相談機関や生活健康・福祉支援機関、行政の各部署、さらに外部の支援団体と情報を共有しながら調整を図っていましたが、それをさらに適切かつ総合的に進めるには、個別の課題や支援状況を把握できる詳細な台帳を改めて整備する必要があったのです。

その被災者台帳に基づいて情報の橋渡しをし、被災者を支援する方たちの支援をすることも重要な業務でした。見守り支援や仮設住宅自治会をつなぐ市社会福祉協議会の「なとり復興支援センターひより」や、賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）と復興公営住宅にお住まいの方を対象とした交流サロン名取市サポートセンター「どっと.なとり」、それを支援するＪＯＣＡ（公益社団法人青年海外協力協会）に毎日通って、みなさんと顔を合わせてお話しすることを続けました。また、保健師や民生委員からの聞き取りは、それまで生活再建支援課では把握し得なかった個々の困りごとを福祉的な支援へと連携させたり、自宅再建の建設地や補助金申請などの具体的な相談に応えたりすることにつながりました。

応急仮設住宅の入居時点から集約までを一貫してコミュニティ単位で行ったことは、後々の生活再建とその支援に大いに役立ちました。一方で、災害対応には自助・共助・公助の連携が不可欠といわれますが、行政の目の行き届かない部分があることを痛感しました。例えば、3.11を境に住宅を失うだけでなく生業や生活そのものが大きく変化したことにより、経済的な問題や心の問題を抱える方もいます。そうした方々への生活困窮者自立支援制度の活用や心のケアなどについては、外部の専門機関と連携して支援を行っています。

熊本地震では応援職員として西原村役場でり災証明書の申請受付を担当し、「よそ者」だからこそスムーズにできることもあると気づきました。災害時の行政機関は応援職員をもっとうまく利用する仕組を作れるとよいのではないでしょうか。とはいえ、自然災害は自治体単位で起きるわけではありません。個別支援やコミュニティ再生を的確に行う観点からも、災害の有無を問わず、自治体の枠を超えた生活圏、文化圏を理解しておくことが大事だと考えています。

名取市職員が語る復興の歩み④

市民の生活再建を最優先に 行政事務ではなく 被災者のサポートを

震災復興部 生活再建支援課（当時） **小泉 敏**

平成23年４月下旬、仮設住宅管理を行うプロジェクトチームが立ち上がり、私はチーム唯一の技術職員として配属されました。既にその部署で準備を進めていた神戸市からの応援職員のアドバイスを受けながら数名の職員により手探りで仕事を進めることとなりました。

まず、県で整備した仮設住宅を被災者へ提供するための準備です。砂利敷きされた広大な土地に長屋式のプレハブ仮設住宅が建てられただけで、部屋の中には何もない無機質な状態でした。わずか数週間の間に200戸、300戸と計889戸、グループホーム21戸、雇用促進住宅196戸の合計1,106戸の部屋ができあがり、鍵を管理するだけでも大変でした。

それらの仮設住宅へ、10t大型パネルトラックで日赤から届けられた家電製品6点セット（テレビ、冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、電子レンジ、電気ポット）や、企業などからの支援物資である、こたつ、布団、毛布、鍋セット、まな板、包丁、食器、数日分の食料などなど多くの支援物資を、わずか数名の職員で各部屋へ運び入れたことを覚えています。また、駐車場については区画表示がなく、一度使用を始めると、区画変更をお願いする労力が膨大になることが想定されたため、慌てて区画標示番号を準備し、提供するまでに何とか間に合ったということもありました。

応急仮設住宅の入居に関しては、国の基準では、入居できるのは住家の被害が「全壊」（損壊割合50%以上）、または流失・焼失等の被害を受けた場合のみとされています。その線引きだけでは非常に難しく、「大規模半壊」では当然住める状況にはなく、「半壊」と判定されても事実上住み続けられない場合もあり、そういった方も応急仮設住宅に入居できるよう取り扱いの基準を整理する必要がありました。

仮設住宅での生活は、復旧復興までの時間が長引くことや、見ず知らずの人たちと集団的な生活をすることとなるため、引きこもりや隣近所の関係性が希薄となることについても先例となる被災自治体職員の方々からアドバイスされていましたので、可能な限り震災前の居住地区ごとに入居できるよう団地の割り振りを進めました。一方、住宅タイプの割り当てについては、通常では１世帯に１部屋を提供する基準ですが、住宅の間取りと家族構成がマッチしない部分がどうしても出てしまうため、基準を定め家族構成の大小に合わせ複数の部屋を提供することも行いました。それでも、入居する方々の希望に全て応えることができず、不自由な思いをした方もいたと思われます。

また、団地ごとに開催する仮設住宅入居説明会への案内通知作成、その説明会で作成してもらう契約関係書類など数々の書類準備がありました。契約

書、保証人的意味合いの緊急時連絡先、入居する家族の氏名、年齢、職業、電話番号等を記載する入居台帳、当然不足があってはいけないし、未記入のままではその後入居者と連絡が取れなくなることもあるので用意周到に作っては印刷、一つの封筒に10種類程度の書類、鍵、部屋の使い方の説明書など、団地ごとに全部屋分を事前準備していましたが、説明会の直前まで時間がかかってしまったこともありました。

本市で最初に入居を開始した仮設住宅団地が箱塚桜団地（県名称：県立精神医療センターグラウンド）で、平成23年5月3日（火）9時30分の入居説明会後に入居開始、本市最終となる仮設住宅団地の植松入生団地（県名称：NTTグラウンド）では、平成23年7月16日（土）9時30分の入居説明会後に入居を案内することができました。プロジェクトチームの業務開始からこれら仮設住宅への入居が完了するまでの約３か月間は、一緒に働いた同僚たちみんなが、これまで経験したことのない仕事に全力で向き合った時間でした（その後、入居者の最終退去日である令和2年4月28日までの約9年間、応急仮設住宅として使用されました）。

また、同時進行で進められたみなし仮設住宅（民間賃貸住宅の仮設住宅扱い）の入居手続き事務についても、県で定めた手続きの窓口となっていたため、連日申込みに大勢の被災者の方々が来庁しました。日々変化する申請基準等に翻弄されながら、申込書類の審査、不備事項についての説明、時には不動産事業者への問い合わせ、県への確認と怒涛の日々だったように記憶しています。通常業務時間は窓口受付等で被災者の方々の対応、定時後にその後の事務手続き処理となってしまい、1日の業務終了時間が真夜中となることが珍しくありませんでした。

他方で並行して進めていた住宅の応急修理制度の業務については、通常は市が行う業者の手配を申請者自身に行ってもらうよう申請方法を変更し、手続きなどにかかる時間を短縮しました。申請受付開始の平成23年5月9日から受付終了の平成24年1月31日までで、申請受理件数444件、最終修理完了が平成25年3月29日でした。

いずれについても、何よりも優先したのは市民の生活再建及び負担軽減、そして暮らしの早期安定です。基準や制度にのっとっただけでは被災者の生活安定を取り戻すことはできません。状況は一人ひとり異なるため、個人の声を聞き、どのような支援ができるのかを考えながら取り組んだ業務でした。

仮設住宅の環境整備については、住民が常に歩くところが砂利敷きのままで転倒する年配の方が多く、生活に支障があるため早々に県及び国に改善要望をしました。その後、風除室整備やエアコン２台目の整備、お風呂の追い炊き機能の整備など、後から国に整備を認められ、追加整備の契約を団地ごとに行いましたが、住民との調整に時間がかかったことを記憶しています。この時までは、応急仮設住宅は最低限の整備しか認められていなかったようですが、その後の災害から環境整備が増強されることとされたようです。

この応急仮設住宅へ足しげく通い生活環境整備を進めていくなかで、入居者の健康や住民交流の不十分さなどといった課題を感じ、支援活動を実施していた日本訪問看護財団や保健センターに住民の健康状態を繋いだり、仮設住宅内の見守り活動の必要性を感じ、集会所を拠点とする団地内巡回や見守り活動業務を社会福祉協議会に委託し、みなし仮設住宅についても訪問活動や拠点となる集会施設を準備し被災者の支援を行いました。私たちチームが仮設住宅を巡回することを実施したり、仮設住宅での不具合対応や、エアコンの取り付け工事などで入居者と直接接する機会が多かったからこそ、これらの課題にいち早く気付けたのかもしれません。

おそらく、この仕事に正解はありません。災害救助法は最低限度の基準で物事が定められています。その制度や基準だけでは、被災者を助けることはできません。その人たちに寄り添えるか、どうすれば助けることができるか、を行政の立場ではなく一般の目線で考える必要があります。被災者に対して何ができるか、何のサポートができるかがこの仕事に携わる者の役割なのだと思います。



増田サロンで行われたお茶っこのみ



美田園サロンで行われた流しそうめん



閖上サロンオープンイベント（平成29年8月18日）



閖上サロンで行われた「エコでちぎり絵」

［第１節］　暮らしと住宅の再建支援



2　恒久的な住宅への移行支援

東日本大震災で住まいを失った市民への対応として、市は災害公営住宅の整備を推進した。下増田地区では、防災集団移転促進事業を柱に検討を進め、仙台空港アクセス線美田園駅北側（美田園北地区）の移転先団地で災害公営住宅の整備を進めることとした。一方、現地再建を検討していた閖上地区では、当初、被災市街地復興土地区画整理事業の実施に合わせ、区画整理区域内で公営住宅の整備を進めることとしていたが、津波被害を受けた閖上地区には戻りたくないという住民の声を受け、最終的には区画整理区域内に463戸、区画整理区域外の高柳地区に100戸の災害公営住宅の整備を行った。

また、被災者の住まいの再建に当たり、市は、災害公営住宅の家賃の軽減や住宅の購入に対する利子補給、引越費用の助成等の支援を行った。

1　災害公営住宅の整備

災害公営住宅（「復興公営住宅」と呼称される場合もある）は、災害で家を失った被災者に低廉な家賃で貸し出す公の賃貸住宅であり、市は、新たに創設された東日本大震災復興交付金制度を活用し災害公営住宅の整備を進めた。防災集団移転促進事業を柱に被災地域の復旧・復興の検討を進めていた下増田地区の北釜・広浦・杉ケ袋南・杉ケ袋北各地区は、仙台空港アクセス線美田園駅北側の移転先で災害公営住宅の整備を進めた。一方、現地再建によるまちづくりを目指していたものの、現地再建に反対する意見も多かった閖上地区では、当初は、閖上地区の被災市街地復興土地区画整理事業区域内に、全ての災害公営住宅を整備する方針としていたが、津波被害を受け、閖上地区に戻ることを躊躇する住民の声もあったことから、閖上地区の西方内陸側に位置する高柳地区にも災害公営住宅の整備を行うこととなった。

また本市では当初、閖上地区内に900戸の災害公営住宅を整備する計画としていたが、復興の長期化に伴い、徐々に閖上を離れ、地区外や市外に新たな生活の場所を求める市民が相次いだことから、最終的に市が整備した災害公営住宅の戸数は、閖上地区の463戸（戸建178戸・集合285戸）に高柳地区の100戸（戸建50戸・集合50戸）、下増田地区の92戸（戸建42戸・集合50戸）の655戸（戸建270戸・集合385戸）となった。

災害公営住宅の整備手法には、直接建設方式、買取方式、借上げ方式などがあるが、戸建の災害公営住宅の整備については、地元事業者等で設立した（一社）名取市復興公営住宅建設推進協議会が建設した住宅を買い取る手法を採用した。この協議会方式は地域振興の観点からも有効な手法となった。また、下増田地区及び高柳地区の集合住宅は、独立行政法人都市再生機構（通称「UR都市機構」）からの買取りによる整備を、閖上地区の集合住宅については、事業主である市の意向を細部まで反映できる直接建設方式を採用した。各災害公営住宅の整備概要は次のとおりである。

■災害公営住宅整備概要

○下増田地区災害公営住宅

1）集合住宅（美田園北団地）

・契約形態：UR都市機構からの譲渡契約
・契約日：平成26年５月28日
・譲渡代金：12億4,321万1,760円
・構造：鉄筋コンクリート造（５階建て）
・戸数：50戸
　１LDKまたは２DK　　10戸（約50㎡）
　２LDKまたは３DK　　28戸（約65㎡）
　３LDKまたは４DK　　10戸（約80㎡）
　車椅子対応（２LDK）　　２戸（約65㎡）
・契約工期：平成26年６月～平成27年７月
※平成27年7月30日に鍵引き渡し式を開催

2）戸建住宅（美田園北団地）

・契約形態：（一社）名取市復興公営住宅建設推進協議会からの譲渡契約
・契約日：平成26年６月13日
・譲渡代金：7億4,763万9,000円
・構造：木造（平屋または２階建て）
・戸数：42戸
　１LDK（平屋）　　４戸（約50㎡）



下増田地区災害公営住宅 集合住宅（美田園北団地）



下増田地区災害公営住宅 戸建住宅（美田園北団地）

2LDK（平屋）　14戸（約65㎡）
2LDK（2階建て）　11戸（約65㎡）
3LDK（2階建て）　13戸（約80㎡）
・契約工期：平成26年7月～平成27年3月
※平成27年3月20日に鍵引き渡し式を開催

○高柳地区災害公営住宅

1）集合住宅（高柳東団地）
・契約形態：UR都市機構からの譲渡契約
・契約日：平成27年12月1日
・譲渡代金：13億475万2,000円
・構造：鉄筋コンクリート造（5階建て）
・戸数：50戸
1LDKまたは2DK　15戸（約50㎡）
2LDKまたは3DK　28戸（約65㎡）
3LDKまたは4DK　5戸（約80㎡）
車椅子対応（2LDK）　2戸（約65㎡）
・契約工期：平成28年1月～平成29年5月
※平成29年6月1日に鍵引き渡し式を開催

2）戸建住宅（高柳西団地）
・契約形態：（一社）名取市復興公営住宅建設推進協議会からの譲渡契約
・契約日：平成28年2月23日
・譲渡代金：9億6,336万円
・構造：木造（平屋または2階建て）
・戸数：50戸
1LDK（平屋）　2戸（約50㎡）
2LDK（平屋Aタイプ）　13戸（約65㎡）
2LDK（平屋Bタイプ）　12戸（約65㎡）
2LDK（2階建て）　7戸（約65㎡）
3LDK（2階建て）　16戸（約80㎡）
・契約工期：平成28年4月～平成29年1月
※平成29年1月25日に鍵引き渡し式を開催

○閖上地区災害公営住宅

1）集合住宅第1期（閖上中央第一団地）
・契約形態：工事請負契約（設計・施工一括型）
・契約日：平成27年12月15日
・契約先：鴻池組・大愼組共同企業体
・契約額：39億9,600万円
・構造：鉄筋コンクリート造（6階建て4棟、集会所整備を含む）
・戸数：140戸
1LDKまたは2DK　50戸（約50㎡）
2LDK　21戸（約65㎡）
2LDKまたは3DK　56戸（約65㎡）
3LDKまたは4DK　9戸（約80㎡）
車椅子対応（2LDK）　4戸（約65㎡）
・契約工期：平成27年12月～平成29年7月
※平成29年7月15日に鍵引き渡し式を開催

2）集合住宅第2期（閖上中央第一団地）
・契約形態：工事請負契約（設計・施工一括型）
・契約日：平成28年6月1日
・契約先：鴻池組・大愼組共同企業体
・契約額：9億9,144万円
・構造：鉄筋コンクリート造（6階建て1棟）
・戸数：40戸
1LDKまたは2DK　20戸（約50㎡）
2LDK　10戸（約65㎡）
2LDKまたは3DK　10戸（約65㎡）
・契約工期：平成28年6月～平成29年12月
※平成29年11月17日に鍵引き渡し式を開催

3）集合住宅第3期（閖上中央第二団地）
・契約形態：工事請負契約（設計・施工一括型）
・契約日：平成29年6月20日
・契約先：鴻池組・大愼組共同企業体
・契約額：29億736万円
・構造：鉄筋コンクリート造（6階建て2棟）
・戸数：105戸
1LDKまたは2DK　45戸（約50㎡）
2LDK　30戸（約65㎡）
2LDKまたは3DK　20戸（約65㎡）
3LDKまたは4DK　10戸（約80㎡）


高柳地区災害公営住宅 集合住宅（高柳東団地）


高柳地区災害公営住宅 戸建住宅（高柳西団地）


閖上地区災害公営住宅 集合住宅（第1期・第2期 閖上中央第一団地）

・契約工期：平成29年６月～平成30年11月
※平成30年12月8日に鍵引き渡し式を開催

4）戸建て住宅第1期その1（閖上西第一団地）
・契約形態：（一社）名取市復興公営住宅建設推進協議会からの譲渡契約
・契約日：平成27年12月１日
・譲渡代金：4億8,168万円
・構造：木造（平屋または２階建て）
・戸数：25戸
　１LDK（平屋）　２戸（約50㎡）
　２LDK（平屋Aタイプ）　４戸（約65㎡）
　２LDK（平屋Bタイプ）　６戸（約65㎡）
　２LDK（２階建て）　５戸（約65㎡）
　３LDK（２階建て）　８戸（約80㎡）
・契約工期：平成27年12月～平成28年６月
※平成28年6月30日に鍵引き渡し式を開催

5）戸建て住宅第1期その2（閖上西第一団地）
・契約形態：（一社）名取市復興公営住宅建設推進協議会からの譲渡契約
・契約日：平成28年２月23日
・譲渡代金：9億7,848万円
・構造：木造（平屋または２階建て）
・戸数：52戸
　１LDK（平屋）　１戸（約50㎡）
　２LDK（平屋Aタイプ）　14戸（約65㎡）
　２LDK（平屋Bタイプ）　13戸（約65㎡）
　２LDK（２階建て）　６戸（約65㎡）
　３LDK（２階建て）　18戸（約80㎡）
・契約工期：平成28年４月～11月
※平成28年10月28日に鍵引き渡し式を開催

6）戸建て住宅第1期その3（閖上西第一団地）
・契約形態：（一社）名取市復興公営住宅建設推進協議会からの譲渡契約
・契約日：平成29年２月28日
・譲渡代金：2億6,352万円
・構造：木造（平屋または２階建て）
・戸数：13戸
　１LDK（平屋）　１戸（約50㎡）
　２LDK（平屋Aタイプ）　４戸（約65㎡）
　２LDK（平屋Bタイプ）　３戸（約65㎡）
　２LDK（２階建て）　１戸（約65㎡）
　３LDK（２階建て）　４戸（約80㎡）
・契約工期：平成29年５月～12月
※平成29年12月5日に鍵引き渡し式を開催

7）戸建て住宅第２期その1・その2（閖上中央第二団地）
・契約形態：（一社）名取市復興公営住宅建設推進協議会からの譲渡契約
・契約日：平成28年９月２日
・譲渡代金：8億8,182万円
・構造：木造（平屋または２階建て）
・戸数：47戸
　１LDK（平屋）　１戸（約50㎡）
　２LDK（平屋Aタイプ）　19戸（約65㎡）
　２LDK（平屋Bタイプ）　20戸（約65㎡）
　２LDK（２階建て）　３戸（約65㎡）
　３LDK（２階建て）　４戸（約80㎡）
・契約工期：平成28年９月～平成29年５月
※平成29年5月9日に鍵引き渡し式を開催

8）戸建て住宅第２期その3（閖上西第二団地）
・契約形態：（一社）名取市復興公営住宅建設推進協議会からの譲渡契約
・契約日：平成29年６月20日
・譲渡代金：4億7,304万円
・構造：木造（平屋または２階建て）
・戸数：25戸
　１LDK（平屋）　１戸（約50㎡）
　２LDK（平屋Aタイプ）　９戸（約65㎡）
　２LDK（平屋Bタイプ）　９戸（約65㎡）
　２LDK（２階建て）　５戸（約65㎡）
　３LDK（２階建て）　１戸（約80㎡）


閖上地区災害公営住宅 集合住宅（第３期　閖上中央第二団地）


閖上地区災害公営住宅 戸建住宅（第1期　閖上西第一団地）


閖上地区災害公営住宅 戸建住宅（第2期　閖上中央第二団地）

・契約工期：平成29年７月～平成30年２月
※平成30年3月10日に鍵引き渡し式を開催

9）戸建て住宅第３期（閖上中央第二及び西第二団地）

・契約形態：（一社）名取市復興公営住宅建設推進協議会からの譲渡契約
・契約日：平成30年３月９日
・譲渡代金：3億2,800万円
・構造：木造（平屋または２階建て）
・戸数：16戸

2LDK（平屋Aタイプ）	5戸（約65㎡）
2LDK（平屋Bタイプ）	8戸（約65㎡）
2LDK（２階建て）	2戸（約65㎡）
3LDK（２階建て）	1戸（約80㎡）

・契約工期：平成30年３月～12月
※平成30年12月8日に鍵引き渡し式を開催



閖上地区災害公営住宅 戸建住宅（第2期　閖上西第二団地 ）



閖上地区災害公営住宅 戸建住宅（第3期　閖上中央第二団地）

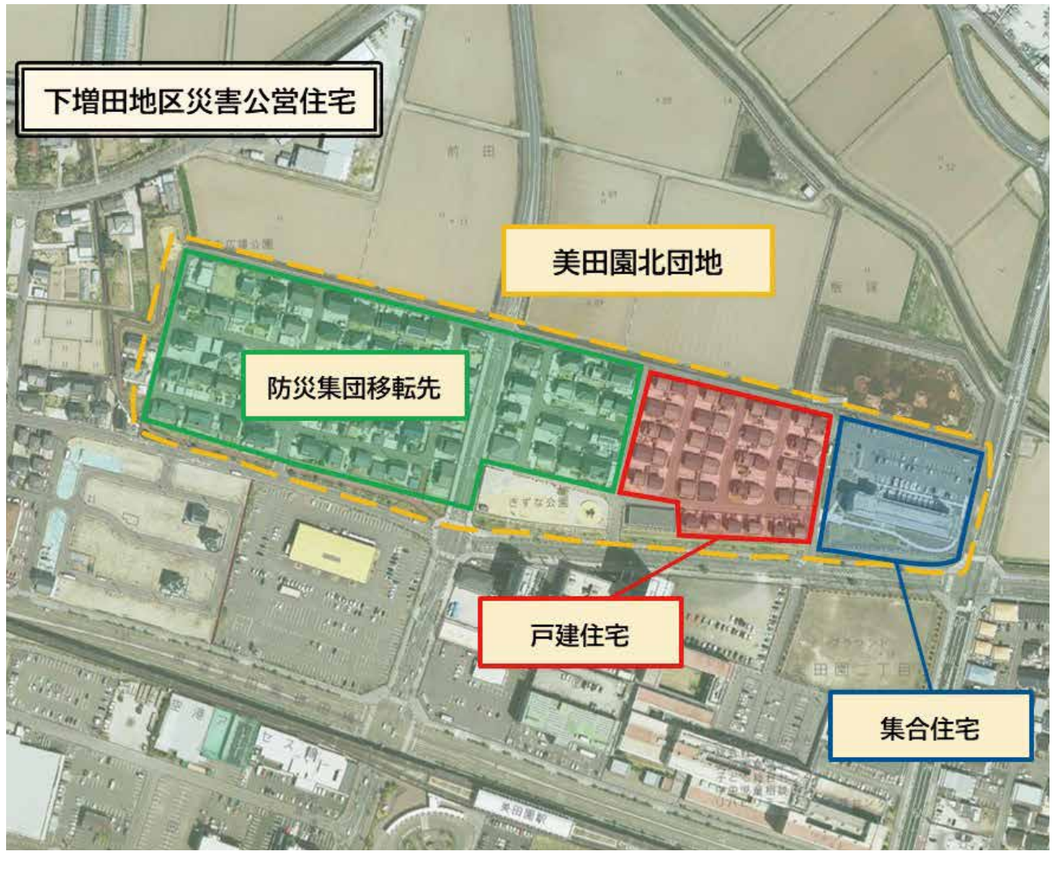
■災害公営住宅配置図（閖上地区）



■災害公営住宅配置図（高柳地区）



■災害公営住宅配置図（下増田地区）



2　災害公営住宅の家賃

災害公営住宅の家賃は、一般的な公営住宅と同様に入居者の収入・世帯構成と住宅の規模・立地等により設定されるのが通例であるが、東日本大震災においては、特に収入が低い被災者を対象に、特別低減を措置できる制度が設けられた。

災害公営住宅家賃低廉化事業

災害公営住宅の建設に当たっては、建設費（用地費、造成費を含む）の87.5%が東日本大震災復興交付金で手当てされたほか、「災害公営住宅家賃低廉化事業」として、当該住宅の家賃と近傍同種家賃との差額についても、管理開始から20年は復興交付金で手当てされることになり（建築後5年間は87.5%、その後の15年間は83.3%）、入居者の居住の安定確保が図られた。市では、災害公営住宅家賃低廉化事業で得られた財源について、基金（市営住宅建設基金）への積み立てを行っており、震災により大規模な整備を行った災害公営住宅の将来の改修費等に充てることにしている。

東日本大震災特別家賃低減事業

東日本大震災では、応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者の速やかな生活再建を目指し、新たに「東日本大震災特別家賃低減事業」が創設された。これは、災害公営住宅の家賃（法定家賃）を、一定期間、入居者が無理なく負担できる水準まで市町村が減免措置を講じた場合、減免に伴う減収額の75.0%が復興交付金で手当てされるもので、交付金の対象期間は管理開始後10年間（6年目以降は段階的に減免額を縮小）とされている。

そのようななか、市は入居者が置かれた状況や周辺市町の動向を踏まえ、減免期間を独自に20年間まで延長することを決定、平成31年4月の議員協議会で当該方針に係る説明を行った。なお、減免は、管理開始後12年目以降、20年目まで段階的に縮小することを予定している。

収入超過者への対応

東日本大震災では、通常では公営住宅に入居できない「収入超過者（公営住宅法第28条、同法施行令第8条）」も、入居者資格の緩和措置により特例的に入居が認められた。一方、東日本大震災の被災者であっても、入居から3年を経過して「収入超過者」に該当すると、家賃の割増しを受けることになり、また、入居から5年以上を経過し、収入がさらに高額な被災者にあっては「高額所得者（公営住宅法第29条、同法施行令第9条）」として住居の明け渡しが必要になる。

このようななか、市は入居者が置かれた状況や周辺市町の動向を踏まえ、「収入超過者」に本来家賃を適用するまでの期間を独自に20年間まで延長し、その間は割増家賃分の減免措置を講じることを決定、平成31年4月の議員協議会で説明を行った。なお、割増家賃分の減免は、入居後12年目以降、段階的に縮小することを予定している。

3　その他の住宅再建支援

市では、津波浸水区域で被災した全壊・大規模半壊等の世帯のうち、災害危険区域で被災した世帯に対し、防災集団移転促進事業により宅地の買取りを行ったほか、同事業の支援メニューを活用し、住宅の再建（建設・購入）に要する借入金利子や引越し代等の移転費用に対し、補助金による支援措置を講じた。また、同じく災害危険区域で被災したものの、防災集団移転を選択せず、移転先団地以外の場所で住宅の再建を行った世帯に対しては、がけ地近接等危険住宅移転事業により、同様の支援を行った。

防災集団移転促進事業とがけ地近接等危険住宅移転事業のいずれにも該当しない世帯（災害危険区域以外で住宅再建を行った世帯や災害危険区域の指定前に住宅再建を行った世帯）には、震災復興特別交付税等を財源に宮城県が造成した基金（東日本大震災復興基金）から市町村に交付された「東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）」を活用し、市独自の再建支援を展開することで対応した。

東日本大震災復興基金交付金は、災害復旧事業や復興交付金事業の対象とならないソフト事業にも活用可能な自由度の高い交付金として平成23年12月に創設、名取市には10億8,547万6,000円が交付された。震災復興の推進に向け多方面で活用していたが、「東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）」は、津波被災地域の住民の定着促進を目的に、国から県に1,047億円（宮城県分は709億円）に上る追加の財政支援が講じられたことにより、平成25年3月に新たに創設されたものであった（名取市には津波浸水区域内の世帯数（災害危険区域内の世帯数を除く）等に基づき37億5,000万円が交付された）。

「東日本大震災復興基金交付金（津波被災住宅再建支援分）」の創設前は、防災集団移転促進事業とその他の事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）との間で、制度上、実施可能な支援策の内容に重大な開きがあり、復興の進捗を妨げる大きな課題となっていたが、当該交付金が新たに措置されたことで、市は防災集団移転促進事業の対象外となる区域の被災者を含め、津波被災区域で被災した被災者の住宅支援を大きく前に進めることができた。

なお、防災集団移転促進事業、がけ地近接等危険住宅移転事業、東日本大震災復興基金交付金事業（津波被災住宅再建支援分）のいずれにも該当しない被災者（住宅再建に当たり金融機関から資金の借り入れを行わなかった世帯や賃貸住宅への入居者）には、「東日本大震災復興基金交付金（一般分）」により、別途支援を行った。

■住宅再建に向けた支援策（防災集団移転促進事業）

支援内容	補助金額
災害危険区域内の家屋の取り壊しに要する費用及び住居の移転に伴う家財道具の運搬に要する費用（最大 802 千円）	113 戸 470,884 千円 （閖上 43 戸 172,781 千円） （下増田 70 戸 298,103 千円）
住宅の建設又は購入を目的とした資金を借り入れた場合の利子（最大 4,750 千円）	
住宅用地の購入又は造成を目的とした資金を借り入れた場合の利子（最大 2,657 千円）	

■住宅再建に向けた支援策（がけ地近接等危険住宅移転事業）

支援内容	補助金額
災害危険区域内の家屋の取り壊しに要する費用及び住居の移転に伴う家財道具の運搬に要する費用（最大 802 千円）	178 戸 532,032 千円 （閖上 138 戸 392,584 千円） （下増田 40 戸 139,448 千円）
住宅の建設又は購入を目的とした資金を借り入れた場合の利子（最大 4,750 千円）	
住宅用地の購入又は造成を目的とした資金を借り入れた場合の利子（最大 2,657 千円）	

■住宅再建に向けた支援策（東日本大震災復興基金交付金事業（津波被災住宅再建支援分））

支援内容	補助金額
津波被災地域に居住する世帯が宅地を嵩上げ（曳家を含む。）する場合に工事費の一部を補助（最大 1,000 千円（曳家は最大 2,500 千円））	113,462 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯が金融機関から資金を借入れした場合に利子相当額を補助（最大 3,500 千円）	392,090 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯が金融機関から資金を借入れしない場合に取得費の一部を補助（最大 1,500 千円）	219,857 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、震災前の居住地に住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯に取得費の一部を補助（最大 1,000 千円）	121,804 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯に家財道具の運搬に要する費用を補助（最大 500 千円）	91,156 千円
災害危険区域指定前に移転し、住宅再建をする世帯で金融機関等から資金を借入れした場合に利子相当額を補助（最大 3,500 千円）	567,998 千円
災害危険区域指定前に移転し、住宅再建をする世帯で金融機関から資金を借入れしない場合に取得費の一部を補助（最大 1,500 千円）	321,338 千円
災害危険区域指定前に移転し、住宅再建をする世帯で金融機関等から資金を借入れした場合に利子相当額を補助（最大 1,000 千円）※土地取得分	154,282 千円
災害危険区域指定前に移転した世帯に家財道具の運搬に要する費用を補助（最大 500 千円）	131,918 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、住宅を補修する全壊・大規模半壊世帯が金融機関等から資金を借入れした場合、利子相当額を補助（最大 1,750 千円）	2,983 千円
津波被災地域（災害危険区域外）で被災し、住宅を補修する全壊・大規模半壊世帯が金融機関等から資金を借入れしない場合、補修費の一部を補助（最大 750 千円）	26,557 千円
津波被災地域で被災し又は災害危険区域指定前に移転し住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯が金融機関等から資金を借入れした場合、利子相当額を補助（最大 3,500 千円）※転入者	232,829 千円
災害危険区域指定前に移転し、住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯が金融機関等から資金を借入れした場合、利子相当額を補助（最大 1,000 千円）※転入者	42,557 千円
津波被災地域で被災し又は災害危険区域指定前に移転し、住宅を再建する世帯が金融機関等から資金を借入れしない場合、取得費の一部を補助（最大 1,500 千円）※転入者	178,982 千円
津波被災地域で被災又は災害危険区域指定前に移転した世帯に家財道具の運搬に要する費用を補助（最大 500 千円）※転入者	43,052 千円
合　計	2,640,865 千円

■住宅再建に向けた支援策（東日本大震災復興基金交付金事業（一般分））

支援内容	補助金額
津波被災地域で被災し、防災集団移転促進事業により当該移転先に住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯に対し、取得費の一部を補助（最大 1,500 千円）	107,851 千円
津波被災地域で被災し、自己の居住用のために賃貸住宅に入居し 18 歳未満の子と同居する者に対し、家賃の一部を補助（最大 10 千円 / 月 ×36 か月）	16,386 千円
津波被災地域で被災し、市内で自己の居住用のために賃貸住宅に入居する者に対し、家財道具の運搬に要する費用を補助（最大 500 千円）	449 千円
合　計	124,686 千円

津波被災地域の住民の定着促進のための震災復興特別交付税の増額

施策概要

○ 津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、震災復興特別交付税を交付。

所要額 **1,047億円**

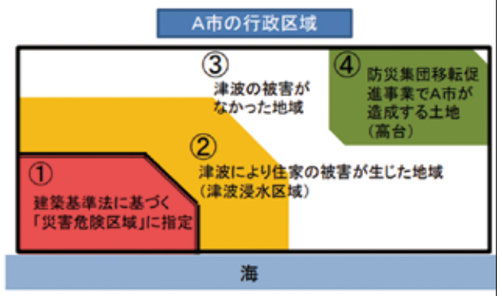
・ 対象住宅数:40,738棟
　津波により被災(全壊)した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

・ 対象経費:住宅再建支援に要する経費(下記のとおり)
①土地区画整理事業等の対象外の住宅(32,184棟)分
:282万円(住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費(1／2)、移転経費)

②土地区画整理事業等の対象の住宅(8,554棟)分
:163万円(住宅建築に係る利子相当額、移転経費)

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

【再建パターンと支援策】



①→②～④の移転:防災集団移転促進事業等による支援あり
(被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成)
②における現地再建、②→③、④の移転:上記支援措置なし

1

平成24年度 補正予算概要資料(平成25年2月総務省)より



名取市復興だより

心からの笑顔を求めて、新たな未来へ

<第17号>
平成25年5月
発行・編集
名取市震災復興部
電話:022-250-2092

発行のお知らせ

名取市の復興に向け、市民の皆さんとの情報共有のため、月1回を目指して「名取市復興だより」を発行していきます。

生活再建支援策について

津波浸水区域において被災した全壊・大規模半壊の世帯に対して、住宅の速やかな再建と生活再建費用の負担軽減を図るため、名取市の復興方針に基づき生活再建支援を行います。(支援内容は【別表】のとおり)
なお、災害危険区域における被災世帯については、防災集団移転促進事業(以下、防集)及びがけ地近接等危険住宅移転事業(以下、がけ近)による支援策があるため、この支援策は適用されません。
ただし、支援内容のうち「浸水区域内で再建する方の住宅再建にかかる取得補助②」及び「災害危険区域指定前に個別移転された世帯(がけ近道及)」は本支援策の対象となります。
申請手続き等については、現在準備を進めておりますので、あらためて皆様にお知らせいたします。

【別　表】
■対象者:津波浸水区域で被災した全壊・大規模半壊世帯

	補助率	上限額	備　考
1. 住宅を新たに再建する方			
土地取得・住宅再建にかかる資金を金融機関等から借入した場合、利子相当額を補助します	-	350万円	
土地取得・住宅再建にかかる資金を金融機関等から借入出来ない場合、取得経費①を補助します	1/10(10万円単位未満は切捨て)	150万円	
浸水区域内で再建する方			
上記、利子相当額を補助することや取得経費を補助することに加え、住宅再建にかかる取得補助②を行います	1/10(10万円単位未満は切捨て)	100万円	
2. 現在の住宅を補修する方			
住宅補修にかかる資金を金融機関等から借入した場合、利子相当額を補助します	-	175万円	
住宅補修にかかる資金を金融機関等から借入出来ない場合、取得経費①を補助します	1/10(10万円単位未満は切捨て)	75万円	
3. 宅地かさ上げ等を行う方			
復興事業区域以外の宅地で、宅地のかさ上げ等をする場合、工事費を補助します	1/2以内	150万円	<名取市の場合>限度額250万円
4. 災害公営住宅(同種・隣合)や民間賃貸住宅にお住まいになる方			
市内在住で高校生以下の子どもと同居する世帯に対する家賃を補助します	1/2以内(定額)	月1万円(3年以内)	
5. 引越された方			
被災世帯の引越費用を補助します	-	50万円	

※「利子相当額の補助」や「取得経費①」、「取得補助②」、「引越費用」の用語の定義を次頁に記載していますので、あわせてご確認下さい。

1

【別　表】のつづき

■対象者:災害危険区域指定前に災害危険区域から個別に移転した世帯(がけ近道及)

	補助率	上限額	備　考
1. 住宅を新たに再建する方			
住宅再建にかかる資金を金融機関等から借入した場合、利子相当額を補助します	-	350万円	
住宅再建にかかる資金を金融機関等から借入出来ない場合、取得経費①を補助します	1/10(10万円単位未満は切捨て)	150万円	
2. 新たに土地を購入する方			
土地取得にかかる資金を金融機関等から借入した場合、利子相当額を補助します	-	100万円	
3. 引越された方			
被災世帯の引越費用を補助します	-	50万円	

※「利子相当額の補助」や「取得経費①」、「引越費用」の用語の定義は下記に記載していますので、あわせてご確認下さい。

○別表に関わる用語の定義について

用語	定義
利子相当額	土地の取得、住宅の再建及び補修を行う際に、金融機関等から借入した場合に発生する利子に対して、それぞれの上限額の範囲で支給します。
取得経費①	土地の取得、住宅の再建及び補修を行う際に、金融機関等から借入が困難な被災者に対して、敷金・諸税に係る費用(※)の10分の1以内を、それぞれの上限額の範囲で支給します。
取得補助②	浸水区域内で住宅の再建を行う際に、上記の利子相当額の補助や取得経費の補助に加えて取得に掛かる費用(※)の10分の1以内を、100万円を上限に支給します。
引越費用	居宅の引越などにかかる引越費用を実際に掛かる費用相当分について支給します。

※取得・補修にかかる費用総額から被災者生活再建支援金を控除した額

○留意事項

●本支援策は、平成32年度までの期間内において、被災した1世帯あたり1回の支援とします。
●復興事業区域とは、土地区画整理事業区域、防災集団移転促進事業区域です。
●「浸水区域内で再建する方」については、「災害危険区域の被災世帯」も含みます。
●「宅地かさ上げ等を行う方」については、津波浸水区域の世帯であれば被災状況に関わらず支援します。
●「災害公営住宅や民間賃貸住宅にお住まいになる方」のうち、災害公営住宅入居者については制度に基づく家賃低廉化事業が適用されます。

生活再建支援策に関するお問合せは　名取市 震災復興部 復興まちづくり課 区画整理班 まで
電話(022)290−2092

2

名取市復興だより(平成25年5月 第17号より)

名取市職員が語る復興の歩み⑤

安心の住まいを いち早く届けたいのに…… 工期の遅れに歯がゆい思い

震災復興部 復興まちづくり課長(当時) **郷内 秀稔**

震災から3年が経過した平成26年4月、私は震災復興部復興まちづくり課復興住宅班長に就任しました。災害公営住宅事業における住宅班の業務は、入居希望者の方から間取りなどの要望を聞き取り、それに見合った住戸を建設することです。土地を確保し、造成し、設計して建設する、この一連の流れのアンカー役が私たち住宅班です。

建設する住戸数と入居希望数の過不足が生じないよう、建設戸数の調整には非常に苦労しました。例えば集合住宅の場合、配管等の都合上、縦の列は各階とも同じ間取りにしなければならず、5階建てであれば同じ間取りの住戸を5の倍数で造ることになります。入居希望の偏りが出て余ったり逆に少なかったりしないよう、建設戸数決定の最終段階まで調整を重ねました。それでも入居希望者の都合で建設後にキャンセルが出てしまったため、追加募集や一般入居者を公募して空き家をなくすよう努めました。

震災を機に緊急的に655戸の公営住宅を建設しました。現状、名取市は人口が増加傾向にあります。しかし、もし人口が減少した場合には公営住宅の供給過剰が起こることも考えられます。将来的には供給量のバランスも検討していかなければならないでしょう。

防災集団移転が決まった下増田地区を先行して整備し、続いて閖上地区の住宅建設にあたりました。特に閖上地区に関しては、区画整理や造成の段階から工期に遅れが生じたことで住宅の完成が遅れてしまい、入居希望者には長い期間お待たせすることとなってしまいました。市民の方に今後のまちづくりの見通しをお示ししようと早々に住居の抽選会を実施したのにもかかわらず、実際はなかなか入居ができず、結果的にご迷惑をおかけしてしまいました。当時のことを振り返ると、各担当が連携を密にし、工事の進捗状況や遅延の理由などを細かく情報公開していれば、市民の方の不安も少しは軽減できたのではないかと思います。

震災復興部は、8割が他自治体からの応援職員で構成されていました。震災から15年たち定年を迎え退職した職員も多くいます。震災復興部に所属していた市職員は今ではずいぶん減ってしまいました。震災復興事業で培われた経験やノウハウを次の代にどう伝え残していくかがこれからの課題だと思います。

［第２節］　心身のケアと未来を支える人づくり



1　心と体のきめ細かなケア

東日本大震災による生活環境の変化は、被災者の心身に大きな影響を及ぼした。こうした状況を踏まえ、市は被災者の健康状態を把握し、その改善を図るため、健康調査をはじめ、健康管理、心のケア、心身の健康づくりの支援などに取り組んだ。

また、東京電力福島第一原子力発電所事故による市民の健康不安を解消するため、空間放射線量や食品の放射線量等の測定を行った。

1　健康調査の実施

東日本大震災の発災後、市内では、市職員をはじめ、医師、歯科医師、看護師等の医療従事者、さらには多くのボランティアが連携し、医療支援、健康相談、感染症対策、心のケアなどの対応に当たった。各地の避難所では、名取市医師会による巡回診療や、全国から派遣された保健師が滞在型の体制で被災者の健康管理を担った。また、食生活改善推進員による野菜料理の炊き出しや、運動サポーターによるエコノミー症候群予防活動なども行われた。応急期を脱し避難生活が長期化するなか、被災者の心身のケアは、衛生・防疫対策から、生活習慣病の予防、高齢者の健康維持、孤立化・孤独死の予防など、より中長期な視点に立った取り組みが求められた。

市は、被災者の健康状況の実態を把握するため、県と協働で応急仮設住宅、民間賃貸住宅、災害公営住宅等の入居者を対象とする健康調査を継続的に実施した。調査の結果、特にプレハブ仮設住宅では、独居高齢化率、治療中断、心の問題、飲酒などの項目で、他の市町村の平均を上回ることもあり、要介護者・自死・孤立化・DVなどの増加が懸念された。

市は、入居者の健康状況を把握するために健康調査の結果を活用し、要フォロー者を必要な健康支援事業に結び付けるとともに、集団健康教育や相談等の事業を実施した。保健センターや生活再建支援課が中心となり、健康支援に関わる各関係機関が連携、被災者の健康状況の把握及び要フォロー者の対応に当たった。

2　被災者の健康管理

名取市社会福祉協議会は、主にプレハブ仮設住宅に入居する被災者の見守り・コミュニティ活動を支援するため、平成23年8月、「なとり復興支援センターひより」を立ち上げた。また平成24年４月、市は震災復興部生活再建支援課内に被災者サポートセンター「どっと.なとり」を設置、民間賃貸住居に入居する被災者や、在宅被災者、住まい再建済みの被災者などを対象に、戸別訪問等を実施した。事業の実施にあたっては、看護師や社会福祉経験のある生活相談員を配置し、関係機関との連携を図りながら、被災者のニーズ調査や専門職による訪問支援、相談業務を実施した。また、公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）への委託により、常設サロン、移動サロンの運営を通じたコミュニティ支援を行った。市は、被災者支援連絡協議会を定期に開催し、それぞれの取組を通じて得られた被災者の心身の健康状態を関係機関で共有した。直営の被災者サポートセンター「どっと.なとり」は、全ての仮設住宅の閉鎖が見込まれた令和2年3月まで事業を継続した（最後の仮設住宅入居者が、退去したのは令和2年4月28日であった）。

プレハブ仮設住宅入居者の健康管理については、公益財団法人日本訪問看護財団に委託し、健康調査、健康相談、個別訪問などを行った。月１回の情報交換会（通称「JK会」）では、各機関の取組を通して得られた被災者の心身の状況を支援者間で共有、公益財団法人日本訪問看護財団、生活再建支援課、保健センター、名取東地域包括支援センター、みやぎ心のケアセンターの各担当者や、生活支援相談員などが出席し、各機関が連携を図りながら被災者の健康管理に当たった。問題が複雑で深刻なケースは、多機関の連携強化により対応し、介護保険などのサービスが円滑に利用できると認められるケースでは、徐々に通常の在宅支援に切り替えていった。

「なとり復興支援センターひより」による見守り活動は、令和2年3月まで続けられ、プレハブ応急仮設住宅で生活する被災者の心身の支えとなった。

公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）による見守り活動は、財源である被災者支援総合交付金が終了する令和7年度まで続けられ、サロンの運営を通じた住民相互のコミュニティ形成に向けた支援が行われた。



サロンでの大学生との交流

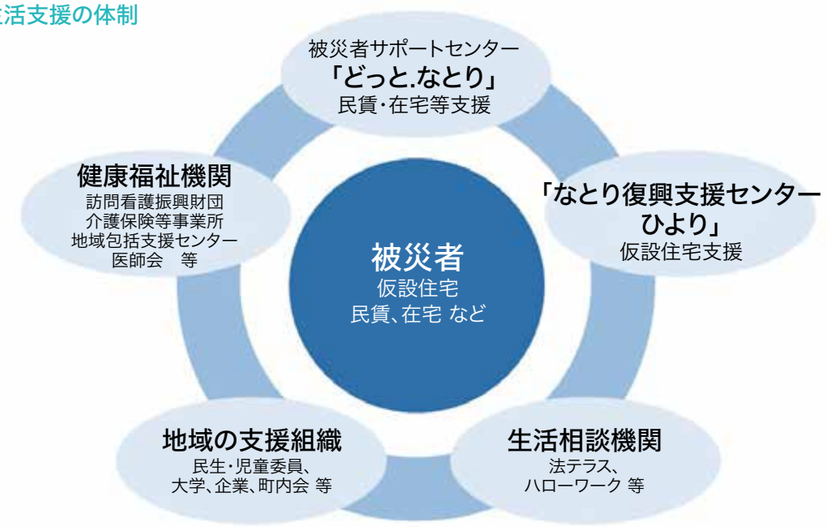
3　被災者の心のケア

震災後、被災者の孤立化・孤独死などのメンタル問題の増加が見込まれ、自死に関する懸念が高まるなか、市は「被災者心の健康づくり事業」として平成23年度に特定非営利活動法人想支に業務を委託し、精神保健福祉士による被災者のメンタル相談を開始するとともに、支援が必要と思われる方への訪問や、震災で家族や大切な人を亡くした遺族を対象とした交流の場を立ち上げた。また、平成24年度には公益社団法人宮城県精神保健福祉協会による「みやぎ心のケアセンター」の支援を受け、経験豊富な保健師や精神保健福祉士・心理士等による被災者の個別訪問や支援者向けの研修会、スーパーバイズ事業等が行われ、関係機関が連携して、包括的なケアに取り組んだ。

被災者の心のケアは、避難生活の長期化に伴い継続支援回数が増え、多くの時間を要することとなった。特に、アルコールに関する事例に増加傾向が見られ、震災とは直接関連のない育児や家庭などの問題でメンタル相談を希望する被災者も多かった。

「被災者心の健康づくり事業」は令和2年3月末の復興達成宣言を受け、被災地に特化した活動ではなく、通常の精神保健事業のなかで実施することとなり、市の一般施策に移行した。

■被災者生活支援の体制



4　被災者の健康づくり支援

被災者の健康づくりのための支援は、単に心の傷や身体の不調を癒すだけでなく、生活習慣の改善や社会的なつながりの再構築といった対策が必要不可欠となる。市は被災者の健康づくりにおいて、栄養・食生活、運動、健康相談など、さまざまな角度から支援を展開した。主な取り組みは次のとおりである。

被災者食生活支援事業・健康な食を通した絆づくり事業

［実施年度］

平成26年度～30年度

［事業概要］

プレハブ仮設住宅や災害公営住宅の入居者を対象に、栄養バランスの取れた食生活を推進するとともに、住民の相互交流の促進のため、栄養相談会を実施したもの（味の素グループとの共同事業（平成28年度からは健生株式会社への委託事業として実施））。

運動を通した絆づくり事業（よってけさいん体操教室）

［実施年度］

平成27年度～29年度

［事業概要］

40歳以上の閖上地区住民を対象に、運動を通して健康寿命の延伸と閖上地区のネットワークの構築を目的とした事業を実施したもの（株式会社FIT-R健幸工房への委託事業）。

歯科健康教育 わっはっ歯

［実施年度］

平成23年度～令和元年度

［事業概要］

プレハブ仮設住宅の入居者を対象に、歯科衛生士による歯科健康講話と口腔衛生指導を行い、歯と口腔の機能向上と歯科を通した心身の健康増進について普及啓発したもの。

まちの保健室

［実施年度］

平成29年度～令和２年度

［事業概要］

防災集団移転した被災者や災害公営住宅入居者を対象に、健康状態の維持と低栄養・生活不活発病・生活習慣病等の予防・重症化予防のため、集会所等で定期的に健康チェック・健康相談・健康教育を実施したもの（公益財団法人日本訪問看護財団への委託事業、令和元年度以降は市の直営により実施）。

5　国や県の支援制度の活用

東日本大震災においては、インフラ等ハード面の復旧・復興に加え、復興の長期化に伴う健康面の課題や災害公営住宅等での新たな生活の定着に向けた課題等、ソフト面での対応が必要となった。

平成23年度から平成27年度までの「集中復興期間」においては、住宅再建・復興まちづくりが進捗し、恒久住宅への移転が進んだ。一方で、これまでの災害では例を見ないような厳しい長期にわたる仮設住宅での生活を余儀なくされる被災者もおり、復興のステージに応じて、被災者一人ひとりが直面する課題は、個人の置かれた環境等により多様化するものであることが明らかになった。

そのようななか、国は、平成27年度に「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設、被災自治体が直面する課題やニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した総合対策に取り組んだ。

平成28年度から令和2年度までの「第1期復興・創生期間」においては、従来の「被災者健康・生活支援総合交付金」に各省が所管していた被災者支援事業を統合した「被災者支援総合交付金」を平成28年度に創設、生活・住宅再建に関する相談対応への支援や「心の復興」事業等が追加され、地方自治体が実施する被災者支援に対し一体的に支援する体制が構築された。「被災者支援総合交付金」は、令和3年度から令和7年度までの「第2期復興・創生期間」においても継続的に措置されており、復興の進展によって生じる「心身のケア」「コミュニティ形成・再生」「住宅・生活再建の相談支援」及び「心の復興」などの課題に対する取り組みに対し、一体的かつ総合的な支援が行われている。

市が「被災者健康・生活支援総合交付金」や「被災者支援総合交付金」を活用し、取り組んできた事業は次のとおりである（交付金の創設以前に国や県の別補助金により実施された年分を含む）。

■被災者支援総合交付金等活用事業

事業名	事業内容	委託先等	実施期間
心の復興事業	「閖上復興まつり～絆～」の開催支援、補助金交付	－	R4～R7
被災者コミュニティ再生事業	被災者サロンの運営、訪問見守り活動、地域コミュニティの形成支援、既存コミュニティの再構築、維持の支援	(公社)青年海外協力協会（JOCA）	H24～R7
被災者自立支援事業	被災者への訪問・ヒアリングによる伴走支援、再建方針の策定、再建に向けた課題の整理・解消支援、就労支援、コミュニティへの参加支援等	(一社)パーソナルサポートセンター	H29～R1
復興支援センター事業	プレハブ応急仮設住宅入居者の見守り、ボランティアの受入調整、自治会活動支援、集会所等を活用した交流の場の提供	なとり復興支援センターひより（名取市社会福祉協議会）	H23～R1
高齢者等見守りシステム運営事業	希望するプレハブ応急仮設住宅入居高齢者への端末設置、市からの情報発信、高齢者からの元気発信、緊急通報機能等	システム構築：東日本電信電話(株) 運用：同和警備(株)	H26～H30
サポートセンター事業	訪問見守り活動、健康・生活相談、世代間交流の支援	直　営	H23～R1
被災者特例健診事業	被災後の生活環境の変化などによる健康状態の悪化を早期に発見・予防するため、H24・H25年度は18歳から39歳まで、H26・H27年度は25歳から39歳までを対象に健康診断を実施。	(公財)宮城県結核予防会	H24～H27
仮設住宅入居者等健康支援事業	仮設住宅入居者への健康相談と家庭訪問	(公財)日本訪問看護財団	H23～H30
被災者心の健康づくり事業	精神保健福祉士による家庭訪問や健康相談等による保健指導、震災遺族の心のケア。	NPO法人想支	H23～R1
健康な食を通した絆づくり事業	災害公営住宅等の入居者に対し、健康づくり及び食生活改善の取組を通して、住民相互の交流を促進し、健康の保持増進を図る。	味の素グループ（～H27） 健生(株)（H28～）	H26～H30
運動を通した絆づくり事業	運動を通しての健康寿命の延伸と地区のネットワークの構築促進	(株)FIT-R健幸工房	H27～H29
公営住宅まちの保健室事業	防災集団移転・災害公営住宅等入居者の健康の保持増進を図るため、集会所等における健康相談による保健指導を実施する。	(公財)日本訪問看護財団	H29～H30

6　東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

空間放射線量率の測定等

東京電力福島第一原子力発電所事故による市民の健康不安を解消するため、市は空間放射線量率の定点測定調査を実施した。県から放射線測定器（堀場製作所製「PA-1000」）の貸与を受け（その後3台を追加購入）、平成23年5月に市役所正面玄関前広場で測定を開始、同年6月に市内小中学校・幼稚園・保育園等を追加し、12月には市内約100か所に測定箇所を拡充した（測定結果は、市のホームページで公表した）。平成28年4月以降は、空間放射線量率が低い値で安定していることを踏まえ、測定箇所を31か所に縮小したが、空間放射線量率の測定は令和2年度まで継続して行った。

また、市では、平成24年5月に神奈川県川崎西ライオンズクラブから放射線測定器（PA-1000）10台の寄贈を受け、市内の自治会等から要望があった測定器の貸し出しを行った。貸し出しは平成24年6月に開始し、令和2年度までに延べ125件の貸し出しを行った。

加えて、市では、市民が家庭菜園で栽培した食材や、山・海などで採取した食材等に含まれる放射性物質を検査するため、消費者庁及び宮城県から貸与された食品等放射能検査装置（アメリカCapintec社製「CAPTUS-3000A」、EMFジャパン株式会社製「EMF211」）を市役所2階の暗室に設置し、市民からの持ち込みによる食材等の検査にも取り組んだ（検査の結果は、市のホームページで公表した）。受付は平成24年5月に開始し、令和6年度までにタケノコやタラノメ等、延べ489件の検査を行った。

学校給食の検査

東京電力福島第一原子力発電所事故の発生以降、市民からは、学校給食の安全性を不安視する声が多く寄せられた。これらの声を受け、市は、学校給食に含まれる放射性物質の検査に取り組んだ。平成23年12月に当時の財団法人日本冷凍食品検査協会（平成29年5月に「一般財団法人日本食品検査」に名称変更）への委託により週2回の検査を開始、平成24年4月からは市が購入した検査機器（ドイツ BERTHOLD 社製「LB2045」）を学校給食センターに配置し、毎日検査を行った（検査の結果は、市のホームページで公表した）。学校給食の放射性物質の検査は、令和7年度時点においても継続して実施している。

水道水の検査

市では、樽水ダムで取水する自己水系の水道水に含まれる放射性物質の測定検査を平成23年3月29日に開始した。開始当時の検査は週1回、高舘浄水場のろ過池で採水したサンプルの測定を東北大学に依頼して実施、結果は市のホームページで公表した。

また、市では、樽水ダムで取水した原水をろ過する工程で発生する浄水発生土に含まれる放射性物質の測定検査を平成23年7月7日に開始した。当時、検査は月1回、高舘浄水場で採取した浄水発生土の測定を東北大学に依頼して実施、結果は市のホームページで公表した。高舘浄水場の水道水の測定検査は令和元年12月、浄水発生土の測定検査は令和3年4月より年4回の実施に見直しを行い、令和7年度時点において継続して実施している。



ホリバPA-1000



空間放射線量率等の測定結果は、市が毎年作成する『なとりのかんきょう』にも掲載している

名取市 職員が語る復興の歩み ⑥

状況に応じた個別訪問で被災地域の住民たちの心身をケア

保健センター保健師（神戸市応援職員）**橋本 愛子**

平成28年4月、私は神戸市からの応援職員として名取市に派遣され、翌年3月までの一年間、震災復興部生活再建支援課において在宅や仮設住宅を中心とした住民の健康支援に携わりました。

当時は、被災エリアの方々の住まいが仮設住宅から復興公営住宅等へと移り変わる時期で、住み替えなどの生活環境の変化によって心身に不調をきたす方もいました。そのような方たちの健康状態を把握するため、関係機関と連携しながら訪問し、切れ目のない支援に重点を置いて活動していたことを覚えています。

その後、一旦名取市を離れましたが再び戻り、平成30年4月からは市の保健センターの職員として、閖上地区にお住まいの方の健康支援を担当しました。

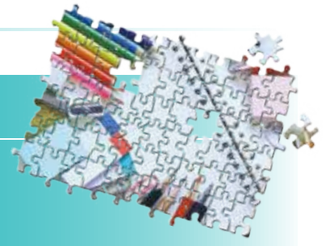
訪問先の住民から「自分は大丈夫」とか「みんな被災しているのに、自分だけ弱音を吐くことはできない」という声も聞かれる中で、その方が抱えている悩みや胸に秘めている思いに寄り添い、伴走しながら必要な支援へとつなげていくことを意識して活動を続けています。

そんな名取市でのこれまでの経験から、様々な支援団体と日頃から顔の見える関係を構築し情報を共有しておくことの重要性や、復興の段階に応じた継続した保健活動の大切さを強く認識しました。

私は、「心のケア=傾聴」だと考えます。支援を必要とされている方にしっかりと向き合い、その声に耳を傾け続けていくことこそ、適切な支援に繋がると信じています。

これからも使命感を持って、きめ細やかな対応を心がけていきたいと思っています。

［第２節］　心身のケアと未来を支える人づくり



2 学びと成長の環境整備と就学支援

東日本大震災は、未来を担う子どもたちの心身にも深い爪痕を残した。市は、通学手段の確保や学用品支援等により学習環境を整備し、経済的側面からは就学援助・奨学金による学業支援を実施した。また、心の専門家による相談体制の構築や教職員向けの研修会開催など、子どもたちの心のケアに力を入れた多角的な支援を展開した。

1　心と体の健康調査

名取市教育委員会、宮城県子ども総合センター、東北大学災害科学国際研究所が実施主体となり、平成25年度から平成27年度の3年間にわたり、名取市内の小中学校に在籍する児童・生徒を対象に「心と体の健康調査」が実施された。本調査は東日本大震災が児童・生徒の心身に及ぼした影響を多角的に捉え、その支援策を検討する知見を得ることを目的としていた。

調査の結果、深刻な心理状態にあると評価された児童・生徒に対しては、速やかに保護者及び各学校へフィードバックを行うとともに、宮城県子ども総合センターの児童精神科医が各校を巡回し、当該児童・生徒を担当する教職員に専門的な助言や医療相談等の支援を提供した。さらに、個別の状況に応じて児童・生徒本人や保護者との面談を実施するなど、きめ細やかな対応を行った。本調査で得られたデータの解析及び情報管理は東北大学災害科学国際研究所が行った。

2　被災児童・生徒の通学の確保

沿岸部に位置していた閖上小学校と閖上中学校の校舎は津波の直撃を受け、校舎は完全に使用できない状況となった。そのため両校は、震災から3日後となる平成23年3月14日、市役所6階会議室に臨時職員室を設置し、児童・生徒の安否確認を行うとともに、学校再開に向けた準備を開始した。震災により中止となっていた閖上小学校の卒業式及び修了式、閖上中学校の修了式は、3月29日に震災の被害がほとんどなかった那智が丘小学校体育館で行われた。その後両校は、市中央部にある不二が丘小学校の校舎を仮設移転先として4月21日より授業を再開した。その後、閖上中学校は平成24年度2学期より十三塚公園の災害廃棄物仮置場跡地に建設した仮設校舎で新たに授業を再開した。市は、仮設校舎の建設に併せて、十三塚公園の駐車場の拡張や庭球場の照明灯設置等の環境整備を行った。

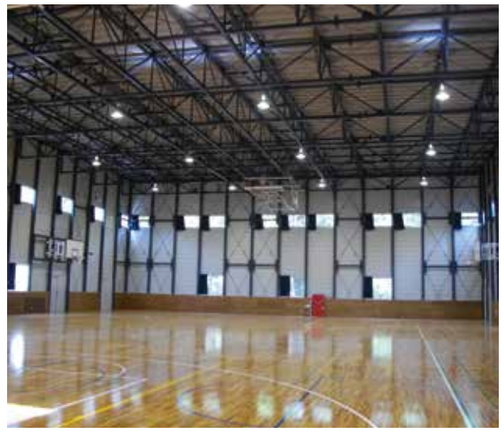
また市は、閖上地区やその他の市町村から下増田地区へ転居・転入する児童数が急増したことに伴い、下増田小学校の校舎増築にも取り組んだ。工事は、平成26年9月に着工し、平成27年7月に完了した。

さらに市は、市内外の避難先や閖上小学校、閖上中学校学区のうち被災を免れた地区からの通学手段及びその安全を確保するためスクールバスを運行した。保護者の送迎により自家用車で通学する場合はガソリン代の、公共交通機関を利用して通学する場合は通学費の助成を行った。

スクールバスの運行を開始した平成23年度の運行コースは7コースで、その後は、児童・生徒の



閖上中学校仮設校舎（提供：大和リース株式会社）



閖上中学校仮設体育館（提供：大和リース株式会社）

居住地の変更に伴いコースの見直しを行いつつ、平成29年度にスクールタクシーによる送迎が加わった。閖上小中学校が開校した平成30年度以降は学区外から通学する被災児童・生徒のみを送迎事業の対象とし、スクールバス2コース、スクールタクシー2コースによる対応とした。なお、被災児童・生徒を対象とした送迎事業は、児童・生徒の居住状況を踏まえ令和元年度に終了、現在は、市内全域からの通学に対応するため、名取駅、杜せきのした駅、美田園駅の各駅からのスクールバスを運行している。

3　被災児童・生徒への学用品支援

市は、災害救助法に基づく学用品支援として、震災で失われた教科書・学用品（体育着等）の支給を行った。また、ユニセフや学用品納入業者の団体等からも、ランドセルや文房具、鍵盤ハーモニカ、各種ドリル等数多くの支援を受け、必要な児童・生徒に配付した。そのほかにも被災した閖上小学校・閖上中学校には、全国の様々な企業・団体から学用品や学校用品の支援がなされ、児童・生徒の学校生活の充実に活用された。

4　校内での被災児童・生徒の心のケア

市は、平成23年度から平成26年度まで、市内の心療内科医を心療内科校医として委嘱し、児童・生徒の心のケアに当たった。また、平成25年度以降は、復興庁の緊急スクールカウンセラー等活用事業によりスクールソーシャルワーカーを配置し、被災した児童・生徒等が安心して学校生活を送ることができるよう、教育相談体制の充実を図った。加えて、被災児童・生徒の対応に当たる教職員向けの研修会として、宮城県子ども総合センターの児童精神科医や兵庫県立光風病院の臨床心理士を講師に迎え、被災児童・生徒との関わり方や支援者のメンタルヘルスに関する講義、実際の事例を共有するワークショップ等を実施した。

5　被災した児童・生徒への学業支援

経済的理由で行われている通常の就学援助制度とは別に、国の交付金を活用し、被災した児童・生徒の保護者に対して、その被災状況に応じて就学に必要な経費の一部を援助する被災児童・生徒就学支援事業を実施した。また、市独自の取り組みとして、平成23年9月22日に震災遺児孤児奨学金支給基金を設置し、全国から寄せられた寄付金※を原資として、震災で遺児や孤児となった小学1年生から高校3年生までを対象に月額1万円を給付する奨学金制度を立ち上げた（平成24年度以降は対象者を拡充し、月額金を段階的に引き上げるとともに、入学一時金を新たに支給することとした）。

令和6年度末現在では、小学校から大学等に在籍する7歳から22歳に達する年度までの遺児または孤児を対象としており（修業年限6年とする課程の場合は24歳に達する年度まで）、これまで合計74名に対し、111,740千円の奨学金の支給を行っている。

※寄付金の内訳は、付章「復興推進体制」中「5 寄付金等の受け入れ、活用（P.367）」を参照

■震災遺児孤児奨学金給付実績

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	累計
小学生	17	13	13	11	9	7	8	5	3	2	1	1	0	0	90
中学生	15	11	12	9	8	8	5	5	5	6	4	2	2	1	93
高校生	22	20	11	13	11	10	8	8	7	5	5	5	6	4	135
大学生等	0	12	16	12	14	10	7	8	10	9	8	5	4	6	121
合計人数（人）	54	56	52	45	42	35	28	26	25	22	18	13	12	11	**439**
支給金額（万円）	547	1,443	1,357	1,124	1,231	851	737	765	734	610	613	366	367	429	**11,174**



閖上中学校、最後の卒業式（平成30年3月8日）

6　「寺子屋閖上」の運営支援

市は、被災した児童・生徒に対する学校外での支援の一環として、避難所等で被災者への医療支援に取り組んでいた認定NPO法人ロシナンテス（北九州市）との連携により、「寺子屋閖上」の運営を通じた子どもたちの心のケアに取り組んだ。

これは、閖上小学校、閖上中学校の児童・生徒を対象に、箱塚桜、箱塚屋敷、愛島東部の仮設住宅集会所を会場に、学校の宿題や予習復習、受験対策など落ち着いてできる場所を提供するとともに、子どもたちへの学習支援を通じた心のケアを行うもので、ときには、仮設住宅の集会所を離れ、課外での交流会なども行われた。

「寺子屋閖上」は、閖上出身の講師を迎え、平成23年6月に開校、文部科学省の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」の採択を受け、国からロシナンテスへの委託事業として実施された。その後、平成27年度には国から市への委託事業として、平成28年度以降は国から市への補助事業として事業のスキームを変えつつも「寺子屋閖上」は継続され、活動は、閖上小中学校の開校を目前に控えた平成30年3月まで行われた。

7　被災児童・生徒向けアウトリーチ事業の実施

東日本大震災を経験した児童・生徒の心の癒しに向けた取り組みとして、市は、文化会館の指定管理者である公益財団法人名取市文化振興財団（以下、「財団」）と連携し、プロの音楽家によるクラシック音楽のアウトリーチ事業を行った。

アウトリーチ事業は、平成16年度から市内の施設（幼稚園や小学校）数か所で財団の自主事業として行われており、震災後も平成23年6月から活動が再開されていたが、平成24年度は、市から財団への委託事業として市内全小学校の4年生を対象に実施、いずれもプロの音楽家である中川賢一氏（ピアノ）、大森智子氏（声楽）、神谷未穂氏（ヴァイオリン）、浜まゆみ氏（マリンバ）の4名が各回2名ずつ小学校の教室や音楽室を訪問し、子どもたちとの交流事業を行った。また、平成25年度は、久保田巧氏（ヴァイオリン）、三宅進氏（チェロ）、村田千佳氏（ピアノ）の3名が同様に交流事業を行った。

市と財団との連携により、被災児童を対象に実施するアウトリーチ事業は、平成25年度までの2か年の取組となったが、財団では、その後も生の音楽に触れる機会として市内全小学校の4年生を対象とするアウトリーチの取組を継続して実施した。

8　「閖上わかば幼稚園」の再建

昭和30年の開園以来、閖上地区で地域の子どもたちの幼児教育を担ってきた「閖上わかば幼稚園」は、東日本大震災の津波により園舎が全壊する甚大な被害を受けた。発災直後は園の存続そのものが危ぶまれる状況であったが、「地元の子どもたちを地元で育む」という思いのもと再建の道を模索した。

閖上地区での復興まちづくりが進むまでの間、閖上から約3.5㎞南西にあって多くの被災者が居住していた美田園地区に仮園舎を整備し、運営再開を目指した。仮園舎の用地賃借料が災害復旧事業の対象外となるなか、市は復興交付金を活用し、園に代わって用地を借り上げ、無償で貸し付けることで運営継続を支援した。

平成26年4月、震災から約3年の休園期間を経て「美田園わかば幼稚園」として再開。仮園舎は将来的に閖上地区へ戻ることを見据え、移築可能な木造建築で整備された。市による用地借り上げ支援は令和2年3月までの6年間継続された。

令和4年1月、復興を遂げた閖上地区で運営を再開。同年4月には定員138人の幼保連携型認定こども園「閖上わかばこども園」として新たな歩みを始めた。震災前を上回る定員規模での再出発は地域の子育て環境再生の象徴ともなった。

閖上わかばこども園を運営する学校法人わかば学園は、平成31年4月に再開した閖上保育所の運営を市から受託（令和7年4月から指定管理者へ移行）するなど、震災後も閖上地区の子育て支援の中核を担っている。



閖上わかば幼稚園（昭和30年9月～平成23年3月）



美田園わかば幼稚園（平成26年4月～令和4年3月）



幼保連携型認定こども園 閖上わかばこども園（令和4年4月～）

名取市職員が語る復興の歩み⑦

子どもたちが安心して過ごせる居場所をつくる

学校教育課 課長補佐（当時） **下山 常恵**

私は、平成25年度から教育委員会学校教育課に配属になりました。震災の影響で塾に通えない子どもたちの学習支援として始まった寺子屋事業ですが、震災でばらばらになってしまった地域の子どもたちが集える場、心のよりどころにもなる居場所づくりという重要な役目も担っていました。寺子屋で学んだ子どもたちの中から志望校合格者が出るなど実績はありましたが、補助金申請にはさらに強い動機づけが必要です。時間の経過とともに補助金の枠が徐々に狭められるなか、寺子屋事業を継続させるため、申請書類作成には苦心しました。補助金の申請は直接国とのやり取りでしたが、国側の担当者が非常に親切で、不慣れな私を細かくサポートしてくれました。こうした対応からも、国や県が子どもたちの居場所を守るためにさまざまな支援をしてくれていると感じられました。

家庭環境が子どもの精神面には大きく影響します。当時は、被災したことで大人も精神的・経済的ダメージを大きく受けていました。寺子屋事業をはじめとしたさまざまな子どもたちへの支援を行うなかで、背後にいる保護者への支援、しかも物資の支援でなくメンタル面のサポートの必要性を強く感じたのを覚えています。

被災児童への学用品等の支給も私たちの担当でした。全国から被災児童支援としてランドセルの寄附がありましたが、年々受け取る被災児童の数が減り、支給対象枠を広げても在庫が残ってしまいました。ランドセルも保管しているうちに劣化するため、需給バランスの難しさを感じました。

名取市職員が語る復興の歩み⑧

自分の命を守ることの大切さを伝え続けることが私の使命



平成19～平成23 閖上中学校教務主任
平成30～令和4 閖上小中学校校長

八森 伸さん

平成23年3月11日は閖上中学校の卒業式の日でした。名残惜しんでなかなか帰宅したがらない生徒たちをようやく送り出し、教職員が体育館で式の後片付けをしている最中に地震が発生しました。避難所開設の準備を始めましたが、激しい揺れに気が動転し、何を準備すればいいか判断が付かないまま時間だけが過ぎていったと記憶しています。

閖上地区は昔から「津波は来ない」といわれていました。地区住民も私たち中学校職員も当時はみんなそういう認識だったと思います。そんなことから、閖上中学校は海岸から約1.5㎞しか離れていないのに、津波を想定した避難訓練はしてきませんでした。当日もラジオから流れてくる津波の情報を聞いても今一つ現実感がありませんでした。しかし、その後実際に津波が押し寄せ、校舎の1階が浸水。避難者はどんどん増えて850人を超え、現場は混沌としていました。

当時、校長先生がたまたま所用で不在だったため、教務主任だった私は市教育委員会から派遣された応援職員2名とともに避難所運営の指揮を執りました。備蓄してあるはずの非常食や飲料水が不足していたり、ペット連れの避難者への対応ができなかったり、タオルの用意がなく、ずぶぬれで避難してきた人たちを拭いてあげられなかったりと、次々起こる不測の事態に対処しきれず、避難者へのきめ細かな配慮ができませんでした。いろんなことがありすぎたあの日の夜、ふと見上げた夜空の星がとても美しかったことが印象に残っています。そして朝になり、差し込む朝日を見て「太陽は必ず昇る、明けない夜はないんだ」と思いました。そんなふうに感じたことは、あの時が生まれて初めてでした。

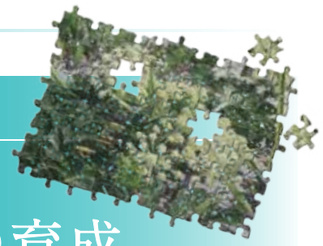
翌日から生徒の安否確認作業を進めました。教員が手分けして各避難所を回り、所在の確認が取れない生徒については、緊急メールサービスを使い探し出しました。遺体安置所にも毎日通いました。最終的に生徒全員の安否確認ができたのは5月の連休明け、残念ながら生徒14名が犠牲となってしまいました。

3月29日、那智が丘小学校の多目的ホールを借り、閖上中学校の修了式を行いました。県外に避難している生徒や不登校の生徒もかけつけ、生徒全員が出席しての修了式となりました。久しぶりの再会を喜ぶ子どもたちの姿を見て、子どもにとって学校がいかに大切な存在であるかを痛感し、市教育委員会の指導のもと被災市町村の中でも比較的早く学校を再開しました。もちろん、子どもたちもそれぞれに心に深い傷を負っていたはずです。それでも子どもたちなりに学校に通うことで気持ちを切り替え、前を向こうとしていたのかもしれません。学校再開後は、そんな生徒たちのために、心のケアを第一に、教員が一丸となって生徒の様子を見守り、できるだけ普段の学校生活ができるよう心掛けました。

平成24年4月、私は名取市教育委員会に異動し、閖上小中学校の再建事業に携わることになりました。閖上地区の現地再建が決まり、まずは子どもたちが少しでも安心できるよういち早く学習環境を整えてあげたいという思いが関係者の間で強まりました。特色ある学校づくりを目指し有識者や地域の代表者らと話し合いを重ね、地域の悲願である小中一貫校「名取市閖上小中学校」が平成30年4月に開校、私が初代校長を務めることとなりました。特に力を入れたのは防災教育です。毎月防災学習を行い、毎学期行った避難訓練では、地震だけでなく津波を想定した内容で実施しました。また、毎年地域の語り部の方を招き、防災講話を行い、1～4年生には私が講師となりお話をしました。

もしも閖上中学校で津波を想定した避難訓練をしていたら、もしも命を守る大切さを生徒に教えていたら、14人の犠牲は出なかったのではないか……今でも時折考えます。震災以降、私は語り部活動を行ってきました。経験者だからこそ伝えられることがあります。リアルな生の声だからこそ伝わることがたくさんあると思っています。「自分の命を守るためにはどうすればいいかを自分自身で考えてほしい、周りの人の命を守るために東日本大震災の話をみんなに伝えてほしい」と話しています。私たちの経験や思いを、未来ある子どもたちに伝えていく活動をこれからも続けていきたいと思っています。

［第２節］　心身のケアと未来を支える人づくり



3 地域への愛着を育てる教育と将来を担う人材の育成

市は、震災からの復興と地域コミュニティの再生を目指し、次世代を担う子どもや市民団体が主体となる多様なまちづくり事業を展開した。「なとりこどもファンド事業」は、子どもたちが自ら企画した活動を支援する取り組みである。当事業では閖上地区における活動も展開され、子どもたちが地域への愛着を深める貴重な機会となっている。また、市民活動団体と市が連携する「協働提案事業」では、海岸植物の保全や、傾聴ボランティア、防災教育、語り部活動など、社会課題の解決に直結する活動が行われた。さらに、学校教育においても郷土学習「閖上学」により、地域の伝統や歴史の継承を図っている。これらの事業は、市民一人ひとりが自らの手で住みよいまちを創り上げる「住民主体のまちづくり」を具現化するものであり、地域コミュニティの結束を強化し、次世代へ魅力を伝える重要な役割を果たした。

1　なとりこどもファンド事業

「なとりこどもファンド事業」は、名取市の復興事業に携わった西松建設株式会社と西松建設まちづくり基金事務局が復興支援事業として実施する「西松建設まちづくり基金」を活用した事業の一環として、平成29年度から行っていたものを、令和元年度に名取市が事業を継承したもので、18歳以下の子どもたちが主体となって行うまちづくり活動に対し、企業や市民から寄せられた寄附金を財源に市が助成金を交付することで、活動を支援する取組である。これは、閖上公民館の再建にも携わった早稲田大学の卯月盛夫教授（当時）がドイツ・ミュンヘン市における子どものまちづくりへの参画制度「こども・青少年フォーラム」に着想を得て創設した子どもが主体のまちづくり事業であり、子どもたちが自ら考えたまちづくり活動について公開の場でプレゼンテーションを行い、その内容をこども審査員が審査し、採択事業を決定するものである。

本事業では、被災した閖上地区をフィールドとする活動も展開された。令和元年度、閖上小中学校の児童・生徒で構成された「ゆりもり隊（閖上こども盛り上げ隊）」は「クリーンアンドフェスティバル～海の街閖上 復興への第１歩」と題し、閖上地区をきれいに元気にするために月１回の清掃活動を展開、併せて、閖上公民館で「閖上フェスティバル」を開催した。活動には、地域の人々も参加して多くのごみを回収、「閖上フェスティバル」では、回収したごみを活用した遊びを通じて地域の人々との交流が深められた。また、同団体は、令和2年度も「集まれ！閖上のまち～閖上の〇〇」と題し活動を行った。閖上公民館を会場に、閖上の風景を写真で紹介する「閖上Works」が2日間にわたって開催され、会場には、ゆりもり隊のメンバーや地元の写真愛好会が撮影し、復興が進む閖上地区の日常や、一般募集した昭和期の閖上地区の暮らしがうかがえる写真約200点が展示された。子どもたちが主体となったまちづくり活動は、地域への愛着と一体感を深める一歩となった。



なとりこどもファンド活動発表会の様子

「西松建設まちづくり基金」について

西松建設株式会社では、東日本大震災に係る復興支援事業として平成26年度に「西松建設まちづくり基金」を立ち上げ、名取市をフィールドに地域づくりに取り組む市民や団体の活動を支援する取組を行った。具体的には①まちづくりの未来を担うリーダーの育成、②地域の課題の整理、地域の未来づくり、プロジェクトづくりの講座、③まちづくり活動に対する資金助成、などが展開され、取組は基金の事務局を務める「特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター」「一般社団法人みやぎ連携復興センター」「公益財団法人地域創造基金さなぶり」との協働で、平成30年度までの5年間にわたって続けられた。

【平成27年度実績】

(1)名取のまちづくりプロジェクトの作り方講座

名取市と市民の協働を促す事業や活動への発展に向けた準備段階としての座学と位置づけ、名取市市民活動支援センター等を会場に計4回の講座が開催された。

(2)西松建設まちづくり基金に関わる企業CSR研修・交流会

名取市復興支援ツアー「なとり今昔物語」として、朝市や日和山、閖上の記憶、さいかい市場等を巡り、名取市が進めている復興事業や名取市の魅力を知るとともに、企業と行政、地域住民等多様な主体が描く名取市の将来像を共に考えるきっかけづくりを行った。1回実施。

(3)なとり復興塾～名取のまちづくりの未来を担うリーダー育成～

阪神・淡路大震災による神戸での経験や東北各地の復興事例をケーススタディとして、これからの名取のまちづくりを担うリーダーに必要な視点や知見を計４回にわたり学んだ。

(4)まちづくり助成

名取市内で取り組まれる「より良いまちづくりとコミュニティの関係や連携を更に強めていく」非営利の活動を助成金で支援した。第1期として平成27年12月から平成28年2月までに行われた7の事業に合計65万円を助成したほか、第2期として平成28年3月から7月までに行われた9の事業に合計185万円を助成した。

■「まちづくり助成」第1期助成事業一覧

団体名	事業名
閖上太鼓保存会	ステージ衣装の作成
美田園北みずから倶楽部	美田園北みずから倶楽部
那智が丘まちづくり「野菜市」プロジェクト	那智が丘まちづくり「野菜市」の開設
ボーイスカウト名取第1団ビーバー隊	花咲かじいさんプロジェクト
リバイブ名取21	光のストリートアート展
特定非営利活動法人地球のステージ	震災ジオラマ展示会
高舘地区子ども見守り隊	高舘地区の子ども並びに地域安全の見守り活動

■「まちづくり助成」第2期助成事業一覧

団体名	事業名
応急仮設住宅箱塚桜自治会	お花見などのイベント開催によるコミュニティづくり
子育て支援グループLadybird	子育てママの憩いの場づくり
閖上中学校遺族会	閖上中学校遺族会主催「追悼のつどい」開催
名取かまがす団	映画上映会による新たなコミュニティ形成事業
尚絅学院大学ボランティアチームTASKI	復興公営住宅～美田園北団地～新たなふるさとプロジェクト
キラキラパルク増田西	増田川を自然豊かできれいで身近な川にする取組
一般社団法人名取市観光物産協会	第2回名取ジャズフェスティバル
特別非営利活動法人生涯学習実践塾	ミニミニ地域検定でまちおこし（名取市西部編）
りんくう自然学習の杜	交流による元気なコミュニティづくり

【平成28年度実績】

（1）まちづくり助成

第3期として平成28年9月から平成29年2月までに行われる12の事業に合計215万円を助成した。

■「まちづくり助成」第3期助成事業一覧

団体名	事業名
ARIママネット	乳幼児ママのための心のケア事業
一般社団法人生活応援倶楽部からーず	日常生活支援と介護予防運動の取組
一般社団法人ボディジャンプ	ボール投げのコツをつかもう！
貞山運河研究所	貞山運河の和船「サクバ」を造る
那智が丘まちづくり「野菜市」プロジェクト	那智が丘まちづくり「野菜市」の活動充実
なとセンわくわくフェスタ実行委員会	なとセンわくわくフェスタ（2016）
名取バルーンチーム風船小僧	第5回熱気球による復興支援プロジェクト
名取リーディングクラブ	朗読ボランティア養成プロジェクト
虹色マカロン	影絵とおはなし会
風人太鼓	風人太鼓の和太鼓教室
みやぎ化学物質過敏症・アレルギーの会 ぴゅあい	「いのちの林檎」上映会～化学物質過敏症を知ろう！
閖上の絆実行委員会	閖上地区防災炊き出し訓練（芋煮会地域交流会）

【平成29年度実績】

（1）まちづくり助成

第4期として平成29年7月から平成30年2月までに行われる13の事業に合計250万円を助成した。

■「まちづくり助成」第4期助成事業一覧

団体名	事業名
ARIママネット	乳幼児親子の心のケアプログラム「こころん」
一般社団法人生活応援倶楽部からーず	日常生活支援ボランティアへの研修事業
一般社団法人ふらむ名取	名取前進応援事業 地域交流会
キラキラパルク増田西	増田川の良さを知り、きれいで親しみの湧く取組
サロンえんがわ	サロンえんがわ・介護仲間の集い まる実施事業
高舘はっする隊	高舘の歴史・食文化　再発見！
道祖神神楽保存会	伝統芸能の持続的な継承活動
特定非営利活動法人生涯学習実践塾	ミニミニ地域検定でまちおこし（名取市南部編）
那智が丘まちづくり「野菜市」プロジェクト	那智が丘まちづくり「野菜市」の活動拡大・充実
なとセンわくわくフェスタ実行委員会	なとセンわくわくフェスタ（2017）
虹色マカロン	影絵とおはなし会
愛島もりあげ隊	竹で遊ぼうPARTⅡ
閖上の絆実行委員会	閖上地区防災炊き出し訓練（芋煮会地域交流会）

（2）なとりこどもファンド事業

こどもを対象とした、こどもによる、こどもの視点で行うまちづくり活動を応援する事業。こどもから見る「こうしたらもっと住みよい街になるのに…」という思いを実現するため、5の事業に合計499,883円を助成した。

■なとりこどもファンド事業

団体名	事業名
えすふぃ～エクスプレス・スマイル・ファン・エンジョイ～	日本一の笑顔～表現することの楽しさを届けよう～
閖上子ども会議	閖上こども祭りinウィンター
名取スポフェス！実行委員会（NUMS 2）	Natori Sports Festival（スポフェス！2017）
宮城県農業高等学校　農業経営者クラブ	ミクロの力で間伐材の有効活用
宮城県農業高等学校　農業経営者クラブ	地元名産「北釜クィーン」を使用した商品開発

【平成30年度実績】

（1）まちづくり助成

第5期として平成30年6月から平成31年1月までに行われる13の事業に合計250万円を助成した。

■「まちづくり助成」第5期助成事業一覧

団体名	事業名
ARIママネット	乳幼児親子の心のケアプログラム「こころん」
一般社団法人生活応援倶楽部からーず	日常生活支援ボランティアへの研修事業
一般社団法人ふらむ名取	名取前進応援事業 地域交流会
さかぐちラボ	ゆりフェス
仙台高専天文部	名取市天文台がやってくる！出張！プラネタリウム
高舘はっする隊	高舘の歴史・食文化　再発見！ 第二弾
道祖神神楽保存会	伝統芸能道祖神神楽を通して「元気な愛島」心の復興事業
那智が丘まちづくり「野菜市」プロジェクト	那智が丘まちづくり「野菜市」の活動拡大・充実
なとセンわくわくフェスタ実行委員会	なとセンわくわくフェスタ（2018）
愛島もりあげ隊	愛島小学校校歌に唄われる五社の峰横断
閖上中央第2団地住民有志の会	住民顔合わせ交流会、サロン活動及びその広報
閖上の絆実行委員会	閖上地区防災炊き出し訓練（芋煮会地域交流会）
ワッショイ！DEN×3	ワッショイ！DEN×3 さつまいも作り

（2）なとりこどもファンド2018

こどもから見る「こうしたらもっと住みよい街になるのに…」という思いを実現するため、8の事業に合計50万円を助成した。

■なとりこどもファンド2018

団体名	事業名
遊びマーグル	高舘山チャレンジ
仙台高専プラネタリウムプロジェクト	星空と子どもプロジェクト
仙台高等専門学校　高専RT	Agricultural Innovation
みどり台中学校生徒会役員	名取市活性化大作戦
宮城けん玉クラブ	けん玉で名取を楽しくしたい
宮城県農業高等学校　作物専攻班	“おむすび”で人と人とを結ぶことで地元をPR
宮城県農業高等学校　農業経営者クラブ	被災地に秋桜を～オレンジロードプロジェクト～
宮城県農業高等学校　農業経営者クラブ	4つの商品開発で地元をPR

2　協働提案事業

市は、市民活動団体等と連携・協働し、地域課題の解決を目指す、「協働提案事業」を平成19年度から実施している（協働提案事業は、事業の性格に応じ「委託」「補助」「共催」の形態があり、協働事業審査会で形態が決定される）。当事業で採択された中には、被災エリアをフィールドとして活動している市民活動団体の活動支援や、応急仮設住宅における孤立対策などの社会問題の解決につながり、震災復興事業の視点において一役を担った活動もあった。

平成26年度には、「特定非営利活動法人名取ハマボウフウの会（平成13年8月に任意団体として設立された団体で（平成26年3月に法人格を取得）、震災前からハマボウフウ（海岸の砂地に自生するセリ科の植物。平成12年宮城県絶滅危惧Ⅱ類）の保全活動に取り組んでいた）」への補助事業として「名取の海岸復興を目指す「海岸のお花畑」再生事業」が実施された。平成26年6月21日に被災した閖上小学校で「ふるさと海辺フォーラム」を開催、海辺の環境保全を目的に市内外の11団体が活動発表を行い、各地での活動状況を共有するとともに名取市の海岸復興について、地域の人々との話し合いが行われた。翌22日には閖上海岸に設置した「ハマボウフウ保護区」でハマボウフウの移植会が行われ、146名が参加した。また当日は、保護区の清掃も行われ、参加者のメッセージを記した幸せの黄色いハンカチが竹竿に吊るされ設置された。これらの活動は、地域の自然環境保護について振り返りを行うとともに、次世代に地域の魅力と大切さを伝える契機となった。

平成26年度には、「特定非営利活動法人仙台傾聴の会（住民の心に寄り添い、悩みや不安に耳を傾け、住民が心の安らぎを得るための傾聴活動を行うことを目的に平成20年4月に設立された団体であり、震災後は、宮城県医師会の依頼等により避難所や応急仮設住宅での傾聴活動に取り組んでいた）」への委託事業として「傾聴ボランティア養成講座及び男性サロン」の開催にも取り組んだ。市は、同団体との協働で傾聴ボランティア養成講座3回、男性サロンを実施し、ボランティアの人材育成により孤立者の心に寄り添う環境づくりが図られたほか、孤立しがちな中高年男性が気兼ねなく参加できるサロンの開催により、元気な高齢者を増やすことにつながった。

平成28年度には、防災教育を行う市民活動団体である「ゆりあげかもめ（東日本大震災の経験から「命を守るためにできること」を学び、伝えていくことを目指し平成26年7月に立ち上げられた団体であり、子どもたちの「生きる力」を育み、防災教育の必要性を広めることを目的に防災講話や子ども向け「防災キャラバン」などさまざまな活動を行っている）」への委託事業として「防災・減災の教育事業」を行った。市は、ゆりあげかもめとの協働で平成28年度に防災学校2回、防災キャラバン2回、市民のための防災セミナーを1回実施し、小学生以上の市民に対して災害からの教訓を学び伝えながら次の震災に備える意識を高める活動を行った。

令和元年度には、平成26年度に続き、特定非営利活動法人名取ハマボウフウの会への補助事業により「閖上浜びらき事業（ふるさと海辺フォーラム2019in名取）」が行われた。これは、令和元年5月に、市が「閖上地区まちびらき」を行うのに合わせ、多くの市民と共にこれまで海岸再生を支援してくれた各種団体を招き、海岸のお花畑づくりを加速させようとする取り組みであり、ハマボウフウを拠り所として閖上への関心を保つとともに環境保全の取組が若い世代や多くの市民等への広がる活動となった。

令和5年度には、「一般社団法人ふらむ名取（閖上の復興に関する情報を活字で伝える『閖上復興だより』、語り部として震災の伝承活動に取り組む「閖上震災を伝える会」及び被災者のコミュニティ再生を支援する「名取交流センター」の3つの団体を前身として平成29年4月に設立され、震災の語り部活動や新たな情報誌『閖上だより』の発行に取り組んでいる）」への委託事業として「舟運事業を活用した観光誘客促進事業」を行った。市は、同団体との協働により、当時、貞山運河やかわまちてらす閖上周辺で運航が開始されていたゆりあげ周遊船「ゆりあげ丸」の船上で、閖上浜を見ながら語り部を行う活動を行った。船上での語り部活動は、令和5年7月から8月にかけて実施し、閖上にあまり馴染みのない市民などに震災前後の現地の様子や震災の教訓などを伝える場となった。


ハマボウフウ


ハマボウフウ移植会


「ふらむ名取」の語り部活動とのコラボにより行った舟運事業

3　閖上復興まつり～絆～

震災後、様々な主体により守り、育まれてきた地域への愛着や「自ら住みよいまちをつくりたい」という一人ひとりの主体的な思いが具体的な形となって表れたのが、令和4年度から毎年開催されている、「閖上復興まつり～絆～」である。このイベントは、地元有志による実行委員会方式で企画・運営されており、住民が主役となった地域のイベントとして継続的に実施されている。実行委員会の主なメンバーは、町内会をはじめ、語り部などの市民活動団体、ＰＴＡ関係者など多様な分野から構成されており、世代や立場を超えた協働体制が築かれている。こうした連携のもとで生み出されるイベントのにぎわいは、地域コミュニティの再生と結束の強化につながるとともに、閖上地区に新たな活力をもたらしており、復興の過程において育まれてきた住民主体のまちづくりが、着実に成果として表れていることを示している。

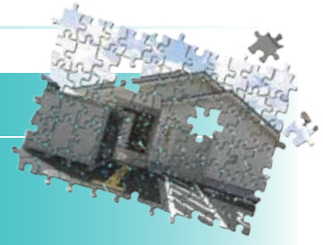

閖上復興まつり～絆～

4　地域の伝統や歴史の継承「閖上学」

「閖上学」は、閖上小中学校で実施されている郷土学習の一環であり、児童生徒が地域の自然やまちの様子について調査活動を行い、地域の人々とのふれあいを通じて、地域の良さに気づくことを目的としている。この学習は、教科や特別活動などで実施している地域に関わる教育活動を、小中学校の9年間にわたる連続的なカリキュラムの中で系統的に学ぶものである。

「閖上学」は、平成30年4月の閖上小中学校開校以来継続的に行われており、同校で同じく力を入れている防災教育と合わせ、在学中に、毎年異なったテーマで閖上について学ぶことができる機会を提供することで、閖上の伝統や歴史の継承につながっている。

［第３節］　コミュニティを支える地域力の醸成



1　地域集会所の復旧

東日本大震災では、地域コミュニティの拠点となる多くの集会所が被災した。市が公共施設として設置・管理していた集会所は、災害復旧事業により復旧を進めた。町内会や自治会が設置・管理していた集会所については、名取市集会所建設補助金により費用面での復興支援を行ったほか、「名取市被災集会所再建事業補助金」を新たに創設し、建替復旧にかかる費用に補助金を措置することで、町内会等の取り組みを支援した。その他、復興まちづくり事業（被災市街地復興土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、災害公営住宅整備事業）により新たなまちが形成された閖上地区や高柳地区、美田園北地区にあっては、復興交付金等の財源を活用しつつ新たな集会所を整備、地域コミュニティの再構築を促進した。

1　集会所の復旧（市設置分）

市内には、市が設置・管理する集会所（寄贈によるものを含む。）と、町内会や自治会等（以下「町内会等」という。）が設置・管理する集会所がある。被災した集会所のうち市が設置・管理する集会所の復旧状況は表のとおりである。東日本大震災の津波で全壊となった「杉ケ袋北集会所」及び「杉ケ袋南集会所」は災害復旧事業による現地建替を行い、全壊には至らなかったものの浸水や地震による被害を受けた「本村下集会所」「美田園東集会所」及び内陸部に位置する「那智が丘一丁目集会所」は、それぞれ被災した設備等の復旧を行った。全壊は免れたものの、津波による浸水高が天井近くまで達するなどの大きな被害があった「小塚原南集会所」については、NPO法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンの呼びかけで集まった震災ボランティアと地域住民との協働により、内装の張替えや外壁の塗装などの復旧作業が行われた。

一方、特に海岸に近い位置にあった「日和山団地集会所」及び「北釜集会所」については、「北釜地区」を包含する下増田字屋敷地区が平成23年9月に、「日和山地区」を包含する閖上六丁目地区が平成24年12月に、それぞれ災害危険区域に指定されたことから、いずれも復旧することなく廃止された。

2　集会所の復旧（町内会等設置分）

被災した集会所のうち町内会等が設置・管理する集会所の復旧状況は表のとおりである。閖上地区を中心に、複数の集会所が津波等による大きな被害を受けることになったが、市は、これら集会所の建替復旧を支援するため、平成24年5月に「名取市被災集会所再建事業補助金交付要綱」を定め、町内会等が実施する集会所の建替復旧費用に対し、補助金による支援を行った。補助金は、震災により全壊または流失した集会所に対し、2500万円を上限に交付するもので（補助率10分の10）、当該補助金の活用により、「小塚原北集会所」「牛野集会所」及び「大曲集会所」の3集会所の建替復旧が行われた。

その他、地震により設備等が被災した主に内陸部の集会所については、既存の「名取市集会所建設補助金交付要綱」を活用した復旧支援（補助率2分の1、上限額は、新築500万円、増築・改築250万円、改造・改修125万円）を行った。

閖上の旧市街地、県道塩釜亘理線と県道閖上港線が交差する五差路付近に立地していた「上町集会所」は、震災後、堆積土砂の撤去や床板の張替え等を



小塚原南集会所



上町集会所（閖上まちカフェ）



杉ケ袋南集会所



杉ケ袋北集会所

■被災した集会所の復旧状況等（市設置分）

名　称	場　所	復旧内容	着工	竣工	備考
日和山団地集会所	閖上六丁目				廃止
小塚原南集会所	小塚原字東中塚	一部復旧（電気・空調・給排水設備ほか）	H24	H25	
本村下区集会所	下増田字前田	一部復旧（室外機交換）	H23.5	H23.6	
杉ケ袋南集会所	杉ケ袋字尻田村	建替復旧（鉄筋コンクリート造平屋建（252.81㎡））	H25.9	H26.3	
杉ケ袋北集会所	杉ケ袋字杉北	建替復旧（鉄筋コンクリート造平屋建（191.76㎡））	H25.9	H26.5	
北釜集会所	下増田字屋敷				廃止
美田園東集会所	美田園三丁目	一部復旧（空調設備、内装、外構）	H23.6	H23.9	
那智が丘一丁目集会所	那智が丘一丁目	一部復旧（外構等）	H24.6	H24.12	

■被災した集会所の復旧状況等（町内会等設置分）

名　称	場　所	復旧内容	着工	竣工	備考
上町集会所	閖上一丁目	一部復旧（床、トイレ、漏電）	H23.7	H23.8	廃止（＊2）
新町集会所	閖上七丁目				廃止
小塚原北集会所	小塚原字田中	建替復旧（木造平屋建て（89.43㎡））	H24.10	H25.3	＊1
牛野集会所	牛野字柿沼	建替復旧（鉄筋造平屋建て（111.79㎡））	H25.2	H25.4	＊1
大曲集会所	大曲字八幡	建替復旧（木造平屋建て（141.60㎡））	H25.2	H25.10	＊1
吉田第一区集会所	高舘吉田字宮神明	一部復旧（屋根等）	H23.7	H23.10	＊2
高舘吉田第三集会所	高舘吉田字内舘	一部復旧（屋根、壁）	H23.11	H24.3	＊2
箕輪公会堂	高舘川上字台	一部復旧（屋根、トイレ）	H23.8	H23.10	＊2
熊野堂南集会所	高舘熊野堂字岩口南	一部復旧（屋根、トイレ）	H23.11	H23.11	＊2
田高公会堂	田高字清水	一部復旧（屋根、内外壁）	H23.7	H24.3	＊2

＊1：名取市被災集会所再建事業補助金による復旧支援を実施した集会所。
＊2：名取市集会所建設補助金による復旧支援を実施した集会所、ただし上町集会所は名取市集会所建設補助金による復旧を行った後、廃止、解体された。

行い、平成23年8月には社団法人日本建築家協会（JIA）の協力により「閖上まちカフェ」としてオープンするなど、住民やボランティアなどの活動拠点として利用が継続されたが、その後、被災市街地復興土地区画整理事業による宅地の嵩上げと換地処分の対象となったことで、廃止、解体された。

同じく閖上の旧市街地、中貞山運河西岸にあって津波で流失した「新町集会所」についても、当該地区を包含する閖上七丁目地区が平成24年12月に災害危険区域に指定されたことにより、復旧されることなく廃止された。

3　復興事業による集会所整備

閖上地区の旧市街地にあった集会所は「上町集会所」「新町集会所」ともに町内会等が設置した集会所であり（日和山団地集会所は公設）、震災復興計画の策定当初、集会所の復旧は町内会等の自主組織により進められることを想定していた。しかしその後、閖上地区の復興の方向性が明らかになるにつれ、集会所の設置についても、復興交付金の活用を含め、被災市街地復興土地区画整理事業等、新たなまちづくりの中で進めていくこととなった。

これにより、市は、閖上地区の被災市街地復興土地区画整理事業地内において「閖上中央集会所」及び「閖上西集会所」の2つの集会所の整備を進め、閖上中央集会所は平成30年9月に、閖上西集会所は令和2年4月に供用を開始した。閖上中央集会所が完成した時点では、当該地区の町内会が設立されておらず、平成31年3月に閖上中央町内会が設立されるまでの約6か月間は、市が直営で集会所の管理を行った（閖上西地区では、集会所の供用開始と同時に閖上西町内会が設立された）。

また市は、閖上地区の被災市街地復興土地区画整理事業地内で合計463戸（集合285戸、戸建178戸）の災害公営住宅を整備しており、そのうち、平成29年7月に竣工した閖上中央第一団地C棟の6階には、集会用スペースとして201㎡の集会室を確保した。これは、今後、東日本大震災のような津波被害が再度発生した際の避難場所としての活用を想定したものとなっている。

その他、閖上地区では、区画整理事業地西方の高柳字下合畑地区に50戸の集合住宅（市営住宅高柳東団地）を、高柳字圭田地区に50戸の戸建住宅（市営住宅高柳西団地）を整備しており、これら公営住宅入居者と従来からの高柳地区住民の共同利用を視野に、平成29年3月に「高柳地区集会所」の整備を行った。

下増田地区では、防災集団移転促進事業の移転先となる美田園北地区において、平成28年11月に「美田園北集会所」を整備した。美田園北地区では、集会所の近隣に農業共同作業場が整備され、農業者への貸与を行っている。これは、美田園北地区の住民の多くが沿岸部の農村集落からの移転者であり、これらの住民の利用に供することを目的としている。


閖上中央集会所


閖上西集会所


美田園北集会所

■復興まちづくりにより新たに整備した集会所（集会施設）

名　称	場　所	構造等	着工	竣工
閖上中央集会所	閖上中央二丁目	木造平屋建て 155 ㎡	H30.3	H30.9
閖上西集会所	閖上西二丁目	木造平屋建て 158 ㎡	R1.11	R2.3
閖上中央第一団地集会室	閖上中央一丁目	（C 棟 6 階 201 ㎡）	H28.5	H29.7
高柳地区集会所	高柳字圭田	木造平屋建て 176 ㎡	H28.7	H29.3
美田園北集会所	美田園北	木造平屋建て 147 ㎡	H28.6	H28.11

4　宮城県被災地域交流拠点施設整備事業補助金の活用

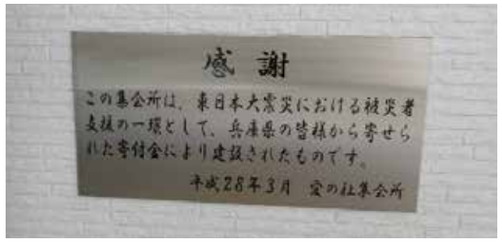
宮城県では、兵庫県から寄せられた義援金を財源に、平成25年度に宮城県被災地域交流拠点施設整備事業を開始した。当事業は、震災で被害を受けた県内の集会所等の整備に加え、施設を活用した住民活動の支援、地域コミュニティの再構築支援等を目的とするものであり、本市でも同事業の活用により、震災で人口が増加している地域の集会所整備に取り組んだ。

具体的には、福島県の原発被災者を含め、沿岸各地の震災被災者の転入により人口が著しく増加している市内陸部の造成団地等において、町内会等が実施する集会所の整備事業に対し補助金による支援を行ったもので、これにより「愛の杜集会所」「愛島郷北集会所」「田高町西集会所」の4つの集会所が新たに設置された。


愛島郷南集会所


愛の杜集会所


愛島郷北集会所



愛の杜集会所 感謝のプレート

■宮城県被災地域交流拠点施設整備事業補助金で新たに設置された集会所

名　称	場　所	構造等	着工	竣工
愛島郷南集会所	愛島郷二丁目	木造平屋建て 105.99 ㎡	H26.8	H27.3
愛島郷北集会所	愛島郷一丁目	木造平屋建て 105.58 ㎡	H26.8	H27.3
愛の杜集会所	愛の杜一丁目	木造平屋建て 117.17 ㎡	H27.10	H28.3
田高町西町内会集会所	増田四丁目	木造平屋建て 150.30 ㎡	H29.10	H30.3

［第３節］　コミュニティを支える地域力の醸成



2　震災の教訓の蓄積と定着化

市は、東日本大震災の教訓を今後に生かし、二度と同じ惨禍を招かないよう、防災計画など各種計画に反映するため被害状況を取りまとめ、その結果の整理分析を行った。また、関係者の体験談や、震災による被害状況の写真や映像の収集保存にも努めた。

その基礎的な情報収集を踏まえ、新たな防災計画に反映するとともに震災を風化させることなく未来へつないでいくため、震災メモリアル公園、震災復興伝承館などの環境整備に取り組んだ。

また、記憶と教訓の伝承には、語り継いでいく人材の育成が最も重要と考え、令和6年4月、市内語り部団体と「東日本大震災の教訓伝承に係る人材の発掘・育成に関する協定」を締結し、人材の育成にも取り組んでいる。

1　東日本大震災記録・保存事業

市は、東日本大震災の発災と被害状況並びに震災の教訓を後世に残すため、平成23年11月1日、室長のほか3人の図書館司書等で組織する「震災記録室」を総務部に新設し、震災資料の収集や保存に取り組んだ。対象となった主な資料は、写真や映像、震災の体験談である。また、資料収集と並行して復興交付金を活用し資料の公開にも取り組んだ。その成果として、次の①～④を刊行、⑤～⑦の記録映像を制作し、市内小・中学校や関係機関、希望する団体などに配布した。

①『名取市 東日本大震災 一年間の写真記録』平成25年3月1日
※旧版は、平成23年5月7日
②『東日本大震災 名取市民の体験集』平成26年3月
③『東日本大震災 名取市の記録』平成26年10月
④『名取市における東日本大震災の概要』平成27年3月
⑤『名取市防災教育用映像 いのちを守るために』（通常版、字幕付き版、英語版）DVD、平成25年3月
⑥『名取市東日本大震災映像記録 未来への記憶』（通常版、字幕付き版、英語版）DVD 2枚組、平成26年3月
⑦『名取市東日本大震災「語り部」の映像記録 震災を語り継ぐ人々』（通常版、字幕付き版、英語版）DVD 2枚組、平成27年3月



上記を公開する取り組みに加えて、写真は『名取市震災アーカイブ』としてホームページで誰もが閲覧できるよう整備し、防災のセミナーや研修会、論文、報道などで幅広く活用されている。さらに、『名取市における東日本大震災の記録』として上記の刊行物や記録映像は、PDFや映像データとしてホームページでも閲覧できるように整備を行った。

「震災記録室」は平成27年3月で廃止となったが、刊行物と映像記録は図書館に引き継がれ、図書館3階の情報発信コーナーに配架されている。

震災記録等の活用

東日本大震災の記録等は、新たな防災計画、避難マップ、ハザードマップ等への活用のほか、復興交付金申請に係る基礎資料、農業用施設の整備など、各種計画等に活用されている。

成果図書については、市図書館、震災復興伝承館などに配置し、教訓の伝承のほか、防災学習に活用されている。

今後も、新たな取組や後世に伝えていくべきことなどを取りまとめ検証を重ねていく必要性は言うまでもない。

2　震災遺構保存に向けた取組

国は平成25年11月、震災遺構の保存に対し、調査費用に加え、各市町村1か所に限り、保存に必要な初期費用（維持管理費は対象外）を復興交付金の支援対象とする方針を示した。市は、震災遺構となり得る施設等の調査を行い、同年12月の段階では「震災遺構なし」との見解をまとめていたが、平成26年1月に開催された県の震災遺構有識者会議（第2回）において、閖上中学校を候補として検討すべきとの提案がなされたことを受け、市は改めて震災遺構に関する市民の意向確認を行った。同年3月3日から4月30日までの約2か月間、保存すべき震災遺構に関する意見を募集した結果、旧閖上中学校や旧閖上小学校に加え、株式会社佐々直旧本店工場、東禅寺、り災民家等、10か所の候補地が寄せられ、市では、これらの意見を踏まえ、震災遺構の保存に向けた再度の検討を行うこととなった。この過程で、閖上居住エリア内に位置する旧閖上小・中学校については、閖上地区に戻る住民の心情への配慮と、閖上の復興事業に与える影響を考慮し候補から除外する判断を下した一方、老舗かまぼこ製造会社である佐々直旧本店工場については、非居住エリアに位置し、市が整備を目指す震災メモリアル公園の重要な構成要素のひとつになり得ると判断。平成26年9月、佐々直旧本店工場を震災遺構として保存を目指していく方針を市議会復興調査特別委員会に説明した。しかし、これらの新たな方針に対して、議会や市民から「選定が性急すぎる」「住民の意見を十分に聞いていない」といった厳しい声が数多く上げられることとなり、市はこれ以上の理解を得ることは困難であると判断せざるを得ず、平成27年6月、震災遺構保存事業の廃止を決定した。



旧閖上小学校（閖上字鶴塚（当時））



旧閖上中学校（閖上字五十刈（当時））



株式会社佐々直旧本店工場（閖上五丁目（当時））



東禅寺（閖上二丁目（当時））

3　慰霊碑の建立

市は、震災の犠牲者を偲び、震災の記憶を後世に伝える「名取市東日本大震災慰霊碑（以下、「慰霊碑」）」について、震災メモリアル公園内に設置することを検討していたが、閖上地区のまちづくりが思うように進まない中、公園整備まで検討が至らない状況が続いていた。その間も震災による犠牲者の追悼に多くの人々が被災地を訪れていたが、手を合わせる慰霊の場がないため日和山がその役割を担っていた。震災の犠牲者に手を合わせられる場所を1日も早く整備してほしいという声が次第に高まり、平成26年2月、メモリアル公園の整備に先行し、災害復興寄附金を活用して慰霊碑の建立に着手することとした。

建立場所は、市内で最も大きな被害が出た閖上地区にあって、市有地でまとまった面積を有し、多くの人が訪れる日和山の南側に位置する旧閖上五丁目地内の元仙台市営バス回転場を選定した。

事業方式は設計・建立工事ともに公募型プロポーザル方式を採用。平成26年4月、名取市東日本大震災慰霊碑建立工事プロポーザル選定委員会を設置し、同年5月角田市の「スギサキ彫刻工房」を施工事業者に選定した。採用案は、植物の種をイメージした「種の慰霊碑」から発芽した「芽生えの塔」が天に向かって伸びていくデザインで、螺旋（らせん）を描く「芽生えの塔」は震災の犠牲者が天に昇る姿を表現、上へ上へと伸びていく姿は、震災を克服し復興へと決意を新たにする名取市の姿も重ねて表現していた。慰霊碑の高さ（「豊穣の大地（築山部分）」の高さを含む）は閖上に押し寄せた津波高と同じ8.4mで、震災の記憶を後世に伝えるのにふさわしいものであった。

また、同年6月には、碑文として慰霊碑に刻むメッセージの募集を行った。避難先を含む市内外の市民等53人から合計70件の応募があり、市内8か所の応急仮設住宅の代表者で構成する碑文選定会議において、海川高氏（閖上六丁目出身）考案による次の碑文が選定された。

亡き人を悼み　故郷を想う
故郷を愛する御霊よ　安らかに



「種の慰霊碑」に刻まれた碑文



名取市東日本大震災慰霊碑（平成26年8月撮影）　＊震災メモリアル公園整備前のもの

市は慰霊碑の建立と並行して、震災犠牲者の刻銘についても検討を行った。犠牲者の刻銘は、慰霊碑と合わせて芳名板を設置する方向で検討を進めていたが、慰霊碑が将来のメモリアル公園整備に併せて、移設による再整備を見据えていたことから、芳名板についても同様に将来の移設を見据えた仮設整備を行う方針とした。

平成26年8月11日の月命日、慰霊碑の完成に合わせ「名取市東日本大震災慰霊碑除幕式」を開催。慰霊碑前に設置した芳名板には震災で犠牲となった948名のご芳名（市民及び市内で亡くなられた方）が刻まれた。芳名板の作成に当たっては、全て犠牲者のご遺族に記名の可否や並び順（「○○さんの隣に刻んで欲しい」など）に関する意向確認を行った。多くのご遺族から記名の了承を頂くことができたが、中には、身内を亡くした悲しみなどから、了承を頂けなかった事例もあった。

その後、平成30年に震災メモリアル公園の本格整備に併せ、芳名板は仮設のものから恒久的な石造りの芳名板として新たに整備を行った。芳名板の再整備にあたっては、仮設芳名板を設置した後、新たに芳名板へ記名を希望された方々や、前回の意向調査の際には記名の了承を頂けなかった方々にも、本格整備の案内に合わせて、再度意向確認を実施した。その結果、本設の芳名板には960名のご芳名が刻まれることとなった。

■応募碑文メッセージ一覧

番号	碑　　文
1	忘れません　あなたの笑顔　あなたが暮らしたこの街並み　永遠に
2	芽生えの燈を風は忘れず
3	空、晴れわたり　波、静かに
4	祈り　此の世界と他の世界のすべての存在が　幸福で平安でありますように　合掌
5	祈り　ひと足先に逝ったのは　思い出してほしいから　みな助け合う　にほんの心
6	忘れないよ　あなたの光を　あなたの光を　感じながら生きてるよ
7	私たちは　決して忘れません！　決して
8	次の世代に伝える為に　皆返して　忘れない　３月 11 日
9	悲しみを乗り越えて　上を向いて　歩こう　忘れない　母
10	きみといた　この町　きみといた　時間　きみの笑顔を　忘れはしない
11	忘れない　この町　きみの　声　笑　きみと過ごした　時間のすべて
12	迫り来る大津波恐怖と絶望に　作（な）す術なく逝きし人々の　鎮魂の為合掌す
13	愛しき人へ　新しい命の種に　希望の火を宿し　感謝の心を　ここに祈らん
14	輝ける　希望の芽生えに　復興誓う　愛しき人よ　安らかなれ
15	忘れない　愛しき人と大津波　人々の絆　未来へと　われらの故郷　閖上の町
16	あなたを忘れず　暮らしています　あなたの分もしっかり　生きていきます
17	まずもしともいねぐなったっちゃ　んでもちてすむのっしゃ
18	天津波　豊穣の地　よみがえらせむ　御霊の安らぎ　永久に祈りつ
19	ありがとう・・・　ずっと忘れない

20	永遠に忘れじ
21	閖上の住民を守ってくれてありがとう
22	不忘　あなたを　あの日を　あの刻を　閖上の空と光と　思い出も　みんな一緒に
23	地震だ　津波だ　さあ逃げよう　ここに眠る　命の声が　叫んでる
24	亡き人を悼み　故郷を想う　ここに　我が町　閖上があった
25	亡き人を悼み　故郷を想う　ここに　私たちの故郷があった
26	亡き人を悼み　故郷を想う　閖上を愛する御霊よ　安らかに
27	亡き人を悼み　故郷を想う　故郷を愛する御霊よ　安らかに
28	心界久遠
29	やすらかな眠りと私達をお守りください
30	君がもうここにはいなくても　君は私の心の中にいる　君に届け　この思い
31	君の姿が見えなくても　いつも私の側にいる　一緒に進もう　未来への一歩
32	天翔けて　はるかはるかを　閖上に貞山堀の　にほい悲しき
33	何年もかけて築き上げて来た事が　あの一瞬にて消えさりこの悔しさを
34	早すぎたあなたの死　とどろく海　おだやかな朝凪夕凪 マウンテンバイク・松林・木漏れ日・貞山堀・カヌー（大学）・空港でのランチ・・・ あなたに出会えてほんとうにありがとう
35	一瞬で奪った　閖上と命震災で　残った人々は　一生風化させず　担って行く
36	ふるさと閖上を忘れない
37	今日も生きていたかった
38	尊い命の犠牲の上に建つ
39	妻 _____へ　今までありがとう　最後にごめんが　言いたかった
40	みんなあなたの事は忘れません　ありがとうございました
41	鳥や　花や　風や　朝や　波に　耳をすますと　聞こえてくる　希望の声が　光と共に
42	命つないで　光と共に　私からあなたへ　これまでと　これからへ
43	私がいたこと　かつて　あなたがいること　今　誰かがいること　いつか　ここに
44	命が光の線となり　伝わる　伝えたい　伝える　希望　信じる勇気の中で
45	あなたと生きる　もう会えないあなたと　まだ会わないあなたと　今　ここで
46	安らかにお眠りください
47	絆・感謝・夢・希望　やすらかなる永遠のいのち　あなたを　忘れない
48	忘れない　あなたのことは　あの日まで一緒に暮らした　ここが古里だから
49	閖上人の誇りを胸に　お守りください　「心」安らかにお眠りください
50	くやしさ以外　なにもない　返してほしい　みんなを
51	あの日あの時　尊霊の碑
52	あんだも語ってけさいん　あんだも訓練すらいん　あんだの身はあんだで
53	笑顔をありがとう　いつまでも一緒だよ
54	安寧
55	どうぞ安らかに　そして私達を見守っていて下さい
56	東日本大震災で逝った命は　生きて芽を吹くよう　教えてくれた礎である
57	あなたの優しい思い出は家族共に忘れず頑張るよ　天国から見守って__・・・
58	閖上愛した兄　ほんとうにありがとう　おくやみ申し上げます
59	震災の記憶を忘れずに　頑張っておりますので　ご安心下さい
60	あなたの無念は私の無念です　あなたの思い出は私の灯火（ともしび）です
61	誓います　私達は３月 11 日と 911 名の命　永遠（とわ）に伝えていきます
62	私達はここに誓います　二度と尊い命と故郷を失うことはしません
63	忘れません　この美しい海を　あなた方を　守ります　命　故郷を
64	閖上の美しい海とあなた方を忘れません　故郷を守り　生きていきます
65	耳をすませば波の音　涼しき風は今も通り抜けています　どうか　安らかに
66	波の音　涼しき風　彼らは知っている　穏やかな町が　確かにあったことを
67	あの瞬間　叫び　闘い　哭いた　極限の無念を受け継ぐ　いま　処に　確かな芽生えが
68	閖上は家族みんなの故郷だから　いつでも帰って来てね
69	苦・悔・悲　故人様の無念　忘れません　光のある浄上への道へと　お祈りいたします
70	故郷の行くすえ　天空から見守り続き　我静かに土帰る

4　震災の記憶を語り継いでいくための環境整備

閖上東地区で震災前と変わらないのは、日和山と慰霊碑周りの宅盤の高さのみである。芽生えの塔の高さが津波高と同じという設定のため変更できなかった。慰霊碑に向かって勾配が下がっているのはそのためである。それ以外の箇所は、道路、宅地に至るまで整地の上、再整備されているため多少高くなっている。

東日本大震災の惨禍を二度と繰り返さないためには、震災の記憶を後世に語り継いでいくことが重要である。そのためには、その空間を訪れたり、見ることで、あの惨禍を思い起こし、そのことについて深く考える契機となる環境整備が必要である。

他の市町村においては、震災遺構として保存活用している事例もあるが、本市においては、前述のとおり震災遺構の保存を断念し、震災遺物や原風景を有効活用し震災の記憶を語り継いでいく環境整備に取り組んだ。

5　震災メモリアル公園整備事業

東日本大震災は、市内で965名の犠牲者を出し、特に本市の沿岸地域に位置する閖上・下増田地区に未曾有の被害をもたらした。中でも閖上地区は、地域全体が津波による壊滅的な被害を受け、多くの住民が犠牲となった場所であった。市は、震災の記憶と教訓を後世に伝承し、犠牲者を追悼していく施設を整備する場として、最も被害の大きかった閖上地区を選定した。また、地区外へ転居した住民がふるさとを訪れ、共に集うことができる空間拠点を整備することも震災からの復興における重要な課題であった。

以上の観点から市は、土地区画整理事業で再生を図る閖上地区に震災の記憶伝承等の場として、「名取市震災メモリアル公園（以下、「震災メモリアル公園」）」の整備に着手した。

■震災メモリアル公園基本計画策定までの経過

平成27年8月28日（金）	震災メモリアル公園市民シンポジウム ～震災の教訓継承と沿岸地域の活力の創造～
	1 基調講演 ・「東日本大震災の復興記念公園及び国営追悼・記念施設（仮称）」 国土交通省東北地方整備局 東北国営公園事務所 所長 脇坂 隆一 氏 ・「都市復興におけるメモリアル空間の形成と街の再生 ー記録・記憶・再生ー」 東北大学災害科学国際研究所 国際防災戦略研究室 教授 村尾 修 氏 2 パネルディスカッション テーマ①震災メモリアル公園はどのような空間にすべきか テーマ②沿岸地域の交流人口拡大のために有効な取り組みは
平成27年9月9日（水）	震災メモリアル公園第 1 回ワークショップ
	①どのような場所にしていくか （震災前はどのような場所？震災後はどのような場所？） ②誰が？どのような時に？
平成27年9月26日（土）	震災メモリアル公園第 2 回ワークショップ
	①活動に必要な施設は？ （誰が？どのようなときに？） ②施設等のレイアウトについて
平成27年12月16日（水）	震災メモリアル公園第 3 回ワークショップ
	①震災メモリアル公園の素案について（説明） ②ワークショップ グループ別で、素案について意見交換
平成28年3月1日（火）～ 平成28年3月25日（金）	震災メモリアル公園基本計画（案）に対するパブリックコメント
平成28年3月	震災メモリアル公園基本計画 策定

■震災メモリアル公園ゾーニング図



（1）基本計画の策定

閖上地区のまちづくりが順調に進み始めた平成27年、市は復興事業の集大成ともいうべき、慰霊碑と一体となった震災メモリアル公園の整備に向けた検討を開始した。公園整備にあたっては、犠牲になられた方々の追悼の場、やむなくふるさとを離れた方々が思いを馳せる場、ボランティアなど復興を強く願った方々が訪れる場など、思い思いに時間を過ごすことができる空間整備を目指した。その実現のために、計画段階から被災者や市民に限定することなく広く意見を募った。平成27年8月には、キックオフとしてシンポジウムを開催、同年9月から12月にかけて公園整備に意見を持つ市民等によるワークショップを3回にわたり開催。ワークショップで出された意見を踏まえ、平成28年3月に基本計画を策定した。その後、市は、平成28年度に基本設計、平成29年度から詳細設計を行い、平成30年9月に建設工事に着手した。

［震災メモリアル公園市民シンポジウム］

平成27年8月に開催した「震災メモリアル公園市民シンポジウム」は、基調講演とパネルディスカッションで構成し、震災メモリアル公園を地域の中でどのような場にしていくか検討が行われた。パネルディスカッションでは「震災メモリアル公園はどのような空間にすべきか」「沿岸地域の交流人口拡大のために有効な取り組みは」という2つのテーマについて意見が交わされた。その中で挙がった、追悼、安全性、子どもたち、防災教育、地域の活性化、水辺空間、記憶、閖上らしさ、将来に向けての継承などのキーワードが、震災メモリアル公園を具体化するための出発点となった。

［震災メモリアル公園ワークショップ］

「震災メモリアル公園ワークショップ」（平成27年9月～12月：計3回開催）では、参加者を市民に限定することなく、震災メモリアル公園はどのような場にすべきか、どのようなデザインにすべきか、どのような機能を整備すべきかなど、自由に議論を行った。ワークショップでは、日和山との一体的な整備、防災学習空間としての遺構と伝承ゾーンの整備、海を望む丘の整備など、震災メモリアル公園の基本計画策定に向けた貴重な提案がなされた。

（2）震災メモリアル公園の整備概要

震災メモリアル公園の整備にあたり、市は「鎮魂の場として故人と向き合える公園」「震災の記憶を次の世代に語り継げる公園」という方針に加え、近隣のゆりあげ港朝市をはじめとした観光施設を整備し、にぎわい創出も目指し「日常的に人々が集い憩える公園」という3つの基本方針を掲げた。また、ゾーニングは、約3.35haの敷地に、祈りの中心的な場となる「祈りのゾーン」、日常の憩い・コミュニケーションの場となる「憩いのゾーン」、海沿いの堤防を越えて広浦を眺めら

れる「海を望む丘ゾーン」、古くからの地域のランドマークである日和山を中心にこれからの震災復興の象徴を担う「日和山ゾーン」、震災の教訓を未来へと伝承する「遺構と伝承ゾーン」の5つのゾーンで空間を構成。公園を利用するすべての人々が、人・記憶・憩いといったさまざまな要素で未来へとつながり、親しみや愛着を感じてもらえる空間整備を目指した。当初「遺構と伝承ゾーン」は、従前の宅地の基礎跡の存置や、パイプフレームで従前のまち並みを再現することなども検討したが、いずれも課題が多く実現には至らなかった。

公園内には、大型テントを備えた休憩施設や220台以上収容可能な大型駐車場を完備。「祈りのゾーン」の慰霊碑前には、皇太子ご夫妻（現天皇皇后両陛下）が東日本大震災で大きな被害を受けた閖上を思って詠まれた短歌が刻まれた歌碑も設置した。なお、歌碑の揮毫は市内小中学生から公募により2名を選考し、書道家の指導のもと作品として仕上げた。

(3)震災メモリアルブロック設置プロジェクト

震災メモリアル公園内にも、震災前の閖上の風景を思い起こさせるエリアが整備されている。市は、メモリアル公園の「遺構と伝承ゾーン」に、震災前の閖上の地形や幹線道路、貞山運河などを平板ブロックで再現し、日和山山頂から望むことで昔の閖上を思い起こすことができるような取り組みを企画した。

この企画は、平成30年度に名取市観光物産協会へ委託した「震災メモリアルブロック設置プロジェクト」として実施された。プロジェクトは、平成30年5月から7月にかけて当該企画に賛同した方々や、閖上地区のまちづくりに参加したい方々に対し、震災瓦礫を用いて作成した平板ブロックの購入を寄附金として呼び掛ける形で行った。平板ブロック1枚当たりの単価は3,000円とし、購入者の氏名は「遺構と伝承ゾーン」の寄贈銘板に記した。ブロックの裏面には、復興への想いや閖上地区へのメッセージなどが思い思いに刻まれた。

平成30年5月に開催の復興促進イベントでの販売会をはじめ、名取市観光物産協会、地元メディア（新聞やテレビなど）、市広報、復興だより、市ホームページなど多様な媒体を通じて広報活動が行われた。その結果、最終的に310名（1,203口）から総額360万9,000円の寄附金が集まり、1,203枚のブロックにより整備が完了した。特に「遺構と伝承ゾーン」周辺にあった旧日和山町内会からは大口の寄附があった。観光物産協会からブロック1,203枚のほか、寄付者銘板と日和山町内会制作の石碑が寄贈された。石碑には、「からぶっても いんでねぇの 助かれば!!（令和元年五月 閖上日和山町内会有志一同）」の文字が刻まれている。

これらのブロックで再現された閖上の地形には、かつての地区名を記したブロックを配置、震災前に閖上小学校・閖上中学校や閖上公民館があった場所には、それぞれの施設の写真をタイルに焼きつけ、震災前のまち並みをイメージできるようにしている。

※震災瓦礫で作成されたブロック：縦30㎝×横30㎝×厚さ30㎝

(4)震災瓦礫を活用した記憶のまちモニュメント整備

閖上地区は、水産や観光など豊富な地域資源と共に発展してきたが、津波により、震災前の風景のほとんどが失われた。市は、平成18年度に市民との協働で選定した「なとり100選」をもとに震災瓦礫を活用し、失われた地域資源を瓦礫モニュメントとして再生した。モニュメントは、市内の社会福祉法人みのり会との連携により制作し、「開運橋」や「名取の松原」「日和山公園」などの地域資源を再現。これにより、震災前から住んでいた住民が震災の記憶に触れ、後世に伝えることができる場を整備した。

(5)震災遺物

「遺構と伝承ゾーン」には、かつての閖上のまちを偲ぶ「閖上小学校前歩道橋」と「すずらん灯」が保存されている。

「閖上小学校前歩道橋」は、県道塩釜亘理線、旧県道閖上港線（通称：バス通り）及び旧市道町頭築港線（通称：産業道路）とのいわゆる「閖上五差路」に架かっていた歩道橋であり、閖上小学校の児童の通学等に長年使用され、親しまれてきた。発災時は、周辺の道路が避難しようとする車で渋滞するなか、多くの人々がこの歩道橋を駆け上がったことで、襲来する津波の難を逃れた。土地区画整理事業によりかつての五差路は解消され、歩道橋としての役目を終えることになったが、撤去された橋桁の一部が公園内に保存されている。

「すずらん灯」は、閖上商店街の振興のため、かつて「閖上商業振興会」がバス通りなどに設置していた街路灯である。津波により大半が流失したが、東日本大震災以前の閖上の原風景につながる遺構として残った4灯を復元整備し、現地に移設した。

6　北釜地区震災メモリアルゾーン整備事業

下増田地区の南東部、仙台空港東側に位置する北釜地区（「北釜」は下増田字屋敷を中心とする集落一帯の通称名である）は、震災以前は123世帯396人（平成23年2月末時点）が住み、「北釜メロン」の生産を代表とする園芸農業が盛んな地区であったが、震災による津波で47名の住民が犠牲となった。その後、北釜地区は集団移転の方針がまとまり、市が平成30年12



震災メモリアルブロックプロジェクト

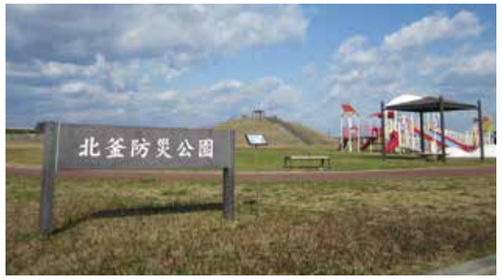

瓦礫モニュメント（閖上中央公園）



閖上小学校前歩道橋


すずらん灯


北釜地区震災メモリアルゾーン



北釜防災公園

月に策定した都市計画マスタープランでは、「臨空拠点地区」として位置付けられ、産業用地として活用する方針とされている。

そのような中、令和2年11月に北釜地区の元住民有志で発足した「ふるさと北釜を残す会」から、市に対して「北釜地区の歴史や思い出を残したい」という相談が寄せられた。市としても、北釜地区が本市沿岸部における古くからの集落であり、震災で失われた地区住民の暮らしや歴史を何らかの形で後世に伝えたいという考えから、地域の思いを受けとめ、北釜防災公園の一角に同会から提供された資料や写真を活用したメモリアルゾーンの整備に地元の住民や企業と協力して取り組むこととした。令和4年3月、「北釜地区震災メモリアルゾーン」が完成し、完成披露記念式典が開催された。この式典には「ふるさと北釜を残す会」をはじめとする地元住民や施工業者、市関係者らが出席し、盛大に執り行われた。この施設には、地域の歴史や震災時の復興活動、四季折々の住民生活を紹介するパネル6枚（コンクリートの壁高さ1.8m）が展示されている。また、同会会長宅の柱などの部材を利用して作られた入口の標識やベンチが整備されており、地区で唯一被害を免れた下増田神社へと通じる通路も整備されている。

7　語り継いでいく震災遺物

(1) 閖上プラザ・閖上小中学校郷土資料室

閖上小中学校の隣接地の「閖上プラザ」には、旧閖上中学校北側にあった石碑や松の木のほか、閖上中学校遺族会が建立し、震災で犠牲になった閖上中学校の生徒14人の名前が刻まれた慰霊碑がある。平成24年3月11日、旧閖上中学校に建立されたもので、まちの移り変わりとともに現在の場所に移設された。震災から月日が経過しても、子どもたちが生きた証として、学校に通う子どもたちやそこを訪れる人々に命の大切さと震災の記憶を伝え続けている。

また、閖上小中学校の校舎には、郷土資料室が設けられ、震災前の閖上の自然や賑わい、伝統文化を記録したパネルや、震災から復興途上の閖上


閖上小中学校郷土資料室


閖上プラザに設置されている慰霊碑

の風景パネルが展示されている。郷土資料室には、旧閖上中学校北側壁面に設置され、地震発生時刻の午後2時46分で止まっている大時計や、旧閖上中学校音楽室に設置されていた黒板が保存されており、黒板には、卒業生をはじめ解体前の中学校を訪れた人々が書いたメッセージが残されている。これらも震災を語り継ぐ震災遺物として、「閖上学」の教材として、防災学習などに活用されている。

(2) 名取川河川堤防旧護岸 パラペット（特殊堤防）

名取川河川堤防右岸には、閖上の原風景の1つとして、震災前に河川堤防に設置されていたパラペットが残されている。パラペットとは、堤防の天端に設置されている低い壁上の特殊堤防のことである。

閖上地区のかわまちづくり事業を進めていく中で開催された「閖上地区かわまちづくり検討部会」において、津波の被害から残ったパラペットの一部を、広域地盤沈下への応急復旧の履歴として一部保存することで、防災学習に活用することが検討された。震災前のパラペットの下部は、石張りになっていたが、震災による広域地盤沈下の影響を受けて下がってしまったため、応急的な復旧としてコンクリート打ちで補修された。会議には震災前の地元住民も委員として参加しており、閖上地区の原風景の1つとして残すことで震災の伝承になるのではないかという結論に至り、最終的に新たな堤防の整備を進めていくに際して、パラペットは撤去しない方針となった。平成29年12月に名取川河口部の河川堤防の復旧が完了した後も、震災前の閖上地区の原風景の1つとしてパラペットは現在も残されている。

8　名取市震災復興伝承館整備事業

震災伝承施設の構想段階において、市は歴史資料館を兼ね備えた2階建て、延べ床面積2,000㎡の大規模な施設を計画していた。しかし、単独での整備は膨大な事業費を要することから、小規模施設化や他施設との併設など、事業内容の大幅な見直しを迫られた。さまざまな施設整備のあり方を


名取川河川堤防旧護岸

検討したが、最終的には、かわまちづくり事業の実施とあわせ、水防センターとの併設により整備することとなった。

(1)施設計画の変遷

施設の小規模化や他施設との併設を検討する過程で、名取駅前ビルに整備を計画していた新図書館との併設案が浮上したが、「名取駅前復興市街地再開発事業」の事業実施時期とタイミングが合わなかったことや、図書館の整備コンセプトの整理などの課題が多く、この併設案は立ち消えとなった。

その後も、床面積の有効活用や管理費の面から、他施設との併設を模索し、再建確実な閖上公民館への併設を目指し、さらなる検討を重ねた。しかし、この閖上公民館併設案についても、閖上地区のまちづくりが思うように進まない中、財源となる復興交付金の申請を見送らざるを得ない状況に至った。

震災伝承施設の整備において、平成26年12月の閖上地区かわまちづくり事業の支援認定が大きな転換点となった。閖上地区かわまちづくり事業の計画には水防センターの必要性が盛り込まれていたことから、有事の際は水防活動拠点として、平常時は震災伝承施設として施設を活用する方向で国との協議を行い、河川防災ステーション内に震災伝承施設を建設する方針が決まった。施設整備の役割分担として、かわまちづくりの事業採択当初から敷地整備を国が、施設整備を市が行うことになっていたことから、市は、復興交付金を活用した「名取市震災復興伝承館整備事業」として令和元年7月に施設建設に着手した。また震災前、閖上公民館隣接地にあった水防倉庫も同施設との合築により整備した。

(2)名取市震災復興伝承館の概要

「名取市震災復興伝承館(以下、「震災復興伝承館」)」は、東日本大震災の記憶や教訓を伝承し、防災意識を醸成していく場として令和2年5月30日に開館した。震災復興伝承館は木造平屋建て(建築面積303.43㎡)で、館内はコミュニティスペース、展示スペース、シアタールームの3つのエリアからなる。施設の建設にあたっては、今後の持続可能な施設の運営を見据え、市内伝承団体や一般社団法人名取市観光物産協会との意見交換を行った。意見交換では、施設レイアウトや展示物の配置などについて意見が出された。

コミュニティスペースには、「『失われた街』模型復元プロジェクト」として神戸大学、仙台高等専門学校、仙台建築都市学生会議等が製作し寄贈された震災前の閖上のまち並みを再現したジオラマ模型やなとり散策マップを配置し、地域の歴史と今を感じながら交流を促す場とした。展示スペースは、復興までの歩みや防災の知識を発信し、水圧体感ドアなどを通して津波の破壊力を擬似体験する場も提供。またシアタールームでは、東日本大震災の津波被害のパネル展示「津波の真実」のほか、沿岸部を襲う津波の映像などを通して震災の教訓を伝承する場とした。

震災復興伝承館は、一般社団法人名取市観光物産協会を指定管理者に指定し、各関係団体と連携したパネル展示や企画展を実施するなど、来館者数増加のための取組を行っている。また、令和7年度には、シアタールームの映像リニューアルや「災害体験VRコーナー」及び「防災リュック体験」など、新たなコンテンツの導入も行った。

開館以来、全国各地から来館者が訪れている震災復興伝承館は、単なる展示施設にとどまらず、震災の教訓や防災の知恵を未来へ繋ぎ、市民、復興支援者、そして来館者が互いに交流し、連携を深める拠点としての役割を担っており、令和7年4月には、累計来館者20万人を達成した。



名取市震災復興伝承館



名取市震災復興伝承館(コミュニティースペース、展示スペース)

9　語り継いでいくための関係団体との連携・人材育成

震災の伝承活動については、発災から長期にわたり、語り部団体などの自主的な活動に頼り、市として主体的な取り組みを積極的に進めてこなかった実態がある。伝承団体「一般社団法人閖上の記憶」への活動支援を行いつつ、市が設置した慰霊碑の清掃に連携して取り組み、また、震災復興伝承館の建設時には各伝承団体との意見交換などを行った経過はあるものの、取り組みは限定的であった。

そのような状況が続くなか、市は令和6年4月24日に「一般社団法人ふらむ名取」、「一般社団法人閖上の記憶」の市内震災伝承団体と「東日本大震災の教訓伝承に係る人材の発掘・育成に関する協定」を締結し、その後語り部のバスツアーなどに取り組んでいる。また、令和6年度からは、震災後に採用された市の若手職員に対する伝承研修にも連携して取り組んでいる。震災から十数年が経過し、市においても、震災復興の取組を支えてきた職員の多くが退職し、現在では震災後に採用された職員が約半数を占めることになった。本市が今後、各種施策を進めていくうえで、震災の記憶と教訓は、全職員が備えておくべき絶対的な知識であり、特に震災対応未経験の職員を対象に、震災の記憶と向き合う機会を提供することは、今後も起こり得る災害への対応や危機管理の意識の醸成を図る上で非常に重要である。そのためにも、震災を風化させないために、震災メモリアル公園や震災復興伝承館などの空間を維持するとともに、震災を語り継いでいく人材の育成や震災の記憶に触れる機会の創出に継続的に取り組んでいくことが必要である。

10　防災教育の取組

市教育委員会は、東日本大震災の経験を踏まえた防災教育を推進し、災害に対する正しい知識の普及と、災害発生時に適切に判断し、主体的に行動できる力の育成を目指している。また、地域や家庭と連携した防災訓練・防災教育に取り組むことで、災害から自分の命を守ることに加え、安心安全な社会づくりに貢献する心を育むための、地域に根ざした安全教育に取り組んでいる。

毎月「11日」を「防災学習日」とし、市内学校共通のカリキュラムによる防災教育を推進している。各校はカリキュラムの中で防災教育を独自に設計し、災害種別に応じた避難訓練等を実施することで、防災意識と防災対応能力を育成している。特に閖上小中学校では、地域の郷土学習や防災教育の推進を図る「閖上学」を創設し、地域の自然や歴史を学んだうえで、閖上地区独自の防災教育を通じて地域に貢献できる未来の防災リーダーを育てることを目指している。



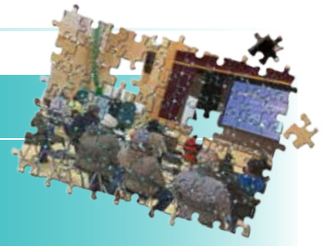
「東日本大震災の教訓伝承に係る人材の発掘・育成に関する協定」締結式（令和6年4月24日）


市職員向け伝承研修の様子


市職員向け伝承研修の様子

［第３節］　コミュニティを支える地域力の醸成

3 防災意識の向上と地域防災力の強化



市は、東日本大震災の経験を踏まえ、今後の大規模災害の被害軽減のため、自主防災組織の育成・強化や防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発など、地域防災体制の構築を推進した。また、防災マニュアルやハザードマップの作成、防災講話の実施など、東日本大震災から得られた教訓を防災対策や防災教育に反映した。地域防災計画の見直しでは、自助・共助・公助の連携による防災協働社会の形成を目指すとともに、津波対策を強化し、避難行動要支援者の支援体制構築にも取り組んだ。

1　名取市津波等ソフト対策協議会の設置

平成25年4月、市は東日本大震災の教訓を整理分析することを目的に、東北大学の首藤伸夫名誉教授をはじめ、地域の代表者、消防団、婦人防火クラブ（現在の女性防火クラブ）、県警、学校、報道機関の代表、名取市災害対策本部の各部長からなる「名取市津波等ソフト対策協議会」を設置し、東日本大震災の教訓を防災対策や防災教育、住民の避難行動などに反映するための協議を行った。協議会では、平成26年3月に職員の緊急配備や災害時の情報伝達手段など、58項目にわたる『東日本大震災の教訓』の作成、

■東日本大震災の教訓 初動対応と避難行動（抜粋）

項　目	①計画等の有無、体制整備の状況	②対応を迫られた事案、対応の概要	③対応の詳細	④教　訓
1　職員の緊急配備 3.11　14:46～ 16:00 頃	防災計画Ｐ49「職員の配備体制」、Ｐ88「防災活動体制」、名取市災害対策本部設置運営要綱、災害警戒配備要領 災害対策本部の各部長は、あらかじめ次の事項を定めた配備編成計画を作成し、これを職員に周知徹底することとされていた。 （１）庁内の所掌事務、配備職員及びその責任者 （２）配備職員の連絡先並びに休日及び勤務時間外における連絡体制 防災安全課では、職員の非常連絡体制について人事異動の際に各課に報告を求め、各課では、必要に応じ自主参集基準を定めていた。	14時46分　緊急地震速報 14時46分　地震発生（経験したことのない強く長い揺れが約３分間継続した。） 14時48分　市内全域で停電 14時49分　大津波警報発令 14時50分　津波情報（予想される津波の高さは宮城県で６m） 14時53分　地震情報（名取市で震度６強） 事務室は足の踏み場もなく、棚が飛ぶ、配水管が破裂などの被害が発生していた。 庁舎の建築が昭和50年（古い建築基準の建物）であったことから、職員は来庁者と外に避難し、そこから初動活動を開始した。	震度６強の地震により、非常配備が行われ、災害対策本部を自動設置した。 勤務時間の発災であり職員は参集済だったが、庁舎の安全が確認されるまで庁外に避難した。 当初市役所に残った職員は、市長、副市長、総務部長と防災係２名の５名であった。 ３時頃から市長の指示により、総務部長が一部の職員を呼び戻し、議会棟第３・第４委員会室に災害対策本部室を設置した。 各部は庁外から現場に向かい、それ以外の職員は庁舎の安全が確認されるまで待機した。全ての職員が庁舎に戻ったのは16時頃であった。 当初の混乱により、部によっては明確な指示が行き渡らないことがあった。	・庁外からの初動、休日・夜間における限られた人員での初動活動を想定し、あらかじめ対応を定めておく必要がある⇒防災計画、職員マニュアルに反映（限られた人員で行う業務の優先順位、体制を定め、重要業務は複数の人間ができるようにする。） ・庁舎の耐震化の実施 ・災害のステージに応じた各部の行動マニュアル、業務ごとのマニュアルを整理し、災害対策本部運用訓練などを実施する。 ・防災行政無線や防災配信メール、非常用発電機などの操作を複数の人間が行えるよう、定期的な操作訓練を継続する。
2　災害時の情報伝達手段 3.11　14:46～ 3.16 頃	防災計画Ｐ46「情報通信連絡網の整備」、Ｐ102「通信・放送施設の確保」 災害時の情報伝達手段としては、防災なとり（移動無線）、固定電話、携帯電話、県の防災無線、衛星携帯電話、職員用防災配信メール、市民向け防災配信メール、ホームページなどを想定していた。	・固定電話、携帯電話は、当初は輻輳と通信規制によりほとんど繋がらず、翌日以降は中継局の電源が落ちて使えない時期があった（ＰＨＳは通信規制がなく、中継局の電源が落ちるまで繋がった）。 ・メールとインターネット、県からの防災ＦＡＸは、当初５階（サーバ部分）に電気が供給されず使えなかった。また、プロバイダ側でも不具合が発生していたことも考えられる。 ・県の防災無線は通話可能で、県災害対策本部との情報伝達に活用した。 ・防災なとり（移動無線）は、通話できたが１組しか通話できないので順番待ちだった。防災なとりは、電話の復旧（＝通電エリアの拡大）により徐々に減少し、３月16日頃まで活用した。 ・衛星携帯電話は使用できた。	・電話が繋がらず、市役所と避難所・現場の連絡手段がなかった⇒職員用防災配信メールの携帯からの発信やグループ通知訓練を行う。 24年４月にウィルコムの好意により、小中学校と公民館などにＰＨＳを設置した。 24年度に市役所５階（サーバ部分）に、非常電源を確保した。 25年度にデジタル簡易無線35台を購入した。
3　気象情報の収集・伝達 3.11　14:46～ 3時間	防災計画Ｐ95「情報の収集・伝達体制」 気象台からの情報は、防災安全課（災対本部設置時は総務部総務班）が収集し、伝達することとされていた。県からの防災ＦＡＸと宮城県総合防災情報システムの端末は５階防災安全課に設置していた。	地震発生後３時間以内に、気象台から地震情報21件、大津波警報１件、津波情報23件が発表され、取捨選択と伝達が必要だった。 ＮＨＫから情報を入手したが、情報伝達系統の整理などにより、現場と避難所への情報伝達ができなかった。	停電によりインターネットが不通になり、県からのＦＡＸを受信できなかったことから、３階無線室のテレビ（ＮＨＫ）で災害情報を入手した。 職員への伝達は、部課長を集め、15時18分の第１回本部会議で行った。 沿岸住民への伝達は避難指示と併せて行った（次項目参照）。	・災害発生時には直ちに現場確認に向かうことにしていたため、大津波警報を知らずに沿岸部に向かった職員がいた⇒職員用防災配信メール、防災なとりなどによる伝達、職員への防災教育（ラジオによる情報収集）
4　避難指示 3.11　14:49～ 津波到達まで	津波による避難については防災計画Ｐ227「避難・救助及び被災情報の収集」、一般的な避難については Ｐ111「避難活動」 計画では、大津波警報発令時に、津波危険区域（閖上１～６丁目と薬莱貿、下増田字屋敷・台・台林）に避難指示を行う、避難指示の伝達は防災無線・広報車等により行うことにされていた。 消防閖上出張所と消防団は、津波警報・大津波警報が発令された場合は、内規により自動的に広報と避難誘導を行うことになっていた。 閖上地区の避難所は、閖上公民館と閖上小中学校で、津波ハザードマップ（13年２月作成）や津波避難誘導看板（18年３月設置）により、周知を図っていた。	大津波警報の発令に伴い、避難指示の伝達が必要であった。 （気象庁の発表） 14時49分　大津波警報発令 14時50分　津波情報（予想される津波の高さは宮城県で６m） 15時14分　津波情報（予想される津波の高さは宮城県で10m以上に修正） 市では、大津波警報の発令に伴い、防災行政無線と閖上出張所・消防団閖上分団・下増田分団により、避難指示を行った。 後日、防災行政無線による避難指示は、地震による故障で放送されていなかったことが判明した（次項目参照）。	市長は、速やかに閖上地区及び下増田地区の全域に避難指示の発令を決定＊１し、14時57分から総務部と消防部が防災行政無線による広報を、消防団（閖上出張所及び消防団）が消防車１台と団積車４台などにより広報と避難誘導を行った。 ＊　津波防災マニュアルの浸水予測８mを参考に、18mでも）浸水しない閖上小中学校、閖上公民館、下増田小学校を避難所にした。 防災行政無線による広報は、市役所と消防で交互に14回行ったが、後日親局受信装置の故障により放送できなかったことが判明した。 避難広報・誘導を行っていた職員・消防団員、住民が、津波の犠牲になった 消防部は、15時44分に無線で、閖上出張所と消防団員に退避するよう指示していた。	・防災行政無線が鳴らなかった。サイレンや手網を鳴らしてほしかった⇒24年８月に沿岸部に津波警報を知らせるモーターサイレンを設置し、市からの災害情報を「なとりさいがいエフエム」で伝達するシステムを構築した。 ・避難誘導を行っていた消防職団員などに犠牲がでた⇒避難誘導に関するルールの徹底を図った（市の広報車は津波到達予想時刻の15分前まで。地理に精通し無線がある消防本部・消防団は津波到達時刻の10分前まで安全な場所に退避する）。 防災計画、職員マニュアルに反映 ・避難誘導を行っていた住民が、津波の犠牲になった⇒防災講話、市民防災マニュアル、地域マニュアル、防災教育で率先避難の啓発、防災計画、職員マニュアルに反映

※表中、「24 年」や「25 年」の表記があるが、「平成 24 年」「平成 25 年」のこと。

■名取市津波等ソフト対策協議会

第1回	期 日	平成25年4月23日
	内 容	○協議会設立の趣意について ○協議会について ・規約案の説明について ・委員の紹介 ・委嘱状の交付 ○議事 ・会長及び副会長の選出 ・名取市津波等ソフト対策事業及び名取市の防災対策並びに津波等ソフト対策事業のスケジュールについて ・津波避難に関するアンケート調査結果、地域防災リーダー研修のグループワークの概要について ・東日本大震災の対応と教訓等について ・今後の進め方について
第2回	期 日	平成25年5月24日
	内 容	○議事 ・震災時の名取市災害対策本部の対応について（報告） ・東日本大震災の教訓の整理分析の方法について（協議） ・防災教育プログラムの作成方針について（協議） ・各種マニュアル等の作成方針について（協議）
第3回	期 日	平成25年7月31日
	内 容	○議事 ・東日本大震災の教訓の整理分析（案）について ・防災マニュアル・津波ハザードマップ（案）について（協議） ・防災教育プログラム（案）について（協議）
第4回	期 日	平成25年10月8日
	内 容	○議事 ・東日本大震災の教訓の整理分析（案）について ・防災マニュアル・津波ハザードマップ（案）について（協議）
第5回	期 日	平成25年11月11日
	内 容	○議事 ・防災マニュアル・津波ハザードマップ（案）について（協議） ・今後の津波等ソフト対策協議会の予定について
第6回	期 日	平成26年1月22日
	内 容	○議事 ・東日本大震災の教訓と地域防災計画の見直し方針について（協議） ・防災教育プログラムについて
第7回	期 日	平成26年3月27日
	内 容	○議事 ・名取市津波等ソフト対策協議会の成果品について（報告） ・東日本大震災の教訓の整理分析について ・防災マニュアルについて ・防災教育プログラムについて ・今後の防災対策の進め方について

取りまとめを行っており、それらについては、現在も市ホームページで公開している。また、市はこれらと並行して、平成25年12月に市民防災マニュアル、ハザードマップ等を作成、平成28年3月には、災害時職員行動マニュアルを作成した。

平成29年1月から平成30年3月にかけ取り組んだ地域防災計画の見直し作業においては、協議会が取りまとめた教訓を盛り込み、自助・共助・公助それぞれの役割を明記することで新たな防災対策の理念を確立した。

また、避難所の運営体制については、避難所ごとに運営マニュアルを作成し、災害発生時に必要な食料・飲料水及び生活物資等の備蓄品を段階的に整備するための、備蓄計画の策定なども行った。

なお、地域防災計画については、その後も毎年度見直しを実施、災害時職員行動マニュアルや業務継続計画についても、情勢の変化等を踏まえ、随時計画の見直しを行っている。

2　自主防災組織の育成・強化

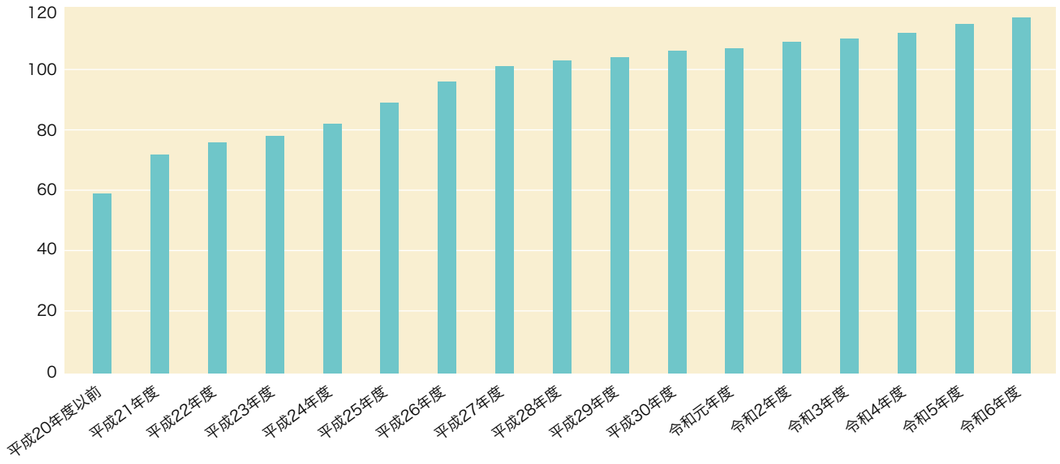
大規模災害に見舞われた際、その被害を最小限に食い止めるためには、地域に暮らす人々が迅速かつ的確な行動を取ることが何よりも重要となる。このため、市は、町内会・自治会等を基盤とする自主防災組織や、その連携を促進する自主防災組織連絡協議会（公民館区単位）の設立を促進しつつ、防災マニュアルの作成や活動に必要な防災資機材等の購入補助を行っている。加えて、市職員が地域に直接足を運び、出前講座を実施するなど、地域における防災体制の構築を積極的に進めている。

なお、県が実施する地域防災リーダーを育成する防災指導員認定制度において、令和6年度末現在、607人の市民が認定を受けている。

■自主防災組織 組織率（令和7年3月31日現在）

地区名	町内会数	自主防災組織数	組織率
増田	10	9	90.0%
増田西	17	14	82.4%
閖上	8	8	100.0%
下増田	12	12	100.0%
館腰	23	16	69.6%
名取が丘	12	7	58.3%
愛島	25	21	84.0%
高舘	15	14	93.3%
ゆりが丘	6	6	100.0%
相互台	7	5	71.4%
那智が丘	5	5	100.0%
市内全域	140	117	83.6%

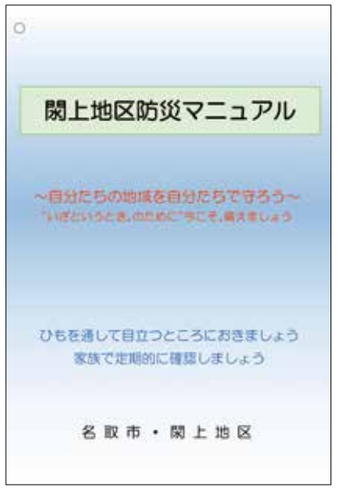
■自主防災組織 組織数の推移（各年3月31日現在）

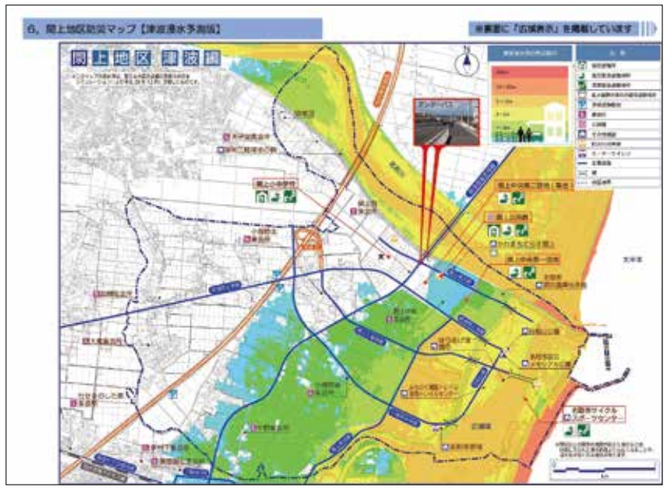


3　防災マニュアルの作成

各地区においては、市内11の公民館区ごとに町内会長、行政区長、民生委員、消防団員等を対象とするワークショップを開催し、地区別防災マニュアルを作成した（平成25年度に閖上地区及び下増田地区で作成、その後、平成27年度まで3年間をかけ、市内全地区分を作成した）。マニュアルの内容は、地区の状況を踏まえ、その後も随時更新を行っている。また、東日本大震災の教訓に加え、8.5豪雨災害（昭和60年）や9.22豪雨災害（平成6年）など、過去の大雨被害の経験等も踏まえ策定した市民防災マニュアルを作成し、全世帯へ配布した。これらは、市民一人ひとりの平時からの防災意識の向上はもとより、避難路や避難所の周知徹底など災害発生時における適切な避難行動を支援する重要な役割を果たしている。

■閖上地区防災マニュアル





■下増田地区防災マニュアル





4　地域防災力の向上

市は、毎年６月12日（みやぎ県民防災の日）の前後に実施する総合防災訓練に加え、地域住民等の創意工夫を活かしたコミュニティ単位で行う防災訓練の普及にも力を注いでいる。防災知識の普及・啓発については、名取市防災マニュアル、名取市地区別防災マニュアル、広報誌、ホームページ、ラジオ、ＤＶＤ貸出等の広報媒体の活用や、防災講話等を開催している。また、地域防災の中核となる人材育成のため、県と連携し、津波等ソフト対策協議会が作成した「防災教育プログラム」に基づき、区長や町内会・自主防災組織の代表者等を対象とした防災リーダー研修会を実施。地域の防災力向上には女性の視点が不可欠であることから、女性防火クラブなど、女性の積極的な参加を促し、その活躍を推進している。



総合防災訓練の様子（消火器訓練）



防災出前講座（防災講話）



総合防災訓練の様子（救出訓練）

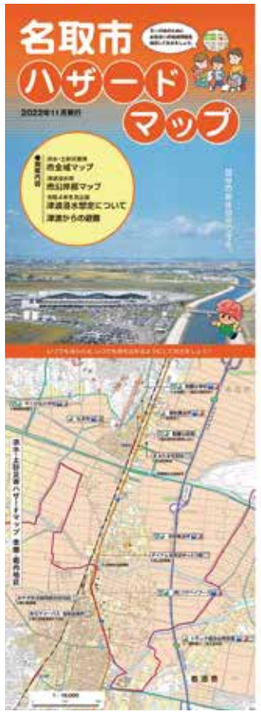
5　避難行動要支援者支援制度

避難行動要支援者支援制度とは、災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の情報を町内会や民生委員、社会福祉協議会等の避難支援等関係者へ提供することで、災害時に地域の協力により迅速な避難支援等につなげる取り組みである。東日本大震災において、避難行動が困難な高齢者や障がい者が多数犠牲となった事実は、災害対策における喫緊の課題となった。市は平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者の名簿作成が義務付けられたことを受け、平成27年7月に「名取市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定した。さらに、具体的な制度運用を図るため、平成28年度から翌29年度にかけて地区説明会を開催した。平成29年度には、要支援者の対象者名簿等を作成し、民生委員（全員）や町内会（任意）などの避難支援等関係者に情報提供を開始した。名簿は、要支援者の要件を満たす対象者全員を記載した対象者名簿と、情報提供に同意が得られた対象者のみを記載した同意登録名簿の２種類を作成し、同意が得られた要支援者についてはハザードマップ等を活用し優先度を見極め、津波や浸水等の影響が大きい地区から個別避難計画の作成を進めるなど、地域ぐるみでの支援体制の構築に取り組んでいる。

避難行動要支援者

①要介護認定3～5を受けている方
②身体障害者手帳１級・2級（総合等級）の第1種を所持する方（心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く）
③療育手帳Aを所持する方
④精神障害者保健福祉手帳１級・2級を所持する方
⑤市の生活支援を受けている難病の方
⑥市や町内会・自治会等が支援の必要を認めた方（ひとりぐらし老人等緊急通報システム設置者 等）

■名取市ハザードマップ







名取市 職員が語る復興の歩み ⑨

風化する被災時の記憶 市民の防災意識の維持が課題

防災安全課 防災係長（当時） **佐藤　浩**

名取市では、近い将来高い確率での発生が予想されていた宮城県沖地震（津波の想定は高くない地震）に備え、防災への取り組みに力を入れていました。特に閖上地区は、自主防災組織の組織率が高く、避難訓練も熱心に行われていました。私も、防災安全課職員として各地域に出向き、公民館での防災講話や地域の津波避難訓練等で防災啓発に努めてきましたが、当時は貞山運河を越えるような大津波の襲来は、誰も想像していなかったように思います。東日本大震災の約１年前にチリ地震による大津波警報が出された際に多くの人が避難しましたが、ほとんど津波が来なかったことも、悪い方向に働きました。

震災後、防災安全課では、復旧・復興作業と並行して次の災害に備える意識啓発を行いました。町内会による自主防災組織があれば、有事の際に有効に機能します。資機材購入費を補助するなど防災組織設立の支援を行い、定期的な防災訓練、各組織代表者等向けに防災リーダー研修を実施。また、市が作成する防災マニュアルや津波ハザードマップに加え、地域住民が手ずから作成する地区別防災マニュアルを整備するなど市民一人ひとりの防災意識を高めていきました。

閖上地区は、これまで市が取り組んできた「安全・安心なまちづくり」の要素を盛り込んだうえで再建事業が進められました。避難路の整備などハード面だけでなく、重視したのはソフト面です。避難者にとって現在の生活が大変ななかで将来のために行動するのは容易ではありませんが、集会所ワークショップや交流会を重ねて顔の見える関係を築きながら、地域防災の要となる町内会設立を促しました。現在、閖上地区に若い世代の流入が増えている背景には、「安全・安心なまちづくり」や新住民を温かく迎えてくれる活発な町内会の存在もあると思います。

最近、市民の防災意識の風化を強く感じます。震災から5年後あたりの防災意識が一番高く、その後は徐々に下がっている。しかし、災害は何度でも、形を変えてやってくる。全国のどこかで災害が起こった時に、自分たちは大丈夫かと考える。そして、できる範囲で、できる対策を行う。そのことが、いざという時に自分と家族の命を守ることに繋がるのです。

名取市 職員が語る復興の歩み ⑩

防災・減災の取り組みには 地域の声を生かすことが重要

防災安全課 防災係（当時） **森口 能光**

防災安全課では、災害時に人の安全をどう守るかを考え検証する取組を続けています。震災後、名取市地域防災計画や防災マニュアルの見直しが図られ、被災の経験を生かしノウハウや教訓を盛り込み新たに策定しました。

有事の際は、防災マニュアルが行動のよりどころとなります。学識経験者やさまざまな団体の長を委員とした「名取市津波等ソフト対策協議会」を立ち上げ、従来の防災マニュアルを検証し、「名取市民防災マニュアル（現名取市防災マニュアル）」を新たに策定しました。通常、マニュアルに色文字を使うことはありませんが、この「名取市市民防災マニュアル」ではあえて赤い文字で「自分の命は自分で守る」と記し、市民に強く示しました。また、地区ごとに細かく記した「地区別防災マニュアル」も整備。地域住民同士が話し合い、自主防災組織ごとにオリジナルのハザードマップを作成してもらいました。

震災後、仙台東部道路には避難階段がつくられ、そこへ誘導するサインボードや夜間でも避難しやすいよう誘導灯を設置しました。サインボードについては、どこにどんな形のものがあるとわかりやすく避難しやすいか、地元住民と現地を歩きながら検討を重ね作りました。このサインボードも「地区別防災マニュアル」も、地域住民が自ら参加して作成した点がポイントです。次の災害に活きる防災・減災とは、誰かが決めるのではなく、自分たちで考え行動することだと思います。

何より大事なのは、伝えること、伝わること。時間とともに風化してしまう記憶や経験を市民にどう届けるか。マニュアルを整備するだけでなく、講話や研修会、時には子どもたちも理解できるような物語なども活用し、さまざまなツール、手段で伝え続けていくことが大切だと思います。

■名取市防災マニュアル



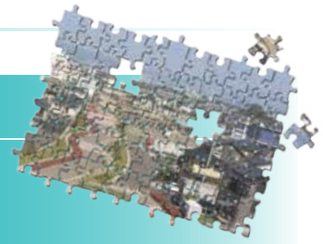




名取が丘地区で行われた防災講話（平成25年9月）

［第３節］　コミュニティを支える地域力の醸成

4 復興に向けた協働のまちづくりの推進



震災発災当初、被災された方々は、親戚や勤め先が用意した住宅など避難所以外の場所に避難するケースも多く、情報の伝達が困難な状況であった。市は、防災ＦＭを早期に立ち上げ、生活支援情報やまちづくり情報などの発信に努めた。時間の経過とともに、被災者個々の避難先が把握できるようになった段階で、市は『名取市復興だより』など複数の広報ツールを駆使し、復興情報の共有及び共助意識醸成のための施策を推進した。

協働のまちづくりの推進のためには、核となる公民館の整備が不可欠なことから、市は当面の対応として小塚原地内に仮設の閖上公民館を整備した。その後、住民参加型のワークショップを経て、閖上公民館を平成31年3月に再建。地域コミュニティの核としての拠点整備を行った。また、閖上地区の復興にあたっては、「閖上地区まちづくり協議会」の立ち上げにより、住民主体のまちづくりを推進した。

1　地域情報の共有と共助意識の定着化

東日本大震災からの復旧・復興過程において、市は広報紙、市ホームページ、ブログ、情報誌といった多様なツールを駆使し、きめ細やかな情報提供に努めた。多岐にわたる情報ニーズに応えることで、地域情報の共有と共助意識の定着化を図り、市民一丸となった復興を後押しした。

平成23年8月に開設した被災者支援情報に特化したブログ『仮設住宅の日々』は、応急仮設住宅入居者や被災者に寄り添う貴重な情報源として予想以上の反響を呼んだ。同年12月には、同ブログを『福幸（ふっこう）さんちのつぶやき記』としてリニューアル。復興に関連する情報について、ジャンルを問わず、幅広く、タイムリーに提供することを目指した。架空の一家“福幸”さんちの日常を通して復興の軌跡を綴（つづ）ったこのブログは、市が震災からの復興を宣言した令和2年3月まで更新を続けた。

平成24年1月に創刊した『名取市復興だより』の創刊号（第1号）では、閖上地区の復興まちづくりを考える「閖上復興100人会議」（平成23年11月28日開催）の様子や、防災集団移転促進事業の仕組みなどの記事を掲載。令和3年3月の終刊まで、毎月各世帯に届けたその紙面には、復興の進捗状況だけでなく、住民の温かい交流や、新たなまちづくりの息吹も克明に記した。“心からの笑顔を求めて、新たな未来へ”をコンセプトに掲げた『名取市復興だより』は、被災者の“いま”と“これから”を支える羅針盤として大きな役割を果たした。

また、平成26年9月には、閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の本格着工に合わせて『ゆりあげ区画整理通信』を発行。土地区画整理事業の進捗状況等を地権者や閖上地区の元住民に発信し、復興まちづくりの円滑な事業推進の一助とした。

2　閖上公民館を核とした地域コミュニティの再生

東日本大震災の大津波で施設を失った閖上公民館は、仮設住宅の集会所や閖上地区内各地の集会所へと活動の場を移した。平成24年度と平成25年度は、サロン形式の「閖上いどばた広場」を開催。健康維持と地域コミュニティの輪を広げることを目指したこの活動は、住民同士が顔を合わせ、交流を深める貴重な機会となった。

平成26年度以降は、サロン活動にとどまらず、公民館講座としての本格的な運営を目指した。平成26年度は、「はつらつ能力アップ講座」「健康講座」「フラワーアレンジメント講座」など7講座を実施し、住民の多様なニーズに応えつつ、学びと交流の機会を広げていった。

新たな公民館の建設にあたっては、住民参加の



名取市復興だより
心からの笑顔を求めて、新たな未来へ
<第１号>
平成24年1月
発行・編集
名取市震災復興部
電話：022-399-9772

閖上復興100人会議を開催しました

平成23年11月28日（月）に名取市文化会館小ホールで、閖上復興100人会議が開催されました。平日の夜にも関わらず、260名もの方にご参加いただきました。会議では、今まで行われた市民意向調査結果の概要などの報告のあと、市長が閖上復興のまち再生のイメージを講演し、参加いただいた皆さんから様々なご意見やご質問などをいただきました。

▲閖上復興100人会議の様子（市長あいさつ）

閖上のまちのイメージとは？

嵩上道路の東側に船の舳先の様な特円形人工盛土を配置することで、後背のまちを守るような安全、この市街地の中に、複数の避難経路や、避難ビルとなる集合住宅や、戸建ての建物、まちの風景を再生するエリアなどを配置します。

閖上のまちのイメージ（イメージ図）

※現段階では、まちのイメージを示しているものであり、具体的には引き続き検討を進めて参ります。

発行のお知らせ

名取市の復興に向け、市民の皆さんとの情報共有のため、月1回を目処に「名取市復興だより」を発行していきます。

●参加者の皆さんからのご意見（抜粋）
・避難のしやすい場所に学校を配置することについては配慮が必要である。
・人が住む場所を、3ｍ嵩上げするという内容であるが、その範囲はどこまでになるのか。西側や南側にまちを拡大すべきではないか。
・高齢者でもすぐに避難できる範囲に、中高層の避難ビルや安全な避難を実現する道路整備が必要である。
・まちの形だけでなく、街なみについて議論をすべき。
・早期に意向調査をするなど、市民への意向調査をするタイミングが重要である。今回示された閖上のまちのイメージについても、市民の意向を聞く機会などはあるのか。
・一次防御や二次防御ラインだけでなく、県道塩釜亘理線も嵩上げをし、それより西側にまちを作ってほしい。

●閖上復興100人会議資料の閲覧先●
（1）名取市ホームページ
http://www.city.natori.miyagi.jp/
トップページ上段の「東日本大震災復興計画関連情報」からご覧ください。
（2）復興まちづくり課　窓口
名取市増田字柳田570・2
仙台法務局名取出張所2階

1

『名取市復興だより』第1号（平成24年1月）
※復興に向けた検討初期の閖上のまちのイメージ図が掲載されている。



現在の閖上公民館

プロセスを重視した。早稲田大学の卯月盛夫教授（当時）をコーディネーターに迎え、公民館のあり方を住民と共に考えていく「新閖上公民館建設ワークショップ」（計５回）を平成27年度に開催。平成28年度には、次世代を担う小中学生を対象に「新閖上公民館建設子どもワークショップ」（各１回）も実施し、子どもたちの新鮮な視点も取り入れた。子どもたちの意見により2階会議室は、カラフルな配色となっている。これらの取り組みは、施設の再建を契機として、震災により分散された住民の絆と地域コミュニティ再生のきっかけとすることを目的としていた。

令和元年5月18日には公民館と体育館の完成を祝う「閖上公民館・閖上体育館　復興開館記念式典並びに祝賀会」を挙行し、地域コミュニティの核となる新たな公民館での事業がスタートした。同年５月26日には、閖上公民館前広場（閖上中央公園）をメイン会場に「閖上地区まちびらき」を開催。同年6月から「豊齢大学」「美！キラッと女性力アップ」「おとこの自分発見塾」「のびのびママ★キッズ」「こどもわくわくワーク教室（プログラミング体験）」など、バラエティに富んだ講座も開講した。また、同年10月20日には、新たな公民館となって初めての閖上公民館祭を開催するなど、公民館を核とした活気あふれる地域活動を展開した。閖上公民館のこのような取り組みは、震災からの復興において住民の絆を育み、地域コミュニティの再構築を図る原動力となった。



カラフルな彩色が施された閖上公民館会議室

3　閖上地区まちづくり協議会

閖上地区の復興まちづくりは、平成25年11月22日に土地区画整理事業と防災集団移転促進事業の併用による復興事業が宮城県より認可され、同年11月25日に56.8haの土地区画整理事業の事業計画が決定された。しかし、閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業は、地権者との合意形成が十分になされていないとして、宮城県の都市計画審議会から異例の建議（県当局に対しては付帯意見）が付された条件付きの認可となった。建議（及び付帯意見）の内容は主に次の３点である。

①民意調達の問題点を整理し、住民の意向をきめ細かく把握すること。
②住民意向を適切に計画に反映できるよう、第三者を入れた形で民意調達体制を構築すること。
③被災者の希望に応じた移転先を可能な限り確保すること。

これらの建議等を重く受け止めた市は、①住民の意向をきめ細かく把握するため、平成26年1月から4月にかけて「換地による現地再建」、「防災集団移転促進事業による移転再建」及び「災害公営住宅への入居」のそれぞれによる生活再建手法に関する意向調査を実施、同年12月以降は、「閖上地区以外での再建」または「災害公営住宅への入居」を希望する世帯に対し、2名1組体制による戸別訪問を行った。

また、②第三者を入れた形での民意調達体制の構築としては、学識経験者や専門家等の協力を仰ぎながら、住民主体による「閖上地区まちづくり協議会」設立に向けた取り組みを支援、③被災者の希望に応じた移転先の確保としては、希望する被災者に対し、増田二丁目（4区画）や愛の杜一丁目（13区画）に市が所有していた宅地を払い下げるなどの取り組みを行った。

設立の経緯

住民主体のまちづくりを進めるため、市は閖上地区まちづくり協議会への参加を広く呼びかけ、平成26年1月から3回にわたって組織の設立に向けた意見交換会を開催した。その後、3月には、意見交換会の参加者の中から自薦及び他薦で選ばれた12名の世話役による「閖上地区まちづくり協議会準備世話役会（以下、「準備会」）」が発足、協議会の設立に向けた準備が進められた。

準備会では、協議会の設立までに14回の会議を重ね、協議会のメンバーや体制、活動内容、規約等について議論を行った。また、それらの一環として、4月には、応急仮設住宅の集会所等を回る移動会議（キャラバン）を7か所で実施し、復興まちづくりについて、さまざまな視点から意見交換を行った。

平成26年5月11日、閖上のまちづくりについて、住民同士が話し合い、住民主体で進めることを目的とする閖上地区まちづくり協議会の設立総会が文化会館で開かれ、同日、協議会が設立された。協議会の運営体制、将来ビジョン、取り組みテーマは次のとおりである。

■協議会の運営体制・将来ビジョン・取組テーマ



■計画年表



閖上地区まちづくり協議会の成果

閖上地区まちづくり協議会は、平成30年8月時点で370世帯の会員を擁し、住民の声を行政に届ける重要な役割を担った。同協議会は、平成26年5月の設立以降、多くの会議を重ね、市に対し計７回のまちづくり提案を実施、その８割以上が事業計画に採用されることになった。事業計画に反映された主な提案内容は次のとおりである。

・集合住宅を津波避難場所として整備
・車避難を考慮し、避難道路を立体交差に
・コミュニティに配慮し、災害公営住宅の集合住宅と戸建住宅を近接配置
・高齢者に配慮し、地区の中心に商業施設と医療福祉施設を配置
・保育所、幼稚園等の子育て施設を小中学校周辺に配置
・地区の中心位置に閖上公民館や中央緑道（シンボルロード）と一体的に「閖上中央公園」を整備
・住民の憩いの場としてポケットパーク（ベンチや植栽、広場を整備）を設置
・緊急時には、車でも徒歩でも避難しやすいよう、シンボルロードと閖上港北線に接する場所に医療福祉施設を配置
・閖上小中学校や公民館、集合災害公営住宅は緊急時の避難場所として明快に避難誘導を
・徒歩・自転車で周遊でき、楽しめる遊歩道を整備



まちづくり協議会 会議の様子（第6回）

4　市民活動支援センターの再整備

市は、震災のおよそ5年前となる平成18年3月に「名取市市民公益活動拠点施設条例」を制定し、営利を目的とせず、自発的に行う公益的な活動を促進するための拠点施設「市民活動支援センター」を市内大手町に整備、同年8月に供用を開始した。これは、昭和48年3月に施設を建設し、平成18年度に供用を廃止した「名取市勤労青少年ホーム」を改修整備したものであった。市民活動支援センターは、市民活動団体が自由に使える情報交流室や会議室のほか、1㎡当たり月額800円で借りることができる貸事務室6室を備え、当時、市内でも広がりを見せつつあった市民活動の拠点として大きな期待が寄せられていた。

平成23年3月に発生した東日本大震災により、建築後37年が経過していた市民活動支援センターは、躯体部分の随所にひび割れ、床のゆがみ等の大きな被害を受け、使用不能になった。当時は、3団体が市民活動支援センターを拠点に活動を展開していたが、施設が使用不能になったことで、3団体は、活動拠点が無い中での活動を余儀なくされた。

一方、震災により、被災者の生活支援や心のケア、産業の再生、まちの復旧・復興など、数々の市民活動団体やボランティアが被災地での活動を活発に展開しており、これらの活動を支援する点からも市民活動への支援体制の構築を急ぐ必要があった。



まちづくり協議会の提案により閖上中央公園や公民館と一体的に整備された中央緑道（シンボルロード）
写真提供：一般社団法人ふらむ名取

そのようななか、日本郵政グループから復興支援の一環として「東日本大震災寄附金付かもめ～る（暑中見舞い用のくじ付きはがき）」で集められた寄附金を復興に役立ててほしい旨の案内があり、市は、当該寄附金を活用し、市民活動支援センターの仮設施設を整備することとした。仮設の市民活動支援センターは、従前の敷地内南側の駐車場に整備、平屋建てのプレハブ建築とし、136㎡の建物内には貸室のほか印刷作業室を配置する計画とした。工事は平成24年6月から8月にかけて行い10月に供用を開始、震災前から利用していた福祉団体や国際交流団体に加え、平成26年度以降、「閖上復興だより」や防災教育団体「ゆりあげかもめ」などの団体が当該仮設施設を拠点に、復興支援活動を展開した（当該プレハブ施設は、震災から15年を経過しようとしている現在も貸事務室として7団体（令和7年11月現在）が入居するなど、有効に活用されている）。

仮設施設の運営は、宮城県を中心に活動し「みやぎNPOプラザ（仙台市宮城野区）」の指定管理者でもある「特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる」に委託した。当法人は、NPO活動等に関する情報収集や情報提供を行いながら、NPO団体等が活動しやすい環境づくりに取り組んでおり、市内でも、各種講座の開催や専門家による相談会の実施等、様々なプログラムを通じて市民活動の推進をサポートした。

仮設施設の整備により急場をしのぐことはできたものの、当該施設はあくまで仮設の建築物であり、狭隘（きょうあい）でもあった。そのため市は、改めて震災復興を市民活動団体との協働で推進するため、既に解体済みとなっていた旧施設の跡地において、施設の本格的な復旧整備に取り組むこととした。その後、復興交付金の採択を受け平成24年8月に設計に着手、震災前に旧施設の運営を委託していた「特定非営利活動法人せんだい・みやぎNPOセンター」の助言を受けながら施設計画の検討を進め、RC造2階建て（延床面積769.0㎡）の新施設は、旧施設にはなかったエレベーターを設置、おむつ交換室や多目的トイレなどの施設のバリアフリー化にも取り組んだ。工事は平成26年3月に着工し同年12月に完成、平成27年4月に供用を開始した。

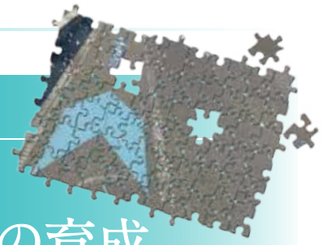
新施設の運営を担うことになったのが、平成26年3月に市内で設立された「特定非営利活動法人パートナーシップなとり」である。当法人は、津波で被災した市民や商店、企業などの復興を支援するNPOの活動が増えてきている中、それぞれが活動を継続していくためには、様々な活動支援が必要であり、それを継続的に担う地元の中間支援組織が必要であるとの問題意識から、多様な分野で活動する市民有志が集まり、勉強会と会議を重ねつつ、名取市の市民活動団体を支援するための組織として設立されたものであり、尚絅学院大学教授（当時）の阿留多伎（あるたき）眞人代表理事の下、市内で活動する複数のNPO団体等を構成員として設立された団体であった。「特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる」のメンバーも構成員として参加し、設立間もない「特定非営利活動法人パートナーシップなとり」の運営を支援した。

「特定非営利活動法人パートナーシップなとり」は、平成28年4月以降は市民活動支援センターの指定管理者として、現在も市内の市民活動団体等の活動支援に当たっている。また、震災復興に携わった市民活動団体の多くが引き続き市民活動支援センターを拠点に、さまざまな活動を展開している。



「東日本大震災寄附金付かもめ～る」を活用して整備された仮設の市民活動支援センター

［第３節］　コミュニティを支える地域力の醸成



5　新たな社会的課題にチャレンジするまちづくり活動の育成

市は、平成29年3月に「名取市自転車利用環境整備計画」を策定し、復興により誕生した新たな生活圏を安全に結ぶ自転車利用環境の整備に取り組んだ。具体的には、県道閖上港線など8路線をネットワーク路線に選定し、路面表示の整備を行ったほか、一般県道仙台亘理自転車道の復旧を県と連携して推進した。

一方、甚大な被害を受けた閖上地区では、平成30年1月に「閖上地区まちなか再生計画」を策定。名取川沿いの水辺環境を活かし、平成31年4月には27店舗が連なる商業施設「かわまちてらす閖上」をオープンさせた。また、閖上地区におけるアクセス道路の整備や公共施設の集約配置を通じ、生活基盤の再建と、観光・交流拠点としての賑わい創出を一体的に進めた。

1　名取市自転車利用環境整備計画の策定

当時、健康志向や東日本大震災後の節電意識の高まりを背景に、自転車はクリーンかつエネルギー効率の高い交通手段として再評価され、利用ニーズが拡大していた。一方、交通事故全体に占める自転車関連事故の割合は全国的に増加傾向にあり、国は平成24年11月に「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を策定した。

名取市は、市域の東部から中央部にかけて平坦な地形が広がるなど、環境面において、自転車利用に対する高いポテンシャルを有しているが、主に市中心部において多くの自転車事故が発生していることが課題となっていた。

加えて、名取市においては、東日本大震災からの復興まちづくりが進展する中、新たな生活圏が生まれる閖上地区や美田園地区における自転車利用者の増加や、下増田地区で被災した宮城県農業高等学校の高舘地区への移転に伴う自転車通学生徒への対応、名取市サイクルスポーツセンターや仙台亘理自転車道の再建などが予定されており、市内の自転車利用を取り巻く状況は大きな転換期を迎えていた。

以上の背景を踏まえ、市は自転車利用者の安全性・快適性の確保やまちづくり推進に寄与することを目的に、平成29年3月に「名取市自転車利用環境整備計画」を策定した。本計画は、平成22年度に策定した「名取市第五次長期総合計画」等の上位計画に基づき、国・県・警察・関係機関等との緊密な連携のもと、安全で快適な自転車利用環境の創出を図るものである。なお、計画期間は平成29年度～平成38年度（令和8年度）までの10年間としている。

1-1　基本方針

本計画では、震災からの復興事業によって誕生する「新たなまち」から市中心部へ、また「新たなまち」から既存のまちへと、安全かつ快適に自転車を利用してつなぐことができる、そんな自転車が行き交う名取のまちを作り上げていきたい、という想いから、基本理念とその実現に向けた基本方針を次のとおりとした。



自転車を生かしたまちづくりを推進

【基本理念】
自転車が安全・快適に繋ぐ「新たな名取のまち」
▼
［基本方針１］
ルール・マナー周知による意識の向上
［基本方針２］
新たなまち・新たな暮らしに対応した
安全・快適な自転車空間の確保
［基本方針３］
自転車利用の促進

1-2　基本計画

(1) 自転車ネットワーク路線の選定

計画では、「東日本大震災からの復興推進に資する路線を自転車ネットワーク路線として、重点的に整備を進めていく」との考え方に基づき、一般県道閖上港線、一般県道仙台亘理自転車道、一般県道塩釜亘理線、一般県道杉ケ袋増田線及び市道大手町大通り線、一般県道仙台館腰線、市道川上田高線、市道名取駅西線、一般県道名取停車場線の8路線を自転車ネットワーク路線に選定した。

なお、内陸部に位置する一般県道仙台館腰線、市道川上田高線、市道名取駅西線の3路線は、震災で被災した宮城県農業高等学校の移転先と名取駅を結ぶ路線として、自転車通学者等の安全性を確保するために指定したものである。市では、およそ700名の高校生の通学の足を確保するため、別途復興交付金により名取駅西口自転車等駐車場の増設工事（100台分）にも取り組んでおり、平成27年3月に完成させていた。



増設した名取駅西口自転車等駐車場

(2) 自転車ネットワーク整備形態の選定

自転車ネットワーク路線を対象にSTEP①～③（図1）の検討を行い、各路線の整備形態を設定した。

■図1　整備形態の考え方



■図2　自転車ネットワーク路線と整備形態



■図3　自転車ネットワーク整備形態イメージ



(3)自転車利用環境向上に向けた取組

市は、計画に掲げる基本理念の実現に向けて、「安全な自転車利用のための意識づくり」「復興による新たな生活圏に対応した自転車通行空間づくり」「自転車の利用促進に向けた環境づくり」などの取り組みを行うことで、安全な自転車利用のための意識向上を目指した。

「名取市自転車利用環境整備計画」により、市内で、復興まちづくりにより整備された土地区画整理区域内の一般県道閖上港線に矢羽根型路面表示により自転車の走行位置が表示されることになったほか、震災で大きな被害を受けた「一般県道仙台亘理自転車道」の復旧整備が促進されるなど、自転車が安全に通行できる環境整備が進められた（一般県道仙台亘理自転車道は、従前、広浦湾東岸を縦断していた自転車道が津波による地形の変化により復旧不可能なほどに損傷し、県による復旧整備が進まない状況にあったが、市として粘り強く県との調整を重ねた結果、一部路線を広浦湾西岸に付け替えることで、ようやく復旧が進められた案件であった）。

(4)名取市自転車活用推進計画の策定

名取市自転車利用環境整備計画の期間は平成38年度（令和8年度）までの10年間としていたが、この間、新たな法律の整備や社会動向の変化に加え、令和2年3月に策定した「名取市第六次長期総合計画」との整合を図るべく、市は令和6年3月に「名取市自転車活用推進計画」を新たに策定した。

新たに策定された「名取市自転車活用推進計画」でもこれらの取り組みを継承しつつ、「サイクリストにやさしいまちを　未来へつなぐ」を将来像に掲げ、自転車の利用促進に向けた各種施策に取り組むこととしている。


広浦湾西岸に付け替えられた一般県道仙台亘理自転車道

■自転車利用環境向上に向けた取組

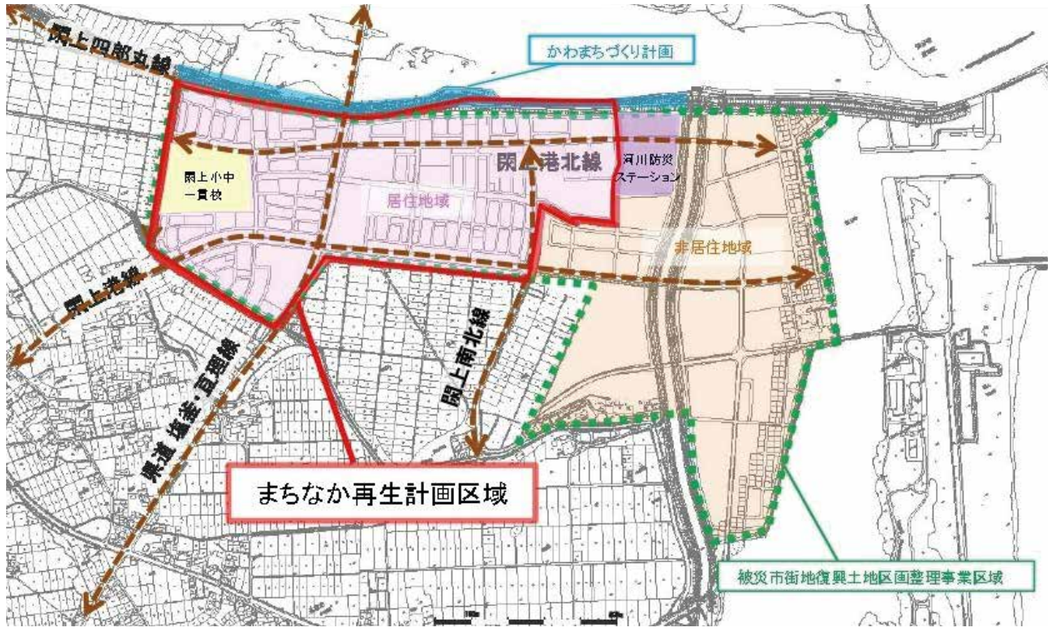
施策	区分	施策	施策の概要	実施時期		
				短期	中長期	将来
安全な自転車利用のための意識づくり	ソフト	看板設置等による安全対策	○市内における自転車事故発生箇所、自転車ルール違反多発箇所における看板の設置による注意喚起を実施します。 ○中心市街地に見られる幅員が狭く、自転車専用の通行空間整備が困難な路線について、注意喚起の看板を設置するなどの安全対策を実施します。			
		各種交通イベント開催等による自転車利用ルール・マナーの普及・啓発	○市内の小・中学校による交通安全教室や街頭指導による啓発活動を行います。 ○市内の自治会、老人クラブ等を通した高齢者への啓発や民間自転車等駐車場、自転車店等との連携・協力によるルール・マナーの普及啓発活動を行います。			
		サイクルマップの作成	○市外来訪者はもちろん市民の自転車周遊の支援および安全な自転車利用を周知するため自転車周遊マップを作成・配布します。			
復興による新たな生活圏に対応した自転車通行空間づくり	ハード	安全・快適な自転車通行空間の整備	○復興推進に対応した自転車ネットワーク路線を設定し、安全で快適な自転車通行空間整備を実施します。			
	ソフト	サイクリングコースの設定	○市外からの来訪者はもちろん市民がサイクリングを楽しむことができるコースの設定を行い、公表します。			
		既存自転車店等を活用したサイクルステーション等の整備	○既存の自転車店等をサイクルステーションと位置づけて、簡単なメンテナンスや休憩場所として利用可能な施設に位置づけます。			
自転車の利用促進に向けた環境づくり	ハード	レンタサイクルの拡充	○名取駅コミュニティプラザで実施中のレンタサイクル事業の拡充と、新たな拠点の設置を進め、市内外の利用者に対応します。			
	ハード	自転車ネットワーク整備の拡大	○本計画完了後は、整備された自転車ネットワークを骨格とした、新たな自転車ネットワークの拡大展開を検討します。			
		自転車等駐車場の確保	○自転車利用環境の向上に伴う、新たな自転車需要に対応した自転車等駐車場の確保を検討します。			

2　閖上地区まちなか再生計画の策定

「まちなか再生計画」は、東日本大震災などの大規模災害で甚大な被害を受けた地域の中心市街地において、被災事業者が共同で入居する商業施設の整備を軸に、公共施設の配置や来訪者の動線確保など、魅力あるまちづくりを一体的に進めるための包括的な計画である。市は、名取川沿いの水辺環境を活かしたまちづくりを構想し、名取川堤防沿いへの商業拠点整備を中核事業とした「閖上地区まちなか再生計画」を策定。平成30年1月30日に国の認定を受けた。

これを受け、国土交通省が名取川沿いで進める親水空間の整備・活用計画「かわまちづくり計画」との連携を図りながら、テナント型商業施設「かわまちてらす閖上」を整備するなど、市は閖上地区のにぎわいの再生に向けた事業に取り組んだ。

■まちなか再生計画位置図



2-1　基本方針

閖上地区は、被災市街地復興土地区画整理事業を通じて、防災性の高い基盤整備と居住機能の再建を柱に復興を進めてきた地区である。閖上地区まちなか再生計画では、こうした災害に強いまちの再構築を前提としつつ、さらなる都市価値の向上を目指した。具体的には、計画区域の中央を貫く緑道を基軸として、商業施設、公共公益施設、公園・緑地、業務施設、住宅などを戦略的に配置。閖上地区北側を流れる名取川との一体性も配慮して、閖上地区全体で賑わいのある、安全で安心なまちづくりを進めることを基本方針とした。

まちづくりの基本方針

「住む人にやさしく　育み　成長していく街並み」を目指したにぎわいのある、安全で安心なまちづくり

（閖上地区まちなか再生計画の区域のまちづくりの基本方針：閖上地区計画の方針より）

2-2　策定の経緯

市は震災復興計画の具現化を進めるため、平成28年9月に商工業者、金融機関、関係団体などからなる「閖上地区商業エリア復興協議会」を組織した。同協議会では、「にぎわいエリア」「商業施設用地エリア」「換地再建エリア」「閖上東地区エリア」など、エリア別検討部会を設置し、閖上地区に求められる機能、拠点的商業地の区域設定、土地利用、施設配置等の基本方針を検討した。

また、にぎわいエリア検討部会では、出店予定事業者などのメンバーを加え、新たに「閖上地区まちづくり会社設立準備会」を組織し、にぎわい拠点施設地内の配置検討や土地の賃貸借、運営管理について継続的な検討を進めた。

閖上地区まちなか再生計画は、市が主体となり、これらの関係組織の検討結果を踏まえながら策定を進めた。

■閖上地区まちなか再生計画の策定への流れ（閖上地区まちなか再生計画より）

名取市震災復興計画／平成23年10月

閖上地区商業エリア復興協議会
【設立趣旨】
復興事業のひとつである「被災地復興土地区画整理事業」を活用し、閖上地区を商業・業務地として利便性が高く、賑わいのある空間づくりの検討を目的とする。
【検討内容】
・閖上地区の商業地区整備の方針。・閖上らしい商業空間のあり方。
・各エリアの再建方法。

名取市震災復興計画（改訂版）／平成29年3月

にぎわいエリア（後述するにぎわい拠点）への商業出店希望者の出店形態を確認

津波立地補助金※　／　グループ補助金（商店街型）

※「まちなか再生計画」の認可が補助金申請の要件となっている。

エリア別検討部会
にぎわいエリア検討部会　／　商業施設用地エリア検討部会　／　換地再建エリア検討部会　／　閖上東地区エリア検討部会

＋出店予定事業者等

にぎわいエリア検討部会
【設立趣旨】
賑わいのある閖上地区の形成に向け、にぎわいエリア（後述するにぎわい拠点）を拠点とした検討課題を継続して検討する。
【検討内容】
・敷地内の配置検討および側帯形状の変更。
・マネジメントの維持管理について。　・土地の貸借について。

閖上まちづくり会社設立準備会
【設立趣旨】
にぎわいエリア（後述するにぎわい拠点）の整備に関わる事項やまちづくり会社設立に向けた事項などについて検討することを目的とする。
【検討内容】
・かわまちづくりへの要望・提案事項の検討。
・まちづくり会社設立に向けての検討。

名取市閖上地区まちなか再生協議会結成

まちづくり会社「㈱かわまちてらす閖上」設立

閖上地区まちなか再生計画の策定・認可

閖上地区まちなか再生計画の記載内容と既往検討
- 再生計画の概要
- 再生計画の対象区域
- 区域の土地利用の計画
- 施設等整備計画
- 街の魅力向上のための取り組み方針・計画
- 再生計画の地域経済への波及効果の方策
- 再生計画の実施スケジュール

2-3　計画の概要

閖上地区まちなか再生計画の概要（計画策定当時）は次のとおりである。

（1）土地利用計画

震災からの復興を目指す新しいまちづくりとして、閖上地区の被災市街地復興土地区画整理事業区域一帯と、水辺のあるまちの特徴を活かすため国土交通省が進めている「かわまちづくり計画」の一部を計画区域に設定する（計画区域：約56.7ha）。

（2）公共施設等配置計画

計画区域に公民館や医療・福祉施設を集積するほか、小中一貫校、消防署等の公的施設を配置する。

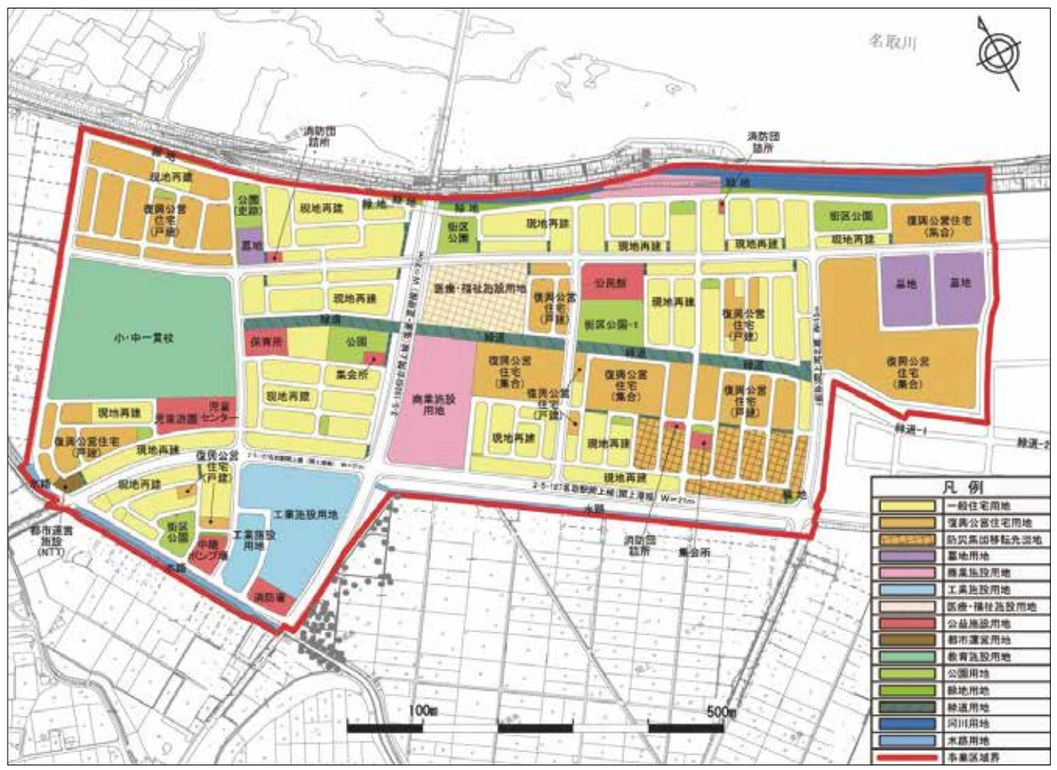
（3）動線計画・駐車場整備計画

自転車による来訪動線は、県道塩釜亘理線と閖上港線を主軸とする。歩行者・自転車による来訪動線は、計画区域を東西に貫く緑道を軸としつつ、堤防上の道路等も活用し、ゆりあげ港朝市などとの回遊性を高める。また、市が商業施設の駐車場として約90台分を整備するほか、混雑時は約500m東に整備する河川防災ステーション（現閖上地区MIZBEステーション）の駐車場約200台分を利用可能とする。

（4）商業施設整備計画

商業施設は、名取川堤防の上下に立体的に配置し、仙台方面からの来訪者に対する視認性を高め誘客を促進するとともに、水辺の憩いの場として整備する。堤防上には、眺望を楽しむスペース等を確保し、季節に応じたイベントの開催などにより、変化のある空間を提供する。商業施設は、まちづくり会社が建物を所有し、個々のテナントに賃貸（当初賃料は共益費込みで4,800円～5,800円／月・坪）。建築面積は約1,425㎡（うち店舗面積約947㎡）で、鉄骨造平屋建ての施設に小売店・飲食店等22店舗の入居を予定（その他、5店の個別店舗をグループ補助金を活用して整備する予定）。整備費は約3.3億円を見込む。

■まちなか再生区域の土地利用計画図



■閖上地区まちなか再生計画区域周辺等の施設配置



■歩行者・自転車による主な来訪動線



2-4　事業実施体制

閖上地区まちなか再生計画の中核的役割を担うテナント型商業施設「かわまちてらす閖上」は「人と街を照らす」をコンセプトに掲げ、新生・閖上の象徴として、地域住民や観光客が気軽に集える憩いの場（テラス）の創出を目指した。施設の整備にあたっては、長屋をイメージした意匠を採用。資金面では、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金（津波補助金）に加え、被災中小企業施設・設備整備支援事業（グループ補助金）を活用した。運営主体は、出店者や市、市観光物産協会などが出資して平成29年9月1日に設立したまちづくり会社「株式会社かわまちてらす閖上」が担うこととした。市は、出資者の一員として事業を側面から支援したほか、仙台方面からの誘客の促進に向け、県道塩釜亘理線から「かわまちてらす閖上」周辺に直接アクセスできる延長206mのアクセス道路の整備（現在の市道閖上中央一丁目4号線）や、専用駐車場（90台分）の確保等、ハード面での支援を行った。

平成31年4月25日、同施設は待望のグランドオープンを迎えた。東日本大震災の被災事業者をはじめ、地元の新鮮な食材を扱う産直市場や鮮魚店、土産物店が並ぶほか、飲食店、カフェ、美容室など当初出店予定27店舗中23店舗がオープンを果たし、多くの来場者をお迎えした。

市は、東日本大震災により壊滅的な被害を受けた閖上地区の再建において、震災復興計画、閖上かわまちづくり計画、閖上地区まちなか再生計画に基づき未来志向のまちづくりを推進。市民生活の再建と新たな観光・交流拠点としての活気あるまちづくりに継続して取り組んでいる。

※「かわまちてらす閖上」について、詳細は「第2章 第3節－3. 自然や歴史遺産等を生かした観光・交流の促進（P.176）」を参照

■施設配置計画図（閖上地区まちなか再生計画より）

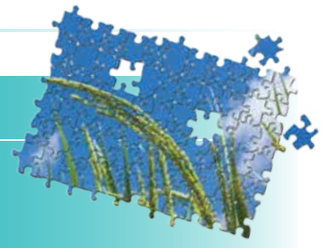




閖上地区かわまちづくりは、全国で進められている「かわまちづくり」のなか、他の模範となる先進的な取り組みとして、令和3年度かわまち大賞を受賞した。 出典：国土交通省ホームページ

［第１節］　地域に根付いた産業の再生と強化

1　農業再開への支援



東日本大震災の津波で被災した農地や農業用施設等の復旧・復興に当たっては、国や県による災害復旧事業が第一に行われた。復旧したほ場については、一度作付けした後に、復興交付金を活用した「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」として県営による大区画ほ場整備が行われた。また、「被災農家経営再開支援事業」や「東日本大震災農業生産対策事業」など、被災農家の営農再開に向けたさまざまな支援策が展開された。

1　農業の被害状況

市の農業は、仙台東部道路東側の農地を中心に東日本大震災の津波で浸水し甚大な被害を受けた。農家屋の流失や人的被害とともに、農地の塩害・瓦礫（がれき）等の堆積、農機具・生産施設等の被害により耕作が困難な状況となった。津波による農地の冠水面積は1,588haに及び、全耕地面積の53%を占めた。地震による隆起や不等沈下等で水路や揚水機場が被災したほか、沿岸部に設置されていた排水機場や乾燥調整施設（ライスセンター）が全壊。小塚原地区や北釜地区で盛んに行われていた園芸農業においても、東北一の規模を誇るカーネーション栽培の鉄骨ガラス温室（7,100㎡）、野菜及び水稲用パイプハウス（25万㎡）、各地区に設置されていた冷蔵・冷凍施設を含む園芸用集出荷調整施設（５か所）など、多くの施設が流失・損壊した。また、沿岸部の多くの農家が個別完結型の経営形態であったため、多数の農機具が被害を受けることとなった。水稲や野菜等の営農再開に向けては、農地の復旧とともに新たな生産施設や農機具の整備が必要であった。



津波により被災したカーネーションハウス

■農業施設の被害

工　種	概算被害額	被害内容
農　地	36,806,000 千円	田（2,200 千円／ 10a）30,866,000 千円 畑（2,200 千円／ 10a）　5,940,000 千円
施　設	5,495,000 千円	用排水機場等　52 か所
堤　防	1,153,000 千円	防潮樋門等　1 か所
道　路	55,150 千円	15 路線　2,950m
水　路	2,208,550 千円	81 路線　4,877m
サイフォン	90,000 千円	2 か所
ため池	2,500 千円	1 か所
橋　梁	18,000 千円	2 か所
合　計	45,828,200 千円	

名取市調べ

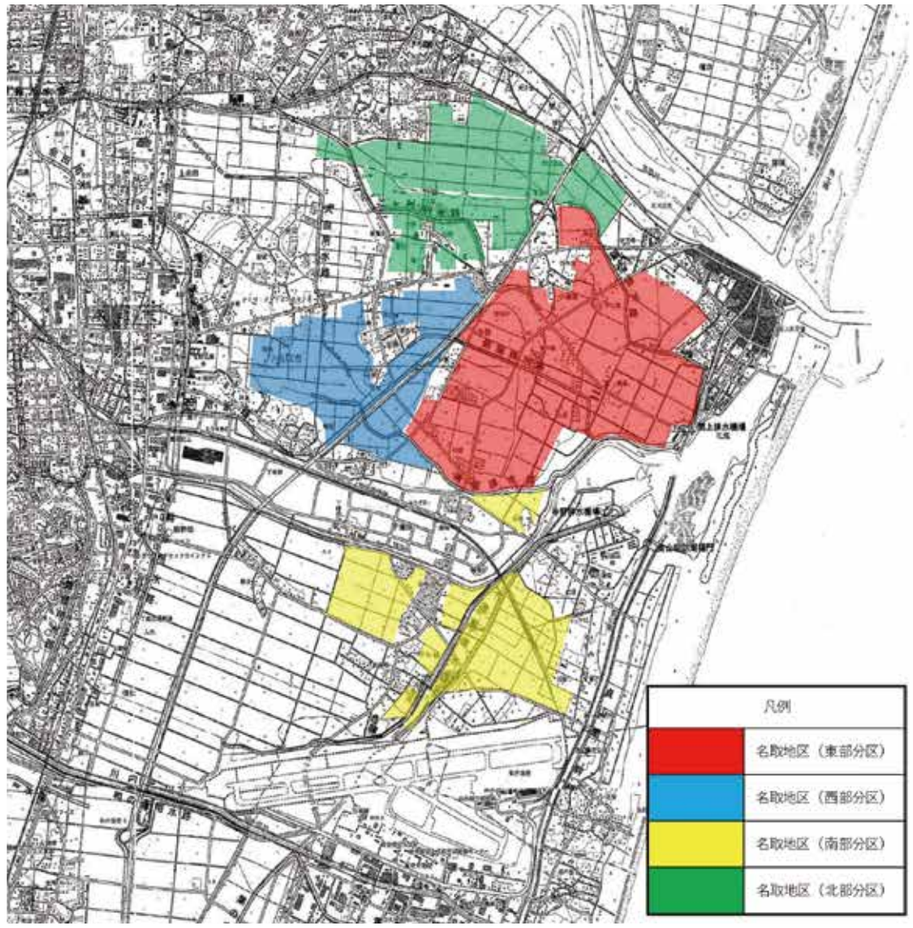
なお、津波による被害を免れた内陸部のほ場では、水稲の作付けそのものは可能な状況であったが、水稲生産に必要な用水が下流部に排水されることで、排水機場や主要な排水路が破壊された沿岸部の農地での捜索・復旧作業への多大な影響が出る恐れがあったため（沿岸部では、引き続き瓦礫（がれき）の撤去に加え、遺体の捜索等も行われていた）、水稲の作付けについては自粛を求められることとなった。

2　農業復興の基本方針

平成23年6月24日、国は「東日本大震災復興基本法」に基づき、内閣に東日本大震災復興対策本部を設置し、同年7月29日に東日本大震災からの復興に向けた取り組みの基本方針となる「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定した。また、同年8月26日、農林水産省は、復興の基本方針に示された農業・農村の復興の方向性を進化・具体化するため「農業・農村の復興マスタープラン」を策定、同プランでは、津波被災農地について概ね３年間で復旧を目指す復旧スケジュール及び復旧までに必要な措置を明確化し、東北を新たな食料供給基地として復興することを目指すこととされた。

こうした国の方針や市内の被災状況を踏まえ、市の震災復興計画では沿岸部での大区画ほ場整備や農地の利用集積等により農業の復興に取り組んでいくこととした。市と県が共同で策定した「名取市復興整備計画（平成24年9月18日第１回変更）」では、農業の復興及び発展に関する基本方針として次の３点を掲げ、農業の復興に取り組んでいった。

■ほ場整備位置図（名取地区）



①水田地帯は、大区画ほ場整備や利用集積等を進め、引き続き水稲を中心とした土地利用型農業の振興を図る。
②水田地帯に点在する施設園芸については農業施設の早期復旧等を進め、農業の早期再開を図る。
③農地の集約と持続的な農業経営体制づくりを推進する。

3　農地及び排水機場等の復旧

(1)国・県事業分

被災した農地や農業用施設の復旧は、散乱する瓦礫（がれき）の撤去や塩害対策と併せ、県営の災害復旧事業として平成23年に開始された。瓦礫（がれき）等の撤去は処理対象区域が広範囲にわたり量も膨大であったが、宮城県への委託により、農地災害廃棄物撤去緊急工事を実施するとともに、被災農家経営再開支援事業（後述）の活用により、被災農家が集落単位で実施する瓦礫（がれき）の除去と並行した取り組みを進めることで、震災翌年の平成24年度までには、概ね終えることができた。一方、農地の除塩については、土壌中の塩素濃度が基準値※未満になるまで真水の湛水・落水を繰り返す必要があり、時間を要するものであるが、比較的早期の営農再開を見込める内陸部のほ場から順次除塩の範囲を広げていく方針で作業を進め、震災から4年目となる平成27年度には、市内全てのほ場で完了した。除塩に当たり、水はけが悪いほ場には地下に排水路を設ける工事（弾丸暗渠）が行われた。また、海水の影響で土壌が粘土化したほ場には土壌改良剤の散布なども行われた。

農地や水路等の復旧も県営事業により順次対策が進められ、平成24年には太子堂、高柳、大曲、下余田、下増田本村、飯野坂、植松、増田、耕谷、本郷、堀内地区で水稲の作付けが可能となり、営農が再開された。その後、平成25年には県道塩釜亘理線西側の杉ケ袋や牛野、仙台東部道路西側の小塚原北、閖上町区でも作付けが再開された。さらに平成26年度以降、閖上町区、小塚原北、小塚原南地区、杉ケ袋北、北釜地区を細分化し復旧工事が実施されたが、作付け再開には時間を要し市内全域で営農の再開が果たされたのは、震災から5年目となる平成28年度のことであった。

排水機場及び主要な排水路と水門の災害復旧は国の直轄事業として実施され、平成26年度に閖上排水機場（小塚原字遠東）と、寺野排水機場（下増田字広浦）が既設隣接地で再建された。排水能力は閖上排水機場が被災前の毎秒9.25㎥から10.45㎥、寺野排水機場が毎秒9.00㎥から9.60㎥に増強された。排水路については、閖上排水機場系統で境堀排水路（626m）・鍋沼排水路（888m）・新堀排水路（269m）の計1,783m、寺野排水機場系統で木流堀排水路（639m）の復旧整備が行われた。

※塩素濃度の基準値：水稲は農地表土の塩素濃度0.1%（100mg/土100g）、畑作物は農地表土の塩素濃度0.05%（50mg/土100g）


再建後の閖上排水機場

(2)市事業分

農地及び農業用施設の復旧事業のうち、国県による災害復旧の対象外となる比較的小規模なものについては、市が直接工事を発注し、または、土地改良区が発注する復旧工事を「小規模農地等復旧事業補助金」で支援することで、対応を行った。小規模農地等復旧事業補助金による土地改良区への支援額は、平成23年度から平成25年度までの3年間の合計で966万8,000円となった。

平成23年9月に全国で大きな被害をもたらした台風第15号の発生は予想外であった。平成23年9月13日に日本の南海上で発生し、日本列島を縦断した台風第15号は、西日本から北日本にかけての広い範囲で暴風や記録的な大雨をもたらし、全国で16人が死亡、2人が行方不明となるなど大きな被害を及ぼした。名取市でも、降り始め（20日0時）からの総雨量が332.0㎜（気象庁データ）となる記録的な大雨となり、津波により浸水した沿岸部の農地は、再び水浸しの被害を受けることとなった。市では、東日本大震災からの復旧事業と並行して台風第15号からの復旧事業（主に愛島地区・高舘地区の農地や農道が被害を受けた）に対応することを余儀なくされ、この状況は、平成25年3月末頃まで続いた。

4　被災農家経営再開支援事業

国県により農地や農業用施設等のハード面での災害復旧事業が実施された一方で、農家への経済的な支援となったのが国による「被災農家経営再開支援事業」である。同事業では地域の農業者で復興組合を立ち上げ、被災農地の瓦礫（がれき）除去や除草、水路の補修等の復旧作業を共同で行う者に対して、活動に応じて経営再開支援金が支給された。支給単価（上限）は、水田作物は3万5,000円/10a、路地野菜が4万円/10aで、市内では、平成23年6月に閖上地区で設立されたのを皮切りに、被災した農地を抱える18地区（閖上町区、小塚原北、小塚原南、牛野、大曲、高柳、本村上、本村下、飯塚、耕谷、杉北、杉南、北釜、下余田、飯野坂、植松、本郷、堀内）で復興組合が設立され、組合に参加する農家数は合計で1,492戸となった。同事業による支援金の支給は平成26年度までの4年間にわたって続き、支給額の合計は8億6,257万円余りとなるなど、地域農業の再生と早期の経営再建を目指す被災農業者にとって貴重な収入源となった（市街地への編入が予定され、当事業の対象外となる一部の被災農地については、市の単独事業により、同様の支援を行った）。

なお、下流部の復旧・復興事業への影響を回避するため、作付けを自粛した内陸部のほ場にあっては、被災農家経営再開支援事業の対象外となるものであるが、市は、独自に「水稲作付自粛農家補助金」を措置し、作付けの自粛を行った農地10a当たり1万5,000円の補助金を別途手当することで、作付け自粛に協力した農家への減収補てんを行った。水稲作付自粛農家補助金は、作付けを自粛した2万4,341.34aの農地に対し、合計3,651万2,000円が交付されたが、下流部の水路の仮復旧に伴い、平成23年度単年限りの措置となった。


稲刈り風景

■被災農家経営再開支援事業

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	累　計
被災農家経営再開支援交付金（円）	446,995,370	212,495,000	151,049,000	52,038,500	862,577,870
地域農業復興組合数（組合）	18	9	8	4	39
被災農地の取組面積（ha）	1285.9	602.9	429.6	147.9	2,466.3

5　東日本大震災農業生産対策交付金

東日本大震災により被害を受けた農業者に対しては、「東日本大震災農業生産対策交付金」による支援が行われた。これは、農業生産法人や農業者団体が、被災した農業用資機材の共同調達や農業の6次産業化に向けた高生産性農業用機械施設の導入、放射性物質の吸収抑制対策等の取り組みを行う際に、国の交付金でかかる費用の一部を支援することで、被災地域の農業の復興を図ることを目的とするものであり、市内では、当該交付金の活用により、平成27年度までの5年間で16の事業体が事業を行った。

■東日本大震災農業生産対策交付金 交付団体

［平成23年度］
名取市花卉生産組合、北釜耕人会、名取グリーンファーマーズ出荷組合、㈲耕谷アグリサービス、北目転作組合、名取岩沼農業協同組合、美田園ファーム、㈱さんいちファーム

［平成25年度］
手倉田生産組合

［平成26年度］
閖上町区農業生産組合、杉南機械利用組合、農事組合法人ファーム閖上、農事組合法人テクノファーム牛野

［平成27年度］
小塚原ファームランド、㈱名取北釜ファーム、北釜野菜組合

■東日本大震災農業生産対策交付金事業

年　度	内　容	交付金額（円）
平成23	(1)産地競争力の強化 パイプハウス16棟、パイプハウス資材、予冷庫、バラ・カーネーション苗、肥料、農薬、野菜自動選果機等 (2)経営力の強化 大豆用コンバイン3台、トラクター4台、ロールベーラー1台、ラジコンヘリコプター2台、ハウス改修、暖房機導入、電気設備配線工事、さく井工事、パイプハウス10棟新設	210,776,000 （うち嵩上げ分） 85,606,000
平成24 （平成23繰越）	(1)産地競争力の強化 低コスト耐候性ハウス3棟、水耕栽培施設・栽培ベッド3棟分	286,014,000 （うち嵩上げ分） 117,770,000
平成25	(1)放射性物質の吸収抑制対策 対象農地面積：14.3ha 対象作物・配布資材数：大豆　塩化カリウム資材286袋	482,000
平成26	(1)農業用資機材の共同調達 育苗箱15,000、組立水槽11、発芽機用パレット48、木製パレット16、苗運搬用コンテナ1、その他生産資材	10,571,000 （うち嵩上げ分） 4,352,000
平成27	(1)農業用資機材の共同調達 育苗箱8,000、組立水槽4、木製パレット16、防風ネット資材、包装資材、その他生産資材	29,371,000 （うち嵩上げ分） 10,988,000
	累計	537,214,000 （うち嵩上げ分） 218,716,000

東日本大震災農業生産対策交付金の国の補助率は2分の1とされていたが（放射性物質の吸収抑制対策等一部は定額補助）、宮城県が補助率4分の1、名取市では補助率10分の1の嵩上げ補助をそれぞれ実施することで、農業者の負担を100分の15まで抑制、事業の更なる促進が図られた（県分の嵩上げ補助については、公益財団法人ヤマト福祉財団による「東日本大震災生活・産業基盤復興再生助成事業」の助成金が充てられた）。これらの結果、市内16の事業体に対する国、宮城県、名取市による支援額の合計は、総額で5億3,721万円余りに上ることとなった。

東日本大震災農業生産対策交付金を活用した事業では、農業の6次産業化に向けた意欲的・挑戦的な取り組みも各地で行われたが、市内では、販路の拡大が思うように進まず事業が頓挫、倒産に追い込まれ、国から交付金の返還を求められるケースもあった。

6　大区画ほ場整備の促進

震災後、農地の復旧をようやく終え、一度作付け・収穫を行った各地区のほ場では、復興交付金を活用した農山漁村地域復興基盤総合整備事業として、県による大区画ほ場整備（県営復興ほ場整備事業）が実施された。県は平成23年10月に策定した「みやぎの農業・農村復興計画」を踏まえ、市町の震災復興計画等との整合を図りながら、単なる原形復旧にとどまらない新たな時代の農業農村整備モデルの構築に向け、競争力のある農業経営体の育成を目指した。このため、市内で復興ほ場整備事業を実施した地区（名取地区、岩沼地区の2地区）では、更なる生産費の低減に向けた「新たな標準区画（2ha区画）」※が導入された。なお、県が示した新たな標準区画の導入要件は、「地形や土壌などの自然条件等が合致」「地元との合意形成が可能」「従来以上の更なる低コスト化に向けた大規模な土地利用型農業が展開できる」の3点であった。

市内で行われた大区画ほ場整備のうち農山漁村地域復興基盤総合整備事業「名取地区」は、名取市を中心に仙台市（四郎丸地区）と岩沼市（下野郷地区）の一部にまたがる地区面積786.6ha（受益面積655.2ha（田638.8ha、畑16.4ha））を対象に行われた（名取市分の地区面積は685.5ha（受益面積591.9ha））。平成24年に測量設計、平成25年10月に本工事に着手以降、令和4年3月に換地処分が完了するまでの足かけ10年間、総事業費141億7,300万円余りの大工事となった。工事の進捗に伴い順次営農も再開され（災害復旧後の営農再開を「1度目」とし、「2度目」の営農再開となるもの）、平成26年度に655.2haの受益面積中46.8haで営農を再開した後、平成30年度までに全ての地区で営農が再開された。

「名取地区」において、ほ場整備の実施以前における水田の区画面積は10a未満のものがほとんどであったが、ほ場整備の実施後は、区画面積が50a以上の水田が約88%、そのうち2ha以上のものが約10%となるなど、ほ場の大区画化が格段に向上した。併せて農地の集積も進み、ほ場整備の実施以前（平成24年度）は全体の92%が個別農家による耕作が行われていたところ、工事が概ね完了した令和3年3月末時点では、個別農家による耕作が全体の23%まで減少するなど、経営の大規模化が進んだ。その他、「名取地区」では、防災集団移転促進事業により市が取得した下増田地区、杉ケ袋地区の住宅移転跡地等（約4.2ha）を編入し、農地と市有地がモザイク状に入り混じった土地の整序化を図ることで、復興後の土地利用の最適化にも貢献した。

農山漁村地域復興基盤総合整備事業「岩沼地区」は、岩沼市を中心に名取市（堀内地区）の一部にまたがる地区面積757.4ha（受益面積635.6ha（田610.4ha、畑25.2ha））を対象に行われた（名取市分の地区面積は5.6ha（受益面積5.1ha））。平成24年に測量設計、平成25年に本工事に着手以降、令和4年8月に換地処分が完了するまで足か

け11年間、総事業費122億5,000万円余りの大工事となった。工事の進捗に伴い順次営農も再開され、平成26年度に635.6haの受益面積中49.4haで営農を再開した後、令和元年度までに全ての地区で営農が再開された。

「岩沼地区」においても、ほ場整備の実施以前における水田の区画面積は10a未満のものがほとんどであったが、ほ場整備の実施後は、区画面積が50a以上の水田が約93%となるなど、ほ場の大区画化が格段に向上した。併せて農地の集積も進み、ほ場整備の実施以前（平成24年度）は全体の96%が個別農家による耕作が行われていたところ、工事が概ね完了した令和3年3月末時点では、個別農家による耕作が全体の27%まで減少するなど、経営の大規模化が進んだ。

両地区の大区画ほ場整備（県営復興ほ場整備事業）では、ほ場の大区画化、道路・用排水路・暗渠排水等の整備により、耕地の汎用化及び水管理の大幅な合理化が図られた。名取土地改良区管内（仙台市及び岩沼市を除く）では、地区面積691.1haで、整地工568.9ha、道路工92.096㎞、用水路工95.373㎞、排水路工73.785㎞、暗渠排水工552.9haの整備が行われた。

※旧標準区画は1ha区画

7　園芸農業施設の復旧

園芸農業施設については、東日本大震災農業生産対策交付金事業や被災地域農業復興総合支援事業（後述）を活用し、生産施設の復旧が図られた。花卉についてはハウス栽培面積約6haのおよそ6割が被災したカーネーションが平成24年5月に栽培を再開し、同年10月に震災後初めての出荷に漕ぎつけた。

また、仙台空港周辺の海浜部にあって津波による甚大な被害を受けた北釜地区は、もともと砂質土壌の条件を生かしたメロン等の野菜生産が盛んな地域で、震災前はコマツナやチンゲンサイの県内有数の産地であったが、平成27年に約300棟のパイプハウスが被災地域農業復興総合支援事業により整備され、法人及び任意団体の2つの組織がコマツナやチンゲンサイの栽培を開始した。

震災前から野菜生産が盛んであった杉ケ袋地区、下増田本村地区、飯塚地区では、各出荷組合を中心として被災地域農業復興総合支援事業により約160棟のハウス整備が行われ、営農が再開された。加えて下増田地区の各野菜出荷組合に対しては、全農からトラクター2台と190棟分のハウスの部材の支援があり、野菜生産再開の一翼を担った。

市も、各団体の営業再開までの一時支援策として、地域産直団体に対する販促支援を行った。



整備された名取地区のほ場から閖上地区を望む（手前は仙台東部道路名取IC） 提供：宮城県農政部農村振興課



小塚原地区のカーネーション栽培



北釜地区のビニールハウス群

名取市 職員が語る復興の歩み ⑪

これからを見据え 復旧・復興と農業の持続を

農林水産課 農林業振興係長（当時） 相澤 雅彦

震災の発災直後の瓦礫（がれき）が流入した田畑を見て農家の方々は口々に「壊滅的な被害」「もう農業はできない」という言葉を繰り返すばかりだった姿が強く印象に残っています。でも「何とかしないと」と強く思う農家の方々もあり、名取の農業の復興はこの方々が中心なんだろうなと思い、農地の復旧作業・大型ほ場整備事業へと取りかかりました。

農地や水田の被害は地域によって大きく異なるため、それぞれの状況に合わせた復旧作業を行いました。仙台東部道路より西側は除塩とヘドロの除去で済みましたが、仙台東部道路より海側は、まずは大きながれきの撤去を最優先で進め、農家の方々で復興組合を組織していただき、農業収入が無くなった分を復旧作業の対価で補うという形で行いました。

下流の排水機場破損による排水問題、他県や民間企業からの支援への対応、各種補助金・交付金関連の業務、さらには災害復旧と並行しながらの大区画ほ場整備など、施工する場所は違えど、あらゆる事業をほぼ同時に進めました。

名取市全域で震災の影響を受けていましたが、沿岸部の復旧と西部丘陵部の営農再開、水田か畑か、地権者か耕作者か。それぞれの復旧と復興の思いが異なる場面もあり、大変苦労しました。農業団体の代表の方々からも、私たち同様、意見の集約には苦労したことを聞かせられました。

名取市全体の農地復旧を終え、農作物の収穫を迎えるまでは時間がかかるため、復旧事業では、農業従事者にとって有意義な補助金の活用法を常に考えながら進めてきました。震災前から農業は、従事者の高齢化や担い手不足といった問題に直面していましたが、震災によって復旧・復興に携わった方々の多くが、復興した農地を守るため、組織の法人化を進めてきました。今後も魅力ある農業を後世に持続させてほしいと願うばかりです。

［第１節］　地域に根付いた産業の再生と強化



2 農地の集約と持続的な農業経営体制づくり

農山漁村地域復興基盤総合整備事業による大区画ほ場整備を契機に、市は新たな営農体制を構築するため、農業経営体の法人化・組織化に取り組んだ。また、農地中間管理事業を活用し、農地の有効活用を図る施策も推進した。震災後、甚大な被害を受けた沿岸部の農業の受け皿となる法人や任意団体が設立され、経営の大規模化や高付加価値化を可能とする営農体制が構築された。

1　農業経営体の法人化・組織化

東日本大震災後、地域農業の法人化・組織化における大きな原動力となったのが、市町村が被災地の農業者に代わって農機具や生産施設の整備・調達を行い、農業者で組織する法人等に貸与する「被災地域農業復興総合支援事業」（以下、復興交付金事業番号の「C-4事業」）であった。

「農山漁村地域復興基盤総合整備事業」（以下、復興交付金事業番号の「C-１事業」）は農地の復旧と併せてほ場整備を進め、農地の大区画化を進めるものであった。しかし、市内で開催した事業説明会では、農地が整備され区画が拡大されても、津波によって流失した農機具や生産施設を再調達する経済的余裕がないという被災農業者の声が多数聞かれた。こうした切実な声に応えるべく、C-1事業と組み合わせて実施されたのがC-4事業である。市は、同事業を活用することで、震災復興計画や後述の「経営再開マスタープラン」に基づき、農業・加工施設、ハウス、乾燥調整施設のほか、大区画ほ場に対応できるトラクターや田植機など大型の農業用機械を整備・調達し、これらを被災農業者に無償で貸し出すという取組を推進した。同事業を活用するため、各地区の農業者においては法人等の団体（農家3戸以上、任意組織を含む）を組織することが要件として求められることになったが、営農再開への見通しが立たない被災農業者にとって、C-4事業は復興への大きな一歩を踏み出す重要な取り組みとなった。

被災地域農業復興総合支援事業の概要

【事業期間】

平成24年度～平成28年度

【事業地区】

東日本大震災により被害を受けた沿岸部（閖上地区、下増田地区）

【支援団体】

▶水稲生産団体：７団体
　閖上町区農業生産組合、ファーム閖上、小塚原ファームランド、テクノファーム牛野、下増田本村水稲集団組合、美田園ファーム、杉南機械利用組合

▶野菜園芸団体：9団体
　北釜耕人会、小塚原野菜園、飯塚興農実行組合、北釜野菜組合、名取北釜ファーム、杉ケ袋北園芸部会、杉出荷組合、杉ケ袋南野菜出荷組合、八歩会

▶花卉園芸団体：1団体
　名取市花卉生産組合

▶その他：1団体
　名取岩沼農業協同組合

【工事概要】

▶水稲用施設（事業費総額：1,426,829千円）：乾燥調整施設５棟、育苗施設５棟、格納庫５棟、育苗用ハウス53棟

▶野菜・花卉園芸用施設（事業費総額：1,613,493千円）：格納庫３棟、堆肥舎２棟、野菜予冷施設１棟、野菜園芸用ハウス391棟、花卉園芸用ハウス16棟

▶水稲用機械（事業費総額：420,423千円）：田植え機12台、トラクター16台、コンバイン11台ほか

▶野菜園芸用機械（事業費総額：58,271千円）］
　トラクター11台、耕うん機９台ほか

東日本大震災後に設立された農業生産法人

美田園ファーム、テクノファーム牛野、ファーム閖上、名取北釜ファーム、小塚原ファームランド、北釜耕人会、閖上町区ライスファーム

■被災地域農業復興総合支援事業実績

年　度	内　容	金額（円）	貸与期間	貸与団体名
平成24	農業用機械 ・田植機５台 ・トラクター５台 ・種籾催芽機２台 ・水稲播種機２台 ・セット動噴１台	61,635,000	７年	
	育苗用ハウス６棟 （本体設置費、井戸１基付帯）	13,020,000	10年	
	小計	74,655,000		
平成25	農業用機械 ・田植機４台 ・トラクター９台 ・トラクターアタッチメント36台 ・コンバイン７台 ・その他農業用機械14台	223,860,000	７年	閖上町区農業生産組合 ほか８団体
	水稲育苗用パイプハウス15棟	29,085,000	10年	閖上町区農業生産組合 ほか１団体
	野菜園芸用パイプハウス73棟	154,108,827	10年	北釜耕人会　ほか４団体
	花卉園芸用パイプハウス10棟	36,750,000	10年	名取市花卉生産組合
	小計	443,803,827		
平成26	農業用機械 ・田植機１台 ・トラクター７台 ・トラクターアタッチメント18台 ・コンバイン２台 ・フォークリフト４台 ・耕うん機８台 ・その他農業用機械18台	100,958,400	７年	閖上町区農業生産組合 ファーム閖上 テクノファーム牛野 ほか７団体
	水稲育苗用パイプハウス24棟	57,391,200	10年	ファーム閖上 テクノファーム牛野 杉南機械利用組合
	野菜園芸用パイプハウス27棟	78,300,000	10年	マル杉出荷組合 北釜耕人会 北釜野菜組合
	花卉園芸用パイプハウス２棟	11,124,000	10年	名取市花卉生産組合
平成26 （平成25繰越）	農業用機械 ・トラクター３台 ・トラクターアタッチメント７台 ・その他農業用機械３台	25,747,200	７年	閖上町区農業生産組合 杉南機械利用組合 ほか４団体
	農業園芸用パイプハウス45棟	106,596,000	10年	杉ケ袋南野菜出荷組合
	小計	380,116,800		
平成27	農業用機械 ・田植機２台 ・トラクター３台 ・コンバイン２台 ・マニュアスプレッダ１台 ・ハイクリブーム１台 ・その他農業用機械９台	66,493,440	７年	小塚原ファームランド
	水稲育苗用パイプハウス８棟	14,850,000	10年	小塚原ファームランド
平成27 （平成26繰越）	野菜園芸用パイプハウス252棟	654,372,000	10年	北釜野菜組合 北釜ファーム 名取北釜農事務組合
	小計	735,715,440		
	合計	1,634,291,067		

2　機能的な農業基盤の整備促進

震災で大きな被害を受けた農業の復興に向け、被災市町が活用したのが、国の「地域農業経営再開復興支援事業」及びその一環として創設された「被災地域農地集積支援金」制度であった。東日本大震災では、全国で約2.4万haの農地が冠水するとともに、農業関係施設も大きな被害を受け、それまで個別農家や集落営農等が担ってきた農業生産体制やそれを支えてきたコミュニティに多大な損害が生じることとなった。このような状況にあって、地域農業の復興を図るために国が重視したのが、農家同士が地域農業のあり方について徹底した話し合いを行い、農業経営の再開に向けた新たな農業生産体制の構築につなげていくことであった。

国は、平成23年11月に「地域農業経営再開復興支援事業実施要綱」を策定し、市町村が地域農業の復興を図ることができるよう、地域の実態や農業者の意向、関係機関の意見等を踏まえ、地域の中心となる経営体の特定やそれらの中心経営体と他の経営体との連携をはじめとする復興後の地域農業のあり方、さらには、これを実現するために必要な農地集積の取組等を取りまとめた「経営再開マスタープラン」（以下、「マスタープラン」）の作成支援を行った。また、当該マスタープランに位置付けることを要件に、新たに「被災地域農地集積支援金」を措置、震災を機に離農しようとする者や農地を相続した者等が、自ら所有する農地を農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第11条の12）や農地保有合理化法人（農業経営基盤強化促進法第8条第1項）に白紙委任、すなわち所有する農地の貸付先を指定しない旨の委任契約を締結した場合、市町村を通じて10ａ当たり3万円を交付する事業を実施することで、農地の集積を促進した。

マスタープランは、被災した地域農業の復興と発展を図る、いわば「未来の設計図」として当事者の話し合いのもと作成されるもので、名取市においては、平成24年度から平成27年度にかけて、増田、小塚原北、小塚原南、牛野、閖上町区、高柳、大曲、下増田、館腰、愛島、高舘の11地区においてマスタープランの作成を行った。また、被災地域農地集積支援金については、名取岩沼農業協同組合（令和7年4月に仙台農業協同組合に統合）を農地利用集積円滑化団体に指定して被災した農業者との調整を進め、平成25年度までに約47ha分の農地に相当する2,840万円の支援金を交付した。

被災地域農地集積支援金交付事業は、平成25年度限りで廃止され、平成26年度以降は、国が新たに創設し、都道府県単位で全国展開された「農地中間管理事業（農地集積バンク）」及び「機構集積協力金交付事業」に引き継がれることとなった。市では、これらの新制度を活用しつつ、新たなまちづくりとして実施する被災市街地復興土地区画整理事業や防災集団移転促進事業との調整を図りながら、引き続き大区画ほ場整備事業に取り組むとともに農地の集積を促進した。

被災市街地復興土地区画整理事業の施行区域周辺農地と、集団移転促進事業の移転先住宅周辺農地については大区画化等の利用集積を図り、生産性の高い優良農地として利用。防災集団移転促進事業による住宅移転跡地のうち、周辺農地と一体的な利用が可能な土地については、農地と一体的に整備することにより、土地改良換地制度を活用して新たな土地利用（整序化）を実現可能とした。

沿岸部の被災農業者が法人や任意団体として組織化されたことで、担い手となる生産組織の生産体制が確立し、ほ場の集積が進んだ。また、大区画ほ場整備により、低コスト稲作経営による良質米、需要に応じた加工用米、大豆・麦類の作付け拡大など、所得向上に向けた新しい農業経営が行われるようになった。野菜や花卉などの園芸作物についても、既存産地の維持や拡大をし、多様化する消費者ニーズに対応可能な生産体制を構築した。

■地域農業経営再開復興支援事業

年　度	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27
経営再開マスタープラン作成地区	・閖上 ・下増田	・増田 ・館腰 ・愛島 ・高舘	・増田 ・閖上 ・下増田 ・館腰 ・愛島 ・高舘	・増田 ・小塚原北 ・小塚原南 ・牛野 ・閖上町区 ・高柳 ・大曲 ・下増田 ・館腰 ・愛島 ・高舘
金額（円）	2,520,000	7,087,500	5,400,000	5,724,000

■被災地域農地集積支援金

年　度		平成 24	平成 25	累　計
出し手（離農者）	戸　数	13	13	26
	支援金	5,300,000	5,300,000	10,600,000
担い手（経営転換者）	戸　数	19	19	38
	支援金	8,900,000	8,900,000	17,800,000



震災後行われた田植えの風景（閖上町区農業生産組合）

［第１節］　地域に根付いた産業の再生と強化

3 閖上漁港の復旧と漁業・水産加工施設の再建支援



東日本大震災の津波で壊滅的な被害を受けた閖上漁港の被災箇所は27か所に上った。閖上漁港の災害復旧は平成23年度に着手し、平成27年度までに主要な漁港施設の復旧が完了した。

平成24年5月に整備した仮設の荷さばき施設は、改修を経て令和3年3月に常設施設として宮城県漁業協同組合へ譲与。また、被災した製造業者の再建拠点となる仮設工業団地を平成24年2月に下余田地区の自動車学校跡地に整備した。

1　閖上漁港の復旧

かつて仙台藩の直轄の港であった閖上漁港は、昭和の最盛期には底引き網、定置網、刺し網、採貝などによりカレイやヒラメ、赤貝、シャコなど旬の魚介類が多く水揚げされ、閖上地区の賑わいの源となっていた。中でも日本有数の水揚量を誇る閖上赤貝は、その色・味・香りから、今日に至るまで全国的に高い評価を受けている。

かつての閖上漁港は名取川の河口にあり、河川特有の自然条件から漁船が転覆する危険性があった。そこで、安全航路を確保するため、河川港から外洋港に改修する工事が実施され、平成13年の航路完成に伴い水深5m岸壁も整備され、大型船も就航できる漁港となった。

東日本大震災では、津波や地盤沈下等により、閖上漁港を含む県内142の漁港（県管理27港、市町管理115港）が壊滅的な被害を受け、公共土木施設災害復旧事業により、被災した防波堤や岸壁、臨港道路等の漁港施設、防潮堤等の海岸保全施設の機能回復が図られることとなった。

国費による漁港施設の復旧には国の災害査定を受ける必要がある。しかし、被災した県内の漁港施設の数は膨大であった。そのため、県は全被災施設の詳細な調査は行わず、代表的な施設の標準断面を他の施設に適用する災害査定の簡素化について、水産庁及び財務省と協議を行い了承を得た。県管理漁港の災害査定は平成23年7月に始まり、翌24年１月に終了。平成24年3月以降、漁港施設の本格復旧工事が始まった。

県管理の第２種漁港である閖上漁港の被災箇所は27か所に上り、平成23年度以降、県による災害復旧工事が行われた。平成25年度末には陸揚げ機能が回復し、平成27年度までに防波堤、岸壁、船揚場等の主要な漁港施設の復旧が完了した。また、護岸や臨港道路は防潮堤事業と併せ復旧工事が実施され、地盤沈下対策として漁港施設用地の嵩上げも行われた。閖上漁港災害復旧事業及び関連する防潮堤事業の概要は次のとおりである。

【閖上漁港災害復旧事業】
事業期間：平成23年度～令和4年度
工事概要：全体復旧延長L=5,504m（被災箇所数27か所）／護岸L=1,680m、岸壁L=795m、物揚場L=149m、防波堤（南防波堤L=385.0m、北防波堤L=328.8m）、船揚場L＝115m、桟橋L=411m、臨港道路L=1,640m、泊地A=77,670㎡

【閖上漁港海岸保全事業（防潮堤）】
事業期間：平成23年度～令和4年度
工事概要：T.P.＋7.2m区間（L=594m）、T.P.＋4.8m区間（L＝340m）、T.P.＋3.7m区間（L=1,358.6m）

【閖上漁港漁港施設機能強化事業（用地嵩上げ）】
事業期間：平成25年度～
工事概要：用地嵩上げA=61,830㎡／市場前地区A=18,570㎡、東須賀地区A=20,260㎡、フィッシャリーナ地区A=23,000㎡）

2　閖上魚市場水産物荷さばき施設の復旧

震災で被災した閖上魚市場水産物荷さばき施設について、市は独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）と連携し、平成24年5月に閖上４丁目の漁港区域内（魚市場跡地）に仮設の荷さばき施設を設置した。施設の延べ面積は、市場棟（仮設荷さばき施設）359.14㎡、事務所棟221.20㎡の２棟1区画で、中小機構が建築した仮設施設を市が譲り受け、宮城県漁業協同組合閖上支所（現仙南支所（閖上））、仲買人組合、赤貝組合、小玉貝組合、ゆりあげ港朝市協同組合などの利用に供した。

当初、荷さばき施設の災害復旧は平成30年度に予定されていたが、閖上支所の赤字運営が続き、採算が見込めないことから県漁協は支所の集約化を計画。荷さばき施設の災害復旧は行わない方針とされた（その後、閖上支所は平成26年７月に亘理支所・山元支所と事務統合し、仙南支所（閖上）となった）。しかし、市は閖上地区の伝統的な基幹産業である水産業の存続を第１に考え、荷さばき施設の現地再建を強く要望、市が、より長期的な使用に耐えるために必要な既存仮設施設の改修工事を行い、県漁協に無償譲渡することで、その後の管理を県漁協に担ってもらうよう調整を進めた。

令和2年7月には県漁協の了解を得て改修工事に着手。令和3年3月、冷蔵庫や貯氷庫、廃油置場などを備えたほか、照明のLED化や屋根の一部に採光板を取り入れるなど、省エネ化を図り、新たな荷さばき施設が完成した。市は、同月、この荷さばき施設を常設施設として県漁協へ譲与し、令和4年5月に供用が開始された。



閖上魚市場水産物荷さばき施設



閖上漁港

3　仮設工業団地の整備

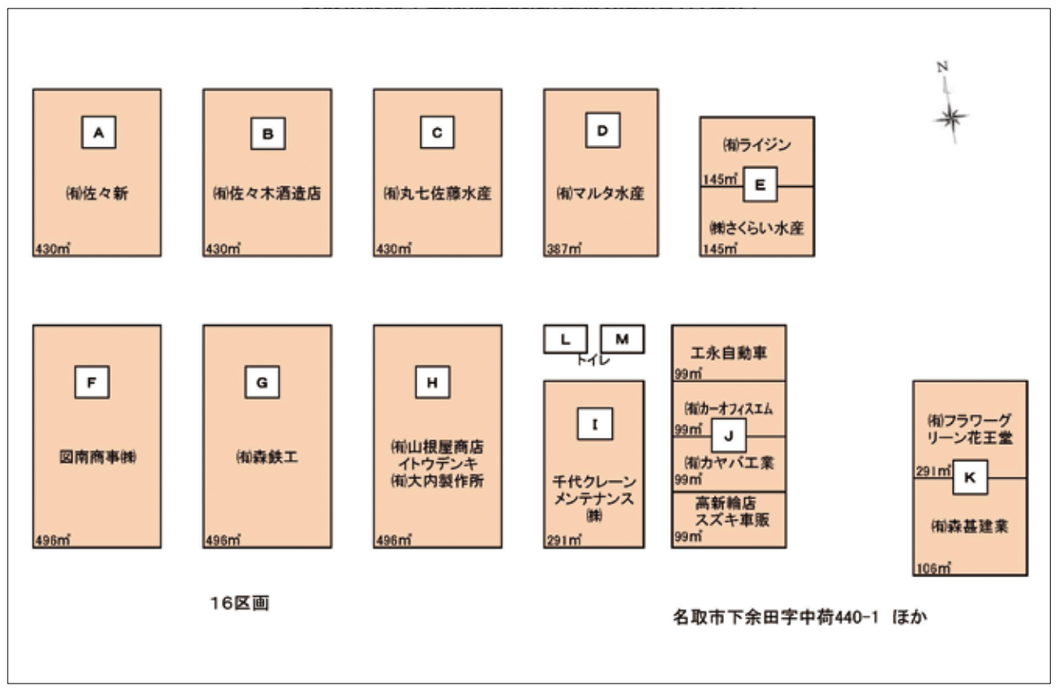
閖上・下増田地区は、東日本大震災の津波で多くの家屋や事業所が壊滅的な被害を受けた。被災した住民の中には、水産加工業や自動車整備業といった事業に従事する者も多く、地域での雇用を維持するためには、事業の早期再開が喫緊の課題であった。こうした事業者の再生を後押しするため、市は中小機構と連携し、下余田字中荷の自動車学校跡地に仮設工業団地「名取市復興工業団地」を整備する計画を立ち上げた。震災からわずか２か月後の平成23年5月に入居希望者の調査を実施し、翌6月には入居募集を開始。同年11月、中小機構による仮設工業団地の建設が着手された。平成24年2月、軽量鉄骨造１階建て11棟16区画（延べ面積4,558.72㎡）の仮設施設が完成。同月、当該仮設施設を市が譲り受け、水産加工業、自動車販売・整備業、生花加工卸業、建築業など、16事業所が仮設工場団地での操業を開始した。

また、復興が進むにつれて地域住民との交流も活発になっていった。平成25年度からは、市内事業者の復旧・復興を広くPRするとともに、地域の特産品を生産できることへの感謝を込めて「工場できたて生産まつり」を仮設工業団地で開催。出荷価格で提供される水産加工品や、無料の試食・試飲コーナー、ステージイベント、ビンゴ大会などが人気を集め、会場は活気に満ち溢れた。

仮設工業団地は、被災した事業者が再建していくための拠点として大きな役割を果たしたが、各事業者の再建が進んだことから令和２年4月に閉鎖。同年12月に解体した。



下余田に整備した名取市復興工業団地







工場できたて生産まつり

［第１節］　地域に根付いた産業の再生と強化

4 世界に通用する品質管理による漁業・水産加工業の集積促進

閖上の水産業は、東日本大震災により漁船や加工施設が流失するなど甚大な被害を受けた。市は、全国的に名高い赤貝漁の早期再開に向け、国や他自治体からの支援を得て、漁船や漁具の調達を後押しした。また、被災した水産加工業の再生を図るため「閖上水産加工団地」を整備し、地域雇用の創出と産業集積を促進した。さらに、食の安全を確保するHACCP（ハサップ）認証の取得支援や、新鮮なろ過海水を供給する取配水施設の整備により、出荷品質のさらなる向上を図った。市は、赤貝のブランド再生に加え、シラス漁など新たな魚種への挑戦も支援。生産から加工、流通までが一体となった水産基盤を確立し、次世代へとつながる持続可能な漁業の振興に取り組んでいる。

1　漁業再開と水産基盤の整備

閖上漁港は、全国屈指の品質を誇る赤貝の産地である。閖上産は、身色が良く、芳醇な赤貝と評判で、東京の高級寿司店など玄人筋の間ではよく知られた存在であった。また、人気漫画で「幻の赤貝」として紹介されたことをきっかけに一般の人にも広く知られるようになった。平成22年の閖上漁港の年間水揚げ量は241.99t 、水揚げ高は１億6,610万円。その半数以上は赤貝や小玉貝などの二枚貝類が占め、特に赤貝は42t、6,544万円と、漁港の経済を支える屋台骨であった。

東日本大震災では、閖上漁港にあった約100隻の漁船や釣り船が津波ですべて流されるなど、計り知れないダメージを受けたが、その後行った資源調査の結果では、平成23年8月に赤貝の生息が確認され、市内の漁業者は中古の漁船を調達し、同年12月に赤貝漁を再開した。再開にあたっては県外の漁業関係者等からも支援がなされ、震災後初めて出漁した船は、北海道白老町のいぶり中央漁業協同組合白老支所から無償で譲り受けたものであった。市も、平成23年度に国が創設した共同利用漁船等復旧支援事業補助金を活用し、新たな漁船や漁具の調達を支援。被災した漁業者が平成23年12月に立ち上げた宮城県南部施設保有漁業協同組合を受け皿に、漁業者が共同で利用する13隻分の漁船や漁具の調達費を補助金で支援することで、事業の再開を後押しした。

市内の漁業と水産業の復興を支援するため、市と独立行政法人中小企業基盤整備機構は、平成24年5月に共同で仮設の荷さばき施設を設置（令和3年3月に宮城県漁業協同組合へ譲与）。平成30年1月には宮城県南部施設保有漁業協同組合が共同利用漁具倉庫を整備した。

食の安全・安心への普及啓発を図るため、名取市水産問題対策協議会（昭和53年3月設立）で研修会を重ね、国際的食品衛生管理方式であるHACCP（ハサップ）認証取得も推進した。また、企業立地促進制度及び復興特区に基づく課税免除の重複適応を可能とし、名取市閖上水産加工団地を整備するなど、水産加工業の集積を促進した。

震災前は31経営体であった漁業経営体は、赤貝漁が本格的に再開された平成25年までに17経営体まで減少したが、赤貝の水揚げ量は平成25年と平成27年に90tを超えるなど一時的な回復が見られた。しかし、その後は漁獲量の減少に加え貝毒が頻発し、長期間の出荷自粛を余儀なくされる事態が相次いだ。

漁業収入が減少するなか、市は赤貝のブランド再生に加え、新たな魚種となるシラス漁やワカメ養殖プロジェクトなど、未来を見据えた漁業従事者の支援にも取り組んだ。



復旧後の閖上漁港

2　閖上水産加工団地の整備

震災前、市の水産加工業は、閖上水産加工業組合に加盟する16社を含め、仲卸や鮮魚販売など約40の事業所が操業していた。その多くは家族経営で、従業員も閖上地区の住民が中心であった。しかし、東日本大震災の津波により、工場建屋や設備、事務所が流失。多くの事業所が廃業を余儀なくされ、その数はおよそ半分の20事業所まで減少した。

水産加工業は、閖上地区を特色づける生業の1つである。また、地域住民の雇用を支えるなど、地域の発展に大きく貢献してきた。こうした背景を踏まえ、市は被災した水産加工業の閖上地区での復興と、賑わいと活力のある復興まちづくりを促進するため新たな水産加工団地の整備に取り組んだ。

整備計画の策定

平成23年度中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（第３次）において、閖上水産加工業組合加盟の10事業者のグループ補助金が採択され、新設や仮設工場整備、既存工場施設修繕に活用された。その後、市は閖上での産業の早期復興を目指すため、平成26年3月に「閖上水産加工団地整備計画」を策定。早期再建希望事業所向けの第1期と、時期未定事業者向けの第2期に分けて水産加工団地の整備を行った。水産加工団地の整備面積（道路含む）は第１期が6社で3.4ha、第2期が3社で1.3haの計4.7haである。

計画の策定にあたっては、事業者への個別ヒアリングや、他市町の先行事例調査なども行いながら整備計画を策定し、再建事業者の意向を反映するよう配慮した。

基盤整備

当初、水産加工団地の基盤整備は、閖上地区防災集団移転促進事業区域内の事業用地を集積するための手法として、敷地整序型の土地区画整理事業により行う計画であった。しかし、区画整理事業の立ち上げまで相当の時間を要することから、漁港背後地の嵩上げを行う国の漁港施設機能強化事業を活用し、平成27年5月に造成工事に着手した。

防災集団移転促進事業による宅地の買取時期やインフラの整備時期等の調整を図りながら造成整地を行ったが、基礎杭などが地中深くに残っていたため、工場建築の着工には遅れが生じた。

進出事業者の公募

進出事業者は、復興交付金の「水産業共同利用施設復興整備事業（水産加工流通復興タイプ）」を活用し、公募により選定した。第1期公募は平成26年度末、第2期は平成27年度末にそれぞれ行った。第1期では、閖上での事業再開を目指す地元事業者のほか、福島第一原発事故や風評被害の影響で早期復旧が困難であった福島県相馬市と浪江町の事業者を含む6社を選定した。第2期では、第1期で早期復旧が難しかった閖上の事業者のほか、他市町での事業再建や拡大を検討していた事業者など3社を選定した。その後平成28年9月までに第1期の6社が操業を開始。平成29年には第2期の3社（7月2社、10月1社）が操業を開始した。

なお、同事業には「被災地等から仕入れ金額の50%以上を安定的に調達すること」という実施要件があったため、輸入原料を主に扱う事業者（かまぼこなどの練製品、カニ缶詰・冷凍カニ製品、輸入冷凍魚を使用する漬魚製品）は交付金を活用することができず、それらの事業者は市内の他の地区で事業の再建を進めることとなった（閖上地区での事業再開を断念し、市外へ転出する事業者もあった）。

従業員宿舎の整備支援

県では、震災により甚大な被害を受けた地域の漁業者や水産加工業者等の生産能力向上のため、県内の漁業者や水産加工業者等が実施する従業員や就業者確保のための宿舎整備を補助金（補助率2分の1、上限2千万円）で支援する「水産業従業員宿舎整備事業」を平成27年度に開始した。市も、これら事業者への支援に向け、当該事業への嵩上げ補助（補助率4分の1、上限1千万円）を行うこととし、事業者の募集を行ったところ、閖上の水産加工団地で操業を開始した事業者のうち2社が募集に応じ、平成30年、閖上の区画整理事業地内に新たな従業員宿舎が整備された。

ろ過海水供給施設の整備

水産加工団地の供用開始に合わせ、市は、復興交付金の効果促進事業を活用し、「閖上水産業共同利用塩水取配水施設整備事業」として、活魚や水産加工に必要なろ過海水供給施設を整備した。平成29年7月に供用を開始したろ過海水供給施設は、閖上漁港の防波堤外の海域から海水を取水し、閖上魚市場や水産加工団地まで新鮮な海水を配水するもので、水揚げされた魚介類の鮮度の保持や活魚用生簀等へ活用。出荷品質の向上など新たな閖上ブランドを形成する重要な役割を果たしている。



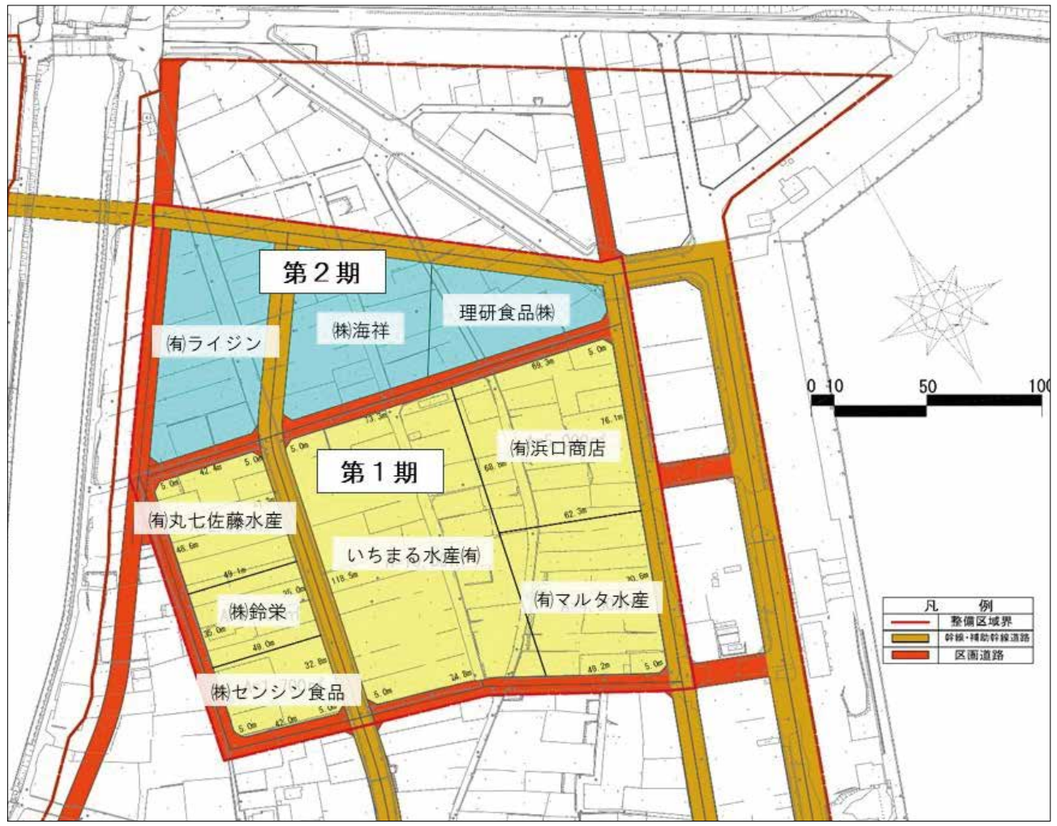
名取市閖上水産加工団地完成記念式典（平成28年5月26日）


閖上水産加工団地



閖上水産加工団地位置図

■閖上水産加工団地配置図



名取市 職員が語る復興の歩み ⑫

誠意をもって接することが事業採択と企業誘致の鍵

農林水産課 課長補佐兼水産業振興係長（当時） 小松 義晴

私が商工水産課水産観光係（当時）に係長として配属された平成23年7月は、震災復興計画を取りまとめている段階で、水産業復興に関する具体的な計画はまだ立てられていませんでした。漁船や施設が壊滅状態となった閖上地区において、漁業再開を希望する人は震災前の半数にも満たず、このままでは名取市の漁業自体が失われてしまうのではと危機感を抱いたことを覚えています。その後、他部署に異動し平成26年4月に水産業振興係に再配属されたのですが、水産業関連の計画は私の異動前からほとんど進展がない状態でした。とにかく事業を前に進めなければならないと思い、上司と復興交付金を活用した水産加工団地整備計画の作成に着手しました。直近の復興交付金申請期限が7月だったため、3カ月弱の短期間で急ぎ計画をまとめ上げました。

水産加工団地を整備するに当たり、名取市内の事業者のほか県外事業者の誘致も行いました。名取市同様に水産業が盛んで東日本大震災で大きな被害を受けた福島県相馬市と浪江町の事業者3社の立地が決まり、第一期計画は6事業者で進められました。閖上地区は復興計画自体が遅れていたため、水産加工団地の整備を開発行為として独自に進めることとなりました。特定の区画だけ先行しての整備計画は非常に難しく、前例もありませんでした。国に提出する申請書も決まった様式がなく、どうすれば国から採択を得られるか、説得力のある資料の作成に試行錯誤しました。水産庁に赴いて事業内容を説明する日の前日は、深夜2時ごろまで資料を作成していたと記憶しています。手探りの中で進めた計画も無事に国の審査を通り、いよいよ整備事業が始まりました。

第一期計画の工事に続き、さらに企業を誘致して第二期計画にも着手しました。水産加工に欠かせない海水を調達するための「ろ過海水供給施設」も整備しました。しかし、防波堤外側の取水口から水産加工団地までの配管距離は2km近くに及び、工事は難航しました。配管距離が長い分、配管詰まりや故障リスクも高くなりメンテナンスが欠かせません。そうした、インフラ整備にも力を入れたことで県外大手企業の進出にも結びつきました。

企業を誘致するため、津波浸水のあった災害危険区域への立地に二の足を踏む企業に足しげく通い丁寧に説明を重ね、われわれの誠意を伝え続けました。1回や2回の顔合わせだけでは企業立地に至らなかったと思います。復興交付金の申請も、出来上がった書類をただ送付するのではなく、上京し水産庁を訪ねて直に説明し、復興にかける市の思いを伝えました。大切なのはコミュニケーションを密に取り、こちら側の誠意や熱意を見せること。時間をかけ手間を惜しまないことが、事業を確実にスピーディーに進める大きな鍵だと思います。

■ろ過海水供給施設全体図（令和8年1月時点）　＊国土地理院の電子地形図を加工





取水口



送水ポンプ室

［第１節］　地域に根付いた産業の再生と強化



5 商工業・中小企業の事業展開への支援

東日本大震災で壊滅的な被害を受けた「ゆりあげ港朝市」は、震災発生からわずか16日後の平成23年3月27日、「イオンモール名取エアリ」（当時）の駐車場で暫定的に営業を再開した。その後、カナダ政府等の支援により「メイプル館」などが建設され、平成25年12月にグランドオープンを果たした。市も駐車場整備等の支援を通じて、復興の先駆けとなる朝市の取り組みを後押しした。

また、市では、閖上で被災した商業者の経営再開を支援するため、商工会と連携し、仮設商業施設の整備にも取り組んだ。施設は事業の「再開」と、離散した住民や顧客との「再会」という2つの願いを込めて「閖上さいかい市場」と命名された。

1　朝市再開への支援

閖上漁港からほど近い広浦湾岸にあって、震災前から本市の観光を牽引してきたゆりあげ港朝市（ゆりあげ港朝市協同組合運営、以下、「朝市」）は津波により壊滅的な被害を受けたが、関係者の熱意により、震災から16日後の平成23年3月27日には内陸部の「イオンモール名取エアリ」（現在の「イオンモール名取」）の西側駐車場で暫定的な営業再開を果たした。当時は、震災の影響で物流が滞り、多くの商店が休業している状況であったが、そのようななかで再開した朝市には、被災した閖上の住民を含め、多くの人々が訪れた。この再開は、震災で散り散りになった住民たちが再び集う機会となり、今後の復旧・復興に向けた希望の光となった。イオンモールの駐車場を利用した朝市の暫定営業は毎週日曜日に行われ、平成25年4月まで続いた。

閖上の現地再建を目指す朝市は、カナダ連邦政府、ブリティッシュ・コロンビア州政府、アルバータ州政府、カナダ林産業界が立ち上げた「カナダ東北復興プロジェクト」の資金援助や、カナダ産木材を取り扱う「カナダウッドグループ」の協力を得て、カナダ産木材を使用した「ゆりあげ港朝市・メイプル館」（490㎡）を平成25年5月に閖上の現在位置でプレオープンするとともに、同じくカナダ産木材による水産棟2棟（284㎡）の一部再開を果たした。朝市は、その後も国の中小企業等グループ施設等復旧整備補助金（グループ補助金）の活用等による施設の整備を進め、平成25年12月1日のグランドオープンを実現、当日は、2万人を超える多くの来場者で賑わった。

朝市の事業用地は、駐車場を含め、震災以前から市有地の借地によるものであり、当該土地の所有者である市においても、閖上地区の復興の先駆けとなる朝市の取り組みを促進するため、復興交付金を活用し、駐車場等の舗装等による支援を行った（平成25年7月完成）。また、朝市の利用面積を拡張し、飲食スペースを追加で確保するとともに、海岸堤防と一体感のある構造とすることで、より潮風を感じることができる環境整備として、朝市と堤防の間にあった幅員5.7mの市道（日和山4号線）を廃止、県が実施する海岸堤防の整備に合わせた盛土・造成工事を行った（県への依頼工事により平成29年完成）。盛土工事は、階段状の施工により3.7mの堤防の高さを感じさせない構造としており、朝市の名物「せり市」でも活用されている。

加えて市は、朝市が開催される毎週日曜日の早朝に周辺が多くの来訪客で混雑する状況を踏まえ、駐車場の追加的な整備にも取り組んだ。これは、防災集団移転促進事業により市が取得した移転元地を駐車場用地として整備したもので、これにより、平成25年に整備した約100台分の駐車スペースに加え、追加で約300台分を確保した。市では、隣接するメモリアル公園に約200台分の駐車場を整備しており、周辺一帯で約600台分の駐車場を確保することで、朝市のみならず、なとり夏まつりなどのさまざまなイベントで活用されている。

現在朝市では、近海でとれた新鮮な魚介類や地元産の野菜・果物などを手に入れることができるほか、購入した魚介類をその場で焼いて食べる「炉端焼き」や無料で参加できる「せり市」などが人気となり、年間の観光客入込数が35万9,500人（令和6年）となるなど、震災前を上回る賑わいを見せている。



人気の「炉端焼き」



「イオンモール名取エアリ」駐車場で暫定再開したゆりあげ港朝市



ゆりあげ港朝市・メイプル館



現地でグランドオープンを果たしたゆりあげ港朝市（平成25年12月1日）

2　閖上さいかい市場

東日本大震災により、名取市沿岸部の閖上地区は壊滅的な被害を受け、地域経済の核であった閖上商店街も失われたが、商売の継続を熱望する店主たちの声に応えるべく、市は、名取市商工会と連携し、復興の足がかりとなる仮設店舗の整備に取り組んだ。この拠点は、単なる仮設施設ではなく、事業の「再開」と、離散した住民や顧客との「再会」という2つの願いを込めて「閖上さいかい市場」と命名された。

閖上さいかい市場の概要

所在地：名取市美田園七丁目1-1
敷地面積：3,345.00㎡
延床面積：1,524.86㎡／1階：1,328.16㎡、2階：196.70㎡（事務所棟のみ2階建て）
開設期間：平成24年2月～令和元年12月
店舗等数：29店舗（最寄品小売店16、飲食店4、サービス店9）
運営主体：閖上さいかい市場振興会（事務局：名取市商工会）

開設までの経緯

閖上さいかい市場の用地確保から開設に至るプロセスは、行政、民間企業、地権者が一体となり、異例のスピードで進行した。

当初、津波被害を受けた沿岸部は建築制限により再建が困難であった。そのため市は、内陸の美田園地区を仮設店舗の候補地に選定した。平成23年6月13日、市は独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」）へ事業エントリーシートを提出し、同月23日には入居者募集を開始した（同月30日締切）。周知は市ホームページや市役所での掲示、商工会からの案内送付によって行われた。入居条件は、賃料を2年間無料とし、水道光熱費や個別契約の使用料のみを入居者負担とするものであった。

同年9月1日には、市と地権者との間で土地貸借契約を締結した。地権者の好意による無償貸借であった。また、店舗面積が1,000㎡を超える際に必要となる「大店立地法」の手続きについても、関係機関との迅速な個別調整により、通常であれば届出から建築着工まで8か月を要する期間を大幅に短縮。10月28日には、建設工事への着工を実現した。

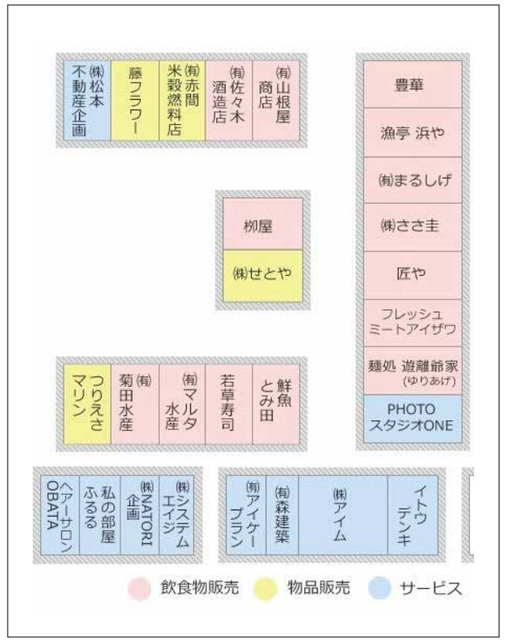
その後、12月8日に入居予定者説明会を実施。12月22日に中小機構から名取市への施設譲渡契約を締結し、翌23日には名取市と入居者との使用貸借契約を締結した※。平成24年1月19日には「閖上さいかい市場振興会」の設立総会が開催され、同年2月4日、閖上さいかい市場はグランドオープンを迎えた。

※平成25年12月31日までの2年間は無償、その後は有償とするもの。

逆境を強みに変えた運営戦略

新興住宅地に位置する閖上さいかい市場は、近隣の大手スーパーとの激しい競争にさらされ、入居した事業者にとっては厳しい経営環境にあった。そうした中、市と閖上さいかい市場振興会は「東日本大震災を経験した事業者であること」を自らの強みに変える発想で対応した。市は語り部組織「閖上震災を伝える会」の立ち上げを支援し、継続的な研修を通じて人材を育成。市場を訪れる団体客へ無料のガイドを提供することで、年間1万人に上る集客を実現し、防災啓発と商業を両立させた独自のモデルを構築した。

また、閖上さいかい市場は単なる商業施設を超え、住まいを失った被災住民の貴重な交流拠点としての役割も担った。名取市商工会の全面的なバックアップ



閖上さいかい市場概要図（平成29年10月現在）


閖上さいかい市場のグランドオープンには多くの人が訪れた（平成24年2月4日）



さまざまな店舗が並ぶ閖上さいかい市場

のもと、地域の食文化である「閖上たこ焼き」を再現したほか、赤貝や笹かまぼこに焦点を当てた各種まつり、盆踊りといった催事を精力的に開催。毎月最終土曜日には「買い得市」として、全店足並みを揃えてお得な商品を販売するなど、集客に工夫を凝らした。こうした取り組みには、地元や東京の大学生など「若者・よそ者」の視点を積極的に取り入れ、商店街の活性化につなげた。運営面では、名取市商工会が事務や会計処理をサポートすることで財務的健全性を確保し、市もインフラ維持や備品購入、駐車場の提供など多角的な支援を継続した。

これらの活動が評価され、平成27年3月、閖上さいかい市場は経済産業省の「がんばる商店街30選」に選出された。令和元年12月31日、閖上地区の土地区画整理事業の進展に伴い、閖上さいかい市場はその歴史的役割を終え閉鎖された。しかし、ここで守り抜かれた商魂と地域文化は、再整備された閖上の地や新たな拠点へと着実に引き継がれている。



閖上さいかい市場ポスター（提供：宮城県）

名取市職員が語る復興の歩み⑬

閖上さいかい市場 ～被災者の皆さんが「再会」できる場であるために～

商工観光課 商工振興・雇用促進係長（当時） 菱沼 弘一

「閖上さいかい市場」は、現地再建を目指す被災事業者を支援するため、事業継続の場として作った名取市の仮設店舗です。被災事業者にとって、本当の意味での復興とは何かを考え、単に場所の提供だけにとどまらず、さまざまな事業に取り組み再建を支援してきました。

その1つとして、震災伝承語り部団体「閖上震災を伝える会」を設立しました。被災地見学として、全国からバスなどで名取市に来て、閖上さいかい市場でお土産などを購入してくださる団体客に対し、語り部がバスに同乗し、閖上の被災地を案内しました。この活動は、被災地を知りたいという団体客のニーズに応えつつ、閖上さいかい市場に入居する被災事業者の収益を生み出し、再建の後押しになったのではと思います。

被災事業者が再建を進めるうえで、段階によって必要となるモノ・コトは異なります。先々まで見据え、それぞれの段階で必要な支援をきめ細かく行うのが、名取市のミッションだと考えました。資金面では、震災前からのローン、仮設店舗におけるローン、そして本設時のローンと実質、三重のローンを抱えることになります。また、本設時には従業員を新たに雇用する必要も出てくるでしょう。国や県の補助金に加え、市独自の補助金制度を創設し、自己負担の軽減を図る。ハローワークと連携し、被災事業者と求職者のマッチングを行うなど、名取市としてできる新たな支援策をタイミングよく打ってきました。こういった支援策の中には、個々の事業者とつながりが強い名取市商工会が取り組みやすいこともあれば、逆に名取市でなければできないこともあります。震災前から名取市商工会との連携が十分に取れていたことも効果的な支援策をタイムリーに打てた一因だと思います。

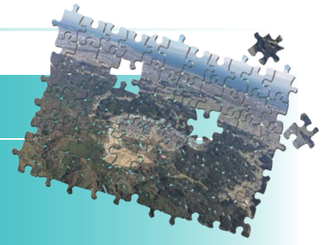
振り返ってみると、従前の業務の枠に固執していては、復興もこれほど進まなかったと思います。本来業務でない部分にどう踏み込んでいくか、何をどうすれば効果的な支援になるか、柔軟に考え対応していくことが、復興を推し進めるポイントだったと思います。



閖上さいかい市場では、各種の集客イベントに精力的に取り組んだ。

［第２節］　時代を先取りする企業誘致と雇用の創出

1 戦略的な企業誘致と産業振興支援



東日本大震災からの迅速な復興を目的に創設された復興特区制度は、本市においても規制緩和や税制優遇等の特例措置を通じて産業再生の大きな原動力となった。令和3年度以降の第2期復興・創生期間においても、本市は対象区域として維持されており、民間投資促進特区や利子補給金事業、建築基準上の用途制限緩和などを戦略的に組み合わせることで、各地区の特性に応じた立地環境の整備を進めてきた。震災後、非居住区域となった閖上東地区では、被災市街地復興土地区画整理事業により一団の土地を確保し、用途地域を工業地域へ変更することで企業誘致の土台を築いた。民間事業者との対話を重視した「課題解決型公募手法」や段階的な募集体制が奏功し、令和7年3月末時点で水産加工業を中心に48社が進出を決定。決定率は8割を超えている。また、仙台空港に隣接する北釜地区では、都市計画マスタープランにおいて「臨空拠点」と位置付け、市街化調整区域でありながら、産業・交流機能を導入できる地区計画を策定した。市単独での用地買収を断行し、分譲エリアの4割以上で立地を決定させている。さらに、愛島台地区では震災後の補助金や特区制度の後押しを受け、第1期分が完売した。これを受け、市が主体となった第2期造成事業を推進し、世界的な製造業を含む11社の進出を確保するなど、着実な成果を収めている。

1　復興特別区域（復興特区）制度の活用

国は、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進と活力ある日本の再生に資することを目的に、平成23年12月に「東日本大震災復興特別区域法（以下、「復興特区法」）」を施行、規制・制度の特例や支援を被災区域限定で実施する復興特別区域制度（以下、「復興特区制度」）を創設した。

復興特区制度は、震災により災害救助法の適用対象となるなど一定の被害が生じた区域（特定被災区域）において、その全部または一部の区域が特定被災区域である地方公共団体が特例を活用するための計画（復興推進計画）を作成し国の認定を受けることで、地域の特性に応じて規制緩和や税制優遇など復興特区法に定める各種の特例措置を受けられる制度である。創設当初においては11道県の222市町村の区域（岩手・宮城・福島の各県においては全市町村の区域）が制度の対象とされた（その後、平成24年2月に5市町村が追加され227市町村となった）。

その後、国の「集中復興期間（平成23年～平成27年）」及び「第1期復興・創生期間（平成28年～令和2年）」の終了と「第2期復興・創生期間（令和3年～令和7年）」の開始に伴い、令和3年度以降、対象区域は3県86市町村に重点化されることになった。福島県の全域と岩手県、宮城県の沿岸市町村は引き続き制度の対象とされ、名取市においても復興特区による特例の適用が維持されることとなった。

市が単独で、または県や他市町村との協働により復興推進計画を策定し、適用された特例は次のとおりである。

（1）税制の特例

○ 民間投資促進特区（ものづくり産業版）（平成24年2月9日計画認定）

①計画策定主体：宮城県と県内34市町村

②特例の内容：復興産業集積区域における税制の特例（復興特区法第37条～40条、43条）

③対象業種：ものづくり産業（製造業）8業種（自動車関連産業、高度電子機械産業、食品関連産業、木材関連産業、医療・健康関連産業、クリーンエネルギー関連産業、航空宇宙関連産業、船舶関連産業）

④成果：本特例により、市は閖上東地区のほか、既にものづくり産業の集積が進んでいた愛島台地区など市内8地区を復興産業集積区域に指定した。これにより、第1期復興・創生期間が終了する令和2年度までに区域内の33事業者が法人税や固定資産税等の優遇措置（5年間）の対象となり、新たな企業立地や設備投資の促進等による復興の推進が図られた。その後、第2期復興・創生期間の開始に伴い、令和3年度以降は対象区域が閖上東地区及び北釜地区に重点化されることになったが、その後も5事業者が制度の対象に追加された（令和7年3月現在）。

※「民間投資促進特区（ものづくり産業版）」は、令和8年3月に計画期間が終了となる予定である。

○ 民間投資促進特区（ＩＴ産業版）（平成24年6月12日計画認定）

①計画策定主体：宮城県と県内17市町村

②特例の内容：復興産業集積区域における税制の特例（復興特区法第37条～40条, 43条）

③対象業種：ＩＴ関連産業7業種（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター・BPOオフィス、データセンター、設計開発関連業、デジタルコンテンツ関連業）

④成果：本特例により、市は美田園地区と愛島台地区の一部となる市内2地区を復興産業集積

■復興特別区域制度の概要

法人税の特別償却または税額控除

機械や装置、建物・構築物などを取得した場合に、特別償却または税額控除を受けることができる。

特別償却	～R7.3.31	R7.4.1～R8.3.31
機械・装置	50%	45%
建物・構築物	25%	23%

選択適用

税額控除	～R7.3.31	R7.4.1～R8.3.31
機械・装置	15%	14%
建物・構築物	8%	7%

※税額控除は、税額の20%が限度。ただし、4年間の繰り越しが可能。

法人税特別控除

被災者雇用者等に対する給与等支給額の税額控除をすることができる。

指定日	～R7.3.31	R7.4.1～R8.3.31
控除率	10%	9%

※指定後5年間、税額の20%が限度。

新規立地促進税制

復興産業集積区域内に新設された法人が、指定後5年間無税になる。

新設法人の「投資等準備金積立額の損金算入（指定後5年間、所得金額を限度）」＋「再投資した場合の即時償却（再投資等準備金残高を限度）」

研究機関開発税制

開発研究用資産を取得した場合に、特別償却及び税額控除を受けることができる。

	～R7.3.31	R7.4.1～R8.3.31
中小企業者等	50%	45%
中小企業者等以外の者	34%	30%

＋ 開発研究用資産の償却費の一部を税額控除

区域に指定した。これにより、第1期復興・創生期間が終了する令和2年度までに区域内の3事業者が法人税や固定資産税等の優遇措置（5年間）の対象となり、新たな企業立地や設備投資の促進等による復興の推進が図られた。

※市内における「民間投資促進特区（IT産業版）」の適用は、令和3年3月に終了した。

○ 民間投資促進特区（農業版）（平成24年9月28日計画認定）

①計画策定主体：宮城県と県内11市町

②特例の内容：復興産業集積区域における税制の特例（復興特区法第37条～40条、43条）

③対象業種：農業及び農業関連業種

④成果：本特例により、市は閖上地区（閖上、高柳、大曲、小塚原、牛野）、下余田地区、下増田地区（下増田、杉ケ袋）及び館腰地区（飯野坂、植松、本郷、堀内）の市内4地区を復興産業集積区域に指定した。これにより、第1期復興・創生期間が終了する令和2年度までに区域内の2事業者が法人税や固定資産税等の優遇措置（5年間）の対象となり、新たな企業立地や設備投資の促進等による復興の推進が図られた。その後、第2期復興・創生期間の開始に伴い、令和3年度以降は対象区域が下増田字台林地区に重点化されることになったが、その後も1事業者（再指定）が制度の対象に追加された（令和7年3月現在）。

※「民間投資促進特区（農業版）」は、令和8年3月に計画期間が終了となる予定である。

○ 復興推進計画（閖上商業サービス関係）（平成30年12月19日計画認定）

①計画策定主体：名取市

②特例の内容：復興産業集積区域における税制の特例（復興特区法第37条～40条、43条）

③対象業種：商業及び医療・福祉等サービス産業8業種（総合スーパー、その他の各種商品小売業（従業者が常時 50人未満のもの）、医薬品・化粧品小売業、ホームセンター、銀行、学習塾、医療業、社会保険・社会福祉・介護事業）

④成果：本特例により、市は閖上地区（被災市街地復興土地区画整理事業区域内の一部）を復興産業集積区域に指定した。これにより、第1期復興・創生期間が終了する令和2年度までに区域内の1事業者が法人税や固定資産税等の優遇措置（5年間）の対象となり、新たな企業立地による復興の推進が図られた（令和7年3月現在）。

（2）規制・手続に関する特例等

○ 復興推進計画（応急仮設建築物活用事業）（平成25年4月12日計画認定）

①計画策定主体：宮城県と県内10市町

②特例の内容：応急仮設建築物の存続期間延長（復興特区法第17条）

③成果：本特例により、市内では、震災後に建築した応急仮設建築3施設の存続期間が延長された。これにより、美田園地区の復興仮設店舗（閖上さいかい市場）は平成23年12月の完成から令和元年10月の施設撤去まで、下余田地区の復興工業団地は平成24年2月の完成から令和2年4月の施設撤去まで、閖上地区の仮設閖上魚市場は平成24年5月の完成から令和2年12月の県漁協への譲渡まで、それぞれ仮設施設としての必要な役割を果たし、震災からの復興を後押しした。

○ 民間投資促進特区（ものづくり産業版）（平成24年2月9日計画認定）

①計画策定主体：宮城県と県内30市町

②特例の内容：工場等の「緑地及び環境施設の合計面積の敷地面積に占める割合」を市町村条例で規定することを可能にするもの（復興特区法第28条）

③成果：本特例は、宮城県内の30市町を対象に適用されたものだが、名取市では、愛島台一丁目及び七丁目、閖上東地区、手倉田字八幡、田高字原、増田字北谷、増田字関下、本郷字焼野、高舘熊野堂字余方上などの産業用地が対象区域とされた。これにより、市内では、10の事業者が特例の対象とされ、被災沿岸部を含む市内産業用地への企業進出の促進が図られた（令和7年3月現在）。

○ 復興推進計画（災害公営住宅関係）（平成25年10月29日計画認定）

①計画策定主体：宮城県と県内35市町村

②特例の内容：公営住宅入居者資格要件に係る特例期間の延長（復興特区法第20条）、譲渡処分要件に係る耐用年数の短縮（復興特区法第21条）

③成果：通常、災害公営住宅への入居資格は災害発生から3年間とされているが、本特例により、当該期間は「災害公営住宅の建設が完了するまで（最大10年）」に延長された。これにより被災者は、平成27年7月（震災発生から4年4か月後）から平成30年12月（震災発生から7年9か月後）にかけて順次完成した市内の災害公営住宅に入居することが可能となった。また本特例により、現に住宅に困窮している者であれば、通常求められる同居親族要件や入居収入基準を満たしていなくても災害公営住宅に入居することが可能となった（以上、第20条関係）。その他、公営住宅法では公営住宅が耐用年限の4分の1の期間を経過した場合、当該住宅を入居者等に譲渡することを可能としているが、本特例により当該期間が6分の1に短縮された（木造住宅（30年）の場合は7.5年から5年に短縮）。なお、令和7年3月時点において、市内では当該特例を適用した事例はない（以上、第21条関係）。

○ 復興推進計画（建築基準法上の用途制限緩和関係）（平成26年11月4日計画認定）

①計画策定主体：名取市

②特例の内容：建築基準法上の用途制限の緩和（復興特区法第15条）

③成果：震災後、災害危険区域に指定された閖上地区の貞山運河東側エリアは、その大部分が都市計画法上の「第一種住居地域」として、建築基準法上、工場等の建築ができないエリアとなっていたが、本特例により、県知事の許可で当該地域内に工場等を建築することが可能となった。これにより市は、貞山運河東側エリアに水産加工団地を整備、平成28年度以降、震災で被災した事業者（9社）が順次操業を開始している。なお、貞山運河東側を含む「閖上東地区」は平成28年12月に用途地域の見直しを行い、その全域を「工業地域」とすることで、多くの工場の立地が進んでいる。

（3）復興支援利子補給金の支給

○ 復興推進計画（利子補給金事業関係）（平成31年2月1日計画認定）

①計画策定主体：名取市

②特例の内容：復興支援利子補給金の支給（復興特区法第44条）

③成果：市は、本特例の適用を受けるため、平成30年12月に名取市、宮城県、日本政策投資銀行及び本特例により復興特区支援貸付事業の融資を受けるポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社を構成員とする「名取市復興推進協議会」を設置、復興推進計画の策定に向けた協議を行った。その後、平成31年2月に国による計画認定を受け、日本政策投資銀行からポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社への融資が実現、併せて国による利子補給が行われた。これらによりポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社は、増田西地区のサッポロビール仙台工場内に新たに「カップ入りスープ」の生産に向けた設備投資を実施、令和元年8月に操業を開始した。

2　企業誘致の促進（閖上東地区）

（1）被災から企業意向調査まで

旧閖上三丁目から七丁目を中心とする閖上東地区は、震災前、閖上漁港や貞山運河の周辺にあり、多くの家屋や漁業関連施設、水産加工場が立ち並んでいたが、巨大津波により建物のほとんどが流失する壊滅的な被害を受けた。

市は、閖上東地区を防災集団移転促進事業の移転促進区域に指定し、「地域産業の再生と新たな産業を誘導するゾーン」として整理、水産加工団地の早期復旧と新たな産業用地の整備を目指した。市は、防災集団移転促進事業で買収した市有地と、買取対象外となった事業用地等の点在する民有地の集約を図るため、復興交付金を活用し土地整序型の「閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業」を実施、新たな企業誘致を行うための一団の土地の確保に取り組んだ。市は、閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり平成29年5月に測量設計に着手、平成30年6月に工事に着手し、盛土造成や区画道路の整備等を実施、令和2年10月に全ての工事が完了した。市は、区画整理事業により集約された市有地を有効に活用し、被災事業者の産業再生の場を創出するとともに、進出企業の誘致を積極的に進め、地域産業と生業の復興を進めていくことを目指した。進出企業の誘致に当たっては、復興特区制度を活用し、土地区画整理事業に先立ち平成28年5月に整備を行っていた第1期水産加工団地に加え※、平成28年8月に区画整理事業の事業認可を取得した閖上東地区のその他のエリアにおいても、造成が完了した用地から順次進出企業の公募を行うこととした。

市は、平成29年2月から3月にかけて、閖上東地区への進出に関する企業の意向を把握し、地域の優位性をアピールするとともに企業誘導策の検討を行うため、第1回目となる事業者へのアンケート調査を行った。アンケート調査は、仙台塩釜港（約15㎞）や仙台空港（約7.5㎞）、仙台東部道路（約2㎞）へのアクセスなど、閖上東地区の交通利便性に着目し、県内外の物流業者や県内の製造業者、福島県内の食品加工業者など合計1,114社を対象に実施した。結果として198社（回収率17.8%）から回答があり、そのうち、工場や物流、倉庫等の用途を想定する企業等9社について進出の可能性ありと見込まれた。

また市では、平成30年8月に第2回目のアンケートを実施した。当該アンケートでは、第1回のアンケート調査とは異なる規模や業種を対象に調査を行った一方、昼間人口を念頭に倉庫業等を対象から除外、さらに1回目のアンケート調査で興味を示した企業を加えることで、920の企業を抽出した。重ねて平成30年10月には、飲食業や介護食品業種など149社を対象に第3回目となるアンケート調査を実施、平成31年2月には、観光交流に資する業種や岩沼市の臨空工業団地、仙台市の卸町工業団地に立地している事業所など283社に対して第4回目となる調査を実施するなど、期間を区切り、幅広い角度から企業誘致の可能性を検討した（市は、平成30年12月の第1回公募により進出企業が決定した後も、企業誘致のさらなる可能性を探るため、令和元年度に県内の建設業を中心に飲食業等も含む998社を対象とする第5回目のアンケート調査を行っている）。

※水産加工団地の整備について、詳細は「第2章 第1節−4. 世界に通用する品質管理による漁業・水産加工業の集積促進（P.140）」を参照

（2）立地企業の募集

市が、企業誘致に向けた具体的な取組を開始した平成29年前後において、閖上地区は、災害公営住宅やインフラの整備が順調に進みつつある一方、企業の進出が十分に見込める状況ではなく、特に、閖上地区の防災性について、各企業の受け止めはさまざまであった。市はこれらの状況を踏まえ、「課題解決型公募手法」により、立地企業の募集を行うこととした。

課題解決型公募手法とは、公募要領の作成前に民間事業者との対話を実施し、不動産市場の動向を適切に把握したうえで、公募に向けた条件整理を行う手法である。閖上東地区は、防災集団移転促進事業の移転促進区域に指定されており、住宅利用はできない。また、周辺にはゆりあげ港朝市などの観光施設や震災メモリアル公園が立地、または立地予定となっており、先行して水産加工団地も整備されていたことから、あらゆる業種の立地には対応しづらい状況にあった。そのため、土地利用に一定の制限を設けつつ、課題解決型公募手法の考え方により、進出に際して必要な支援の内容等、企業との対話を通じて進出条件を事前にすり合わせすることが有効に機能した。

土地区画整理事業と並行して企業誘致を進めることとなった閖上東地区では、造成工事を終え、引き渡しが可能となる土地を順次選定、立地企業の段階的な募集を行うことで、企業のニーズに即応できる体制を整備した。また、公募の結果、落選となった企業も、継続して応募の意思を表明することで、自動的に次回以降の公募に登録できる仕組みも構築した。

また、閖上東地区は、その大部分が都市計画法上の「第一種住居地域」として、建築基準法上、工場等の建築ができないエリアとなっていたが、市は、平成28年12月に閖上東地区の用途地域の見直し実施、その全域を「工業地域」とすることで、土地利用制度上の条件整備を行った。

そのほかにも、市は、復興特区制度等、国・県による支援制度を最大限活用するとともに独自の支援制度を構築、企業誘致の推進に向けたさまざまな条件を整理したうえで、平成30年12月に第1回目となる立地企業の公募を行った（支援制度の内訳や募集条件は次頁のとおり）。第1回の公募では4社から応募があり、最終的に「株式会社宮城マイクロブルワリー」（製造業）及び「株式会社大栄」（卸売業）の2社の進出が決定、平成31年2月18日に市との立地協定式を行った。

市では、その後も区画整理事業の進捗に合わせ、令和4年6月までに全11回の公募を行った。閖上東地区産業用地は交通アクセスが良好であり、仙台近郊にもかかわらず土地貸付料が安価であることなどが徐々に認知されるようになった結果、閖上東地区には合計29の企業が進出を決定、空き区画がわずかとなったことから、令和4年9月に期間と場所を特定しない随時募集に切り替えた。

令和7年3月末時点で、水産加工団地を含む閖上東地区の産業用地には合計で48の企業が進出または進出予定となっており、約20.7haのエリア全体に占める決定率は83.7%となっている。



9社合同の進出企業立地協定式(令和元年12月2日)



閖上東地区の産業用地

■進出企業に向けた支援制度

国・県の支援制度

制　　度	制度の概要
復興特別区域制度（民間投資促進特区）による優遇制度	復興産業集積区域内において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用創出に寄与する新規立地や増設、被災者を雇用する企業について、税制上の特例措置が受けられるもの。
みやぎ企業立地奨励金	宮城県内に工場等を新設または増設した企業に対し、「投下固定資産額」及び「新規雇用者数」に応じて奨励金が交付されるもの。
津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金	原則、県内の沿岸部に所在する事業所において、東日本大震災時に県内に居住しており採用時に失業状態であった者等を雇い入れた場合に補助金が交付されるもの。
地域未来投資促進法による支援措置	地域未来投資促進法に基づく、「宮城県ものづくり基本計画」「宮城県農林水産・食品関連産業基本計画」等について、県の承認を受けた場合、税制優遇等の支援を受けられるもの。
本社機能の移転・拡充への優遇制度	安定した良質な雇用の場の創出を通じ、宮城県への新たな人の流れをつくるため、宮城県内に本社機能を移転・拡充する事業者について、税制上の特例が受けられるもの。

市の支援制度

制　　度	制度の概要
名取市企業立地促進制度	工場・流通事業所・特定事業を対象に、建物・機械、市民雇用、土地購入、水道開発負担金、緑地保全に対して、一部を助成するもの。
名取市情報通信関連企業立地促進制度	市の市街化区域内において、対象業種の事業所に対し、「投下固定資産額」「新規雇用者数」に応じた奨励金を交付するもの。
名取市中小企業融資制度	経営の円滑化や事業拡大等のため事業資金を必要としている中小企業者に対し、事業資金を斡旋し、経営安定・振興発展を支援するもの。

■募集条件（第1回）

賃貸・分譲区画

	区画等（仮換地）	地　　目	地籍 ㎡
1	16 街区 5 画地（現閖上東二丁目 8 番 4）	宅地	約 1,119 ㎡
2	21 街区 2 画地（現閖上東二丁目 12 番 2）	宅地	約 1,200 ㎡
3	24 街区 13 画地（現閖上東三丁目 1 番 2）	宅地	約 2,000 ㎡
4	31 街区 4 画地（現閖上東三丁目 12 番 4）	宅地	約 5,000 ㎡

賃貸・分譲予定価格

賃貸価格	・固定資産税評価額の 3.6%（1 ㎡当たり約 470 円） ・賃貸期間　10 年以上 30 年未満（事業用定期借地権） ・賃料の改訂　3 年ごと（固定資産税の評価替えにより賃料を改訂） ・借地借家法の規定による契約の更新（更新の請求及び土地の使用の継続によるものを含む）、建物の再構築等による借地権の期間の延長及び建物買取請求権の行使は、できないものとする。
分譲価格	不動産鑑定に基づく。ただし、国庫補助金の清算事務が完了するまでは、防災集団移転促進事業で買い取りした価格とする。

募集業種

大分類	対象業種（中分類又は小分類）
製造業	食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
卸売、小売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食良品卸売業、建築材料、鉱物、金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他卸売業、各種商品卸売業、衣服等身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他小売業
生活関連サービス業、娯楽業	マリーナ業、遊漁船業

3　企業誘致の促進（北釜地区）

（1）被災から企業意向調査まで

下増田地区の南東部、仙台空港東側に位置する北釜地区（「北釜」は下増田字屋敷を中心とする集落一帯の通称名である）は、震災以前（平成23年2月末時点）は123世帯396人が住み、「北釜メロン」に代表される園芸農業が盛んな地区であったが、震災による津波で47名の住民が犠牲となるなど大きな被害を受けた。北釜地区は、災害危険区域の指定を受け、防災集団移転促進事業により住民の約7割が現在の美田園北地区へ集団移転した地区である。

市は、防災集団移転により無人となった北釜地区のうち、堤防や嵩上げ道路、防災公園、墓地・神社用地や防風林への転換用地のほか、土地所有者が自ら活用を予定する箇所を除いた約20haについて、新たな土地利用を検討することとした。しかし、北釜地区は、災害危険区域に指定され、かつ、一般に新たな建築物の建築等が制限される市街化調整区域でもある。また、市有地と民有地がモザイク状に混在しており、土地の利活用には多くの課題があった。また、企業誘致を進めるために、海岸に近く低地の土地柄、排水施設（排水路、調整池、ポンプ施設）等のインフラ整備も必要であった。

市は、平成27年10月から11月にかけて、県内外の民間企業60社を対象に北釜地区の活用に関するアンケート調査を行った。北釜地区に対するイメージとしては、仙台空港に隣接し、交通の便が良いという評価が寄せられた反面、津波被害を受け、災害危険区域に指定されていることから、津波に対する防災対策や土地の価格などの条件が定まらないと判断できないとする回答が多く寄せられた。立地希望の有無に関しては、当時、インフラ施設等の復旧の見通しが不透明であったことや、市としての活用方針が定まっていないことを理由に、現状での判断は難しいとする企業がほとんどであった。

■北釜地区産業用地（令和5年4月撮影）



そのようななか、市は、アンケート調査で北釜地区の土地利用に興味を示した民間企業12社を対象に、平成28年1月から3月にかけてヒアリングによる追跡調査を実施した。ヒアリングでは、仙台空港に近接しアクセスも良いことから多くの企業が一定の興味を持っているものの「市の明確な土地利用方針が見えない限り、積極的には動けない」とする考えが多く示された。北釜地区が第2次防御ラインより海側に位置し、レベルⅡの津波※が来た際には浸水するエリアであることも懸念事項とされた。また、北釜地区で事業を行うのであれば、インフラ（道路・電気・ガス・上下水道・通信設備等）が整っていることが最低条件であることに加え、隣接する仙台空港の運営に関する今後の動向を重視する意見もあった。

また、市は平成28年3月には、北釜地区の地権者を対象に、今後の土地利用等に関するアンケート調査を実施した。回答内容を見ると、地権者の多くが防災集団移転促進事業で市が買い取った土地以外に未活用の土地を抱えており、回答者の7割近くが売却や貸し出しを希望している状況であった。全体を通し、北釜地区で既に活用を開始し、または活用予定の土地を除き、地権者自らが今後何らかの土地活用を行う可能性はほぼ無いものと推察された。

※1,000年以上に1回程度の発生頻度で、最大クラスの地震による津波

（2）都市計画マスタープランの策定から産業・交流拠点の整備まで

市は、民間企業や地権者へのアンケート調査の結果等を踏まえ、北釜地区に新たな産業・交流拠点を整備することを目指した。始めに取り組んだのが、都市計画マスタープランにおける位置付けの整理である。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本方針」として市の将来像の実現に向けた都市計画の方針を明らかにするもので、個別の都市計画や事業の基礎となるものである。市は、当時作業を進めていた次期マスタープランの策定に当たり、被災した北釜地区を「臨空拠点」に位置付けることで、産業の誘導と交流の拡大を目指していく方向を示した（新たなマスタープランは、平成30年11月にパブリックコメントや市議会への説明を行い、同年12月に告示した）。その後、令和3年3月には北釜地区の約28.5haを対象に、都市計画法第12条の4に基づく「北釜地区計画」を策定、防災公園など周辺景観と調和した良好な地区環境の形成を図る「公共公益施設地区」（約5.2ha）に加え、生産・物流・業務・商業・宿泊・空港関連機能等、産業振興と賑わい、交流の創出と良好な地区環境の形成を図る「臨空拠点地区」（約23.3ha）の位置づけを行った。また、有事の際は、一時避難場所となる高台「避難丘」を備えた北釜防災公園を活用する方向性を改めて整理した。これらにより、市街化調整区域である北釜地区で、企業誘致等を推進する制度的な体制を整えることができた。

マスタープランや地区計画の策定と並行し取り組んだのが用地の確保である。北釜地区では、防災集団移転促進事業による住宅用地の買い取りが進められてきたが、農地や事業用地等、買い取りの対象とならない民有地がモザイク状に点在している状況にあった。そこで、市は、国の復興事業によらず、これらの民有地を市が単独で買い上げることで、企業誘致を行うための一団の土地の確保に取り組んだ。対象となる土地は区域全体で65筆（約7.0ha）、買い取りに要した費用は合計で約6億2,000万円に上る規模となったが、市は、土地開発基金の活用により必要な予算を確保、令和4年4月までにほぼ全ての土地を取得することができた。これらの取組により、市が確保した分譲可能な事業用地は、防災集団移転促進事業で取得した用地を含め、最終的に約17.6haとなった。造成及び雨水排水施設（水路・調整池・排水ポンプ場）など関連公共施設には、復興交付金を活用し、企業の進出が見込まれる用地の整備を行った。

市は、令和2年8月に北釜地区への進出事業者の募集を開始した。先行エリアとして北東街区4.8haの募集を行ったところ、年内には当該地区で初の進出事業者となる仙建工業株式会社が総合研修施設の進出を表明、12月に市と立地協定を締結し、令和7年4月に施設が開所した。その後も、令和5年8月にニッポンレンタカー東北株式会社と立地協定を決定し、令和7年3月に仙台空港営業所を開業している。市では、新たな企業立地に向けた活動を続けており、令和7年3月時点で、北釜地区の分譲エリアの43％に当たる約7.5haへの企業立地が決定済みとなっている。



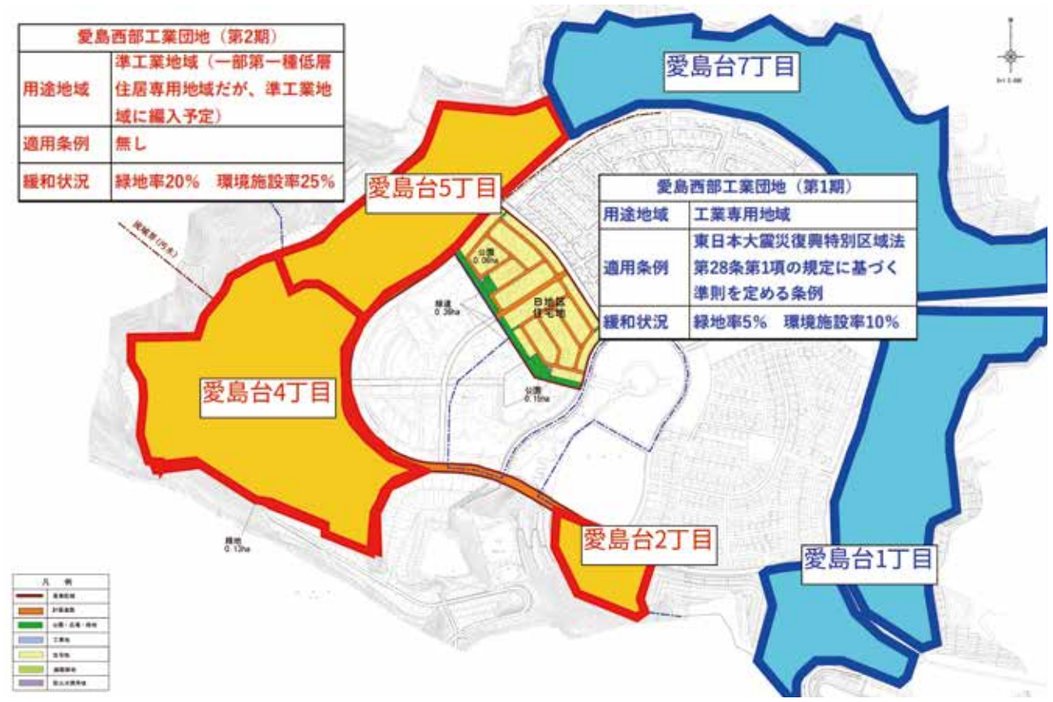
仙建総合研修センター竣工式（令和7年2月26日）

4　企業誘致の促進（愛島台地区）

名取市の南西部に位置する愛島台地区は、計画人口7,490人の住宅用地に加え、産業用地や商業用地を備えたおよそ208haの複合開発地として、平成4年から民間事業者による開発が行われた地区である。しかし、区域内の住宅地については、景気後退等の影響により分譲が進まず、平成17年3月には開発が休止された。造成済の区域は、引き続き開発業者が販売を行うこととされたが、粗造成が完了した約77haについては以降の開発が断念され、名取市に譲与されることとなった。

市は、平成11年3月に「名取市企業立地促進条例」を制定し、企業立地奨励金や雇用奨励金、用地取得助成金、水道開発負担金助成金、緑地保

■愛島西部工業団地 土地利用計画図



全助成金など独自の企業立地促進制度により愛島台地区の産業用地（第1期分）を含む市内各地への企業誘致を進めてきた。愛島台地区は、豊かな自然環境のなか、仙台空港や東北自動車道へのアクセスにも恵まれ、また「強固な地盤で災害にも強い」という高いポテンシャルを有する場所であったが、震災前は、長引く景気の低迷により企業の集積が思うように進まない状況が続いていた。

しかしながら震災後は状況が一変、新たに創設された「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」や「復興特区制度」の後押しもあり、企業の進出が加速した。市は、平成24年4月に企業立地促進制度の見直しにより、雇用奨励金、用地取得助成金及び水道開発負担金の対象業種の拡大や雇用助成金の支援期間の延長等を行っており、これらの取組も企業の立地につながった。愛島台地区の産業用地（第1期分）は平成28年1月に完売し、令和7年3月末時点においては、31の企業が操業している。

第1期分の産業用地が完売の見通しとなるなか、市は、愛島台地区のうち未開発の市有地について、開発に意欲のある事業者を募集するため、平成27年11月に「名取市愛島台の土地活用に係る事業提案募集」を実施した。当初は募集に応じる事業者はいなかったが、平成30年12月に改めて募集を行ったところ、1社から応募があり、事業者からの提案により、市が開発主体となって住宅用地や産業用地の造成（第2期分）に取り組むこととした。

市は、新たな造成事業の実施に向け、令和2年度新年度予算に「宅地造成事業特別会計」を設置、基本計画の策定や測量にかかる費用を盛り込んだ。財源は、将来の土地売払い収入を見込み、土地開発基金からの借入金で賄う計画とした。市は、令和4年7月に県の開発許可を受け、造成工事に着手するとともに、積極的な企業誘致活動を展開した。

その後、第2期造成エリアには、自動車ライト業界で世界トップシェアを誇る株式会社小糸製作所など複数の企業が続々と進出を決定しており、令和7年3月時点で10社が進出を決定、愛島台地区（第2期造成分）の分譲エリア全体の約6割に当たる約13haが決定済みとなっている。



愛島西部工業団地

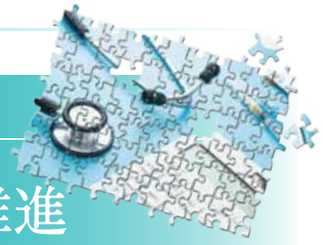


株式会社小糸製作所の新工場建設に関する協定調印式（令和5年12月22日）



造成工事が進められる愛島西部工業団地（令和6年7月撮影）

［第２節］　時代を先取りする企業誘致と雇用の創出



2　地域産業イノベーションの推進

市は震災復興にあたり、超高齢化社会や新たな需要を見据え、地場産業の再生と「統合医療」を核とした医療拠点の形成、さらに学術連携による新商品開発を目指す復興計画を策定した。しかし「統合医療センター」や「がんの陽子線治療施設」の誘致がいずれも実現には至らなかったため、平成29年３月の復興計画見直しに合わせ、これら施設の誘致の検討を終了。食と健康に関する新商品開発に向けた試みも白紙となった。

地域産業イノベーションの推進

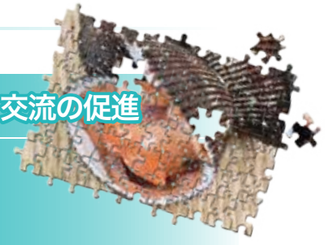
市は、復興計画の策定に当たり、被災した農業や漁業、水産加工業等の地域産業の再生を図りつつ、新たな価値の創造に取り組んでいくことを目指した。これは、今後見込まれる超高齢化社会の到来を見据え、食と健康に関する新たな需要に対応しようとするものであり、これまで培われてきた水産加工技術や農業技術を生かしながら、学術機関等との連携のもとで新たな商品開発等につなげようとする試みであった。

地域産業のイノベーション推進に向けイメージしていたのは、国が平成22年にプロジェクトチームを立ち上げるなど、当時脚光を浴びつつあった「統合医療」との連携であった。統合医療は、厚生労働省の「「統合医療」のあり方に関する検討会」（平成24年3月～平成25年2月）において「近代西洋医学を前提として、これに相補・代替療法や伝統医学等を組み合わせて更にＱＯＬ（Quality of Life）を向上させる医療であり、医師主導で行うものであって、場合により多職種が協働して行うもの」とされている。

市も、震災からの復興に向け「統合医療センター」や「がんの陽子線治療施設」を核とした医療・保健施設を誘致し、がん患者等が豊かな食と自然に囲まれ、快適に治療を受けることができる新たな拠点の形成に向けた検討を行っていた。

しかしながら「統合医療センター」及び「がんの陽子線治療施設」の誘致はいずれも実現には至らず、市は、平成29年3月の震災復興計画の見直しに併せこれら施設の誘致に向けた検討を終了、食と健康に関する新商品開発に向けた取り組みも立ち消えとなった。

［第３節］　なとりらしい風土を感じるブランドの確立と観光・交流の促進



1　全国をターゲットにした地域ブランドと観光の充実

震災前から高いブランド力を誇り、高級食材として取り引きされていた「閖上赤貝」。東日本大震災前後には環境変化や漁獲減少による危機に直面し、市は産学官連携の再生プロジェクトを立ち上げた。

また、新たな活路として漁業者から注目された「北限のしらす」は、徹底した自主規制とブランディングにより、今や赤貝と並ぶ市の新しい特産品へと成長した。

伝統的な赤貝の再生と、シラスに代表される新産業の確立。閖上の水産業は、次世代の力によって進化の時を迎えている。

1　閖上赤貝のブランド再生

閖上漁港で水揚げされる赤貝は、築地市場（当時）において日本一の高値で取引されるなど長い間高いブランド力を誇っていた。しかし、近年は、出荷時の品質基準の未整備や漁獲量の減少、輸入品の増加などを背景にブランド力低迷の危機に陥っていた。そこで市は、味、香り、身色の鮮やかさ等で高い評価を得てきた閖上赤貝のブランド力を再生し、赤貝漁業を持続可能な形で継続するため、閖上赤貝組合、宮城大学、名取市水産問題対策協議会などの産学官が一体となった赤貝ブランド再生プロジェクトを平成22年に立ち上げた。こうした状況の中、平成23年に東日本大震災が発生した。地震や津波による海洋環境の変化や、温暖化などの気候変動は、赤貝の品質にも影響を及ぼした。



閖上赤貝
パンフレット

赤貝ブランド再生プロジェクトでは築地市場（現豊洲市場）などで問題点を把握するためのマーケット調査を実施し、成分分析などの科学的知見も加味し、ブランド再生に向けた対策を考案。漁業者を中心に勉強会を実施し、意識の統一・向上を図っていった。同プロジェクトでは、これまで、漁師が見た目で決めていた貝の等級を、重量分別機（果物の集荷で導入されていた重量分別機を宮城大学が耐海水使用に改良した）を導入し品質規格を統一。生産量（資源量）の安定化を図るため、マンガンという漁具の歯間を従来の１寸３分（3.12㎝）から１寸４分（3.15㎝）に改良した。禁漁区域や操業時間等を定めたルールも策定し、ほかの産地の赤貝との差別化を図るため閖上赤貝ステッカーを添付するなど、流通形態の改善も行った。また、「農林水産業みらい基金」を活用し、近赤外線センサーや画像解析により、貝を開けずに身色等を判別するシステムを構築。身色が悪いと判定された赤貝は海に戻して品質の回復を図る取り組みを行っている。併せて、県の協力を得ながら赤貝漁師自ら種苗の生産・放流を実施する新たな育苗生産システムの確立にも取り組んでいる。


閖上赤貝の水揚げ


マンガン（漁具）を使った閖上赤貝の大きさ選別作業


閖上赤貝の重量分別作業

2　「北限のしらす」の誕生

震災後、一時的に増加した赤貝の漁獲量であるが、その後減少に転じ、また、貝毒が度々検出されるなど、安定的な漁獲と出荷が困難な状況が続いた。漁業経営の先行きが不透明となるなか、赤貝以外の新たな活路として注目されたのが、当時、漁の北限が福島県相馬市とされていたシラス（カタクチイワシの稚魚）であった。

震災の被災者支援事業を通じて静岡県でシラス漁と加工技術を学んだ有限会社マルタ水産（現有限会社MARUTA）が中心となり、閖上でのシラス漁実現に向けた取り組みが始まった。県への漁業許可を求める要望活動を展開する一方で、先進地の視察や専門家の指導を受けながら、他県産シラスの分析や市場調査、漁具・漁船の準備などを進めていった。

平成28年11月に県から漁業許可を受け試験操業を開始。翌29年から本格的にシラス漁がスタートした。漁期は7月から11月までとし、持続可能な漁業を目指し、1日の漁獲量を約6tとする自主規制も導入した。

新たな特産品として売り出すため、ブランディングにも力を注いだ。黒潮に乗って北上し、脂が乗って身が締まったイメージを連想させる“北”をキーワードに「北限のしらす※」と命名。閖上の地名とセットで販売することで、地域のアイデンティティを前面に打ち出した。平成29年からは閖上水産加工業組合が主催となって開催している「閖上しらす祭」が、地域に活気をもたらすイベントとして定着した。新鮮な生シラス、ふっくらした食感の釜揚げシラス、甘味と旨みが凝縮された天日干しシラス・ちりめんなど、「北限のしらす」は、閖上赤貝と並ぶ特産品の一つとなった。

※「北限のしらす」は有限会社マルタ水産（現有限会社MARUTA）の登録商標（平成29年）。

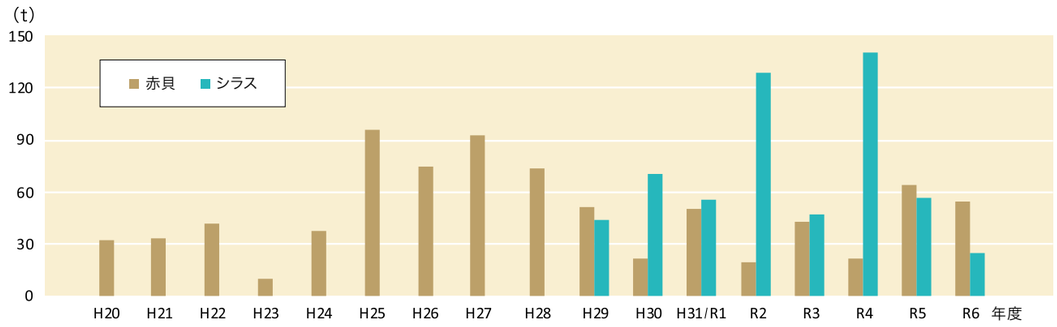


釜揚げシラスに加工される「北限のしらす」



水揚げされた「北限のしらす」

■閖上漁港における赤貝・シラスの漁獲量の推移



3　閖上わかめ養殖プロジェクト

シラス漁に続く新たな水産資源の可能性を探るため、名取市水産問題対策協議会と県漁協仙南支所（閖上）が実施主体となる、「閖上わかめ養殖プロジェクト」が平成30年度に立ち上げられた。同プロジェクトでは、市水産問題対策協議会委員である理研食品株式会社「ゆりあげファクトリー」（平成29年に閖上水産加工団地に開設）で生産された種苗を使用したワカメ養殖の試験操業を平成30年11月に開始、閖上沖に養殖施設を設置して早生系（わせ）や晩生系（おくて）など5種類の種苗の養殖試験が行われ、潮流の速い閖上沖で良質なワカメが生産できる可能性が確認された。

令和元年度は養殖施設を２台から９台に増設。その後も、市の支援を受けながら試験的な取組を続けたが、収益性の面から継続が困難であるとの判断がされ、令和3年度を最後にプロジェクトは終了した。

4　「yuriage suns」の発足

東日本大震災の津波で壊滅的な被害を受けた閖上地区の水産業。その復興を若い世代の力で加速させようと、閖上水産加工業組合加盟業者の10代から40代の若手後継者らが集う「yuriage suns（ゆりあげさんず）」が平成30年6月に発足した。

yuriage sunsは、「これからの閖上で明るく楽しく、時には熱く活動する」という方針を掲げ、企業間連携による販売促進、新商品開発、マーケティング、研究会の開催など、多岐にわたる活動を展開している。

発足後、初めての試みとして企画運営に携わった平成30年9月開催の第2回「閖上しらす祭」では、約6,000人もの来場者を集め、その存在感を示した。また、平成31年4月から市役所で開催している「いろどり なとり 産直マーケット」の運営も手掛けるなど、精力的な活動を続けている。令和元年には、復興庁の「チーム化による水産加工業等再生モデル事業」に選ばれたプロジェクトの一環として、市のふるさと納税返礼品として、加盟各社の看板商品を集めた詰め合わせセットを開発。地域の活性化にも貢献するなど、閖上水産業の未来を明るく照らす存在として、yuriage suns の活躍に期待が寄せられている。



閖上わかめの生育調査



yuriage suns

名取市 職員が語る復興の歩み⑭

赤貝やシラスのブランド化で閖上の水産業を復興

―― 農林水産課 水産業振興係長（当時） 阿部 のぞみ

商工水産課や税務課、農林水産課、商工観光課など、東日本大震災前後はさまざまな部署を経験しましたが、どの業務も困っている人を助けるという点では共通しています。震災直後の夜は、市役所駐車場に車で避難してきた方々へ食品を配布しました。翌日からは遺体安置所から届く検案書から死亡者リストを作成し、市役所ロビーや避難所などに少しでも早く掲示することが最初の仕事になりました。

数日経って漁師さんや水産加工業の社長さんたちが市役所に来るようになり、そこからは水産業務も再開しました。漁業者の皆さんにはまず閖上漁港から流失した漁船の状況を調べて地図上に落とす作業をお願いしました。震災前に100艘ほどあった漁船やプレジャーボートは広範囲に流され、ほとんどが使えない状態になっていました。

震災2年前に初めて水産業務の担当となったとき、市役所内には水産関係に詳しい職員が全くおらず、現場の話を聞こうと閖上漁協（宮城県漁業協同組合閖上支所）や水産加工業者のもとを1軒ずつ訪ね歩いた経験があります。そこで漁協職員や漁師さん、事業主さんたちと世間話をしながら教えを乞ううちに、新しい人的ネットワークが生まれ、震災時に津波で打撃を受けた皆さんの顔が浮かびました。

漁師さんたちは自宅や漁船の再建という問題のほか、漁獲のメインを占める赤貝がこれからも獲れるのかという不安を抱いていました。閖上赤貝は築地市場（当時）で高値が付き、香りや色、味が日本一と評され、東京銀座の高級寿司店のネタになるほかグルメ漫画で取り上げられるなど広く知られる存在です。

震災が起きたのは、その高評価の理由を探る西川正純宮城大学教授（当時）の最初の調査分析結果が明らかになった3月1日の報告会の直後でした。震災後の夏、漁場生息調査で赤貝が生息していることをみんなで確認したときの漁師さんたちの笑顔は忘れられません。

その後、漁師さんたちは漁船の建造に取り掛かり、全員の船ができあがるまでには2年ほどかかりましたが、西川教授や研究室の学生さんたちと共に「閖上赤貝」のブランディングに取り組みました。その結果、基準以下の貝は海へ再放流するという持続可能な資源循環を重視しつつ、鮮度と品質を保っての出荷を行うようになりました。出荷時に添える「閖上赤貝」のステッカーは、それまで経験と感覚だけに頼ってきた漁師さんたちが、評価の科学的根拠を知ることで自らの生業に誇りと責任を持った象徴でもあります。

一方で、新規魚種への取り組みは「北限のしらす」というブランド化に発展しています。平成29年赤貝漁が禁漁期間となる夏場の収入源として仙南4地区の漁業者が県からシラス漁の許可を受けて始めたものです。それまでは福島県沖がシラス漁許可の北限でしたが、小魚加工を行う水産加工業者が閖上水産加工団地に集積したことで、閖上でシラス漁と商品化に着手しました。漁港の目の前の工場で加工する鮮度が良い良質なシラスですが、国内では後発なので、販売を促進する仕掛けが必要でした。そこで、「北限のしらす」というインパクトのあるネーミングを提案し、閖上の地名とワンセットでセールスを展開しています。ちなみに「北限のしらす」は商標登録されています。

閖上漁港の水揚高は市全体の第1次産業生産額のわずかしかありません。しかし、赤貝やシラスのほかにも笹かまぼこやさまざまな水産加工品など、高付加価値の製品を生み出しています。漁業者も加工業者も後継者がいることが閖上の強みだと思います。

市職員の役割は、自らの生活を掛けたスペシャリストである漁師さんや加工業者さんの仕事を深く理解し、寄り添いながらお手伝いすることであり、それが産業発展の鍵を握ります。今もさまざまなご相談を受け、その都度興味が深まって勉強させていただいています。それもかつて一軒一軒歩いて築いた人と人のつながりという財産があってこそと感じています。

■閖上しらす祭（第3回 令和元年9月14日撮影）











■いろどりなとり産直マーケット（令和2年6月17日撮影）









［第３節］　なとりらしい風土を感じるブランドの確立と観光・交流の促進

2 被災した地域資源の再生

震災は、地域の歴史や文化においても大きな影響を及ぼした。そこで市は、地域資源の再生に資する取組を官学連携により進めた。明治大学や尚絅学院大学とは、「名取・旅おこし講」として、閖上地区にあった「幻のたこ焼き」の復活に向けたイベントを実施したほか、「新閖上風土記」の作成に取り組んだ。また、宮城学院女子大学とは、「閖上の食と暮らし復興支援プロジェクト」を通じて、閖上地区の食文化等の継承に取り組んだ。

1　名取・旅おこし講（明治大学・尚絅学院大学）

「名取・旅おこし講」は、名取市に「閖上」というまちとそこに暮らしてきた人々の固い結束による共同体が今もここにあるということを伝えながら、閖上の文化を後世に伝え、守っていくことを目指して設立された団体であり、平成24年4月に明治大学商学部（東京都千代田区神田駿河台）と尚絅学院大学現代社会学科（名取市ゆりが丘）の教員や有志によって結成された。活動は両大学の学生が中心となって企画、運営され、閖上の人々に愛された「幻のたこやき」（店主の晩年、営業が不定期でなかなか買えなかったことから、こう呼ぶ人もいた）の復活や閖上を堪能するモニターツアー「なとりっぷ」の実施など、被災した地域資源の再生に向けたさまざまな取り組みが行われた。

「幻のたこやき」復活の企画は「名取・旅おこし講」のキックオフイベントとして、平成24年8月26日に「閖上さいかい市場」で行われた。これは、昭和40年代から閖上の住民に親しまれてきた串刺しスタイルの「幻のたこやき」の復活を図るべく、住民の記憶を頼りに秘伝とされていたソースの味（店主の橋浦きよさんは震災で亡くなった）の再現に取り組んだもので、閖上にゆかりのある複数の事業者や市民が調合した再現ソースの中で最も「幻のたこ焼き」に近いものを、参加者の投票で決定するという試みであった。「閖上たこ焼き」の呼び名は、このイベントで命名され、その後認知が広まる契機となった。イベントのブース脇には、閖上の「思い出教えてコーナー」を設置、震災前の閖上を知る参加者が思い思いにしたためた懐かしい店やエピソードは「名取・旅おこし講」のその後の活動のヒントとなった。平成25年8月には、これも閖上のソウルフードの一つである「どんどん焼き」を閖上の住民なら誰もが知る「金魚屋」（旧閖上四丁目）の店主夫妻を招いて愛島東部仮設住宅で振舞った。

閖上地区外の一般向けのツアー「なとりっぷ」は平成25年3月から平成28年2月まで計6回にわたり実施された（第1～第2回は「きずなトリップ」、第3回以降は「ユリアゲなとりっぷ」として開催）。その中では、応急仮設住宅での被災者との交流に加え、地域の郷土料理である「おくずかけ」や「閖上大漁唄込み踊」、かつて閖上で親しまれていた「ろくもんす（ベースを3つ置いた三角ベースのような遊び）」など閖上ならではのコンテンツがふんだんに盛り込まれた。特に、第2回以降は、取り組みに賛同する旅行代理店とのコラボ企画とし、首都圏や遠くは名古屋から、多くの方が閖上の地を訪れた。

「名取・旅おこし講」は、「新閖上風土記」の作成にも取り組んだ。これは、学生が、閖上の魅力を後世に残すために、地元住民へのインタビューを重ね、その内容をまとめたものであり、閖上に昔から伝わるものだけではなく、震災以降につくられたものや、地域のお祭り、子どもたちによる地区ならではの遊びなども紹介されている。なお、「新」とつくのは、既に昭和52年に閖上郷土史研究会の岡崎一郎氏によって編さんされた「閖上風土記」が存在したためである。県内有数の港町として栄え、独自の文化を持つ閖上の歴史や生活などが全11章にわたって綴られている。

市では、明治大学及び尚絅学院大学による「名取・旅おこし講」に対し、地域資源の見つめ直しによる被災地域の魅力向上やコミュニティの再生に資する有効な取組として、平成24年度から平成26年度の3年間、復興交付金による運営支援を行った。

（ユリアゲなとりっぷ実施内容）

第1回　平成25年3月24日
「帰りたくなる場所」
閖上スカベンジ（ごみ拾い）、さいかい市場
特製弁当、凧づくり、閖上night

第2回　平成26年3月22～23日
「きずなトリップ2014」
ろくもんすほか

第3回　平成26年11月8～9日
閖上の記憶、朝市に特設ブース、美田園第一仮設で昼食（おくずかけ）、閖上大漁唄込み踊

第4回　平成27年2月21～22日
「閖上の魅力食べおこし」
閖上赤貝

第5回　平成27年9月26日
「なちゃりっぷ　～自転車で巡る閖上～」
自転車に乗って閖上地区の現地視察、美田園第一仮設で昼食（郷土料理・おくずかけ）

第6回　平成28年2月13～14日
「閖上スキルを身につけよう」
閖上語り部ツアー、美田園第一仮設住宅でキャンドルづくり、ゆりあげかもめワークショップ、ろくもんす大会、閖上スキルテスト



盆火であぶるまんじゅう焼き



「ユリアゲなとりっぷ」のイベントの様子

2　閖上の食と暮らし復興支援プロジェクト（宮城学院女子大学）

宮城学院女子大学（仙台市青葉区桜ケ丘）では、震災後、主に美田園第一仮設における被災者支援の傍ら、閖上の歴史や文化に関する情報発信を行ってきたが、平成27年に「大塚商会ハートフル基金」の復興応援プロジェクトによる助成を受け、食を通じたコミュニティの再生や閖上の食文化の継承に取り組んだ。プロジェクトの名称は「閖上の食と暮らし復興支援プロジェクト」。住民が仮設住宅などで分散して暮らし、復興の長期化で閖上の食文化の存続が危ぶまれるなか、管理栄養士養成課程の3、4年生22名が震災前の閖上地区の日常食や行事食について聞き取りを行い、閖上のソウルフードである「どんどん焼き」をテーマとする料理イベントなどを開催、地域のつながり再生の手助けを行った。また、閖上の食の伝統や文化を次世代に継承していくことを目指し、『みんなで学ぶ閖上の歴史と文化』『閖上 食と暮らし 東日本大震災を超えて遺したいもの』の冊子制作に取り組んだ。これらの冊子は平成30年4月に開校予定となっていた閖上小中学校の「閖上学」での活用を図るべく、市教育委員会に寄贈された。

宮城学院女子大学では、平成28年にも同基金の助成を受け、新たなプロジェクトとなる「閖上お茶の間プロジェクト」に取り組んだ。これは、美田園第一団地集会所を「美田一カフェ まざらいん」と銘打ち、住民のリクエストにも応えながら「さくら餅」や「はらこ飯」「イワシのつみれ汁」など、学生たちが作った料理を仮設住宅の集会所で一緒に食べることを企画したもので、平成28年4月から12月までの間に集会所を計7回訪問し、被災者との交流を行った。

宮城学院女子大学によるこれら取り組みの実績を受け、名取市と宮城学院女子大学は、平成29年4月に「宮城学院女子大学と名取市との連携協力に関する協定書」の締結を行った。



宮城学院女子大学と名取市との連携協力に関する協定書調印式



「美田一カフェ まざらいん」での被災者との交流の様子（提供：宮城学院女子大学）





宮城学院女子大学が制作した『みんなで学ぶ閖上の歴史と文化』と『閖上食と暮らし 東日本大震災を超えて遺したいもの』

［第３節］　なとりらしい風土を感じるブランドの確立と観光・交流の促進



3 自然や歴史遺産等を生かした観光･交流の促進

東日本大震災からの復興に向け、市は閖上地区を中心とした沿岸地域の活性化に注力した。閖上地区かわまちづくり事業では、国と連携して堤防側帯や多目的広場などを整備し、水辺と共生する賑わいの場を創出した。その象徴として商業施設「かわまちてらす閖上」の開業を支援したほか、貞山運河を活用した舟運事業にも取り組んだ。また、名取市サイクルスポーツセンターを再建し、スポーツや宿泊の拠点として多くの集客を実現。さらに、貞山運河の護岸整備や一般社団法人名取市観光物産協会による「なとり復興桜プロジェクト」において桜並木の育成を促進した。加えて、全長1,000㎞を超える「みちのく潮風トレイル」の統括本部となる「名取トレイルセンター」を誘致、環境省やNPO団体と連携し、ハイカーと地域住民の交流拠点の整備に取り組んだ。これらの取り組みにより、名取市の観光客入込数は大幅に増加、交流人口の拡大につながった。

1　閖上地区かわまちづくり事業

名取川河口部に位置する閖上地区は、古くから海や川の恵みを受け、港町として栄えてきた。また、近年は「ゆりあげ港朝市」「ゆりあげビーチ」「なとり夏まつり」など、近隣市町からも多くの人々が訪れる交流の場として、水辺と共生するまちのイメージを形成してきた。市は、東日本大震災で甚大な被害を受けた閖上地区において、安全・安心で賑わいのある憩いの場となる空間づくりを目指し、「閖上地区かわまちづくり事業」に取り組んだ。

事業の概要

国土交通省は、河川から水源地まで様々な姿を見せる「かわ」とそれに繋がる「まち」の活性化を図るため、平成21年度に「かわまちづくり支援制度」を創設、「かわ」が有する地域特有の魅力を生かし、官民連携で水辺空間の質の向上を目指す「かわまちづくり」の推進に取り組んでいる。

閖上地区かわまちづくり事業では、国土交通省により堤防側帯や管理用道路、船着き場、多目的広場、階段護岸、親水広場等の整備が行われた一方、市において、堤防側帯※上で商業施設を運営する「株式会社かわまちてらす閖上」の設立支援や散策路の造成等に取り組んだ。

また、国土交通省では、かわまちづくり事業の実施に合わせ、水防活動を行ううえで必要な緊急用資材を備蓄し、緊急輸送用のヘリポートや土のうづくり等の作業スペースを備えた河川防災ステーションを堤防の背後地に整備、これに伴い、市では、河川防災ステーションの水防センターとしての機能を担う「震災復興伝承館」の整備に取り組んだ。

※堤防側帯：堤防内側（堤内地側）の土砂を積み上げた部分

事業の経緯

平成26年5月、市は、河川防災ステーションの誘致と併せ、閖上地区かわまち事業の実施に向けた取組を開始した。同年12月には国土交通省からかわまちづくり支援事業の認定を受け、平成27年10月に「水辺を活かしたまちづくり検討会」（座長：宮崎正俊東北大学名誉教授）を設置、検討会に「閖上地区かわまちづくり検討部会」及び「閖上地区防災拠点検討部会」を設け、かわまちづくり及び河川



かわまちてらす閖上

防災ステーションの整備に向けた検討を行った。平成28年3月には被災商業者や地域住民の意見を反映した施設整備計画を策定、同年10月に「閖上地区かわまちづくり推進ワーキンググループ」を新たに立ち上げ、施設の利活用や維持管理に配慮した施設計画の見直しや運用計画の検討、周辺の自然環境と調和のとれた景観の形成に向けた検討を行った。その後、平成31年3月には「閖上地区かわまちづくり事業計画変更に向けたワーキンググループ」を開催し、計画内容の最終調整を実施、同年4月に「かわまちてらす閖上」がオープンし、閖上地区かわまちづくり事業の第1期事業が竣工した。従来、河川敷地の占用※は原則として地方公共団体等の公的主体に限定されていたが、平成23年の河川敷地占用許可準則の一部改正（国土交通省河川局長通知）により、営業活動を行う事業者等においても、一定の要件を満たすことで河川敷地の利用が特例として認められることになり、かわまちてらす閖上の開業から当初2年間は、「都市・地域再生等利用区域（民間事業者等による営利活動が可能となる河川敷地）」の指定を目的とする社会実験期間とされていた。

その後、第2期事業の開始に合わせ、市では、令和元年7月に設置した「かわまちづくり検討会」や令和2年1月に設置した「閖上地区交流人口拡大に向けた連絡調整会議」において、かわまちづくり事業や閖上地区全体の交流人口拡大に向けた取組について更なる検討を行った。令和2年5月には、河川氾濫時に水防活動の拠点となる「名取市震災復興伝承館」を開館。同年、「心地よい「閖上かわまちエリア」の保全と活用のための会議」や閖上地区の観光施設等の連携を目的とした「閖上ベイエリア協議会」も開催した。令和3年3月には、社会実験として占用許可を受けていたかわまち事業の整備区域が宮城県内で初めて「都市・地域再生等利用区域」に指定された。令和5年4月には閖上地区かわまちづくり事業の第2期工事が竣工し、親水広場と階段護岸の供用が開始された。


閖上ベイエリア協議会（令和2年9月4日）


かわまちてらす閖上

※占用：道路や河川敷地に施設等を設け、独占的・継続的に使用すること。

株式会社かわまちてらす閖上の設立

市の震災復興計画では、県道塩釜亘理線沿い（現在のフーズガーデンゆりあげ食彩館）に商業地区を形成することとしていたが、かわまちづくり事業の実施に向けた協議が進められるなか、地元商業者から、名取川堤防側帯の水辺空間で事業を再建したいという声が多く寄せられることになった。

平成28年7月に開催した閖上地区新設商業エリアに関する説明会で、市は、県道塩釜亘理線沿線の「商業施設用地エリア」と、閖上地区かわまちづくり事業の「賑わい拠点エリア」を商業施設用地とすることを説明。結果として、賑わい拠点エリアへの出店を希望する事業者が30社を超えることになった。これを受け、市は津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金を活用し、共同商業施設の建設を進めていくための検討を行った。平成29年3月には補助金の受け入れ母体となる「閖上地区まちづくり会社設立準備会」を設置。同年9月には、かわまちてらす閖上の運営主体となる「株式会社かわまちてらす閖上」が設立された。

現地再建のまちづくりを進める閖上地区の「復興のシンボル」となるべく、同社が掲げた目標は次の3点であった。

- ・かつての閖上商店街の再生
- ・地域住民の生活を支える役割
- ・地域交流の拠点としての役割


かわまちてらす閖上開業記念式典（平成31年4月25日）

平成31年4月25日、閖上の新たなランドマークとなる「かわまちてらす閖上」がグランドオープンした。完成した商業施設の敷地面積は約4,500㎡、施設規模は木造平屋建て3棟の合計で約1,500㎡。閖上地区で被災した事業者は、既に地区外で再建を遂げているケースもあり、出店者の募集にあたっては、広く市内外に公募を行い、その結果、飲食店をはじめ、海産物店、スイーツ店など27店舗が出店することとなった（グランドオープン時に操業開始したのは23店舗で、残りの店舗は順次オープンした）。施設の名称は、新たに整備した親水護岸（テラス）と、川と共に生きてきた閖上のまちなみを、「あんどん松※」のように再び“照らす”存在になるという思いが込められた。

※あんどん松：閖上字新大塚付近一帯の名取川右岸堤防沿いのクロマツ並木（松並）のこと。漁師が帰港の際、灯台の代わりに目印としたことで「あんどん松」とも呼ばれる。

2　貞山運河舟運事業

貞山運河は、阿武隈川河口から旧北上川河口まで続く総延長46.4㎞の水路の総称である。日本一長い運河として知られるこの運河は、震災前から市民憩いの場として親しまれてきた。市は、この貴重な地域資源を生かし、震災で被災した沿岸地域の賑わいを取り戻すため、民間事業者による舟運事業の取組を支援した。本事業は、貞山運河を活かした地域づくりとして震災以前から構想があり、閖上地区かわまちづくり事業の議論の中で改めて具体化に向けた検討が行われたものであった。

平成28年度に行った事業の可能性調査では、舟運事業単独では厳しい側面があるとの分析が示された。これを踏まえ、平成29年7月の試験運航、平成30年1月の事業者選定（公募により有限会社マリンメカニックに決定）、同年8月からの実証運航の

開始等、復旧・復興事業の進捗や舟運事業に必要な設備・環境の整備などと歩調を合わせ、段階的に事業を推進した。令和3年には、貞山運河を運航可能な周遊船「ゆりあげ丸」を新たに整備。令和4年5月、商業施設かわまちてらす閖上を発着し、名取川河口などを巡るゆりあげ丸の本格運航を開始した。



周遊船「ゆりあげ丸」（令和4年5月～）

■ゆりあげ周遊船運行ルート



3　サイクルスポーツセンターの復旧

サイクルスポーツセンター復旧の経緯

市の沿岸地域は、白砂青松の海岸線や貞山運河、広浦などの貴重な自然環境に恵まれ、漁業、水産加工業、農業が活発に営まれ、職住が近接する地域として発展してきた。また、名取市サイクルスポーツセンターや閖上海浜プール、閖上ビーチは、仙台都市圏の貴重なレクリエーションゾーンとして、市民をはじめ多くの来訪者に親しまれてきた。

その中核施設の1つであるサイクルスポーツセンターは、東北で唯一のサイクリング専用施設として昭和50年4月に開設した。同施設は、鉄筋コンクリート造4階建ての宿泊管理棟（客室10室、収容人員66名）、サイクリングロード、おもしろ自転車広場で構成され、最盛期（震災前）の昭和57年度には、年間5万4,481人の入場者と2,811人の宿泊利用者があった。当初、施設の運営は財団法人宮城サイクルスポーツセンターへ委託していたが、当該法人が平成14年1月31日に解散したことを受け、一時、市が直営で施設の管理運営を行った。その後、平成14年4月に有限会社名取スポーツパーク企画に運営を委託、平成19年4月からは同社を指定管理者に指定した。

全長約4㎞のサイクリングロードは、松林に囲まれながら広浦の沿岸を走行できる魅力を有し、周辺には、海浜プールや日帰りでラドン風呂が楽しめる老人福祉センター松韻荘が立地していた。また、サイクルスポーツセンター西側の広浦湾岸沿いでは、全長43.4㎞の県道仙台亘理自転車道が仙台市（宮城野区岩切）から亘理町（中町東）までを縦断しており、一帯は、名取市におけるレクリエーション施設の集積地として、多くの市民で賑わいを見せていた（サイクルスポーツセンターの2階にあって、石造りの本格的なピザ釜を備えたイタリアンレストラン「びあんこ」も人気であった）。

震災の地震と大津波による甚大な被害は、サイクルスポーツセンターも例外ではなく、施設の2階まで津波が押し寄せ、使用不能となった。

市は、沿岸地域の復興に短期的集中的に取り組むため、平成25年3月に「名取市沿岸地域活性化振興ビジョン」を策定。「集積・連携する産業」「多彩に輝く観光交流」「守り育む、風景と絆」を3つの柱とする“復興「元祖」職住近接のまち”という沿岸地域の再生目標を掲げた。市はサイクルスポーツセンターの復旧事業を、牽引役の1つに位置付け、平成26年2月にサイクルスポーツセンターの整備方針を決定し、施設の復旧に取り組むこととした。

基本構想及び基本計画の策定

災害復旧事業としてのサイクルスポーツセンターの再建は、その性質上、旧施設の復旧が原則となる。このため、設計におけるデザインやコース設計の自由度は低いという制約があった。また、施設周辺は保安林指定区域であり、かつ、仙台湾海浜県自然環境保全地域に指定されているため、保安林や自然環境を保護しつつ事業を進めなければならないという制約もあった。そのため、設計に関するコンペティション（競争入札）は実施しない判断がなされた。

一方、市は単なる復旧にとどまらず、更なる誘客効果の向上と、海辺のまちの魅力を高めるために必要な機能を考慮しながら、通年型有料観光施設として観光客を見込める施設となるよう造成及び建築の整備計画を検討した。

再建にあたっては、災害復旧費を主たる財源として活用しつつ、施設の魅力を更に高めるため、スポーツくじ（toto・BIG）などの助成金も活用した。

市は平成26年度に基本構想策定業務を公募型プロポーザル方式で募集・選定する手続をとり、基本構想を策定。基本構想の策定に際し、自転車愛好家を対象に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、新たな機能として温泉施設の整備に取り組むこととした。この基本構想に基づき、平成28年1月にサイクルスポーツセンター再建へ向けた基本設計業務を実施。災害復旧事業という縛りがあるなかで、国や県などの関係機関との調整や各種規制関係の整理を行いつつ業務に取り組んだ。

施設のプランニング方針

災害復旧事業において、安全性の確保や費用低廉化などの合理的な理由がある場合、被災した施設の再建場所の変更が認められる場合がある。市は、平成27年3月に市職員で構成する「名取市サイクルスポーツセンター基本計画検討委員会」を設置し、サイクルスポーツセンターの宿泊管理棟の再建場所を、現地再建となる東須賀地区とするか、移転再建候補地である広浦湾西の朝市南側（閖上五・六丁目）とするか、詳細な比較検討を実施した（サイクリングロードは現地再建の方針を維持）。再建場所の選定にあたっては、それぞれの地区で再建した場合の集客効果や工期、地域との連携可能性などを多角的に評価した。その結果、次の6つの観点か

ら、東須賀地区で現地再建することが最適であるとの結論に達した。

①宿泊管理棟の安全性確保の観点からは、東須賀と広浦湾西側のいずれにおいても新たな防潮堤の整備が進められており、津波に対する危険度は変わらない。
②宿泊施設としての魅力は、どちらに立地する場合でもあまり変わらない（民間企業及び旧施設管理者から聴取した意見より）。
③温浴施設・宿泊棟・サイクル施設・海浜レジャーの一体化により、アクティビティ施設の魅力が向上し、管理運営経費が分散する場合と比較して低廉になる。
④広浦湾西側の防潮堤がT.P.+3.7mで整備され、閖上五、六丁目側から直接広浦湾に行けないため、当初企図した海浜レジャー（カヌーやボート等）との一体感は生まれない。
⑤朝市・慰霊碑公園・河川ステーション・スポーツエリアとの連携を図るうえでは、広浦湾西側は施設が近接しており利便性では優位性があるが、東須賀エリアを含めたコース設定を工夫することで対応可能である。
⑥サービスや飲食物の提供場所を１箇所にまとめることで収益性が保たれる。

また、宿泊管理棟については、旧施設同様に地上４階建ての構造を採用した。延べ床面積は、宮城県の開発許可制度（市街化調整区域内において震災で被災し全壊となった建築物を改築する場合、従前の床面積の1.5倍以内）の規定に則り、当初、被災前の延べ床面積1,457㎡の1.5倍以内にあたる2,089㎡として設定した。新施設は震災の教訓を踏まえ津波避難ビルとしての機能を持たせ、敷地の造成高は、津波の遡上リスクを考慮し、盛土によりT.P.+4.0mを確保。施設の構造は、耐震性・耐津波性に優れる鉄筋コンクリート造を採用し、客室は浸水が想定される高さを超える階層に配置することとした。さらに、屋上階への迅速なアクセスを可能とする屋外避難階段の整備や、屋上階への防災備蓄倉庫及び太陽光パネルの設置も計画した（最終的に、T.P.+4.0mの盛土造成や太陽光パネルの設置は見送られた）。

施設の再建計画では、観光振興を通じた地域経済の回復も重要な柱であった。このため、天然温泉施設を新設し、広浦・蔵王連峰や太平洋・牡鹿半島を眺望する露天風呂の配置を計画。収容人員に対応する客室及び駐車台数の増設、スポーツ・レジャー施設の整備も行うこととした（最終的に、太平洋側への露天風呂の設置は見送られた）。

新設する温泉施設の配置階層については、空間構成上の影響を考慮し、詳細な検討を行った。温泉施設は、面積、露天風呂からの眺望、プライバシーを考慮した目隠しの必要性、さらには浴室屋根（換気）やピット（配管空間）など、上下階の空間構成との整合性等から総合的に判断し、2階に配置することにした。

名取ゆりあげ温泉

市はサイクルスポーツセンター基本設計業務と並行し、温泉施設整備に向けた動きを進めた。平成28年8月24日の議員協議会で温泉施設の整備方針を説明し、同年9月の定例市議会で温泉整備に関する諸手続の予算が、また平成29年2月の定例市議会では、温泉掘削に係る予算がそれぞれ承認された。

市は平成29年8月に温泉掘削工事を開始し、平成30年3月に1,200m地点まで掘り進めたところで源泉の湧出に成功した。同年5月に成分調査などを実施。7月には温泉湧出地取得届を県に提出し受理された。同年8月に「名取ゆりあげ温泉」と命名した温泉の温度は32.8度、湧出量は毎分20.6ℓ。切り傷、冷え性、皮膚乾燥症、疲労回復などの効能が期待された。

一方、温泉の掘削には１億円を超える費用を要した。国からの補助金や復興予算は掘削のための費用に充当できず、市は、インターネット上で広く資金を募るクラウドファンディングを実施した。掘削費用の10%にあたる1,000万円を目標に設定したところ、最終的に286名から1,179万2,000円の資金が寄せられた。市民をはじめとする多くの人々の支援が、温泉の採掘成功を後押しする形となった。

新施設の概要

東日本大震災から9年半の時を経て、市が復旧に取り組んできたサイクルスポーツセンターは令和2年10月3日にグランドオープンを迎えた。総事業費は25億8,000万円、敷地面積は約3万5,600㎡に及ぶ。施設の指定管理者には「セントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体」を指定した。

屋外には、１周約４㎞の本格的なサイクリングロードを筆頭に、おもしろ自転車広場、遊具広場、ふわふわドーム、噴水広場といったレクリエーションエリアを整備。さらに、スケートボード場、3×3バスケットコート（２面）、フットサルコートなどのスポーツ施設を備える。レンタル自転車は、クロスバイクやミニベロなど120台（施設内100台、施設外20台）に加え、動物キャラクター自転車や２人乗り自転車など「おもしろ自転車」50台を用意し、多様な利用者のニーズに応える体制を整えた。

公募により「輪りんの宿」と命名された宿泊管理棟は、鉄筋コンクリート造4階建て、延べ床面積2,322.19㎡（ピット階・ペントハウス含まず）。自転車の持ち込みが可能なツインルームを含む洋室（3・4階）20室、和室（3階）3室の合わせて23室を用意。最大100人の宿泊に対応し、合宿などの受け入れも可能となっている。

２階に配置された天然温泉は日帰り入浴にも対応。浴場からは広浦湾・蔵王連峰などが見渡せ、大浴場には露天風呂を併設した。１階には洋食レストランがプロデュースする「ゆりあげ港食堂HACHI」や、オリジナル商品も取り扱うサイクルショップも展開している。また、津波や風水害等の災害時に備え、宿泊管理棟は210名を収容可能とし、屋上階には防災備蓄倉庫を設置、利用者自らが開錠し屋上まで避難できる屋外避難階段を整備することで、避難ビルとしての機能も備えた。

再建されたサイクルスポーツセンターは順調に利用客を伸ばし、令和5年12月24日に利用者数が50万人に到達した。市は、東北唯一のサイクルスポーツセンターを拠点としたサイクリングルートと、その沿線の観光資源や景観などの魅力を最大限に生かし、インバウンドを捉えたサイクルツーリズムの展開を図っている。


名取ゆりあげ温泉


名取ゆりあげ温泉「輪りんの宿」





サイクルスポーツセンターレンタル自転車



サイクルスポーツセンターがスタートとゴールとなった2022秋の100kmライドin丸森（令和4年10月30日）

4　貞山運河の復旧

貞山運河は、初代仙台藩主伊達政宗が建設を命じ、明治中期に完成した運河群（木曳堀、新堀、御舟入堀）の総称であり、延長は、松島湾から阿武隈川までの全体で31.5㎞に及ぶ。また、仙台湾岸には、貞山運河のほか、松島湾と鳴瀬川を繋ぐ東名運河、鳴瀬川と北上川（旧北上川）を繋ぐ北上運河が建造されており、これらを含めた総延長は約49㎞と、日本最長の運河を有する運河群として知られている。

東日本大震災では、貞山運河全域が巨大津波による大きな被害を受け、阿武隈川から広浦を通じて名取川を結ぶ木曳堀（河川法上の位置付けは「一級河川名取川水系中貞山運河」「一級河川名取川水系南貞山運河」及び「一級河川阿武隈川水系五間堀川」）においても破堤や護岸流出、土羽浸食等の甚大な被害が発生した。

貴重な土木資産である貞山運河は、地域振興に役立てるため、震災前から様々な利活用が検討されており、名取市においても、船で貞山運河を下るイベントなどが実施されていた。このことから、貞山運河の魅力を損なうことなく、環境や景観に配慮した整備が求められ、名取市の復興計画においても、貞山運河を活用した新たな産業・観光業の展開などが盛り込まれた。



貞山運河（震災時）



復旧後の貞山運河堤防（旧開運橋付近から名取川を望む）

貞山運河の復旧事業は管理主体である宮城県により実施された。そのうち、市を南北に縦断する「中貞山運河」及び「南貞山運河」については、今後数十年から百数十年に一度程度発生する比較的頻度の高い津波であるレベル1（L1）津波に対応するべく、堤防高をT.P.+3.7mとして設計が行われた。

増田川からの分派点（小塚原）から名取川への合流点（閖上）までの延長1.7㎞の「中貞山運河」は、平成25年6月に本格的な復旧工事が開始され、令和2年3月に延長1,577m の堤防が完成した。また、五間堀川合流点（岩沼市下野郷）から、増田川合流点までを海岸線に沿って流下する延長5.4㎞の「南貞山運河」については、平成26年3月に工事が開始され、令和3年3月に延長4,895mの堤防が完成した。中貞山運河と南貞山運河はともに堤防をコンクリートで被覆することで、今後、津波が設計津波高を超え、堤防を越流した場合であっても、すぐに決壊せず、破壊や倒壊までの時間を遅らせることで被害を軽減する構造とされた。また、寄石や覆土等により自然環境や景観に配慮した施工が行われた。

貞山運河「なとり復興桜プロジェクト」

貞山運河の周辺では「なとり復興桜プロジェクト」として、一般社団法人名取市観光物産協会による桜の植樹事業が展開された。これは、名取市の観光復興のため、被災した貞山運河沿いに桜の苗木を植樹し、新たな観光名所づくりを進めようとするもので、閖上地区で津波をかぶりながらも震災後に花を咲かせた「日和山」「閖上小学校」「閖上中学校」の桜の木の芽を苗木とし、新たな桜並木を育てていこうとする取り組みであった。

名取市観光物産協会では、復興桜の「里親」となる支援者を募集、全国約300以上の個人・団体から寄せられた寄附金を活用し、貞山運河や名取川の堤防沿いに263本の桜の植樹を行った。そのほか震災メモリアル公園や熊野那智神社、他県へも苗木の寄附を行った（植樹は令和3年3月に終了）。

桜の植樹については、宮城県が「日本一長い運河群への桜植樹」として、「北上運河」「東名運河」及び「貞山運河」への桜の植樹に官民連携で取り組んでおり、閖上地区の中貞山運河においても、令和2年3月に173本の桜の植樹が行われた（植樹会の開催は、当時流行していた新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、中止となった）。



なとり復興桜（提供：一般社団法人名取市観光物産協会）



なとり復興桜イラスト
作成：イラストレーターico.（閖上地区出身）

5　みちのく潮風トレイル事業

みちのく潮風トレイル

「みちのく潮風トレイル」は、青森県八戸市蕪島から福島県相馬市松川浦までの太平洋沿岸を1本の道でつなぐ全長1,000㎞を超えるロングトレイル（長距離自然歩道）である。環境省が東日本大震災からの復興に資するために策定した「グリーン復興プロジェクト」の一環として4県28市町村※に及ぶ関係自治体、民間団体、地域住民との協働で整備を進め、令和元年6月9日に全線が開通した。本トレイルは、歩くスピードで東北太平洋岸を旅することにより、車での旅では見えない風景（自然・人文風景）、歴史、文化（風俗・食）などの奥深さを知り、体験する機会を提供することを目的としたものである。

環境省が平成24年12月に策定した「東北太平洋岸自然歩道 基本計画」では、本トレイルが目指すものとして次の4点が示された。

⑴復興のシンボルとなるよう、地域との協働により、沿岸被災地を結ぶ歩道を設定する
⑵歩くことによる健全な心身の育成と充実感の再発見
⑶様々な地域の自然の恵みや、自然の脅威の理解促進
⑷新しい観光スタイルの提唱及び観光振興への貢献

市内のルート選定にあたっては、平成27年度に環境省が地域の住民及び団体を対象にワークショップを開催し、地元の声を取り入れながらルートを選定した。平成30年4月24日には、閖上大橋から仙台空港付近に至る約9.4㎞の名取市区間が開通。同年5月6日には、名取市区間開通を記念したイベント「みんなで歩こう！トレイルウォーク」が開催され、多くの市民が潮風を感じながら新たな一歩を刻んだ。

※令和5年3月に宮城県角田市がみちのく潮風トレイルの運営に参画し関係自治体は4県29市町村となった。

トレイルセンターの誘致

環境省は、トレイルの拠点となる5つのサテライト施設を設置し、これらを統括する本部とサテライトを兼ねた施設を、環境省のビジターセンター等が配置されていない「東松島市～相馬市区間」のエリアで建設することを計画していた。これを受け、市は平成25年10月4日にトレイルセンター設置の誘致要望書を環境省に提出。平成27年11月30日、次に掲げる事業要件を概ね満たしていることから、本市が適地と認められ「みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンター」（以下、「名取トレイルセンター」）が閖上に建設されることとなった。

・石巻市に計画している国立公園事業施設と、トレイルの起終点である相馬市の中間地点に位置し、自然環境に関連する施設は存在しない。
・東北本線等を利用し仙台駅から約15分で名取駅。名取駅から閖上地区まで車で約15分。仙台東部道路の名取ICから車で5分。また、仙台空港にも隣接していることからトレイル利用者のみならず、さまざまな利用者を想定できる地域であると考えられる。
・宿泊施設等についても仙台市に隣接しており、利便性は確保できる。
・防災計画については、土地区画整理事業等により避難施設や避難道路が整備される計画となっており安全性は確保できる。
・トレイルセンターについて自治体等の認知状況は、名取市から誘致の要望書が提出されたこと。また、復興計画や復興ビジョンへの位置付けがなされており、理解や協力が得られる見込み。
・自然環境については、汽水域を有する広浦や太平洋に面する閖上浜にも近い立地であることから、汽水域から海浜までの自然と、貞山堀、八間堀などの人が関わることにより維持される自然など、多様な自然環境が残されているため、自然体験活動などのプログラム提供においてもポテンシャルの高い地域と考えられる。
・施設の運営主体は検討中であるが、地域で活動する団体の協力も得られる見通し。
・メイプル館、ゆりあげ港朝市が設置されており、またサイクルスポーツセンターの再建や総合運動施設、フィッシャリーナの計画など多くの公共施設が計画されていることから、これら施設と連携しつつ事業を展開できると考えられる。
・被災市街地復興土地区画整理事業により市街地が形成されることとなっており、小中学校の整備も計画されていることから、地域との連携を図ることにより、賑わいの創出が期待できる。
・現在、近傍に便益施設は計画されていないが、各種の事業が計画され実施される見通しがあることと、復興産業集積地域であり、漁港関連施設など企業誘致なども積極的に行われる地域であることから、街の形成と共に整備されることが期待できる。

運営体制の構築と「みちのくトレイル憲章」

平成28年7月、環境省より説明があり、名取トレイルセンターの運営は、環境省・名取市・NPO等で組織する運営協議会が行う方針が示された。施設に配置するスタッフの人件費は、環境省と名取市で負担のあり方を協議することとされた。以後市は、トレイルセンターの活用方法、運営協議会の役割、負担金等について環境省と協議を重ねた。平成28年11月には、名取トレイルセンターの設計業者が決定し、地域関係者の意見収集を目的とするワークショップも開催された（平成28年度に3回開催）。

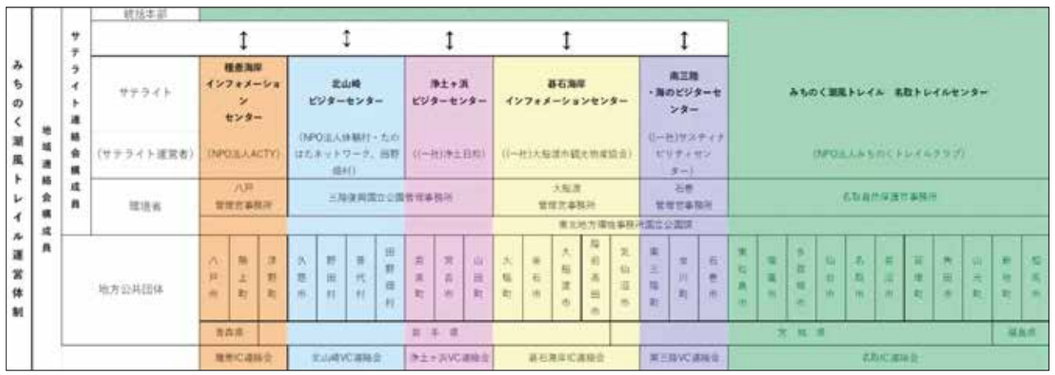
平成29年9月には議員協議会の場で、環境省から名取トレイルセンターの設置、役割、運営等について説明がなされ、施設の設置に向けた動きが本格化した。平成30年3月には建設予定地（閖上東三丁目地内）において起工式が開催され、翌月の4月18日には、名取トレイルセンターの運営にあたる「みちのく潮風トレイル名取トレイルセンター運営協議会」が、環境省・名取市・NPO法人みちのくトレイルクラブの3者により設立された。

また、環境省東北地方環境事務所と名取市は、同日付けで施設の維持管理及び運営に関する覚書を締結、施設の維持管理費やトレイルの管理運営に必要な人員の配置に関する経費は東北地方環境事務所が、施設利用者に便益を図るための人員の配置等に関する経費は名取市が負担することとされた。

令和元年5月には、東北地方環境事務所により「東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）運営計画」が策定され、本計画に基づく運営は、みちのく潮風トレイル統括本部や各地のサテライト、路線が通過する市町村等が中心となって実施することとされた。

「東北太平洋岸自然歩道（みちのく潮風トレイル）運営計画」では、関係者が共通の理念に基づき強く連携して事業を推進するため、計画の冒頭に「みちのく潮風トレイル憲章」が示されている。これは、名取市も構成員として参画する「みちのく潮風トレイル名取トレイルセンター運営協議会」において定められたもので、トレイルに携わる全ての関係者の取組の根幹になるものである。

■みちのく潮風トレイル運営体制





名取トレイルセンターの概要

名取トレイルセンターの新築工事は平成30年1月に着工され、同年2月には環境省主催による「みちのく潮風トレイル　名取トレイルセンター（仮称）事業説明会　施設活用ワークショップ」がゆりあげ港朝市メイプル館で開催された。ワークショップはワールドカフェ形式※で行われ、名取トレイルセンターが地域住民が集い、ハイカーと交流できる施設となるために、どのように活用できるか意見が交わされた。

平成31年2月、名取トレイルセンターが竣工。同年4月19日、現地で開所式が行われた。式典には地元関係者ら約30人が出席しテープカットでオープンを祝った。開所式に先立ち、開所記念イベント「閖上トレイルウォーク」も開催され、約50人の市民らが津波被害からの復興が進む閖上地区を散策した。

同施設の敷地面積は約2万㎡。木造平屋建ての本館は、建築面積約1,140㎡で、総事業費は約６億円に上る。センター内には、案内所、談話室（みちのく潮風トレイル情報コーナー、ハイカーズラウンジ、自治体情報コーナー等）、売店、サンルーム、シャワー室、洗濯室、講義室、会議室、実習室を備える。また、園庭にはテント泊するためのフリーテントサイト、車を停めて利用できるオートキャンプサイトを備えた野営場も整備された。センター内では全線のルート情報などを集約し大型パネルで掲示。スタッフが常駐しハイカーの相談に応じている。

※４～５人ごとのテーブルに分かれ、カフェのようなリラックスした雰囲気で対話を重ねる会議手法。

みちのく潮風トレイルの全線開通

みちのく潮風トレイルは、名取トレイルセンターの開所式から約2か月後となる令和元年6月9日に全線開通を果たした。市はこれを記念し、全線開通前日の6月8日に、NPO法人みちのくトレイルクラブ、NPO法人名取市体育協会、名取ノルディックウォーキング愛好会及び東北地方環境事務所の協力のもと、市内外からの一般参加者100名のウォークイベント「なすびと歩こう！なとりトレイルウォーク」を開催。イベントでは、みちのく潮風トレイルの構想段階から当時700㎞に及ぶ全線を踏破した俳優・タレントのなすび氏をゲストに迎え、当日はあいにくの雨にもかかわらず、100名を超える参加者が共に北釜防災公園を出発し、約8㎞先の名取トレイルセンターを目指した。ルート途中の広浦防災公園では、「東北・みやぎ復興マラソン」を主催する株式会社仙台放送に加えて、宮城県農業高等学校、トヨタカローラ宮城株式会社の協力を得て、参加者による花壇整備とキバナコスモスの種植えも行われた。

全線開通当日の6月9日には、名取市文化会館大ホールで「みちのく潮風トレイル全線開通記念式典・シンポジウム」を開催した。記念式典には環境大臣のほか沿岸28市町村長が出席し、シンポジウムでは、俳優の市毛良枝氏（日本トレッキング協会理事）による基調講演「歩くって楽しい！」のほか、なすび氏を含む4名によるパネルディスカッションが行われ、トレイルの魅力や今後の展開について意見が交わされた。

みちのく潮風トレイル全線を統括管理する名取トレイルセンターは、トレイルの全線開通に合わせてNPO法人日本ロングトレイル協会への加盟を申請、同月28日に開催された同協会の総会で承認され、全国のロングトレイル団体との交流や連携が図られるとともに、ロ



みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンター開所式
（平成31年4月19日）



みちのく潮風トレイル　名取トレイルセンター

談話室（壁にはみちのく潮風トレイル全線の大型マップを設置）


平成30年5月に行われた「みんなで歩こう！トレイルウォーク」

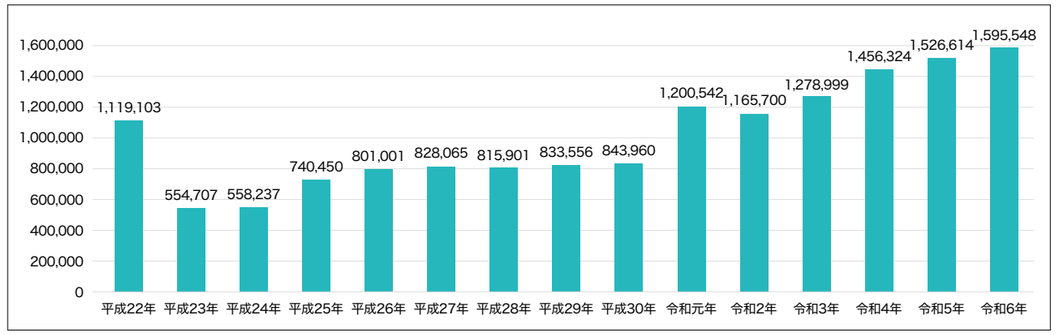
ングトレイルやフットパスなど「歩く旅」の文化を持つ欧米各国をはじめ、世界に向けた情報発信力の向上が期待されることとなった。

みちのく潮風トレイル関係自治体協議会の設立

トレイルの全線開通から4年後となる令和5年6月24日には、共同発起人である東北地方沿岸9市町村長（八戸市長、田野畑村長、宮古市長、大船渡市長、気仙沼市長、南三陸町長、石巻市長、名取市長、相馬市長（共同発起人代表 名取市長））の呼びかけにより、みちのく潮風トレイル沿線29市町村による「みちのく潮風トレイル関係自治体協議会」が設立された。これは、みちのく潮風トレイルのさらなる活用を通じた沿線地域の活性化と相互の連携強化を図ることを目的とするもので、協議会では、みちのく潮風トレイルという貴重な地域資源を関係自治体が一丸となって守り育て、それぞれの地域の発展につなげていくため、みちのく潮風トレイルの環境整備や普及促進、さらにはトレイルを活用したまちづくりの推進に向け、連携した取組を進めていくこととしている。

震災後、名取トレイルセンターが閖上の地でオープンしてから6年余り、令和6年度は国内外からのハイカーをはじめ、年間2万3,978人が名取トレイルセンターを訪れた。令和4年4月に本格オープンした野営場の利用者も年々増加しており、名取トレイルセンターは名取市における重要な交流拠点施設となっている。市では、名取トレイルセンターとの連携を図りつつ、同じく震災後に閖上地区で復旧整備が行われたサイクルスポーツセンターを拠点に、自転車や歩くことを通じて、地域の自然や歴史、暮らしの魅力に触れる「人力で旅する文化」の発信に取り組んでおり、これらの普及促進により、交流人口の拡大や地域の賑わい創出につなげていくためのさまざまな取組を今後も展開していくこととしている。

■名取市の観光客入込数の推移



名取市職員が語る復興の歩み⑮

事業者も、それを支える行政も熱意を同じにすることが大事

震災復興部 復興調整課（当時） **草野　学**

私は、震災直後から約8か月間、生活支援給付室で被災者への生活資金給付業務に当たりました。さまざまな部署から職員が集められ、他県からの応援職員の協力のもと、膨大な手続きや市民からの問い合わせに対応しました。当初は室内に決裁権を持つ人がおらず、業務が滞りがちで非常にもどかしく感じたのを覚えています。迅速な被災者支援には、現場で判断が下せる体制が必要だと痛感しました。

平成25年11月、閖上地区の土地区画整理事業が認可されたタイミングで復興部まちづくり課に配属、しばらくして閖上かわまちづくり事業の担当になりました。復興部が被災事業者の再建を模索するなか、河川防災ステーション建設の話が浮上したことで、河川敷地の利活用促進と被災事業者の再建支援を併せて進めることに。その後、新設された復興調整課へ配属となり、本格的に被災事業者の再建支援、閖上地区の賑わい再建に取り組むこととなりました。

水辺を活かしたまちづくり検討会の閖上地区かわまちづくり検討部会や、その後立ち上がった閖上地区まちづくり会社設立準備会では、毎週のように平日の夜に会議が開催され、出店事業者らによって事業コンセプトや施設デザインなどについて活発な話し合いが重ねられました。検討に当たっては、被災事業者であり、ゆりあげ港朝市の理事長でもある櫻井広行さんや佐藤智明さん、閖上復興のため市外から進出を決意していただいた松野水緒さんなどをはじめ、熱意を持ってリーダーシップを発揮していただいた方々の存在が大きかったと思います。私は、補助金の申請や資金の借入申込みの支援、許認可に関する国とのやり取りなどで事業をサポートしました。通常であれば、ここまで市の職員が動いて事業を支援することはおそらくないだろうと思います。しかし、当時はたとえイレギュラーな働きであったとしても、とにかく事業を進めて被災事業者をしっかり再建に導きたいという思いが強くありました。もし行政の範疇はここまでだからと支援に線引きをしていたら、このスピード感で事業は進んでいなかったかもしれません。当事者である被災事業者の熱意に、同じ熱量で応え支援することが行政として大事なことだと思いました。

私個人としては、この事業に関わったことで、国と直接折衝するなど通常業務にはない貴重な経験をさせていただき、多くのことを学ばせていただきました。震災は起こるべきものではありませんが、それでも復興に向けて官民手を携えて必死になって取り組んだ日々や経験が今の私の礎になっていることは間違いありません。復興に向け協力し合った皆さまの思いが、末長く引き継がれていくことを心より祈念しています。

名取市職員が語る復興の歩み⑯

新たな魅力をまとい進化した名取市サイクルスポーツセンター

商工観光課 課長補佐（当時） **渡邊　英樹**

東日本大震災の津波により全壊した名取市サイクルスポーツセンターは、それまで本市のシンボル的存在でした。私は令和元年度から令和5年度まで商工観光課に配属され、主にソフト面を中心に施設再建にあたりました。私が配属された時は、既に現地再建や施設規模、おおよその開業時期など整備方針が決まっており、与えられた時間の中、昭和50年代から地域のシンボル的存在であった施設の再建を完了させることに、大きなプレッシャーを感じていました。

新しい施設では、有事の際の対策として、屋上への備蓄倉庫設置や建物の耐浪性確保、避難用の建物外階段の整備など、安全面において多角的な強化が図られています。

また、復興の一助となり、交流人口の拡大につながるよう、「1日中楽しめる施設」をコンセプトに、サイクリングロードに加え、スポーツ施設や子ども向け遊び場、温泉施設などを新たに導入するなど、人々を惹きつける多彩な工夫や付加価値が盛り込まれました。

温泉掘削はクラウドファンディングを活用しながら進められ、苦労の末にようやく源泉を掘り当てたと、当時の担当者から伺いました。

私は、主に施設の制度設計やサービス内容などのソフト面のほか、上司や工事担当に支えられながら、施設の細かな整備や最終調整を担当しました。

本施設は、屋外・温泉・宿泊機能を備えた複合型公共施設で、全国的にも類似の施設がなく、新しい施設であったため、利用者数の予測が難しく、収益性や料金設定、サービス内容の検討には多くの苦労を要し、公共施設ならではの条例や指定管理制度に基づく制約がある中、最大限民間レベルに近づけるよう意識しながら取り組みました。

特に宿泊施設では、サイクリスト以外の方々にも注目されるよう、施設名称を新たに募集し、館内の調度品についても、他の宿泊施設を見て回りながら、無機質にならないよう配慮しました。

また、本施設の再建に留まらず、沿岸部の観光施設との連携を見据え、以前は無かった施設外利用の貸出自転車も用意しました。

温泉施設については、市の東端という立地から高齢者も利用しやすいよう送迎プランを用意するとともに、浴室から蔵王連峰や広浦湾の眺望を楽しめる一方で、外部から浴室内が見えないよう、目隠しフィルムを貼る工程では、夜間に周囲の誤解を招かぬよう、対岸から双眼鏡で確認しながら作業を進めたことは、今となれば良い思い出です。

最後に、無事に計画どおり開業日を迎え、震災前の利用者などをはじめ、多くの方が列をなす光景を目にしたときは、安堵と深い感慨が込み上げ、施設再建に携われたことは私にとって非常に貴重な経験となりました。

今後も本施設が、末永く多くの方々にご利用いただき、復興した閖上地区をはじめ、地域の活性化に貢献することを願っております。

名取市職員が語る復興の歩み⑰

震災を後世に伝える道

クリーン対策課 環境保全係（当時） 西城 卓哉

東日本大震災で甚大な被害を受けた東北沿岸地域の道を、世界に知られる、後世に残る道にする―。環境省の「みちのく潮風トレイル」構想に出会ったのは、平成29年4月に私が当時の担当課に異動してきて間もない頃でした。

みちのく潮風トレイル全体を統括管理し、「歩く旅の文化」を発信するための施設を名取市に誘致する業務を担当するにあたり、当初はトレイルの言葉に馴染みがなく、歩くことは移動手段の1つという認識でしかなかった私は、「歩く」ことの価値とは何か、特に「みちのく潮風トレイル」は被災地を巡るルートとして、そこに込められた意味を知るところから始めました。

海外ではロングトレイルとして歩く旅の人気が高いこと、そこを歩く人をハイカーと呼ぶこと、歩くことでその土地への思い入れが芽生えること、トレイル沿線では地域の人々がハイカーをさまざまな形で支えるトレイルエンジェルという「おもてなし」の文化があること、歩く人と地域の人に心の交流が生まれること―。初めて知るトレイルの魅力は、悩み続けていた「震災を後世に伝える」ための大切な要素をいくつも持っており、震災からの復興とその先の未来を考えるうえで、重要な役割を果たすものと信じて疑いませんでした。

業務を進めるうえで、私自身がトレイルをより深く知らなくてはなりません。休日ごとに青森から福島までの「みちのく潮風トレイル」の各地を巡っては、それぞれの地域での取り組みを学び、名取市での施設完成後の事業や運営方式について検討を重ねていきました。中でも最も注力したのは、まずは市民にトレイルを知っていただくことです。その第一歩として、仙台空港から閖上まで名取市内を通る約8㎞のルートを歩くウォークイベントを開催しました。いつもは車で通り抜ける地元の道も、自分の足で歩いてみることで新たな発見や気付きが生まれ、目に見えない足跡が記憶となって自分の中に残ります。約100人の参加者からは非常に好評で、歩く楽しさや価値といったトレイルの本質を体感してもらえたものと、トレイルの可能性への手応えを感じました。

ワークショップやウォークイベントの開催、施設のあり方や運営手法の検討、庁内・議会・地域での合意形成など、多くの関係者・参加者の方々の協力のもとに平成31年4月「みちのく潮風トレイル 名取トレイルセンター」として完成・オープンを迎え、その2か月後には、名取市文化会館において環境大臣・関係市町村長・著名人など多くの方々をお招きし、みちのく潮風トレイル全線開通記念式典・シンポジウムを開催することができました。振り返れば長い道のりでしたが、心強い味方・仲間に恵まれ、特に環境省でトレイル構想の創設期から携わってきた櫻庭自然保護官と2人3脚で進めてこられた経験は、私の中の道標として、今も進むべき方向を指し示してくれています。

日本にも、熊野古道や四国八十八か所など、古くから巡礼の道として人々に親しまれてきた歩く文化があります。みちのく潮風トレイルが、日本国内のみならず海外からも人を呼び込み、地元の人との交流が生まれることで、震災の爪痕が残る地域の道にいつまでも花を咲かせ続けられたらと願っています。



平成30年5月6日
みんなで歩こう！トレイルウォーク



令和元年6月8日 なすびと歩こう！トレイルウォーク



On March 11th, 2011, the Great East Japan Earthquake and Tsunami wrought unprecedented damage to Tohoku's Pacific coast. It was a major turning point: faced with the fury of nature in a disaster said to happen at this scale once in a thousand years, many people in Japan and throughout the world were forced to consider how we should relate to nature.

After this disaster, the Ministry of the Environment started the "Green Reconstruction Project," a set of initiatives working for sustainable community planning as well as the preservation of abundant nature and local ways of life for the future. One such initiative is the Michinoku Coastal Trail.

Mr. Noriyoshi Kato, an advocate for walking through natural places when considering how humans and nature should relate to each other, proposed a "national trail leading through the Sanriku Coast national parks, a team effort between government and the people." Thus this long coastal trail was born, forming a single path along the Pacific coast from Hachinohe, Aomori Prefecture to Soma, Fukushima Prefecture, and passing through four prefectures and twenty-eight cities, towns and villages.

We hope this natural trail will live on proudly on as a symbol of coexistence of people and nature for the people involved in the trail, that it will provide not only natural beauty and scenery but interactions between people who live in a place and people visiting that place, and that it will value the blessings of nature, the memories of disaster, and ways of life, histories, and cultures formed from harmony with nature. With this hope, we declare the following six rules of our charter.

1. The trail will be for enjoying beautiful sights and natural features.
2. The trail will bring about connections between people who live in a place and those who visit that place.
3. The trail will leave lifelong memories of nature's kindness and harshness.
4. The trail will forever testify the memories of disaster.
5. The trail will pass on rich nature and cultures to future generations.
6. The trail will welcome all who love to walk and will develop with everyone's help.

* In March 2023, Kakuda City in Miyagi Prefecture joined the Michinoku Coastal Trail management plan, and the MCT now officially goes through four prefectures and twenty-nine cities, towns, and villages.

みちのく潮風トレイル
Michinoku Coastal Trail

［第３節］　なとりらしい風土を感じるブランドの確立と観光・交流の促進

4 震災によって生まれた交流や追悼の思いを広げる取り組みの実施



市は、震災復興の歩みのなかで、国内外からの支援や地域の人々のつながりを大きな力として、復興の象徴となるような交流や追悼に取り組み、毎年3月11日には震災の犠牲になられた方を偲ぶ、追悼事業を行っている。

美田園北地区と閖上地区のまちびらきは、震災後の復興の姿を対外的にアピールするイベントとなった。この機会を通じて、震災から復興したまちなみが紹介されるとともに、復興支援に携わった多くの方々への感謝の気持ちが表された。両地区のまちびらきは、新しいまちの誕生を祝うだけでなく、地域全体の新しい未来への希望を象徴するものとなった。

1　東日本大震災名取市合同慰霊祭の開催

市は、震災から100か日となる平成23年6月18日、文化会館大ホールを会場に「東日本大震災名取市合同慰霊祭（100か日）」を開催した。また、震災から1年の節目となる平成24年3月11日には、周年では初となる「東日本大震災名取市合同慰霊祭」を文化会館全館を会場に開催した（6月の慰霊祭は、御遺体対応を担当した生活経済部クリーン対策課が、3月の慰霊祭は、総務部政策企画課がそれぞれ主管となって実施した）。

震災から1年目となる周年の慰霊祭では、14時の開式後、尚絅学院大学生涯学習センター歌声サークルによる「閖上、わがふるさと」※と「ふるさと」の献唱が行われた後、「昔の閖上、北釜の情景」のスライド上映を行った。14時30分に国歌斉唱を行った後は、名取市長による式辞、宮城県知事及び名取市議会議長による追悼の辞と続き、その後、仙台フィルハーモニー管弦楽団（木管五重奏）により、J.S.バッハの「主よ人の望みの喜びよ」カンタータ第147番が献奏された。14時44分には、国立劇場で行われていた政府の「東日本大震災1周年追悼式」とテレビ中継を繋ぎ、地震発生時刻の14時46分に全員で黙祷、内閣総理大臣の式辞に続き、天皇陛下のおことばを拝聴した後は、舞台を再度文化会館に戻し、閖上地区の遺族代表、下増田地区の遺族代表からそれぞれ追悼の言葉が述べられた。最後に、犠牲者全員の御芳名が読み上げられるなか、会場の参加者全員による献花（代表献花、一般献花）が行われ、慰霊祭は終了した。

当日は日曜日だったこともあり、大ホールのほか、大ホール前ホワイエ、中ホール、小ホールに設けた座席のほとんどが満席となり、各地の仮設住宅等からシャトルバスで訪れた多くの遺族、親族をはじめ、国内外から駆け付けた大勢の来賓と関係者が犠牲者の冥福を祈った。

※「閖上、わがふるさと」は、閖上出身の故片桐則夫氏が作詞した「閖上賛歌」を歌詞とし地主幹夫氏が、約1か月かけて作曲されたもの。平成24年3月の東日本大震災名取市合同慰霊祭でお披露目し、当日は地主氏が指揮とピアノ演奏で実演した。

2　東日本大震災名取市追悼式

震災から2年目となる平成25年3月11日以降は、式の名称を「東日本大震災名取市追悼式」とし、引き続き文化会館を会場に実施した。また、市役所の市民ホールにも献花台を設置し、一般の来庁者も震災の犠牲者に思いを致してもらえるような対応を行った。なお、この頃から、震災の当日は、それぞれが思い思いの場所で犠牲者を追悼したいという意向が高まっていた。そのため、震災から3年目となる平成26年3月11日以降は、文化会館を会場としつつも、大ホールのみの使用とするよう、運用を見直した（開催日が平日となり、人数が想定どおり集まらない事情もあった）。震災から4年目となる平成27年3月11日以降は、平成26年8月に閖上地区に慰霊碑が建立されたこともあり、市役所市民ホールに加え、献花場所に閖上の慰霊碑を加えた。結果的に、文化会館の追悼式会場を上回る多くの人々が慰霊碑を訪れ、献花が行われた。

震災から9年目となる令和2年3月11日には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、文化会館会場の運用を自由献花に切り替えるとともに、閖上の震災メモリアル公園内（慰霊碑前）で発災時刻に市長等が代表献花を行う方式とした。

震災から10年目となる令和3年3月11日には、文化会館での式典開催を再開した一方、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、大ホールの収容人数を約半分の600人とし、例年行っていた献唱を取りやめた。

震災から11年目となる令和4年3月31日以降は、会場を震災メモリアル公園内の慰霊碑前に集約するとともに、式の名称を「東日本大震災名取市追悼献花」に改めた。追悼献花では、14時46分の地震発生時刻を示すモーターサイレンの合図に合わせ、会場内の全員で黙祷を行った後、市長や市議会議長等による代表献花を行っている。当日は、往時を偲ぶ多くの方が復興を果たした閖上を訪れるなか、多くの遺族や市民、関係者が一堂に会し、共に手を合わせられる場となっており、震災の記憶の風化が懸念されるなかにあって、当時を振り返る貴重な機会となっている。

閖上、わがふるさと

作詞　片桐則夫　　補作詞・作曲　じぬしみきお

1 水温む藤塚の渡し　賑わう港の朝市
げんげ田を打つ黒牛の背に　春の陽光が降り注ぐ
入学式の帰り道　母と写した写真館
今はもう陽炎のかなた　母在りて想いは深く
閖上は故郷の街

2 朝風の松原の小径　さわやかなひわの囀り
浜防風を採る両の手に　こぼれる潮の香り
夏の海辺蟹を追い　兄と泳いだ広浦の浜
今はもう波間に消えて　漂う流れ木一つ
閖上は海鳴りの街

3 笛の音響く湊の社　さんざめく子らの群れ
大漁旗を振る赤銅の腕に　銀色の鱗が光る
あの子と眼交した微笑を　見つめる神楽のお面たち
今はもう囃子疲れて　いわし雲の遥か彼方に
閖上は懐かしき街

4 風光る増田の街道　尾根白く蔵王の山脈
カーネーションの温室の外は　木枯らし舞う大地
「ちゃせごに来ました」　子らが集う小正月
今はもう降り積む雪の下　凍てついた有明の月
閖上は想い出の街



東日本大震災名取市合同慰霊祭（平成24年3月11日）


東日本大震災名取市合同慰霊祭献花式（平成24年3月11日）

■慰霊祭・追悼式参加者数の推移

	文化会館	市役所献花会場	慰霊碑前献花会場
平成24年3月11日(日)(1年目)	2,600名	−	−
平成25年3月11日(月)(2年目)	1,314名	3月 9 日(土):110名 3月10日(日):350名 3月11日(月):380名	−
平成26年3月11日(火)(3年目)	1,200名	3月 8 日(土): 52名 3月 9 日(日):136名 3月10日(月):161名 3月11日(火):445名	−
平成27年3月11日(水)(4年目)	1,100名	3月 7 日(土): 24名 3月 8 日(日): 53名 3月 9 日(月): 90名 3月10日(火):111名 3月11日(水):230名	3月 7 日(土): 100名 3月 8 日(日): 300名 3月 9 日(月): 100名 3月10日(火): 300名 3月11日(水):1,200名
平成28年3月11日(金)(5年目)	1,000名	532名	2,000名
平成29年3月11日(土)(6年目)	1,100名	−	2,500名
平成30年3月11日(日)(7年目)	900名	−	3,000名
平成31年3月11日(月)(8年目)	700名	−	500名
令和 2 年3月11日(水)(9年目)	342名	−	1,400名
令和 3 年3月11日(木)(10年目)	450名	−	1,500名
令和 4 年3月11日(金)(11年目)	−	329名	1,400名
令和 5 年3月11日(土)(12年目)	−	145名	2,100名
令和 6 年3月11日(月)(13年目)	−	413名	1,292名
令和 7 年3月11日(火)(14年目)	−	385名	1,282名

3　各種追悼事業の実施

毎年3月11日には、市が主催する追悼式や献花式のほか、さまざまな団体が被災地に集い、往時を振り返る追悼事業の実施に取り組んでいる。令和7年3月11日には、市内で下記の事業が執り行われた。



電子絵灯篭(提供:一般社団法人名取市観光物産協会)

■令和7年3月11日に行われた追悼事業等

追悼事業等	主　催
3月11日天にとどけ閖上の祈り	一般社団法人ふらむなとり (協力:閖上中央第一団地管理組合)
追悼のつどい〜みんなのこと、わすれないよ〜	津波復興祈念資料館 閖上の記憶
3月11日なとり・閖上追悼イベント2025 慰霊碑に電子絵灯篭の飾りつけ、閖上太鼓の演奏	なとり復興プロジェクト (共催:一般社団法人名取市観光物産協会)
竹灯籠による東日本大震災被災地追悼行事	神戸・心絆
かえりびな 吊るし桃飾り展示会	仙台かえりびなの会 (協力:名取市震災復興伝承館)

4　美田園北まちびらき

美田園北地区は、津波により甚大な被害を受けた本市沿岸部の下増田地区住民等を対象とした防災集団移転促進事業の移転先団地であり、一般戸建住宅70戸、戸建災害公営住宅42戸、集合災害公営住宅50戸の合計162戸からなる新たなまちである(災害公営住宅には閖上地区から移転した住民等も多く居住している)。美田園北地区は、震災の津波で浸水した場所であったことを踏まえ、宅地計画高を浸水高以上に設定することに加え、地震にも強い強固な地盤とすることで、安心安全に配慮されたまちづくりが行われた。美田園北団地の整備は、市の復興事業の先駆けとなり、その後の閖上地区のモデルともなる事業となった。

美田園北まちびらきは、平成27年10月4日に美田園北団地内の「きずな公園」で開催され、住民や関係者等、300人が参加した。住民のリクエストでマグロの解体ショーが行われ、刺身、寿司、肉野菜炒めなどが振る舞われ、閖上太鼓保存会による和太鼓の演奏も行われた。同日に行われた美田園北町内会の設立総会後には、式典とお祝いの会が開かれ、新たなまちの誕生を祝うとともに、居住者同士の地域コミュニティの絆が深められ、まちの成長と発展が祈願された。

◎美田園北地区の変遷

平成23年3月11日	東日本大震災発生
平成23年10月11日	名取市震災復興計画の策定
平成24年3月30日	復興整備計画公表
平成24年9月10日	下増田地区防災集団移転促進事業計画の大臣同意
平成24年9月25日	北釜・広浦地区の災害危険区域の指定
平成25年2月8日	下増田地区防災集団移転促進事業計画変更(第1回)の大臣同意
平成25年6月25日	杉ケ袋北、杉ケ袋南地区の災害危険区域の追加指定
平成25年8月21日	下増田地区防災集団移転促進事業計画変更(第2回)の大臣同意
平成25年9月19日	開発許可に係る名取市復興整備計画(第4回)の公表
平成25年10月28日	美田園北団地造成工事起工式
平成26年7月23日	下増田地区災害公営住宅建設工事起工式
平成27年3月3日	開発行為に関する工事の検査済証の交付
平成27年3月20日	復興公営住宅(戸建)鍵の引渡式
平成27年7月30日	復興公営住宅(集合)鍵の引渡式
平成27年10月4日	美田園北まちびらき



美田園北まちびらき

5　閖上復興促進イベントの実施

市は、震災復興計画に基づき、令和元年度までにハード整備を伴う復旧・復興事業を完了させ、「復興達成宣言」を行うべく、各種事業の工程表を一覧にまとめた「閖上復興達成宣言スケジュール表」を作成し、事業の計画的な推進を図った。

「閖上復興達成宣言スケジュール表」の中で、必達目標として位置付けられたのが、平成30年5月の「閖上復興促進イベント」、平成31年（令和元年）5月の「閖上地区まちびらき」、平成32年（令和2年）3月の「復興達成宣言」である。これらの目標は全庁的に共有され、全ての職員が同一の目標に向け、全力で取り組むための道標となった。

「閖上復興促進イベント」は、閖上地区のまちびらきを1年後に控え、震災復興の早期完了を願うとともに、これまで市の復旧・復興に協力してきた方々に感謝の意を表することを目的に、平成30年5月27日に日和山北側の特設会場で盛大に開催された。実施にあたっては、一般社団法人名取市観光物産協会やサポートセンター「どっと.なとり」の職員、市職員等で構成される「復興促進イベント実行委員会」が組織され、イベントの企画運営に取り組んだ。

また、会場に隣接する閖上水産加工団地内で「閖上水産加工まつり～復興感謝祭～」も同日に開催された。「閖上水産加工まつり」では、閖上水産加工業組合各社や参加団体による飲食提供や閖上の赤貝、新ブランドの小女子（こうなご）の物販が行われた。その場で新鮮な海の幸を楽しむことができ、当日は、閖上地区全域が活気にあふれる1日となった。

【閖上復興促進イベントの内容】
第1部　式典
- ・工事の進捗状況映像（ドローンによる映像映写）
- ・今後の事業説明（市震災復興部長）
- ・工事関係者代表による挨拶
- ・くす玉割り　など

第2部　交流会
- ・復興支援アイドル「みちのく仙台ORI☆姫隊」のミニコンサート
- ・名取こどもミュージカルなどのステージ発表
- ・閖上ループバスによる復興状況見学（スタンプラリー）

［かわまちてらす閖上→閖上中央第一団地→閖上公民館→閖上中央第二団地→震災メモリアル公園→名取トレイルセンター→閖上小中学校］

- ・働く車の展示・写真撮影コーナー
- ・復興パネルの展示
- ・POK'EMON with youワゴン
  オリジナルエコバッグづくりやペーパークラフトづくり、ポケモンのサンバイザープレゼント
- ・かまぼこの炭火焼き体験コーナー
- ・おしるこ、カーネーションのおふるまい
- ・震災メモリアルブロックプロジェクト※
- ・記念品（がんばり枡（ます）、閖上復興絵葉書）

※震災メモリアルブロック設置プロジェクトについて、詳細は「第1章 第3節−2. 震災の教訓の蓄積と定着化（P.92）」を参照



閖上復興促進イベント記念品「がんばり枡」



閖上復興促進イベント式典（平成30年5月27日）


閖上水産加工まつり（平成30年5月27日）

6　閖上地区まちびらき

東日本大震災の津波で甚大な被害を受けた閖上地区では、震災から3,000日目となる令和元年5月26日に「閖上地区まちびらき」が行われ、新たなまちのスタートを切った。閖上地区では、平成30年4月に閖上小中学校が開校したほか、平成30年12月に全ての災害公営住宅が完成、平成31年4月には閖上保育所や消防署閖上出張所が相次いで供用を開始したほか、「かわまちてらす閖上」がグランドオープンを果たすなど、ハード面におけるまちの復興が目に見える形で進んできた時期であった。

市は、地区の住民や商工団体等で組織された実行委員会との協働により閖上地区のまちびらきを実施することで、これまで支援をいただいた多くの方々に改めて感謝の気持ちを表すとともに、復興した閖上の姿を市内外にPRするための契機とした（実行委員会の会長は、閖上地区まちづくり協議会の針生勉会長が務めた）。まちびらきの開催により、閖上地区への定住促進を図るとともに、地場の産業振興や観光の振興へつなげることも狙いであった。

当日は、同月に供用を開始した閖上公民館で記念式典が行われた後、公民館前の閖上中央公園をメイン会場に、地区内12の会場でさまざまなイベントが行われた。閖上中央公園のメインステージでは、参加者全員によるバルーンリリースの後、自衛隊音楽隊や閖上太鼓、こどもミュージカルなどによるステージショーが行われ、かわまちてらす閖上や朝市、水産加工団地では、閖上地区の商業者による産品PRブースが設置された。また、「感謝のメッセージとパネル展」では、復興への歩みや震災前の閖上、未来の閖上などを紹介するパネル展示を行ったほか、参加者による感謝の寄せ書きなども行われた。地区一円では、スタンプラリーやフォトブースが設置され、謎解きとともに閖上を学ぶことができる企画も行われた。閖上漁港では大漁船パレードが行われ、最後には高舘の熊野那智神社を出発した神輿渡御「お浜降り」が21年ぶりに復活し、閖上地区を練り歩き、まちびらきを締めくくった。

当日は晴天に恵まれ、JR名取駅と市役所、会場を結ぶ無料のシャトルバスが30分間隔で、地区内を巡るバスが10分間隔で運行されるなか、約2万人が閖上の地を訪れた。また、市では、まちびらきの実施に当たり、発災以降、応援職員として共に復興業務に取り組んだ全国各地の市町村職員等を招待し、多くの市民と共に復興の喜びを分かち合った。


閖上地区まちびらき（お浜降り）



こどもミュージカルによるステージ発表



出店が立ち並び、賑わうゆりあげ港朝市

■閖上地区まちびらき概要

目　的

①これまでで支援をいただいた全ての皆さんに感謝する。
②新しいまちや復興した姿を見てもらう。
③子どもたちが輝くまちびらきを行う。
④震災で犠牲になられた方々を鎮魂するとともに、未来に向かうスタートラインとする。

期　日

令和元年5月26日(日)

会　場

(メイン会場)
閖上公民館(まちびらき式典)
閖上中央公園(メインステージ)
(サブ会場)
閖上小中学校(施設見学、展示)
かわまちてらす閖上(飲食、物販)
閖上中央集会所(住民や来訪者の交流、周辺見学)
閖上ヨットハーバー(東京オリンピック使用艇展示)
閖上水産加工団地(地元水産物等PRブース設置)
震災メモリアル公園(鎮魂、施設見学、自衛隊車両及び消防車等の展示)
ゆりあげ港朝市(飲食、物販)
名取トレイルセンター(施設見学、ふるさと閖上・復興写真展)
閖上湊神社(お浜降り)
閖上漁港(お浜降り)

ステージイベント

10:00-10:20　宮城県警察音楽隊
10:30-10:50　砺波市の獅子舞
11:00-11:20　閖上太鼓
11:30-11:50　こどもミュージカル
12:00-12:20　メインゲストによるミニコンサート(松本伊代、早見優、城之内早苗)
12:30-12:50　よさこい音頭
13:00-13:20　名取北高校吹奏楽
13:30-13:50　愛島ダンサーズ
14:00-14:20　学生による民族舞踊、チアリーディング
14:30-14:50　大漁唄、お浜降り

実施機関(閖上地区まちびらき実行委員会)

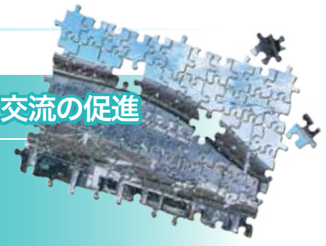
名取市、閖上小中学校、閖上公民館、閖上地区まちづくり協議会、上町町内会、閖上中央第一団地管理組合、閖上中央第二団地住民有志の会、閖上地区区長会、ゆりあげ港朝市協同組合、株式会社かわまちてらす閖上、名取市観光物産協会、閖上水産加工業組合、Yuriage Suns、NPO法人みちのくトレイルクラブ、宮城県漁業協同組合閖上支所(現仙南支所(閖上))、パナソニック株式会社東北復興推進室、尚絅学院大学、仙台高等専門学校、宮城学院女子大学

■閖上地区まちびらき(会場図)



［第３節］　なとりらしい風土を感じるブランドの確立と観光・交流の促進

5 仙台空港と閖上を結ぶ観光軸の形成



名取市は、仙台空港などの広域的なアクセスに恵まれており、震災後はそれらの特性を生かした復興の推進について模索した。特に閖上地区を観光拠点として発展させることを目指し、仙台空港と閖上を結ぶ新たな観光軸の形成について検討した。両地区をつなぐ手法として検討した貞山運河の舟運事業は断念することになったが、現在、閖上地区周辺では地場産品や食体験を楽しむことができる施設が増加し、新たな交流も生まれている。

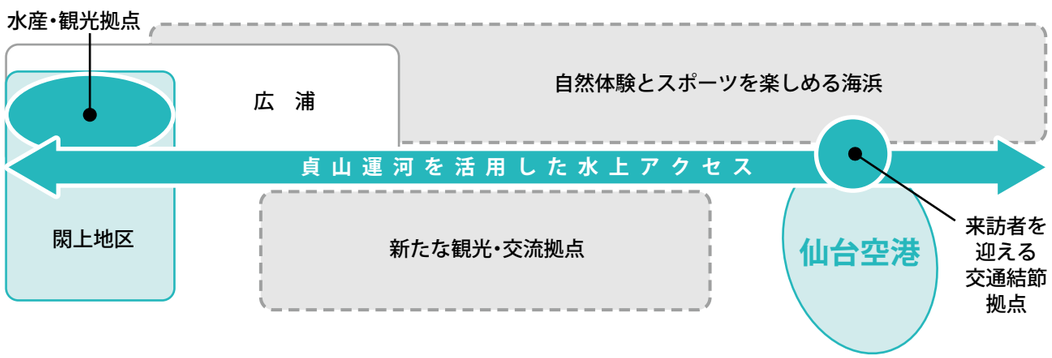
1　閖上地区の再生と仙台空港の民営化

名取市は、東北の空の玄関口である仙台空港が所在しているほか、JR東北本線や東北縦貫自動車道、仙台東部道路などが市内を縦断し、広域的なアクセス環境に恵まれている。平成23年3月に策定した「名取市第五次長期総合計画」では、「地域特性を生かしたまちづくりの推進」を目標に掲げ、海浜地域の振興施策の推進や交通利便性を生かした地域づくりの推進、空港を生かしたまちづくりの推進等の施策に取り組むこととしていた。

これらの取組は、平成23年10月に策定した「名取市震災復興計画」において、「復興を牽引する連携プロジェクト」の1つに「空の道・水の道交流プロジェクト」として改めて掲げた。東北の広域的な観光・交流圏のゲートウェイ、国際的な交流拠点としての仙台空港周辺の可能性を分析したうえで、貞山運河や広浦及びその周辺、閖上漁港などの地域資源を生かした沿岸部活性化の戦略的なビジョンを検討し、民間投資などの多様な力が生かせる環境づくりを進めることを目指した。

平成25年3月に策定した「名取市沿岸地域活性化振興ビジョン」では、震災で大きな被害を受けた沿岸地域がかつての賑わいや活力を取り戻し、これまで以上に魅力的な地域として復興を遂げるためのさまざまな施策を位置付けた。これらの施策の中には、震災で大きな被害を受けて使用不能となったサイクルスポーツセンターの復旧事業も位置付けられ、平成26年2月にサイクルスポーツセンターの整備方針が決定した。

■復興を牽引する連携プロジェクトが想定する将来イメージ（当時）



このようななか、震災後わずか16日で再開を果たし、イオンモール名取の駐車場で暫定営業を行っていた「ゆりあげ港朝市」が、平成25年12月に閖上地区で本格的な再開を果たした。また、平成26年5月には、閖上地区の新たな観光交流拠点となる「閖上地区かわまちづくり事業」の整備に向けた検討が開始された。閖上地区における商業施設の再開や稼働に向けたこれらの動きは、今後、閖上地区の復興に伴い、地域の観光需要が高まることを具体的に予見させるものであった。

平成23年12月には、仙台空港の民営化を「創造的復興」の一環と位置付け、復興の起爆剤とすることを目指す県の方針が示され、平成24年10月には仙台空港の民営化に関する基本的な考え方がまとめられ、将来的に震災発生前のピーク時の2倍にあたる、旅客年間600万人を目指すことなどが発表されていた。

市は、これらの動きを踏まえ、閖上地区と仙台空港周辺地区において、将来的に大きな賑わいが創出されることを見据え、仙台空港と閖上を結ぶ観光軸の形成に向けた検討に改めて着手した。

2　新たな観光軸形成に向けた検討

閖上地区と仙台空港周辺の両拠点をつなぐ具体的な手法としては、震災以前から貞山運河を活用したまちづくりの手法として構想があった舟運事業を具体化し、船により往来することを検討した。しかし、本構想の具体的な検討を始めた平成28年頃には、広浦地区の貞山運河上で災害復旧が進められていた防潮水門の整備がすでに完了しており、また、当該水門が船の往来を想定した造りとなっていなかったことから、事後的に船を通す仕組みを創り上げることは困難を極めた。市は、防潮水門の設置者である東北農政局と調整を重ねたが、当該水門には、観測水位により自動開閉を行う仕組みが既に構築されており、船を通過させるためには手動で水門の開閉操作を行う必要があ



ゆりあげ港朝市



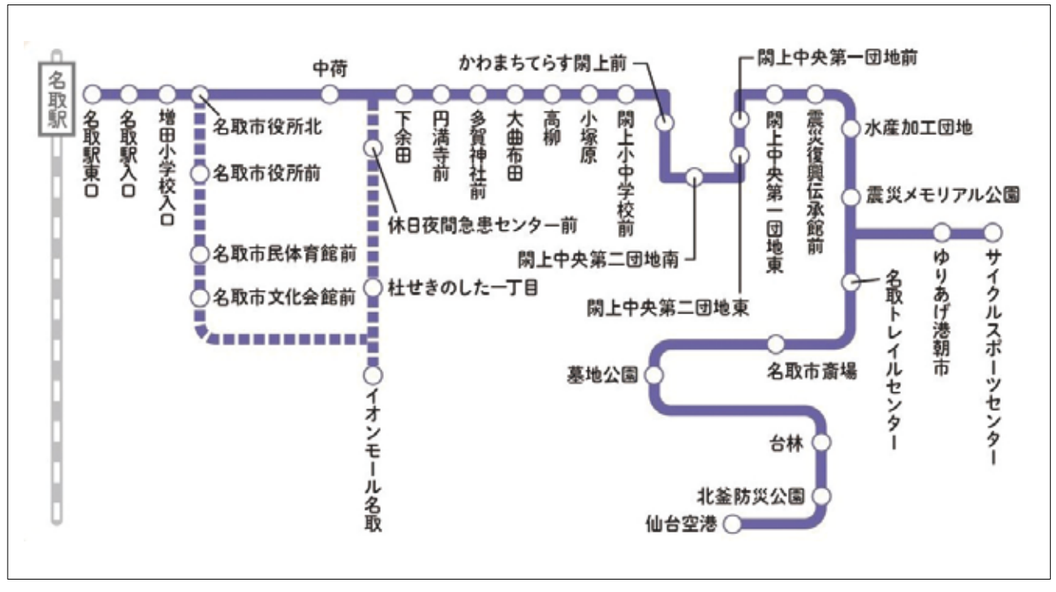
仙台空港

ること、また、当該水門の開閉により貞山運河に海水が流入し、周辺農地に塩害が発生する恐れがあることなどから、実施には課題がある旨の見解が示された。また、市では、水門の手前と奥で船を乗り継ぎ、水門そのものを船が通過することなく移動できる手段についても検討したが、乗り継ぎの際に、船から乗り降りをするための桟橋が必要となり、防潮堤（貞山運河）の管理者である県からは、桟橋の設置により、防潮堤の機能そのものが低下してしまうことへの懸念が示された。市は、令和4年度に仙台空港周辺と閖上地区を舟運事業で結ぶ構想の実現を断念した。

民営化により、仙台空港の利用者が令和元年に370万人を突破するなど順調な増加を続けるなか、市は、その後も仙台空港周辺と閖上地区を結ぶ移動手段の検討を続けた。令和5年10月には、市の乗り合いバス「なとりん号」の15年ぶりのリニューアルに合わせ、それまで名取駅と閖上地区を結んでいた「なとりん号」の幹線路線「閖上線」を仙台空港まで延伸し、仙台空港から直接閖上地区を訪れることができるよう、運行区間の見直しを行った。これらの取組もあって、令和4年度に4万4,776人であった「閖上線」の利用者は、令和6年度には8万2,410人まで大幅に増加した。

震災後、仙台空港から閖上地区に至る嵩上げ道路（第2次防御ライン）の周辺には、名取市の地場産品や食体験を楽しめる施設が多数進出、ゆりあげ港朝市の「浜焼き」や名産の「笹かまぼこ」など名取の伝統的なグルメに加え、仙台名物の牛タンが楽しめるバーベキュー施設、一年中いちご狩りが楽しめる農園など、様々な食体験が可能となった。市は、令和6年度に嵩上げ道路を「名取市グルメライン」と名付け、グルメラインを周遊し様々な食体験を楽しめるツアーを造成するなど、仙台空港から閖上地区へのさらなる観光誘客を目指した挑戦を続けている。

■「なとりん号」閖上線路線図



■名取市グルメライン





陣中ファクトリーガーデン
提供：株式会社陣中



一年中いちご狩りが楽しめる農園ケロケロの杜

［第３節］　なとりらしい風土を感じるブランドの確立と観光・交流の促進



6 交流人口の拡大による まちの賑わいづくり

震災後、閖上地区には多くの観光・交流施設が整備され、市は、地域の復興とともに交流人口の拡大を目指した。平成31年にオープンした「かわまちてらす閖上」や、再建された「名取市サイクルスポーツセンター」など、地元の商業施設や観光スポットが次々にオープンし、地域の活気を取り戻した。さらに、名取川河口域を介した仙台市との連携を強化しつつ、観光施設の周遊促進やサイクルツーリズムの推進が進展。令和4年8月に、12年ぶりに閖上で再開された「なとり夏まつり」は、地域の復興を象徴する一大イベントとなった。

1　名取川河口域を介した仙台市との連携

震災後、定住人口の減少が続く閖上地区では、交流人口の拡大に向け、観光・交流施設の整備が積極的に進められた。平成31年4月には、名取川沿いの堤防側帯上に商業施設「かわまちてらす閖上」がオープンし、かつての閖上地区の商店街を想起させる飲食店や小売店など27の店舗が集結した。当初は、閖上地区で被災した事業者の再開の受け皿として計画されたが、市外で被災した事業者や新たに出店する事業者も一堂に会し、雄大な川辺を望むオープンテラスを備えたことで、名取市を代表する賑わい拠点となった。

令和2年10月には広浦橋を渡った先の地で「名取市サイクルスポーツセンター」がオープンした。震災で大きな被害を受け、平成24年に解体されたが、約9年半の時を経て震災前と同じ場所での再建となった。震災前から引き継いだ自転車や宿泊の機能に加え、新たな目玉として天然温泉を引いた温泉施設を併設し、サイクリストや家族連れなど多くの人々が楽しめる施設として生まれ変わった。

そのほか、震災後わずか16日で再開を果たした「ゆりあげ港朝市」は、イオンモール名取の駐車場で暫定営業を続けつつ、国内外から多くの支援を受け、平成25年12月に震災前と同じ場所でグランドオープン、震災前と変わらぬ賑わいを取り戻した。環境省が整備し、平成31年4月にオープンした「名取トレイルセンター」は、東北地方の太平洋岸を縦断する総延長1,000㎞を超えるみちのく潮風トレイルの統括管理施設として歩く旅の文化を国内外へ発信、多くのハイカーに利用されている。

このように、震災後いくつもの観光・交流施設が整備された閖上地区では、観光需要が日に日に高まっており、市は、閖上の復興が一段落する令和2年前後から、閖上地区の交流人口拡大に注力し、更なる魅力の向上に取り組んだ。初めに、閖上地区内での観光客の滞在を促すため、令和2年に閖上地区の各所に観光施設の情報が掲載された総合案内版を設置した。併せて、それぞれの施設にも統一したデザインによる説明板を設置するとともに、閖上地区にスポットを当てたパンフレット「名取閖上マップ」の作成や、市の観光パンフレット「WONDER NATORI」の刷新等、生まれ変わった閖上地区の情報発信に力を入れて取り組んだ。

令和3年2月には、閖上地区など市内観光施設の周遊を促す取り組みとして、観光デジタルスタンプラリー「いざ出陣！名取めぐり 元気りんりんラリー」を開催した。スマートフォンのみで参加できる手軽なスタンプラリーとして、市内（一部市外を含む）の観光施設31施設を巡る企画で、「サイクルスポーツセンター」や「かわまちてらす閖上」など閖上地区の8施設を対象スポットに選定することで、閖上地区への来訪と周遊を促進した。名取川を介し隣接する仙台市側でも、平成29年4月に一般公開を開始した震災遺構「旧荒浜小学校」や若林区井戸の海岸公園で平成30年7月に利用を再開した「冒険広場」、令和4年4月に若林区藤塚の防災集団移転跡地でオープンした「アクアイグニス仙台」など被災した沿岸部で複数の施設が供用を開始しており、令和4年度以降はこれらの施設とも連携した「名取・仙台沿岸部周遊キャンペーン」※として対象エリアを広げ、仙台市とも一体となった周遊促進策に取り組んだ。

※令和4年：名取・仙台域内周遊キャンペーン
　令和5年：名取・仙台沿岸部周遊キャンペーン
　令和6年：名取・仙台沿岸部周遊キャンペーン

■「名取閖上マップ」（令和3年3月作成、令和4年1月改訂）



■観光パンフレット「WONDER NATORI」（令和2年9月作成）



2　サイクルツーリズムの促進

令和2年10月のサイクルスポーツセンターの再建、リニューアルにより、多くのサイクリストが閖上地区を訪れるようになり、市は、自転車で周遊を促す「サイクルツーリズム」の促進にも力を入れて取り組んだ。

令和3年度は「自転車周遊促進実証事業」として、スポーツ用自転車を駐輪できる専用のサイクルラックを市内各地の公共施設や民間施設に設置し、サイクリストが立ち寄りやすい環境を整備した。また、自転車を活用した観光の促進に向け、市内を自転車で周遊する際の推奨コースを設定した。推奨コースは全部で4コースを設定し、震災前からまちなみが大きく変わった閖上地区でも「閖上りんりんサイクリングコース」を設定し、自転車で閖上地区を訪れる人々の道標とした。推奨コースは、市が令和3年10月に開催したサイクルイベント「なとりサイクルスタンプラリー2021」の舞台としても活用された。

令和4年度は、市のサイクルツーリズム専用サイト「なとりサイクリング」をホームページ上に開設、サイクルスポーツセンターと近隣市町の宿泊施設が連携した宿泊プランの造成にも取り組んだ。

令和5年度は、仙台空港に自転車利用が盛んな台湾からの旅行客等が多く訪れていることに着目し、台湾のサイクリストを招き、震災からの復興を果たした被災地域を自転車で巡る「名取復興・国際サイクルフェスタ」を開催するなど、インバウンドを視野に入れた取組を推進した。近年では、サイクルスポーツセンターと名取トレイルセンターが市内に所在していることに着目し、サイクリングやトレッキングによる移動を推奨する「人力で旅する文化」の発信を行うなど、更なる発展を目指した取り組みを進めている。



サイクルスポーツセンターで行われた「名取復興・国際サイクルフェスタ」（令和5年10月15日）



サイクルツーリズム専用サイト「なとりサイクリング」

3　なとり夏まつりの閖上再開

名取市の夏の風物詩であり、昭和60年に第1回が開催された「なとり夏まつり」は、例年閖上地区を会場に開催され、港町閖上の特色を活かした大漁旗を掲げた漁船が一堂に会する漁船パレードが行われるなど、地域に根差した伝統行事となっていた。しかし、閖上地区が震災で大きな被害を受けたことで、平成23年の夏まつりは中止となり、平成24年以降は下増田小学校グラウンドに会場を移して開催されることになった。下増田地区での夏まつりは令和元年（第34回）まで続いたが、この頃になると閖上地区の復興が一区切りとなりつつあり、夏まつりを閖上の地で再開したいという機運が高まっていった。これらの状況を踏まえ、名取市、名取市商工会、一般社団法人名取市観光物産協会等で構成する「なとり夏まつり実行委員会」は、令和2年の第35回夏まつりの閖上開催を実現すべく、具体的な検討を開始した。折しも、令和2年以降急速に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響と国による緊急事態宣言の発出により、令和2年（第35回）及び令和3年（第36回）の夏まつりは開催そのものを見送ることになった。その後、感染症への対策が定着し、感染防止対策を行ったうえでのイベントが各地で開催されるようになってきたことを踏まえ、令和4年になとり夏まつりを改めて閖上で開催すべく、検討が再開された。

令和4年8月6日、第37回なとり夏まつりが12年ぶりとなる閖上の地で盛大に開催された。夏まつりには2万人が訪れ、多くの人々が復興を果たした閖上で1万発を超える打ち上げ花火などを楽しんだ。

これらさまざまな取り組みと関係者の努力により、震災前の閖上地区の観光客数は約50万人だったが、令和6年は約110万人となり、大幅に増加した。また、名取川河口域を介した対岸の藤塚地区では、令和5年8月にかわまちづくり計画が登録され、今後は名取川河口域の両岸でかわまちづくり事業が進められることとなっている。震災により大きな被害を受けた閖上地区においても、今後は仙台市側とも一体となった観光誘客に取り組むことで、更なる交流人口の拡大と賑わいの創出を図っていくこととしている。



震災前のなとり夏まつりで実施されていた漁船パレード（昭和60年）



令和4年、12年ぶりに閖上で開催された「なとり夏まつり」

［第１節］　災害に強い都市空間の創造



1　災害等廃棄物の処理と適正な活用

東日本大震災による災害廃棄物の量は膨大で、市の処理能力をはるかに超えるものであった。この未曾有の事態に対し、市は宮城県へ災害廃棄物の処理に関する事務を委託し、閖上海岸に設置した二次仮置き場で災害廃棄物の処理を行った。市の災害廃棄物及び津波堆積物の処理は平成26年3月25日にすべて完了し、その総量は約96万3,000tに及んだ。

1　災害廃棄物の処理体制

東日本大震災では、東日本の太平洋沿岸部を中心に、13道県239市町村において災害廃棄物約2,000万t、津波堆積物約1,100万tが発生した（平成26年3月末現在（「平成28年3月環境省報告書」より））。市は、平成23年3月28日に県が定めた「災害廃棄物処理の基本方針」と、同年5月16日に環境省が公表した「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」等に基づき災害廃棄物の処理に取り組んだ。

災害廃棄物の処理は、一般廃棄物として市町村が行うことが原則である。しかし、東日本大震災による災害廃棄物及び津波堆積物の量は膨大で、市が単独で処理することは極めて困難であった。そのため、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、宮城県が市の委託を受ける形で災害廃棄物の処理を行うこととなった。

県は災害廃棄物の処理に当たり、県内を4つのブロック・6つの処理区に分け、ブロック・処理区ごとに概ね1か所に二次仮置き場と呼ぶ大規模中間処理基地を設置した（名取市は亘理名取ブロック・名取処理区）。

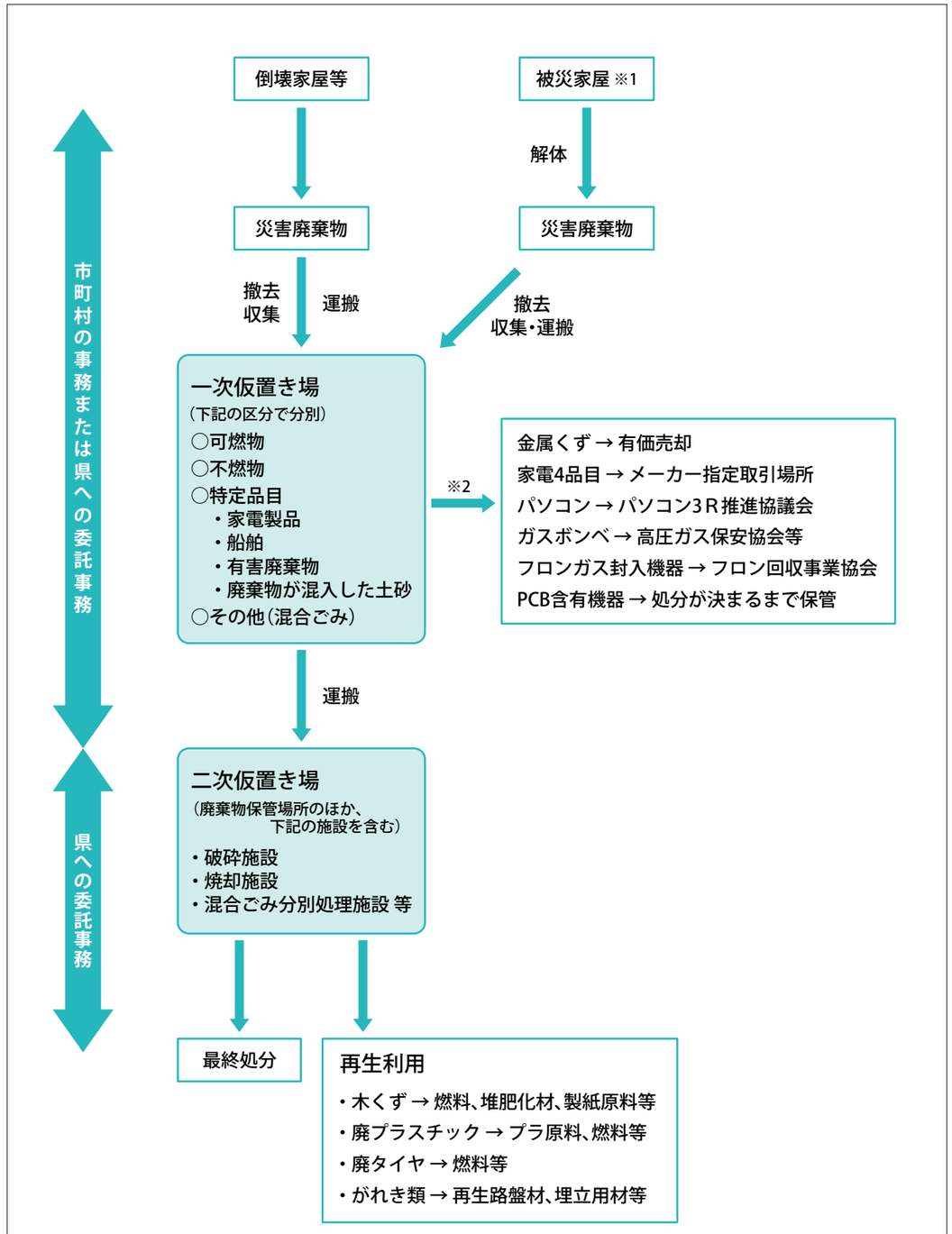
平成23年4月15日、市は宮城県と「名取市と宮城県との間の災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約」を締結し、災害廃棄物の包括的な処理について県に委託することとした。また、がれきや被災自動車、被災船舶、米穀・大豆の処理についても、県への委託により実施することとした。地方自治法に基づく事務委託は議会の議決事項であるが、災害時における緊急対応として専決処分により対応した。一次仮置き場への搬入は市が実施し、閖上地区に設置した二次仮置き場までの運搬及びそれ以降の業務について県に委託し、災害廃棄物の処理を実施した。なお、宮城県及び本市の災害廃棄物の処理量は表1のとおりである。

■表1：宮城県及び名取市の災害廃棄物処理量

	災害廃棄物	津波堆積物	合計処理量	名取市処理分
県受託処理分	647.1万t	324.5万t	971.6万t	77.2万t
市町村独自処理分	513.3万t	403.0万t	916.3万t	19.2万t
県全体処理量合計	1,160.3万t	727.6万t	1,887.9万t	合計96.3万t

※端数処理の都合上、合計と内訳が一致しない部分がある。

■災害廃棄物の処理フロー図（概要）



※1　市町村が解体の必要があると判断し、災害廃棄物として処理することが必要であると認めたもの。

※2　指定業者等への引き渡しは仮置き場の設置者が行う。

「東日本大震災名取市の記録」より引用

2　一次仮置き場の管理・運営

市は災害廃棄物の一次仮置き場を閖上地区（閖上海岸）、手倉田地区（十三塚運動公園野球場北側駐車場）、小塚原地区（小塚原共有地）に設置したほか、空港西グラウンド及び宮城県農業高等学校グラウンドに被災自動車の仮置き場を設置した。一次仮置き場の設置状況は表2のとおりである。

一般家庭から発生した災害ごみ（片付けごみ）は、平成23年3月13日に手倉田地区の一次仮置き場へ搬入することとし、その処分については小塚原地区の一次仮置き場に搬入した後、分別して処分を行った。高齢者世帯で仮置場まで搬出できない世帯や車がなくて搬出できない世帯については、5月1日から12月28日までの8か月間、協業組合名取環境事業公社への委託による戸別収集を実施した。

平成23年9月16日、閖上地区の一次仮置き場西側で廃棄物の内部で発酵した可燃ガスを原因とする大規模な火災が発生し、約1万8,000㎥の瓦礫（がれき）が焼損した。同月19日には閖上地区一次仮置き場東側でも火災が発生し、約3,000㎥が焼損した。仙台市消防局の応援も求め消火活動に当たったが、海水をくみ上げての散水のみでは消火に至らず、土砂散布による窒息消火が行われた。閖上地区の一次仮置き場は二次仮置き場を設置する隣接地にあったことから、火災鎮静後から二次仮置き場建設着手まで、防火対策としてがれきへの海水散水を継続した。また、同年9月22日には小塚原地区の一次仮置き場でも火災が発生し、約800㎥が焼損した。



閖上地区の一次仮置き場で発生した大規模火災
（平成23年9月16日）



閖上一次仮置き場



小塚原一次仮置き場

■表2：一次仮置き場の設置状況

区　分	設置場所	面 積	供用期間	備　考
一次仮置場	閖上海岸（閖上字東須賀漁港区域内）	26.5ha	H23.3.12～H26.3.25	県有地（一部市有地）
	小塚原共有地（小塚原字西土手外ほか）	9.0ha	H23.4.1～H24.11.30	民有地
	十三塚運動公園野球場北側駐車場（手倉田字山）	0.6ha	H23.3.12～8.31	市有地
	空港西グラウンド被災自動車仮置場（植松字東）	0.8ha	H23.5.6～H24.8.28	県有地
	宮城県農業高等学校被災自動車仮置場（下増田字広浦）	0.5ha	H24.6.22～H25.1.10	県有地

■仮置き場位置図



3　二次仮置き場の管理・運営

本市を含む亘理名取ブロックの二次仮置き場については、当初、県の主導により山元町の牛橋地区に設置することが検討された。しかし、災害廃棄物を広域的に移動することによる費用の増大や、運搬車両の増加に伴う生活環境への影響及び交通渋滞への懸念、また2市2町（名取市・岩沼市・亘理町・山元町）の意向により、2市2町がそれぞれに二次仮置き場を設置することとなった。名取市においては市が主体的に調整を行い、一次仮置き場に隣接する県有地（一部市有地）に二次仮置き場を設置した。二次仮置き場の設置状況は表3のとおりである。二次仮置き場での災害廃棄物の処理は平成23年10月に着手し、平成26年3月25日までに焼却及び最終処分等のすべての業務を終えた（県内各地の災害廃棄物の処理も同月末までにすべて完了した）。

二次仮置き場における主な災害廃棄物の処理量は、可燃物の焼却処理約7万2,000t、焼却灰の造粒固化約3万1,000t、津波堆積物等の土砂分級約54万6,000t、コンクリートくず破砕処理約11万6,000t、金属売却約1万2,000t、木くず破砕・搬出約8,000tなどとなった。

■表3：二次仮置き場の設置状況

区　分	設置場所	面 積	供用期間	備　考
二次仮置場	閖上海岸（閖上字東須賀漁港区域内）	6.6ha	H23.10.19～H26.3.25	県有地（一部市有地）一次仮置場に隣接

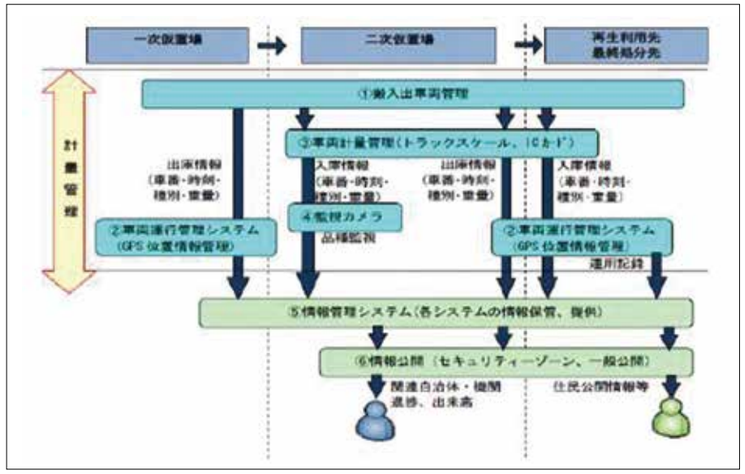
施設名		処理施設の概要	処理能力	本格稼働
破砕選別	選別ライン	粗破砕機、風力・手選別ライン	280t/日	H24.5
	木くず破砕施設	木チップ破砕機、木チップ選別機	150t/日	H24.7
	コンクリートくず破砕施設	破砕機	400t/日	H24.5
	津波堆積物分級設備	トロンメル、振動スクリーン、破砕機	2,080t/日	H24.5開始 H25.11終了
焼却	焼却施設	1号ストーカ炉	95t/日	H24.5
		2号ストーカ炉	95t/日	H24.6

※特に記入の無いものは、H25.10処理終了

■小塚原一次仮置き場から二次仮置き場運搬ルート



■搬出入管理概要図



4　被災自動車及び被災船舶の処理

被災自動車及び被災船舶の処理は県への事務委託により実施した。本市のほか、気仙沼市、岩沼市、東松島市、南三陸町の計5市町が県への委託により実施し、宮城県の受託処理台数は5市町分の合計で9,079台となった。

市内では、仙台空港西グラウンドと宮城県農業高等学校グラウンドに被災自動車の保管場所が設置され、県による所有者の特定、引き渡しが行われた。所有者不明の被災自動車については、3か月間申し出がない場合、県が処分する旨の公告を行い処理を行った。県によると、保管場所に搬入された被災自動車の約94%は所有者が判明し、そのうち約5%が所有者に引き取られた。引き取られなかった被災自動車は、自動車リサイクル法に基づき使用済自動車として一般競争入札を行い、引き取り業者に売却された。

被災船舶の処理は、本市のほか、石巻市、塩竈市、気仙沼市、岩沼市、七ヶ浜町、松島町、東松島市、女川町、南三陸町の計10市町が県への委託により実施した。県の受託処理量は10市町分の合計で3,500tとなった。当市で処理された被災船舶数は114隻であった。

5　損壊家屋等の解体・撤去（公費解体）

損壊家屋等の解体は私有財産の処分であり、所有者の責任によって行うことが原則であるが、国が、平成23年5月に「災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱」を改正し、東日本大震災で被災した家屋等については、市町村の判断により災害等廃棄物処理事業費補助金を活用し解体・撤去を行うことが可能となった。これを受け、市では、り災証明により「全壊」「大規模半壊」「半壊」と判定された家屋等について、公費による解体・撤去（公費解体）を行った。公費解体は、主に市内の建設事業者で組織される名取市災害応急措置協力会などへの委託により平成23年7月から平成24年11月まで実施し、全体では、400棟以上の解体・撤去を行った（甚大な津波被害に見舞われた閖上地区など沿岸地区の損壊家屋については、個別の公費解体によらず、その大部分を震災がれきの撤去と併せ、面的な撤去を行った）。

また、公費解体の一環として、震災で被災した下記の公共施設、公用施設の解体を行った。

> 市民活動支援センター、閖上児童センター、老人福祉センター松韻荘、サイクルスポーツセンター、働く婦人の家、北釜集会所、杉ケ袋南集会所、杉ケ袋北集会所、市営住宅日和山団地集会所、市営住宅小豆島団地（5号棟）、第一臨空公園トイレ、第二臨空公園管理棟、第二臨空公園ポンプ機械棟、北釜排水ポンプ場 、北釜処理センター（農業集落排水施設）、増田公民館、閖上公民館、図書館、消防救助訓練副棟

6　生活ごみとし尿の処理

家庭から出る通常の焼却ごみは、平成23年3月14日から震災前と同じように回収を行った。また、リサイクルできるごみ（資源物）についても、同年4月1日から回収を再開した。

震災前、市内で発生したし尿は亘理名取共立衛生処理組合が所管する岩沼市寺島の浄化センターで処理が行われていたが、津波により壊滅的な被害を受け使用不能となった。このため、亘理名取管内で発生したし尿については、山形県に支援を要請し、天童市の最上川流域下水道山形処理区山形浄化センターで処理を行うこととし、平成23年3月28日より搬入を開始した。平成25年3月には浄化センターの復旧が完了し、し尿の受け入れを再開した。

7　環境への配慮と災害廃棄物の活用

災害廃棄物の処理に当たっては、労働災害や生活環境への影響防止のため、処理現場やその付近において、大気、水質、騒音・振動、土壌等の環境モニタリングを実施した。また、災害廃棄物の二次仮置き場では、放射線を測定するなど放射線管理を徹底した。

津波堆積物やコンクリートくずなど、市で発生した災害廃棄物由来の再生資材については、仙台湾南部海岸堤防災害復旧工事、閖上北釜工区北部第３復旧工事の港湾・漁港工事、閖上浜防災林復旧工事等の海岸防災林復旧工事、宮城県農地復旧工事、サイクリングロード工事事業、災害廃棄物二次仮置き場造成工事事業などに活用した。

8　思い出の品等の引き渡し

災害発生時における廃棄物の選別は、単なる物の処分にとどまらず、被災者の精神的な支えとなる大切な物品の保護という側面を持つ。財産的価値のある貴金属や有価証券はもちろんのこと、個人の大切な思い出が詰まったアルバム、故人を偲ぶ位牌、努力の証である賞状といった品々は、そのかけがえのない価値から、災害廃棄物とは明確に区別して取り扱った。また、地域社会の歴史と文化を物語る石碑や銅像といった文化・歴史的資産も同様に、未来へと継承すべきものとして廃棄物から除外した。特に、写真やアルバムについては、その復元が被災者の心のケアにつながるという思いから、ボランティアやNPO等により洗浄などが行われるなど、持ち主へ引き渡すためのきめ細やかな取り組みが進められた。

名取市職員が語る復興の歩み⑱

処理の効率化、事故防止のため最初に分別する一手間を

クリーン対策課 課長補佐（当時） 佐藤　恭

私がクリーン対策課に配属され災害廃棄物処理の担当になったのは、平成23年７月のことです。先の見えない状況に途方に暮れつつ、次々と集まってくる廃棄物をただひたすら積み上げていました。その高さは48mにもなったと記憶しています。市では、発災後すぐに沿岸部に廃棄物を仮置きできる広い土地を確保することができました。もし置き場を確保できなければ何も片付かず、復旧にも支障が生じたのではないかと思います。

そのようななか、9月16日に閖上仮置き場で、その後に小塚原仮置き場で立て続けに火災が発生。閖上仮置き場では最初は海水を使うなどし、また仙台市消防局の協力を得て消火を試みましたが、鎮圧後も瓦礫（がれき）の深部にまで達したおき火が消えることはありませんでした。火災当日、私はパイプ椅子に座り、たった１人で夜通し現場を見守りました。廃棄物をただうず高く積み上げたことが、火災を招いた一因とも言えると思います。その後、瓦礫（がれき）の山を崩し、別の場所に規定の高さで積み直してようやく鎮火しました。小塚原の仮置き場では国立環境研究所研究員のアドバイスを受け、市消防の協力を得て化学消火剤による消火対応を行いました。

災害廃棄物の具体的な処理は地方自治法に基づいて宮城県に委託をして進めましたが、地元自治体としても何もかも初めてのことばかりで、新たな問題が次々と発生しました。瓦礫（がれき）の中には、津波で流された自動車、船、建物、防風林のものと思われる樹木、家畜の死体、海底から流されてきたと思われる堆積物など、処分方法がわからないさまざまなものがあり、宮城県や市の他部署と連携、協力し処理を進めた状況でした。

これらの経験から、分別が大きなポイントであることに気付きました。止めどなく集まってくる廃棄物を最初に大まかに分別することで、処理全体の効率化が図られます。アスベストを含む瓦礫（がれき）の問題などのリスク回避にもつながると思います。

当時、長崎県の廃棄物対策課などの職員４名に交代で支援に来ていただきました。この支援がなければ、クリーン対策課だけでは対応しきれなかったと思います。県の視点から多くのアドバイスをいただき、資金ショートを起こさぬよう国の補助金を調達するなど財政面でもサポートしていただきました。ありがたかったですね。長崎県の力添えには心から感謝しています。



閖上地区の一次仮置き場で発生した大規模火災（平成23年9月16日）

名取市職員が語る復興の歩み⑲

被災者の心に密接に関わる返却事業タイミングや対応に苦慮

総務課 総務係長（当時） 小笠原 博志

瓦礫（がれき）の中からみつかった津波の流出物返却事業は、名取市では写真と写真以外の津波流出物とに分け、それぞれ対応していました。塩水にさらされた写真やアルバムは、ボランティアやＮＰＯ団体によって洗浄され、保存性と検索性を高めるためスキャナーで読み込みデジタルデータ化した後、洗浄やデジタルデータ化の作業を行っていた仙台法務局名取出張所や仮設住宅等を巡回して、返却会を開催しました。

私がこの返却事業の担当になったのは、震災から２年たった平成25年度からです。流出物を引き取る人もだんだん少なくなり、保管場所である旧閖上小学校が解体されることになったことから、平成27年度に写真以外の流出物の返却事業を終了することになりました。

返却に当たっては、津波によって家も家財道具も失ったなか、思い入れのある物や写真が手元に戻ることを喜ぶ人がいる一方、それらを見ることに強い精神的負担を感じる人がいることも想定されました。そういったことから、たとえ持ち主がわかるものであっても、本人に返却を受けたいという意思がない限り、こちらからお返しすることはできないと考えていました。ただし、時間が経過するなかで、そういった気持ちにも変化が訪れ、返却会の後半の頃に、「気持ちが落ち着き、ようやく見に来ることができました。」と言って、会場を訪れてくれた人もいました。保管場所の確保や、物品のコンディション維持にも限界があり、この事業をいつまで継続するべきか、判断に大変苦慮しました。

現在は、スマートフォン等のカメラ機能の高品質化が進み、写真を見る際も、現像した写真で見るよりも、液晶画面上で見ることが多くなっているように思います。また、それらのデータは、SNS等の活用によって外部サーバに保存され、それらのバックアップ機能により、思い出の写真を失うことは少なくなっているように思います。また、個人情報の悪用による犯罪が増加し、プライバシー保護の考え方も、当時とは大きく変化しています。今後、同規模の災害があった場合に、同様の手法で返却事業を行うことは、必ずしもベストではないかもしれません。

ただし、思い出の品を返却することの意義が、それによってまったく失われてしまったわけではなく、被災によって多くのものを失った方々にとって、返却事業は引き続き大切な事業だと思います。もし、次回、東日本大震災のような大規模災害が起きてしまった際には、その時代の考え方に合わせた、当時とは異なる形で、皆さんに喜んでもらえる返却事業を、ぜひ実施していただければと思います。



閖上小学校体育館に保管され、返却が行われた思い出の写真等

［第１節］　災害に強い都市空間の創造



2　公共公益施設・都市基盤施設等の復旧

東日本大震災の津波で甚大な被害を受けた市の公共施設は、単なる原形復旧にとどまらず、人口動態や防災機能を踏まえた抜本的な再編を進めてきた。

壊滅的な被害を受けた閖上地区では、保育所や児童センターを閖上小中学校の隣接地へ集約し、子育てと教育の連携を強化。また、震災後の人口急増に直面した下増田地区では、国内外の民間支援を呼び水に児童センターを拡充。医療面では、休日夜間急患センターを新設し、感染症対策や自家発電による72時間の継続稼働体制を構築した。市の斎場は、仮復旧での火葬継続という困難な時期を経て、本復旧を果たした。

沿岸部では、サイクルスポーツセンターを温泉併設の複合施設として再建し、地域の活気を取り戻す交流拠点として活用している。また、消防出張所の復旧や市役所の耐震・停電対策にも取り組んだ。ほかにも、公民館や体育館など、災害に備えて各施設でさまざまな施設・設備のアップデートを行った。

1　保健福祉施設の復旧（保育所、児童センター、斎場等）

（1）閖上保育所

貞山運河東側の旧閖上六丁目にあった閖上保育所は、昭和31年に日和山集会所で名取市最初の保育所として開所後、昭和47年に移転新築された。木造建築であり、津波の直撃を受けて全壊、基礎部分のみを残し施設の全てが流失した。当時、施設を利用していた1歳から6歳の幼児54人は職員のとっさの判断と迅速な避難により全員無事だったが、保育所の復旧まではその後数年を要することとなり、閖上保育所を利用していた児童は市内のほかの市立保育所に分散し、保育を受けることになった。

閖上保育所の復旧に向けた具体的な検討は、閖上地区の被災市街地復興土地区画整理事業の進展に伴い平成28年度に再開、新たな建築場所は、閖上小中学校建設予定地の東側道路向かいの用地（2,000.19㎡）に決定した。市は、平成29年度に施設の復旧に向けた実施設計を行い、平成30年6月に工事に着手、平成31年3月に駐車場の一部を除き、全ての工事が完了した。閖上保育所は木造平屋建てで床暖房やステージ、ＬＥＤ照明を備えたものとなり、平成31年4月の供用開始時には、0歳から5歳まで45人の乳幼児が入所した。

震災前の閖上保育所は市の直営により運営していたが、平成18年度に高舘保育所を民営化して以降、市では保育所の民営化を進めており、新たにオープンした閖上保育所は民間事業者に管理運営を委託する手法を採用した。市は、施設の



閖上保育所（震災時）



閖上保育所（再建後）

開所に当たり平成30年3月に受託事業者を募集、2事業者の応募があり、その中から学校法人わかば学園を受託事業者に決定した。その後、閖上地区の人口の増加等に伴い、閖上保育所には令和7年4月時点で66人の乳幼児が入所、令和7年度には新たに指定管理者制度を導入し、学校法人わかば学園を指定管理者として運営が行われている。

（2）閖上児童センター

閖上児童センターは、昭和53年に閖上字五十刈地内に移転した旧閖上中学校（旧閖上二丁目）の学校跡地に昭和63年に建築された鉄筋コンクリート造の施設であり、同じく旧閖上二丁目の敷地内にあった閖上公民館、閖上体育館、働く婦人の家と共に1階部分が完全に浸水するなど津波による甚大な被害を受けた。

閖上児童センターの復旧に向けた具体的な検討は、閖上保育所と同じく被災市街地復興土地区画整理事業の進展に伴い平成28年度に再開し、新たな建築場所は、閖上小中学校の建設予定地の南隣の用地（2,001.52㎡）に決定した。市は、平成30年度に施設の復旧に向けた実施設計を行い、令和元年6月に工事に着手、令和2年3月に全ての工事が完了した。新たな閖上児童センターは鉄筋コンクリート造で、旧施設にはなかった放課後児童クラブ用のクラブ室を新たに設け、令和2年3月に供用を開始した。用地の取得調整に時間を要し、閖上小中学校の開校からおよそ2年遅れでの供用開始となったが、その間、



閖上児童センター（震災時）



閖上児童センター（再建後）

放課後等の児童の受け入れは、閖上小中学校の空き教室で「閖上放課後児童クラブ」の運営を行うことで対応した。

令和2年4月時点での閖上児童センターの登録児童は63名だったが、その後、閖上地区の人口増加等に伴う閖上小中学校の児童生徒数の増加により、閖上児童センターは令和7年4月時点で100名の児童が利用している。

（3）下増田児童センター

震災時市では、増田、閖上、館腰、名取が丘、増田西、ゆりが丘、相互台、那智が丘の8地区に児童センターを設置していたが、下増田、愛島、高舘の各地区は未設置となっていた。児童センターの未設置地区において、当時は「下増田幼稚園」「愛島幼稚園」「高舘幼稚園」の各園が設置されており（その他、本郷地区にも「本郷幼稚園」があった）、市では、これら幼稚園の園舎を活用し「放課後児童クラブ」を運営、放課後等の児童の受け入れを行っていた。

震災の津波により、下増田幼稚園も床下浸水等の被害があったが、躯体に大きな損傷はなく、平成23年3月には放課後児童クラブともども運営を再開した。

課題となったのは、下増田地区の人口の急増であった。もともと農村集落として発展してきた下増田地区の人口は平成20年3月末時点で2,459人となっていたが、平成19年3月に仙台空港アクセス線が開業し（美田園駅も同時に開業）、周辺の区画整理事業（下増田臨空土地区画整理事業）も平成16年9月の着工以降、盛んに進められていたこともあって、平成23年3月末時点で4,709人、平成24年3月末時点で5,191人、平成25年3月末時点では5,773人と大幅に増加した（外国人を含まず）。震災後、市は下増田地区に「美田園第一（128戸）」「美田園第二（120戸）」「美田園第三（27戸）」の3つの応急仮設住宅を整備しており、また、多くの被災者が、宅地分譲が進む下増田の土地区画整理地内に新たな居住地を求めて市外や県外から転入してきたことも、人口増加の要因となった。

下増田幼稚園を利用した放課後児童クラブがますます狭隘となるなか、「東日本こどもプロジェクト」として、被災した子どもたちへ「遊び」を通じたさまざまな支援を行っていたイケア・ジャパン株式会社（千葉県船橋市）から復興支援の申し出があった。市は、申し出に対し、放課後児童クラブの運営が可能な下増田地区の児童厚生施設を要望、イケア・ジャパン株式会社側の了解を受け、新たに「増田児童センター下増田分館」を整備することとした。

その後、子どもの権利保護に向けた国際的な活動を展開する「公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン」も支援に参加。施設の建築工事は平成26年12月に着工された。完成後、平成27年5月に開館した新施設を利用する登録児童は114名（開館時）、下増田幼稚園の敷地内（西側）に建築された床面積146.97㎡の「増田児童センター下増田分館（愛称：PiyoPiyoハウス）」は、木造平屋建ての快適で温かみのある建物として、人気の施設となった。

市の公立幼稚園廃止の方針により、平成28年3月に下増田幼稚園が廃止され「増田児童センター下増田分館」は同年4月以降、旧下増田幼稚園の園舎を含め「下増田児童センター」として再出発することになったが、その後もイケア・ジャパン株式会社からの支援により建築された施設は放課後等の児童の居場所として活用が続けられた。

しかしながら、下増田児童センターの利用児童はますます増加、市は下増田小学校の体育館の一部を放課後児童クラブの実施場所として借用するなどの対応を余儀なくされ、この対応が常態的に続くこととなった。この状況を踏まえ市は、同じく老朽化が進み、狭隘化する下増田公民館との合築による新たな児童センターの整備に取り組むことを決定、公民館との合築による新たな児童センターは令和5年11月に供用開始となった。イケア・ジャパン株式会社から寄贈された旧増田児童センター下増田分館PiyoPiyoハウスは令和6年、惜しまれながら解体された。



下増田公民館との合築により整備された新たな下増田児童センター

（4）児童遊園（閖上児童遊園、閖上つるづか児童遊園）

震災前、閖上には「閖上児童遊園」と「閖上つるづか児童遊園」の2つの児童遊園があった。「閖上児童遊園」は旧閖上一丁目の上町集会所前に、「閖上つるづか児童遊園」は旧閖上小学校の南側敷地にあって、特に「閖上つるづか児童遊園」は小学校の校庭と一体的な利用に供されていたこともあり、多くの児童に親しまれていた。閖上の住民にとって思い出の「チビッコ丸」（ジャングルジムや滑り台と組み合わせた船型遊具）が設置されていたのも「閖上つるづか児童遊園」である。



震災前の「チビッコ丸」（昭和49年撮影）

震災後、市は被災市街地復興土地区画整理事業の実施に合わせ、これら2つの児童遊園を1つに集約し、復旧を行うこととした。設置場所は、閖上児童センターとの一体的な利用が可能となるよう同児童センターの西側隣接地とし、令和2年1月に工事に着手、同年9月に完成した。

新たな児童遊園の名称は「閖上チビッコ丸児童遊園」とした。老朽化により震災の1年ほど前から使用禁止となっていた「チビッコ丸」は、住民の強い要望を受け、塗装等の修繕を行い「閖上チビッコ丸児童遊園」に移設した（移設後は、遊具としての役割を終え、展示のみとなっている）。

（5）老人福祉センター松韻荘

老人福祉センターは、老人福祉法の規定に基づき、高齢者に関する各種の相談に応ずるとともに、高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設である。「名取市老人福祉センター松韻荘」（以下、「松韻荘」）は、入浴施設を備え、（平成19年3月までは）宿泊も可能な施設として、震災前の平成22年度においては、高齢者の利用を中心に、地域の親睦事業等の利用を含め延べ1万2,944人に利用されていた（運営は名取市社会福祉協議会に委託していた）。

松韻荘は、閖上から広浦橋を渡った閖上字東須賀に昭和46年に建築されたコンクリートブロック造平屋建ての施設であり、海岸から約0.3㎞の位置で津波の直撃を受け全壊、その後、復旧されることなく廃止された。

現在、かつて松韻荘があった場所は、復旧を終え、令和2年9月に再度の供用開始を果たしたサイクルスポーツセンターの駐車場となっている。



名取市老人福祉センター松韻荘（震災時）

（6）休日夜間急患センター

東日本大震災が発災したのは3月11日の金曜日であり、休日夜間急患センター（以下、「急患センター」）は休館日となっていたが、震災の発生により、市は、名取市医師会と協議し、急患センターを救護所として開設することを決定。平日・休日にかかわらず、震災翌日の3月12日(土)から27日(日)までの16日間、名取市医師会や宮城県がんセンターの医療チームの協力を得て、合計1,058名の患者の診察に当たった（急患センターにおいては、震災による建物等への大きな被害はなく、発電機による診療が可能であった）。

急患センターは、当時、下余田字鹿島に事業所を構える株式会社バイタルネットの建物の一部を借用し運営していたが、平成9年11月の開館以降、市域の人口増加に伴い利用者が年々増え続けるなか、施設の狭隘化が喫緊の課題となっていた。

このようななか、震災で甚大な被害を受けた医療提供体制の再構築に向け、県が平成24年2月に策定した「宮城県地域医療復興計画（平成24年度～平成27年度）」において、名取市休日夜間急患センターの整備が、計画に掲げる目標「自治体病院等の統合・再編等による医療資源の再配置」に向けた具



閖上チビッコ丸児童遊園に設置された「チビッコ丸」



震災後、新たに整備された休日夜間急患センター

体的な施策の1つに位置付けられた。当該計画は、国の「平成23年度地域医療再生臨時特例交付金交付要綱」に基づき、県が国から交付金を受けて造成する地域医療再生臨時特例基金を財源として実施する復興事業計画である。これにより、国の財源を活用し、狭隘化した市の急患センターの新たな整備を行うための道が開かれた。

市は交付金の採択を受け、平成25年5月に新たな急患センターの整備に向けた測量調査等に着手した。新施設は平成9年度以降、急患センターを運営のため借用していた株式会社バイタルネットが所有する敷地の一部を市が購入し、市が事業主体となって建築することとした。建築工事は平成26年12月に着工し、平成27年12月に全ての工事が完了した。平成28年2月に新施設となり開所した急患センターは、感染症対策として陰圧室（待合室・診察室）を新たに設けたほか、東日本大震災の経験を踏まえ、プロパンガスを利用したガスコージェネレーションシステムを導入、万が一の停電時も最長で72時間、自家発電により施設が稼働できる電力供給体制を構築した。



斎場（復旧後）

（7）斎場

小塚原地区の東端、広浦湾のほとりにあった市の斎場（火葬場）は、震災の津波により1階部分が水没、大量の瓦礫（がれき）が施設内に流入するなど甚大な被害を受けた。職員はとっさのところで屋上によじ登り、辛うじて無事だったが、火葬炉をはじめ1階に設置されていた機械設備は全て水に浸かり、使用不能となった。

このようななか、市の遺体安置所には震災翌日から震災で犠牲となった御遺体が次々と運ばれており、御遺体の火葬を早急に実施することが求められた。市は、市内の葬祭事業者の協力を得



斎場（震災時）

て、名取市の姉妹都市である山形県上山市の斎場や仙台市の斎場に御遺体を運び、火葬を行ったほか、東京都からの申し出により、江戸川区の都営火葬場で火葬を行うなどの対応を行ったが、日に日に増え続ける御遺体の数に対応が追い付かず、使用不能となった火葬炉の復旧が急がれた。震災により東北地方太平洋沿岸の全ての市町村が被災し、あまりに多くの犠牲者が発生するなか、土葬による仮埋葬に踏み切る市町もあったが、名取市は遺族の心情に配慮し、あくまで火葬にこだわった。

震災から2週間後の3月25日、関係事業者と斎場スタッフの昼夜を問わない懸命の努力により、被災した火葬炉のうち2炉の仮復旧が完了し、市は、いまだがれきが残り、窓や壁が破れたままの斎場施設内で火葬業務を再開した。電気系統が全壊となっているなか、全国の火葬場から必要な部品をかき集め、何とか実現した仮復旧であった。その後、3月28日には全4炉の仮復旧により1日16件の火葬を再開した。さらに4月11日以降は火葬炉の能力の限界に近い1日24件の火葬を行うなど、市は、犠牲者の遺族が一刻も早い火葬を望む中、対応の迅速化に努めた（この頃は、仙南地域広域行政事務組合の斎場（白石斎苑（白石市）、あぶくま斎苑（丸森町）、柴田斎苑（村田町））でも名取市の御遺体の火葬に対応してもらえるようになった）。市では、施設の仮復旧により何とか必要な火葬を実施する体制を整えたが、震災直後のままの状態であるところも多く、待合室も無いなか、火葬を行う必要があった。これら施設の仮復旧による火葬は、施設の本復旧が完了する平成25年1月まで続けられた。

震災による犠牲者の火葬が一段落した平成23年4月下旬、市は施設内の瓦礫（がれき）を撤去するとともに、連日の緊急運転で傷みが進んだ火葬炉の耐火煉瓦（れんが）の張り替え等を実施、同年9月に施設の本格復旧に向けた設計業務に着手した。平成24年3月には建物本体の復旧工事に着工、平成25年1月に全ての工事を完了し、斎場は、震災から約1年10か月の月日を経てようやく通常の稼働を再開した。斎場の復旧に当たっては、震災時の経験を踏まえ、屋上への避難階段を設置した。

2　農業用施設の復旧（農地、農業用水路等）

東日本大震災によって被災した農地や農業用施設については、その多くが県営事業により復旧が行われ、また、特に小規模な水路等は土地改良区への補助事業により復旧を進めた。これらのいずれにも該当しない農業用施設については、農業用施設災害復旧事業による国の財政支援を受け、市が災害復旧を行った。

市が災害復旧に取り組んだ被災箇所は、地震による被害を受けた農業用水路3か所（新橋用水路、旧上堀、愛島1号堀）及び揚水機場3か所（愛島第1、愛島第2、愛島第7）の計6か所となった。市は、これら農業用施設の復旧に平成24年1月に着工し、平成25年3月までに全ての工事を完了した。

※農業用施設の復旧について、詳細は「第2章 第1節－1. 農業再開への支援（P.124）」を参照

3　観光施設の復旧

（1）サイクルスポーツセンター

閖上の旧市街地から広浦橋を渡った先の東須賀地区にあって、東北唯一の自転車レクリエーション施設として昭和50年4月に供用が開始されたサイクルスポーツセンターは、海岸から0.3㎞の位置にあり津波の直撃を受け1階から2階部分が大破、使用不能となった。その後、一時はサイクルスポーツセンターの復旧を断念し、平成24年12月には「名取市サイクルスポーツセンター条例」を廃止するに至った。しかし、その後、被災した沿岸地域にかつての賑わいと活力を取り戻し、魅力的な地域として復興を図るため、市は、平成25年3月に「名取市沿岸地域活性化振興ビジョン」を策定するとともにサイクルスポーツセンターの復旧に向けた検討を再開、平成26年2月にサイクルスポーツセンターの復旧整備に着手する方針を固めた（隣接する「閖上海浜プール」と「老人福祉センター松韻荘」はそのまま廃止されることになった）。

その後市では、サイクルスポーツセンターの復旧に向け、施設の再建場所や新たに付与すべき施設の機能等に関する検討を重ね、平成28年1月に施設の復旧に向けた基本設計に着手した。新たな施設は、震災前と同様、広浦橋を渡った東須賀の地で整備することとし、施設の魅力をより一層高めるため、新たに温泉施設を備える計画とした。

市は、クラウドファンディングにより資金を調達し、平成29年8月に温泉の掘削工事に着手、当初はおよそ800m以上掘り進んだところで温泉を掘り当てる想定だったが、温泉をくみ上げられる地層に達したのは、地下1,200mまで掘削が進んだ平成30年3月のことであった。

平成29年11月には造成及びサイクリングロード等屋外施設の、平成30年2月には宿泊管理棟の復旧工事の実施設計に着手した。全長4㎞のサイクリングロードは、従前の用地をそのまま活用し、復旧することとした一方、全体面積はかつての海浜プールや松韻荘の用地も活用しつつ大幅に拡充、新たにフットサルコートや3×3バスケットコート、160台分の駐車場を整備することとしたほか、宿泊管理棟の建築面積も432.22㎡から911.14㎡に拡充した。

平成30年12月には造成工事及びサイクリングロード等屋外施設の復旧工事に、平成31年3月には宿泊管理棟の復旧工事に着手した。その後、一部の手直し工事を除き令和2年9月に全ての工事が完了、新たに生まれ変わったサイクルスポーツセンターは、9月26日にプレオープンを行った後、令和2年10月3日、震災から約9年半の歳月を経て、グランドオープンに至った。

震災前の平成22年度において、サイクルスポーツセンターの利用者は1万7,524人、宿泊者は2,623人となっていたが、復旧後の令和2年度は、


サイクルスポーツセンター（震災前）


サイクルスポーツセンター（復旧後）

9月26日から3月31日までの約半年で屋外施設利用者が5万5,605人、日帰り入浴利用者が2万6,296人、宿泊利用者が1,597人となるなど、震災前を大きく上回る利用者が訪れた。復旧後、サイクルスポーツセンターは「セントラルスポーツ・HACHI・ホテル佐勘共同企業体」が指定管理者となることで、「自転車」「飲食」「宿泊」のそれぞれに強みを持つ事業者の役割分担の下、利用者に寄り添った運営がなされており、サイクルスポーツセンターは、震災で大きな被害を受けた閖上地区の交流人口拡大に向けた一大拠点として、今日も成長を続けている。

※サイクルスポーツセンターの復旧について、詳細は「第2章 第3節－3. 自然や歴史遺産等を生かした観光・交流の促進（P.176）」を参照

（2）閖上海浜プール

市は、旧サイクルスポーツセンターの南側に市営の「閖上海浜プール」を設置、夏季限定による運営を行っていた。閖上海浜プールは、子どもも楽しめる屋外プールとして50m×20mの大プールに加え、幼児用変形プールと4連のウォータースライダーを整備、震災前の平成22年度には、7月10日から8月29日の1か月半余りで2万2,824人が利用するなど、多くの市民や家族連れに親しまれていた（運営は、東北電力株式会社の子会社である有限会社名取スポーツパーク企画への指定管理により行っていた）。

閖上海浜プールは、閖上から広浦橋を渡った閖上字東須賀に昭和54年度に開設された施設であり、海岸から約0.3㎞の位置にあり津波の直撃を受け設備は全壊、プールも土砂で埋まり、その後復旧されることなく廃止された。

現在、かつて閖上海浜プールがあった場所は、復旧を終え、令和2年9月に再度の供用開始を果たしたサイクルスポーツセンターの敷地の一部（スケートボード場や3×3バスケットコート、フットサルコートの辺り）として利用されている。

（3）ゆりあげビーチ

市は、震災前の平成17年4月、それまで遊泳禁止とされていた閖上海岸に海水浴場「ゆりあげビーチ」を開設、その後、ビーチバレーボールの大会なども行われ、震災前の平成22年度は、7月17日から8月16日の開設期間に4万700人が訪れた。閖上ビーチの運営は当時の名取市観光協会が担い、駐車場の管理のほか海の家の開設や監視員の配置などを行った（市は、協会に対し補助金による運営支援を行った）。


閖上海浜プール（震災前）

震災後、閖上海岸には県による災害廃棄物の仮置き場が設置され、廃棄物の破砕・選別や焼却等の処理が行われた。仮置き場は、平成26年3月まで稼働が続き、その間、閖上海岸は立入禁止となった。

市は、閖上ビーチ復活の可能性を検討するため、復興交付金を活用し、平成28年6月から平成29年1月にかけて閖上海岸の海流・海底調査を行った。調査では、海水浴場としての適性は認められた一方、離岸流等の課題が指摘され、その


ゆりあげビーチ（震災前）

後、市では、閖上ビーチの再開に向けた具体的な検討は行っていない。

4　土木施設の復旧（道路、公園ほか）

（1）道路、橋りょう（公共土木施設災害復旧事業）

東日本大震災の地震と津波により、市内の道路は全域にわたって大小様々な被害が発生した。市は、被害の全体像を把握し、公共土木施設災害復旧事業による国の財政支援を受けるため、まずは被災状況の調査に注力し、災害査定に備えた。市道の調査は、被災箇所が多く、災害査定まで短期間で作業を進める必要があったことから、4つの工区に分けて業務を分担し、測量及び資料作成を行った。その他、市では橋りょうの被災状況調査を別途実施しており、調査費だけで合計3.3億円を超える大規模なものとなった。これらの被災状況調査は、平成23年12月にひとまず終了した。

その後、市は国の災害査定を受け、施工可能な場所から順次復旧工事に着手、11月8日に最初の工事に着手して以降、平成23年度は、杜せきのした自由通路の復旧を含め、全部で68の市道の復旧に取り組んだ。

平成24年度は、市道杉ケ袋増田線の「柚の木橋」、市道小塚原中央線の「広浦貞山橋」、相互台線の「新豊橋」の橋りょう復旧を含め、全部で82の市道の復旧に取り組んだ（前年度からの繰越分を含む）。

平成25年度は、市道杉ケ袋増田線の「柚の木橋」、市道小塚原中央線の「広浦貞山橋」、相互台線の「新豊橋」の橋りょう復旧を含め、全部で24の市道の復旧に取り組んだ（前年度及び前々年度からの繰越分を含む）。平成25年度は、浸水エリアを除くエリアの市道の復旧が完了した一方、10月に「市道北釜線（下増田地区）」の復旧に、11月には「市道木引線（下増田地区）」と「広浦1号線ほか2路線（下増田地区）」の復旧に着手するなど、津波浸水エリアにおける市道の復旧が本格的に動き出した時期である。



道路被害（飯野坂）



北釜橋（復旧後）

平成26年度は、「市道北釜中央線」の「北釜橋」の架け替えによる復旧工事（橋りょう下部工）を含め、全部で7の市道の復旧に取り組んだ（前年度からの繰越分を含む）。北釜地区と仙台空港を繋ぐ「北釜橋」は地震により橋りょう本体にクラックが発生したほか、津波により高欄や照明が流失するなどの被害を受けていた。加えて、県による南貞山運河の災害復旧事業と施工箇所が重複していたことから、県との協議を踏まえ、護岸の復旧に関する費用を県が負担し橋りょうの架け替えと周辺護岸の復旧工事を一体的に市が施工することとされた。その他、平成26年度は、「市道小塚原中央線（閖上地区）」のほか、「市道北釜中央線」「市道広浦線」「市道北釜線（下増田地区）」の復旧に着手している。

平成27年度は、市道北釜中央線の「北釜橋」の架け替えによる復旧工事（橋りょう上部工）を含め、全部で4の市道の復旧に取り組んだ（前々年度からの繰越分を含む）。

平成28年度以降、道路橋りょうの災害復旧事業のうち、残すは「北釜橋」の架け替えのみとなった。市では、平成29年3月に北釜橋本体の復旧を終えると同時に、旧橋の撤去と周辺の護岸整備に取り組んだ。護岸整備について、当初は捨て石護岸による復旧を行う計画であったが、貞山運河を活用し、将来的に北釜地区と閖上地区を結ぶ舟運事業を展開していくことを市は見据え、県と協議のうえ、階段護岸による復旧を実施、併せて船着き場の整備を行った（北釜地区と閖上地区を結ぶ舟運事業は、広浦湾南側の防潮樋門の通過が課題となり、令和4年度に構想を断念することとなった）。その後、旧橋の撤去は平成31年3月に完了、護岸整備も令和元年7月に完了した。

市は、平成23年11月の着工以来、令和元年7月に最後の工事を終えるまでの約7年9か月にわたり、市道114か所と橋りょう5か所の災害復旧に取り組んだ。国の災害査定は全18回、事業費は総額で35億8,000万円（補助基本額ベース（北釜橋周辺護岸の受託工事を除く））に上る一大事業となった。

（2）道路、橋りょう（単独災害復旧事業）

公共土木施設災害復旧事業による国の採択基準に満たない比較的小規模な被災箇所等について、市では、単独災害復旧事業による復旧工事を行った。単独による災害復旧事業は、平成23年度に全175か所の復旧を行って以降、毎年施工箇所の選定を重ね、平成27年度までの約5年にわたり実施、事業費は総額で1億6,000万円余りに上った。

（3）道路、橋りょう（復旧・復興工事に伴う道路損傷部補修整備事業）

東日本大震災からの復旧・復興事業の推進に当たっては、国、県、市町村など事業の実施主体を問わず、多くの大型工事車両が被災地に入り、また周辺の土取り場から多くの土砂が運搬されたことで、震災時の被災の有無にかかわらず、多くの道路が損壊した。車両の通行量の増加により損壊した道路の補修対応は、一般的な災害復旧事業とは性質が異なるものだが、このことについては、津波被災地のみならず、土砂の運搬元である山間部の市町村からも国の財政支援を求める切実な声が挙げられた。

これら地方の声を受け、国は、平成28年4月、従来の考えを修正し、各種復旧・復興事業に伴い損壊した道路の補修費用について、復興交付金を充当することを認める見解を示した。

閖上地区で大規模な嵩上げ工事等を実施した名取市でも、発災以降、多くの工事用車両が市内の道路を通行したことで、路面や路盤の損壊が生じていた。市は、国の新たな見解に沿って復興交付金を活用し、これら損壊した道路の補修に着手することを決定、ハード面における復旧、復興の総仕上げとした。市は、復興交付金を活用し「市道耕谷札前線」「市道北釜1号線」「市道北釜線」「市道北釜中央線」「市道小塚原中央線」「市道飯塚開発線」「農道下増田160号線（現在の市道台林広浦線）」「市道美田園東線」「市道真坂線」及び「市道田高沢目線」

の補修を行うべく国と協議、これを認められ、令和2年7月から令和4年3月までの約1年8か月をかけて11路線8,378.6mの補修工事を完了した。



市道川上田高線（補修工事後）

（4）公園・緑地

東日本大震災の地震と津波により、市内の公園・緑地は、各地で大小の被害を受けた。中でも、仙台空港東側の国有地にあって、市民の憩いの場として親しまれていた「第1臨空公園」「第2臨空公園」及び「第3臨空公園」の被害は甚大となり、海岸から約800mの位置にあって津波の濁流に巻き込まれ、施設は完全に破壊された。市は、これら3つの公園の復旧を断念し、平成26年3月、用地を国に返還した。

震災後、市は被災した各地の公園・緑地の復旧に着手、補助事業（公共土木施設災害復旧事業、都市災害復旧事業）の採択を受け、地震で崩れた法面の復旧や十三塚公園の屋外体育施設（市民球場）の復旧を進め、平成25年1月までに全ての工事を完了した。



第一臨空公園（震災前）

（5）名取駅東西自由通路

名取駅の駅舎の改築に併せ、平成15年7月に供用を開始した名取駅東西自由通路は、震災時の地震の揺れにより通路の橋桁が脱落し、通行止めとなった。その後の応急復旧により通行止めは約1か月で解除となったが、本格的な復旧を行うためには、構造体のジャッキアップ等、線路上での作業を行う必要があったほか、列車の運行ダイヤを綿密に踏まえた工程管理を行う必要があった。市は、これらの課題に対応するため、東日本旅客鉄道株式会社（ＪＲ東日本）への委託により施設の復旧を図ることを決定、平成24年3月までに全ての工事が完了した。

5　住宅施設の復旧（市営住宅）

震災時、市では「柳田団地（12戸・昭和29年～）」「諏訪団地（8戸・昭和32年～）」「名取団地（119戸・昭和41年～）」「広浦第一団地（64戸・昭和43年～」「小豆島団地（165戸・昭和46年～）」「広浦第二団地（24戸・昭和53年～）」「日和山団地（24戸・昭和55年～）」「箱塚団地（64戸・平成7年～）」の管理を行っていた（広浦第一団地のうち、昭和43年から翌44年にかけて建築された2棟は、農山漁村集合住宅として3階建の1階部分に漁具等の収納スペースが確保され、いわゆる「漁民アパート」として、地区の住民に親しまれていた住宅である）。



市営住宅広浦第一団地（震災時）

これらの市営住宅のうち、「広浦第一団地」「広浦第二団地」「日和山団地」の3つの住宅はいずれも貞山運河東側の旧閖上六丁目にあり、津波の直撃を受けて全壊、復旧することなく廃止された。

また、内陸部においても、小豆島団地の5号棟において地震による構造体の被害や建物本体の傾斜が発生、平成24年3月に解体した。

市では、震災発生時点、市内全域で480戸分の市営住宅の管理を行っていた。その後、災害公営住宅として新たに655戸分の整備を行った一方、それまで閖上にあった市営住宅を平成23年12月に廃止、また施設の老朽化により平成27年9月に「諏訪団地」を、令和3年3月に「柳田団地」及び「名取団地」をそれぞれ廃止したことなどにより、令和7年3月末日時点の管理戸数は、合計で878戸となっている。

6　消防防災施設の復旧（消防署、消防団施設等）

（1）常備消防施設（消防署・出張所）

震災時、市は常備消防施設として増田地区の「名取市消防署」のほか、「手倉田出張所」「閖上出張所」及び「高舘出張所」の3つの出張所を設置していた。それぞれが地震や津波による被害を受けたが、とりわけ被害が大きかったのが、当時海岸から約



閖上出張所（震災時）



閖上出張所（復旧後）

1.3㎞の位置にあった旧閖上七丁目の閖上出張所であった。閖上出張所は、津波により1階部分が完全に浸水したほか、津波で押し寄せてきた大量の漂流物により施設は全壊の被害を受けた。また当時、閖上出張所には、水槽付消防ポンプ自動車1台と搬送用のマイクロバス（26人乗）1台が配備されていたが、水槽付消防ポンプ自動車は避難誘導中に津波に巻き込まれ全損、乗車していた3名の消防署員が殉職し、尊い命を失った。

内陸部では、消防署の敷地内に設置されていた救助訓練塔（主塔、副塔）が地震の揺れにより傾きが生じ、使用不能となった。

市は、その後被災した施設の復旧を進め、消防署の救助訓練塔は平成25年3月に復旧を完了したが、津波で全壊した閖上出張所の復旧に着手できたのは、被災市街地復興土地区画整理事業による新たなまちづくりが進み、閖上地区にようやく住民の生活が戻りだした平成30年6月のことであった。震災前、閖上出張所は県道塩釜亘理線の東側に位置していたが、市は、出張所の新たな設置場所を塩釜亘理線西側の県道沿いとすることを決定、新たに建築された鉄筋コンクリート造2階建ての閖上出張所は平成31年3月に完成し、同年4月、震災から約8年ぶりに供用を再開した。

津波により全損した水槽付消防ポンプ自動車は、平成23年7月に名古屋市消防局から車両の寄贈を受け、暫定的に稼働を続けていたが、災害復旧事業により平成27年9月に取得した水槽付消防ポンプ自動車が復旧した閖上出張所に改めて配備された。また、同じく閖上の地で被災した人員搬送用のマイクロバスについては、復興支援として平成23年11月に鹿児島県妙見温泉振興会より代替となるマイクロバス（25人乗り）が寄贈されたほか、令和元年8月には「サントリーレディスオープンゴルフトーナメント」のチャリティの寄附金により新たな車両（29人乗り）を取得、現在、増田地区の消防署に配備されている。

※常備消防施設の復旧について、詳細は「第3章 第1節－3. 消防防災施設等の復旧・充実（P.244）」を参照

（2）非常備消防施設（消防団施設）

震災時、市は非常備消防施設として、消防団6分団37部体制の下、37棟の車庫（消防ポンプ自動車または小型動力ポンプ付積載車用（うち20棟は詰所併設））と39台の車両（指揮車1、指揮広報車1、消防ポンプ自動車2、小型動力ポンプ付積載車35）を保有しており、それぞれが地震や津波による被害を受けた。なかでも閖上地区と下増田地区の津波浸水エリアでは甚大な被害が生じ、閖上分団では、4棟の車庫兼詰所（第2部（二丁目）、第3部（七丁目）、第4部（五丁目）及び第9部（四丁目））が流失したほか、5台の車両（第1部（一丁目）、第2部（二丁目）、第4部（五丁目）、第5部（小塚原）及び第9部（四丁目））が全損、下増田分団では2棟の車庫（第4部（杉ケ袋）及び第5部（北釜））が流失し、2台の車両（第4部（杉ケ袋）及び第5部（北釜））が全損した。これらの被害により、16名の消防団員（閖上分団11名、下増田分団4名、増田分団1名）が広報巡回や避難誘導中に津波に巻き込まれ殉職し、尊い命を失った。

そのほか、全壊には至らなかったものの、津波により閖上分団第1部（一丁目）、閖上分団第5部（小塚原）及び下増田分団第2部（下増田字飯塚）の車庫兼詰所（施設によっては車庫のみ）が、地震により増田分団第1部（一丁目）、増田分団第2部（四丁目）及び高舘分団第2部（高舘吉田）の車庫兼詰所（施設によっては車庫のみ）、並びに高舘分団第6部（高舘熊野堂字余方上西）のホース乾燥塔が、それぞれ一部損壊の被害を受けた。

市は、その後、被災した施設の復旧を進め、平成26年11月には流失した4棟の車庫兼詰所及び2棟の車庫のうち、下増田分団第4部（杉ケ袋）の車庫の復旧が完了した。一方、防災集団移転が行われた下増田分団第5部（北釜）においては、移転先の美田園北地区において復旧が行われることとなり、復旧が完了したのは平成29年3月のことであった。

震災後の閖上分団では、市街地の縮小に伴う消防団の再編が行われ、かつての第1部（旧一丁目）と第2部（旧二丁目）は新たに第6部として、かつての第3部（旧七丁目）と第4部（旧五丁目）は新たに第5部として、閖上地区全体を管轄としていたかつての第9部（旧四丁目）も併せた形で、平成29年12月に再編された。その後、被災市街地復興土地区画整理事業の進展に合わせ、改めて施設の復旧が進められたが、再編後の閖上分団第6部（閖上中央二丁目）の車庫兼詰所の復旧が完了したのは平成31年2月、同じく閖上分団第5部（閖上西一丁目）の車庫兼詰所の復旧が完了したのは平成31年3月のことであった。

震災時の津波により水没または流失した消防団の車両についても、震災後、順次復旧が行われた。車両の復旧に当たっては、平成24年4月以降、毎年のように「サントリーレディスオープンゴルフトーナメント」で集められたチャリティの寄附金が配分され、震災後、復旧した消防団車両のうち、計4台（旧閖上分団第5部、下増田分団第4部、下増田分団第5部（救助資機材搭載型）、下増田分団第2部）が、当該チャリティ金によるものとなっている。市は、当該チャリティの寄附金の活用により、ほかにも新たに消防本部と相互通信可能な携帯型デジタル無線機15台（消防団幹部用）の配備を行っている。

※非常備消防施設の復旧について、詳細は「第3章 第1節－3. 消防防災施設等の復旧・充実（P.244）」を参照

（3）水防施設

震災時、水防施設として、増田（消防本部併設）、閖上、下増田、館腰、愛島、高舘の各地区に水防倉庫を市が保有していたが、そのうち、旧閖上公民館の敷地内にあった閖上水防倉庫と、下増田字西経塚の木引堀付近にあった下増田水防倉庫が津波の被害を受け、全壊した。



下増田水防倉庫（車庫併設）

市は、その後、水防倉庫の復旧に着手、下増田水防倉庫については、同じく被災した消防団の分団車庫（下増田分団第4部）との合築により杉ケ袋南集会所の敷地内で復旧工事を進め、平成26年11月に完成した。

閖上水防倉庫も、他の公共施設との合築により復旧を行った。市は、別途検討を進めてきた震災復興伝承館の整備に当たり、被災した閖上水防倉庫との合築で建築することを決定、国との協議が整い、建築場所は、名取川の河川堤防上とすることが認められた。その後、震災復興伝承館との合築による工事を進め、施設は令和2年3月に完成した。

7　公立学校施設の復旧（小学校、中学校）

（1）小学校

震災時、市は11の小学校を設置しており、各小学校で地震や津波による被害を受けた。とりわけ被害が大きかったのが、当時、海岸から約2㎞の閖上字鶴塚にあった閖上小学校であった。閖上小学校とその周辺は津波により1階部分が浸水、海岸方面から流されてきた大量の漂流物が衝突し、校舎が大破するなど、大きな被害を受けた。

当時、閖上小学校には298人の児童が在籍していた。震災当日、閖上小学校には在校していた270人の児童のほか、児童を迎えに来た保護者や近隣住民などが続々と集まり、870人が校舎3階で待機を続けている状況だった。自宅への帰宅を求める保護者等で校内が騒然とし始めるなか、閖上小学校



閖上小学校（震災時）

の周辺に津波が襲来したのは、地震発生から1時間以上を経過した15時55分頃であった。その時点で学校にいた児童やその保護者、周辺住民は急いで3階に駆け上がり、津波から逃れることができた（津波が襲来したのは、帰宅を求める保護者の声を受け、児童を3階から体育館へ移動させ、点呼を取っているときであった）。

その後、閖上小学校は、不二が丘小学校の校舎を仮設の移転先として学校活動を継続してきた。閖上小学校及び閖上中学校の復旧事業として整備が進められた後継となる小中一貫義務教育学校「閖上小中学校」が開校したのは、震災から7年余りを経過した平成30年4月のことであった。

無人となった閖上小学校は、平成27年8月まで、津波で流出した写真や思い出の品の保管場所として利用されてきたが、平成28年9月に解体された。平成30年3月には不二が丘小学校で最後の卒業式が行われ、閖上小学校は、明治6年6月の開校以来145年の歴史に幕を下ろした※。

震災により、閖上小学校に次いで大きな被害を受けたのが、増田西小学校である。増田西小学校では、地震の揺れにより校舎に不同沈下が発生、調査の結果、北校舎基礎杭の杭頭が複数箇所破損していることが判明した。市は、基礎杭が破損した増田西小学校北校舎について、建て替えによる災害復旧を行うことを決定、平成25年3月に改築工事に着工し、平成26年7月に新たな校舎が完成した。

※閖上小学校の復旧について、詳細は「第3章 第3節－1. 地区の復興を先導する公共施設の整備（P.316）」を参照

※閖上小学校のグラウンドでは、震災後も地域のスポーツ団体が活動を続けていたが、校舎の解体に伴い、閖上小中学校の開校までの一定期間、活動の場を閖上東の仮設グラウンドに移すことで対応した。

（2）中学校

震災時、市では、5つの中学校を設置しており、各中学校が地震や津波による被害を受けたが、閖上小学校と同様に、とりわけ被害が大きかったのが、当時、海岸から約1.8㎞の閖上字五十刈にあった閖上中学校であった。閖上中学校とその周辺は津波により1階部分が浸水、大量の漂流物が衝突し、校舎が大破するなど、大きな被害を受けた。

当時、閖上中学校には156人の生徒が在籍していたが、震災の当日の午前中に卒業式が行われたため、生徒は全員下校していた。しかし、地震発生後、周辺に高台がないことで、3階建ての閖上中学校には住民が次々と避難し、全体で850人ほどが津波を逃れ、校舎内で一晩を明かすことになった（周辺では、避難に間に合わなかった多くの住民が犠牲となった）。

その後、閖上中学校は、不二が丘小学校の校舎を仮設の移転先とし、学校活動を継続、平成24年8月には十三塚公園内の仮設校舎を学び舎として授業が行われてきた。閖上小学校及び閖上中学校の復旧事業として整備が進められた後継となる小中一貫義務教育学校「閖上小中学校」が開校したのは、震災から7年余りを経過した平成30年4月のことであった。

無人となった閖上中学校では、平成27年8月に卒業生の一部による校舎のお別れ会が開かれ、かつての学び舎を懐しむ声が校舎に響き渡った。その後、平成28年8月に閖上中学校の校舎は解体された。平成30年3月には仮設校舎の体育館で最後の卒業式が行われ、閖上中学校は、昭和22年4月の開校以来71年の歴史に幕を下ろした。

※閖上中学校の復旧について、詳細は「第3章 第3節－1. 地区の復興を先導する公共施設の整備（P.316）」を参照

8　社会教育施設等の復旧

（1）公民館

震災時、市は小学校区ごとに11の公民館を設置していたが、そのうち、増田公民館が地震により、閖上公民館が津波によりそれぞれ甚大な被害を受け、使用不能となった。その後、増田公民館は復興市街地再開発事業で新たに建築された名取駅前の複合施設内に、閖上公民館は閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業で確保された新たな区画に移転復旧を行うことになったが、復旧が完了するまでの数年間は、それぞれが地区内で代替え施設を確保したほか、大規模な被災を免れた残る9つの公民館を活動の場とし、公民館活動の継続に取り組んだ。

震災後、周辺の人口が急増していた下増田公民館は、近隣に3つの応急仮設住宅が整備されたこともあり、とりわけ利用ニーズが急速に高まった。市は、公民館利用者の安全安心の確保に向け、昭和57年の建築後30年以上が経過していた下増田公民館について、復興交付金を活用し、耐震診断を行うなどの対応を行った（診断の結果、耐震工事は不要と判定された）。

平成30年12月、災害復旧を終えた増田公民館は、震災から7年9か月余りの月日を経て名取駅前の新たな場所で供用を再開した。また、翌年の令和元年5月、同じく災害復旧を終えた閖上公民館は、震災から8年2か月余りの月日を経て名取川の堤防からほど近い新たな場所で供用を再開した。

※増田公民館の復旧について、詳細は「第3章 第3節－3.中心市街地活性化事業の推進（P.328）」を参照
※閖上公民館の復旧について、詳細は「第3章 第3節－1.地区の復興を先導する公共施設の整備（P.316）」を参照

（2）文化会館

名取市文化会館（以下、「文化会館」）は、名取市の芸術文化の中核を担う施設として平成9年10月に供用を開始、本格的な音楽用、演劇用の「大ホール（収容人数1,350名）」、室内楽を中心とした音楽用の「中ホール（収容人数450名）」、平土間形式の多用途イベントホール「小ホール（収容人数200名）」を備え、県内でも屈指の機能性とデザイン性を誇る複合文化施設である。

震災の当日、文化会館では大きなイベント等もなく、職員を除き館内にはほとんど人がいない状況だった。地震発生後、市内全域が停電に見舞われるなか、非常用電源装置を備えていた文化会館には夕暮れ後も明かりが灯っており、帰宅先を失った被災者が続々と避難してきた（なかには、津波に巻き込まれ、着の身着のまま裸足で避難してくる人もいた）。文化会館は、市の指定避難所とはなっていなかったが、発災後1,300人余りの被災者が文化会


閖上中学校（震災時）


閖上中学校（校舎のお別れ会の様子）


旧増田公民館


名取市文化会館

館に避難するなか、市は文化会館を避難所として維持していくことを決め、最終的に、文化会館の避難所としての役割は6月4日まで続いた。

文化会館では、震災時の地震の揺れによる施設の構造そのものに影響を及ぼすような大きな被災は免れたが、施設の各所で機械設備が損傷、床や壁に亀裂が生じるなどの被害が発生した。被害は発災の翌月、4月7日の大規模な余震でも発生し、中ホールの天井や壁の一部が落下するなどの被害が生じた（当時、文化会館では、主に1階のエントランスホールやホワイエを避難場所として開放し、安全確認ができていなかった大・中・小ホールは立入禁止としていたため、余震により新たなけが人等を出すことは免れた）。

市は、発災以降、大ホールや中ホールの応急修繕を行っていたが、本格的な被災調査に取り組めたのは、避難所を閉鎖し、大ホールで慰霊祭を開催した6月以降となった（慰霊祭は震災から100か日目となる6月18日に行った）。その後、市は文化会館の迅速な復旧に舵を切り、8月から11月の設計業務を経て、12月に復旧工事に着手した後は3月までの短期間で工事を完了、平成24年3月11日には、大ホール、中ホール及び小ホールの全てのホールを会場に、震災から1年目の合同慰霊祭を執り行うことができた。

ドイツのラインハルト・アンド・ソンヤ・エルンスト財団から新たなコミュニティ施設の寄贈について申し出があったのは、平成24年のことである。施設の寄贈は財団の「被災地の市民が交流できる安らぎの場を設けたい」という思いにより実現したもので、設計は、財団と縁があり、かつて文化会館の設計も行った株式会社槇総合計画事務所の好意により無償で行われた（槇総合計画事務所からは、グランドピアノも寄贈された）。文化会館南側の「波の庭」に設置され、閖上小学校の子どもたちが描いた絵とドイツの子どもたちが描いた3枚の絵がモザイクタイルで飾られた新たな木造施設（234.43㎡）は、平成24年11月3日の「ふるさと名取秋まつり～復興祭～」の開催に合わせてオープン、「希望の家（Haus der Hoffnung）」と命名され、誰もが自由に利用できる無料の多目的交流スペースとして、今日まで広く利用されている。

(3)体育館

震災時、市では、屋内体育施設として、有料体育施設の「市民体育館」のほか、無料体育施設の「増田体育館」「閖上体育館」「高舘体育館」の管理を行っていた。「増田体育館」は昭和55年3月に移転した旧増田中学校の体育館（昭和30年建築）を、「閖上体育館」は昭和52年7月に移転した旧閖上中学校の体育館（昭和28年建築）を、「高舘体育館」は昭和56年3月に閉校した旧高舘中学校の体育館（昭和36年建築）を、それぞれ無料の屋内体育施設として市民利用に供するため、転用したものである。

これらの施設のうち「市民体育館」は、地震の揺れによりアリーナ天井部の空調ダクトや照明設備が落下するなどの被害があったが、躯体に大きな損傷はなく、発災以降、全国各地から続々と運ばれてくる支援物資の保管場所として利用された。保管場所としての利用は、被災者が応急仮設住宅やみなし仮設住宅への入居を終えた後もしばらく続き（市では、応急仮設住宅に入居する被災者への支援物資の配布を終えた後も、みなし仮設住宅に入居する被災者や親戚宅に身を寄せる被災者を対象とする支援物資の配布会を行うなど、できるだけ多くの被災者に物資が行き渡るよう取り組んだ。みなし仮設住宅に入居する被災者等への配布会は、市民体育館を会場に10月13日から18日までの6日間、実施した）、全ての支援物資の配布を終え、保管場所としての利用を終了したのは、震災から約8か月後の11月のことであった。

平成24年1月、市は、市民体育館の災害復旧に向けた設計業務に着手、併せて施設の耐震診断を行った（診断の結果、耐震工事は不要と判定された）。その後、平成24年9月に災害復旧工事に着工、平成25年3月に全ての復旧工事を終え、同月に施設の利用を再開した。市民体育館のアリーナは、発災以降、支援物資の保管場所として土足利用がしばらく続いたことで、木製のフローリングが傷だらけの状況であった。災害復旧工事の施工に当たっては、フローリングの全面張り替えも行い、震災以降、約2年ぶりに施設を利用する多くの人に喜ばれた。

「増田体育館」は、地震の揺れにより各所のブレース（筋交い）が破断したほか、ステージの照明設備が落下する等の被害があったが、躯体に大きな損傷はなく、発災以降、震災で犠牲になった方々の遺体安置所として利用された。遺体安置所は震災翌日（3月12日）の早朝に設置されたが、すぐにいっぱいとなり、2日後の3月14日には、植松字入生で空き店舗となっていたボウリング場「旧空港ボウル」に移設された。その後、増田体育館の災害復旧工事は、平成23年8月に着手した設計業務を踏まえ、平成24年1月に着工、同年3月に工事を終え、施設の利用を再開した。

「閖上体育館」は、昭和52年7月に閖上字五十刈地内に移転した旧閖上中学校（旧閖上二丁目）の体育館を市民向けの無料体育施設に転用したものであり、同じく旧閖上二丁目の敷地内にあった閖上公民館、閖上児童センター、働く婦人の家と共に津波による甚大な被害を受けた（鉄筋コンクリート造の閖上公民館、閖上児童センター、働く婦人の家は、津波の襲来後も建物の原型をとどめたが、鉄骨造の閖上体育館は基礎部分を残し、施設の全てが流失した）。閖上体育館の災害復旧工事は、閖上公民館と共に、住民参加のワークショップで出された意



希望の家（©Shigeo Ogawa）



支援物資の保管場所として利用された市民体育館アリーナ



閖上体育館（震災前）

見等を参考に設計が進められ、閖上公民館との合築により平成30年6月に着工、平成31年3月に完成し、5月に供用が再開された。

「高舘体育館」は、地震の揺れにより床版の沈下等の被害があったが、大きな損傷はなく、市民体育館と同様、支援物資の保管場所として利用された。支援物資の配布を終え、保管場所としての利用を終了したのは、震災から約6か月後の9月のことであった。その後、早々に災害復旧工事を終えた高舘体育館では、10月に体育施設としての利用を再開した。

震災後、災害復旧を行い、体育施設としての利用を再開した「増田体育館」及び「高舘体育館」であるが、令和5年に実施した耐震診断の結果、両施設とも「耐震性能が不足している」との判定を受けることになった。これらの判定を受け、「増田体育館」及び「高舘体育館」は、令和7年度中に解体される予定となっている。

※閖上体育館の復旧について、詳細は「第3章 第3節－1．地区の復興を先導する公共施設の整備（P.316）」を参照

(4)屋外体育施設

震災時、市は、屋外体育施設として、有料体育施設の「十三塚公園（市民球場、陸上競技場、市民庭球場）」及び「臨空公園（庭球場、運動広場）」のほか、無料体育施設の「増田グラウンド」「箱塚グラウンド」「閖上グラウンド」「名取が丘グラウンド」「高舘グラウンド」及び「高舘河川グラウンド」の管理を行っていた。

これらの施設のうち「十三塚公園」は、球場のバックネット支柱や庭球場の練習コート壁面に亀裂が生じ、球場周辺の外タイルが破損するなどの被害があったが、いずれも公共土木施設（公園施設）としての復旧工事を平成24年3月までに終え、供用を再開した。

一方、「臨空公園」の被害は甚大であった。当時、臨空公園は「第1臨空公園」「第2臨空公園」及び「第3臨空公園」の3つの公園に分けられており、そのうち、体育施設の位置付けとなる「庭球場（3面）」と「運動広場（野球場（1面））」及びそれらの管理棟は「第2臨空公園」内に整備されていたが、これらの施設は仙台空港の東側、海岸から約800mの位置にあって津波の濁流に巻き込まれ、完全に破壊された。第2臨空公園は、第1臨空公園及び第3臨空公園ともども国有地として整備されてきた経過があり、市は、これら3つの臨空公園の復旧を断念、用地は平成26年3月、国に返還した。



新たに閖上東地区に整備された閖上グラウンド

無料体育施設では、閖上地区の全体が津波による大きな被害を受けたことで「閖上グラウンド」が使用不能となった。閖上グラウンドは閖上体育館と同様、旧閖上二丁目にあった、かつての閖上中学校のグラウンドを市民向けの無料体育施設に転用したものである。閖上グラウンドそのものが津波で破壊されたのではないが、同じく旧閖上中学校跡地に立地していた閖上公民館や閖上児童センターが解体され、また、閖上地区が宅地の嵩上げと被災市街地復興土地区画整理事業による新たなまちづくりを進めることになったことに伴い、閖上グラウンドの利用再開は自ずと見送られる形になった。

閖上地区におけるグラウンド整備の可能性が改めて浮上したのは平成29年のことである。市は、閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の対象から除外された非居住エリア「閖上東地区」の土地利用計画の立案に当たり、スポーツ施設等の整備に向けた検討を開始した。対象は、閖上東地区のうち貞山運河西側の旧閖上七丁目を中心とする約5.9haとし、閖上地区まちづくり協議会や名取市体育協会との意見交換を行いながら、具体的な活用方針を模索した。検討の過程では、野球場やサッカー場、パークゴルフ場などのアイディアが出されたが、最終的には、整備コスト等も勘案し、野球もサッカーもできて地域のイベントにも使える多目的のコミュニティ広場の整備を目指すことに決定した。市は、コミュニティ広場の整備実現に向け、復興交付金の活用を検討、旧閖上グラウンドの災害復旧事業も組み合わせ、必要な財源の捻出を図った。その後、国との協議により、災害復旧事業により約1.0haを、復興交付金事業により残る約4.9haを整備することが認められた。

市は、平成30年6月に災害復旧事業によりグラウンドの整備を、復興交付金事業により多目的広場を一体的に整備する方針を定め、令和元年6月に盛土造成や給排水設備、トイレ、植栽等の整備工事に着手した。工事は令和2年3月に完了し、同年4月に「閖上グラウンド」として約9年ぶりの供用を開始した。新たな場所で再開を果たした「閖上グラウンド」は、5.9haの敷地内にバックネットや防球ネットを備えたグラウンドと地域の交流広場として多目的に使用できるコミュニティ広場として整備され、令和6年度の利用人数が震災前を上回る9,531人となるなど、現在は、児童生徒をはじめとした多くの市民に利用されている。



第二臨空公園庭球場（震災前）

9　その他行政系施設の復旧（市役所、市民活動支援センター等）

(1)市役所

震災時の地震の揺れにより、市役所では、給排水設備が損傷し1階会計課前が水浸しになったほか、議場の吊り天井が破損、内壁や外壁に多数のひび割れが生じたが、躯体に大きな損傷はなく、14時46分の発災直後は全職員が市役所の外に避難したものの、その後戻り、15時18分に第1回の災害対



名取市役所（震災時）

策本部会議が議会棟3階の委員会室で開催された。市内全域が停電に見舞われるなか、ロウソクを灯しながら情報収集や初動対応に当たったが、当日の深夜には東北電力の電源車が到着し、市役所の3階など、部分的には電気を使用できるようになった。市内では、3月13日に山手三団地（ゆりが丘、相互台、那智が丘）の停電が解消されたが、市役所を含む市内全域（津波浸水区域を除く）で停電が解消されたのは、3月14日のことであった。

その後、震災対応に追われるなか、市は次々に発生する震災関連の業務を実施するための新たな拠点として、市文化会館に隣接する仙台法務局名取出張所の借用を仙台法務局と東北財務局に打診、両局の快諾を受け、4月15日付けで早々に使用許可を得ることができた（震災前、仙台法務局名取出張所は仙台法務局への統合が検討されており、2階、3階に配置されていた物品等は既に撤去されていたが、震災以降、登記関係事務が多く発生する見込みから、統合は保留となっていた）。市は、仙台法務局名取出張所（以下、「法務局庁舎」）の2階を借用し、4月23日に被災者生活支援給付金（災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金、日本財団弔慰金見舞金）の申請説明会を開催、4月26日に被災者生活支援給付金の申請窓口を開設した。これ以降、東日本大震災への対応に関する業務の多くが法務局庁舎を拠点に行われることとなり、5月1日の「生活支援給付室」及び「仮設住宅管理室」の立ち上げや11月1日の「震災復興部（復興まちづくり課、生活再建支援課）」の立ち上げにつながった（震災復興部は、令和2年3月の「名取市復興達成宣言」により廃止されたが、法務局庁舎にはその後、教育委員会事務局が事務所を移転、現在も引き続き使用されている）。



市民活動支援センター（復旧後）

市では、震災直後から給排水設備等の応急復旧を行っていたが、建物の本格的な復旧工事に着手したのは9月のことであった。主に、議場天井改修、構造上主要な壁面の補修や周辺アスファルト舗装の沈下修繕等を行い、工事は平成24年3月に完了した。

平成27年には市役所庁舎の耐震補強に取り組んだ。市は、震災前の平成21年度に、昭和50年10月の建築以降33年以上を経過した市役所庁舎の耐震診断と耐震補強設計を行っており、平成23年度に耐震補強工事を行うこととしていた。しかし、東日本大震災が発生したことで、耐震補強は先送りの状態となっていた（平成21年度に実施した耐震診断において、市役所庁舎は一部の階で倒壊・崩壊の危険性があると診断されていた）。市は、震災で生じた市役所庁舎の状況変化について、その有無を確認するため、平成27年1月以降、平成21年度に実施した耐震補強設計の再評価を行った。その後、平成27年9月に耐震補強工事に着手、震災の経験を踏まえ、非常用自家発電設備の増設やその他停電対策工事にも取り組み、平成28年3月に全ての工事が完了した。

（2）市民活動支援センター

市民活動支援センターは、営利を目的とせずに、社会のため、みんなのためになることに自ら取り組む市民や団体を支援するため、平成18年度に市が設置した公の施設であるが、東日本大震災による地震の揺れで大きな被害を受け、解体された。

市は、日本郵政グループの「東日本大震災寄附金付かもめ～る」で集められた寄附金を活用し、平成24年度にプレハブ建ての仮設施設を整備することで、震災復興に向けてさまざまな分野で活動を行う市民活動団体への支援を継続してきた。その後、復興交付金の採択を受けて市民活動支援センターの再建に着手、平成26年12月に新たな施設が完成し、平成27年4月に供用を開始した。

※市民活動支援センターの復旧について、詳細は「第1章 第3節-4. 復興に向けた協働のまちづくりの推進（P.108）」を参照

（3）働く婦人の家

働く婦人の家は、主として働く女性に対し、様々な相談に応じ、必要な援助を行うなど地域における女性労働者の福祉に関する事業を行う総合的福祉施設である。「名取市働く婦人の家」は、震災前の平成22年度において、延べ41回の女性向け講座を開催したほか、25のサークルが延べ495回の活動を実施し、参加延べ人数が4,045人となるなど、多くの女性に利用されていた。施設には保育職員を配置し、子育て中の利用者が各種講座等を受講する際は託児も可能とするなど、利用者の目線に立った運用が行われていた。また、閖上公民館とは渡り廊下でつながっており、合同で講座を開催するなど、相互に連携した取組が行われていた。

名取市働く婦人の家は、旧閖上二丁目の学校跡地に昭和59年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての施設であり、同じく旧閖上二丁目の敷地内にあった閖上公民館、閖上体育館、閖上児童センターと共に震災の津波により1階部分が完全に浸水するなど甚大な被害を受けた。

その後、閖上公民館、閖上体育館、閖上児童センターは、令和元年度以降、閖上地区の新たなまちづくりに伴い順次再開されることになったが、働く婦人の家は、解体後、復旧されることなく廃止された。



名取市働く婦人の家（震災時）

［第１節］　災害に強い都市空間の創造

3 消防防災施設等の復旧･充実



市は、震災から得られた教訓に基づき、消防体制の抜本的強化に着手した。ハード面においては、平成25年3月に消防指令センターと消防救急デジタル無線を整備し、消防本部と消防団の双方向通信を確立。全壊した消防署閖上出張所を高規格の2階建て新庁舎として移転再建し、平成31年4月に運用を開始した。ソフト面では、「津波到達予想時刻の10分前までの退避完了」など、消防職員・消防団員の初動対応マニュアルを改定するなど、来るべき災害に備え、消防力の充実強化を図り、安全・安心で強靭なまちづくりを推進した。

1　消防関係の被害状況

市の消防体制は、1本部1消防署3出張所の常備消防と、1本部6分団の消防団からなる非常備消防によって組織されている。

東日本大震災の発生直後、市消防本部は直ちに関係各署所間の連絡体制を確立し、職員、庁舎、車両等の被害状況を把握。同時に、刻々と変化する地震・災害情報の収集に全力を注いだ。平成23年3月11日から5月16日までの間、消防職員延べ3,061人が震災対応にあたった（火災12件、救急178件、救助93件、遺体収容331体）。

消防団においては、沿岸部にある閖上分団と下増田分団が、一刻の猶予もない状況下で、住民の避難広報と避難誘導に身を投じたが、15時52分に襲来した大津波により、閖上分団と下増田分団は壊滅的な被害を受けた。ほかの分団も、詰所や地区公民館に集結し、被害状況の調査や情報収集などに奔走した。

また、宮城県広域消防相互応援協定に基づく仙南地域広域行政事務組合消防本部からの受援（延べ日数23日、延べ人員104人）や、緊急消防援助隊（富山県隊 、広島県隊、長野県隊）の受援（延べ日数32日、延べ人員5,708人）をはじめ、自衛隊、海上保安庁、警察、関係各機関などの支援活動は、市民に大きな安心感を与え、被災者救済の大きな原動力となった。

一方で、避難誘導中に消防職員３名、消防団員16名が津波にのまれ殉職したことは痛恨の極みであった。東日本大震災による消防関係の被害状況は次のとおりである。

人的被害

19名（避難広報誘導中に津波により殉職）

・消防職員　閖上出張所　　３名
・消防団員　閖上分団　　11名
　　下増田分団　　４名
　　増田分団　　１名

物的被害

［消防本部］

・消防本部主救助訓練塔　１棟（地震により全壊）
　副救助訓練塔　１棟（地震により一部損壊）
・消防署閖上出張所　　１棟（津波により全壊）
・通信指令設備　１式（津波により全壊、閖上出張所分）
・潮位観測装置　　１式（津波により全壊）
・水槽付消防ポンプ自動車　１台（津波により全損）
・マイクロバス　　１台（津波により全損）

［消防団］

・消防団員詰所及び車庫　11棟
（津波により全壊等8棟、地震による一部損壊３棟）
・小型動力ポンプ付積載車　７台（津波により全壊）
・水防倉庫　　２棟（津波により全壊）

2　消防施設の復旧

増田地区の消防本署にあった地震により傾きが生じるなど全壊・一部損壊した救助訓練塔（本棟・副棟）の災害復旧は、新築復旧により平成24年10月に着工、平成25年3月に完了した。県道塩釜亘理線の東側にあって津波により全壊した消防署閖上出張所は、閖上新市街地の一角（県道塩釜亘理線沿い西側）への移転再建により平成30年6月に着工、平成31年3月に工事が完了し、同年4月10日に運用を開始した。閖上出張所の復旧場所について、当初は閖上と美田園の中間地点（管轄区域の中間）も検討されたが、最終的に閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域の南端に決定した。新庁舎は鉄筋コンクリート造２階建てで、延床面積は340.63㎡。震災前、消防本部で行っていた降下訓練などが行える設備を整備することで、訓練の質を高め、災害対応力の強化を図る



復旧した救助訓練塔



降下訓練設備も備えた消防署閖上出張所

とともに、災害出動時に職員間の意思統一を図るための出動準備室も新たに整備された。再度の津波被害を想定し、天井高を高く設定することで2階建てながら9.5mの高さを確保し、津波への備えとした。外階段や個室仮眠室のほか、ディーゼル発電機や10㎥の地下水槽を新たに整備し、倉庫も大幅に拡張した。なお、津波により使用不能となった水槽付消防ポンプ自動車は、閖上出張所の再建に先立ち平成23年9月に復旧済みとなっており、改めてそれまで仮に出張所を配置していた本署からの配置換えを行った。

消防団においては、閖上地区の復興まちづくりに伴う市街地の縮小に合わせ、平成29年12月に閖上分団を従前の9部体制から6部体制に再編するとともに、被災した団の詰所や車庫、消防団車両の復旧整備を行った。各消防団施設の復旧状況および車両の整備状況は次のとおりである。



閖上分団第6部車庫・詰所

■消防団施設の復旧状況及び車両整備日

旧分団・部名	旧配置場所	再編	新分団・部名	新配置場所	施設復旧年月日（完成検査合格日）	車両整備日（納品日）
閖上分団第1部	閖上一丁目	※	閖上分団第6部	閖上中央二丁目	平成31.2.28	平成31.2.28
閖上分団第2部	閖上二丁目	※				
閖上分団第3部	閖上七丁目	※	閖上分団第5部	閖上西一丁目	平成31.3.26	平成31.2.28
閖上分団第4部	閖上五丁目	※				
閖上分団第5部	小塚原字西中塚		閖上分団第4部	小塚原字西中塚	平成28.5.18	平成24.3.30
閖上分団第6部	牛野字内海		閖上分団第3部	牛野字内海	（被災前に引続き）	平成31.2.5（通常更新）
閖上分団第7部	大曲字中小路		閖上分団第2部	大曲字中小路	（被災前に引続き）	令和4.2.4（通常更新）
閖上分団第8部	高柳字圭田		閖上分団第1部	高柳字圭田	（被災前に引続き）	令和5.2.8（通常更新）
閖上分団第9部	閖上四丁目	※	閖上分団第5部、閖上分団第6部に再編成			
下増田分団第4部	下増田字東		下増田分団第4部	杉ケ袋字尻田村	平成26.11.13	平成24.3.30
下増田分団第5部	下増田字屋敷		下増田分団第5部	美田園北	平成29.3.15	平成28.3.30

震災により大きな被害を受けた消防機能の復旧、復興に当たっては、官民問わず、全国からさまざまな支援が寄せられた。

■全国から寄せられた支援

年　度	内　容	寄贈元
平成23年度	水槽付消防ポンプ自動車（I－A型）	愛知県名古屋市消防局
	連絡車（ステージア）	（株）ネッツトヨタ仙台名取店
	マイクロバス（25人乗り）	鹿児島県妙見温泉振興会
	消防ポンプ自動車（CD－I型）	神奈川県海老名市消防本部
	高規格救急自動車	兵庫県伊丹市消防局
	査察車（ミニキャブ）	東京都下水道局
	消防団小型動力ポンプ付積載車 （閖上分団第5部、下増田分団第4部）	サントリーホールディングス（株）
平成24年度	人員搬送車（10人乗りワンボックス） ※現在指揮2号車として活用	サントリーホールディングス（株）
	査察車（アクティ）	名取つばさライオンズクラブ
平成25年度	消防団小型動力ポンプ付積載車（愛島分団第3部）	サントリーホールディングス（株）
	消防団幹部用携帯型デジタル簡易無線機	サントリーホールディングス（株）
平成26年度	消防団小型動力ポンプ付積載車（館腰分団第4部、第5部）	サントリーホールディングス（株）
平成27年度	消防団小型動力ポンプ付積載車　救助資機材搭載型 （下増田分団第5部）	サントリーホールディングス（株）
平成28年度	消防団小型動力ポンプ付積載車（下増田分団第2部）	サントリーホールディングス（株）
平成29年度	消防団小型動力ポンプ付積載車（増田分団第4部）	サントリーホールディングス（株）
令和元年度	人員搬送車（29人乗りマイクロバス）	サントリーホールディングス（株）

※サントリーホールディングス(株)は、「サントリーレディスオープンゴルフトーナメント大会」のチャリティ募金により、消防自動車等の寄贈、支援を受けたもの。



平成28年度にサントリーホールディングス株式会社より寄贈された消防団小型動力ポンプ付積載車（下増田分団第2部）

3　消防設備の充実

平成15年10月、「電波法関係審査基準の一部改正」により、アナログ無線の使用期限が平成28年5月31日までと定められた。これを受け、通信の高度化、秘匿性の向上（情報漏洩対策）、電波の有効利用という喫緊の課題に対応するため、デジタル無線への移行が求められた。

市は平成23年11月に「消防救急デジタル無線及び消防指令センター整備委員会」を設置しデジタル化を推進。被災した無線設備や消防指令設備の復旧に合わせて施設の更新を図り、平成25年３月に新たな消防救急デジタル無線と消防指令センターの整備を完了した。

消防団の通信体制は、このデジタル化によって劇的に改善された。震災前、消防団車両に搭載されていた受令機は、消防本部からの連絡を傍受する機能のみであったが、平成25年3月のデジタル化に伴い、消防団の全車両に車載デジタル無線機を配備した。これにより、消防本部との双方向の無線交信に加え、車両間の相互交信も可能となった。さらに、携帯型デジタル簡易無線機を幹部団員及び消防団各部に配置したことで、災害現場での消防本部からの直接的かつ的確な指揮命令体制が確立された。

通信体制の強化と並行して、救助活動用資材の充実も図られた。手動油圧カッター、エンジンカッター、チェーンソー、ストライカー（破壊器具）、担架、AED（自動体外式除細動器）などを積載した救助資機材搭載車を消防団の各分団に１台ずつ配備したほか、ほかの全車両に手動油圧コンビツール（切断・開放器具）を積載し、初動対応能力の底上げを行った。

これらの消防団装備・資機材の充実策は、平成11年度に策定されて以来、3か年を区切りとしてローリング方式で改訂している「名取市消防団活性化計画」にも盛り込まれ、消防団活動を導く確固たる指針として機能している。



携帯型デジタル無線機（左）、携帯型デジタル簡易無線機（右）

4　消防体制の整備

震災後、市は、震災の経験を踏まえ、次に示すとおり消防職員及び消防団員の地震災害等活動マニュアル（初動対応）を改定し、防災・減災体制の整備に取り組んだ。

平成23年7月20日一部変更（消防署員）

津波注意報・警報発令時における閖上・下増田地区での初動対応の変更

①拡声器を使用した貞山運河西側への広報活動

②避難中の負傷者の救護活動の実施

③津波到達予想時刻10分前の避難

※以後は同報無線による広報

平成23年9月6日一部変更（消防団員）

津波注意報・警報発令時における閖上・下増田地区での初動対応の変更

①閖上分団第６～８部及び下増田分団第２部・第３部の活動地区を明記

②活動内容は拡声器を使用した広報と避難誘導、避難中の負傷者の救護活動の実施

③津波到達予想時刻10分前の避難

※以後は同報無線による広報

平成25年3月7日一部変更（消防署員・消防団員）

①平常時の対策を追記

※家庭内の事前対策、連絡網の作成、訓練の実施等

②参集時のラジオ等による情報収集により被災防止の追記

③津波注意報・津波警報・大津波警報発令時における広報活動の留意事項を追記

※救命胴衣の着用、無線担当者の選任

④津波注意報・津波警報・大津波警報発令時における本部の任務を追記

※情報の収集・伝達及び退避指示

⑤津波注意報・津波警報・大津波警報発令時における活動隊の避難完了時間と避難区域を追記

※退避完了時間／津波到達時刻の10分前まで

退避地区／閖上地区：東部道路等

下増田地区：下増田公民館等

⑥津波注意報・津波警報・大津波警報の種類及びとるべき対応（表）を追記

※気象庁の発表基準の表

■津波注意報・津波警報・大津波警報の種類及びとるべき対応

種類	予想される津波の高さ		発表基準	とるべき行動	想定される被害
	数値での発表（発表基準）	巨大地震の場合の表現			
大津波警報	10m 超（10m<高さ）	巨大	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください	木造家屋全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます
	10m（5m<高さ≦10m）				
	5m（3m<高さ≦5m）				
津波警報	3m（1m<高さ≦3m）	高い	予想される津波の高さが高いところで１mを超え、3m以下の場合	直ちに海岸や川沿いから離れ、高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます
津波注意報	1m（20㎝<高さ≦1m）	（表記しない）	予想される津波の高さが高いところで0.2mを超え、1m以下の場合にあって、津波による災害の恐れがある場合	直ちに海から上がって海岸から離れてください	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します

平成29年2月8日一部変更（消防署員）

潮位監視装置を利用した情報収集を追記

平成30年4月9日一部変更（消防署員・消防団員）

①避難対象地域を追記

※市地域防災計画と同様

②消防団本部設置基準を追記

※津波注意報発令以上

平成31年3月12日一部変更（消防署員・消防団員）

①参集困難時の対応を追記

※連絡、報告

②消防団閖上分団第５部・第６部車両配備に伴い活動地区を明記

令和2年7月4日一部変更（消防署員・消防団員）

津波発表時の避難広報範囲を、貞山運河西側から海岸部地域へ改正

市は、こうした地震災害等活動マニュアル（初動対応）の改定と並行して、消防施設の復旧など、ソフト・ハード両面から消防体制の抜本的な強化を着実に進めてきた。令和６年12月には、市の出張所として初めて女性消防吏員用の専用スペースを設けた手倉田出張所の運用を開始するなど、さらなる消防力の充実強化を図り、住民がより一層、安全・安心に暮らせる強靭なまちづくり推進している。

名取市職員が語る復興の歩み⑳

職員、団員の身の安全を第一にソフトとハードの両面を整備

消防本部総務課企画管理係（当時） **塚原 裕彦**

東日本大震災では、名取市消防職員3名、団員16名の尊い命が犠牲になりました。当時、消防には、市民の避難誘導のほか、閖上市場付近に行き潮位変化を目視したり漁港の水門を手動で閉めるなどの業務が課されていました。職員や団員の命を失っては絶対にいけない、自分の命は自分で守れ。その強い思いを持ってその後の復旧に努めました。

まずは、職員、団員の安全管理体制を見直しました。津波到達予定時刻の10分前に避難完了を徹底、水門開閉の自動化、なかでも特に際立った改善は通信手段の強化でした。それまで消防団は本部からの情報収集手段は小型動力ポンプ積載車に搭載された受令機のみでしたが、震災を機に相互通信が可能なデジタル無線に切り替えたことで本部との交信が可能になりました。

3月11日の本震、続く4月の大きな余震により本部にある救助訓練塔が傾きました。倒壊による周辺への被害も懸念されましたが、何より職員が訓練できなくなることで消防の質の低下を招く恐れがあります。庁舎建設を管轄する都市計画課も人手不足によりすぐに対応できなかったことから、消防本部自ら救助訓練塔の再建に向け動きました。工事施工監理など初めての経験になかなか苦労したことを覚えています。

消防力が下がらないよう、現場を下支えするのが私たち本部総務課の役目です。常にアンテナを張って情報を収集し補助金等の制度を積極的に活用して、可能な限り設備や施設の修繕、資機材の整備を行いました。これからも職員や団員がしっかり動けるよう、現場を支える後継のスタッフを育成していきたいです。

名取市職員が語る復興の歩み㉑

現場の記録を残すことの重要性を実感

消防本部総務課企画管理係（当時） **西條 貴幸**

被災直後、私の担当業務として、まずは消防施設の被害状況を把握することから始めました。この状況を詳細に記録できるのは今しかないと、被災施設をただひたすら写真に撮り続けました。後に写真を見返して、被害の大きさに改めてあぜんとしたことを覚えています。施設のなかには、数年経過後にようやく東日本大震災に起因すると推定される損傷がみつかることもあり、被害の全体像の把握には苦労しました。

これらの詳細な記録は、その後の復興・復旧に係る各種交付金・補助金等の申請時に大変役立ち、スピーディーな復旧・復興につながったと思います。国や県の制度を活用することで市の財政負担を軽減し、施設の空調設備や外壁破損など震災関連の修繕・復旧事業は令和元年まで続きました。写真や書面にして克明に記録することの大切さを実感しました。

津波被害の大きかった閖上地区の消防施設復旧については、そもそも地域の消防団員自身の生活が激変しており、従来どおりの組織配置でいいのか、ハード面を整備したところで団員を確保できるのかなど検討すべき課題も山積していました。殉職者を出すようなことを繰り返してはならないという思いから、少しでも職員や団員の安全を確保できるよう協議を重ねました。

当時、私たち職員は、震災から2週間ほどは家に帰ることもできず災害対応に追われていました。自分の家族の安否も分からないなかで業務にあたるのは精神的にも大変厳しいものがありました。震災の経験を通して学んだ、家族を大事にすること、そして何より自分自身の命を守ることの大切さを次世代に伝えていけたらと思います。





消防本部が平成25年3月11日に製作した「3.11東日本大震災消防活動記録」



令和元年5月1日 消防署閖上出張所に建立された消防殉職者（消防本部、消防団）慰霊碑
慰霊碑には東日本大震災で殉職した消防職団員19名の氏名が刻まれている。

［第１節］　災害に強い都市空間の創造

4 まちを守る沿岸部の総合的な安全対策



市は津波対策として多重防御による復興まちづくりに取り組んだ。T.P.※＋7.2mの第１次防御ラインのうち名取海岸（閖上・北釜工区）の堤防復旧は平成25年10月に、名取川河口堤防（右岸）の復旧は平成29年12月に工事が完了した。第２次防御ラインとなる嵩上げ道路（市道閖上南北線と市道広浦北釜線）については令和2年10月に全線で供用を開始した。また、貞山運河の復旧や海岸防災林の再生にも取り組んだ。

※T.P.：東京湾平均海面

1　津波対策の基本方針

東日本大震災の巨大津波は、市の沿岸部に壊滅的な被害を与え、多くの人命と家屋・家財を奪い、経済活動にも大きな損失をもたらした。

市は、平成23年10月に策定した名取市震災復興計画において、次のとおり多重防御ラインと避難経路の確保により今後想定される津波に対応していくことを基本方針とした。

【多重防御の考え方】

◇１次防御ラインは、仙台湾に数十年から百数十年に一度程度発生している規模の津波（津波防護レベル）への対策で、陸側への浸水を最小限に抑える海岸堤防の強化、名取川河川堤防の強化、並びに自然地形を生かした盛土等で補強した市街地形成によって、津波による被害から人命、家屋等の財産を守り、経済活動を継続させることを目的とする。

◇2次防御ラインは、それ以上の巨大津波（津波減災レベル）で1次防御ラインを越えた場合にも多重的に防御することによって、津波のエネルギーを減衰させ、内陸部への浸水を遅延させ、避難時間を確保して、あらかじめ計画された避難経路等により人命を守ることを目的とする。また、経済的損失を軽減させるとともに、経済活動の早期復旧が可能な被害に抑えることを目的に、海岸線と仙台東部道路間に、宅地の嵩上盛土・河川堤防の嵩上・道路の嵩上・空港防御堤などを連続配置した計画とする。（「名取市震災復興計画」）。

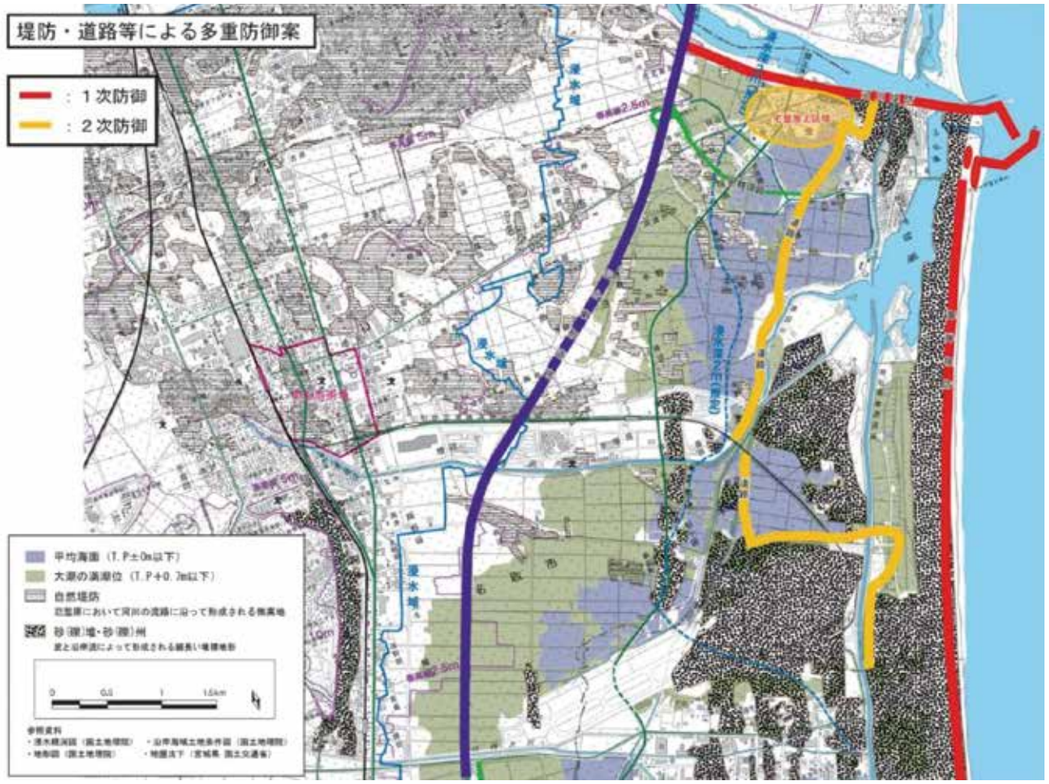
2　海岸堤防の復旧

仙台湾南部海岸は、仙台市から山元町までの延長約65㎞にわたる砂浜海岸である。国は堤防復旧延長約45.6㎞のうち、直轄管理区間13.9㎞（納屋地区海岸（4.7㎞）・山元地区海岸（9.2㎞））に加え、県から権限代行要請を受けた県管理区間17.8㎞（閖上・北釜海岸（4.2㎞）、深沼海岸（8.5㎞）、相ノ釜・納谷海岸（5.2㎞））について「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧に係る工事の国による代行に関する法律」に基づき国直轄で実施することとし、全長31.7㎞に及ぶ海岸堤防の災害復旧事業を実施した。

■緊急復旧工事

国は、津波による被害が特に大きく、出水期、台風期を迎えるに当たり緊急的に復旧する必要のある７工区約20㎞（深沼北工区（1.5㎞）、深沼南工区（1.2㎞）、北釜工区（3.0㎞）、二ノ倉工区（3.9㎞）、蒲崎工区（2.1㎞）、笠野工区（1.7㎞）、中浜工区（6.5㎞））について、平成23年4月から応急的に緊急復旧工事を実施、同年8月までに高潮・高波への応急対策を行ったほか、平成24年2月までに全ての緊急復旧工事を完了した。

■堤防・道路等による多重防御案（名取市震災復興計画）





海岸堤防

■本復旧工事

本復旧における海岸堤防高は、国が、平成23年４月に学識経験者、海岸を所管する省庁並びに岩手、宮城、福島県の関係者を構成員として立ち上げた「海岸における津波対策検討委員会」で検討され、同年11月に取りまとめた「平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波により被災した海岸堤防等の復旧に関する基本的考え方」の内容を踏まえ、T.P.＋7.2m（被災前の堤防高はT.P.＋5.2～＋7.2m）とされた。

国は、緊急復旧工事に続く本復旧工事を平成24年2月に着工、概ね1年後となる平成25年3月までに仙台空港（名取市・岩沼市）や南蒲生浄化センター（仙台市）、県南浄化センター（岩沼市）、名亘浄化セ

ンター（岩沼市）など重要施設の前面に位置する約5㎞の緊急整備区間の工事を終えた。その後、名取、岩沼、山元、仙台の各海岸の復旧工事を順次終え、平成29年3月末までにすべての工事が完了した。名取海岸（閖上・北釜工区）約4.2㎞の堤防復旧工事は平成24年2月に着工し、平成25年10月に完了した。

3　防潮堤の整備（漁港区域内）

閖上地区の漁港区域内における防潮堤の整備は、県の「閖上漁港海岸防潮堤整備事業」により実施された。国直轄により実施する海岸堤防の復旧事業と連続する部分は、T.P.＋7.2mの堤防高により整備することが基本とされたが、閖上漁港の開口部はT.P.＋4.8mの堤防高により、閖上の旧市街地に隣接する広浦湾岸においてはT.P.＋3.7mの堤防高により、それぞれ整備が行われた。

市は、閖上地区の現地再建を目指すなか、津波による再度の被災を心配する被災者の心情に配慮し、漁港開口部を含め、堤防高をT.P.＋7.2mで統一するよう、県への要望を重ねた。しかし、当該堤防高は、県が実施した防災シミュレーションや国の基準に基づくもので、安全の確保に必要な高さを保持しているとする県の見解により、最終的に、計画どおりの堤防高で防潮堤の整備が行われることになった。

閖上漁港防潮堤の施工延長は次のとおりである。

T.P.＋7.2m区間　施工延長：594m
T.P.＋4.8m区間　施工延長：340m
T.P.＋3.7m区間　施工延長：1,358.6m

4　河川堤防の復旧

名取川は、その源を宮城・山形県境の神室岳（標高1,356m）に発し、名取市閖上で太平洋に注ぐ幹川流路延長55.0㎞、流域面積939㎢の一級河川である。名取川河口部では東日本大震災の大津波により、堤防や水門などの河川管理施設に甚大な被害が発生した。

■緊急復旧工事

国は、名取川河口右岸部（閖上側）及び左岸部（藤塚側）で被災した河川堤防について、震災直後から応急的な復旧に着手し、いずれも出水期前となる平成23年6月までに盛土等の緊急復旧を完了した。

■本復旧工事

河川堤防の災害復旧工事は国直轄の名取川堤防整備事業として実施された。実施区間は河口から閖上大橋までの約2.0㎞で、堤防高は海岸堤防と同じT.P.＋7.2m（旧河川堤防高はT.P.＋6.0m）として整備が進められた。工法は、ブロックの連結を法面上下方向にかみ合わせるなど、設計値を超える巨大津波が襲来した際、堤防全壊に至る危険性を低減する“粘り強い構造”が採用された。

同事業は閖上地区の復興まちづくりと整合を図りながら進められ、平成25年1月に本格的な復旧工事に着手し、平成29年12月に完了した。

5　嵩上げ道路の整備

今後、第1次防御ライン（海岸堤防、河川堤防）を超えるような巨大津波が発生した際も、背後地を津波から守るための多重防御の備えとして、市では、東日本大震災復興交付金を活用し、第2次防御ラインとなる総延長6.6㎞の嵩上げ道路として、「市道閖上南北線（延長2.6㎞）」と「市道広浦北釜線（延長4.0㎞）」の整備に取り組んだ。

これらの路線は盛土によりT.P.+5.0mまで嵩上げをして堤防機能を確保。海岸堤防などとの多重防御により津波の威力を軽減する役割を果たす。また、嵩上げ道路は津波襲来時の避難道路としての役割も果たすため、片側3.25mの2車線に幅3.5mの歩道を整備した。

復興交付金事業計画上、市道閖上南北線は「閖上南北線整備事業（延長1.4㎞）」及び「増田川線道路事業（延長1.2㎞）」として、市道広浦北釜線は、「川内沢川線道路事業（延長1.9㎞）」及び「北釜線道路事業（延長2.1㎞）」として、平成28年3月の供用開始を目指す計画とした。しかし、閖上南北線は閖上地区の復興区画整理事業や関連する道路事業との調整に、広浦北釜線は、北釜地区の土地利用計画の策定に不測の期間を要することとなったほか、当該事業の実施に当たっては、多くの地権者との用地交渉に膨大な事務処理を要したことで、同事業の着工は平成28年12月にずれこむこととなり、最終的に全線が開通したのは、市道閖上南北線が令和2年8月7日、市道広浦北釜線が同年10月2日などと、いずれも市の震災復興計画（改定後）の計画期間終了後となった。

閖上南北線整備事業

［測量・実施設計発注～完了］
平成25年1月～平成29年3月
［用地買収］平成28年7月～令和2年1月
［建設工事発注・工事着手］平成28年12月
［工事完成・供用開始］令和2年8月

■閖上漁港防潮堤整備





第2次防御ライン開通式（令和2年10月2日）

増田川線道路事業

［測量・実施設計発注～完了］

平成25年1月～平成29年3月

［用地買収］平成27年12月～令和2年2月

［建設工事発注・工事着手］平成28年12月

［工事完成・供用開始］令和2年8月

川内沢川線道路事業

［測量・実施設計発注～完了］

平成25年1月～平成27年3月

［用地買収］平成28年10月～令和元年11月

［建設工事発注・工事着手］平成28年12月

［工事完成・供用開始］令和2年10月

北釜線道路事業

［測量・実施設計発注～完了］

平成25年1月～平成29年3月

［用地買収］平成28年10月～令和元年5月

［建設工事発注・工事着手］平成28年12月

［工事完成・供用開始］令和2年10月

令和2年10月2日、市は、名取市の復興のシンボルとなる嵩上げ道路の全線開通を祝い、北釜地区の北釜防災公園で「第2次防御ライン開通式」を開催するとともに、北釜地区から閖上地区の震災メモリアル公園までをロードバイクやスーパーカー等で縦断する「走り初めイベント」を行った。

現在、本嵩上げ路線は、官民連携で自転車周遊環境の構築による地域活性化を目指す「宮城サイクルツーリズム推進協議会」が設定した「みやぎの



第2次防御ラインの走り初めイベントに集まったスーパーカー

■第2次防御ライン整備箇所図




市道閖上南北線（復興交付金事業名称：閖上南北線整備事業）


市道閖上南北線（復興交付金事業名称：増田川線道路事業）

サイクリングルート『震災復興・伝承みやぎルート』」の基幹ルートにも位置付けられるなど、沿岸部の景観や観光資源を楽しみながら安全・快適に自転車を走行できる路線として、今後のサイクルツーリズムの進展にも寄与するものと期待されている。

また、当該路線は、仙台市の東部沿岸地区に同じく整備された嵩上げ道路と閖上大橋を経由してつながっており、両市から仙台港方面、仙台空港方面へのアクセス向上に寄与するとともに、岩沼市の沿岸地区に整備された嵩上げ道路を経由し、亘理・山元、福島県方面へもつながっていく路線として、広域的な交流人口の拡大にも貢献するものと期待されている。

6　海岸防災林の再生

宮城県の海岸防災林は、仙台藩祖伊達政宗公の時代から約400年にわたり植栽が行われてきた。東日本大震災の津波により、県内約750haの海岸防災林のほとんどで流失・幹折れ・倒伏の被害が発生し、白砂青松の美しい景観を形成する海岸林の多くが消失した。林野庁（東北森林管理署）や独立行政法人森林総合研究所が津波被害にあった海岸防災林の調査を行ったところ、地下水の影響により垂直方向に伸びる根の生長が悪いことが原因で倒伏しやすいことが判明した。このため、国直轄で実施する海岸防災林の復旧事業（国有林野内直轄治山施設災害復旧事業、民有林直轄治山施設災害復旧事業）に当たっては、垂直根が下に伸びていけるよう、高さ約3m、幅約200mの人口盛土による植生基盤盛土造成工事を併せて実施することとされ、その面積は約750haにも及んだ。

国による海岸防災林の復旧が進められる一方で、その再生には多くの団体・企業から協力の申し出が寄せられた。県は民間団体等の参加・協働による森林づくり活動を進めるため、平成26年1月に「みやぎ海岸林再生みんなの森林づくり活動」を創設し、これら民間団体等との協働の森林づくりを推進した。

■海岸林再生プロジェクト10ヵ年計画

名取市においては、震災直後の平成23年から「東日本大震災復興 海岸林再生プロジェクト10ヵ年計画」として2011年から2020年までの10年間で市内100ha（全長5㎞×幅200m）の海岸防災林の再生を目指す取り組みが進められた。

同プロジェクトは国内外で農業技術指導の実績と経験のある「公益財団法人オイスカ」が海岸防災林再生の支援を林野庁に申し入れたことから始まった。その内容は、国や県、市の復興計画に沿って、行政と民間の協働で“2020年までに約50万本のクロマツの育苗、100haへの植栽、2033年までの育苗・植栽・育林の過程で約1万1,000人の地元の雇用の創出”を目標とした。また、地元雇用の創出を目的とするオイスカからの協力要請を受け、平成24年2月29日に市内海岸防災林近隣の被災農家が中心となった「名取市海岸林再生の会」が会員32名で設立され、海岸林再生への取り組みが始まった（オイスカ及び名取市海岸林再生の会の県との協定締結は平成26年2月13日）。

オイスカと名取市海岸林再生の会は、平成24年から年間5万本を目標にクロマツの生産（播種）を開始し、平成26年からは年間10haを目標に、植生基盤が完成した箇所から植栽活動を展開。区域面積約100ha（国有林約3ha、県有・市有林・共有林約97ha）、実植栽面積約72ha、植栽本数約37.5万本の植栽（マツノザイセンチュウ抵抗性クロマツや精英樹クロマツのほか、広葉樹10種も植栽）を令和2年度までに完了した（市も必要な資機材等の購入に対し、補助金による支援を行った）。名取市海岸林再生の会はオイスカからの委託を受けて苗木を生産し約39万本の抵抗性クロマツ苗木を出荷。発芽率は約95%、植林した苗木の平均活着率も約99.2%と高い数値を確保した。

同プロジェクトには、延べ約4万人が活動報告会等に参加し、延べ約1万2,000人のボランティアが全国から足を運んだ。

海岸林再生プロジェクトは令和3年4月より、下草刈りやツル切り、除伐、本数調整伐などの保育管理を主体とする第2次10ヵ年計画に取り組んでおり、さらには第3次10ヵ年計画まで育林に関わることを目標としている。



海岸防災林



名取市海岸林再生の会のみなさん（平成24年撮影）
出典：環境省ホームページ

名取市 職員が語る復興の歩み ㉒

あらゆる物事を同時に進行させる復興事業の難しさを実感

震災復興部 復興まちづくり課（当時） **鈴木 達朗**

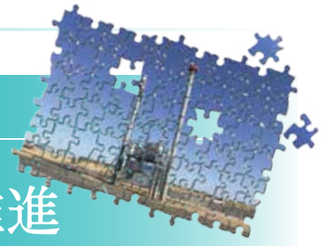
東日本大震災をきっかけに津波に対する多重防御の考えが生まれ、名取市は国によって示された方向性に沿って第2次防御ラインを整備しました。私は平成29年度から復興まちづくり課に配属になり、第2次防御ライン整備事業に着工から竣工まで携わりました。

工事を進めるに当たり大きな障壁となったのが用地買収でした。第2次防御ラインの計画高は海抜5.0mで、嵩上げをする分、道路の両サイドに広く土地を確保しなければなりません。買収対象の大半はもともと田畑だった土地でしたが、用地買収担当者からは相続未登記などの理由で交渉が難航することが多々あったものとお聞きしており、大変苦慮されたと伺っています。また、周辺の用排水路や上水道管、電柱、携帯電話の基地局などといったインフラ設備についても関係機関との調整や移設工事に時間を要しました。特に用排水路の移設に関しては、工事可能な期間が農閑期に限られるため、施工のタイミングを計る必要もありました。市では令和2年度までの完成を目指しており、時間も予算も限られるなか、北側の閖上南北線と南側の広浦北釜線に分け、できるところから工事に着手しました。

貞山運河に架かる北釜大橋は、現道の北側に新しく架け替えとなりました。周辺では既に営農を再開している人が多く、道路の通行止めができない状況にあり、現道の通行を維持しながら架け替えることになりました。新しい橋が完成した段階で通行を仮設道路に切り替え、古い橋の撤去となりましたが、仮設道路の設置は当初計画にはなく、新たに関係各所との調整に追われることとなりました。市民の復興の歩みを足止めすることなく臨機応変に対処しなければならない復興事業の難しさを感じた一件でした。

一般的な道路改良工事であれば数年から十数年をかけて計画、設計、用地買収と段階を踏んだうえで工事に着手となります。しかし、復興事業は限られた期間の中で全てを同時進行で、しかも複数の事業を並行して行わなければなりません。問題が山積するなかでも何とか事業を完了できたのは、用地買収担当者をはじめ職員みんなの頑張りがあったおかげだと思っています。また、同時並行で事業を推進するに当たり全体的にどう調整すればいいのか、私自身とても勉強になりました。災害はいつ何どき起こるかわかりませんし、こういった事業はあらかじめ準備できるものでもありません。復興事業においてはさまざまな課題が浮き彫りになりました。これらをしっかり庁内で共有し、後進に伝えていくことが大切だと思います。

［第１節］　災害に強い都市空間の創造



5　防災性の高いまちづくりの推進

市は、東日本大震災により多くの人的被害が生じたことを踏まえ、犠牲者遺族の求めに応じる形で「東日本大震災第三者検証委員会」を設置、震災時の避難誘導や防災行政無線の故障といった課題に対し、第三者による検証作業を行った。その後、検証により指摘された内容等を踏まえ、地域防災計画を大幅に改訂、震災で得られた教訓を反映した実効性のある体制の構築に取り組んだ。

さらに、防災性の高いまちづくりの推進に向けた取組として、閖上地区では最大5mの宅地嵩上げや避難を想定した公共施設の整備を推進。また、木造住宅の耐震化助成を継続し、市内の住宅耐震化率は9割を超える水準に達した。市は、ソフトとハードの両面から、津波や地震に強いまちづくりに全力で取り組んだ。

1　東日本大震災第三者検証委員会の設置

東日本大震災では多くの市民が犠牲となった。なかでも700人を超える多くの人命が奪われた閖上地区では、地区住民が平成24年5月に「犠牲者遺族会」を結成、同年5月29日、名取市長に地震発生直後の名取市の避難誘導などをはじめとする23項目の公開質問状を提出した。また、同会は同年7月17日に会の名称を「名取市震災犠牲者を悼む会」に変更し、同日付けで12項目からなる「「公開質問状」の回答に対する確認状」を提出した。11月29日には「公開質問状（3）」を提出、その内容は市の災害対応関係の職員の行動を把握することを目的とするものであった。

これら3回の公開質問状に対し、市は、その都度回答書の提示を行ったが、「名取市震災犠牲者を悼む会」は、回答書の内容に納得できないという判断から平成24年11月29日（「公開質問状（3）」の提出日）、名取市議会に対し「第三者検証委員会の設置」に関する請願を約4,000人の署名を添えて提出した。請願では「避難指示など当日の活動及び事前の対策」「閖上公民館から閖上中学校への避難誘導※1」及び「防災行政無線の故障及び稼働の不確認※2」の3項目を人的被害を大きくした問題点として取り上げ、「検証委員会」の設置による原因の究明を求めた。

※1 震災時、閖上地区に3つある避難場所の1つである閖上公民館では、閖上中学校への再避難の呼びかけが行われ、再避難の途中で津波に巻き込まれた住民もいた。震災後、閖上地区では、閖上公民館から閖上中学校への移動・再避難が犠牲者を多くしたのではないかといわれていた。

※2 市は、平成20年度に最新のデジタル防災行政無線システムを整備していたが、東日本大震災の揺れで市役所に設置していた送受信装置の親機が故障し、災害対策本部が出した避難指示を各地区の屋外拡声子局に伝えることができず、閖上地区の避難行動を遅らせる要因の1つになった。

市議会は、当該請願を12月13日に全会一致で採択、翌年の6月定例会で市長が提出した検証作業に関わる補正予算を承認した。市は、その後、7月19日付けで「東日本大震災第三者検証委員会設置要綱（以下、「設置要綱」）」を定め第三者検証委員会の立ち上げに着手、8月26日に文化会館小ホールで第1回東日本大震災第三者検証委員会（以下、「検証委員会」）が開催された。

検証委員会は、委員長を務めた東京経済大学コミュニケーション学部の吉井博明教授をはじめ、災害情報や津波工学、電気通信工学などを専門とする9名の有識者により組織され、平成26年3月24日までに全5回の委員会を開催、多くの市民や職員、関係者に対するヒアリングを重ねつつ、詳細な分析調査と検証作業を実施した。平成26年4月30日付け「東日本大震災第三者検証委員会報告書」において検証結果を公表した。

検証委員会では、「名取市の避難指示・避難誘導の検証」「閖上公民館から閖上中学校への避難誘導の検証」「防災行政無線の故障・稼働の検証」の3点について検証作業が行われた。報告書では、震災以前から震災当日、その後における市の対応等について数々の指摘がなされるとともに、今後に向けた多くの提言が示された（「東日本大震災第三者検証委員会報告書」は市ホームページに掲載）。

「東日本大震災第三者検証委員会」による検証

東日本大震災第三者検証委員会は、閖上地区に大きな被害が出てしまった原因と背景を明らかにするとともに今後の減災対策に資することを目的に詳細な検証作業を実施、180ページからなる報告書に検証結果を取りまとめた。東日本大震災第三者検証委員会による検証の経過と結果の概要は以下のとおりである。

1　検証の視点と検証体制

「東日本大震災第三者検証委員会（以下、「検証委員会」）」は、東日本大震災の津波により多数の犠牲が出た名取市閖上地区の災害に関して、公正中立かつ客観的な検証を行うため、9名の有識者により設置された。

検証委員会では、「名取市震災犠牲者を悼む会」が指摘した以下の3点について事実関係を明らかにするため「災対本部活動検証チーム」「避難行動検証チーム」「無線不具合検証チーム」の3つの作業チームを編成し、検証作業に取り組んだ。検証委員会の事務局は一般社団法人減災・復興支援機構（東京都新宿区）が担当した。

①避難指示など当日の活動及び事前の対策
②閖上公民館から閖上中学校への避難誘導
③防災行政無線の故障及び稼働の不確認

なお、検証作業は、各作業チームとも次の2点を基本的な前提として実施された。

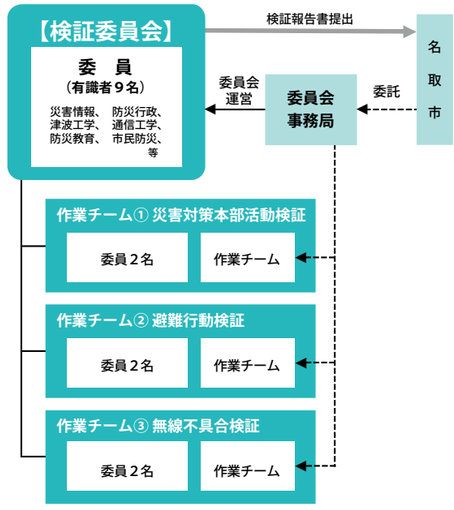
・検証の対象施設は名取市閖上公民館とする。必要に応じて閖上全体の震災時の避難動態についても考察する。
・検証の対象時間は、津波が閖上中学校に到達するまでの時間、地震発生から約70分を目安とする。

2　検証の内容

（1）災害対策本部初動対応の検証

ここでは、市の震災以前の防災対策について振り返りを行ったうえで、災害対策本部の初動対応の実態とその背景について検証が行われた。考察では、「経験の逆機能」と「正常化の偏見（正常性バイアス）」の2点が初動対応に大きな影響を与えたとされた。「経験の逆機能」としては、過去の災害経験から、一部住民の間で「閖上地区には津波が来ない」という言い伝えがあり、これが津波の来襲を信じない思い込みを生み出し、住民の避難行動を妨げただけでなく、市職員や消防職・団員による情報収集や「せっぱ詰まった」避難の呼びかけを遅らせたと考えられた。また、この「経験の逆機能」に、大きな揺れと津波による「大した被害はないだろう」という正常化の偏見（正常性バイアス）が加わることで、広報や避難誘導が迅速かつ的確に行われなかった背景に

■東日本大震災第三者検証委員会体制



なったと推察された。

これらの検証を踏まえ、検証委員会は「地域防災計画やマニュアルなどの事前準備」「災害を想定した事前の訓練・研修等」「過去や直前の災害経験」「災害発生直後の初動対応」の視点から数々の問題点を指摘、そのうえで、今後の防災対策の方向性として、次の提言が示された。

①地域防災計画等及び職員初動体制マニュアルの早急な見直し
②実践的研修、図上演習・実働訓練の実施
③災害対策本部体制の充実
④災害対策本部室の機能確保
⑤住民への確実な情報提供
⑥東日本大震災の教訓と伝承

(2)避難行動の検証

ここでは、震災により多くの人々が犠牲になった閖上地区の住民や関係者へのヒアリング等に基づき、閖上地区の住民の避難行動の特性について分析が行われるとともに、住民から強い要望のあった閖上公民館から閖上中学校への移動・再避難に関する事実関係について検証が行われた。

検証の結果、閖上公民館から閖上中学校への移動・再避難は大津波襲来の直前の短い時間に一度に行われたのではなく、「閖上公民館から閖上中学校への移動・再避難が犠牲者を多くした」という点については「確認できない」とされた。

また、公民館を指定避難場所としていたことについては、津波に対する被害想定の観点から、対応に不十分な点があったと指摘された一方、公民館から閖上中学校への移動を促したことについては、当時、「6m」や「10m以上」の津波が予想されるなか、その判断は「間違いとは言えない」とされた。また、どこかの時点で公民館にとどまる判断が必要であったのではないか、という点については、公民館への津波の来襲時間や津波高を予想し、予見する方法がないなか「やむを得なかった」とされた。

住民の避難行動の特性に関する考察では、閖上地区が過去の災害時に津波被害を受けなかった経験や、「津波が来ない」という安全神話が、住民の判断や避難行動に影響を及ぼしたとされた一方、「正常性バイアス」や「同調バイアス」「同調行動」が生じた可能性については、調査の結果から懐疑的な見方が示された。

これらの検証を踏まえ、検証委員会からは次の教訓・提言が示された。

①自治体の検証・説明・報告の義務付け
②災害後の住民とのコミュニケーション
③複数の情報伝達・収集手段の整備と周知
④公務・職務等による犠牲を防ぐための対策・対応
⑤再避難と臨機応変な対応を念頭に置いた災害対策
⑥避難場所での健康・安全管理
⑦報道に求められる配慮
⑧語り継ぐだけではいけない「防災教育・啓発」

(3)防災行政無線不具合の検証

ここでは、震災時に防災行政無線が故障し、避難指示の緊急放送が市民に届かなかったこと、また、防災行政無線の故障に職員が気づくまで4時間以上を要したことについて、その背景に何があったのか、防災行政無線の導入から運用、導入後の保守点検の状況を含め検証が行われた。

検証の結果、防災行政無線が故障した原因については、メーカー側が報告書で示した、市役所7階に設置されていた防災行政無線の親機上部の開口部から「亜鉛を含む金属物」が混入し、当該金属物がSW電源ユニットの電極端子に付着して短絡を起こしてヒューズを溶断したとの可能性を「否定できない」としつつ、それ以外の原因については、時間が経過し、現状保存がなされていないなか「検証の対象範囲外」とされた。そのうえで、大災害時は平常の状態では考えられない問題が重なって起きることを想定する必要があり、メーカー側、名取市ともに「人命に関わる危険を報せる」防災行政無線本来の目的に合致した機器の設計、設置、運用への努力が欠けていた旨が指摘された。

防災行政無線の故障に職員が気づくまで4時間以上を要したことについては、機器の設定や運用に関する職員の理解等、複数の要因が指摘されたが、状態監視の機能と具体的な動作様式の理解等、市とメーカー側との認識の違いが多く、そのことが根本原因とされた。そのうえで、名取市は、装置の機能を職員に的確に理解させ、日々の運用も非常時を想定して行うような研修や運用体制を構築していなかったこと、メーカー側は、運用の教育・研修にあたって名取市からの依頼に応えるだけの受動的な姿勢に終始し、利用者が非常時の対応も含め装置の機能を的確に理解するまで教育を積極的に実現しようとする姿勢を持たずにいたことが指摘された。

また、防災行政無線の導入から運用、保守・点検の状況については、導入当初、機器の詳細設計や施工管理を行わなかったことや仕様協議における重要な視点の欠如、運用者への教育や研修の不足などが指摘された。

これらの検証を踏まえ、検証委員会からは次の教訓・提言が示された。

①機器の設計に関しては、外部からの異物混入を防ぐ手立てが講じられなければならないこと。ソフト面の対策では、緊急時には防災行政無線の運用に習熟していない職員でも即座に放送ができるよう、手順をシンプルにしておくべきこと。
②機器の導入から運用に関しては、根本対策として、すべてのメーカー、自治体に通じる防災行政無線の仕様、システム構築、運用に関する「標準的な規格」の策定が求められること。自治体側では防災行政無線に精通した人材を育成すること。
③再発防止に関しては、機器の不具合に関する情報を全国規模で共有化し、メーカーや自治体で活用できる制度を構築すること。防災行政無線の整備、運用が自治体にとって大きな負担になっていることを踏まえ、自治体の財政負担を軽くするような国の支援が求められること。
④これからの防災情報の伝達として、自治体は、緊急時の「多重情報伝達」の手段を確立すべきこと。災害時には防災行政無線だけでなく、複数のツールで積極的に情報を入手する方法を市民に啓発すべきこと。

2　地域防災計画の検証・改定

地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村が定める地域全体の防災対策を総合的にまとめたものである。市は市民が安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくりを目指し、平成27年3月に名取市地域防災計画の大幅な見直しを行った。

主な修正点の第一は、東日本大震災の教訓を深く刻み込んだことである。沿岸部を襲った巨大津波は、市に壊滅的な被害をもたらした。この経験を未来への警鐘とし、これまで講じてきた防災対策を一層強化することで、市民の生命、身体、そして財産を地震や津波災害から守り、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めることとした。

第二は、第三者検証委員会や名取市津波等ソフト対策協議会※といった専門機関による検証結果や提言を真摯に受け止め、災害対策本部の体制や機能、住民への情報提供のあり方や防災教育等を計画に反映させたことである。東日本大震災の特筆すべき点として、「津波による甚大な被害」「広範囲にわたる被災地域」「長期にわたる災害対応」が挙げられる。これらの教訓を多角的に分析し、修正可能な事項から速やかに計画を見直すことで、より実効性の高い防災体制の構築に努めた。

第三は、国が策定する防災基本計画や、県が定める地域防災計画の見直し内容を精査し、市の地域防災計画に適切に反映させたことである。国や県においては、計画策定後も絶えず災害対策に関する検討が進められている。それら最新の検討結果を踏まえ、必要に応じて本計画を見直すことで、より強固な防災計画へと進化させていくこととした。

第四は、甚大な被害をもたらした津波対策を抜本的に強化したことである。地震に伴う被害は、揺れそのものによるものと津波によるものに大別される。東日本大震災においては津波による被害が甚大であった。この現状を踏まえ、津波災害への対策を「津波災害対策編」として独立させ、そのほかの地震災害への対策を「地震災害対策編」として明確に区分した。

現在、市は、地域防災計画に掲げる、住民一人ひとりが自らの身を守る「自助」、地域社会が互いに支え合う「共助」、そして国や地方公共団体などによる「公助」が適切に連携した防災協働社会の形成を目指し、ソフト・ハード両面の手法を組み合わせた防災対策に取り組んでいる。

※名取市津波等ソフト対策協議会について詳細は、「第1章第3節-3 防災意識の向上と地域防災力の強化(P.100)」を参照

3　災害に強いまちづくりの指針検討

市では、災害に強いまちの再構築を図るため、平成23年10月に策定した震災復興計画に「閖上地区のまち再建の事業方針」「下増田沿岸部のまち再建の事業方針」を定め、多重防御と避難路の確保により想定される津波に対応しつつ、閖上地区では被災市街地復興土地区画整理事業を、下増田地区では防災集団移転促進事業をそれぞれ基軸とするまちの再建を進めてきた。

災害に強いまちづくりに向けた包括的な指針の検討・策定には至らなかったものの、東日本大震災復興交付金事業計画の策定等を通じ、震災復興計画の具現化に向けた様々な事業を展開することで、津波被害を教訓とする防災・減災のまちづくりに取り組んだ。

閖上地区では、被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり、新たな津波の襲来に供え、最大5mの宅地の嵩上げを行ったほか、公民館や小中学校、災害公営住宅の整備に当たり、有事の際の避難を想定した構造となるよう取り組んだ。

4　耐震性・耐浪性の高い建築物の誘導

市では、耐震性の高い建築物の誘導に向け、「名取市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱」に基づき、平成17年度以降、木造住宅の耐震化促進に継続して取り組んでいる。これは、建築基準法施行令の耐震関係基準が大幅に強化された昭和56年6月1日の前日以前に着工された市内の木造住宅について、耐震診断の結果「倒壊の可能性あり」と診断された場合、当該住宅において実施する耐震改修工事に対し100万円を限度に補助金の交付を行うものであり、震災後、平成23年度から令和6年度までの14年間で合計50件以上の耐震改修工事に対し助成を行った。また、これらの取組により平成15年時点で67%とされていた市内の住宅の耐震化率が、平成30年10月時点では92.6%となるなど、地震に強いまちづくりの促進が図られた。

また、昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震において、ブロック塀等の倒壊により多くの犠牲者が発生した経験を踏まえ「名取市危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱」に基づき平成16年度以降、危険ブロック塀等の除却促進にも取り組んでいる。これは、道路に面したブロック塀等(コンクリートブロック造、石造、れんが造その他組積造による塀及び門柱をいう。)のうち、道路からの高さが1m以上(擁壁上の場合はブロック塀等の高さが0.4m以上)のもので、市または県が行う実態調査で注意または改善を要する判定を受けたものの除却を行う場合、当該除却費に対し30万円を限度に補助金の交付を行うものであり、震災後、平成23年度から令和6年度までの14年間で合計120件以上の除却工事に対し助成を行った。

耐浪性の高い建築物の誘導については、閖上東地区における浸水被害の軽減を図ることを目的に、平成30年6月に「名取市閖上東地区嵩上げ等工事助成金交付要綱」を定め、閖上東地区で事業活動を再開しようとする事業者等への支援を行った。これは、津波の威力そのものに対する建築物の能力向上を図ることを目的としたものではないが、震災以前から閖上東地区に土地を有し、土地区画整理事業で換地を受けた土地所有者に対し、土地の嵩上げや擁壁等の整備に要する費用の2分の1の額を助成することで、事業活動の安全・安心につなげることを目指したものである。しかしながら、要綱を策定した平成30年時点においては、かつて閖上東地区で事業活動を展開していた事業者の多くが近隣の水産加工団地や地区外において事業活動を再開しており、当該助成金の活用実績は2件に止まった。

5　津波被害地区の宅地嵩上げ補助制度の創設

旧市街地を中心とする閖上地区では被災市街地復興土地区画整理事業により、下増田地区では防災集団移転促進事業により、それぞれ新たなまちづくりが進められたが、これらのいずれの事業区域にも含まれない周辺集落(防災集団移転促進事業の移転促進区域に指定された場所を除く小塚原地区、牛野地区、杉ケ袋地区等)では、それぞれ原位置での生活再建が図られることになった。

市では、これら周辺集落における生活の安全・安心を確保するため、平成24年5月に「名取市津波浸水区域の宅地嵩上げ等工事助成金交付要綱」を定め、津波浸水区域で宅地の嵩上げを行い、生活の再建を図ろうとする被災者に対し、助成金による支援を行った。

助成金の対象経費は、宅地の嵩上げ工事及び曳き家等による基礎の嵩上げ工事(いずれも擁壁等の外構工事を含む)とし、補助率は2分の1、交付上限額は、宅地の嵩上げにあっては150万円、曳家等にあっては300万円とした。

これらの助成金は、令和3年3月31日に事業を廃止するまでの10年間にわたり多くの被災者に活用され、助成件数は合計で133件となった。しかしながら、助成金の活用を見送り、集落を離れる選択を行った被災者もあり、震災前、平成23年1月時点で1,649人(小塚原地区461人、牛野地区198人、杉ケ袋地区990人)となっていた各地区の人口は、令和3年3月時点で840人(小塚原地区243人、牛野地区179人、杉ケ袋地区418人)まで減少することとなった。

■津波浸水区域の宅地嵩上げ等工事助成金

年　度	件　数	金　額
H24	32	29,797,000
H25	46	24,330,000
H26	18	15,713,000
H27	7	8,609,000
H28	6	7,834,000
H29	6	7,277,000
H30	6	6,175,000
R1	4	3,931,000
R2	8	9,796,000
計	133	113,462,000



嵩上げした住宅(小塚原字東中塚)

［第１節］　災害に強い都市空間の創造

6 生命を守る避難・救援のネットワーク形成



市では、災害に強いまちの再構築を図るため、平成23年10月に策定した名取市震災復興計画に「閖上地区のまち再建の事業方針」「下増田沿岸部のまち再建の事業方針」を定め、多重防御と避難路の確保により想定される津波に対応しつつ、閖上地区では被災市街地復興土地区画整理事業を、下増田地区では防災集団移転促進事業をそれぞれ基軸とするまちの再建を進めてきた。

復興まちづくりに向けたそれぞれの事業の推進にあたっては、東日本大震災復興交付金事業計画の策定等を通じ、震災復興計画の具現化に向けた様々な事業を展開することで、津波被害を教訓とする防災・減災のまちづくりに取り組んだ。

名取市震災復興計画（平成23年10月）

閖上地区のまち再建の事業方針

江戸時代より栄える閖上漁港は、全国的にも有名なアカガイをはじめとした仙台近郊の漁港町として位置づけられていました。また、近年では「ゆりあげ港朝市」「サイクルスポーツセンター」「ゆりあげビーチ」など名取市民をはじめ、隣接市町からも多くの人々が来訪する交流の場として、海と共生する街のイメージを形成しています。

今回の津波により壊滅的な被害を受けましたが、津波被害を教訓に災害に強いまちを再構築することはもちろんのこと、地区全体での防災力を高め、安心して暮らせるまちを現地再建していきます。

また、再建にあたっては、これまで培われてきた歴史・文化や地域特性などを後世に継承しながら、魅力あるまちづくりを進め、これまで住んでいた市民はもとより、これから居住を求める方々にも“住んでみたい”“住み続けたい”と選択されるまちを再構築していきます。

地区住民の早期の再建や財産の保全を前提に、現在の位置での被災市街地復興土地区画整理事業による再建を基本として、引き続き検討を進めていきます。

下増田沿岸部のまち再建の事業方針

下増田沿岸部は、1次防御ライン（海岸堤防等）から2次防御ラインの間に位置し、今回規模の津波に対する安全対策を十分に行うことが困難であり、集団移転に対する地区住民の要望等もあることから、津波からの安全性の高い地域への防災集団移転促進事業による移転を行うことを基本に、引き続き検討を進めます。

移転先については、下増田地区全体の地域コミュニティを勘案し、同地区内での移転先を検討していきます。

1　津波対策と避難機能の強化（工事期間中の対応）

市は、閖上地区の被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり、再度の津波に備え、最大5mの宅地の嵩上げを行ったほか、公民館や小中学校、災害公営住宅の整備に当たっては、有事の際の避難を想定した構造となるよう取り組んだ。また、震災時、多くの住民が仙台東部道路に駆け上がって避難した経験を踏まえ、震災後、仙台東部道路を管理する東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）が地区内3か所（小塚原地区2か所、牛野地区1か所）に設置した避難階段周辺に道路照明灯を設置するなどの取り組みも行った。

土地区画整理事業によりまちの再建が進む中、閖上地区では、被災した住宅を修繕し、引き続き生活している世帯もあり、市は、復興が完了するまでの一定期間、これらの世帯にも対応できるような防災対策について検討を行う必要があった。復興事業の最中、閖上地区には避難施設がなく、閖上地区で生活を続ける住民や復興事業に従事する工事担当者の避難誘導に課題があったため、市は当分の間、震災以降使われなくなっていた旧閖上小・中学校を閖上地区の緊急避難施設として機能を持たせるべく、誘導看板の整備等を行った。避難誘導の看板は、旧閖上小学校敷地内と周辺に3基、旧閖上中学校に1基設置した。看板は、ソーラー式の小型ＬＥＤ照明灯を備え、夜間の避難時にも対応できるよう整備した。また、旧閖上小学校の3階音楽室を緊急避難場所とし、有事の際に避難者が市役所防災安全課と無線での連絡ができるようにするため、携帯用防災情報伝達用無線機や、避難時の資機材として発電機や投光器、燃料携行缶等を配備した。



仙台東部道路に上る避難階段と道路照明灯（高柳字辻地内）

2　避難誘導サインの整備

市は、閖上地区の住民及び同地区への来訪者が、津波発生時の緊急避難場所（閖上公民館、閖上小中学校、災害公営住宅）へ速やかに避難できるよう、避難誘導サインの整備に取り組んだ。

避難誘導サイン計画は、閖上地区における現地再建型のまちづくりにおいて重要な役割を担うものであることから、閖上地区まちづくり協議会の関心も高く、第3次提案（平成27年4月）において、避難誘導の明確化についても提案がなされた。

避難誘導サイン計画の策定にあたっては、平成28年度に東北大学災害科学国際研究所の佐藤翔輔准教授から、「将来、閖上地区に住む人々が自ら考え、計画策定に携わることが重要である」との助言を受けた。この助言を受け、市はまちづくり協議会に平成28年6月の住民ワークショップを開催し、計画策定を行いたい旨を、説明したところ、避難路や避難施設の形が明確になった時期に、現地での避難行動の確認も踏まえた住民ワークショップを実施すべきとの意見が示された。住民ワークショップは施設配置が現地で確認できる平成29年7月以降に実施することとした。

市は、平成29年7月の世話役会※1（まちづくり協議会、PTA、漁協、ふらむ名取、ゆりあげかもめ）を皮切りに、同年7月から12月までに計6回の世話役会を、また、同年10月から12月までに計5回の住民ワークショップ※2を開催し、避難誘導サイン計画に関する意見交換を行った。また、それらの結果を踏まえ、平成30年1月から6月にかけて、避難誘導サインの具体的なデザインや設置箇所について検討を行った。

ワークショップで出された意見等を踏まえ、閖上地区に設置する避難誘導施設は、その目的や対象に応じて「広域案内サイン」「方向案内サイン」「夜間避難用照明」の3種類を設定し、配置することとした。このうち、広域案内サインは、地区内の地理に不案内な来訪者を主な対象に、かわまちてらす閖上やゆりあげ港朝市など、来訪者が多く集まる施設を中心に配置するなど、各施設の性質に応じた配置とした（設置位置図は、以下のとおり）。広域案内サインをはじめとした各種避難誘導サインは、令和3年7月に完成した。

※1：世話役会は避難誘導計画策定における住民代表で構成された組織であり、住民ワークショップでの検討事項やそのとりまとめを行う組織

※2：住民ワークショップの構成員は、閖上地区まちづくり協議会、行政区長、町内会長、閖上小中学校PTA、ゆりあげ港朝市、水産加工業組合、県漁協、ふらむ名取（防災関係団体）、ゆりあげかもめ（防災関係団体）、消防団閖上分団、閖上小中学校、閖上公民館、仙台高等専門学校、東北大学災害科学国際研究所

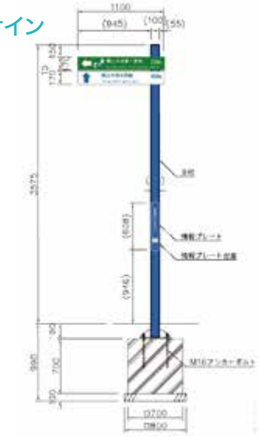
■避難誘導サインの種別

種　別	対象者	目　的	ワークショップでの意見
①広域案内サイン	主として地区外からの来訪者	日常的な地区住民への啓発という目的もあるが地区内の地理に乏しい来訪者を主として、多くの人が来訪する施設に設置する。地区全体の地理情報、また避難施設の位置や当該地区の浸水危険性についての情報提供を行う為に設置する。	・石碑など津波被災を伝えるものの存在を知らなかった。今回の津波被害など将来に伝えていく必要がある。 ・来訪者など人が集まる施設の大規模な駐車場には、避難誘導をセットとして整備する。特に地元地理など不明な来訪者には必要となる。 ・防災無線やサイレンなど今回同様不測の事態により流れるかどうかわからないので、やはりサインは必要となる。
②方向案内サイン	主として地区外からの来訪者・避難者	地区内地理情報の案内を目的とし、閖上地区への来訪入り口となる交差点、また地区内における主要な交差点部に設置する。 方向板により、位置関係を明示するとともに津波避難施設の位置関係を明示することにより、目的施設と津波避難施設の配置を啓発することを目的に設置する。	・自動車避難者は標識などを見ずに来た道を戻る傾向があるので、方向案内サインは基本的には歩行者用のサインとする。 ・昼間の視認性を確認した場合、大きな矢印であっても50mが限界であった。100mおきに方向案内、50mで補助看板等が必要では。 ・（夜間時を想定したサインが必要となる）
③夜間避難用照明	避難者	津波避難時の徒歩避難ルート上や、地震発生時の一次避難先となることが想定される街区公園に設置する。また夜間時に被災した場合、停電等により地区住民でも停電等により方向感覚を失う可能性もあることから、方同案内サインと連携しながら、避難経路上に配置する。	・夜間時停電になると表示内容も見えなくなるので、夜間時を想定したサインが必要となる。 ・夜間の場合、非常灯の光を目印に移動でき誘導の意味合いも持つ。 ・防災無線やサイレンなど今回同様不測の事態により流れるかどうかわからないので、やはりサインは必要となる。

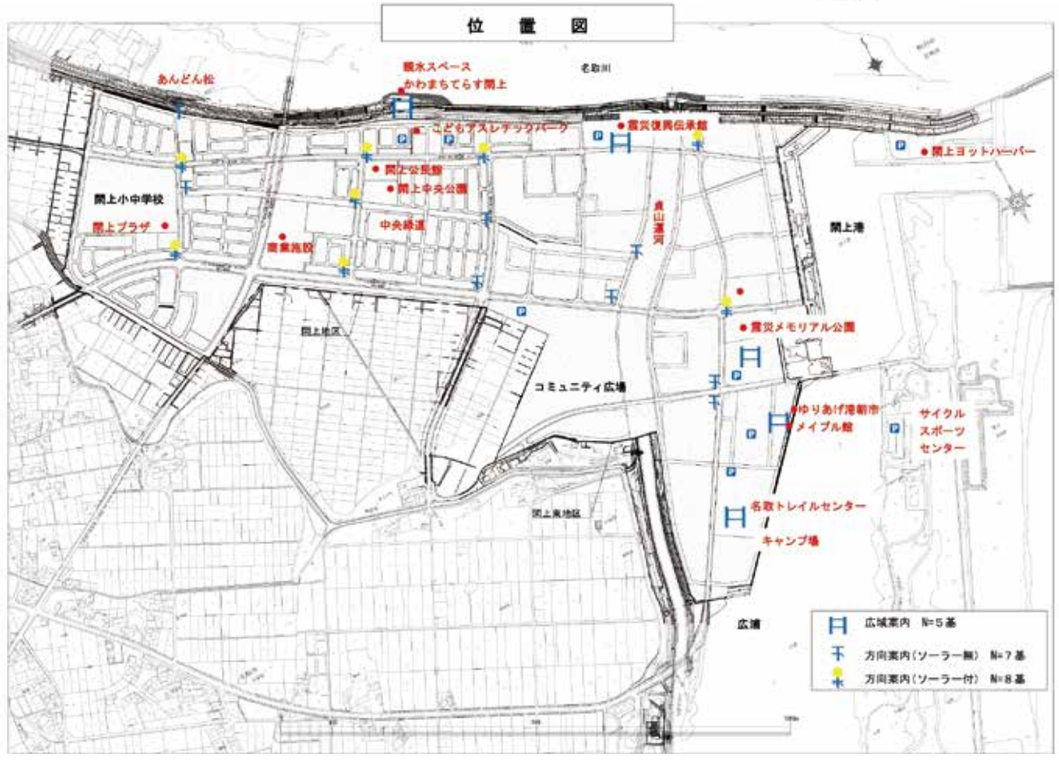
■広域案内サイン



■方向案内サイン



■避難誘導施設の位置図



3　防災公園の整備

下増田地区では、防災集団移転促進事業の移転跡地を活用し、「北釜防災公園」と「広浦防災公園」の整備を行った。これは、近隣の事業者や農業従事者が津波から逃げ遅れた際の緊急の避難場所として整備したもので、北釜防災公園には高さ10.0mの、広浦防災公園には高さ9.5mの避難丘を造成した。特に、北釜防災公園は、仙台空港近傍で多くの市民に親しまれていたものの震災の被害で廃止したかつての「臨空公園（下増田第一臨空公園、下増田第二臨空公園及び下増田第三臨空公園）」の代替となるよう、大型遊具を設置するなど、市民の新たな憩いの空間としての整備を行った。

防災公園整備事業

○北釜防災公園
工期：平成29年6月21日～平成30年6月28日
整備面積A=32,396㎡
敷地造成工：掘削工V=2,071㎥
盛土工V=19,899㎥
園路広場工 一式、公園施設工 一式、
排水構造物工 一式、構造物撤去工 一式

○広浦防災公園
工期：平成29年2月9日～平成30年3月23日
整備面積A=16,121㎡
敷地造成工：掘削工V=1,596㎥
盛土工V=11,311㎥
衣土V=1,047㎥
園路広場工 一式、公園施設工 一式、
排水構造物工 一式



北釜防災公園


広浦防災公園

4　コミュニティ広場の整備

震災で浸水等の被害があったものの、原位置での生活再建を進めることとなった閖上・下増田の周辺集落（小塚原北地区、小塚原南地区、牛野地区、杉ケ袋北地区、杉ケ袋南地区）においては、地域のコミュニティ醸成を目的として、2m程度を嵩上げし、防災倉庫などの設置も可能なコミュニティ広場（小塚原北：1,001㎡、小塚原南：999㎡、牛野：1,158㎡、杉ケ袋北607㎡、杉ケ袋南：1,056㎡）の整備を行った。


牛野地区コミュニティ広場


小塚原北コミュニティ広場


杉ケ袋北コミュニティ広場

5　防災行政無線の整備

市では、有事の際の市民への情報伝達機能の強化として、平成20年度以降、防災行政無線の整備を進めた。閖上地区では「閖上小学校」「閖上公民館」「閖上魚市場」「松韻荘（閖上字東須賀）」及び「ふれあい公園（閖上保育所西）」の5か所に、下増田地区では「成田鉄工南（下増田字広浦）」「臨空公園」「北釜集会所」及び「下増田公民館」の4か所に防災行政無線を整備したほか、閖上漁港先端部（名取川河口付近）に津波監視カメラとモーターサイレンを設置していた。しかし、震災で沿岸部の防災行政無線やモーターサイレンが大きな被害を受け、まちの態様も大きく変更されることになったことで、防災行政無線等の早期復旧と再配置に向けた検討を迫られた。

市は、旧閖上小学校の屋上に設置していた防災行政無線について、校舎の解体に伴い、現在の閖上西一丁目のポケットパークに移設することを決定。併せて、周辺で復興事業等に従事する作業員等に危険


小塚原南コミュニティ広場


杉ケ袋南コミュニティ広場

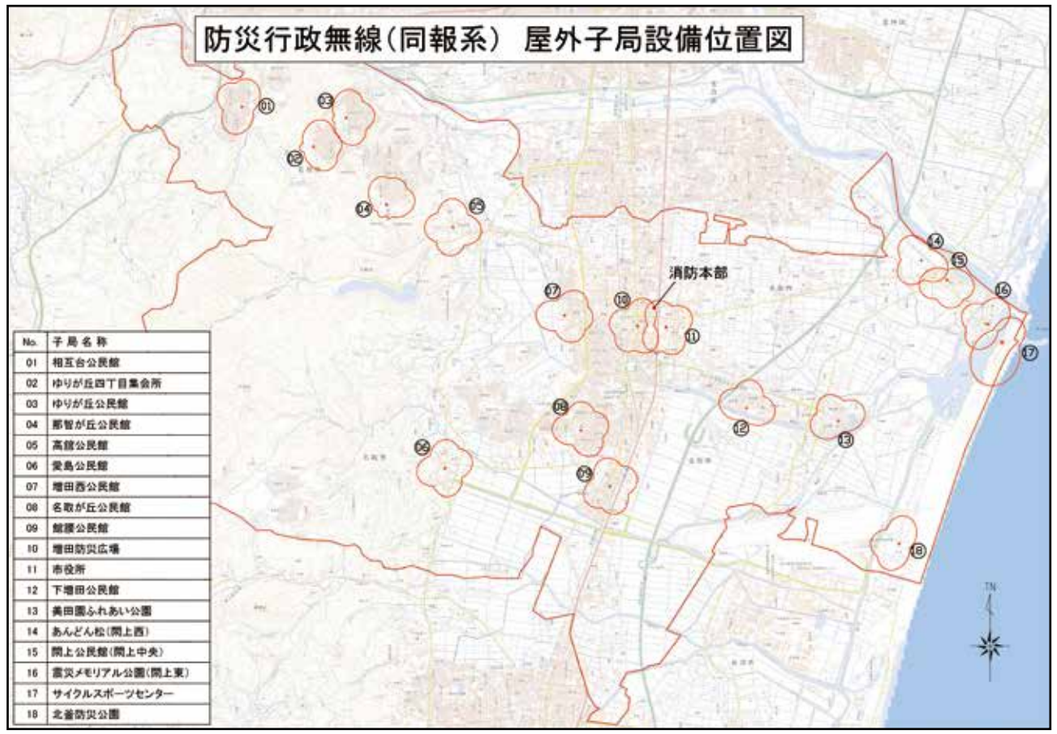
を知らせるため、暫定的に旧閖上中学校に設置していた津波監視カメラとモーターサイレンについても、同校の解体に伴い、現在の閖上東三丁目の震災メモリアル公園に移設することとし、それぞれの移設工事を平成27年12月に完了させた。特に、震災メモリアル公園の周辺には、ゆりあげ港朝市やみちのく潮風トレイル名取トレイルセンター、サイクルスポーツセンターなどの交流施設が多く立地し、海岸に近い位置でもあることから、災害時に周辺の人々へいち早く避難を促す重要な役割を担うこととなった。

その後、市は平成30年度に改めて被災した防災行政無線の災害復旧を実施、現在、閖上地区では「閖上西一丁目（ポケットパーク）」「閖上公民館」「震災メモリアル公園」及び「サイクルスポーツセンター」の4か所に、下増田地区では「下増田公民館」「美田園ふれあい公園」及び「北釜防災公園」の3か所に防災行政無線が設置されている。復興に伴うまちのコンパクト化等により「閖上漁港」及び「臨空公園」の防災行政無線は廃止された。

6　防災ラジオの整備と有償配布

市は、平成27年3月に臨時災害FMから移行したコミュニティFMの新たな機能として、緊急時に防災行政無線から発信される情報をリアルタイムで割り込み放送できる機能を追加した。また、防災行政無線を補完する新たな情報伝達手段として、防災行政無線から緊急情報が発信された際に自動で電源が立ち上がり、大音量で避難情報等を発信する「名取市防災ラジオ」を構築、1台当たり1,000円の自己負担でラジオの配布を受けられる「防災ラジオ有償配布事業」を開始した。

防災ラジオの有償配布は、スマートフォン等の普及拡大を踏まえ、令和7年度をもって終了することとなったが、事業開始からの約11年間で、延べ5,700台以上の防災ラジオが市民に配布され、有事の備えとなった。



※令和7年3月時点


移設された防災行政無線（閖上西一丁目）


震災メモリアル公園の防災行政無線



防災ラジオ

［第１節］　災害に強い都市空間の創造

7 災害に強いライフラインの構築



津波被災地区では、被災市街地復興土地区画整理事業の進捗に合わせ、水道施設等の再建を計画的に進めた。平成29年4月には、「安全」「強靭」「持続」を基本理念に掲げた「名取市新水道ビジョン」を策定し、災害に強く、持続可能な水道システムの構築を目指している。また、将来起こり得る大規模災害に備えるため、水道施設及び管路の耐震化を推進するとともに、応急給水体制の整備、関係機関との連携強化にも取り組んでいる。

同様に、下水道施設についても、国の災害復旧事業の採択を受け、閖上地区の新たなまちづくりに合わせた管きょ等の復旧整備に取り組んだ。

1　水道施設災害復旧事業

市の水源は、樽水ダムからの自己水源と、仙台市からの分水及び仙南・仙塩広域水道による受水で賄っている。また、市には、高舘浄水場と閖上浄水場があるが、かつて、地下水を汲み上げ閖上地区への配水を行っていた閖上浄水場は、平成17年10月から休止中である。高舘浄水場では、樽水ダムより取水し浄水処理を行った水を自然流下にて配水している。

東日本大震災の発生により、市の上水道は、本管漏水34件、給水管漏水128件、宅地内漏水362件のほか、送水ポンプ（1件）・配水池施設（3件）・浄水施設（2件）などの被害を受けた。市内の断水戸数は最大9,200戸に達したが、日本水道協会や市内14社の事業者で組織される名取市水道指定店会の全面的な協力の下、同月27日には津波被害地区を除き全域で断水が復旧した。

津波被害地区の水道施設等については、配水管（配水管の撤去・新設）及び給水施設（配水管分岐～止水栓の撤去・新設）の災害復旧事業を被災市街地復興土地区画整理事業と歩調を合わせ実施し、令和2年10月に完了した。各災害復旧事業区の施工延長は次のとおりである。

・閖上西地区：施工延長L=17,010m
・閖上東地区：施工延長L=9,926m
・下増田地区：施工延長L=5,211m

2　名取市新水道ビジョンの策定

市の水道事業は、昭和39年に閖上町上水道と増田館腰水道の統合により誕生して以来、長年にわたり市民生活を支えてきた。平成23年4月には「名取市水道ビジョン」を策定し、「安心」「安定」「持続」「環境」の４つを基本方針に掲げ事業を行ってきた。しかし、東日本大震災を受け、これまでの災害対策を抜本的に見直し、安定した水道サービスの提供を行っていくことが課題となった。平成25年3月、厚生労働省は人口減少及び東日本大震災の経験を踏まえ「水道ビジョン」（平成16年策定、平成20年改定）を全面的に見直し、「新水道ビジョン」を策定した。これを受け、市は平成29年4月に「名取市新水道ビジョン」を策定し、「安全」「強靭」「持続」の３つの観点から基本理念となる『安全でしなやかな水道を未来へつなぐ「元気創造 これからも名取」の水創り』の具現化を目指し、災害に強く、持続可能な水道システムの構築を進めている。

3　水道施設・管路の耐震化

市は、大規模地震から市民の生命と暮らしを守るため、水道インフラの耐震化を最重要施策の1つとして推進してきた。その取り組みは東日本大震災前に遡り、浄水施設やポンプ場、水管橋といった基幹構造物の強化を段階的に進めてきた。高舘浄水場は平成21年度に耐震化を完了。水路をまたぐ水管橋についても、増田川（平成19年度）、貞山運河（平成27年度）、増田川第二（平成28年度）と順次施工を終えている。その他の施設については、平成27年度から令和6年度にかけて耐震診断を実施し、令和6年度から本格的な更新・補強工事に着手した。耐震性能が確認された高舘・岩沢の両配水池を除き、令和6年度に愛島台配水池の耐震化を実施。令和7年度に那智が丘ポンプ場の耐震工事に着手した（令和8年度完了予定）。山手側に点在する各ポンプ場や配水池についても、計画的な整備を予定している。

一方、網の目のように市街地に張り巡らされた管路の耐震化において、市は、被災時の社会的影響が甚大となる基幹管路に加え、病院、医療救護所、避難所といった重要施設への供給路を最優先路線と位置付け、重点的な更新作業を展開している。技術面では、新設及び敷設替えを行う全ての管路に耐震管を採用。こうした継続的な取り組みにより、平成22年度末に8.45%であった管路の耐震化率は、令和6年度末には30.80%にまで向上した。さらに、今後の課題は整備スピードの加速化とコストの最適化と捉え、これまで主流としてきた「ダクタイル鋳鉄管（GX形）」に加え、平成28年度からは口径50㎜の更新工事において施工性に優れコスト抑制も期待できる「水道配水用ポリエチレン管（PE）」を採用。口径75㎜以上の管路についてもPE採用の検討を行っている。

■基幹水道構造物における耐震化の状況

●耐震化済　◇施工予定（耐震診断未実施施設含む）

		築造年度	耐震化状況
浄水施設	1. 高舘浄水場	昭和50年度	●
	2. 閖上浄水場	平成5年度	◇
ポンプ場	1. 相互台ポンプ場	平成元年度	◇
	2. ゆりが丘ポンプ場	平成元年度	◇
	3. 那智が丘ポンプ場	平成2年度	令和7・8年度に耐震工事
	4. みどり台ポンプ場	平成8年度	●
	5. 愛島台ポンプ場	平成9年度	◇
配水施設	1. 高舘浄水場配水池	昭和50年度	●
	2. 岩沢配水池	平成3年度	●
	3. ゆりが丘高区配水池	平成元年度	◇
	4. ゆりが丘低区配水池	平成元年度	●
	5. 相互台配水池	平成元年度	◇
	6. 那智が丘高区配水池	平成2年度	◇
	7. 那智が丘低区配水池	平成2年度	●
	8. みどり台配水池	平成8年度	●
	9. 愛島台配水池	平成9年度	令和6年度に耐震化済
	10. 相互台配水池	平成15年度	◇
	11. 閖上浄水場配水池	平成5年度	◇
	12. 愛島増圧ポンプ配水池	昭和33年度	◇
水管橋	1. 増田川水管橋	昭和61年度	●
	2. 増田川第二水管橋	昭和62年度	●
	3. 中貞山運河水管橋（宮下橋水管橋）	令和元年度	災害復旧事業で架け替え
	4. 貞山運河水管橋	平成元年度	●

4　災害対策の強化

市が平成25年4月に策定した旧水道ビジョンでは、市民体育館北側に設置している耐震性貯水槽（飲料水兼用100㎥型）を、災害発生時の給水拠点として山手及び海浜部へ拡充整備する計画であった。しかし、東日本大震災における応急給水活動の実態が、給水車等による避難所や医療機関への直接給水が主体であったという経験を踏まえ、災害時の応急給水施策を転換することとなった。具体的には、被災状況に合わせた柔軟かつ効率的な応急給水活動を展開するため、機動性に優れた組立式応急給水タンク（1t）の備蓄を推進し、断水地域内の公民館や避難所といった既存施設を活用した給水拠点構築体制を整備した。また、日本水道協会宮城県支部、姉妹都市、名取市管工事業協同組合、サッポロビール株式会社をはじめとする多様な団体との連携を強化し、非常時における強固な協力体制を構築した。

5　下水道施設災害復旧事業（公共下水道事業）

震災当時、名取市では公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽事業の3つの手法により市域の汚水処理を行っていた。そのうち、閖上地区を含む市街地の汚水処理を主として行う公共下水道事業は、仙台市を含む県南5市6町の汚水を広域で処理する宮城県の阿武隈川下流流域下水道幹線に接続し、岩沼市下野郷地区の県南浄化センターで終末処理を行っていた。また、北釜地区及び大曲地区の市内2地区の汚水処理を行う農業集落排水事業については、それぞれの事業区域に市が設置した汚水処理場で処理を行っていた。公共下水道事業及び農業集落排水事業のいずれの事業区域にも含まれない農村部等にあっては、合併処理浄化槽設置補助金を措置し、各家庭における合併処理浄化槽の設置を促進することで、公共用水域の水質保全に取り組んでいた。

東日本大震災の発生により、市の公共下水道は地震によって市内全域でマンホールの隆起や下水道管のたるみ等が生じ、排水能力の低下等の被害が発生した。また、津波による被災を受けた閖上地区では、地区の流末で阿武隈川下流流域下水道幹線へ送水していた閖上中継ポンプ場が被災し、応急復旧までの間、機能停止となるなどの被害を受けた。県管理の流域下水道においても、岩沼市の海岸線近くにあった県南浄化センターが津波による甚大な被害を受け、応急対応により処理水の放流が再開される3月下旬までの間は処理しきれなかった汚水の一部がマンホールから溢水し、水使用の自粛が要請される事態となった。

津波被害地区である閖上地区の公共下水道施設については、被災市街地復興土地区画整理事業と歩調を合わせ管路や中継ポンプ場等の復旧を進め、令和2年10月に完了した。各災害復旧事業区の施工延長は次のとおりである。

- 閖上西地区：施工延長L＝14,449m（汚水10,344m、雨水4,105m）
- 閖上東地区：施工延長L＝8,525m（汚水6,478m、雨水2,047m）


閖上中継ポンプ場（震災時）


閖上中継ポンプ場（復旧後）

6　下水道施設災害復旧事業（農業集落排水事業）

北釜地区及び大曲地区で供用していた農業集落排水施設については、特に北釜地区において、汚水処理場が津波で全壊となるなどの甚大な被害を受けた。当時、北釜地区では121世帯が農業集落排水施設を利用していたが、津波による壊滅的な被害により平成24年9月には周辺全域を災害危険区域に指定、防災集団移転促進事業により現在の美田園北地区に集団移転を行うこととなり、北釜地区の農業集落排水施設は復旧することなく、そのまま事業を廃止することとなった。

大曲地区の農業排水施設についても、地震により公共桝（ます）の浮上や塩化ビニール管のたるみなどの被害を受けたものの、津波による直接的な被害はなく、汚水処理を継続することができた。

なお、大曲地区の農業集落排水施設は、市内の汚水処理の効率化に向け令和7年3月に公共下水道への接続・統合を行っており、これにより、名取市の農業集落排水事業は全ての事業を終えることとなった。

7　合併処理浄化槽事業

津波被害地区のうち、公共下水道区域及び農業集落排水事業区域以外の区域で被災した世帯に対しては、東日本大震災復興交付金（低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業）や東日本大震災復興基金交付金を活用し、補助金による合併処理浄化槽の復旧支援を行った。対象地区は小塚原地区、牛野地区などで、平成24年度に事業を開始し、令和元年度までの8年間の支援実績は、5人槽17基、7人槽19基、10人槽5基の合計41基となった。

名取市職員が語る復興の歩み㉓

培ってきた経験や知識を次の災害復旧につなげる

下水道課建設係（当時）　古山　幸永

「下水道が整備されないとまちづくりは進まない」といわれるように、下水道は人々の安全・安心な都市生活や社会経済活動を支える重要なインフラです。私は、下水道事業の担当として平成30年から震災復興部区画整理課に配属になりましたが、配属前から閖上地区の下水道に係る国との協議に携わってきました。

上下水道の復興整備は災害復旧事業費を財源としていたため、従前の形に戻す原状回復が原則でした。閖上地区については区画も変わるため、下水道を元通りに入れ直すというよりは、新設となります。原則にそぐわない部分が出てくることについて、また、当初見込額よりも事業費が大幅に増額になることについて、約２年間かけて東京の関係省庁等を毎月訪ねて説明を重ねました。最終的には激甚災害ということで柔軟に捉えて災害復旧事業として採択していただいたものの、国の理解を得るまでには労力も時間もかかり非常に苦労したと記憶しています。

令和６年度、私は能登半島地震で甚大な被害を受けた石川県輪島市に下水道職員として１年間派遣され、名取市の復興事業で培ってきた自らの経験や知識を伝えてきました。復興事業は通常の事業と異なり、驚くほどのスピードで進行します。非常に忙しく苦労も多くて大変です。その反面、ものがみるみるうちに形になっていくさまは、ものづくりに関わる者にとって面白くやりがいを感じます。名取市の復興事業が完了した時には強い達成感を得ることができました。

若いうちからさまざまな仕事に目を向け知識を深めておくことは、いざというときに役立ちます。私はこれまで担当の下水道事業に特化して知見を深めてきました。しかし、今振り返ってみると、広く浅くでもいいので、道路事業や公園事業などのさまざまな事業に携わって視野を広げておけば良かったと感じています。

［第２節］　復興を支え、元気を育てる土地利用の推進

1 閖上・下増田のまちの復興に向けた事業の推進



東日本大震災の大津波で壊滅的な被害を受けた閖上、下増田の沿岸地域においては、国が整備を計画した海岸堤防（第１次防御ライン：海抜7.2m）と市が整備した高盛土道路（第2次防御ライン：海抜5.0m）に挟まれたエリアの居住を制限し、第2次防御ライン以西に津波対策を講じた上で居住ゾーンとする土地利用方針のもと事業を推進した。

閖上のまちの再建方針としては、津波対策（海岸・河川堤防や嵩上げ道路による多重防御、宅地の嵩上げ、避難路の確保等）で安全性を確保した上で、被災市街地復興土地区画整理事業による現地再建とした。下増田沿岸部については、市の土地利用方針で非居住ゾーンと定めたエリアであり、東日本大震災規模の津波に対する安全性を十分に確保することが困難であることから、防災集団移転促進事業を基本に再建を検討していくことにした。

市は、閖上・下増田のまちの再生を、震災復興の最大のプロジェクトと位置付け、再生とともにこの惨禍を後世に伝える空間の整備についても官民連携のもと取り組んだ。

1　復興計画の策定

平成23年3月11日に本市を襲った東北地方太平洋沖地震は、我が国観測史上最大規模の地震であった。地震による被害とその後に続いた大津波は、沿岸部の閖上・下増田地区を中心に極めて甚大な被害をもたらした。市は、平成23年10月に「名取市震災復興計画」（以下、「復興計画」）を策定し、市民と共に計画的な復興に取り組んだ。

⑴名取市新たな未来会議の設置

平成23年5月、市は復興計画の策定にあたり、学識経験者９名、住民代表5名、各種団体の代表6名、国・宮城県関係者４名の計24名で組織する「名取市新たな未来会議」（以下、「未来会議」）を設置した。未来会議は同年8月までに計8回開催され、津波被害を受けた沿岸部の復興を現地再建とするか、集団移転とするかが主な論点となった。

この間、市は仮設住宅、まちづくり団体、産業関係事業者、学校及びPTAなどと意見交換やヒアリングを行った（計32回）。未来会議では、これらの意見を参考に復興計画策定に向けた作業を進めた。閖上のまちの再建については、平成23年8月7日に開催された第6回未来会議において地元委員による採決が行われ、閖上現地再建案が過半数を占めた（現地再建案５人、集団移転案３人）。同月23日、閖上の現地再建等を盛り込んだ復興計画策定に向けた提言書が未来会議より市長に提出された。

⑵復興計画の概要

市は未来会議の提言書をもとに、平成23年９月に地域懇談会（計15回）や震災復興に関する市民意向調査（閖上地区内での再建希望25.6%、高柳地区、大曲地区、小塚原地区、牛野地区での再建希望15.6%）を実施し、同年10月に復興計画を策定した。復興計画は、震災により大きな被害を受けた市民生活の早期再建をはじめとした、地域の社会的機能や社会経済活動の迅速な復旧と、本市の魅力の回復拡大など、市民と共に計画的な復興に取り組んでいくための指針として策定した。計画期間は平成23年度から平成29年度までの7年間※とし、全体7年間を、社会・経済基盤の再生を図る「再生期」、日々の生活の充実を図る「展開期」、新たな魅力を創造する「発展期」の3期に区分し、復興に向けて、段階的に取り組んでいくこととした。また、復興に向けた課題を設定した上で、津波への備えの方針として「沿岸部の復興に向けたまちづくりの考え方」「沿岸部の土地利用の方針」を示した。復興計画では、市民で共有する復興への想いとして「心からの笑顔を求めて、新たな未来へ」を掲げ、その実現に向けて「暮らし」「産業」「まち」のそれぞれの分野において以下の目標を定め、実効性のある取り組みを展開することとした。

※市は平成29年3月に計画期間の延長を含む復興計画の一部見直しを実施、最終の計画期間は平成23年度から平成31年度までの9年間となった。

復興の目標

［暮らし］

①互いに支え合い、強い絆で結ばれた暮らし

［産　業］

②地域資源と仙台空港を生かして集積・連携する産業

［ま　ち］

③多様な世代が未来を感じて、安心して暮らせるまち

また、これらの基本方針の下、「基本計画編」として、具体的な施策についても方向性を示した。

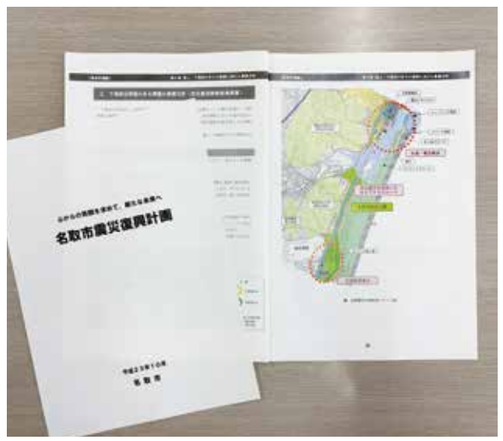
閖上地区の復興に向けては、津波対策で安全性を確保し、被災市街地復興土地区画整理事業による現地再建を行い、“住んでみたい” “住み続けたい”と選択されるまちを再構築していくこととした。一方、下増田沿岸部については、防災集団移転促進事業によるまちの再建を図ることとした。

⑶まちの復興に向けたコンセンサス形成

閖上・下増田地区のまちの再建については、市街地の形態や地理的な状況が異なっているため、事業実施に至る住民とのコンセンサス形成、アプローチ方法、要した時間などに大きな違いが生じた。特に、閖上地区は、土地区画整理事業による原位置でのまちの再建に多くの異論が噴出し、事業実施までに多くの時間を費やした。この時間の経過により、閖上地区での再建を諦める住民も多くいた。



名取市新たな未来会議（平成23年5月～）



名取市震災復興計画

⑷閖上地区のコンセンサス形成

復興計画の策定後、市は、平成23年11月28日に閖上の復興について語り合う「閖上復興100人会議（第1回）」を開催し、同年9月に実施した市民意向調査結果の概要に加え、被災市街地復興土地区画整理事業を核とする「現地再建型」のまちづくりに関する方針等の説明を行った。住民の関心は極めて高く、第1回の100人会議には、260名の住民が集まった。

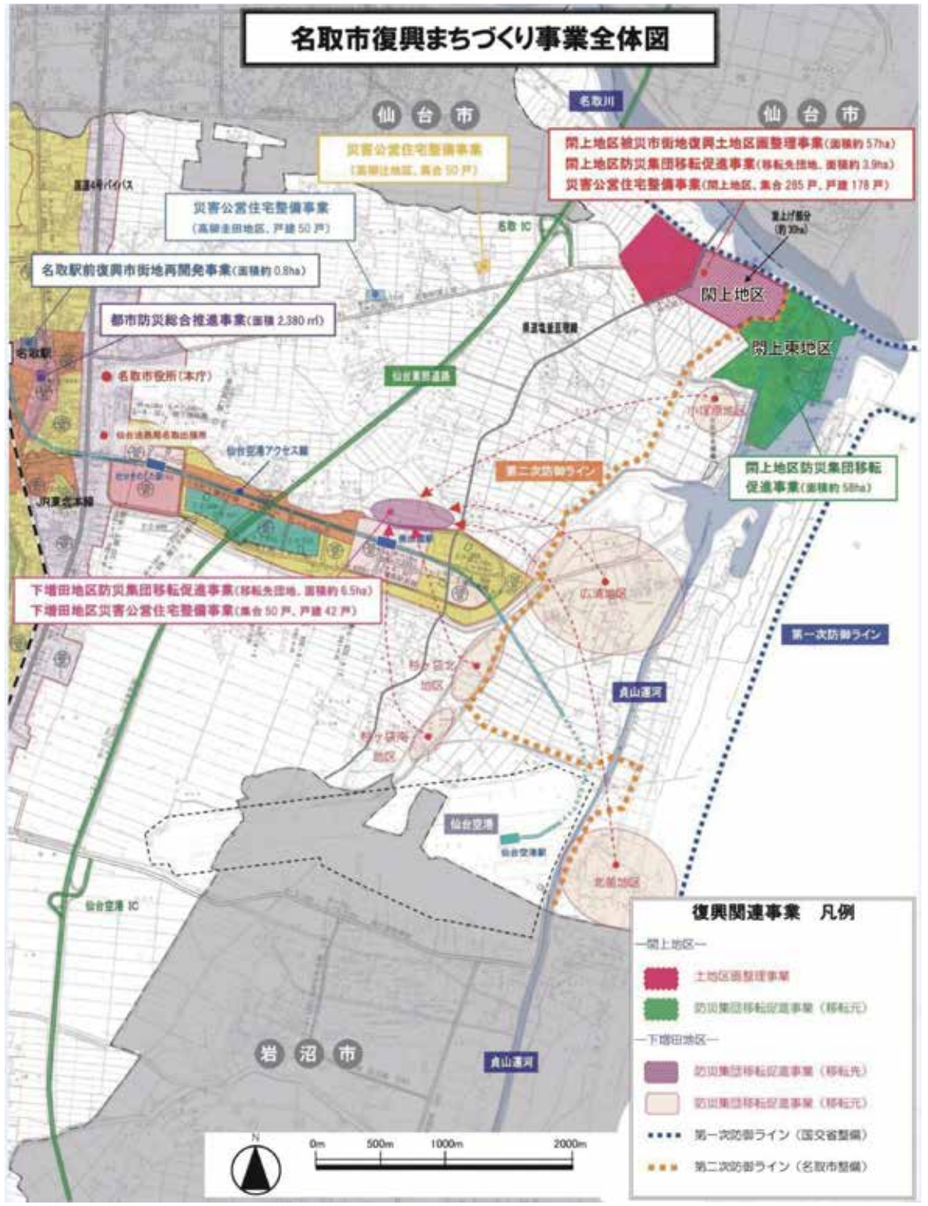
また、同年12月9日には閖上の復興計画を具体化するため「閖上復興まちづくり推進協議会」を立ち上げた。同協議会は、閖上地区の町内会関係者4名、公募委員5名、産業団体関係者3名、まちづくり団体3名の計15名で構成されている。市は当初、平成24年7月の土地区画整理事業の認可を目指していたため、同協議会の開催期間を同年6月までとしていた。閖上地区再建の合意形成に時間を要したため、土地区画整理事業との併用を前提とする防災集団移転促進事業の見通しが立ったのは、平成25年9月であったが、そのため同協議会は、9月27日に解散するまでの足かけ2年間にわたり存続することとなり、協議会の開催回数は20回に上った。

市は、平成24年3月、閖上地区復興まちづくりに関する都市計画案説明会を開催し、計画人口5,500人、事業面積約122ha、嵩上げ面積70haとする大規模な土地区画整理事業の活用を軸とする現地再建案の説明を行った。加えて同年4月27日には「閖上復興100人会議（第2回）」を開催、5月7日～5月19日には地区別説明会を各応急仮設住宅を中心に全9地区で開催したが、現地再建への反対意見も多く寄せられた。そこで、市は、全世帯を対象とする個別面談を平成24年7月から8月にかけて実施した。閖上地区内での再建を希望する世帯が約34.1%（平成24年2月～5月に実施した意向調査では39.7%）と前回調査より下げるなど、地区内での生活再建に不安や不満を持つ住民が増加しつつある現状が改めて示される結果となった。

これらの結果を受け、市は閖上地区での現地再建による土地区画整理事業と、地区外に移転する防災集団移転促進事業の併用について検討を行った。しかし、防災集団移転促進事業で認められる移転者への補助金（住居の移転に要する費用等）が土地区画整理事業では認められないなど、両事業で被災者への支援内容に大きな格差が生まれることや、財政的な課題もあったことから、併用案については一旦見送ることとした。その間、市では、計画人口を5,500人から3,000人、事業面積を122haから70ha、嵩上げ面積を70haから45haに見直すなどの検討を重ねてきた。このようななか、国の平成24年度補正予算として全国で1,047億円規模となる「津波被災地域の住民の定着促進の震災復興特別交付税」の増額が盛り込まれ、新たに「東日本大震災復興基金交付金」による津波被災住宅再建支援制度が措置されたことで、土地区画整理事業と防災集団移転促進事業との支援格差の解消が見込めることとなった。これを受け、市は土地区画整理事業による現地再建と、土地区画整理事業区域内での防災集団移転促進事業の併用に再び舵を切った。

平成25年4月から5月にかけて実施した個別面談（同年7月まで追跡調査）では、閖上地区内での再建希望者は25%とさらに減少した。この結果を踏まえ、市は、平成25年7月に計画人口を3,000人から2,400人、事業面積を70haから57ha、嵩上げ面積を45haから32haへ再度の見直しを行った。その後、復興事業費の精査を行う国と調整を行い、最終的な計画人口を2,100人に修正、土地区画整理事業と防災集団移転事業の併用による閖上の復興まちづくりは震災から2年半以上の年月を経てようやく動き出すことになった。

■名取市復興まちづくり事業全体図（最終版）





震災復興 市民100人会議（平成23年11月）


閖上復興まちづくり推進協議会（平成23年12月～）

⑸下増田地区のコンセンサス形成

被災した下増田沿岸部は、北釜、広浦、杉ケ袋北、杉ケ袋南の４つの農村集落からなり、第１次防御ライン（海岸堤防）と第２次防御ライン（嵩上げ道路）の間に位置し、東日本大震災規模の津波に対する安全対策を講じることが難しく、防災集団移転促進事業による再建方法を選択した。

海岸に最も近い北釜地区の住民は、避難所にいる早い段階から集団移転の意向を固め、被災家屋の解体等にいち早く取り組んだ。

市は平成23年12月末に北釜・杉ケ袋北・広浦の３地区、平成24年1月に杉ケ袋南地区を対象に個別の意向調査を実施した。平成24年4月22日には、北釜地区と広浦地区の防災集団移転協議会が設立され、市は意向調査等で集団移転の意向を確認しながら、協議会と協議を重ね移転先の選定や規模、土地利用等を固めていった。両協議会は最終的に仙台空港アクセス線美田園駅北側を集団移転先として要望。同年９月10日、防災集団移転促進事業計画に対する国土交通大臣同意を得て、北釜・広浦地区（403ha）を災害危険区域に指定した。

杉ケ袋北・杉ケ袋南地区については、第２次防御ラインの計画見直しなど調整案件も生じたが、杉ケ袋地区を南北に縦断する八間堀の東側の地域を災害危険区域に指定することとし、平成25年2月25日に北釜、広浦地区と同様に美田園駅北側を移転先とする集団移転について大臣同意を得た（杉ケ袋北・杉ケ袋南地区（113ha）の災害危険区域追加指定は平成25年6月）。これを受け、市は、移転先団地において戸建ての災害公営住宅や一般防集宅地の区画を決めるため、最終の意向調査を実施し、美田園地区北側に隣接する旧下増田字前田・飯塚地区の約6.5haの農地を集団移転先とし、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業を進めるに至った。下増田地区については、関係者のコンセンサス形成がスムーズに進み、同じ地域コミュニティの下増田地区内での集団移転ということもあり、用地買収から工事まで順調に進んだ。

2　閖上地区のまちの再建（閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業）

閖上地区は、第２次防御ラインを境に西側を居住エリア、東側を居住制限エリアとして土地利用の方針を定めまちの再建に取り組んだ。

西側の居住エリアは、西側と南側に市街地を一部拡大し、津波に対する多重防御と宅地の嵩上げ、避難道路、高層の復興公営住宅への避難機能の整備など、関係住民との協議のもと安全対策を講じた上で居住機能を再建した。特に、避難道路については、東日本大震災を教訓に、交通量の多い県道塩釜亘理線と交差する箇所をアンダーパスにより整備するとともに、指定避難所である閖上小中学校まで歩行者専用道路で結ぶなどの工夫を行った。

東側の居住制限エリアは、防災集団移転促進事業完了後、土地区画整理事業により土地の整序化を図るとともに、産業用地、震災を後世に伝えていくための震災メモリアル公園、震災復興伝承館の整備のほか、今後の関係人口の増加等を見据え、スポーツエリアなどの整備を行う計画とした。

⑴区画整理事業の推進

閖上の復興まちづくりは、現地再建か内陸移転かで住民を二分する議論となり、事業認可や工事着手に時間を要した。閖上地区では、土地区画整理事業を基本に防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業など各種事業を組み合わせてまちの再建を進めていくことになったが、住民との合意形成をめぐる紆余曲折と、度重なる計画修正を行い、次の方針により津波対策と新たなまちづくりを進めていくことになった。

津波対策の方針

①T.P.＋7.2mの第1次防御ライン（海岸堤防と河川堤防）と、T.P.＋5.0mの第2次防御ラインによる多重防御により津波の勢いを減衰する。
②津波シミュレーションにもとづき、T.P.＋5.0m（家屋が流されない高さ）まで盛土による宅地の嵩上げを行う。
③津波時緊急避難場所を整備し、東西に走る避難道路で内陸への車避難を可能にする。

まちづくりの方針

①貞山運河から海側と西側の一部を非居住区域とし、防災集団移転促進事業により、災害公営住宅と移転先団地への移転を図る。
②非居住区域を災害危険区域に指定し、約58haを土地区画整理事業により民有地の集約・整序を行う（閖上東地区）。
③非居住区域の西側に約57haの居住区域を設け、居住区域のうち約30haはT.P.＋5.0mまで嵩上げを行い、防災集団移転先団地も整備する（閖上地区）。

⑵事業の認可

平成25年9月、閖上地区防災集団移転促進事業の国土交通大臣同意を得て、市は同年12月に主に貞山運河の東側に位置する閖上東地区の約65haを災害危険区域に指定した。一方、土地区画整理事業の認可に当たっては、認可の可否を判断する宮城県に対して「仙台東部道路の西側に住宅用地をもっと確保してほしい。」「今後の生活の場を西に求め、安心安全である安住の地を強く求める。」といった内容の意見書が16件、451名（重複を除く）から提出される事態となった。意見書は不採択となったが、宮城県都市計画審議会から「住民の意向をきめ細かく把握すること」「第三者を入れた民意調達体制を構築すること」「被災者の希望に応じた移転先を可能な限り確保すること」などの附帯意見及び建議が付された。平成25年11月22日、事業は条件付きで認可されたが、附帯意見及び建議を重く受け止めた市は、住民主体の復興まちづくりを進めるため、平成26年5月に「閖上地区まちづくり協議会」を設立した。協議会の会員は約370世帯で、閖上地区のまちづくりに関する住民の意見を集約し、令和元年5月に協議会が解散されるまでのおよそ6年間にわたり、市長に対して7回のまちづくり提案を行うこととなった。

また、市では被災者の住宅再建を支援するため、災害公営住宅への入居や防災集団移転先団地への住居移転のほか、地区外への入居や市有地の分譲等、さまざまな住宅再建メニューを用意し、その上で書面による意向調査に加え、応急仮設住宅の集会室等を会場とする対面でのまちづくり相談会を各地区で開催するなど、住民一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな対応を行った。こうした取組を経て、市は、平成26年10月に居住エリアとなる閖上地区の土地区画整理事業に着工することができた。

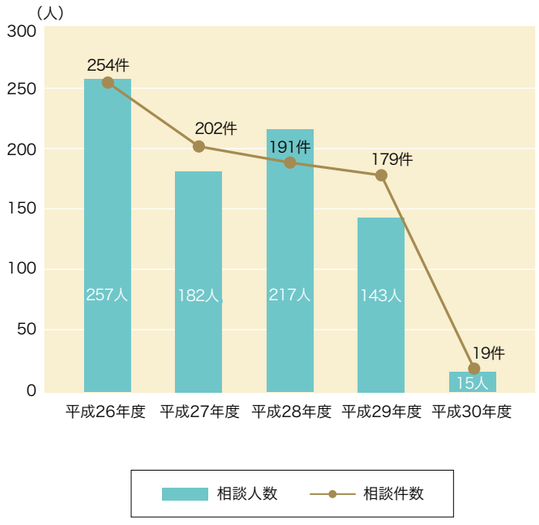
閖上の復興まちづくりは、居住エリア（閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業）と、非居住の産業エリア（閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業）の２つの土地区画整理事業により整備を進めた。事業概要は次のとおりである。


新たな住宅が建ち並ぶ閖上地区

■事業概要（閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業／閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業）

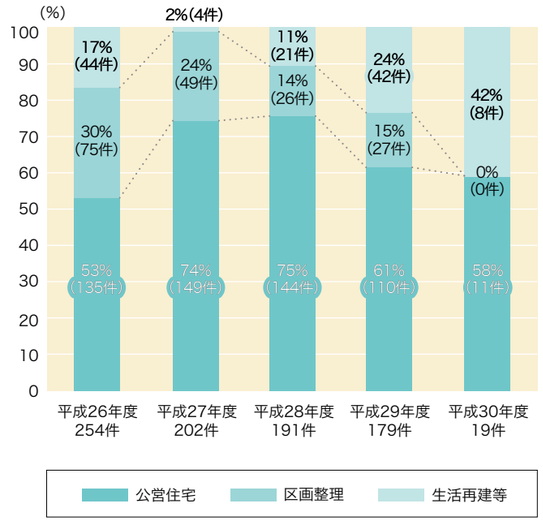
	閖上地区 被災市街地復興土地区画整理事業	閖上東地区 被災市街地復興土地区画整理事業
施　行　者	名取市	名取市
施 行 面 積	56.8ha	57.5ha
計 画 人 口	2,100人	0人
計 画 戸 数	774戸	0戸
事業計画認可	平成25年11月25日	平成28年8月2日
事業施行期間	平成25年11月25日～令和9年3月31日	平成28年8月2日～令和4年3月31日
総 事 業 費	275億円	21億円

■まちづくり相談会の相談件数の変遷



仮設住宅の集会室等を会場に実施したまちづくり相談会には、5年間で、延べ845件、814人が相談に訪れた。

■まちづくり相談会の相談内容の変遷



相談内容は、当初は災害公営住宅や土地区画整理事業に関する相談が大半を占めていたが、事業が進むにつれて、生活再建に関する相談が増えていった。

⑶　土地利用計画

閖上の土地利用計画は、閖上地区で9回、閖上東地区で4回の計画変更を経て策定された。

閖上復興まちづくり推進協議会による検討の経過と結果を踏まえ、平成25年7月に「閖上地区まち並み形成ガイドライン」を策定、地区全体の防災力を高め、安心して暮らすことができる災害に強いまちとして現地再建を行うとともに、再建にあたっては、これまで培われてきた歴史、文化や地域の特性を後世に継承しながら、これまで閖上に住んでいた住民だけではなく、これから居住を求める人にも“住んでみたい”“住み続けたい”と思われるまちを再構築していく、このようなまちを目標に設定した。これらのまちづくりに関する方針は、その後の都市計画（用途地域や地区計画の設定など）に引き継がれた。

■閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業着工までの流れ

平成23（2011）年 3月	東日本大震災発生
平成23（2011）年 5月	名取市新たな未来会議（第1回）
平成23（2011）年 6月	名取市新たな未来会議（第2回）
平成23（2011）年 7月	名取市新たな未来会議（第3～5回）
平成23（2011）年 8月	名取市新たな未来会議（第6回）
平成23（2011）年 9月	地域懇談会の開催（全15回）
平成23（2011）年 9月	復興に関する市民意識調査
平成23（2011）年10月	「名取市震災復興計画」策定
平成23（2011）年11月	閖上復興100人会議（第1回）
平成23（2011）年12月	閖上復興まちづくり推進協議会（第1回）
平成24（2012）年 3月	閖上復興まちづくりに関する都市計画案説明会（計画人口5,500人）
平成24（2012）年 4月	閖上復興100人会議（第2回）
平成24（2012）年 5月	閖上復興地区別説明会（全9回）
平成24（2012）年 7月	全世帯を対象とする個別面談（～8月）
平成24（2012）年11月	※計画人口を5,500人から3,000人に見直し
平成25（2013）年 4月	全世帯を対象とする個別面談（～5月）
平成25（2013）年 7月	※計画人口を3,000人から2,100人に見直し
平成25（2013）年 7月	閖上地区まちなみ形成ガイドライン策定
平成25（2013）年 9月	閖上地区防災集団移転促進事業大臣同意
平成25（2013）年 9月	閖上復興まちづくり推進協議会解散（第20回）
平成25（2013）年10月	第166回、第167回、第168回宮城県都市計画審議会 （閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について（審議））
平成25（2013）年11月	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業認可 （民意調達に関する附帯意見及び建議あり）
平成25（2013）年12月	貞山運河の東側を災害危険区域に指定
平成26（2014）年 1月	新たな「まちづくり協議会」設置に向けた説明会
平成26（2014）年 2月	新たな「まちづくり協議会」設置に向けた意見交換会
平成26（2014）年 3月	新たな「まちづくり協議会」準備世話役会
平成26（2014）年 4月	新たな「まちづくり協議会」準備世話役会（仮設住宅意見交換会）
平成26（2014）年 5月	閖上地区まちづくり協議会設立
平成26（2014）年 5月	まちづくり相談会の開始（～平成30（2018）年）
平成26（2014）年10月	土地区画整理事業着工

■土地利用計画の変遷

閖上地区（当初）　平成25（2013）年11月



東側に災害公営集合住宅と防災集団移転先団地、シンボルロード沿いに公民館と商業ゾーン、西側に小中学校と災害公営戸建住宅を配置

閖上地区（第1回変更）　平成27（2015）年6月



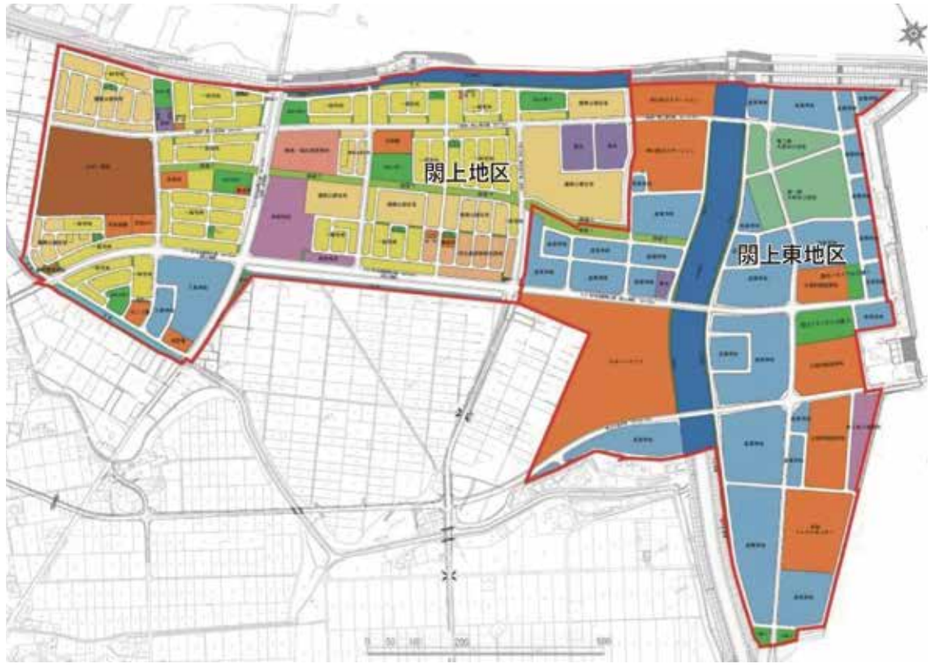
閖上地区まちづくり協議会からの提案に基づき、小中学校周辺に子育て施設を集約。県道塩釜亘理線沿いに商業用施設用地と医療福祉施設用地を配置

閖上地区（第3回変更）、閖上東地区（当初）　平成29（2017）年1月



平成28年8月、閖上東地区の土地区画整理事業が認可され、産業用地と観光用地としての土地活用を目指すこととなった。閖上地区の居住エリアでは、防災集団移転先団地を縮小し、災害公営集合住宅用地に変更

閖上地区（第9回変更）、閖上東地区（第4回変更）　令和3（2021）年3月



企業の進出意向に合わせ、閖上東地区の街区形状を変更。最終的に閖上地区では9回、閖上東地区では4回の事業計画変更を行った

■土地区画整理事業の変遷



平成25(2013)年9月

土地区画整理事業の認可前の閖上地区と閖上東地区の様子



令和2(2020)年10月

閖上地区、閖上東地区ともに土地区画整理事業が概成し、安心で暮らしやすく魅力あるまちに生まれ変わった



平成28(2016)年9月

閖上地区の造成工事や災害公営住宅の建築工事が始まっている。閖上東地区の土地区画整理事業は、認可直後で造成には着手していない





平成30(2018)年9月

閖上地区の災害公営住宅の建築工事がさらに進み、小中学校も開校。閖上東地区でも造成工事が始まっている



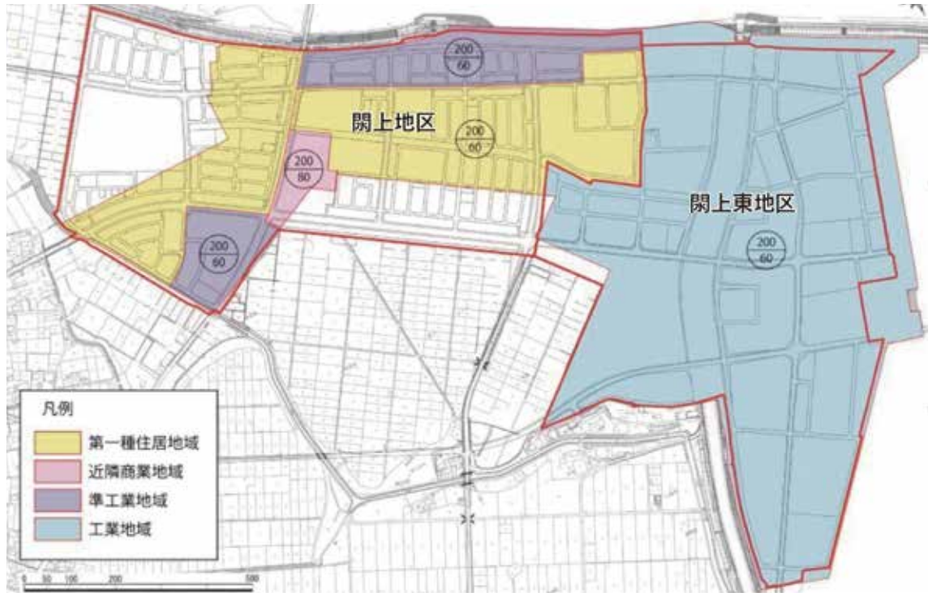
令和元(2019)年7月

閖上地区では、災害公営住宅をはじめ、住宅の立地が進んでいる。閖上東地区では、震災メモリアル公園が開園している

⑷都市計画と地区計画

閖上地区及び閖上東地区の都市計画及び関連する地区計画の内容は次のとおりである。

■閖上地区・閖上東地区地区の都市計画図



■閖上地区の都市計画／閖上東地区の都市計画

閖上地区の都市計画

事　項			年月日	備　考
市街化区域及び市街化調整区域			昭和45年8月31日(決定)	宮城県告示第690号
地域地区	用途地域	第一種住居地域	平成28年12月19日(変更)	名取市告示第165号
		近隣商業地域	平成31年2月5日(変更)	名取市告示第14号
		準工業地域	平成30年6月15日(変更)	名取市告示第103号
都市施設	道　路	3･5･187名取駅閖上線(W=21.0m)	平成28年10月24日(変更)	名取市告示第147号
		3･5･192仙台閖上線(W=21.0m)	平成27年4月10日(変更)	宮城県告示第444号
	下水道	閖上ポンプ場	平成28年10月24日(変更)	名取市告示第148号

閖上東地区の都市計画

事　項			年月日	備　考
市街化区域及び市街化調整区域			平成16年5月14日	宮城県告示第688号
地域地区	用途地域	工業地域	平成28年12月19日(変更)	名取市告示第165号
	地区計画		令和2年5月14日	名取市告示第85号
都市施設	道　路	3･5･187名取駅閖上線(幅員15m)	平成28年10月24日(変更)	名取市告示第147号

■閖上地区・閖上東地区の地区計画図



■閖上地区の地区計画／閖上東地区の地区計画

閖上地区　　平成31年1月4日告示

地　区	土地利用の方針
一般住宅地区	専用住宅や共同住宅等と日常生活に必要な一定規模以下の店舗･飲食店等を主体とし、公園･緑地、緑道を配置し緑豊かで利便性の高い住宅地の形成を図る。
公共公益施設地区	小中一貫校などの教育施設、公民館及び公営集合住宅等を整備し、近隣と調和した良好な市街地の形成を図る。
業務地区	周辺地域からの工場等の集約移転の誘導を行い、計画的に配置することで、住宅と工場等が調和に配慮した市街地の形成を図る。
センター A 地区	大規模商業施設等の誘導を図り、本地区の商業･業務の核としてふさわしい賑わいのある商業･業務地の形成を図る。
センター B 地区	医療福祉施設等の誘導を図り、周辺環境と調和した良好な医療･福祉地区の形成を図る。
センター C 地区	小規模な商業･業務施設の誘導を図り、大規模商業施設を補完し賑わいのある商業･業務地の形成を図る。
まちなみ再生A地区	名取川におけるかわまちづくりとして、物販、飲食店や工場兼店舗を誘導し、賑わいが創出される市街地の形成を図る。
まちなみ再生B地区	住宅地との協調に配慮しつつ、物販、飲食店、工場兼店舗を誘導し、震災前のまちなみを再生し、賑わいが創出される市街地の形成を図る。

閖上東地区　　令和2年5月14日告示

地　区	土地利用の方針
産業集積 A 地区	周辺土地利用への影響に配慮し、安全で良好な環境形成に努め、工業･業務地の形成を図る。
産業集積 B 地区	良好な操業環境形成に努め、工業･業務地の形成を図る。
公共公益施設地区	市内はもとより他地域からの来訪者の受け皿となる観光交流施設等を整備し、周辺景観と調和した良好な市街地の形成を図る。

⑸閖上地区の開発コンセプトと避難計画

居住エリアとして現地再建を行う閖上地区のまちづくりにあたっては、以下の開発コンセプトを掲げ事業を推進した。また、避難計画は、津波時緊急避難場所となる小中学校や災害公営住宅を配置するとともに、内陸への避難道路を整備した。

開発コンセプト

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた閖上地区の再建を図るため、円滑な避難と利便性に配慮した道路網の構築や避難場所の適正な配置、地域産業の再生、新たな産業の場を創出するとともに、公共施設の整備改善と宅地の利用増進を図り、安全で災害に強い市街地整備を行う。

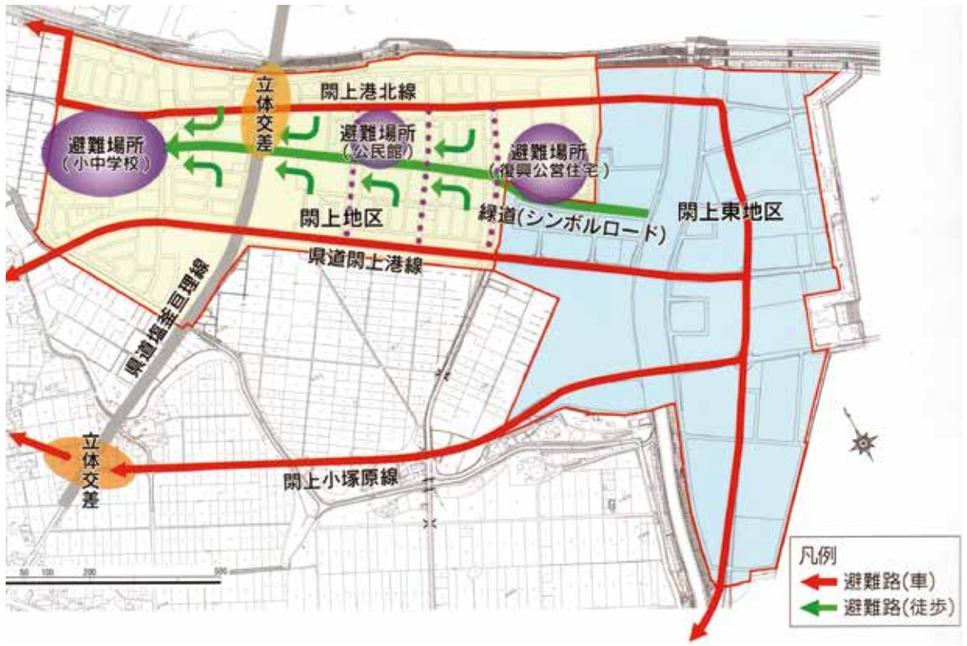
避難計画

閖上地区は中央東西に歩行者優先の避難路となる緑道（シンボルロード）を整備し、その緑道に区画道路を垂直につなげる道路計画とした。緑道沿道の閖上中央第一団地（集会室）、公民館、小中学校を避難場所として整備し、徒歩避難を考慮し、これらの施設を約300m間隔に配置した。また、災害公営住宅の集合住宅は外階段から屋上へ避難できる津波避難ビルとして整備した。集合住宅の１階はピロティや談話スペース、大型防災倉庫を配置。閖上中央第一団地（集合住宅第１期）の敷地内には有事に備え、かまどベンチやマンホールトイレを整備した。

令和7年4月に策定した名取市津波避難計画では、内陸への徒歩避難、地区内の指定緊急避難場所等への徒歩避難、次いで自動車避難となっているが、当時は、交通渋滞により被害が拡大したことなどから、安全な避難道路の整備が強く求められ、閖上港北線、県道閖上港線、閖上小塚原線の3本を避難路として整備した。宮城県の避難設備整備基準（車道8.0m以上、歩道3.5m以上で幅員15.0m以上）に則り整備を進め、土地区画整理事業区域内の県道部分は、県との協議により市が土地区画整理事業により施工した。

閖上小塚原線は、非居住エリアと仙台東部道路名取ICを結ぶ道路であるため、国から避難道路基準での整備が認められず、産業エリアへのアクセス道路として復興交付金とは別枠の「社会資本整備総合交付金」事業で整備を行ったため幅員構成が異なっている。

■避難計画図



⑹造成工事

閖上では想定される津波対策として多重防御と嵩上げにより安全性を確保する造成を行った。太平洋に面する海岸堤防及び名取川堤防を第1次防御ラインとしてT.P.＋7.2mに改修。内陸部の閖上地区と閖上東地区の境界部に第2次防御ラインとするT.P.＋5.0mの嵩上げ道路を海岸堤防と平行するように連続配置した。

居住エリアとなる閖上地区は、地区東端部をT.P.＋5.0mに設定し、県道塩釜亘理線から緩やかに宅盤※の嵩上げを行った。また、県道塩釜亘理線より西側は、T.P.+1.5m以上とし、排水勾配を考慮し西側に向け緩やかに宅盤を下げる工事を施した。

居住エリアの土地区画整理事業区域57haのうち、嵩上げエリアは30haとなっているが、これは国の嵩上げ要件、人口密度40人/haによるものである。市では、この要件をクリアするため、県道塩釜亘理線以東の土地利用計画に様々な検討を重ねた。

閖上東地区は、雨水排水計画との関係により、閖上地区と貞山運河に挟まれるエリアをT.P.＋3.7m以上、貞山運河より東側は現況地盤を基本として宅盤を設定した。

※宅盤：建物の高さを測る基準面。

■造成工事の段階



品質管理方法

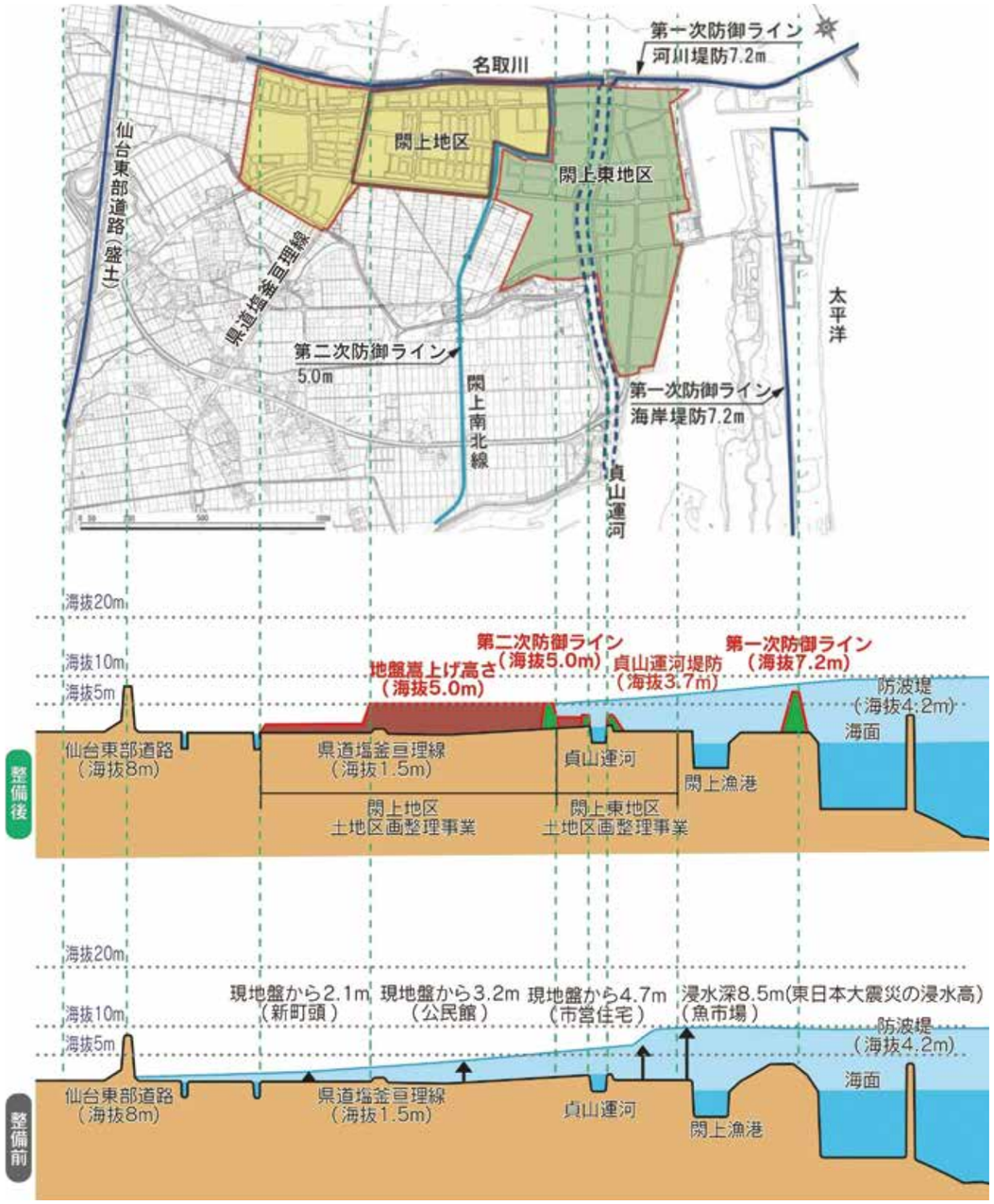
閖上地区における造成工事では、品質確保と生産性向上を目的に、情報通信技術（ICT）を活用した施工管理手法を採用した。現場の通信基盤として無線LANやモバイル通信ネットワークを構築し、各種施工管理データのリアルタイムな送受信を可能とした。

例えば、「GNSS 締固め管理システム」では、GNSS（全球測位衛生システム）によって得られた位置情報から、施工エリアの振動ローラーの転圧回数・平面位置をオペレーターにリアルタイムに提供するとともに、施工履歴を同時に自動記録するなど、確実な施工管理と省力化を図った。



システムイメージ

■多重防御と嵩上げ



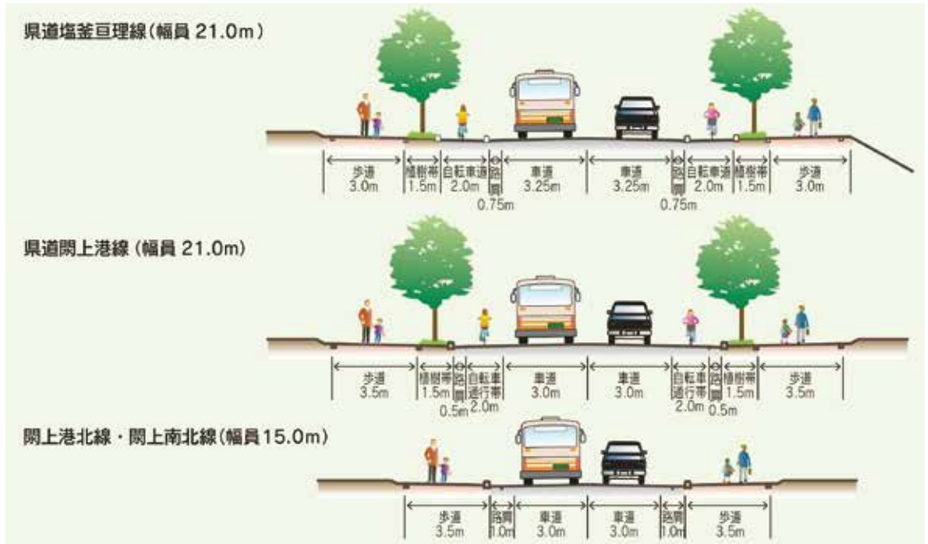
⑺道路計画

閖上の道路計画は、津波発生時に内陸への安全な避難ルートを確保する東西軸と、仙台港と仙台空港をつなぐ県道塩釜亘理線など、地域の物流と交通の要衝としての役割を担う南北軸から構成した。

■まちの動線とゾーニング図



■区画道路



⑻公園・緑道・緑地計画

閖上地区には6か所の街区公園を整備した。各街区公園には地域コミュニティの形成を図るため、あずまやや健康器具、水飲み場などを備え、加えて、社会福祉法人みのり会との協働事業により震災前の閖上の原風景をテーマとした震災瓦礫（がれき）で制作したモニュメントを設置した。また、「閖上ふれあい公園」「閖上西公園」には複合遊具を設置、居住エリア中央部の閖上公民館南側には地域の運動会やお祭りなどが行えるよう5,000㎡の閖上中央公園を配置した。

その他近隣住民の休憩と語らいの場としてベンチや植栽を整備したポケットパークを設け、「かわまちてらす閖上」南側のポケットパークには、東北楽天ゴールデンイーグルスが、「スポーツの力でこどもたちを笑顔に！」をテーマに設立した募金団体「TOHOKU SMILE PROJECT」から寄贈された「閖上こどもアスレチックパーク」を設置した。また、閖上を東西に横断する幅員15mの緑道（シンボルロード）を配置し、名取川の堤防沿いや貞山運河の両岸など、修景や幹線道路の緩衝帯として緑地を整備した。

⑼住宅整備

閖上地区では、換地、市有地分譲、災害公営住宅、防災集団移転先団地により774戸の住宅を整備した。市有地分譲では、一般宅地分譲と旧商店街事業などの再建や、それらを補完するための用地を確保した。市有地の公募は、平成29年5月から令和2年2月にかけて計9回行い、合計74画地に対して予想を上回る計166件の申込みがあり、申込み者・購入者ともに30代がおよそ半数を占める結果となった。

災害公営住宅は集合住宅6階建て8棟285戸と戸建住宅178戸を整備した。災害公営住宅のうち戸建住宅の建設に当たっては、地域の技術力の活用を図るため、震災からの復興に向けて平成25年8月8日に市内の工事業者により設立された「一般社団法人名取市復興公営住宅建設推進協議会」と協定を締結し、建築工事を行った。

また、閖上東地区の災害危険区域内の住民の移転先として、防災集団移転先団地43戸分の住宅地を整備した。

一方、「閖上に戻りたくない」という被災者の声に応えるため、土地区画整理事業区域の2㎞から3㎞西方に位置し、東日本大震災の津波被害が軽微であった高柳地区に新たな災害公営住宅（集合住宅50戸、戸建住宅50戸）を整備した。

⑽施設整備

教育施設は、子育てしやすい環境に配慮し、平成30年4月に開校した閖上小中学校周辺に、閖上保育所（平成31年4月開所）、閖上児童センター（令和2年4月開所）、閖上チビッコ丸児童遊園（令和2年5月供用開始）を集約して配置した。

令和元年5月には、地域住民の生涯学習・スポーツ活動の拠点となる閖上公民館、閖上体育館を再建。地区ごとに2つの集会所（閖上中央、閖上西）を設置し、消防署閖上出張所を平成31年4月に、消防団閖上分団第5部の車庫兼詰所を平成31年3月に、閖上分団第6部の車庫兼詰所を平成31年2月にそれぞれ再建した。また、令和2年5月に震災復興伝承館の一角に閖上水防倉庫も整備した。

閖上の居住エリアには商業施設「かわまちてらす閖上」（平成31年4月オープン）と、県道塩釜亘理線と県道閖上港線が交差する東側に食品や生活必需品等を扱う「フーズガーデンゆりあげ食彩館」（令和2年7月オープン）を誘致した。


災害公営住宅（集合住宅）


防災集団移転先団地


高柳東団地（集合住宅）

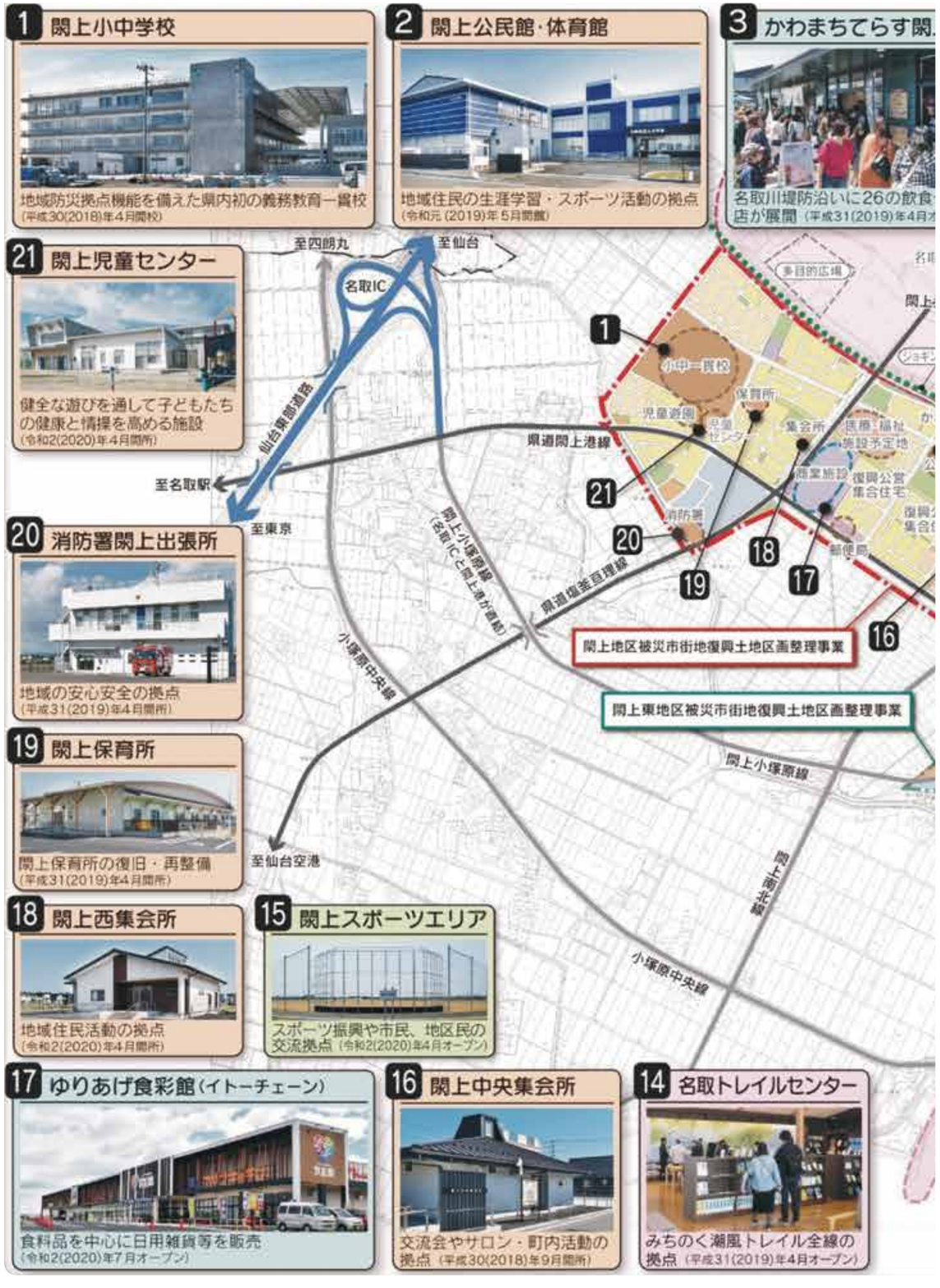

高柳西団地（戸建住宅）

■公園・緑地計画図



■住宅地配置図




1 閖上小中学校
地域防災拠点機能を備えた県内初の義務教育一貫校
(平成30(2018)年4月開校)
2 閖上公民館・体育館
地域住民の生涯学習・スポーツ活動の拠点
(令和元(2019)年5月開館)
3 かわまちてらす閖
名取川堤防沿いに26の飲食店が展開 (平成31(2019)年4月オ
21 閖上児童センター
健全な遊びを通して子どもたちの健康と情操を高める施設
(令和2(2020)年4月開所)
20 消防署閖上出張所
地域の安心安全の拠点
(平成31(2019)年4月開所)
19 閖上保育所
閖上保育所の復旧・再整備
(平成31(2019)年4月開所)
18 閖上西集会所
地域住民活動の拠点
(令和2(2020)年4月開所)
15 閖上スポーツエリア
スポーツ振興や市民、地区民の交流拠点 (令和2(2020)年4月オープン)
17 ゆりあげ食彩館(イトーチェーン)
食料品を中心に日用雑貨等を販売
(令和2(2020)年7月オープン)
16 閖上中央集会所
交流会やサロン・町内活動の拠点 (平成30(2018)年9月開所)
14 名取トレイルセンター
みちのく潮風トレイル全線の拠点 (平成31(2019)年4月オープン)
至四朗丸
至仙台
名取IC
仙台東部道路
県道閖上港線
至名取駅
至東京
閖上小塚原線(名取ICと閖上港が直結)
県道塩釜亘理線
小塚原中央線
至仙台空港
閖上小塚原線
観光通り線
小塚原中央線
閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業
閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業
多目的広場
小中一貫校
保育所
児童遊園
児童センター
集会所
医療・福祉施設予定地
商業施設
復興公営集合住宅
消防署
郵便局
1
21
20
19
18
17
16


5 シンボルロード周辺のまちなみ
シンボルロード(緑道)
6 復興公営住宅
避難場所を備えた復興公営住宅
(集合第1期:平成29(2017)年7月入居開始)
4 こどもアスレチックパーク
楽天球団から寄贈
(令和2(2020)年6月オープン)
7 河川防災ステーション・震災復興伝承館
資機材等を備蓄し、防災機能向上
震災復興伝承館・水防センター
(令和2(2020)年5月開館)
8 貞山運河(桜堤構想)
貞山運河の堤防沿いに復興桜を植樹 (令和2(2020)年3月植樹)
9 閖上ヨットハーバー
ヨットヤード・浮桟橋・休憩所等を整備 (平成31(2019)年4月オープン)
10 震災メモリアル公園
鎮魂、震災伝承、人々が憩える公園
(令和元(2019)年5月オープン)
11 ゆりあげビーチ整備事業
ゆりあげビーチの復旧・再整備予定
13 ゆりあげ港朝市
海産物・農産物・お食事等を提供
年間40万人の集客
(平成25(2013)年5月現在再開)
12 名取市サイクルスポーツセンター
サイクリングコース(一周4km)や宿泊施設等の再整備 (令和2(2020)年10月オープン)
至塩竈
閖上地区
閖上東地区
かわまちづくり事業
船着場
震災復興伝承館・水防センター
復興公営集合住宅
集会所
河川防災ステーション
水産加工団地
県道閖上港
閖上港
震災メモリアル公園
広浦橋
名取市有施設(駐車場・広場)
ゆりあげ港朝市メイプル館
名取トレイルセンター
サイクルスポーツセンター
ゆりあげビーチ
潜堤エリア
スポーツエリア
凡例
レジャー系事業エリア
産業系事業エリア
公園系事業エリア
公共公益施設系事業エリア
高速道路
県道
市道
市町村界
N
0
500
1,000m
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15

3　閖上東地区のまちの再建（閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業）

平成25年9月、閖上地区防災集団移転促進事業の国土交通大臣同意を得て、市は同年12月、第2次防御ラインに位置付ける市道閖上南北線以東のエリア約58haを災害危険区域に指定し、住宅地の買取りを開始した。防災集団移転促進事業で買取りできる土地は、従前住宅用地として活用されていた土地に限定され、事業所用地、雑種地、駐車場用地等は買取り対象外であるため、区域内にモザイク状に民有地が点在するような状況となった。また、残った民有地への対応のため従前の道路や側溝も整理できない状態でもあった。

防災集団移転促進事業を適用した閖上東地区は、その上で被災市街地復興土地区画整理事業を行うことの妥当性を国から問われたが、土地区画整理事業により土地の集約整序が進み、不要な道路などを再整理することにより、公共の維持経費が安価になるなどの理由により、平成28年8月に土地区画整理事業の認可を受けることができた。

⑴閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の推進

閖上東地区は、災害危険区域に指定したため、コンクリート造りの耐浪建築物など特別な場合を除き居住が制限される区域となった。そのため、産業用地、観光施設用地等の土地利用を検討することとし、民間企業や国の施設等の誘致を積極的に行った。

約58haの事業面積のうち民有地として地権者に換地した面積は4.1ha、市は、残る面積の活用策として、国土交通省の河川防災ステーション（令和3年3月完成）や環境省の名取トレイルセンター（平成31年4月開館）の誘致を行った。また、閖上東地区では、震災メモリアル公園やコミュニティ広場等を整備する計画としており、民間企業の誘致は、残る約20haを対象に取り組んだ。主な施設の進出状況としては、平成25年5月にゆりあげ港朝市が現地での営業を再開したほか（全施設の再開は同年12月）、平成28年5月には閖上水産加工団地（第1期）が完成、その後も閖上東地区への企業立地が進んでいる。

⑵土地利用計画と地区計画

閖上東地区は、災害危険区域につき工業用地に用途指定し、4回の計画変更を経て土地利用計画を策定。令和2年5月には産業集積地区と公共公益施設地区からなる地区計画を策定した。

民有地の換地先については、貞山運河の西側と東側に民有地の集積エリアを設定し、地権者の意向を踏まえ指定を行った。本来、換地は原位置換地が原則であるが、閖上東地区は、震災メモリアル公園、名取トレイルセンターなど公共公益施設用地の確保のため地権者と協議の上、調整を行った。

⑶造成工事

閖上東地区は、非居住エリアであるため閖上地区のような嵩上げ盛土は計画せず、現況地盤を基本として宅盤を設定した。ただし、閖上地区と貞山運河に挟まれたエリアについては、大雨による浸水等、自然災害を懸念する地権者からの強い要望を受け、貞山運河堤防と同じ高さであるT.P.+3.7m以上を基本に設定した。

⑷道路計画

閖上東地区については、南北軸は震災前からの線形を維持しつつ、東西軸については、閖上地区の嵩上げエリアへの避難所等へのアクセスを確保するため、貞山運河への架橋の位置を変更するなど、線形の見直しを行った。閖上地区の東西の幹線である県道閖上港線は、居住エリアと非居住エリアで道路幅員が違っているが、これは非居住エリアに自転車通行帯がないことによる。

また、閖上東地区と仙台東部道路名取ICを結ぶ閖上小塚原線は、避難道路として計画したが、非居住エリアと仙台東部道路とを結ぶ道路であり、国との協議において、ゆりあげ港朝市などの交流人口や産業エリアへのアクセスを目的として整備したため、幅員10.75m、片側歩道と、他の避難道路と幅員構成が異なっている。閖上小塚原線は、交流人口の拡大、企業誘致の促進等、市の復興のシンボルロードとして機能も担っている路線である。



閖上東地区から市街地を望む

4　下増田地区のまちの再建（防災集団移転促進事業）

下増田沿岸部は第１次防御ライン（海岸堤防）から第２次防御ライン（嵩上げ道路）の間に位置し、東日本大震災規模の津波に対する安全対策を十分に行うことが困難であった。また、集団移転に対する地区住民の意向を踏まえ、津波からの安全性の高い地域への防災集団移転促進事業によりまちの再建を図った。また、移転先は下増田地区全体の地域コミュニティを勘案し、同地区内の仙台空港アクセス線美田園駅北側（下増田字前田・飯塚地区）に集約して整備を行った。

⑴事業の概要

防災集団移転促進事業は、災害が発生した地域、または災害の危険性が高いと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、被災自治体に対して国が事業費の一部補助を行う事業であり、昭和47年に創設された。従来は補助対象経費（住宅団地用地の取得造成費用、移転者の住宅敷地購入・住宅建設に対する補助、移転促進区域内の宅地等の買取り費用、移転者の住居移転に対する補助費用等）の４分の３を国が補助することとなっていたが、東日本大震災では追加的な国庫補助と震災復興特別交付税の加算により地方は、自らの財源負担なしに事業を進められることになった。防災集団移転促進事業の実施にあたっては地域住民の意向を十分に尊重することが求められ、下増田沿岸部の北釜地区の住民は、避難所にいる早い段階から集団移転の意向を固めていた。

市は平成23年12月に北釜・杉ケ袋北・広浦の３地区、平成24年1月に杉ケ袋南地区を対象に個別の意向調査を実施した。平成24年4月22日には、北釜地区と広浦地区の防災集団移転協議会が設立され、市は意向調査等で集団移転の意向を確認しながら、協議会と協議を重ね移転先の選定や規模、土地利用等を固めていった。両協議会は最終的に仙台空港アクセス線美田園駅北側を集団移転先として要望。同年９月10日、防災集団移転促進事業計画に対する国土交通大臣同意を得て、北釜・広浦地区の403haを災害危険区域に指定した。杉ケ袋北・杉ケ袋南地区については、災害危険区域の設定過程で集団移転を行うこととなり、平成25年2月25日に北釜、広浦地区と同様に美田園駅北側を移転先とする集団移転について国土交通大臣同意を得た（杉ケ袋南・杉ケ袋南地区（113ha）の災害危険区域追加指定は平成25年6月）。これを受け、市は、移転先団地において戸建の災害公営住宅や一般防集宅地の区画を決めるため最終の意向調査を実施し、美田園地区北側に隣接する旧下増田字前田・飯塚地区の約6.5haの農地を集団移転先とし、防災集団移転促進事業及び災害公営住宅整備事業を進めた。なお、移転先団地の名称は「美田園北」とした。

⑵まちづくりの理念

美田園北のまちづくりの理念は「これまでの地域コミュニティを活かし、移転先における新たなコミュニティの“輪”と“絆”を育み、地域が安全・安心で快適なまちを創出する」とした。また、まちづくりの目標を「古き知恵を継承し、磨き上げ、末永く暮らせる地域」とし、かつてのコミュニティを維持・発展させ、暮らしの知恵や工夫を活かしながら、新たなコミュニティを育て、世代交代しながら住み続けられる地域の創出を目指した。

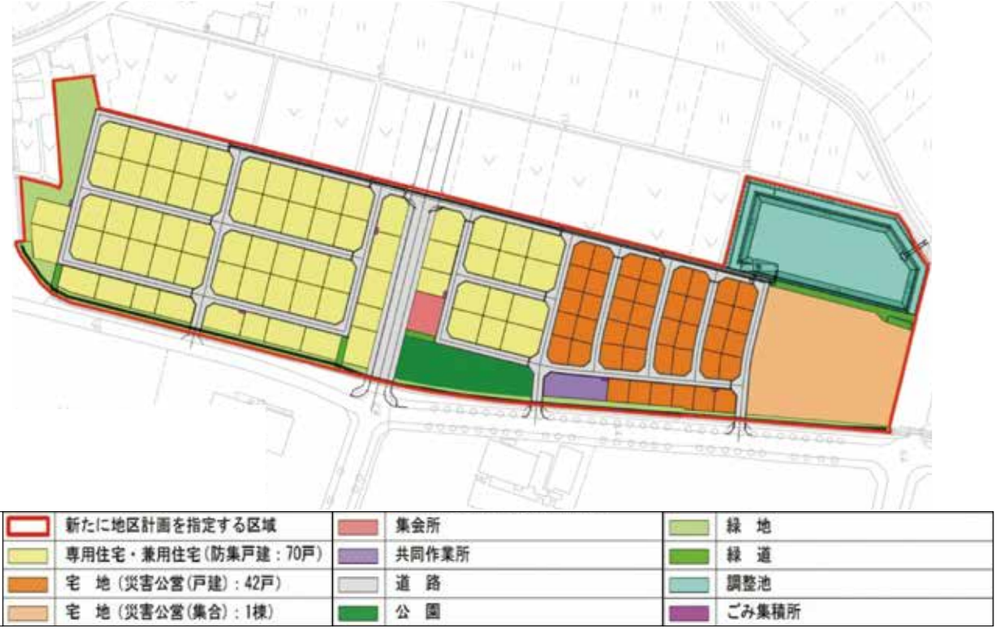
⑶土地利用計画

美田園北の造成にあたっては、地盤沈下や地すべり、液状化に対し十分な検討を行い、軟弱地盤の対策が必要な箇所については、盛土により地盤の圧密沈下を事前に促進させる土地改良を実施した。また、東日本大震災時の周辺の津波浸水高を調査した上で、宅盤を浸水高のT.P.+2.2m以上に設定するなど、居住者が安心して移住できるまちづくりを行った。団地中央には広さ約1,960㎡の公園（きずな公園）を配置し、ブランコや複合遊具のほか、催事で使うことを想定したステージ、仮設トイレとして使用できるマンホールトイレ、太陽光発電による電源などを設けた。周囲の緑道には植栽や遊歩道を配置し、居住者の憩いの場となるよう空間を整備するとともに、市道美田園北線を整備し周辺地域とのアクセスの向上を図った。また、団地内の雨水を一旦貯留する防災調整池や集会所、農業共同作業所も建設した。特に、農業共同作業所は、移転者の多くが農業を生業としていることを踏まえ、一般に農家住宅に併設されている作業スペースの機能を確保するため建設したもので、下増田地区の移転先団地の特徴となっている。

■事業概要

事業の名称	下増田地区防災集団移転促進事業 下増田地区災害公営住宅整備事業
施行者の名称	名取市
施行場所	美田園北地内（旧下増田字前田、飯塚地内）
施行面積	61,948.55㎡
工事施行者	造成工事　西松建設・グリーン企画建設建設工事共同企業体 復興公営住宅（戸建）　一般社団法人　名取市復興公営住宅建設推進協議会 復興公営住宅（集合）　独立行政法人都市再生機構　宮城・福島震災復興支援本部
整備戸数	一般住宅（戸建）70戸／復興公営住宅（戸建）42戸／復興公営住宅（集合）50戸
契約工期	造成工事　平成25年10月1日～平成27年2月27日 復興公営住宅（戸建）工期　平成26年6月27日～平成27年3月31日 復興公営住宅（集合）工期　平成26年6月18日～平成27年7月31日
主な公共公益施設	集会所、農業共同作業所、道路、街区公園、緑地、緑道、ゴミ集積所、 防災調整池、上水道、公共下水道（汚水）、都市ガス（天然ガス）

■土地利用計画図



■美田園北地区の変遷



平成25年10月【工事施工前の施工区域は全て農地であった】



平成26年9月【災害公営住宅の建設に着手】



平成26年7月【道路の形が見え始め、建築工事が可能となった】



平成27年2月【「きずな公園」が完成】



平成26年8月【一般戸建住宅の建築に着手】



平成27年7月【移転先の美田園北地区が完成】





































⑷住宅整備

下増田地区の移転促進区域内には197戸の住宅があったが、住民意向調査の結果を受け、一般防集住宅用地（戸建）70戸、災害公営住宅（戸建）42戸、災害公営住宅（集合：5階建1棟）50戸の計162戸の集団移転先団地の整備を計画した。

平成25年10月に移転先造成工事に着手。平成26年6月に一般住宅の建築工事が開始された。翌7月には災害公営住宅の起工式を行い、集合住宅50戸、戸建住宅42戸の建設に着手した（閖上地区と同様、戸建住宅の建設は市内業者で組織する一般社団法人名取市復興公営住宅建設推進協議会が担当）。災害公営住宅の集合住宅は平成27年3月、戸建住宅は同年8月に入居を開始。同年10月4日、「美田園北まちびらき」をきずな公園を会場に開催し、住民をはじめとした約300人が参加した。同日、まちびらきに先立ち美田園北町内会の設立総会が開催された。

東日本大震災からの復興を果たした美田園北地区は、防災集団移転促進事業の実施当時は市街化調整区域での開発事業としてまちづくりが行われたが、令和3年6月に市街化区域に編入された。



美田園北まちびらき（平成27年10月）

名取市職員が語る復興の歩み㉔

意見集約できず進まない整備事業 再建の遅れが悔やまれる

震災復興部長（当時） **手嶋 日出彦**

まさか自分が住んでいる地域がこんなことになるなんて……当時はやりきれない思いで被災者の方々の対応や瓦礫（がれき）撤去処理に当たっていました。震災時は空港対策課で避難所に食事や物資を届ける仕事、復興室、建設課を経て、同年11月から震災復興部復興まちづくり課移転整備班長に着任。防災集団移転事業は初めてのことで、新潟県中越地震の被災地である小千谷市の事例などを参考にしながら手探りで進めていきました。多岐にわたる内容と膨大な作業量、慣れない業務に不安な毎日でしたが、神戸市をはじめ他県・他市から派遣された応援職員の存在は心強く、本当にありがたかったです。

避難所にいるうちに住民同士で集団移転の意思決定をしていた北釜地区をはじめ、新たに災害危険区域に指定された広浦地区、杉ケ袋地区は比較的早く話が進みました。北釜地区の方々とは空港対策課の頃から面識がありコミュニケーションが取りやすかったこと、皆さんに集団移転協議会を組織してもらったこともあって協議が進み、早々に造成工事に着手、平成27年10月には移転先の美田園北地区でまちびらきが行われました。まちびらきイベントで見た住民の皆さんの笑顔が強く印象に残っています。

閖上地区については、現地再建を望む人がいる一方で閖上に戻ることを懸念する人も多く、大きく割れる住民意見の調整に時間を要し、事業が大幅に遅れました。そのため、閖上に戻ることを強く願いながらもなかなか進展しない状況に待ちきれずにほかの土地で再建した人もいて、もっと早く進められていればと悔やまれました。事業着手後は進捗状況や閖上の様子を記した「復興だより」を作成し、閖上の元住民に向け情報を定期的に発信。事業内容に具体性が見えてくることで現地再建を前向きに捉える人も増え、復興に期待する声に励まされながら事業を進めることができました。

集団移転の下増田地区、嵩上げによる現地再建の閖上地区。それぞれに多くの苦労がありましたが、それらが少しでも新しいまちづくり・まちの再生に繋がったのかなと思うと、想定もできなかった震災からの復興に関われたことに今では感謝しています。

名取市職員が語る復興の歩み㉕

判断力が求められる復興事業 職員の経験や知識が生きてくる

震災復興部 復興区画整理課（当時） **遠藤 靖久**

私は、閖上地区の土地区画整理事業の認可が下りる直前の平成25年11月に、震災復興部復興まちづくり課に配属されました。

配属最初の業務として、地区内に残る建物等の移転補償に関する調査・算定業務を担当しました。閖上地区では、被災建物を公費で解体された方、被災したまま住宅や倉庫を残している方、大規模修繕を行って居住・倉庫等として利用している方など、地権者一人ひとりに個別の事情がありました。そのため、地権者の皆様に不公平感が生じないよう補償基準を整備し、丁寧に調査・算定を行いました。

その後も、閖上西地区の設計や工事調整、まちづくり協議会の事務局業務、閖上東地区の水産加工団地造成、区画整理事業の立ち上げから換地設計・工事調整まで、また各事業における復興交付金の申請に関するヒアリング対応など、令和2年4月に異動するまでの約6年5か月間、さまざまな業務に携わらせていただきました。

復興事業を進める中で私が強く感じたのは、被災者の方々に寄り添い、意向調査を丁寧に行うことの重要性と、市が決定した方針について職員一人ひとりが正しく理解した上で、関係者に対して粘り強く、誠実に説明し理解を得ることの大切さです。

閖上地区は、仙台以南の沿岸部で唯一、現地再建による復興を進めた街でもあり、被災された方の中には閖上に戻りたくないという方や、土地の扱いを変えたくないと強く望む方も少なくありませんでした。そのため、区画整理事業の計画には多くの意見書が提出され、これらへの対応に時間を要したため、工事着手は平成26年10月（震災発生から3年6か月後）となりました。

工事着手後は震災復興部職員が一丸となり、地権者や関係機関との調整に奔走して工事の円滑な進行に努め、令和2年3月に無事、復興達成宣言を行うことができました。

最後に、震災復興部で過ごした日々は、他自治体からの応援職員をはじめ上司や同僚の皆様の支えがあって充実したものでした。多くの貴重な経験をさせていただき、深く感謝しています。

名取市職員が語る復興の歩み㉖

日頃からの信頼関係の構築が 円滑な事業進行につながる

震災復興部 復興区画整理課（当時） **奈良 厚**

私は、平成29年に震災復興部復興区画整理課に配属になり、閖上地区内の工事を主に担当しました。私が配属になった段階では、すでに大まかな設計等はほぼ終わっており、とにかく計画どおりに工事を進めることに注力していたと記憶しています。

私が担当した中でも最も大がかりだったのは、県道塩釜亘理線の道路整備工事です。もともとある閖上大橋の幅や高さに合わせて道路を嵩上げする工事で、幹線道路を通行止めにするわけにはいかないため、大きく迂回路を造った上で本線の工事を行いました。もしここで工事の遅れが発生すれば、区画整理事業の工期全体に響いてしまいます。道路の管理者である宮城県仙台土木事務所、名取川の管理者である仙台河川国道事務所、岩沼警察署等、関係各所との密な調整が欠かせませんでした。当時はまだ工事区域内に居住者が点在していました。みなさん、それぞれに強い思いを持っていらっしゃいます。住民の方のご意見に耳を傾けつつ交渉を続け、何とか工期に影響が出ないよう苦心しました。

震災復興部での仕事を通して、市民の方々をはじめ、工事関係者、関係各所と密なコミュニケーションを取ることの大切さに改めて気づかされました。また、重要な判断が求められる場面において、経験豊富な上司や信頼できる先輩・同僚の存在は非常に大きく、何度も助けられました。

当時は、全国から多くの応援派遣職員にサポートに入っていただきました。阪神・淡路大震災での事例を教えてもらうなど、派遣職員たちの知識や経験が名取市の復興に生かされました。本当に助かりましたし、感謝しています。

［第２節］　復興を支え、元気を育てる土地利用の推進

2 都市の持続的な活力を育てる土地利用の展開



宮城県は復興の起爆剤として仙台空港の民営化を推進し、平成28年、国管理空港では全国初となる空港の民間運営が開始された。市は、震災復興計画で新産業ゾーンに位置付けた仙台空港周辺へのアクセス強化等を目指し、NEXCO東日本と共同で仙台東部道路に連結する「名取中央スマートインターチェンジ」を整備し、平成29年に供用が開始された。また、甚大な津波被害を受けた沿岸部には、慰霊と憩いの場として「名取市墓地公園」を整備。用地取得の関係から時間を要したものの、令和2年に全面完成を迎えた。

1　宮城県の創造的復興と仙台空港

名取市と岩沼市の沿岸部に位置する仙台空港は海岸から約1.2㎞の場所に位置しており、震災の津波によりターミナルビルの1階部分が水没、大量の車両やがれきが流入するなど甚大な被害を受けた。一方、津波の襲来時は、地域住民など約1,700人が旅客ターミナルビルの上層階に避難し、防災拠点としての機能も果たした。その後、米軍や自衛隊、空港関係者の協力により、災害発生後4日目には、緊急物資輸送の拠点としての供用を再開した。4月以降は米空軍・米海兵隊・自衛隊による日米合同救援活動「トモダチ作戦」の拠点として活用されることになったが、その間も、空港機能の回復に向けた作業が全力で進められ、震災から半年後の平成23年9月には旅客ターミナルビルが完全復旧、国際定期便の運航再開を果たした。

当時は、震災復興の長期化が見込まれるなかにあって、東北地方の定住人口が大幅に減少することが懸念されており、仙台空港の機能強化による交流人口の拡大が求められていた。このようななか、県は、平成23年12月、東日本大震災からの完全復旧と空港の収益向上への打開策として、仙台空港の民営化を創造的復興の一環と位置付け、復興の起爆剤とすることを目指した。具体的には、それまで第3セクターにより運営されていた「空港ターミナルビル」「貨物ターミナル」などのほか、財団法人空港環境整備協会が管理する駐車場、国が管理する滑走路を一元化し、それらの運営を民間企業に委ねることで、空港や周辺地域の活性化を図ることを目指した。

県は、平成24年2月に国や空港関連企業、有識者、臨空地域の自治体（宮城県、仙台市、名取市、岩沼市）による「仙台空港等活性化検討会」及び「臨空地域等活性化検討会」を設置、この会議では、民間の知恵と資金を活用した仙台空港のあり方や、空港とその周辺地域における観光振興策、物流機能の強化等について議論された。同年10月には、仙台空港の民間運営に関する県の基本的な考え方をまとめた「仙台空港の経営改革に関する宮城県基本方針」を策定、県知事から国土交通大臣に手渡された。同計画では、仙台空港のあるべき姿として「多くの旅客や貨物でにぎわう空港」「東北地方の復興と発展をけん引する空港」「民間の力を活用した地域とともに発展する空港」が示され、将来的には、震災発生前のピーク時の2倍となる年間600万人の旅客数と、年間5万tの貨物量を目指すこととされた。また、県は、平成25年5月に官民の関係者で構成される「仙台空港600万人・5万トン実現サポーター会議」を設置、仙台空港の民間委託と空港周辺地域の活性化に向けた機運醸成、情報発信を推進した。

これらの動きを受け、国土交通省は、民間の資金や経営能力を活用し空港の一体化かつ機動的な運営を実現することで、国内外の交流人口拡大や東北地方の活性化を目指す「仙台空港特定運営事業等実施方針」を平成26年4月に公表し、公募を通じて運営権者を選定する方針を示した。同月、県も「仙台空港特定運営事業等の公募に係る参加資格確認要領（案）」を公表し、空港ビル施設事業者（「仙台空港ビル株式会社」及び「仙台エアカーゴターミナル株式会社」）の全株式を56億8,750万円で譲り受けることを条件に、県の審査を通過した応募者が、国の選定手続きに進むスキームが構築された。

その後、県及び国による審査を経て、平成27年9月に東急前田豊通グループが複数の応募事業者の中から優先交渉権者として選定された。同年12月には同グループが新たに設立した特定目的会社「仙台国際空港株式会社」と国土交通省が仙台空港の運営権設定に関する契約を締結、平成28年7月1日に国管理空港として全国初となる民間による空港運営が開始された。

東日本大震災により、仙台空港では、それまで運航されていた国内線、国際線の多くが運休を余儀なくされていたが、民営化を実現した仙台空港は県とも連携し、格安航空会社（LCC）の参入促進や各種料金体制の見直しなど、空港の利用向上に向けた取り組みを強力に推進した。これらの取り組みにより、民営化前夜の平成27年度に311万4,248人（国内線295万4,079人、国際線16万169人）となっていた空港の利用者数は民営化後の平成28年度に316万2,597人（国内線293万7,046人、国際線22万5,551人）となり、令和6年度は380万9,646人（国内線329万467人、国際線51万9,179人）まで増加、震災で減少した域内の交流人口の拡大に大きく貢献している。



仙台空港

2　仙台空港に「名取市観光プラザ」を設置

市は、平成26年5月、復興が進み利用者が増加しつつあった仙台空港ターミナルビルの1階、国内線到着ロビーの一角に、周辺地域の観光と震災復興に関する新たな情報発信拠点「名取市観光プラザ（27㎡）」を設置した。運営は株式会社ニコンスタッフサービスが担い、当時、震災等対応雇用支援事業として国から人件費が手当てされていた常駐スタッフを配置、施設の賃借料には復興交付金を活用した。プラザでは、空港に降り立った国内外の利用者に対し、スタッフが名取市や東北6県の観光情報などを案内、大型写真パネルや記録映像を使った「震災ミュージアム」を設け、空港周辺や閖上地区の被災状況と復興への歩みの紹介なども行った。

プラザの設置・運営は、仙台空港ターミナルビルのリニューアルに伴い民間事業者による観光案内所が設置されることとなったため、平成29年3月で終了した。



名取市観光プラザ

3　名取中央スマートインターチェンジの整備

東日本大震災からの早期復興を目指す市は、仙台空港周辺地区を「生業再生・交流エリア」に位置付け、企業誘致や観光を核とした広域交流拠点として整備することを目指した。この取組を支える重要な施策の1つが「名取中央スマートインターチェンジ（以下、「名取中央スマートIC」）」の整備であった。市は、仙台東部道路を管理する東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）と平成25年11月25日に「一般国道6号仙台東部道路（仮称）名取中央スマートインターチェンジ高速道路利便増進事業の実施に関する基本協定書」を締結、相互に費用を分担しながら、新たなスマートICの整備に共同で取り組むこととした。

名取中央スマートICは、仙台東部道路の仙台空港ICから2.3㎞、名取ICから4.4㎞の距離にあって、震災前後に急速な発展を遂げた杜せきのした地区からほど近い場所で計画された。「生業再生・交流エリア」へのアクセス強化による震災からの経済復興、高速道路利用者の利便性向上、周辺幹線道路の交通渋滞緩和、救急医療施設へのアクセス性向上など、多岐にわたる重要な役割を果たすことが期待された。

名取中央スマートICの整備に当たり財源として活用したのが社会資本整備総合交付金（復興枠）である。社会資本整備総合交付金（復興枠）は、通常の社会資本整備総合交付金とは別枠で、東日本大震災の被災市町村等に対し、復興交付金の対象とならないインフラ施設等の整備を支援するため、平成23年度に創設された。通常の社会資本整備総合交付金では、補助基本額から補助金を控除した地方負担額は地方債で手当てされ、一定の財政負担が生じるものであるが、社会資本整備総合交付金（復興枠）では、地方負担額の全額が震災復興特別交付税で手当てされることとなり、被災市町村にあっては、財源の不安なく復興事業に取り組むことができた（名取市では、名取中央スマートIC整備事業のほか、閖上小塚原線整備事業が社会資本整備総合交付金（復興枠）の対象とされた）。

名取中央スマートICの整備に伴い期待された効果は次のとおりである。

①震災からの経済復興（生業再生・交流エリアへのアクセス強化）

震災復興計画で新産業ゾーンに位置付けていた空港周辺地区への高速アクセス性が向上し、物流拠点機能強化や企業誘致による雇用促進など、地域の活力向上による復興支援が期待されるもの。

②高速道路利用者の利便性の向上

名取駅周辺の市中心部及び仙台空港アクセス鉄道沿線の新市街地からの高速道路の利便性が向上し、通勤や買物、レジャーなど居住者や来訪者にとっての広域活動の活性化が期待されるもの。

③周辺幹線道路の交通渋滞緩和

一般幹線道路から高速道路への広域交通の転換が図られ、名取市内の慢性的な渋滞箇所の混雑緩和が期待されるもの。

④救急医療施設へのアクセス性の向上

名取市における重篤患者の緊急搬送先である総合南東北病院（岩沼市里の杜一丁目）への搬送時間の短縮や安静走行が可能となり、救急医療活動への支援効果が期待されるもの。

名取中央スマートICの整備は、市とNEXCO東日本との共同事業として進められた。平成25年6月11日には国土交通大臣による連結許可を得て、7月以降、具体的な準備を進め、平成26年12月からは用地取得に着手した。平成27年12月20日の着工式では関係者による鍬入れが行われ本格的な工事に着手、平成29年3月18日に供用開始を迎えた。

同ICの所在地は名取市下増田字耕谷（上り線）及び名取市飯野坂字小揚場（下り線）で、連結道路は市道飯野坂杉ケ袋線である。対象車種はETC車載器を搭載した全車種で、両方向のフルインター形式として24時間運用されている。全体事業費は約27億円であった。

■名取中央スマートインターチェンジ出入台数

（単位：台／日）

年　度	出入台数
平成29年	2,900
平成30年	3,300
令和元年	3,600
令和2年	3,100
令和3年	3,400
令和4年	3,800
令和5年	4,000

提供：東日本高速道路株式会社東北支社



名取中央スマートインターチェンジ（平成29年3月18日供用開始）

4　名取市墓地公園の整備

基本計画の策定

閖上地区や下増田地区の沿岸部では、震災の津波により、多くの死者、行方不明者を出すなどの大きな被害を受けた。また、沿岸部の寺院墓地や共同墓地の多くが流失し、被災者や墓地を失った人々を対象とした新たな墓地が必要となった。市は、震災復興事業の一環として、震災後、災害廃棄物の一次仮置き場として活用していた小塚原地区の約8.2haの共有地（雑種地）及び2.0haの隣接地（田）を取得し、都市公園として新たな墓地公園を整備することとした。

市は、小塚原地区の共有地が災害廃棄物の一次仮置き場として使用されていた平成24年5月に防災まちづくり拠点施設整備計画の策定に着手、始めに、当該共有地が有する地域防災上の機能等の整理を行った（当該箇所は、かつて仙台市の地下鉄整備に伴う残土置き場として利用された経緯があり、地盤が周辺農地より数m高い盛土状の地形となっているなど、津波で浸水した沿岸地域の平野部にあって貴重な高台となっていた）。

その後、市は、当該共有地に防災機能を備えた慰霊施設（墓地公園）を整備すべく、平成25年1月に「（仮称）名取市防災公園・慰霊施設整備基本計画」を策定、「震災の記憶を後世に伝えながら、彩りと憩いの空間を提供する墓地公園」をテーマに次の整備方針を定めた。計画では、公園や管理棟機能を備えた被災者等墓地の整備を「第1期分」、一般市民向け墓地の整備を「第2期分」と位置付け、被災者等墓地は復興交付金の活用により、一般市民向け墓地は市の独自財源により並行して整備を進めることとした。

【整備方針】

①都市計画公園（墓園）として、基準緑地化率を60%以上確保し、墓参り時のみならず日常生活における憩いの場としての緑に満ちた心安らぐ空間を創出する。

②市斎場の利用者及び近隣住民の緊急的な避難公園とするため、充分な盛土を行い、東日本大震災と同規模の大津波に耐えうる高台公園とする（防潮堤より高い位置に広場を設置）。

③東日本大震災の犠牲者や、津波で流失した共同墓地の利用者を対象に、市営墓地を整備するとともに、震災犠牲者の慰霊の象徴となる場を整備する（閖上地区を望む配置計画）。

④公園内園路には十分な幅員を確保し、勾配もバリアフリーに配慮した構造とする。また墓域内には、墓参り時の水汲み場やごみ集積所を概ね30m以内の範囲で適正に配置する。

⑤外周緑地帯は、近隣市街地からの景観に配慮し、高木を含めた多くの樹木を植栽して墓域を視覚的に遮蔽する。海岸側は潮風や塩害に配慮し、クロマツ等耐塩性の高い樹木を主体に植樹する。

⑥公園内には散策園路や休憩広場、遊びの広場などを整備し、都市公園として近隣住民にも親しまれる憩いの空間として整備する。

⑦墓所は、区画別に整然と配置し、有効的な土地利用を図るとともに、墓域の区画によっては省スペースな墓地の導入も検討する。

⑧公園墓地のパークセンター（管理棟）は、公園中央に配置して公園の管理運営拠点とし、管理料の徴収や各種事務手続きに対応するとともに、供花等の販売を行う売店やトイレ・休憩所を整備し、利用者の利便向上に寄与する施設とする。

⑨墓所の安定的、長期的な供給を確保するため、およそ30年間程度の需要を想定し整備する。

その後、市は、復興交付金の活用について国との協議を重ねつつ、平成25年6月以降、工事の設計業務に着手することになったが、苦労したのが用地の取得であった。市は当該箇所が、地域の入会地として多くの地権者の共有名義となっていることを踏まえ、相続関係の調査を外部の専門機関に委託しつつ、用地の取得を進めたが、明治以前から相続手続きが全く行われていないケースも多く、調査には相当の期間を要することになった。当該共有地に係る当時の登記名義人は151人、うち既に死亡している名義人が61人となっており、それらの法定相続人は、国外居住者を含めた延べ人数で588人（重複を除いた実人数は526人）に上った。最終的に市が全ての用地を取得し、移転登記が完了したのは平成29年12月のことであり、土地収用法に基づく収用裁決を行った件数は、全部で427件となった（一般市民墓地（共有地外）の用地取得が完了したのは平成30年6月）。

市は、用地の取得がようやく完了する見込みとなったことを受け、平成29年10月に墓地公園の造成工事に着手した。造成に当たっては7万2,050㎥の盛土工事を実施（第1期分5万900㎥、第2期分2万1,150㎥）、計画時点では、震災瓦礫（がれき）や津波堆積物を盛土材として再利用することも検討したが、結果的に震災瓦礫（がれき）等は他の復興事業で活用され、墓地公園で活用されることはなかった。市は、その後も、平成31年1月に管理棟の新築工事に、令和元年6月に公園の植栽工事に着手、令和2年3月に被災者等墓地を含む墓地公園の整備にかかる工事（第1期分）が、同年6月に一般市民墓地に関する工事（第2期分）が完了した。完了当時は、既に基本計画の策定から7年以上が経過しており、当初計画していた高台避難のための築山や慰霊施設の整備は見送られることになった。

墓地公園の概要

新たに整備した「名取市墓地公園」は、市が津波からの第2次防御ラインとして整備したT.P.+5.0mの閖上南北線西側に隣接する高台に位置し、総面積10.2haの公園内には、管理棟（198㎡）、あずまや、327台分の駐車場のほか、全部で2,438の墓地区画（被災者等墓地502区画、一般市民墓地1,936区画（うち芝生墓地770区画））を整備した（芝生墓地について、当初は252区画としていたが、募集開始後約1年2か月で全ての区画が完売したため、その後、追加で518区画を整備し、令和5年4月に供用を開始したもの）。一般市民墓地については、区画の面積に応じた永代使用料を設定したが、被災者等墓地の永代使用料は無償とした。



墓地公園全体写真

被災者等墓地の区画面積は3㎡から4㎡、平成31年2月に募集を開始し、令和元年8月以降、使用者への引き渡しを開始した。市では、平成24年度に行ったアンケート調査の結果等を踏まえ、500区画を超える被災者等の利用を見込んでいたが、墓地公園の整備に不測の期間を要したこともあり、令和7年3月末時点の引き渡し済区画数は50区画、引き渡し率は10.0%となっている。

一般市民墓地の区画面積は1.5㎡から4㎡（芝生墓地は1㎡）、令和2年5月に募集を開始し、同年7月に使用者への引き渡しを開始した。一般市民墓地は宗教や宗派を問わない公営墓地として市外の利用者も多く、令和7年3月末時点の引渡済区画数は916区画（うち芝生墓地423区画）、引き渡し率は47.3%（うち芝生墓地54.9%）となっている。

加えて市では、ペット等の納骨施設を求める市民の声を受け、公園敷地内に追加で愛玩動物納骨堂を整備、令和4年11月に供用を開始した。令和7年3月までの利用件数は143件となっている。


管理棟


一般市民墓地（芝生墓地）

墓地公園の管理・運営について、計画時点では、PFI等の仕組みを活用しつつ官民連携で墓地公園の整備・運営を行う手法も検討されたが、収益性の確保に課題があり、また、市として土地開発基金を活用し、自主財源で一般市民墓地を整備する方向を定めたことから、結果的にPFI等の活用は見送った。現在、墓地公園は公益社団法人名取市シルバー人材センターに維持管理を委託しつつ、市直営による運営を行っている。

「きぼうの桜」の植樹

一般財団法人ワンアースから「きぼうの桜」の寄贈の申し出があったのは、平成30年8月のことであった。一般財団法人ワンアースでは、平成20年にスペースシャトルで宇宙にわたり、若田光一宇宙飛行士と共に国際宇宙ステーション「きぼう」で8か月半の宇宙飛行を行った全国各地の巨大桜の種から育った苗木（宇宙桜）を「きぼうの桜」として東日本大震災の被災地に届ける活動を展開していた。名取市に寄贈された「きぼうの桜」は、山梨県北杜市にある樹齢2,000年の山高神代桜（やまたかじんだいざくら）の種から発芽した宇宙桜の苗木であり、平成30年11月7日に北杜市役所で行われた寄贈式で北杜市長から寄贈された。

市は「きぼうの桜」を、当時造成工事が進められていた墓地公園のシンボルツリーとして寄贈を受けることを決定、平成30年4月に開校した閖上小中学校初の卒業生が参加するなか、「復興」と「希望」のシンボルとして今後千年にわたり語り継がれていくことを願い、平成31年3月21日に墓地公園で植樹式が行われた（当日は、山崎直子宇宙飛行士からもお祝いのビデオレターが寄せられた）。


被災者等墓地

東日本大震災の慰霊のための彫刻「蘇生」

墓地公園の管理棟正面に向かって左側の通路沿いに東日本大震災の慰霊のための彫刻「蘇生」がある。これは震災後、閖上の地を行脚した静岡県妙泉寺の原井日鳳住職が岐阜県恵那市の彫刻家である、八木麟太郎氏に依頼し、10年近くの歳月をかけて制作された彫刻であり、亡くなった人を弔うだけではなく、未来に向けて人の心も環境も蘇らせたいという願いが込められている。

震災以降、岐阜県の山中で長期にわたって制作が続けられた「蘇生」は、完成後、多くの被災者が眠る墓地公園内に配置され、令和4年10月7日に寄贈された。彫刻の銘板には「蘇生とは根源の心に還ること 命を灯せ夜が明けるまで」と刻まれている。



きぼうの桜植樹式


東日本大震災の慰霊のための彫刻「蘇生」全景



東日本大震災の慰霊のための彫刻「蘇生」碑文

名取市 職員が語る復興の歩み ㉗

もっと早くできていれば……悔いが残る墓地公園整備

クリーン対策課 環境衛生係長（当時） 杓木 康裕

名取市では震災以前から市民墓地の検討はなされていましたが、震災後にがれき置場としていた小塚原南地区の共有地を有効に活用するため、市民墓地を中心とした墓地公園として整備することになりました。

平成28年から用地買収が始まりました。約8.2haに及ぶ共有地の地権者は500人以上。復興のためにといって多くの方が協力的に売買契約に応じてくださいました。中には相続登記されておらず収用せざるを得ないケースもありました。名取市ではこれまで土地収用の前例がなく、件数も多かったので少し苦労しました。

用地買収と並行して、墓地公園の具体的な設計を進めました。市民墓地は、被災者墓地と一般墓地に分かれています。特に被災者墓地については一刻も早く整備したかったのですが、用地買収等に時間を要してしまい、開園したのは震災から8年後。市民墓地に期待してくださった方の中には待ちきれず民間墓地にお墓を求めた方もおり、現状502区画のうち10分の1ほどの利用となっています。もっと早く整備できていれば……という思いが強く残りました。

公園エリアには、国際宇宙ステーション「きぼう」に乗って宇宙を旅した桜「きぼうの桜」をはじめ、全国から復興を願い寄せられた樹木や花が植えられており、また静岡県の住職から寄贈されたモニュメントも設置されています。墓地としてだけでなく、市民の憩いの場として多くの方に訪れてもらえたらと思います。

［第３節］　魅力ある市街地の形成

1 地区の復興を先導する公共施設の整備



東日本大震災の大津波により甚大な被害を受けた閖上小・中学校の再建は、「魅力ある、特色ある学校づくり」「地域と連携し、地域とともに歩む学校づくり」「地域の防災拠点としての学校づくり」という基本方針のもと、県内初の義務教育学校（校舎一体型小中一貫教育校）「閖上小中学校」として平成30年4月7日に開校した。また、同じく壊滅的な被害を受けた閖上公民館は、地域住民の絆とコミュニティの再建を目指して整備を進め、令和元年5月18日に新たな公民館と体育館が開館した。

1　閖上小・中学校災害復旧事業

沿岸部にあった閖上小学校と閖上中学校の校舎は、東日本大震災の大津波による浸水及び漂流物の衝突により１階部分が大破し使用不能となった。震災前の閖上小・中学校は市内で唯一小中学校同一学区であったこともあり、震災後のアンケート調査では、小・中学校が隣接する形での再建を望む声が多かった。市は、小中連携の推進や中１ギャップ※の解消なども見据え、閖上地区の復興まちづくりとの整合を図りながら、現地再建を大きな目標として閖上小・中学校災害復旧事業に取り組んだ。

※中1ギャップ：小学校から中学校へ進学する際に、子どもたちが経験するさまざまな変化や困難によって生じる適応問題。

(1)再建の基本方針

閖上小・中学校の再建に当たり、市教育委員会は、平成24年4月に閖上小・中学校父母教師会や閖上区長会会長、宮城教育大学教職大学院教授、閖上小・中学校の校長等で構成される「名取市立閖上小・中学校再建懇話会」を設置し、「魅力ある、他にはない特色ある学校づくり」「地域と連携し、地域とともに歩む学校づくり」「地域の防災拠点としての学校づくり」という３つのテーマに沿って検討を重ねた。同年10月には、小中連携・地域連携の推進や、９年間を見通した教育などの観点から、小中一貫教育校が望ましいとの提言が懇話会から教育長に提出された。市教育委員会は、懇話会の提言と地域住民や保護者、児童・生徒などの意見をもとに、平成25年1月に再建の基本方針を策定した。基本方針では、「校舎一体型小中一貫教育校」として開校を目指し、「魅力ある、特色ある学校づくり」「地域と連携し、地域とともに歩む学校づくり」「地域の防災拠点としての学校づくり」の3つの観点から新たな学校の整備を進めていくこととした。

(2)再建の基本構想・基本計画

市教育委員会は、平成25年4月に閖上小・中学校父母教師会や閖上小・中学校評議員、地域の代表として小塚原北町内会長、閖上水産加工業組合理事長、学識経験者として宮城教育大学教職大学院教授、名取第一中学校校長（発災時閖上中学校校長）、閖上小・中学校校長で構成される「名取市立閖上小・中学校再建推進協議会」を立ち上げ、学校再建に向けて具体的な協議を進めていった。また、平成25年1月に定められた基本方針を踏まえ、平成26年7月に再建の基本構想を策定した。

基本構想では、「魅力ある、特色ある学校づくり」として、「6・3制」から児童・生徒の発達段階に即した「4・3・2制」への移行や小学校高学年からの教科担任制の導入を掲げた。また校舎は、一貫校ならではの教育活動を効果的に行う施設・設備（小中共用の職員室の設置、自然な異年齢交流が生まれる教室配置の工夫等）とするとともに、通学区域の弾力化を検討していくこととした。「地域と連携し、地域とともに歩む学校づくり」では、地域の歴史・伝統・文化・産業等を学ぶ「閖上学」の創設、地域の人材や地域資源の活用による「つながり」の創造、あいさつ運動や美化運動等の地域活動への児童・生徒の率先参加、幼児や高齢者等との交流活動の創造などを盛り込んだ。「地域の防災拠点としての学校づくり」については、未来の防災リーダーの育成を目指す防災教育カリキュラムの開発・実践、地域防災訓練等への積極的な参画と地域の防災意識の啓発、避難所機能の整備を柱とする津波避難ビル機能の充実、非常用電源や食料備蓄を基軸とする災害用備蓄の充実を掲げた。

その後、再建推進協議会による意見をもとに平成27年8月に校舎等の整備に関する基本計画を策定。校舎を鉄筋コンクリート造４階建てとし、最上階に児童・生徒全員が入れるランチルームを設け防災拠点としての設備を備えることなどを盛り込んだ。

■名取市立閖上小・中学校［再建の基本構想］

地域とともに歩む魅力あふれる小中一貫校を目指して

①魅力ある、他にはない特色ある学校づくり

学校・デザイン
- ＊花と緑があふれ、児童生徒が生き生きと学ぶ「校舎一体型小中一貫教育校」
- ＊多目的ホールやランチルーム等を備えたゆとりとぬくもりある校舎
- ＊児童生徒が伸び伸びと学べる施設設備の整備
- ＊ＩＣＴを普段の授業で活用するための環境の整備
- ＊小中共用の職員室の設置、自然な異年齢交流が生まれる教室配置の工夫
- ＊児童遊園や児童センターとの一体的なデザイン　「ちびっこ丸」等の移設

カリキュラム・デザイン
- ＊９年間を見通した教育課程の編成と実施
- ＊発達段階に即した４・３・２制の実施と５・６年生への教科担任制の導入
- ＊小中教職員協働による児童生徒一人一人に寄り添う指導の充実
- ＊「生き抜く力」と「命の教育」の充実を軸とした人間力の育成
- ＊国語力と英語力の充実を目指す「コミュニケーション学」の創設
- ＊児童生徒の豊かな学びを支援する総合教育センターとの連携の推進

②地域と連携し、地域とともに歩む学校づくり

地域文化・デザイン
- ＊地域の歴史・伝統・文化・産業等を学ぶ「閖上学」の創設
- ＊運動会等での閖上大漁明込み踊等の伝統文化の復活
- ＊図書館ボランティアや通学サポーター等、学校を支える地域文化の継承
- ＊地域人材・地域資源の活用による「つながり」の創造

地域社会・デザイン
- ＊あいさつ運動や美化活動等の地域活動への児童生徒の率先参画
- ＊幼児や高齢者等との交流活動の創造
- ＊体育館等の積極的な開放による地域活性化の促進

③地域の防災拠点としての学校づくり

安全安心・ソフトデザイン
- ＊将来の防災リーダーの育成を目指す防災教育カリキュラムの開発・実践
- ＊震災語り部等と連携した防災研修プログラムの開発・実践
- ＊地域防災訓練等への積極的な参画と地域の防災意識の啓発
- ＊災害発生時に即応できる校内体制の構築

安全安心・ハードデザイン
- ＊震災を後世に伝えるための展示室の設置
- ＊避難所機能の整備を柱とする津波避難ビル機能の充実
- ＊非常用電源や食糧備蓄を基軸とする災害用備蓄の充実
- ＊屋上への避難階段の設置や避難道路接続による安全安心の確保

名取市立閖上小・中学校再建推進協議会（平成26年7月「再建の基本構想」）より

(3)閖上小中学校の概要

閖上小中学校の再建場所は、閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内の最も西側に位置する公共公益施設地区とし、小中学校周辺に保育所、児童センター、児童遊園を集約した。建設工事は平成28年8月に着工し、平成29年11月に学校種を「義務教育学校」、名称を「名取市立閖上小中学校」とした。平成30年2月、校舎が完成。同年4月7日、前期4年、中期3年、後期2年の9年間を通した教育を特色とする県内初の義務教育学校（校舎一体型小中一貫教育校）として閖上小中学校が開校した。

校舎は鉄筋コンクリート造4階建て（延べ床面積8,351㎡）、体育館は鉄筋コンクリート造2階建て（延べ床面積3,361㎡）で、プールや校庭などを含め、一貫校ならではの教育活動を効果的に行うことができる施設・設備を整備した。校舎は中庭を配置した「口」の字型の形状とし、中庭に面する大階段は全児童・生徒・職員のメイン通路となり、自然と交流が生まれる設計とした。中庭吹き抜けを囲む回廊に面して教室を配置し、中庭側に大きな窓を設けることで防災・防犯への配慮も施した。校舎は地域の防災拠点ともなるため、4階にランチルーム、家庭科室（IH、ガス併用）、備蓄倉庫などを配置。4階屋上に設置した太陽光パネルや蓄電池により非常用電源も確保した。屋上の一時避難スペースには約1,000人が避難可能で、2か所に設けた屋外避難階段により地域住民が安全に屋上に避難できるよう設計した。

開校前は、震災で多くの犠牲者が出た閖上地区にどれほどの児童・生徒が通学してもらえるか不安視する声も多かったが、小中一貫校を希望する場合は児童・生徒は市内全域から通学できること、そのためのスクールバスや遠距離通学費補助制度を導入したこと、もともと閖上に住んでいた人たちの再建が増えてきたことなどから、開校時140名だった児童・生徒数は年々増加し、令和7年度には470名を数えるまでになった。市教育委員会では、多目的教室や会議室等を普通教室に改造することで児童・生徒の増加に対応してきたが、1学年2学級までが限界となっており、令和6年度以降、閖上小中学校の学区に居住している児童・生徒は、優先的に入学・転入できることとするなど、一部制限を設けている。

(4)閖上小中学校の防災教育

名取市の小・中・義務教育学校では、東日本大震災の経験を踏まえ、名取市独自の防災教育カリキュラムを作成するとともに毎月11日を防災学習日とした防災教育を計画的に実施している。「風化させない・自分の命は自分で守る・地域を知る」の3本を柱に、災害に対する知識を備え、状況を的確に判断し、自分の命を守ることのできる力の育成に取り組んでいる。

閖上小中学校では校舎内に郷土資料室を設けており、震災前の閖上の自然や賑わい、伝統文化を記録したパネルや震災からの復興途上の閖上のパネルのほか、かつて旧閖上中学校校舎北側壁面に設置され、地震発生時刻の午後2時46分で止まっている大時計が展示されている。また、旧閖上中学校の音楽室に設置されていた黒板が展示されており、黒板には、解体前の中学校を訪れた卒業生をはじめとした人々が書いたメッセージが残されている。これらは、震災を語り継ぐ震災遺物として、「閖上学」の教材としての機能を果たし、防災学習等に活用されている。これらの防災教育を通じ、地域に貢献できる「未来の防災リーダーを育てる」ことを目指している。

閖上小中学校に隣接する閖上プラザには、閖上中学校遺族会が建立した、震災で犠牲になった閖上中学校の生徒14人の名前を刻んだ慰霊碑がある。平成24年3月11日、旧閖上中学校に建立され、まちの移り変わりとともに現在の場所に移された。震災から何年が経過しても、子どもたちが生きた証として、学校に通う子どもたちやそこを訪れる人たちに命の大切さと震災の記憶を伝え続けている。



閖上小中学校

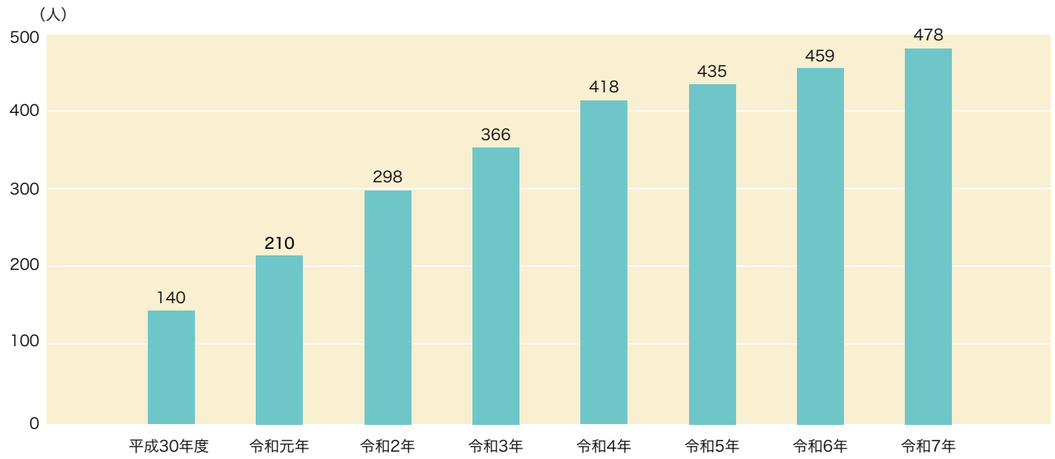

中庭


講堂


ランチルーム


和室

■閖上小中学校児童生徒数の推移（各年5月1日現在）



名取市職員が語る復興の歩み㉘

再建場所を巡る立場の違い 合意形成の難しさと 閖上に対する愛着を改めて実感

庶務課（現 教育総務課）課長補佐（当時） 小平 英俊

平成25年度、26年度の２年間、名取市教育委員会教育部庶務課課長補佐として閖上小・中学校再建事業に携わりました。前年に「名取市立閖上小・中学校再建懇話会」が再建に関する提言をまとめ、教育委員会が基本方針を策定していました。私の着任と同時に「名取市立閖上小・中学校再建推進協議会」で学校の運営方法などのソフト面や施設・設備などのハード面について協議する段取りでした。しかし、いざ推進協議会を開催すると、最初に委員から出された意見は、再建場所のことについてでした。保護者にとっては子どもたちの安全が第一。子どものことを思えば学校の場所が気になるのは当然のことです。教育委員会としては、学校は新しいまちの中にという思いと、安全を考慮してまちの一番西側に建設する考えを伝えました。しかし、溝を埋めることはできず、５回目の会議の席上、「協議会での話し合いが進むよう、現地再建に賛成の立場の方を代わりに推薦する」と仰って、建設場所に異を唱えていた委員が辞任するに至りました。その方も私たちも閖上のまちや子どもたちを大切に思う気持ち、新しい学校に対する期待は同じであっただけに、辞任という結果になってしまったことは非常に残念でした。

そのような痛みを伴いながらも、有事の際の避難施設としての機能を強化したほか、震災関連の資料を集めた展示室の整備、地域について学ぶカリキュラム「閖上学」を創設するなど、推進協議会ではこれまでにない魅力ある特色ある学校の形を話し合うことができたと思います。小中一貫校は、名取市では初めての試みでしたが、閖上地区は小学校と中学校が同一学区であったため地元が受け入れる素地はもともと整っていたこともあったかもしれません。

「学校があって初めて街が成り立つ」と考える方も多く、学校再建に対する地元の期待は大きかったと思います。教育委員会としても、できるだけ早く学校を再建したいという思いから平成29年４月開校を目指していましたが、市全体の復興計画の遅れも影響し、平成30年４月に延期が決定。このことで入学予定だった子どもたちは通学計画を立て直さなければならず、保護者や地域の方からお叱りを受けました。

推進協議会での話し合いを通して、立場を越えて歩み寄り、合意を形成していくことの難しさと閖上という地域に対する愛着を改めて確認する貴重な２年間となりました。

2　閖上公民館災害復旧事業

閖上地区は、海に近く、歴史的に水産業が盛んであった「町区（まちく）」と呼ばれる閖上地区と、内陸部にあって農業を主な生業とする「陸区（おかく）」と呼ばれる小塚原・牛野・大曲・高柳地区で1つのコミュニティを形成していた。このコミュニティの拠点施設が旧閖上公民館であった。旧公民館及び隣接する閖上体育館、働く婦人の家は海から約１㎞の場所にあったが、震災発生当時は旧公民館の2階ぎりぎりまで津波が到達し建物が全壊、2階に避難した市民は無事だったが、周辺では、公民館の職員を含む多くの市民が犠牲となった。

震災後、働く婦人の家は廃止、閖上体育館は災害復旧が完了するまで再開を待つこととなったが、閖上公民館は生涯学習課に担当職員１名を配置し事業を継続、仮設住宅の集会所や小塚原、高柳地区等内陸部の集会所を借用する形で各種講座・教室等の公民館事業を行った。平成28年3月には一般社団法人宮城県建築士事務所協会が小塚原地区に建築した木造2階建ての建物（延べ床面積128.50㎡）を仮設公民館※に位置付けて職員を配置、平成31年3月に公民館の復旧が完了するまでの３年間、地域コミュニティの拠点として活用した。なお、令和元年6月以降、小塚原地区の仮設公民館は、こどもの心のケアハウス「はなもも教室」として引き続き活用されている（建物は令和5年8月に一般社団法人宮城県建築士事務所協会から市に寄贈された）。

※仮設公民館には、24時間テレビからの寄贈により新たな車両も配備された。

（1）住民ワークショップの開催

閖上公民館の再建にあたっては、住民参加のワークショップを開催し、単なる施設の再建だけではなく、地域住民の絆と地域コミュニティの再生を目指した。コーディネーターには、住民参加のまちづくりの権威である早稲田大学の卯月盛夫教授（当時）を



閖上公民館

迎え、“住民一人ひとりの声を大切にすること”を第一に考えたワークショップを行った。平成27年度に開催した「新閖上公民館建設ワークショップ」では、「赤ちゃんからお年寄りまで寄ってみたくなる公民館」という基本方針を決定、5回のワークショップを経て、新しい公民館の基本設計をまとめた。また、新公民館建設に子どもたちの意見を取り入れるため、平成28年度に小・中学生を対象とした「新閖上公民館子どもワークショップ」も開催。子どもワークショップでは、子どもたちが公民館に置く遊具や部屋のデザイン、多世代で楽しめるイベント企画などに取り組んだ。

(2)閖上公民館・閖上体育館の概要

新たな公民館と体育館は、地域コミュニティの拠点施設となることから閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内のほぼ中央に位置する公共公益施設地区に整備し、賑わいの創出とコミュニケーションの場となるよう計画した。新公民館は、鉄筋コンクリート造2階建て(延べ床面積約1,001.08㎡)で、ロビーを設けるなど広くて開放的な造りとした。1階に研修室・調理室・事務室を、2階には会議室及び可動式間仕切りにより柔軟に利用できるホールを配置。災害時における住民の安全を考慮し、屋上への避難経路として外部階段も設置した。新たな体育館(延べ床面積777.51㎡)は公民館の1階と接続する形をとり、シャワー室を整備するなど利便性も高めた。また建物の外観は、子どもたちの意見をもとに、海や川に近い閖上をイメージした青を基調とした彩色を採用した。

建設工事は平成30年6月に着手し、平成31年3月に完成(外構は令和元年5月完成)、令和元年5月18日に閖上公民館と閖上体育館が開館した。新たな公民館と体育館は、閖上地区の住民たちが再び集い、住民やボランティアによる演劇等も行われるなど、公民館の南側に配置された閖上中央公園(5,000㎡)と合わせ、地域の絆と交流を深める重要な拠点となっている。


閖上公民館 ロビー


閖上公民館 会議室


閖上公民館 研修室


閖上体育館

名取市職員が語る復興の歩み㉙

自らが使うものを自らが考える住民のための公民館建設

生涯学習課 課長補佐(当時) **佐々木 賢一**

公民館は広く多くの意見を取り入れて作るべきという観点から、早稲田大学の卯月盛夫教授(当時)をファシリテーターに迎え、地域住民が参加するワーキンググループを立ち上げました。初めに住民の希望を全て盛り込んだ施設設計案を作り、そこから余分なものを削っていくという、従来の自治体のやり方とは全く異なるイレギュラーな手法で進められました。

住民の意見を全て反映した最初の案は、以前の閖上公民館にはなかった施設や設備なども多く含まれており、約3,000㎡もの大きさになってしまいました。学校のグラウンドを借り、ビニールテープでラインを引いて3,000㎡の大きさを具現化。公民館としては大きすぎることを体感してもらうことで、削る作業の抵抗感を多少和らげることができたと思います。とはいえ、せっかく挙げた要望を一つ一つ削っていく作業は非常に難しく、ワークショップも難航しました。

当初、ワークショップには、各種団体や町内会長らによる公民館運営協力委員会を中心に地域の担い手たちに声をかけ参加してもらいました。参加メンバー以外の人たちにも関心を持ってもらうため、ワークショップ開催後にニュースを発行し、地域に情報を積極的に発信。新しい公民館に対する地域の興味も次第に高まり、ワークショップへの参加者を増やすことにつながりました。5回のワークショップを重ね、「赤ちゃんからお年寄りまで寄ってみたくなる新公民館基本方針」を作成しました。

本来、自分たちが使うものは自分たちで考えることが一番良いと思います。苦労はしましたが、閖上公民館の賑わいを見るたびに良い公民館になったなと感じています。おそらく今後こういう手法を取る機会はないと思いますが、私にとって公共施設のあり方を改めて考えるいい経験でした。

名取市職員が語る復興の歩み㉚

“災害復旧事業の原則”を超えた住民のための施設づくり

生涯学習課 公民館係長(当時) **境　幸代**

私が閖上公民館再建事業に関わったのは、終盤にさしかかっていたワークショップからでした。災害復旧事業ですから原則は「原形復旧」です。ワークショップの中で出したさまざまな意見や要望が次々と削られていくことに納得できないでいる方が多かったと記憶しています。

原形復旧といっても、被災前の公民館は当時から既に老朽化していて、今の時代にそぐわない設備が多くありました。暖房効率を考え出入口に風除室を付け自動ドアを二重にする、2階への行き来用にエレベーターを設置する、調理室の調理台を使い勝手良く4つ並べるなど、被災前の公民館にない部分は名取市単独費で補うことにしましたが、名取市としても出せる予算に限りがあるのでその調整に苦慮しました。また、国に対して補助金を申請するにあたり災害査定を受けましたが、その査定の際には残っている公民館の資料等は建築当初の劣化した図面のみで、写真などは流失していたため、震災前に閖上公民館に勤務していた自分の記憶を頼りに国の担当者に説明しなければならず、被災直前の設備の状態をなかなか正確に思い出せずに苦労したことが印象に残っています。

再建に当たって新たに整備したものの1つに、「閖上太鼓」で使う太鼓の収納棚があります。ワークショップの中で地域に根付いた文化や伝統芸能に対する愛着が感じられたことで、収納棚設置の実現につながりました。

被災によって一度は失われてしまった閖上地区のコミュニティですが、ワークショップの開催によって住民たちの絆が再び生まれ、郷土愛の掘り起こしや地域づくりに関わったという意識づくりのきっかけになったと思います。市内には、ほかにも老朽化した公民館があり、計画的に建て替えを進めていくことになると思いますが、いかに住民の声を引き出し、生かしていくかが良い公共施設づくりの鍵になるのではないでしょうか。



［第３節］　魅力ある市街地の形成

2 日常生活の魅力を高める環境づくり

震災前、閖上地区は商業や水産業を中心に職住近接型のコミュニティが形成され、地域資源やレクリエーション施設が親しまれていた。しかし、震災で商業施設や風景が失われ、地域は大きな困難に直面した。市は、閖上地区の日常生活の利便性を高め、かつてのまちの魅力を取り戻すため、サイクルスポーツセンターなど観光・交流施設の復旧整備を進めるとともに商業施設の誘致に奔走、今日は、新たに整備された商業施設や観光拠点が地域の賑わいを創出し、閖上地区は「職住近接」のまちとして再生を遂げている。

1　次代の居住スタイルに対応した住宅地・商業地の形成

閖上地区では、古くから多くの人々の暮らしが営まれ、固有の歴史や文化が息づいてきた。商業、漁業、水産加工業や農業等、住民の生活を支える様々な働く場を備えており、職住が近接したコンパクトなまちが形成されていた。また、海岸には白砂青松の風光明媚な景色が広がり、サイクルスポーツセンター、海浜プールや閖上ビーチなど、海辺のレクリエーションの拠点として、市民をはじめ、県内の多くの人々から親しまれてきた。

震災後、名取市では、平成25年3月に「名取市沿岸地域活性化振興ビジョン」を策定、「復興『元祖』職住近接のまち」を目標に掲げ、「集積・連携する産業」「多彩に輝く観光交流」「守り育む、風景と絆」の3つの柱に基づき、単に居住地の再建を図るのみならず、商工業や観光業等、さまざまな産業の復興を同時に進めることで、震災前のような職住近接のまちづくりを目指した。

2　住宅・産業の復興

居住地の再建は、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業の進展により、工業の再建は水産加工団地整備事業や閖上東地区の整序型土地区画整理事業による産業用地の整備により、徐々に目に見える形となってきたが、商業の再建には苦戦した。

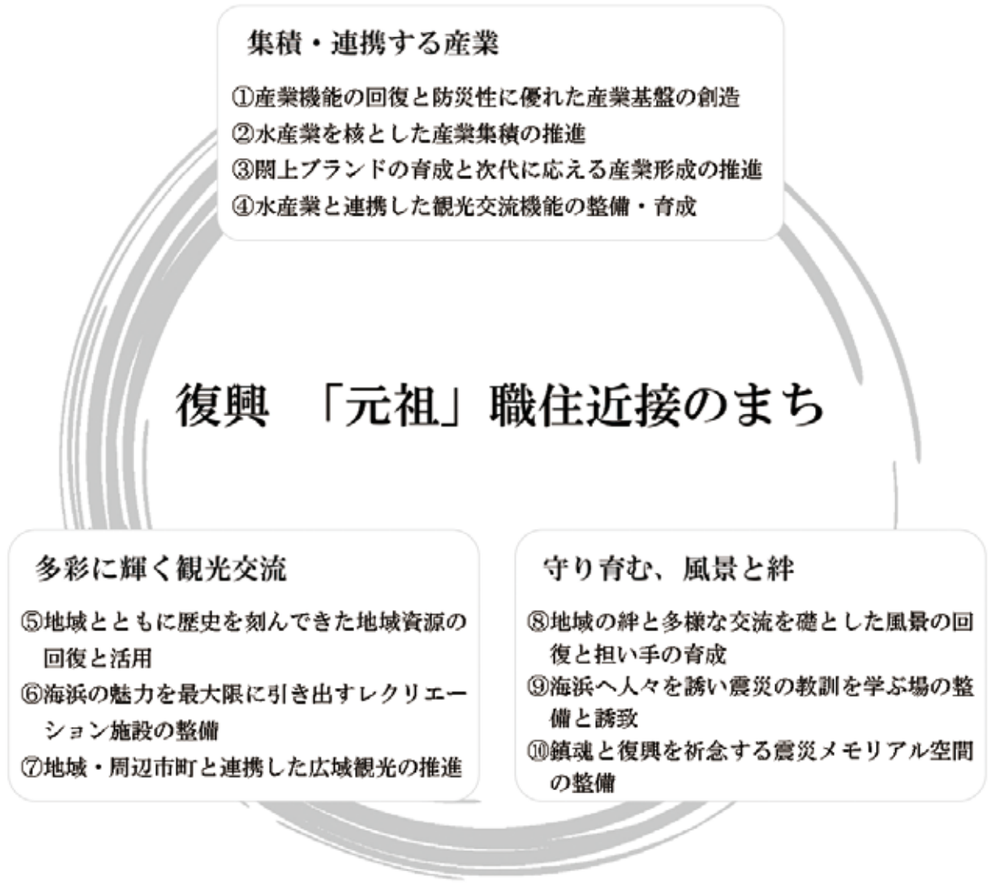


震災前のサイクルスポーツセンター



震災前の閖上ビーチ

■名取市沿岸地域活性化振興ビジョンの柱



震災前、閖上地区には、住宅地に隣接した商店街や生協の店舗（みやぎ生協閖上店）があり、住民は慣れ親しんだ近隣の地元店舗で、互いに顔の見える関係のなか、日頃の買い物を行っていた。しかし震災後、閖上地区では、商業施設が長期間にわたり存在せず、買い物に不便な状況が続いた。平成25年12月にゆりあげ港朝市が再開したものの、日曜祝日のみの営業であり、買い物は仙台市の四郎丸地区や名取市の中心部まで出かける必要があった。市は、閖上に人が戻り始めた平成28年11月に復興支援バスを導入、名取市の乗り合いバス「なとりん号」を活用し、閖上から美田園まで1日8便の循環バスを無料で運行することで、閖上地区住民の買い物の足の確保に努めた。復興支援バスは、平成30年3月まで運行した。



復興支援バス

3　商業施設の再建

閖上で被災した商店街の店舗の多くは、平成24年2月に美田園地区で整備された仮設店舗「閖上さいかい市場」で当面の事業を再開した。将来的には復興した閖上地区で以前のような商店街を再建させることが検討され、区画整理事業の計画図面にも専用の商業用地が確保されていた。しかし、閖上地区の再建が遅れたこともあり、商店街の再建は難航、多くの店舗がかわまちてらすや閖上の地区外で事業を再開することを選択し、確保していた商業用地（現イトーチェーン用地）での、商店街の再建には至らなかった。

震災前のみやぎ生協閖上店の機能を担うスーパーマーケットの誘致も試みた。市では、みやぎ生協閖上店の再建に向け、生協側との話し合いを重ねてきたが実現には至らず、新たなスーパーマーケットの誘致に舵を切った。しかし、震災で大きな被害を受けた地区であること、計画人口の規模（2,000人）、立地条件（県道塩釜亘理線沿いの立地上、商業施設への進入に課題があった）などから誘致は難航した。市は、県内外のスーパーマーケットへの打診を続けたが、なかなか良い返事を得ることはできず、最終的には、道の駅のような機能を持つ施設を整備することを条件に、株式会社イトーチェーン（柴田町）の出店が決定された。限られた施設面積のなか、駐車場の導線や集客に課題が生じ、最終的には道の駅のような機能を持たせる構想の実現には至らなかったが、その代わりとして、店舗内には、市内障がい者団体の商品販売「てて・マルシェ」や名取市情報発信コーナーが設置された。

4　重要な商業施設の役割

市は、新たなスーパーマーケットの立地に向け、T.P.+4.0mで造成され、隣接する住宅地と大きな段差が生じる敷地東側の外周を土留め擁壁で固めるなどの環境整備を行った。令和2年7月には、売り場面積4,313㎡の大型スーパーマーケット「フーズガーデン閖上食彩館」がオープン、今日では、地元住民のほか市外からも多くの買い物客が訪れ、賑わいを見せている。

現在、「かわまちてらす閖上」は閖上地区の観光交流拠点として、また「フーズガーデン閖上食彩館」は地域の重要なスーパーマーケットとして、いずれも「職住近接」を実現する閖上地区の賑わい創出に欠かせない存在となっている。



令和2年7月にオープンした「フーズガーデン閖上食彩館」（提供：株式会社伊藤チェーン）

5　公共施設等の復旧、再建

震災からの復興に伴い、新たな住宅地や商業地の形成が進むなか、住民の生活に欠かすことができない公共施設についても、続々と復旧工事が進められた。

市の公共施設においては、閖上小学校及び閖上中学校が新たに「閖上小中学校」として平成30年4月に開校したのを皮切りに、閖上保育所及び消防署閖上出張所が平成31年4月に、閖上公民館及び閖上体育館が令和元年5月に、閖上児童センターが令和2年3月に、それぞれ供用の再開を果たした。

また、これらと前後して、地域の安心・安全を確保する駐在所や住民の暮らしを支える郵便局についても復旧工事が進められ、閖上地区では、住民が暮らす1つの「まち」としての機能が整えられていった（一方、かつて閖上にあった銀行や医療施設（診療所）については、いまだ設置されていない状況が続いている（令和7年3月現在））。

閖上駐在所の復旧、再建

震災前、閖上中学校北側の道路向かいにあったかつての閖上駐在所（閖上一丁目）は、津波の直撃を受け全壊し、震災後しばらくの間は受け持ち地区が隣接する下増田駐在所（美田園七丁目）にその機能を移転していたが、復興が進み、閖上地区に人々の生活が戻り始めるなかで、地域に根付いた警察機能の早期回復が求められた。

このようななか、宮城県警察において閖上駐在所の復旧整備が計画され、令和3年7月末に新たな駐在所が完成、同年8月2日に業務が再開された（コロナ禍の中、開所式は9月6日に関係者のみで行われた）。閖上西二丁目の県道沿いに新たに設置された閖上駐在所は木造平屋建てで敷地面積は約100㎡、閖上小中学校や閖上保育所、閖上児童センターの周辺にあって、子どもたちや地域住民に寄り添った活動が行われている。

閖上郵便局の復旧、再建

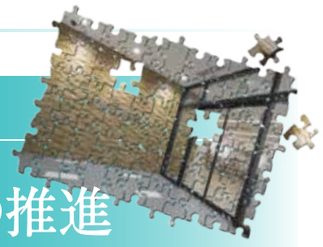
震災前、閖上公民館のほど近くにあったかつての閖上郵便局（閖上字庚申塚）は、地域住民の暮らしを支える身近な公共サービスの拠点として、日常生活に欠かせない重要な役割を果たしていたが、津波の直撃を受け局舎は全壊、震災後しばらくの間は営業を休止せざるを得ない状況となった。

その後、復興が進み、再び地域での生活が営まれるようになるなか、閖上郵便局の再建に向けた計画が並行して進められ、令和2年4月13日、かつての位置から約400m西側の場所において閖上郵便局の営業が再開された。閖上郵便局の再建は、単に施設の復旧にとどまらず、復興を果たした閖上地区の住民の日常を支える拠点として重要な意味を持つものであり、今日も地域に根差した公共サービスの拠点としてその役割を果たしている。



閖上郵便局（復旧後）

［第３節］　魅力ある市街地の形成



3　中心市街地活性化事業の推進

東日本大震災で沿岸部に次ぐ大きな被害を受けたJR名取駅東地区において、市は復興市街地再開発事業を計画し、図書館、増田公民館、生活利便施設、住宅などを集約した再開発複合施設を整備した。また、「名取市中心市街地活性化基本計画」（平成21年7月）や「名取駅東地区にぎわい再生計画」（令和5年3月策定）に基づき、空洞化が進む増田地区の商店街等の活性化を図る施策に取り組んだ。

1　名取駅前復興市街地再開発事業

JR名取駅の東エリアに位置する増田地区は、市役所や公民館、体育館などの公共施設に加え、銀行等の金融機関、商店などが集中する市の中心市街地である。奥州街道の宿場町として発展してきた名取駅前の街区では、老朽家屋が多かったこともあり、地震により多くの家屋が全壊、半壊、一部損壊等の被害を受けた。また、増田地区商店街の102戸中25戸が廃業に追い込まれるなど、中心商店街としての機能も大きく損なわれた。特に食品や日用品を扱う商店の廃業は、地元住民の日常生活に大きな支障をきたす事態となった。市民に親しまれていた図書館や地区コミュニティの拠点であった増田公民館が利用できなくなったことも、地域の活力低下に拍車をかけることとなった。

市は、震災前の平成21年7月に策定した「名取市中心市街地活性化基本計画」の早期実現を図ることで、震災で失われた中心市街地の賑わいを再生すべく、住宅、生活利便施設、図書館、公民館の機能を備えた新たな複合施設を整備する市街地再開発事業に取り組んだ。

■事業経過

再開発事業の施行予定地は、名取駅東口駅前広場に隣接し、震災以前から事業用地として3,045㎡の市有地が確保されていた約１haの街区とした。市は事業の核となる再開発協議会設立を目指し、平成23年8月から地元の地権者等に対する勉強会や懇談会を精力的に重ねて合意形成を図っていった。その結果、平成25年3月に再開発協議会が設立され、事業が本格的に動き出した。事業の推進を決定付けたのは、国からの財源確保であった。平成24年3月の第１回復興交付金で調査設計費が認められ、続く平成26年10月の準備組合設立に伴い、土地整備費と補償費も復興交付金の対象となった。再開発事業が復興交付金事業として国の認定を受けたことが事業推進の大きな原動力となり、地元地権者の合意形成を強力に後押しすることとなった。平成27年3月には「名取駅前地区第一種市街地再開発事業」が都市計画決定、平成28年4月に名取駅前地区市街地再開発組合の設立が認可され、同年11月に工事着手となった。

■事業概要

再開発事業の施行区域面積は最終的に7,049㎡とし、再開発複合施設は南棟（地上11階建て）、北棟（地上５階建て）、駐車場棟（２層３段自走式）の３棟配置とした。南棟の１・２階はミニスーパーや医療機関などの生活利便施設、３～11階を54戸の集合分譲住宅とした。一方、北棟は１階に保育施設と学習塾、２・３階に図書館、４階に増田公民館を整備。図書館内にはカフェも併設した。また、再開発事業と併せ、駅を基点とした東西交流の促進、再開発複合施設利用者の利便性の向上、歩行者の安全確保などを目的に、名取駅舎と直結するペデストリアンデッキ（名取駅前東口歩道橋）を整備。駅前東口歩道橋は、震災直後に名取駅周辺で多くの帰宅困難者が発生したことを踏まえ、災害発生時におけるJR名取駅利用の帰宅困難者を一時的に受け入れる公民館への連絡ルートとしての役割を担っている。

また、緊急車両の通行や歩行者の安全を確保するための関連工事として、再開発複合施設に隣接する市道原停車場線や市道町西線などの拡幅や右折レーンの設置などにも取り組んだ。名取駅前復興市街地再開発事業及び名取駅前東口歩道橋整備事業の概要は次のとおりである。

名取駅前復興市街地再開発事業
（名取駅前地区第一種市街地再開発事業）
施行地区面積　7,049㎡
施設建築物概要
南棟　主要用途　生活利便施設、住戸（54戸）
　　構造　RC造、一部S造（地上11階建て）
　　延床面積　6,180.21㎡
北棟　主要用途　生活利便施設、図書館、公民館
　　構造　S造（地上５階建て）
　　延床面積　8,449.02㎡
駐車場棟　２層３段自走式（103台）
着工・完成　平成28年11月～平成30年10月
施設使用開始　平成30年12月

名取駅前東口歩道橋整備事業
整備概要　L=68.0m、W=4.0m
着工・完成　平成30年1月～11月
供用開始　平成30年12月

再開発複合施設は、平成30年10月に工事が完了。同年12月19日、図書館、増田公民館、生活利便施設、住戸などを集約・再建した市街地再開発事業がグランドオープンを迎えた。同日のオープニングセレモニーでは、地元保育所の子どもたちとともに関係者によるテープカット・くす玉開披が行われたほか、閖上太鼓や89ERSチアーズによるパフォーマンスも披露され、オープンを待ち望んだ多くの市民で賑わった。完成した再開発複合施設は市の復興を象徴する重要な拠点の1つとして、市の中心市街地の活力を高める中核機能の役割を担っている。



名取駅前復興市街地再開発事業オープニングセレモニー（平成30年12月19日）

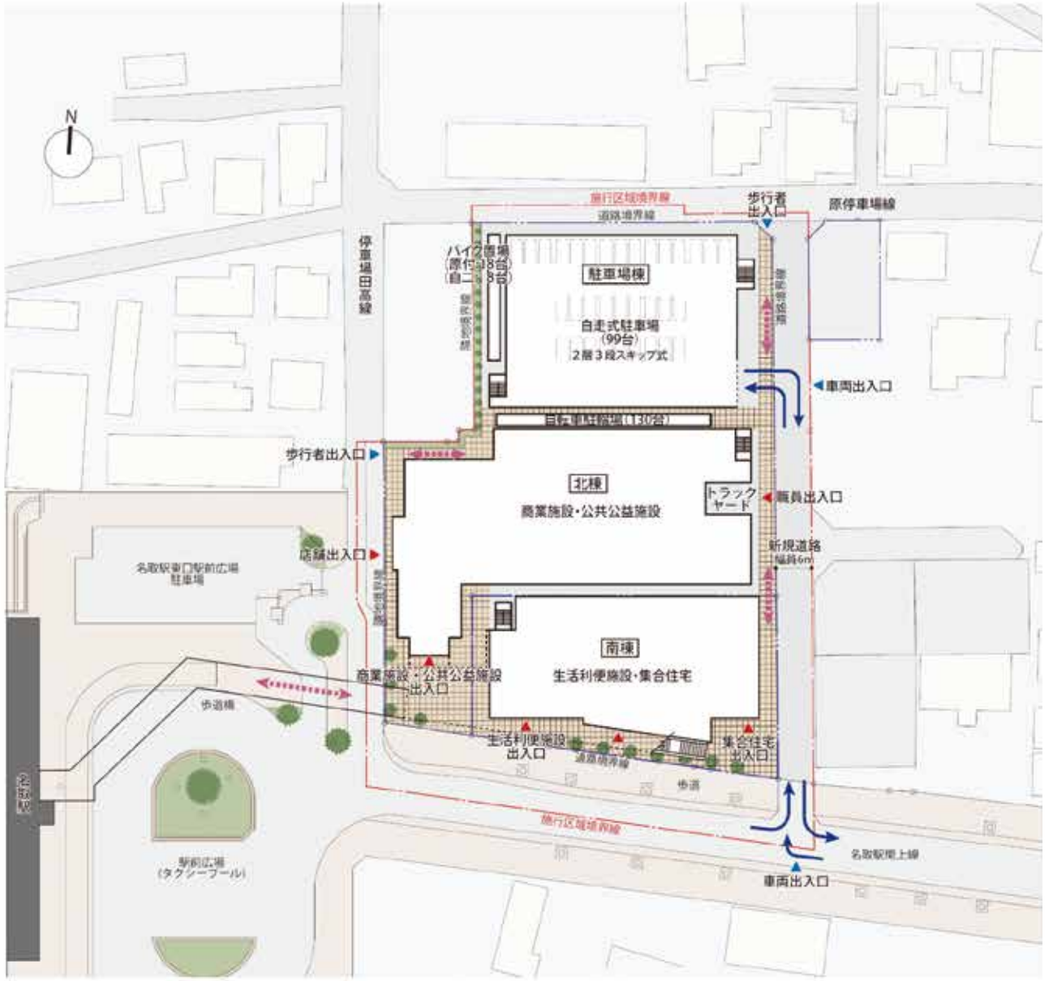


名取駅前復興市街地再開発事業

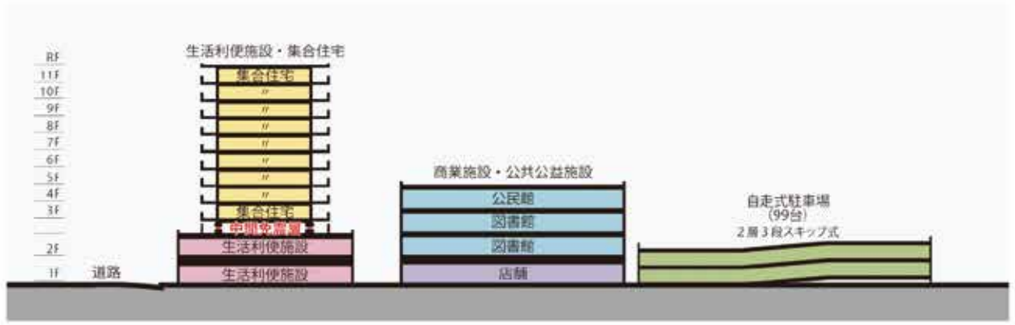


名取駅前東口歩道橋整備事業

■名取駅前復興市街地再開発事業配置図・断面構成図



配置図



断面構成図

2　図書館の復旧（被災から仮設図書館の整備まで）

名取市の図書館は、昭和50年10月に現行の市庁舎が完成したことに伴い、用途を廃止した増田一丁目の旧庁舎（昭和33年建築）を転用する形で昭和51年4月に設置され、以降30年以上にわたり市民に親しまれてきたが、震災で大きな被害を受け、使用不能となった。平成23年4月、北海道石狩市民図書館や北広島市図書館の職員、また名取市災害ボランティアセンターから派遣された多くのボランティアの協力を得ながら、約3週間かけて落下した図書の片付け等を行い、5月10日に屋外での図書の貸し出しを再開した。その後、本館復旧の見通しが立たないなか、平成23年10月に財団法人（現公益財団法人）図書館振興財団から20坪のプレハブ施設が寄贈され、ようやく屋内に受付カウンターを設置、新聞の閲覧も可能になった。その間、北海道岩見沢市からも廃車した移動図書館車「あおぞら号」の寄贈を受け、書庫として活用していたが不安定な運営は続いた。

そのようななか、「東海大学チャレンジセンター3.11復興支援プロジェクト」「かながわ東日本大震災ボランティアステーション」による企画・構想と「日本ユニセフ協会」からの資金援助により、仮設の子ども向け図書館「どんぐり子ども図書室」が平成24年1月にオープン。これは、被災地域における博物館や図書館等の情報収集、情報発信を手掛ける「saveMLAK（セーブ・ムラック）」や宮城県図書館の働きかけにより実現したもので、木造平屋建て（149.06㎡）の「どんぐり子ども図書室」では、ふんだんに使用された木材の温かみのある柔らかな雰囲気のもと、子どもの本を中心に約3万冊の図書を配架、それまで屋外で開催していた「おはなし会」も温かな図書室内で開催することができるようになった。

平成25年1月には、「東海大学チャレンジセンター3.11復興支援プロジェクト」の企画・構想により、カナダ連邦政府、ブリティッシュ・コロンビア州政府、アルバータ州政府、カナダ林産業界が新たに立ち上げた「カナダ-東北復興プロジェクト」の資金援助、さらにはカナダ産木材を取り扱う「カナダウッドグループ」の協力により、仮設の図書館「どんぐり・アンみんなの図書室」が敷地内にオープン。これは、火事などで森林が喪失しても、再び芽を出し森林を再生する強い力を持つ「どんぐり」と、カナダの有名な小説『赤毛のアン』にちなんで名付けられたものであった。カナダ産の木材が使用された木造平屋（238.48㎡）の「どんぐり・アンみんなの図書室」は、地域住民や子どもたちが集まり、図書館を通じて復興に向けた希望とコミュニティの再生を実感できる場所として活用された。図書室は単なる読書スペースにとどまらず、復興支援を目的としたイベントなどが開催され、参加者同士が交流を深め、地域の絆を強める場としての役割も果たした。


移動図書館車「あおぞら号」


どんぐり子ども図書室



どんぐり・アンみんなの図書室

「どんぐり子ども図書室」及び「どんぐり・アンみんなの図書室」の完成を受けて、震災で使用できなくなった旧図書館（本館）は、平成25年2月に公費解体された。

その後、名取駅前復興市街地再開発事業に伴い整備された新図書館の開館に先立ち「どんぐり子ども図書室」及び「どんぐり・アンみんなの図書室」は平成30年8月に閉館、令和2年5月に名取市歴史民俗資料館に転用された。

3　図書館の復旧（新図書館の整備）

図書館が仮設図書館での事業を継続するなか、市は、復興交付金を活用した名取駅前復興市街地再開発事業の実施に向けた検討・調整を進めてきた。計画では、市が保有する権利床に加え、市街地再開発事業で生み出された保留床を市が取得し、被災した図書館と増田公民館を再開発複合施設に移転することを目指したものであるが、「老朽化した図書館や増田公民館を駅前の複合型拠点施設に」という考えは、平成21年7月に市が策定した「名取市中心市街地活性化基本計画」に位置付けていた既定の方針であり、震災で大きな被害を受けた駅前市街地の復興に向け、改めて復興交付金事業計画の基幹事業に位置付けることで事業の推進を図ろうとしたものであった。

市街地再開発事業の実施に向けた関係者の合意形成が進む中、市は、平成26年11月に学識経験者や関係団体の関係者等からなる「新名取市図書館施設整備検討委員会」（委員長：早川光彦富士大学教授）を発足、同年12月に「新名取市図書館整備基本計画」の改訂版を策定した。当該基本計画の改定版は、震災前の平成21年9月に策定していた従前の基本計画について、震災後の事情の変化等を踏まえて改定したものであるが、新たな基本計画では「やすらぎ」「つどい」「ひろがる」の3つのキーワードを新図書館のテーマに据え、変化の激しい社会に対応し、新たな名取市の文化を創る情報拠点として、文化創造を下支えすることを目指した。

新図書館は、平成29年8月に名取駅前地区市街地再開発組合から保留床を取得した後、同年9月に内装工事に着手、平成30年10月に施設の引き渡しを受け、同年12月に供用を開始した。

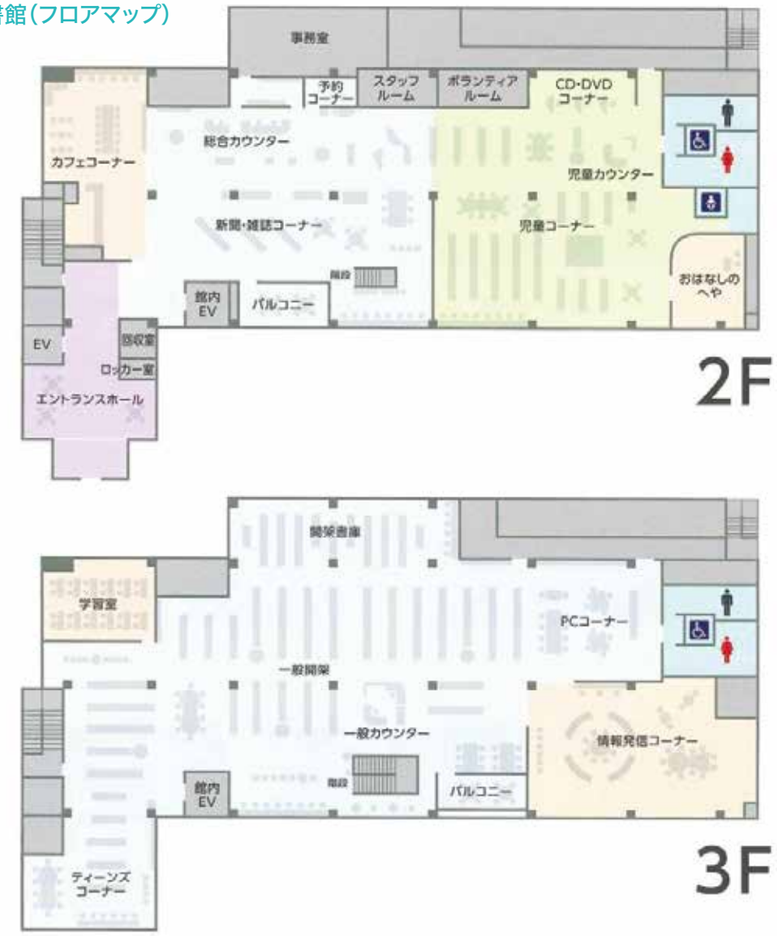
市街地再開発事業による複合施設内（2階及び3階部分）で新たに整備された新図書館の概要は次のとおり。名取駅から徒歩1分の好立地にあって、多くの市民に利用されている。

延床面積　2,994.59㎡
2階　1,320.94㎡／エントランスホール、総合カウンター、新聞・雑誌コーナー、カフェコーナー、児童コーナー、CD・DVDコーナー、おはなしのへや、事務室等
3階　1,421.52㎡／一般開架、ティーンズコーナー、PCコーナー、情報発信コーナー、学習室、開架書庫等
その他　252.13㎡
収蔵能力　30万冊（開架18万冊、閉架12万冊）
座席数　約250席（当初）
供用開始　平成30年12月19日


名取市図書館3階フロア


名取市図書館おはなしのへや

■名取市図書館（フロアマップ）



4　増田公民館の復旧（代替施設の確保）

増田公民館（昭和28年設置）は、昭和43年7月に旧奥州街道沿いで開館した旧市民会館に併設される形で増田二丁目に整備されて以降（市民会館は平成9年10月に現在の文化会館に機能移転）、40年以上にわたり増田地区の社会教育の拠点として活用されてきたが、震災で大きな被害を受け、使用不能となった。その後、市役所6階の教育委員会内に公民館の事務所機能を移転する形で体制を維持してきたが、その間、これまで増田公民館を活動の場としていた社会教育活動は大きく制限されることとなった。

市では、図書館と同様、増田公民館についても市街地再開発事業で新たに整備する複合施設に移転する計画としていたが、新施設が完成するまでの間、増田公民館の代替施設を地区内に確保することで、活動の維持につなげることを目指した。代替施設は、増田公民館から30mほど北側に位置する空き店舗の借り上げにより事務所分として118㎡、倉庫分として67㎡を確保、平成24年10月に供用を開始した。また、平成25年6月には集会スペース分として86㎡を追加で確保、これら代替施設の活用は、駅前の複合施設で新たな増田公民館が開館した平成30年12月の翌月まで継続した。

震災で使用できなくなった旧増田公民館は、平成24年度に公費解体され、跡地は、防災倉庫や防災パーゴラ、貯水槽、かまどベンチ等を備え、地域の一時避難場所としても活用可能な防災広場として整備された。現在は、地域イベントの会場としても広く活用され、地域の賑わい創出やコミュニティの醸成に貢献している。

5　増田公民館の復旧（新公民館の整備）

増田公民館が借り上げによる代替施設での事業を継続するなか、市は、復興交付金を活用した名取駅前復興市街地再開発事業の実施に向けた検討・調整にあたった。

新増田公民館は、図書館と同様、平成29年9月に名取駅前地区市街地再開発組合から保留床を取得した後、同年9月に内装工事に着手、平成30年10月に施設の引き渡しを受け、同年12月に供用を開始した。

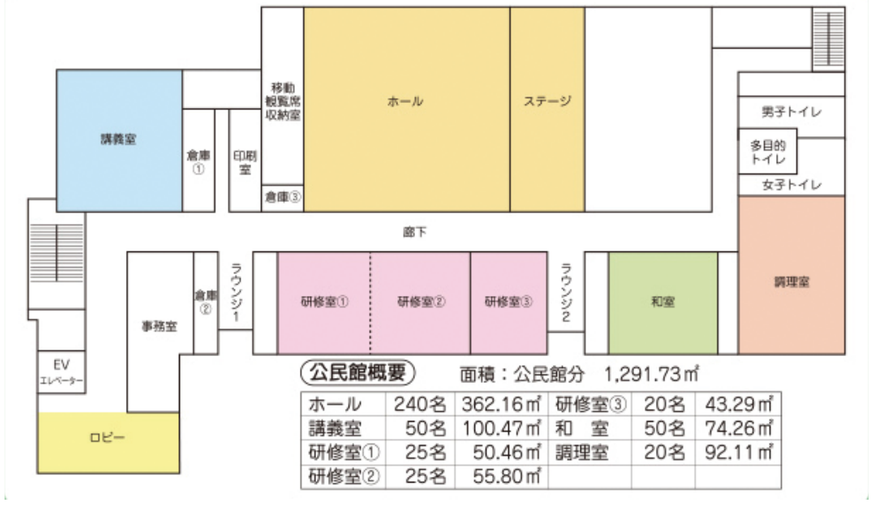
市街地再開発事業による複合施設内（4階部分）で新たに整備された新増田公民館の概要は次のとおりである。

延床面積　1,291.73㎡
　ホール、講義室、研修室①②③、和室、調理室、事務室 等
想定定員
　ホール240名、講義室50名、研修室①25名、研修室②25名、研修室③20名、和室50名、調理室20名
供用開始　平成30年12月19日


増田公民館ホール


増田公民館講義室

■増田公民館（フロアマップ）



6　中心市街地での商店街等の活性化

市は、震災復興計画に「中心市街地活性化事業の推進」を掲げ、東日本大震災の地震により大きな被害を受けた増田地区の中心市街地において、商店街等の活性化を図ることを目指した。

市は、震災前の平成21年7月に「名取市中心市街地活性化基本計画」を策定し、複合型拠点施設の整備や空き店舗有効活用支援などに取り組むことで、空洞化が進む増田地区の商店街等の活性化を図ることを目指していたが、当事者との調整や財源確保等の課題から、具体的な事業の見通しが立たず、計画は足踏み状態であった。

そのようななか、平成23年3月11日に東日本大震災が発生、増田地区の中心市街地でも増田公民館や図書館、昭和40年建設の旧太陽デパートなど、地区を代表する大型施設が地震により全壊となるなど大きな被害を受けたことから、市では、これら被害の復旧・復興に併せ、中心市街地の活性化に寄与するような施策に取り組もうとした。

市では、復興事業により増田公民館や図書館、旧太陽デパートなどの公費解体を実施。その後、名取駅前の市街地再開発事業に併せ、新たな図書館や増田公民館の整備を行ったほか、増田公民館の跡地を活用し、増田地区防災広場の整備等に取り組んだが、市街地再開発事業を行った名取駅東口から200m以上離れた場所に位置する旧来の商店街においては目に見える成果にはつながらず、店舗の廃業に伴う空き地や空き店舗の増加に歯止めをかけることはできなかった。

市は、令和5年3月に「名取駅東地区にぎわい再生計画」を策定、増田地区防災広場と隣接する旧視聴覚センター跡地を活用した賑わい再生施設の整備など、新たな展開を目指し、名取まちづくり株式会社と共に検討を続けている。



名取駅東地区にぎわい再生計画

名取市職員が語る復興の歩み㉛

積極的に手を挙げることが国や県の手厚い支援につながる

増田復興再開発推進室長（当時）　**車塚 仁悦**

以前より名取駅前に図書館を核とした複合施設建設の計画が進められていましたが、具体的に事業が始まる前に東日本大震災が発生。私は、新たに立ち上がった増田復興再開発推進室に配属となり、被災し機能不全となった増田公民館や図書館の再建を含む再開発事業と増田地区都市防災総合推進事業を並行して担当しました。

名取駅周辺は、地震の被害があったものの津波浸水被害はなかったこともあり、当初は復興交付金事業として計画策定・設計費は認められていたものの補償費や工事費は認められていませんでした。業務代行となる事業協力者が決定し、再開発組合の前身となる再開発協議会が発足するなど事業が前進していくなかで、復興庁や国土交通省の担当者から再開発事業の整備計画に関する意味付けについて的確なアドバイスをいただき、公民館跡地を有効活用した増田防災広場の整備や、名取市役所までの緊急輸送道路である県道名取停車場線が有事の際に通行を妨げられないよう歩車分離するためのペデストリアンデッキの整備など、交付金事業として幅広く認めてもらうことができました。おそらく通常の再開発事業ではここまでの整備は不可能だったと思います。親身になって相談に乗ってもらいさまざまな視点からアドバイスをいただいた国や県の担当者にはとても感謝しています。

駅前地区の整備は、地権者交渉をはじめ困難なことばかりでしたが、名取市の再開発事業は、全国で2番目の早さで完成することができました。増田復興再開発推進室は八潮市からの応援職員の方を含め4人体制でしたが、皆さんが駅前再開発ビル建設に誇りを持ち集中して事業に取り組んだこと、何より再開発組合や地域住民の皆さんの多大なご協力があったからです。こういった大規模事業には市民の力が不可欠であり、連携して進めることが重要だと思います。

実は、本件に関しては、再開発事業ということで各施設の災害復旧費の申請をしませんでした。もし災害査定を受け復旧費を確保していればビル床の取得金などに活用でき、もっと市の負担を抑えられたのではと思います。採択の可能性が低くても、諦めずに積極的に手を挙げて、予算獲得に向けて動くことが大事だと思いました。

名取市職員が語る復興の歩み㉜

きっかけはボランティアの存在「市民とともに歩む図書館」づくり

図書館長（当時）　**柴崎 悦子**

震災当日は、名取市図書館は蔵書点検のため臨時休館中で利用者はなく、職員数名がいるだけでした。図書館内は大きな揺れで棚が倒れ蔵書も散乱するひどい状況でした。図書館のことも気がかりでしたが、私には司書という職務に加え市の職員としての職責もあるため、発災直後から避難所対応に当たりました。図書館は建物が古かったこともあり、被災建築物応急危険度判定の結果、倒壊や落下のリスクのある「危険」判定となり、そのまま休館となりました。

初期の混乱が収束した頃、避難所の子どもたちから「本を読みたい」という声が聞かれるようになり、避難所となっていた学校の校庭に移動図書館車を持っていきました。また、知人や親戚に連絡を取りたいから電話番号を調べたいという声に応えて東北エリアの電話帳を図書館から持ち出して避難所に設置しました。避難所対応や被災者支援に追われる多忙な状況下でしたが、館長をはじめ職員みんなで「いま図書館としてできることは何か」を考え、少しずつ活動を開始しました。

震災から約2週間経過した頃、石狩市民図書館から図書館を臨時開館してみてはと支援の申し出がありました。正直に言って当時の私たちには臨時開館など到底考えられない状況でした。また、津波で全てを失った被災者がいるなかで図書館を再開させていいのか非常に悩みました。しかし、各方面からの支援の声に背中を押され、図書館の再開に踏み切ることになりました。まずは5月の連休明けから、図書館敷地内にあった書庫や駐車場スペースを使い開館日時を限定した臨時図書館がスタートしました。その後、教育文化施設の支援プロジェクト「save MLAK」や宮城県図書館のサポートにより日本ユニセフ協会から「どんぐり子ども図書館」、カナダ－東北復興プロジェクトから「どんぐり・アンみんなの図書室」の寄贈を受け、仮設図書館としての運用が始まりました。

当時を振り返ってみて思うことは「受援力」を持つことの大切さです。東日本大震災の頃はまだ被災現場には支援を受け入れる態勢やノウハウがありませんでした。本来はありがたいはずの善意の支援も受け入れることにとても力を要し、市全体が非常に苦労していたことを覚えています。

そのようななかで、図書館再開の大きな力となったのが市民の存在です。震災直後は図書館の職員数が減ったうえ、避難所対応などと並行しながら臨時図書館を運用していたのですが、私たち職員の負担を減らそうと市民ボランティアが手伝ってくれるようになりました。ボランティアの数は日を追うごとに増えていき、半年後には30人から40人になりました。図書館の苦境を救った市民ボランティアの献身こそが、後の名取市図書館再建の重要な原動力になったのではと感じています。

その後、名取駅前再開発事業の1つとして図書館の整備計画が進められました。設計にできる限り市民の声を反映させたいとの思いから、施設設備検討委員会やライブラリーミーティングなど市民の意見を幅広く聴く機会が設けられました。そして「名取市図書館友の会」を立ち上げ、市民協働型の新しい図書館が生まれました。名取駅直結で利便性も向上し、以前に比べて学生の利用も増加しました。定期的に市内の高校生とコラボレーションして企画展示なども行っています。これからも「市民とともに歩む図書館」であり続けてほしいと思っています。

［第３節］　魅力ある市街地の形成



4 定住促進による まちの賑わいづくり

市は現地再建を進める閖上地区の人口を増加させ、定住の促進と地域の活性化を図ることを目指し、住宅取得補助金を創設するとともに、閖上地区の魅力や定住に関する情報を効果的に発信することを目的としたパンフレットやプロモーション動画の制作を行うなど、多角的な視点から定住促進策に取り組んだ。

1　閖上地区定住促進事業住宅取得補助金

被災市街地復興土地区画整理事業により原位地再建による新たなまちづくりを進めた閖上地区は、平成29年の夏頃から、造成工事を終えた土地の引き渡しを受け、住宅を再建し、新生活をスタートする住民の姿が徐々に見られるようになってきた。しかし、震災前には5,600人以上を数えた閖上の人口は大幅に減少した。市は、最大でT.P.+5.0mまでの嵩上げを行った閖上地区の宅地について、十分な地盤強度を有する安全な土地であることを示すため、試験的な地耐力調査などの対応を行っていた。しかし、復興した閖上地区を次世代につなぐためには、区域内の人口を増加させ、定住の促進及び地域の活性化を図るためのさらなる取り組みを進めることが喫緊の課題となった。

市は、閖上地区の土地区画整理事業区域内（以下、「区域内」）の人口を増加させ、定住の促進と地域の活性化を図るため「名取市閖上地区定住促進事業住宅取得補助金」を平成29年10月に創設した。補助対象者は、区域内に新たに住宅の取得を行う転入世帯及び転居世帯（被災者生活再建支援金の支給対象者を除く）で、基本補助金として50万円、新婚世帯や子育て世帯には基本補助金に50万円を加算した。補助金の申請受付は市が「名取市復興達成宣言」を行った令和2年3月末で終了したが、この制度は、特に若い世代や子育て世代の移住・定住を強力に後押しした。平成29年度から令和3年度にかけて、合計81世帯がこの制度を利用し、閖上の地で新たな生活をスタートさせた。



新たな閖上地区の街並み

【補助金交付実績】

平成29年度	9件	850万円
平成30年度	10件	950万円
令和元年度	32件	2,950万円
令和2年度	29件	2,750万円
令和3年度	1件	100万円
合計	81件	7,600万円

2　移住・定住に向けた戦略的なプロモーション

閖上地区の定住人口や交流人口のさらなる拡大につなげるため、恵まれた自然環境や豊富な地域資源など、閖上地区の魅力をPRするプロモーション映像やパンフレットの制作、専用サイトの開設など戦略的なプロモーションを展開した。

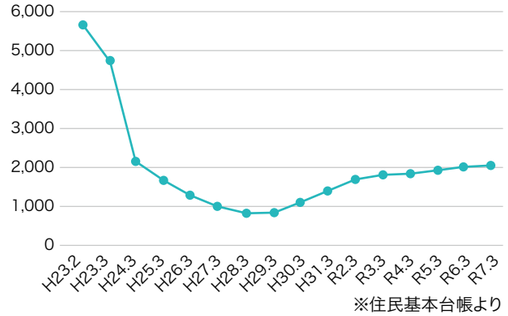
プロモーション映像は、YouTubeチャンネル「名取市復興調整課閖上ちゃんねる」（https://www.youtube.com/@名取市復興調整課閖上）やFacebookで公開した。プロモーション映像の第1弾となる「閖上物語」は、かつて人気を博したテレビドラマ「探偵物語」のパロディ仕立てで閖上の復興の歩みに焦点を当てた。第2弾の「移住！定住！ユリアゲッツ」は、宮城県出身の声優である山寺宏一氏やお笑い芸人のダンディ坂野氏を起用し、軽快な音楽に乗せ、新しいまちで生き生きと暮らす人々の姿を映し出し、親しみやすい閖上地区の姿を紹介した。

パンフレットや専用サイトは、オフラインとオンラインの強みを組み合わせ、さまざまな年代の方々に情報を届けることを目的に、複数のツールを用いてプロモーションを展開した。平成30年2月に特設ウェブサイト「潮風最前線の街♪名取市閖上で暮らそう！」を開設し、復興が進む閖上地区の魅力や、閖上地区で暮らす家族の声、分譲情報、補助金の詳細などを移住希望者に届けた。ウェブサイトへの誘導ツールとして、専用サイトと同タイトルの宮城県名取市閖上地区定住促進ガイドであるパンフレットも併せて発行し、市内公共施設のほか、東京都のみやぎ移住サポートセンター（千代田区有楽町）や市内民間企業など、多くの窓口で配布を行った。

このような戦略的なプロモーションは、閖上を“震災からの復興”という過去の文脈から、“住む人々が生き生きと暮らすまち”という新しいイメージへ転換させ、閖上地区への定住促進に大きな役割を果たした。

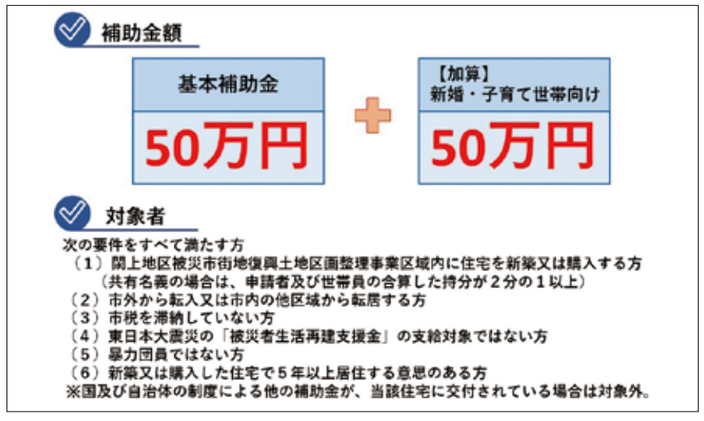
復興達成宣言を行った令和2（2020）年3月末時点の閖上地区の人口は1,654人（小塚原、牛野、大曲、高柳地区を含めた閖上小中学校区全体では2,933人）、その5年後となる令和7（2025）年3月末時点の閖上地区の人口は2,000人（閖上小中学校区全体では3,173人）となっている。

■閖上地区 人口の推移（人）
（小塚原、牛野、大曲、高柳地区を除く）



※住民基本台帳より

■閖上地区定住促進事業 住宅取得補助金





パンフレット「潮風最前線の街♪名取市閖上で暮らそう！」

名取市 職員が語る復興の歩み㉝

復旧・復興に大切なのは迅速さと財源の確保

政策企画課 課長補佐（当時） 小畑 和弥

平成23年３月11日は、名取市第五次長期総合計画の冊子が委託先から納品される日でした。このタイミングで東日本大震災が発生したため、計画策定のノウハウ、主要施策の絞り込みなど、これまでの経験を震災復興計画策定に生かすことができました。被災者の生活再建や被災地域の復興を考えるうえで、市のビジョンを早急に示すべきとの上司の指示のもと、学識経験者や関係団体の代表の方々のご協力をいただきながら同年10月に名取市復興計画を策定することができました。策定過程において、市民の方々から多くのご意見をいただき、計画への賛否も分かれましたが、いち早く市の方向性を示せたことは結果として復興の足がかりになったと考えています。

復興事業の実施には、実施財源の確保が重要です。東日本大震災を契機に、復興交付金、復興特区などさまざまな制度が創設されました。本市ではその年の12月に行われた国の第1回復興交付金策定支援に186事業を申請しました。走りながらの制度運用ということもあり、次に事業申請の機会があるのかどうかわからなかったため、徹夜で書類を取りまとめたことを記憶しています。時間がないなかで186事業分の書類を整備するのは大変でしたが、早く申請したことが功を奏したのではないかと思えることもあります。その1つが、名取駅前地区第一種市街地再開発事業です。津波浸水被害がない区域での再開発事業が復興交付金事業として採択された例は珍しく、複合施設や周辺道路の拡幅、ペデストリアンデッキの整備と幅広く交付金を活用できました。財源が確保できれば、ある程度の事業の実施が可能になります。常にアンテナを張って情報を収集し、機会を逃さず積極的に手を挙げていくことが、財源確保の可能性を広げることにつながったと感じています。

しかし、財源は確保できたものの、地域住民のコンセンサスが取れていないことを理由に閖上地区のまちづくりに関する予算が一時的に執行保留になり、事業の進捗に遅れが生じたこともありました。市民に寄り添うことを大事にしなければならない一方で、市全体の計画を推し進めなければならず非常に悩みましたが、住民に示したとおりのまちづくりを実現していかなければならないと思いを強くしたところです。

震災発災時、私は政策企画課にいましたが、未曾有の大災害を前にり災証明証書の発行をどの部署で担うのか押し付け合いが始まり、気がつけばり災証明の一次調査隊の総括を行うことになっていました。可能な限り被災者に寄り添い、公平かつスピーディに証明書が発行できるよう市独自の運用基準、関係機関との連携による調査体制の構築など努力したと自負しています。

今回の経験で感じたことは、有事の際はとにかく手続き等を迅速かつ柔軟な判断で行うことの重要性であり、なおかつ、迷った場合は、常識で判断すべきということです。特に、迅速さは、り災証明書の発行に限らず、復興計画の立案、交付金事業の申請、日々の業務と全てに共通して求められます。

また、緊急の場合は、自ら判断し自らの責任で柔軟に物事にあたっていくという姿勢が大切であり、その判断基準は被災者の立場に立つということを忘れなければ誤ることはないと実感しています。



ゆりあげ移住・定住促進チーム（震災復興部 復興調整課 職員（当時））



震災前の日和山

1　行財政運営

1　人材の確保

かつて経験したことがない未曽有の大災害により、市は、発災直後から深刻な人手不足に見舞われた。対応すべき業務は瞬く間に広範囲でかつ膨大な量となり、市職員だけで対応することは到底不可能な状態となった。職員の中には、家族を亡くした者、家が流された者も多くいたが、それらの職員も次々と発生する新たな課題への対応に忙殺され、昼夜を問わず、業務に従事し続けた。1か月以上庁舎で寝泊まりした職員も多く、平成23年3月末で定年退職を予定していた職員中、11人の職員も、市の要請により定年を平成23年6月末まで延長し、災害対応に当たった。

市では、発災直後の15時30分過ぎには県などを通じて緊急消防援助隊や自衛隊への派遣要請を行ったほか、全国知事会や政令指定都市の長あてに人的支援を要請した。その他、自発的に応援に駆け付けた各地の市町村職員による支援も受け、市は、膨大な業務へ対応するための体制を徐々に整えていった。

市町村のほか、都道府県や国の機関からも駆け付けた各分野の応援職員は、発災直後の人命救助に始まり、避難所運営、支援物資の管理、義援金・弔慰金・生活再建支援金の支給事務、応急仮設住宅の整備や入居支援、被災者の心身のケアやコミュニティ再生に向けた支援など、さまざまな業務に従事した。応急仮設住宅が完成し、6月に避難所を閉鎖した後も、震災復興計画の策定や防災集団移転促進事業等による新たなまちづくり、農業や水産業の復興による生業の再生など、これらの応援職員による支援は続いた。

市は、令和2年3月30日に「復興達成宣言」を行ったが、震災から10年近くの歳月をかけ、名取市が東日本大震災からの復旧・復興を遂げることができたのは、発災直後から支援に携わった応援職員一人ひとりの尽力によるものであった。全国各地からの応援職員は緊急消防援助隊などを含め延べ1万7,500名の規模に及び、また、いわゆる「自治法派遣」により派遣された職員数は、対口支援先である兵庫県、石川県、広島県を中心に、北は北海道、南は長崎県までおよそ450名に上った。

(1)「自治法派遣」の活用

自治法派遣とは、地方自治法第252条の17の規定に基づき、地方公共団体間で職員の派遣を行う制度であり、派遣された職員は、派遣元、派遣先双方の職員としての身分を有することになる。市では、震災からの復旧・復興に向け、自治法派遣制度を最大限に活用し、全国各地から多くの派遣職員の受け入れを行った。

自治法派遣により市が初めて受け入れを行ったのは、石川県金沢市の職員(2名)であった、当該職員は平成23年5月付けで名取市長の辞令を受け、教育部庶務課と建設部下水道課に配属、被災した下水道管路や教育施設の復旧に向けた災害査定設計書の作成等の業務に従事した。以降、平成23年5月から令和7年3月までに市が自治法派遣を受けた職員は資料のとおり。平成7年の阪神・淡路大震災や平成19年の能登半島地震でそれぞれ甚大な被害を受けた兵庫県神戸市や石川県金沢市をはじめ、全国の都道府県や市町村から合計で延べ286名の派遣を受けた(任期付職員を含まず)。派遣職員の人件費の多くは、借上げ住宅の家賃等を含め、震災復興特別交付税の交付対象とされたこともあり、名取市が負担した(一部、派遣元の市町村等が震災復興特別交付税の交付を受け、負担するケースもあった)。

また、都道府県や市町村によっては、それぞれの地元で任期付職員を採用し、自治法派遣により名取市に派遣するケースもあった。特に宮城県では多くの任期付職員を採用し、名取市が派遣を受けた任期付職員は、平成23年度から令和4年度の合計で延べ164名に上った。

■派遣職員受入れ実績(任期付職員を除く)

平成23年度

派遣元	人数	配属先等
石川県金沢市	6	教育部庶務課(3)、建設部下水道課(3)
兵庫県神戸市	1	震災復興部復興まちづくり課(1)
石川県	3	建設部土木課(2)、建設部下水道課(1)

平成24年度

派遣元	人数	配属先等
北海道石狩市	7	総務部税務課(1)、生活経済部クリーン対策課(6)
北海道帯広市	2	総務部税務課(2)
埼玉県越谷市	1	震災復興部復興まちづくり課(1)
千葉県茂原市	1	総務部税務課(1)
東京都豊島区	5	建設部都市計画課(4)、震災復興部生活再建支援課(1)
石川県金沢市	5	建設部下水道課(3)、教育部庶務課(2)
石川県中能登町	6	総務部税務課(6)
石川県白山市	3	建設部下水道課(2)、震災復興部生活再建支援課(1)
石川県かほく市	2	総務部税務課(1)、建設部下水道課(1)
石川県羽咋市	3	総務部税務課(2)、生活経済部農林水産課(1)
石川県小松市	1	建設部下水道課(1)
富山県砺波市	3	生活経済部農林水産課(3)
兵庫県神戸市	2	震災復興部復興まちづくり課(2)
兵庫県伊丹市	1	建設部土木課(1)
広島県三原市	2	震災復興部復興まちづくり課(2)
高知県宿毛市	1	震災復興部生活再建支援課(1)
石川県	7	建設部土木課(3)、建設部下水道課(3)、震災復興部復興まちづくり課(1)
宮城県	1	震災復興部復興まちづくり課(1)

平成25年度

派遣元	人数	配属先等
北海道石狩市	2	総務部税務課(1)、震災復興部生活再建支援課(1)
北海道帯広市	1	震災復興部復興まちづくり課(1)
北海道苫小牧市	4	建設部下水道課(2)、水道事業所(2)
青森県青森市	1	震災復興部復興まちづくり課(1)
茨城県常陸大宮市	1	総務部税務課(1)
埼玉県越谷市	1	震災復興部復興まちづくり課(1)
東京都豊島区	2	建設部都市計画課(1)、震災復興部生活再建支援課(1)
石川県金沢市	5	建設部下水道課(3)、教育部庶務課(2)
石川県中能登町	2	建設部土木課(2)
石川県白山市	1	総務部税務課(1)
石川県かほく市	1	建設部土木課(1)

石川県羽咋市	1	建設部土木課(1)
石川県加賀市	1	建設部下水道課(1)
石川県野々市市	1	建設部下水道課(1)
石川県能美市	1	建設部下水道課(1)
大阪府高槻市	1	震災復興部生活再建支援課(1)
兵庫県神戸市	2	震災復興部復興まちづくり課(2)
兵庫県伊丹市	1	建設部土木課(1)
兵庫県高砂市	1	教育部文化振興課(1)
広島県三原市	2	震災復興部復興まちづくり課(2)
石川県	4	建設部土木課(1)、建設部下水道課(2)、震災復興部生活再建支援課(1)
宮城県	2	震災復興部復興まちづくり課(1)、教育部生涯学習課(1)

平成26年度

派遣元	人 数	配属先等
北海道石狩市	1	総務部税務課(1)
北海道帯広市	1	震災復興部復興まちづくり課(1)
青森県青森市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
茨城県常陸大宮市	1	総務部税務課(1)
埼玉県越谷市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
東京都豊島区	2	建設部都市計画課(1)、震災復興部生活再建支援課(1)
石川県金沢市	4	建設部下水道課(2)、教育部庶務課(2)
石川県中能登町	2	建設部土木課(2)
石川県内灘町	1	建設部下水道課(1)
石川県珠洲市	1	建設部下水道課(1)
石川県津幡町	1	建設部下水道課(1)
京都府京都市	1	教育部文化・スポーツ課(1)
大阪府高槻市	1	震災復興部生活再建支援課(1)
兵庫県神戸市	3	震災復興部復興区画整理課(2)、震災復興部生活再建支援課(1)
兵庫県伊丹市	1	建設部土木課(1)
広島県三原市	2	震災復興部復興区画整理課(1)、震災復興部復興まちづくり課(1)
広島県広島市	2	建設部土木課(2)
石川県	3	建設部土木課(1)、建設部下水道課(1)、震災復興部生活再建支援課(1)
ＵＲ都市機構	1	震災復興部(1)
宮城県	2	震災復興部復興まちづくり課(1)、教育部生涯学習課(1)
復興庁	1	震災復興部復興まちづくり課(1)

※URと復興庁からの派遣は自治法派遣とは異なるが、ここに含めた(以下同様)。

平成27年度

派遣元	人 数	配属先等
北海道石狩市	1	総務部税務課(1)
北海道苫小牧市	1	建設部下水道課(1)
青森県森市	2	総務部税務課(1)、震災復興部復興区画整理課(1)
埼玉県越谷市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
東京都豊島区	2	建設部都市計画課(1)、震災復興部生活再建支援課(1)
石川県金沢市	3	建設部都市計画課(2)、建設部下水道課(1)
石川県中能登町	1	建設部土木課(1)
石川県白山市	1	建設部下水道課(1)
石川県小松市	1	建設部下水道課(1)
京都府京都市	1	教育部文化・スポーツ課(1)
兵庫県神戸市	3	震災復興部復興区画整理課(2)、震災復興部生活再建支援課(1)
兵庫県伊丹市	1	建設部土木課(1)
広島県三原市	2	震災復興部復興まちづくり課(1)、震災復興部復興区画整理課(1)
広島県広島市	1	建設部土木課(1)
石川県	4	建設部土木課(1)、建設部下水道課(2)、震災復興部生活再建支援課(1)
ＵＲ都市機構	1	震災復興部(1)
宮城県	2	震災復興部復興まちづくり課(1)、教育部生涯学習課(1)
復興庁	1	震災復興部復興まちづくり課(1)
仙台市	5	建設部都市計画課(1)、建設部下水道課(1)、 震災復興部復興区画整理課(1)、教育部庶務課(２)

平成28年度

派遣元	人 数	配属先等
北海道苫小牧市	1	震災復興部復興まちづくり課(1)
青森県青森市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
埼玉県越谷市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
埼玉県八潮市	1	震災復興部増田復興再開発推進室(1)
東京都豊島区	2	建設部都市計画課(1)、震災復興部生活再建支援課(1)
石川県金沢市	2	建設部都市計画課(1)、建設部下水道課(1)
石川県中能登町	1	建設部土木課(1)
石川県加賀市	1	建設部下水道課(1)
石川県能美市	1	建設部下水道課(1)
兵庫県神戸市	3	震災復興部復興区画整理課(2)、震災復興部生活再建支援課(1)
兵庫県伊丹市	1	建設部土木課(1)
兵庫県高砂市	1	教育部文化・スポーツ課(1)
広島県三原市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
広島県広島市	1	建設部土木課(1)
石川県	3	建設部土木課(1)、建設部下水道課(1)、震災復興部生活再建支援課(1)
ＵＲ都市機構	1	震災復興部(1)
宮城県	2	震災復興部復興調整課(1)、教育部生涯学習課(1)
復興庁	1	震災復興部復興まちづくり課(1)
仙台市	4	建設部都市計画課(1)、建設部下水道課(1)、 震災復興部復興区画整理課(1)、教育部庶務課(1)

平成29年度

派遣元	人 数	配属先等
青森県青森市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
埼玉県越谷市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
埼玉県八潮市	1	震災復興部増田復興再開発推進室(1)
東京都豊島区	1	震災復興部生活再建支援課(1)

石川県金沢市	2	建設部都市計画課(1)、建設部下水道課(1)
石川県野々市市	1	建設部下水道課(1)
富山県砺波市	1	建設部土木課(1)
兵庫県神戸市	2	震災復興部復興区画整理課(2)
兵庫県伊丹市	1	建設部土木課(1)
広島県三原市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
広島県広島市	1	建設部土木課(1)
石川県	5	建設部土木課(2)、建設部下水道課(2)、震災復興部生活再建支援課(1)
ＵＲ都市機構	1	震災復興部(1)
宮城県	2	震災復興部復興調整課(1)、教育部生涯学習課(1)
復興庁	1	総務部税務課(1)
仙台市	3	建設部下水道課(1)、震災復興部復興区画整理課(1)、教育部庶務課(1)

平成30年度

派遣元	人 数	配属先等
宮城県白石市	1	健康福祉部保健センター(1)
青森県青森市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
埼玉県越谷市	1	震災復興部復興調整課(1)
埼玉県八潮市	1	震災復興部増田復興再開発推進室(1)
東京都豊島区	1	震災復興部生活再建支援課(1)
東京都墨田区	1	生活経済部商工観光課(1)
愛知県稲沢市	1	水道事業所(1)
石川県金沢市	2	建設部下水道課(1)、教育部庶務課(1)
石川県かほく市	1	建設部下水道課(1)
兵庫県神戸市	2	震災復興部復興区画整理課(2)
兵庫県伊丹市	1	建設部土木課⇒震災復興部復興区画整理課(1) ※4 月 30 日まで土木課、5 月 1 日から復興区画整理課。
広島県三原市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
広島県広島市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
石川県	4	建設部土木課(2)、建設部下水道課(1)、震災復興部生活再建支援課(1)
ＵＲ都市機構	1	震災復興部(1)
宮城県	3	生活経済部商工観光課(1)、震災復興部復興調整課(1)、 教育部生涯学習課(1)
復興庁	4	総務部税務課(1)、建設部都市計画課(2)、教育部庶務課(1)
仙台市	3	建設部都市計画課(1)、建設部下水道課(1)、震災復興部復興区画整理課(1)

令和元年度

派遣元	人 数	配属先等
宮城県白石市	1	健康福祉部保健センター(1)
青森県青森市	2	健康福祉部保健センター(1)、震災復興部復興区画整理課(1)
埼玉県越谷市	1	震災復興部生活再建支援課(1)
埼玉県八潮市	1	震災復興部復興調整課(1)
東京都豊島区	1	震災復興部生活再建支援課(1)
愛知県稲沢市	1	水道事業所(1)
石川県金沢市	2	建設部下水道課(1)、教育部庶務課(1)
兵庫県神戸市	2	震災復興部復興区画整理課(2)
兵庫県伊丹市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
広島県広島市	1	震災復興部復興区画整理課(1)
石川県	3	建設部土木課(1)、建設部下水道課(1)、震災復興部復興調整課(1)
ＵＲ都市機構	1	震災復興部(1)
宮城県	1	教育部生涯学習課(1)
復興庁	2	建設部都市計画課(1)、教育部庶務課(1)
仙台市	2	建設部都市計画課(1)、震災復興部復興区画整理課(1)

令和2年度

派遣元	人 数	配属先等
兵庫県伊丹市	1	建設部閖上・北釜整備課(1)
広島県広島市	1	健康福祉部社会福祉課(1)
石川県	1	建設部下水道課(1)
ＵＲ都市機構	1	建設部(1)
宮城県	1	教育部生涯学習課(1)
復興庁	2	建設部都市計画課(1)、教育部教育総務課(1)

令和3年度

派遣元	人 数	配属先等
ＵＲ都市機構	1	建設部(1)
宮城県	1	教育部生涯学習課(1)

令和4年度

派遣元	人 数	配属先等
宮城県	1	教育部生涯学習課(1)

令和5年度

派遣元	人 数	配属先等
宮城県	1	教育部生涯学習課(1)

令和6年度

派遣元	人 数	配属先等
宮城県	1	教育部生涯学習課(1)

■派遣職員受入れ実績(任期付職員)

平成23年度

派遣元	人 数	配属先等
長崎県	2	生活経済部クリーン対策課(2)

平成24年度

派遣元	人 数	配属先等
宮城県	16	総務部税務課(5)、健康福祉部保健センター(2)、健康福祉部介護長寿課(1)、

		生活経済部農林水産課(1)、建設部土木課(1)、建設部下水道課(2)、 震災復興部復興まちづくり課(2)、教育部文化振興課(1)、水道事業所(1)

平成25年度

派遣元	人 数	配属先等
兵庫県	2	建設部都市計画課(1)、震災復興部復興まちづくり課(1)
宮城県	23	総務部税務課(5)、健康福祉部保健センター(2)、健康福祉部介護長寿課(1)、 生活経済部農林水産課(1)、建設部土木課(2)、建設部都市計画課(2)、 建設部下水道課(2)、震災復興部復興まちづくり課(4)、 震災復興部増田復興再開発推進室(1)、教育部文化振興課(1)、水道事業所(2)

平成26年度

派遣元	人 数	配属先等
兵庫県	1	建設部都市計画課(1)
宮城県	22	総務部税務課(5)、健康福祉部保健センター(3)、健康福祉部介護長寿課(1)、 生活経済部農林水産課(1)、建設部土木課(1)、建設部都市計画課(2)、 建設部下水道課(2)、震災復興部復興まちづくり課(3)、震災復興部復興区画整理課(1)、 震災復興部増田復興再開発推進室(1)、水道事業所(2)

平成27年度

派遣元	人 数	配属先等
兵庫県	2	建設部土木課(1)、建設部都市計画課(1)
宮城県	18	総務部税務課(3)、健康福祉部保健センター(3)、健康福祉部介護長寿課(1)、 生活経済部農林水産課(1)、建設部都市計画課(1)、建設部下水道課(2)、 震災復興部復興まちづくり課(2)、震災復興部復興区画整理課(2)、 震災復興部増田復興再開発推進室(1)、水道事業所(2)

平成28年度

派遣元	人 数	配属先等
兵庫県	3	建設部土木課(2)、建設部都市計画課(1)
神奈川県	2	建設部土木課(1)、震災復興部復興まちづくり課(1)
高知県	1	震災復興部復興調整課(1)
宮城県	17	総務部税務課(3)、健康福祉部保健センター(3)、 健康福祉部介護長寿課(2)、建設部都市計画課(1)、建設部下水道課(2)、 震災復興部復興調整課(1)、震災復興部復興区画整理課(2)、 震災復興部復興まちづくり課(1)、水道事業所(2)

平成29年度

派遣元	人 数	配属先等
兵庫県	3	建設部土木課(2)、建設部都市計画課(1)
神奈川県	3	建設部土木課(1)、建設部都市計画課(1)、震災復興部復興まちづくり課(1)
高知県	1	震災復興部復興調整課(1)
宮城県	14	総務部税務課(2)、健康福祉部保健センター(3)、 健康福祉部介護長寿課(1)、建設部都市計画課(1)、建設部下水道課(2)、 震災復興部復興調整課(1)、震災復興部復興区画整理課(2)、 震災復興部復興まちづくり課(1)、水道事業所(1)

平成30年度

派遣元	人 数	配属先等
兵庫県	3	建設部土木課(2)、震災復興部復興まちづくり課(1)
神奈川県	3	建設部土木課(1)、建設部都市計画課(1)、震災復興部復興まちづくり課(1)
高知県	1	震災復興部復興調整課(1)
宮城県	9	健康福祉部保健センター(1)、健康福祉部介護長寿課(1)、 建設部都市計画課(1)、建設部下水道課(2)、 震災復興部復興区画整理課(2)、教育部庶務課(1)、水道事業所(1)

令和元年度

派遣元	人 数	配属先等
兵庫県	3	建設部土木課(2)、震災復興部復興まちづくり課(1)
神奈川県	2	建設部土木課(1)、震災復興部復興まちづくり課(1)
宮城県	5	健康福祉部介護長寿課(1)、建設部下水道課(2) 震災復興部復興区画整理課(2)

令和2年度

派遣元	人 数	配属先等
神奈川県	3	建設部閖上・北釜整備課(2)、建設部土木課(1)
宮城県	3	建設部閖上・北釜整備課(2)、建設部下水道課(1)

令和3年度

派遣元	人 数	配属先等
宮城県	1	健康福祉部社会福祉課(1)

令和4年度

派遣元	人 数	配属先等
宮城県	1	健康福祉部社会福祉課(1)

(2)任期付職員の採用

市では、震災復興特別交付税の交付を受け、雇用期間を5年以内とする任期付職員の採用にも取り組んだ。任期付職員の内訳は下記のとおり、市が平成24年度から令和5年度までの12年間で採用した任期付職員は45人、各所属への配属延べ人数は187人となった。採用した任期付職員は、任期満了後の更新も可能とし、最大で10年間にわたり震災対応に従事した職員もあった。

■任期付採用職員配置実績

年 度	人 数	摘　要（配属先等）
平成24	17人	健康福祉部社会福祉課(2)、健康福祉部介護長寿課(1)、健康福祉部保健センター(1)、 生活経済部農林水産課(2)、生活経済部商工観光課(1)、建設部都市計画課(3)、 震災復興部復興まちづくり課(4)、震災復興部生活再建支援課(1)、教育部学校教育課(1)、 水道事業所(1)
平成25	17人	健康福祉部社会福祉課(1)、健康福祉部介護長寿課(1)、健康福祉部こども支援課(1)、 健康福祉部保健センター(1)、生活経済部農林水産課(2)、生活経済部商工観光課(1)、 建設部都市計画課(3)、震災復興部復興まちづくり課(4)、震災復興部生活再建支援課(1)、 教育部学校教育課(1)、水道事業所(1)

平成26	14人	健康福祉部介護長寿課(1)、健康福祉部こども支援課(1)、生活経済部農林水産課(1)、生活経済部商工観光課(1)、建設部都市計画課(3)、震災復興部復興まちづくり課(3)、震災復興部生活再建支援課(1)、震災復興部復興区画整理課(1)、教育部学校教育課(1)、水道事業所(1)
平成27	24人	総務部税務課(1)、健康福祉部社会福祉課(1)、健康福祉部介護長寿課(1)、健康福祉部こども支援課(2)、生活経済部農林水産課(2)、生活経済部商工観光課(1)、生活経済部市民課(1)、生活経済部クリーン対策課(1)、建設部都市計画課(3)、建設部土木課(2)、震災復興部復興まちづくり課(4)、震災復興部生活再建支援課(1)、震災復興部復興区画整理課(2)、教育部学校教育課(1)、水道事業所(1)
平成28	25人	総務部税務課(1)、健康福祉部社会福祉課(3)、健康福祉部介護長寿課(1)、健康福祉部こども支援課(2)、生活経済部農林水産課(1)、生活経済部商工観光課(2)、生活経済部市民課(1)、生活経済部クリーン対策課(1)、建設部都市計画課(4)、建設部土木課(2)、震災復興部復興まちづくり課(2)、震災復興部復興区画整理課(2)、教育部学校教育課(1)、教育部生涯学習課(1)、水道事業所(1)
平成29	27人	総務部税務課(1)、健康福祉部社会福祉課(3)、健康福祉部介護長寿課(1)、健康福祉部こども支援課(2)、生活経済部農林水産課(1)、生活経済部商工観光課(1)、生活経済部市民課(1)、生活経済部クリーン対策課(1)、建設部都市計画課(5)、建設部土木課(2)、震災復興部復興まちづくり課(2)、震災復興部生活再建支援課(1)、震災復興部復興区画整理課(2)、教育部学校教育課(1)、教育部生涯学習課(1)、学校給食センター(1)、水道事業所(1)
平成30	23人	総務部税務課(2)、健康福祉部社会福祉課(2)、健康福祉部介護長寿課(1)、生活経済部農林水産課(1)、生活経済部商工観光課(1)、生活経済部市民課(1)、生活経済部クリーン対策課(1)、建設部都市計画課(5)、建設部土木課(3)、震災復興部復興まちづくり課(1)、震災復興部生活再建支援課(1)、震災復興部復興区画整理課(1)、教育部生涯学習課(1)、学校給食センター(1)、水道事業所(1)
令和元	19人	総務部税務課(1)、健康福祉部社会福祉課(2)、健康福祉部介護長寿課(1)、生活経済部農林水産課(1)、生活経済部商工観光課(1)、生活経済部市民課(1)、生活経済部クリーン対策課(1)、建設部都市計画課(4)、建設部土木課(3)、震災復興部生活再建支援課(1)、震災復興部復興区画整理課(1)、学校給食センター(1)、水道事業所(1)
令和2	10人	総務部税務課(1)、健康福祉部社会福祉課(2)、健康福祉部介護長寿課(1)、建設部都市計画課(4)、学校給食センター(1)、水道事業所(1)
令和3	9人	総務部税務課(1)、健康福祉部社会福祉課(1)、健康福祉部介護長寿課(1)、建設部都市計画課(4)、学校給食センター(1)、水道事業所(1)
令和4	1人	総務部税務課(1)
令和5	1人	総務部税務課(1)

(3)発注業務の外部委託化

市では、専門的な業務に対応できる技術職員が不足するなか、土地区画整理事業等、専門的かつ膨大な業務を短期間で遂行するための「発注者支援業務」として、事業の推進に必要な各種業務の一体的な外部委託に取り組んだ。発注者支援業務は、本市の復興事業の中軸となる「閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業」「閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業」「名取駅前復興市街地再開発事業」及び「第2次防御ライン整備事業」のほか、600人を超える地権者との調整を行い、ときに土地収用法による対応を行う必要があった「市民墓地公園整備事業」において実施し、工事の発注や施工監理のほか、事業費の積算や用地補償費の算定、地権者対応、説明会支援、国県との調整に向けた各種資料作成等、さまざまな業務を一体的に委託することで、復興のスピードアップを図った。

特に、閖上地区の復興土地区画整理事業に関する発注者支援を委託した株式会社URリンケージは、震災復興部があった市役所の法務局庁舎3階を賃借し事務所を設置、市と迅速な情報共有を行える体制を整備することで、迅速かつきめ細かい支援業務が行われた。

(4)副市長2人体制の導入

名取市では、長い間、副市長1人体制を継続してきており、東日本大震災の発災以降も、副市長1人体制の下、通常事業と並行しながら被災者支援や復興計画の策定、推進等の業務に取り組んできたが、震災から間もなく3年となる平成26年2月定例市議会に「名取市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例」を提案、市議会の議決を得て、平成26年4月に副市長2人体制を導入した。

副市長2人体制の導入に伴い新たに就任した副市長は、市行政のうち、建設部及び震災復興部に係る事務を担当、当時、事業が本格化し始めた閖上地区の土地区画整理事業や下増田地区の防災集団移転促進事業、災害公営住宅建設事業等、復興事業の促進と加速化に向けた体制の強化が図られた。

その後、建設部及び震災復興部を担当する副市長は、平成30年4月、令和3年4月に変更となったが、市は、副市長2人体制をその後も維持、とりわけ土木部門において時々の市政運営に関し重要な役割を担っている。

2　組織・機構の見直し

未曽有の大災害がもたらした広範かつ複合的な課題は、既存の行政組織の対応能力をはるかに超えるものだった。平時の枠組みでは対処不可能なこの危機に、全く新しい「復興」を目的とする強力な組織体制の構築が急務となった。

震災発生から復興達成宣言に至るまで、組織体制は、初期の緊急対応から専門部署の設置、そして復興の進展に伴う組織の統合・縮小へと大きく変遷した。

(1) 震災直後の緊急体制(平成23年5月～10月)

震災発生後、まず必要となったのはトップダウンの意思決定と、生活支援や住宅確保等の最優先課題へのリソースの集中であった。平成23年5月1日に「被災者支援対策本部」及び3つの専門室(生活支援給付室、仮設住宅管理室、震災復興室)を設置した。その後、同年6月1日には同本部を廃止し、これら3室は総務部、健康福祉部、建設部といった既存の各部へと移管した。

わずか1か月での本部廃止は、初動対応の完了を受け、短期決戦型の本部体制から、長期的な復興事業を担う恒久的な組織体制への移行を決定したものであり、これは復興が数か月ではなく、数年単位の事業であることを見据えた戦略的判断であった。

(2)「震災復興部」の創設と業務の専門化(平成23年11月～平成28年)

本格的な復興に向けて、各部に分散していた権限とリソースを集約し、復興事業の推進力を最大化する

ため、平成23年11月1日に「震災復興部」を新設した。それに伴い、初期の3室を廃止し、新たに「復興まちづくり課」と「生活再建支援課」を震災復興部に設置した。また、総務部には「震災記録室」を設置し、震災の教訓を伝えるための資料の整理に取り組んだ。

復興事業が本格化・具体化するにつれ、用地取得や市街地再開発事業、大規模な区画整理といった高度に専門的な課題が顕在化していったことから、それらに対応するため平成25年4月には震災復興部に「復興区画整理課」と「増田復興再開発推進室」を追加し、復興の加速化に向けて体制を強化した。

平成28年4月1日には、震災復興部に「復興調整課」を設置した。この頃には、土地区画整理事業等の基幹事業に加え、かわまち事業や震災復興伝承館の整備、震災メモリアル公園の整備等、新たなまちづくりに向けたさまざまな事業が控えており、東日本大震災復興交付金に関する業務を含め、復興に関する企画業務を震災復興部に移管することで、総合的な推進体制の強化を図った。また「復興調整課」には「復興用地班」を新たに設け、区画整理等の面整備に加え、嵩上げ道路の整備等に伴い極めて膨大な業務量となっていた用地の取得業務に集中的に対応するための体制を整備した。

(3)復興達成宣言と組織の解体(平成31年～令和2年)

平成31年4月1日には、教育部に「復興ありがとうホストタウン推進室」を設置し、令和2年の東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、震災直後から継続した支援を受けたカナダへの感謝を込めたホストタウンとしての体制づくりを進めた。

さらには、復興事業の大きな節目となる令和2年3月の「復興達成宣言」は、特別な使命を担ってきた組織の役割が完了したことを意味し、これをもって8年5か月にわたり復興を牽引してきた「震災復興部」を廃止し、復興の歩みは1つの時代の区切りを迎えるとともに、次なる通常体制への移行を開始した。

(4) 復興達成宣言後の事業収束と体制の継承(令和2年4月以降)

被災市街地復興土地区画整理事業の清算業務や北釜地区の移転跡地の整備等、復興達成宣言後も残された業務については、既存の部署に引き継いだ。残存業務については、組織を事業の収束に合わせて段階的に規模を縮小し、最終的に通常組織へと吸収・解消させることで、スムーズな軟着陸を目指した。

令和2年4月に建設部に設置した「閖上・北釜整備課」は、その後、業務の進捗に合わせて「北釜整備推進室」へと形を変えながら縮小していき、最終的にこれらの業務は都市開発課の「北釜整備推進係」へと移管し、令和6年度末をもって当該係も廃止となった。また、被災者のコミュニティ支援や災害援護資金貸付金等の業務を引き継いだ社会福祉課の生活再建支援係は、令和7年度末の事業の終息に伴い廃止することになった。

これにより、震災対応のために設置した部署は全て解体となり、通常体制へと移行が完了することとなった。

■震災発生後の組織の変遷(震災関連分)

年月日	組織の変遷 (下線は新規設置の組織)	備　考 (『　』は当該時点での班の体制)
平成23年5月1日	被災者支援対策本部を設置 (生活支援給付室、仮設住宅管理室、震災復興室)	※5月1日付けで本部及び3室を設置
平成23年6月1日	生活支援給付室を総務部に移管	※6月1日付けで本部を廃止及び3室を各部に移管
	仮設住宅管理室を健康福祉部に移管	
	震災復興室を建設部に移管	
平成23年11月1日	震災復興部を設置	※上記3室を廃止し、 新たに震災復興部及び2課を設置
	震災復興部に復興まちづくり課を設置 (復興住宅班、区画整理班、移転整備班)	
	震災復興部に生活再建支援課を設置 (生活再建支援班、生活支援給付班、仮設住宅管理班)	
	総務部に震災記録室を設置(震災記録班)	
平成25年4月1日	復興まちづくり課に復興用地班を設置	『復興住宅班、区画整理班、移転整備班、復興用地班』
	震災復興部に増田復興再開発推進室を設置 (再開発推進班)	
平成26年4月1日	震災復興部に復興区画整理課を設置 (区画整理班、工事管理班)	
	復興まちづくり課に総務班を設置	『総務班、復興住宅班、移転整備班、復興用地班』
平成27年3月31日	震災記録室を廃止	
平成28年4月1日	震災復興部に復興調整課を設置 (企画総務班、復興用地班)	
	復興区画整理課の班を再編 (閖上西区画整理班、閖上東区画整理班)	『閖上西区画整理班、閖上東区画整理班、工事管理班』
平成31年3月31日	増田復興再開発推進室を廃止	
平成31年4月1日	復興調整課の班を再編	『総務班、企画班』
	復興まちづくり課の班を再編	『復興用地班、移転整備班』
	生活再建支援課の班を再編	『生活支援班、仮設・復興住宅管理班』
	教育部に復興ありがとうホストタウン推進室を設置	
令和2年3月31日	震災復興部を廃止(復興調整課、復興まちづくり課、復興区画整理課、生活再建支援課)	※復興達成宣言に合わせ、 部及び4課を廃止
令和2年4月1日	健康福祉部社会福祉課に生活再建支援係を設置	※生活再建支援課の業務を移管
	建設部に閖上・北釜整備課を設置 (閖上区画整理係、閖上・北釜整備係)	
令和3年4月1日	建設部に北釜整備推進室を設置(北釜整備推進係)	※閖上・北釜整備課を廃止し、室を設置

年月日	組織の変遷 （下線は新規設置の組織）	備　考（『　』は当該時点での班の体制）
令和4年 3月31日	復興ありがとうホストタウン推進室を廃止	
令和5年 3月31日	北釜整備推進室を廃止	
令和5年 4月1日	建設部都市開発課に北釜整備推進係を移管	※北釜整備推進室を廃止し、 都市開発課に係を移管
令和7年 3月31日	（都市開発課）北釜整備推進係を廃止	
令和8年 3月31日	（社会福祉課）生活再建支援係を廃止（予定）	

3　推進体制

（1）「震災復興推進本部」の設置・運営

市は、震災復興計画の策定に向けた検討を行うため、平成23年5月10日に「名取市震災復興推進本部設置要綱」を定め、震災復興推進本部を立ち上げた。本部長は市長が、副本部長は副市長と教育長が担い、その他、会計管理者、総務部長、健康福祉部長、生活経済部長、建設部長、教育部長及び消防長が部員となって会議を構成、事務局は平成23年5月1日に設置された被災者支援対策本部震災復興室（6月1日からは建設部震災復興室に移管）が担当した。市では、震災復興推進本部の立ち上げと同時に、民間委員等で構成される「名取市新たな未来会議」を立ち上げ、「新たな未来会議」に計画に関する提言を求めつつ、震災復興推進本部会議で計画案の作成を進めていく体制を構築した。

震災復興推進本部は、5月20日に第1回の会議が開催されて以降、9月27日までに全10回の会議が開催された。会議では、震災復興推進本部と並行して開催されていた「新たな未来会議」（5月22日から8月21日までの全8回）で出された意見等を踏まえつつ、復興計画の策定作業が進められた。最終的には、8月23日に「新たな未来会議」から提出された提言書や、9月21日に市議会の「東日本大震災復興調査特別委員会」から提出された提言書の内容等を踏まえ、9月27日の第10回会議で素案を決定、その後、パブリックコメントや地域懇談会（全15回）、閖上地区と下増田地区に居住していた全世帯向け市民意向調査等を経て、10月11日の臨時市議会に復興計画の最終案を提案、市議会の議決を得て「名取市震災復興計画」の策定が完了した。

名取市震災復興推進本部は、震災復興計画の策定完了に伴い、「名取市新たな未来会議」と共に平成23年10月28日に廃止された。

■名取市震災復興推進本部の活動実績

	日　時	内　容
第1回	平成23年5月20日	・名取市震災復興推進本部要綱について ・名取市新たな未来会議について
第2回	平成23年6月16日	・第1回名取市新たな未来会議における意見概要報告について ・復興に向けた課題認識と目指したい将来像について ・住み続けるまちの復興に向けた基本的な考え方について （第1回「新たな未来会議（5月22日）」の振り返りを含む）
第3回	平成23年7月9日	・土地利用に関する意見の集約について （第2回「新たな未来会議（6月19日）」の振り返りを含む）
第4回	平成23年7月22日	・主要施策について （第3回「新たな未来会議（7月10日）」の振り返りを含む）
第5回	平成23年7月28日	・名取市震災復興計画について （第4回「新たな未来会議（7月23日）」の振り返りを含む）
第6回	平成23年8月5日	・名取市震災復興計画について （第5回「新たな未来会議（7月31日）」の振り返りを含む）
第7回	平成23年8月10日	・名取市震災復興計画について （第6回「新たな未来会議（8月7日）」の振り返りを含む）
第8回	平成23年8月20日	・名取市震災復興計画について （第7回「新たな未来会議（8月11日）」の振り返りを含む）
第9回	平成23年8月24日	・名取市震災復興計画の策定に向けた 「名取市新たな未来会議」からの提言書（8月23日）について （第8回「新たな未来会議（8月21日）」の振り返りを含む）
第10回	平成23年9月27日	【報告事項】 ・地域懇談会について ・パブリックコメントについて ・市民意向調査集計結果報告（速報値）について 【審議事項】 ・市議会からの第2次提案について ・パブリックコメントへの回答について ・名取市震災復興計画基本方針（案）について

（2）「震災復興計画推進本部」の設置・運営

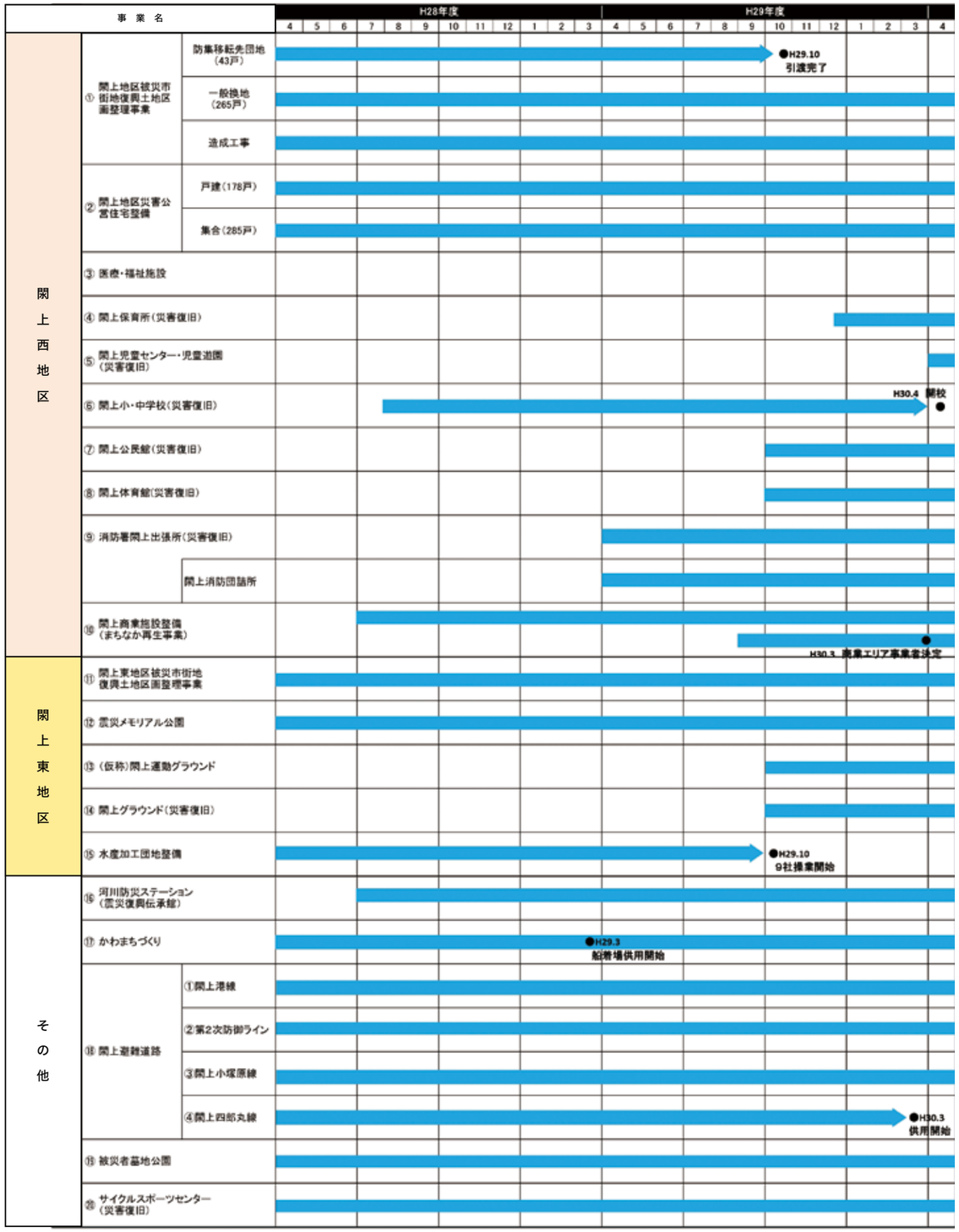
市は、震災復興計画の策定に伴い、計画の具現化を図るとともに震災復興の推進を図るため、平成23年12月28日に「名取市震災復興計画推進本部設置要綱」を定め、震災復興計画推進本部を立ち上げた。本部長は市長が、副本部長は副市長と教育長が担い、その他、総務部長、健康福祉部長、生活経済部長、建設部長、教育部長及び消防長が部員となって会議を構成、事務局は総務部政策企画課が担当した。これは「名取市庁議規程」に基づき、震災以前から市が定例的に設置、開催していた「庁議」とほぼ同様の体制としたものであり、震災復興計画推進本部の会議は、毎週月曜日の庁議終了後に開催することを通例とした。

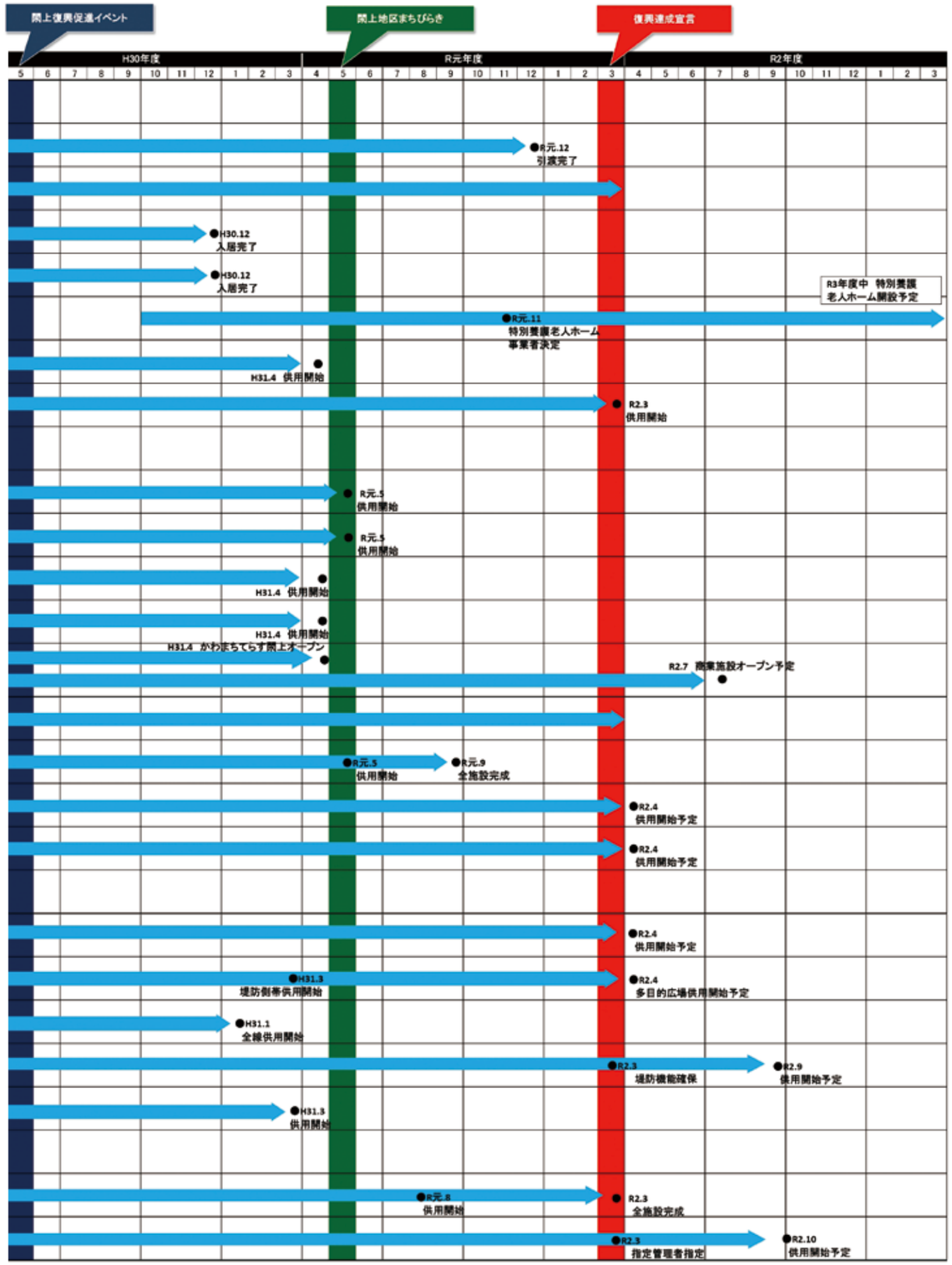
平成28年9月5日の平成28年度第2回本部会議では「閖上復興事業スケジュールについて」を議題とした。そこで示された「閖上復興達成宣言スケジュール表」では、従来、各担当分野がそれぞれ進行管理を行っていた区画整理事業や災害公営住宅整備事業、サイクルスポーツセンターの復旧事業等、20の主要事業の工程表を一覧にまとめるとともに、目指す必達目標として「閖上復興促進イベント（平成30年5月）」「閖上地区まちびらき（令和元年5月）」「復興達成宣言（令和2年3月）」の3つを縦軸に設定、全ての職員が同一の目標に向け、全力で取り組むための道標とした。

「閖上復興達成宣言スケジュール表」は、その後、市のさまざまな会議等で活用され、職員の共通認識のもと、進捗管理を行うことで、それまで遅れがちとなっていた復興事業を加速化させるとともに、令和2年3月に予定どおり行われた「復興達成宣言」の実現に向けた推進力となった。

名取市震災復興計画推進本部は、「復興達成宣言」の実施に伴い、令和2年4月1日に廃止された。

■名取市閖上復興達成宣言スケジュール表（令和2年3月時点）





震災復興計画推進本部

■平成23年度

	日　時	内　容
第1回	平成24年1月10日	【報告】東日本大震災復興基金交付金事業について
第2回	平成24年1月16日	【審議】東日本大震災復興交付金事業計画について
第3回	平成24年1月23日	【報告】(仮称)宮城県民間投資促進特区における復興産業集積区域の設定について 【審議】東日本大震災復興交付金事業計画(第1回)について
第4回	平成24年1月30日	【審議】東日本大震災復興交付金事業計画(第1回)について
第5回	平成24年2月6日	【審議】東日本大震災復興整備計画(案)について
第6回	(資料なし)	(資料なし)
第7回	平成24年3月19日	【報告】ニトリホールディングスからの東日本大震災復興支援について 【報告】カナダ東北復興プロジェクト援助事業について 【審議】東日本大震災に伴う災害廃棄物処理事業(地震被災家屋解体)の取り扱いについて 【審議】東日本大震災復興交付金事業計画(第2回)の予定事業について

■平成24年度

	日　時	内　容
第1回	平成24年4月9日	【報告】第2回復興交付金事業計画書について 【報告】下増田地区防災集団移転促進事業について 【報告】復興に係る民間支援の内容について
第2回	平成24年4月23日	【報告】復興産業集積区域(情報サービス関連産業)について
第3回	平成24年5月1日	【報告】災害公営住宅の整備方針について 【審議】沿岸部地域の宅地の嵩上げ等工事費助成金について
第4回	平成24年5月14日	【報告】第2回復興交付金の内示について 【報告】南貞山運河の改修について 【審議】復興特区制度に係る固定資産税課税免除に合わせた都市計画税の課税免除について
第5回	平成24年5月21日	【審議】閖上地区の鑑定評価等の概要について 【審議】新モデルケースでの負担額の試算(防災集団移転促進事業) 【審議】災害公営住宅の想定家賃について 【審議】津波浸水区域の宅地嵩上げ助成について
第6回	平成24年5月28日	【報告】東日本大震災復興交付金市街地復興効果促進事業について 【報告】ハビダット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンの支援について
第7回	平成24年6月25日	【審議】第3回復興交付金事業計画申請予定事業について 【審議】復興大臣との意見交換会における要望事項について
第8回	平成24年7月17日	【審議】東日本大震災復興交付金市街地復興効果促進事業について 【報告】北釜地区の防災集団移転について
第9回	平成24年7月23日	【審議】災害危険区域の指定について 【報告】個別面談の状況について
第10回	平成24年7月30日	【報告】個別面談の実施状況について
第11回	平成24年8月6日	【審議】名取市復興整備計画(案)について 【報告】個別面談の実施状況について 【報告】第3回復興交付金事業計画について
第12回	平成24年8月20日	【審議】防災集団移転促進事業に係る家屋の移転料の考え方について 【報告】防災まちづくり拠点施設整備計画策定業務の中間報告について 【報告】復興交付金事業計画(第1回～第3回)について
第13回	平成24年8月27日	【報告】閖上地区復興まちづくり個別面談結果の中間報告について
第14回	平成24年9月3日	【報告】第4回復興交付金事業計画について
第15回	平成24年10月9日	【報告】閖上地区災害復興事業方針について
第16回	平成24年10月15日	【審議】第4回復興交付金事業計画について
第17回	平成24年12月17日	【審議】杉ケ袋南防災集団移転事業の促進についての要望に対する回答(案)について 【審議】下増田地区防災集団移転促進事業移転先住宅団地計画について 【報告】名取市災害公営住宅整備計画(案)について
第18回	平成24年12月25日	【報告】名取市災害公営住宅整備計画(案)について
第19回	平成25年1月15日	【審議】名取市災害公営住宅整備計画(案)について 【審議】津波被災地域の公益法人の仮設事業運営に係る支援について
第20回	平成25年1月21日	【審議】第5回復興交付金事業計画について
第21回	平成25年2月4日	【審議】下増田地区防災集団移転促進事業計画書(第1回変更)について 【審議】復興整備計画(第2回変更)について
第22回	平成25年2月12日	【報告】閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業について
第23回	平成25年2月18日	【報告】名取市災害公営住宅整備計画(案)について 【報告】防災集団移転促進事業における農地の買い取りについて

■平成25年度

	日　時	内　容
第1回	平成25年4月30日	【審議】下増田地区防災集団移転促進事業に関する土地開発負担金等の取り扱いについて 【審議】災害危険区域の追加指定について
第2回	平成25年5月13日	【審議】沿岸地域活性化振興ビジョンについて
第3回	平成25年5月20日	【審議】個別面談の結果について 【審議】第6回復興交付金事業計画について
第4回	平成25年6月24日	【審議】復興整備計画(案)について 【審議】閖上地区内(区画整理区域外)の災害公営住宅候補地について
第5回	平成25年7月8日	【審議】閖上地区の復興事業について
第6回	平成25年7月16日	【報告】第6回復興交付金事業計画について
第7回	平成25年7月23日	【報告】閖上地区の復興事業について
第8回	平成25年10月1日	【審議】第7回復興交付金事業計画について
第9回	平成25年11月5日	【報告】閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業について
第10回	平成25年11月18日	【報告】閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する付帯意見と建議について 【報告】下増田地区防災集団移転促進事業移転先団地の名称について
第11回	平成25年12月27日	【報告】閖上地区のまちづくりについて 【報告】個別面談の実施状況について 【報告】第3回復興交付金事業計画について
第12回	平成26年1月27日	【審議】第8回復興交付金事業計画について
第13回	平成26年2月24日	【報告】閖上地区の公営基施設配置についての中間報告

■平成26年度

	日　時	内　容
第1回	平成26年4月14日	【審議】閖上地区のまちづくりにおける人口フレームと土地の買い取り方針について
第2回	平成26年4月28日	【審議】閖上地区の人口フレームについて 【審議】閖上地区の事業スケジュールについて
第3回	平成26年5月12日	【審議】第9回復興交付金事業計画について
第4回	平成26年5月26日	【審議】名取市復興整備計画案（第6回変更）について 【報告】下増田地区災害公営（戸建）住宅の設計状況について
第5回	平成26年6月23日	【審議】閖上水産加工団地整備計画（案）について 【審議】閖上水産加工団地整備計画第1期地区における敷地整備計画について
第6回	平成26年8月4日	【審議】東日本大震災被災事業者の固定資産税等の減免について
第7回	平成26年8月18日	【審議】閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内の土地買取方針について
第8回	平成26年9月1日	【審議】第10回復興交付金事業計画について
第9回	平成26年11月17日	【報告】閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業について
第10回	平成26年12月1日	【審議】閖上地区　災害公営住宅の整備方針について 【審議】閖上水産加工団地用地（市有地）の賃貸料設定について
第11回	平成26年12月22日	【審議】閖上地区　災害公営住宅の整備方針について
第12回	平成27年1月19日	【審議】閖上地区　災害公営住宅の整備方針について 【審議】第11回復興交付金事業計画について
第13回	平成27年1月26日	【審議】（仮称）被災者生活再建推進計画の策定について
第14回	平成27年2月2日	【報告】閖上地区土地区画整理事業に伴う平成26年度及び平成27年度における上下水道工事について 【報告】震災復興計画（再生期）に定めた施策の達成状況調査の結果について
第15回	平成27年3月30日	【報告】被災者の生活再建推進に係る計画策定について（中間報告）

■平成27年度

	日　時	内　容
第1回	平成27年4月27日	【審議】美田園第2、第3応急仮設住宅団地の閉鎖（集約）に向けた取組について 【審議】震災遺構に関する取組について
第2回	平成27年5月18日	【報告】「復興・創生期間」における復興事業の取扱いについて
第3回	平成27年5月25日	【報告】震災遺構に関する取り扱いについて
第4回	平成27年7月6日	【報告】閖上漁港施設災害復旧事業について
第5回	平成27年7月21日	【報告】閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業第1期造成工事に伴う今後のスケジュールについて
第6回	平成27年10月13日	【審議】第13回復興交付金事業計画について 【審議】被災者生活再建推進プログラムについて
第7回	平成27年11月9日	【審議】閖上東地区土地区画整理事業に伴う貞山運河西側窪地の対応について
第8回	平成27年12月21日	【報告】震災メモリアル公園ワークショップからの提案内容について
第9回	平成28年1月18日	【審議】第14回復興交付金事業計画について 【報告】震災メモリアル公園ワークショップからの提案に対する関係各課等の意見について
第10回	平成28年1月25日	【審議】震災メモリアル公園整備基本計画（案）について
第11回	平成28年2月22日	【報告】「水辺を活かしたまちづくり検討会中間報告書」について
第12回	平成28年3月28日	【報告】「震災復興計画（展開期）に定めた施策の達成状況」について（速報）

■平成28年度

	日　時	内　容
第1回	平成28年5月9日	【審議】東日本大震災復興関連事業に伴い整備する集会所について 【審議】第15回復興交付金事業計画について
第2回	平成28年9月5日	【審議】第16回復興交付金申請関係 【審議】閖上復興事業スケジュールについて
第3回	平成28年10月11日	【審議】災害公営住宅の整備方針の変更について
第4回	平成28年10月17日	【審議】名取市震災復興計画の基本方針の一部変更について
第5回	平成28年10月31日	【審議】名取市震災復興計画の基本方針の一部変更について （10月21日開催の議員協議会での質疑等を踏まえた修正及びパブリックコメントの実施について）
第6回	平成28年12月5日	【報告】復興公営住宅の整備方針の一部変更に関する説明会及びアンケートの状況について 【審議】名取市震災復興計画の基本方針の一部変更について
第7回	平成29年1月10日	【審議】第17回復興交付金事業計画について 【審議】定住促進事業住宅取得補助金交付制度について
第8回	平成29年3月27日	【審議】名取市被災者生活再建推進プログラム【改訂版】（案）について 【審議】名取市津波被災地域における公益法人等の仮設事業支援に係る要綱の一部改正について

■平成29年度

	日　時	内　容
第1回	平成29年4月28日	【審議】第18回復興交付金事業計画について
第2回	平成29年5月15日	【審議】復興公営住宅整備戸数の変更について 【審議】閖上土地区画整理事業区域内の市換地予定地の被災者への優先分譲について
第3回	平成29年7月24日	【審議】水産加工業従業員宿舎整備事業費補助制度の創設について
第4回	平成29年8月28日	【審議】第19回復興交付金事業計画について
第5回	平成30年1月15日	【審議】第20回復興交付金事業計画について
第6回	平成30年2月5日	【報告】震災復興促進イベント（案）について
第7回	平成30年3月26日	【審議】復興促進イベントについて

■平成30年度

	日　時	内　容
第1回	平成30年4月23日	【審議】第21回復興交付金事業計画について
第2回	平成30年8月6日	【審議】名取市閖上復興達成宣言スケジュールについて
第3回	平成30年8月20日	【審議】第22回復興交付金事業計画について
第4回	平成31年1月21日	【審議】第23回復興交付金事業計画について

■令和元年度

	日　時	内　容
第1回	平成31年4月15日	【審議】第24回復興交付金事業計画について
第2回	令和元年8月19日	【審議】閖上地区復旧・復興関連事業スケジュールについて
第3回	令和元年8月26日	【審議】第25回復興交付金事業計画について
第4回	令和元年10月15日	【審議】閖上地区の町名町界の変更について

第5回	令和元年12月23日	【審議】第26回復興交付金事業計画について
第6回	令和2年1月14日	【審議】名取市復興達成宣言(案)について
第7回	令和2年2月10日	【審議】名取市復興達成宣言の進め方について 【報告】名取市震災復興計画推進本部の廃止について

4　財政運営

東日本大震災からの復旧・復興に必要な事業費は、これまでの常識をはるかに超える膨大なものとなり、平成23年度から令和6年度までの14年間の震災関連事業費の合計額は、普通会計ベースで3,184億4,235万8,000円(後年度の財源である積立金を除いたベースでは2,031億9,417万6,000円)に上った。

これは、市の公営企業会計である水道事業会計及び下水道事業等会計の事業費を含まない金額であるが、震災前の平成22年度において、名取市の市税収入は102億6,761万6,000円、標準財政規模は143億7,554万6,000円となっており、名取市における震災関連事業費の合計額は、市税収入の約31年分、標準財政規模の約22年分(積立金を除いたベースでは、市税収入の約20年分、標準財政規模の14年分)の規模に相当するものであった。

■震災関連事業費(決算額)の推移

(単位:千円)

年度	震災関連事業費	普通建設事業費	災害復旧費	扶助費	積立金	その他
H23	30,508,896	243,948	1,642,955	2,964,166	14,388,333	11,269,494
H24	31,261,489	944,947	3,804,578	155,435	15,428,341	10,928,188
H25	45,534,974	7,081,378	874,883	101,204	27,244,371	10,233,138
H26	39,646,565	21,920,289	1,130,743	88,043	14,388,333	2,119,157
H27	37,509,200	16,036,921	853,122	107,308	16,135,312	4,376,537
H28	38,759,053	23,114,344	2,159,695	92,823	11,799,259	1,592,932
H29	31,401,513	22,206,431	3,817,044	97,689	2,728,876	2,551,473
H30	25,633,693	15,183,654	2,894,358	55,931	5,592,026	1,907,724
R1	16,451,784	11,230,169	1,184,825	43,661	2,284,496	1,708,633
R2	10,918,645	5,316,051	1,446,943	15,249	1,610,843	2,529,559
R3	5,652,971	1,162,576	0	10,729	857,976	3,621,690
R4	1,837,544	413,815	2,530	7,849	826,857	586,493
R5	1,581,708	10,985	29,700	5,478	942,818	592,727
R6	1,744,323	2,882	40,257	5,433	1,020,341	675,410
計	318,442,358	124,868,390	19,881,633	3,750,998	115,248,182	54,693,155

復旧・復興に必要な事業費は、市単独による対応が到底不可能な規模となったが、国では、平成23年3月13日の関係政令の整備により、早々に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚災害法)」の適用を決めたほか、5月2日には「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(東日本大震災財特法)」が施行され、被災した地方公共団体が実施する災害復旧事業に対する支援の拡充が図られた。

また、国は、平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(復興財源確保法)」を施行、「復興特別所得税」及び「復興特別法人税」の創設等により必要な財源を確保するとともに、同月26日には「東日本大震災復興特別区域法(復興特区法)」が施行され、被災した都道府県及び市町村の復興を強力に支援する「東日本大震災復興交付金」が創設された(平成23年12月2日には「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が施行され、個人住民税均等割の引き上げ措置も併せて実施することとされた)。

さらに、国は、平成23年12月2日に「平成23年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律等の一部を改正する法律」を施行、新たに創設された「震災復興特別交付税」により復旧・復興事業費にかかる地方負担が実質的にゼロとなり、市では、財源の憂いなく復旧・復興に取り組むことができるようになった(「地方負担の実質ゼロ」は、国の「集中復興期間(平成23年～平成27年)」の終了に伴い、平成28年度以降の「復興・創生期間」では一部見直しが行われることになったが、それでも見直し後の実質的な負担額は、通常の地方負担額の5%程度まで大幅に抑制されるなど、復旧・復興事業の推進に支障が生じることのないよう、被災地への配慮が行われた)。

国による極めて手厚い財政支援を受け、市では、機動的な財政運営による復興の加速化に努めた。市では、当初予算の編成後、6月、9月、12月及び2月の各定例市議会で補正予算を編成することを通例としていたが、震災後は、臨時議会による対応を含め、数多くの補正予算を編成することで、刻々と変化する事情の変化に対応した(令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症への対応によるものを含む)。

■補正予算の編成状況

年度	
H23	H23.3月補正、H23.4月補正(専決)、H23.6月補正、H23.9月補正、H23.10月臨時補正、H23.12月補正、H24.2月臨時補正、H24.2月補正、H24.2月追加補正、H24.3月補正(専決)
H24	H24.3月補正、H24.6月補正、H24.9月補正、H24.11月補正(専決)、H24.12月補正、H24.12月追加補正、H25.2月補正、H25.2月追加補正、H25.3月補正(専決)
H25	H25.3月補正、H25.6月補正、H25.6月追加補正、H25.7月臨時補正、H25.9月補正、H25.9月追加補正、H25.12月補正、H25.12月追加補正、H26.2月臨時補正、H26.2月補正、H26.2月追加補正、H26.2月追加補正②、H26.3月臨時補正、H26.3月補正(専決)
H26	H26.3月補正、H26.3月臨時補正、H26.6月補正、H26.9月補正、H26.9月追加補正、H26.11月臨時補正、H26.11補正(専決)、H26.12月補正、H26.12月追加補正、H27.2月補正、H27.2月追加補正、H27.3月補正(専決)
H27	H27.3月補正、H27.6月補正、H27.7月臨時補正、H27.9月補正、H27.12月補正、H27.12月追加補正、H27.12月臨時補正、H28.2月補正、H28.2月追加補正、H28.3月補正(専決)
H28	H28.3月補正、H28.3月補正(専決)、H28.6月補正、H28.9月補正、H28.9月追加補正、H28.11月臨時補正、H28.12月補正、H28.12月追加補正、H29.2月補正、H29.2月追加補正、H29.3月補正(専決)
H29	H29.3月補正、H29.6月補正、H29.8月臨時補正、H29.9月補正、H29.9月補正(専決)、H29.12月補正、H29.12月追加補正、H30.2月臨時補正、H30.2月補正、H30.2月追加補正、H30.3月補正(専決)
H30	H30.3月補正、H30.6月補正、H30.8月補正(専決)、H30.9月補正、H30.9月追加補正、H30.10月補正(専決)、H30.12月補正、H30.12月追加補正、H31.2月臨時補正、H31.2月補正、H31.2月追加補正、H31.3月補正(専決)
R1	H31.3月補正、R1.6月補正、R1.9月補正、R1.10月補正(専決)、R1.10月臨時補正、R1.12月補正、R2.2月臨時補正、R2.2月補正、R2.2月追加補正、R2.3月補正(専決)
R2	R2.3月補正、R2.4月補正(専決)、R2.5月臨時補正、R2.6月補正、R2.6月追加補正、R2.7月臨時補正、R2.9月補正、R2.9月追加補正、R2.11月臨時補正、R2.12月補正、R3.2月臨時補正、R3.2月補正、R3.2月追加補正、R3.3月補正(専決)

(1)「激甚災害法」の適用

通常の災害において、道路や下水道等の公共土木施設災害復旧事業にかかる国の補助率は66.7%、農道や農業用水路等の農業用施設災害復旧事業にあっては65%(農地は50%)、公立学校施設にあっては3分の2が基本の補助率とされているが、国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、または被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害として、激甚災害法による国の激甚指定がなされると、被災の程度や財政規模に応じ、補助率の嵩上げ等、激甚災害法に定めるさまざまな特例措置が適用されることになる。

東日本大震災の発生により、国は、発災の翌々日となる3月13日に「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」を制定、名取市においても、災害の激甚指定により、市が実施する災害復旧事業の補助率の嵩上げが適用になったほか、通常災害では補助制度がない公立社会教育施設災害復旧事業(公民館、体育館、運動施設、文化会館等)に対する国の補助が適用になるなど、さまざまな特例が適用されることになった。特に、補助率の嵩上げについては、市が実施する公共土木施設災害復旧事業の補助率が最終的に91.8%まで引き上げになるなど、市の財政負担の大幅な軽減につながった。

(2)「東日本大震災財特法」の適用

国は、激甚災害法の適用に加え、平成23年5月2日に「東日本大震災財特法」を新たに制定、被災した地方公共団体等に対する支援のさらなる拡充が行われた。名取市においても、上水道や農業集落排水施設、火葬場に係る災害復旧事業の補助率の嵩上げが適用されたほか、通常災害では補助制度がない消防施設の災害復旧事業に対する国の補助が適用になるなど、さまざまな特例が適用されることになった。市において317億円を超える事業費を計上することとなった災害廃棄物処理事業についても、通常の補助率が2分の1とされているところ、被災地方公共団体の財政規模に応じた補助率の嵩上げ措置が適用となり、最終的な補助率が10分の9まで引き上げになるなど、市の財政負担の大幅な軽減につながった。

(3)「東日本大震災復興交付金」の活用

国が、平成23年12月の「復興特区法」の制定に併せ創設した東日本大震災復興交付金(以下、「復興交付金」)は、これまでにない極めて画期的な制度であった。復興交付金は、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業(災害復旧事業を除く)を一括化し、1つの事業計画の提出ごとに、被災地方公共団体へ交付金を一括で交付するもので、被災地方公共団体の復興に必要な「文部科学省」「厚生労働省」「農林水産省」「国土交通省」及び「環境省」が所管する40のハード事業(基幹事業)が、いわゆる「5省40事業」として整理された。

また、40の基幹事業に関連して被災地方公共団体が実施する事業については、基幹事業の事業費の35%を上限に、効果促進事業として復興交付金を充当することが認められ(補助率80%)、被災地の実情に応じたさまざまな復興事業を展開することが可能となった。

さらに、基幹事業にあっては、通常の補助率(基本国費率)に加え、地方負担分の2分の1が追加的に国庫補助の対象とされ、地方負担の大幅な軽減が図られた(通常の補助率が50%の事業にあっては75%(50%+(100%-50%)÷2)、通常の補助率が55%の事業にあっては77.5%(55%+(100%-55%)÷2)の補助率が適用となる)。

平成24年5月には、復興交付金の使い勝手を抜本的に向上し、被災市町村の自由な事業実施による市街地の再生を加速するため、新たに「市街地復興効果促進事業」の仕組みが創設された。これは、被災市町村が復興交付金の基幹事業として実施する市街地整備事業(防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、市街地再開発事業、津波復興拠点整備事業及び災害公営住宅整備事業の5事業)の事業費の20%が復興交付金として一括配分されるもので、当該一括配分された交付金の範囲内であれば、被災市町村は、原則として国の承認を待たずに事業を実施することが認められるようになった(市街地復興効果促進事業の創設当初、国は、あらかじめ定められた「ポジティブリスト」の範囲内でのみ交付金の充当を認めていたが、その後、平成25年3月に運用の見直しが行われ、「ネガティブリスト」として国が示した範囲に含まれなければ、交付金の充当が認められる取扱いに変更された)。

名取市でも、復興交付金を最大限に活用しながら、各方面における復興事業の推進に取り組んだ。市による復興交付金事業計画の策定状況は次のとおり、復興交付金を活用し実施した事業は資料編「東日本大震災復興交付金事業」に掲載のとおりであるが、市が復興交付金により実施した事業は、平成24年度から令和4年度までの合計で全177事業(基幹事業41事業、効果促進事業24事業、市街地復興効果促進事業112事業)となり、事業費の合計額は、実績で996億5,882万3,000円に上った。

なお、復興交付金事業計画は、市町村と県が合同で提出することとされており、宮城県が実施する復興交付金事業のうち名取市内で行われるものについては、平成24年度から令和4年度までの合計で全10事業(基幹事業7事業、効果促進事業2事業、市街地復興効果促進事業1事業)となり、事業費の合計額は、実績で166億4,559万7,000円となっている。

■復興交付金事業計画策定状況

(単位:千円)

	計画策定年月	計画事業費(県事業)	交付金(県事業)	計画事業費(市事業)	交付金(市事業)
第1回	平成24年1月	323,675	259,867	7,662,978	6,076,679
第2回	平成24年4月	100,800	78,640	1,471,392	1,165,375
第3回	平成24年6月			184,700	139,212
第4回	平成24年11月	3,408,734	2,557,537	9,057,777	7,501,109
第5回	平成25年3月	1,697,303	1,280,587	59,825	47,860
第6回	平成25年6月	354,826	266,119	1,422,794	1,217,409
第7回	平成25年10月	6,706,380	5,029,785	753,163	580,461
第8回	平成26年1月	342,180	261,385	25,563,313	21,149,745
第9回	平成26年5月	836,200	627,150	594,300	459,742
第10回	平成26年10月	40,000	31,000	5,294,918	3,791,993
第11回	平成27年1月	50,545	37,908	10,733,289	8,609,222
第12回	平成27年5月			285,000	195,937
第13回	平成27年10月	569,000	426,750	3,290,972	2,838,463
第14回	平成28年1月	1,509,622	1,132,216	15,294,832	12,054,227
第15回	平成28年5月			2,030,846	1,581,416
第16回	平成28年10月	658,759	494,069	2,621,871	1,895,882
第17回	平成29年1月			9,076,251	7,172,802
第18回	平成29年6月			0(流用等)	0(流用等)
第19回	平成29年10月	188,947	141,710	0(流用等)	0(流用等)
第20回	平成30年1月			2,719,350	2,130,815

第21回	平成30年5月			758,473	606,777
第22回	平成30年10月			1,241,432	956,308
第23回	平成31年1月			2,366,901	1,901,973
第24回	令和1年5月			0(流用等)	0(流用等)
第25回	令和1年12月			0(流用等)	0(流用等)
第26回	令和2年1月			856,474	737,393
第27回	令和2年5月			0(流用等)	0(流用等)
計		16,786,971	12,624,723	103,340,851	82,810,800

(4)「震災復興特別交付税」の活用

震災復興特別交付税は、東日本大震災からの復旧・復興に要する地方公共団体の特別な財政需要に対し、国がその全額を措置することを目的に、平成23年12月に創設された画期的な財政支援制度である。これは、通常の特別交付税とは別枠で措置されるもので、名取市のような大規模被災団体が、巨額の復興費用によって財政破綻を招くことのないよう、国が財源を確実に保障する仕組みとして機能した。

最大の特長は、被災地方公共団体が実施する復旧・復興事業のうち、国庫補助金等の交付を受けた後の「地方負担分」の全額が、原則としてこの交付税により措置される点にある。具体的には、前述の「災害復旧事業」や「復興交付金事業」等において、嵩上げ後の補助率を適用してもなお残る地方負担分について、全額措置されるもので、これにより、市は実質的な自己負担なしで大規模な基盤整備事業を断行することが可能となった。ハード事業に限定されがちな補助金制度に対し、震災復興特別交付税は、復興に必要な幅広い「ソフト事業」への充当や、被災者支援等を目的に実施される地方税の減免等に伴う減収分への充当も認められた。名取市においても、「震災復興に従事する派遣職員に係る経費」や「被災児童・生徒等スクールバスの運行費用」のような独自の復興ニーズにも活用された。

国が定めた「集中復興期間(5年間)」及び「第1期復興・創生期間(5年間)」、「第2期復興創生期間(5年間)」において、この制度は継続的に適用された(第1期復興創生期間以降は、一部地方負担あり)。名取市は、閖上地区を中心とした大規模な復興まちづくりにおいて、数千億円規模の総事業費を投じたが、この震災復興特別交付税による裏付けがあったからこそ、市の一般財源を圧迫することなく、スピード感を持った事業遂行が可能となった。

■震災復興特別交付税実績

(単位:千円)

年 度	交付総額	現年災	直轄・補助事業に係る地方負担額	単独災害復旧事業費	公営企業への一般会計繰出金額	地方税等減収・減免額	その他	過年度過大過少算定額等
H23		(※2,299,231)	-	-	-	-	-	-
H23	3,919,725	▲793,220	1,973,246	1,023,168	180,042	944,370	592,119	-
H24	6,111,333	2,479,468	2,963,895	155,272	10,789	323,571	298,243	▲119,905
H25	4,480,896	374,370	3,639,100	598,227	16,665	400,631	468,534	▲1,016,631
H26	4,678,464	0	4,389,235	62,085	279,615	309,137	540,616	▲902,224
H27	8,692,564	1,050	6,165,276	61,730	264,034	183,959	620,501	1,396,014
H28	7,481,815	0	5,642,360	1,184,781	144,797	127,970	665,073	▲283,166
H29	5,131,367	0	4,321,105	707,892	169,735	156,841	648,501	▲872,707
H30	4,222,371	0	2,144,217	2,130,563	147,832	156,331	545,695	▲902,267
R1	1,494,996	0	854,485	688,257	112,172	133,981	456,201	▲750,100
R2	672,496	0	602,441	51,143	2,304	180,164	276,694	▲440,250
R3	234,564	0	116,581	0	0	157,771	44,814	▲84,602
R4	109,355	0	127,355	0	0	108,851	33,726	▲160,577
R5	158,297	0	153,293	0	0	81,175	17,446	▲93,617
R6	211,433	0	138,274	0	0	124,138	18,327	▲69,306

※平成23年度の現年災2,299,231千円は、「震災復興特別交付税」の創設前に「特別交付税」として交付されたもの。「現年災」による交付額は、災害に伴うり災世帯数や全壊(半壊)家屋の戸数、農作物の被害面積等により、一律で算出される。
※「その他」には、派遣職員の人件費等を含む。

5　寄附金等の受け入れ、活用

震災からの復興に向け、市には、全国各地や海外から多くの寄附金が寄せられた。市は、これらの寄附金を有効に活用するため、平成23年6月に「災害復興寄附基金」を設置、寄附金の使途を明確にするとともに復興期間を通じた計画的な運用を行った(災害復興寄附基金は、平成24年2月に「災害復興基金」に名称変更、積立金の財源を寄附金に限定せず、その他復興関連の財源(県補助金や各種団体からの助成金等)を含め運用を行う体制とした)。

また、平成23年9月には「震災遺児孤児奨学金支給基金」を設置、震災遺児孤児への支援を目的に寄せられた寄附金を一般の災害復興寄附金と分けて整理することで、震災で親を亡くした遺児及び孤児の学業を支援するための財源確保に取り組んだ。

平成23年3月の震災直後から令和3年3月までの約10年で市に寄せられた寄附金の内訳は次のとおり、合計額は5億4,352万1,832円(うち震災遺児孤児支援分1億4,040万2,505円)となり、市の復興を後押しする大きな力となった。

■寄附金内訳(平成22年度～令和2年度)

平成22年度 (23件1,550万1,000円)	**復興事業分(23件1,550万1,000円)** ㈱宇佐美鉱油、四国山地砂防事務所、道路企画工業㈱、㈱東洋食品、相互住宅㈱、今家印刷㈱、㈱サイネックス、豊華㈱、アタカ大機㈱、(財)宮城県建築住宅センターほか個人等(不詳、匿名含む)
平成23年度 (590件2億9,384万6,949円)	**復興事業分(516件2億3,629万4,825円)** ㈲大村金物店、下余田芹出荷組合、植松災害支援センター、(財)みやぎ霊園、佐藤工業㈱、㈱やまや、上山市、全国友の会、宮城県国民健康保険団体連合会、水ing㈱、第一法規㈱,スミダコーポレーション㈱、下余田芹出荷組合、㈱アルファー企画、宮城県土地改良事業団体連合会、パラグアイ青年海外協力会、㈱ダイモン、㈱アイネス、松谷化学工業㈱、宮城県予防医学協会、宮城県市町村職員共済組合、㈲清和フーズ、㈱仲代金属、上田市、㈱登米ブラス、(財)宮城県市町村振興協会、国土交通省OB名取会、宮城県市町村職員退職手当組合、東京立川ライオンズクラブ、航空大学校同窓会、丸栄工業㈱、㈱河北新報社、㈱伊藤チェーン、内外工業㈱、自治大学校145期有志、㈱ナウパカ、㈲丸藤商店、好きです市原の会、豊中市、名取災害支援センター、立正佼成会一食平和基金、日立造船㈱、宮城県立がんセンター、宮城県立精神医療センター、金沢胃腸科内科、神戸市婦人団体協議会、カナダ ジャーニー・ミドルスクール、全国都市職員災害共済会、青木あすなろ建設㈱、洞爺湖町、エクセルデバイス㈱、伊丹市労働者福祉協議会、㈱オオバ、信州佐久平救援隊、大成通運㈱、㈱東産業、上山市民・企業・ドナウェッシンゲン市(ドイツ)、北海道伊達市自治防災協議会、日本郵政

	募金会、名取市災害応急措置協力会、㈱メイ・コーポレーション、㈲フェブレ、NPO法人平泉会、豊岡市民有志の会、日比谷花壇グループ、㈱みなと山口合同新聞社、真宗大谷派、立沢整形外科及び患者の会、㈱NASS、(社)全国信用金庫協会、㈱渡辺技工、念法眞教総本山小倉山金剛寺、㈲大城製作所、曹洞宗宗務庁、東京都仏教連合会、東石物産㈱、佐伯市生活環境課、宮城第一信用金庫、名取市部課長会、(財)全国消防協会、㈱ワタケン、㈱宮本工業所、㈱畑中工務店、シダックス㈱、金沢市、(社)埼玉ニュービジネス協議会、宮城県市議会議長会、阪本薬品工業㈱、㈱ENEOSフロンティア、「ゆふいん文化・記録映画祭」実行委員会、ピエール　バン　コルトランド中学校ほか、㈱福島工作所、サントリーレディースオープンゴルフトーナメント2011、㈱ホラグチ、相互台夏祭りジュニアボランティア、仙台サーフショップユニオン、老松不動産㈱、日本補償コンサルタント協会、伊丹市稲野小学校社会福祉協議会、㈱トリムワン、伊丹市社会を明るくする運動実施委員会、伊丹市立中央公民館、宮城県市長会、一宮市神山公民館、愛知県退職教員有志の会、伊丹市中心市街地活性化協議会、伊丹市ふれあい夏まつり実行委員会、㈱タムラ、エコール・ポワリエール小学校（カナダ）、伊丹市社協キャッツ洋子音楽事務所、宮城日本香港協会、㈱ハピネス・アンド・ディ、(財)宮城県消防協会名取地区支部長、井ヶ田製茶㈱、サッポロ友の会、㈱関・空間設計、(財)野村生涯教育センター、GEN室内管弦楽団、㈱デラ、㈱プリスクリプション・エルム&パーム、東中田市民まつり実行委員会、エスティーキコウ㈱、NBRダンス愛好会、ベガルタ仙台、同文舘出版㈱、舞鶴市教育委員会、㈱花菱ホテル、㈲たこうや、小檜山博を読む会、市原市職員互助会、㈱オフィス・ミント、(社)上山青年会議所、全国社会保険労務士会、カフェひなびな、名取市道路公園課親睦会、日軽建材工業労働組合、新琴似内科クリニック、㈱本郷土建、東京エレクトロン㈱、(財)ユネスコアジア文化センター、㈱Wasabi、宮城県名取北高等学校奉仕活動部、伊丹市芸術家協会事務局、㈲奥野建設、伊丹市立中央公民館、㈱ユアテック、桜台地区コミュニティ協議会、松谷化学工業㈱、内外工業㈱、いちはら市民ネットワーク、きさらづ市民ネットワーク、宮城県土地改良事業団体連合会　ほか個人等 **震災遺児孤児支援分（74件5,755万2,124円）** 東京書籍㈱、全日本教職員組合、(財)宮城県教育会館、(財)上田市体育協会、盛和塾東京、霧島市文化協会国分支部、㈱共和工業所、大京㈱、ラオス日本友好協会、㈱四ツ葉、旅行人山荘、万代ホーム㈱、東京池袋ライオンズクラブ、金沢市遺族友の会、日軽建材工業労働組合、港島地区民生委員児童委員協議会、赤毛のアン募金、天馬の会、届けよう 希望 元気キャンペーン、学校法人旗立学園やまびこ幼稚園、㈱新興出版社啓林館、㈱経営パートナーズ、UCHICOLOR、朝日管財㈱、廿日市市立大野西小学校、㈱あみやき亭、新日本キックボクシング協会、㈱飛成、はまっこムエタイジム、江南市成人の集い実行委員会、㈱内村、㈱光輝、北名古屋市職員互助会　ほか個人等
平成24年度 (237件8,183万5,122円)	**復興事業分（128件4,017万7,347円）** (公財)東京都公園協会、足利ユースオーケストラ運営委員会、名取災害支援センター、小山第三町内会、ハウスウェルネスフーズ㈱、日本郵政グループ労働組合中国地方本部、㈱ENEOSフロンティア、丸栄工業㈱、神奈川県海老名市農業委員会、㈱フジコー、グリーン企画建設㈱、㈱渡辺技工、三重県桑名市議会、新自由クラブ、岐阜県垂井町行政視察団、埼玉県朝霞地区議長会、(公財)ユネスコ・アジア文化センター、メットライフアリコ生命保険㈱、㈱トリムワン、松谷化学労働組合、サントリーレディース

	オープンゴルフトーナメント2012、㈱関・空間設計、㈱デラ、民謡木兆会、Bassment Party Live Vol.50 実行委員会、㈱東緑化、朝日航洋㈱、前澤化成工業㈱、㈱JWR、アサヒビール㈱仙台支社、日蓮宗東京北部宗務所、NPO法人平泉会、広島県豊田郡大崎上島町議会、東京エレクトロン㈱、東亜リース㈱、㈱Wasabi、サッポロビール㈱仙台工場　ほか個人等 **震災遺児孤児支援分（109件4,165万7,775円）** Beehive English Club、NPO法人キャットミント、KNプロジェクト、㈱永田音響設計、㈲若生技建、北区明るい社会づくりの会、神戸市社会福祉協議会、東都クリエート㈱、Arjia Rinpoche Director The Tibetan Mongolian Buddhist Cultural Center、Peaceful Yoga from仙台、ドナウェッシンゲン市（ドイツ）、脱線会、㈲中央マドセンター、サンフランシスコ日本語補習校、欧州・JIAM米国研修名取市役所OB会、霧島市文化協会国分支部、津名高等学校生徒会、芝税理士法人、学校法人明徳学園相洋中高等学校、毛呂山町東日本大震災復興支援プロジェクト委員会、先祖・中将藤原實方朝臣墓参会、㈲原田管理商会、竹原市議会総務文教委員会、東京学芸大学附属小金井中学校ボランティア推進委員、ザ・レジェンド・チャリティプロアマトーナメント実行委員会、市職員有志実行委員会、名取市水道指定店会、㈱新興出版社啓林館、伊丹市立せつよう幼稚園、(一社)PARACUP、応援職員との交流会、国鉄東京合唱団コンサート、㈲原田管理商会、山形県立ゆきわり養護学校、やえやま東北人会、東北建設企画㈱、北名古屋市職員互助会、GB㈱、㈱共和工業所、㈱ヒダカファミリー、大京㈱、廿日市市立大野西小学校、対馬市立仁田中学校、あけぼの保育所親和会、名取市法令審議会有志、㈱キョードー東北　ほか個人等
平成25年度 (177件4,286万3,049円)	**復興事業分（79件2,568万3,339円）** 足利ユースオーケストラ運営委員会、㈱ENEOSフロンティア、ビックブライトネス・エムズテニスパーク、中華そばいぶし、丸栄工業㈱、境町上下水道指定工事組合一同、名取ライオンズクラブ、間伐材クラブ、㈱イースト・プレス、霧島市議会有志、㈱トリムワン、サントリーレディスオープンゴルフトーナメント2013、ガレットアンドビスケット、石川県立輪島高等学校PTA、㈱関・空間設計、新宮市自主防災佐野区、東京都仏教連合会、日本郵政グループ労働組合中国地方本部・四国地方本部、宮城県地域婦人団体連絡協議会、前澤化成工業㈱、NPO法人平泉会、住田会、布あそびの会手芸の部屋、KEND企画、東日本大震災復興支援チャリティーカラオケショー実行委員会、㈱Wasabi、内外工業㈱　ほか個人等 **震災遺児孤児支援分（98件1,717万9,710円）** 上山あららぎライオンズクラブ、ジャパン・フライフィッシャーズ、(一財)鴻巣市観光協会、㈱ハローインターナショナル、日本和装ホールディングス㈱、芝税理士法人、㈲原田管理商会、㈱内村、名取つばさライオンズクラブ、応援職員との交流会、一宮市神山公民館ボランティア有志の会、霧島市文化協会国分支部、北海道ユニバーサル上映映画祭実行委員会、名取市商工会女性部、金沢市公民館連合会、㈱ディナーサービス・コーポレーション、㈲リョー、㈱渡辺技工、森川成美さんの初出版を祝う会、棕櫚亭、東都クリエート㈱、かんがるーの会、㈱イースト・プレス、金沢市遺族友の会、登戸地区民生児童委員協議会、北名古屋市職員互助会、㈱新興出版社啓林館、(一社)PARACUP、Ocean Pacific Restorative of Esthetic Dentistry、㈱アルト、一宮市神山公民館ボランティア有志の会、㈱共和工業所、廿日市市立大野西小学校長、

	大京㈱、㈱ヒダカファミリー、名取市テニス協会、青山ビジネススクール、市職員有志実行委員会、20年度卒増田中学校卒業生一同　ほか個人等
平成26年度 （164件4,466万4,150円）	**復興事業分（64件2,518万5,754円）** 蔵王リース㈱、小松精練労働組合、㈱イースト・プレス、㈱ENEOSフロンティア、大同生命保険㈱、AIU損害保険㈱、KEND企画、沖縄残波岬ロイヤルホテル、亜洲台湾商會聯合総會、新淡水高爾夫球場、霞ヶ浦国際ゴルフコース、永昌貿易㈱、特定非営利活動法人チーム絆、東北発電工業労働組合、サントリーレディスオープンゴルフトーナメント2014、石川県港湾協会、NPO法人平泉会、真室川北部小学校、GEN室内管弦楽団、埼玉県宅地建物取引業協会、前澤化成工業㈱、守病院、布あそびの会手芸の部屋　ほか個人等 **震災遺児孤児支援分（100件1,947万8,396円）** 名取つばさライオンズクラブ、脱線会、名取市高舘山手開発連絡協議会、花空間プロデュース協会、㈱東京堂、ブティックS-TWO、㈱ハローインターナショナル、メナードフェイシャルサロングラッツェリオ、㈱内村、棕櫚亭、応援職員との交流会、霧島市文化協会国分支部、一宮市神山公民館ボランティア有志の会、㈱渡辺技工、サンフランシスコ日本語補習校（アメリカ合衆国）、広島県三次市議会、東都クリエート㈱、㈱サイモンズ、青山学院管弦楽団、外様地区区長会、㈱新興出版社啓林館、TSUNAMI募金、芝税理士法人、なとり市民のつどい、㈱アルト、かんがるーの会、(一社)PARACUP、伊丹市立笹原中学校吹奏楽部、伊丹市立南中学校吹奏楽部、伊丹市立西中学校吹奏楽部、伊丹市立松崎中学校吹奏学部、三和金属㈱、堺工科高等学校定時制課程、㈱共和工業所、大京㈱、㈱ヒダカファミリー、センコンインベストメント㈱、㈱経営パートナーズ、市職員有志実行委員会、(一財)玉野教育基金　ほか個人等
平成27年度 （112件2,059万6,101円）	**復興事業分（47件1,606万1,601円）** ㈱ENEOSフロンティア、小松精練労働組合、㈱パンセ、日本郵政グループ労働組合中国地方本部、蔵王リース㈱、サントリーレディスオープンゴルフトーナメント2015、みどり台中学校２年４組、庭園レストラン松風苑、NPO法人平泉会、酒田市立田沢小学校児童会、(一社)PARACUP、㈱新興出版社啓林館、布遊びの会・いわとともしびチーム手芸の部屋、㈱ヒダカファミリー、名取市商工会女性部　ほか個人等 **震災遺児孤児支援分（65件453万4,500円）** フェイシャルサロングラッツェリオ、㈱内村、応援職員との交流会、㈱渡辺技工、棕櫚亭、サンフランシスコ日本語補習校（アメリカ合衆国）、東京立川ライオンズクラブ、霧島市文化協会国分支部、一宮市神山公民館ボランティア有志の会、東阪神吹奏楽連盟　ほか個人等
平成28年度 （25件1,453万1,449円）	**復興事業分（25件1,453万1,449円）** 東京都労政行政職員OB会、㈱内村、サンフランシスコ日本語補修校、㈱ENEOSフロンティア、㈱コヤマドライビングスクール、サントリーレディスオープンゴルフトーナメント2016、蔵王リース㈱、小松精練労働組合、㈱アルト、ゴスラー市市民財団（ドイツ）、酒田市立田沢小学校児童会、(一社)PARACUP、足利ユースオーケストラ運営委員会　ほか個人等
平成29年度 （19件1,231万1,190円）	**復興事業分（19件1,231万1,190円）** 9R10R会員交流会（和歌山ライオンズクラブ事務所）、㈱渡辺技工、㈱コヤマドライビングスクール、蔵王リース㈱、サンフランシスコ日本語補習校サンノゼ校（アメリカ合衆国）、サントリーレディスオープンゴルフトーナメント2017、小松精練労働組合 UAゼンセン、㈱アルト、酒田市立田沢小学校児童会、東阪神吹奏楽連盟　ほか個人等
平成30年度 （15件1,530万3,724円）	**復興事業分（15件1,530万3,724円）** ㈱夏山組、㈱渡辺技工、サンフランシスコ日本語補習校サンノゼ校（アメリカ合衆国）、在来宮城ふるさと協議会、小松精練労働組合 UAゼンセン、蔵王リース㈱、宮里藍 サントリーレディスオープンゴルフトーナメント2018、東京都立富士森高等学校吹奏楽部、㈱成田デンタル　ほか個人等
令和元年度 （12件69万9,869円）	**復興事業分（12件69万9,869円）** 足利ユースオーケストラ運営委員会、宮城キッチンカー協会、サンフランシスコ日本語補習校（アメリカ合衆国）、小松マテーレ労働組合　ほか個人等
令和2年度 （5件136万9,229円）	**復興事業分（5件136万9,229円）** 琉球國祭り太鼓東京支部、㈱東流社、アース製薬㈱　ほか個人等

※被災者への義援金として寄せられた寄附金（名取市受け入れ分：6億441万1,655円（令和3年3月31日まで））を含まない。

寄附金のほか、市には、震災復興に必要な数多くの物品等の支援が寄せられた。特に、震災で大きな被害を受けた閖上小学校や閖上中学校、図書館には各方面から多くの支援がなされ、多くの関係者を勇気づけた。

■寄附物品等一覧（平成23年度～令和5年度）

平成23年度	㈱潜匠（ドライスーツ、水中ナイフ、Sプロフィン、潜水用ヘルメット各3セット） キハラ㈱（図書館にブックトラック一式） ㈱東芝（ノートパソコン50台） ㈱日立ソリューションズ（電子黒板ほか） 東日本電信電話㈱（デスクトップパソコン80台、レーザープリンター20台） ㈱豊美（アブドゥル・ラティフ・ジャミール社）（体育館に平ボディトラック1台） 岩見沢市（移動図書館「あおぞら号」） トヨタ自動車㈱（トヨタプリウス4台、トヨタプロボックス1台） (財)図書館振興財団（図書館にプレハブ1棟） 東亜リース㈱（生活再建支援課（仮設住宅管理室）に発電機8台、刈払機4台） 北広島図書館フィールドネット（図書館にディスプレイラック、紙芝居舞台ほか） 東京エレクトロン㈱（市役所庁舎に薄膜シリコン太陽光発電システム一式） ㈱岡村製作所（市役所等にオフィス家具多数（机、椅子、書庫等）） 仙台ロータリークラブ（閖上小学校、閖上中学校にAED各1台） **(公財)日本ユニセフ協会（図書館に「どんぐりこども図書室」）** ゼファー㈱（災害FM用ハイブリッド発電システム） ㈱東芝（住宅用太陽光発電設備一式） 今野住建（図書館に時計） 東海大学チャレンジセンター、㈱スギヤマ、㈲今野住建、㈱計画・環境建築（図書館用サイン一式）

	ダイシャリン中古車センター（教育委員会にヤマハ電動アシスト自転車25台） saveMLAK、東海大学チャレンジセンター（こども図書室用カウンター、書架、テーブル等） KDDI㈱（市役所に無停電電源装置） ㈱東芝（市役所に鉛蓄電池5台） 大阪みおつくしライオンズクラブ（斎場に時計） イオンリテール㈱（閖上中学校に世界遺産ヴェネツィア展招待券）
平成24年度	㈱大林組（仮設トイレ16基） 個人（図書館にベンチ及びロールスクリーン） 神奈川県川崎中ロータリークラブ（閖上中学校にティンパニー、コンサートグロッケンほか） 神奈川県川崎西ライオンズクラブ（クリーン対策課に環境放射線モニタ10台） 藤女子大学2011年度図書館情報学課程修了生（図書館にスチールマルチワゴン） メットライフアリコ生命保険㈱（閖上中学校に桜苗木10本） キワニスクラブ共同募金運営委員会（閖上中学校に部活動用品） ライオンズクラブ国際協会（クリーン対策課に高圧洗浄機5台） 神戸市建築協力会、日本ツーバイフォー建築協会兵庫支部（市内小学校にAED8台） 被災地にピアノを届ける会（増田小学校にピアノ2台） 被災地の学校にピアノを贈る一滴の会、石巻かほく商工会青年部（閖上中学校にピアノ1台） コクヨファニチャー㈱、コクヨ東北販売㈱（閖上中学校に生徒用机・椅子等多数） (公財)日本農芸化学会（閖上中学校に理科用、家庭科用備品） サントリーレディースオープンゴルフトーナメント2012（消防本部にカラーテレビほか） ㈱マルハンダイニング（市内小学校に卓球台7台） (社)日本ゴルフツアー機構（市内小学校にスナックゴルフ・スクールセット） saveMLAK、東海大学チャレンジセンター（図書館に返却ポストほか） (公財)日本ユニセフ協会（閖上中学校に体育備品、理科備品、美術備品、家庭科備品等多数） 垂水区ママさん卓球協会（閖上中学校に親子式配膳台3台） 個人（閖上中学校にトランペット等） (公財)サントリー芸術財団、NPOトリトン・アーツ・ネットワーク、第一生命保険㈱（閖上中学校に楽器（箏など）） ㈱協和（教育委員会にランドセル） メジャーリーグベースボールジャパン（閖上小学校、閖上中学校に野球用品） **ラインハルト・アンド・ソンヤ・エルンスト財団（ドイツ）（文化会館に「希望の家（Haus der Hoffnung）」）** 佐藤工業㈱（文化会館に希望の家用備品一式） ㈱槇総合計画事務所（文化会館にピアノほか希望の家備品一式） ㈱エコー建設（市役所庁舎正面玄関前滑り止め工事） ㈱日本ブッカー（図書館に木製傾斜書架8台） 全国共済農業協同組合連合会（高規格救急自動車1台） **カナダ林業審議会、カナダウッドグループ（図書館に「どんぐり・アンみんなの図書室」）** 埼玉県飯能市職員有志（図書館に木製スツール5台ほか） 山木工業㈱（図書館に時計） キリンビール㈱（市内小学校にフットサル用備品一式） 個人（図書館に照明器具一式）

	名取つばさライオンズクラブ（消防査察車1台） キワニスクラブ共同募金運営委員会（閖上中学校に部活動用品一式）
平成25年度	**カナダ林業審議会、カナダウッドグループ（「ゆりあげ港朝市メイプル館」等建物3棟）** 特定非営利活動法人利他の会 （増田小学校にマーチングチューバ、マーチングクォードほか） ㈱河北新報社、木下大サーカス㈱ （市内小中学校、幼稚園、保育所等に木下大サーカス招待券　9,800枚） 名取市卓球協会（第一中学校に卓球台2台） 垂水区ママさん卓球協会（下増田小学校に高圧洗浄機1台） 名取市卓球協会（市民体育館に卓球台1台） 名取市卓球協会（増田中学校に卓球台2台ほか） 大阪八尾菊花ライオンズクラブほか5クラブ（閖上小学校にデジタルビデオカメラ一式） ラインハルト・アンド・ソンヤ・エルンスト財団（ドイツ）（文化会館に希望の家レリーフほか） 石狩市寿窯陶芸クラブ陶寿会（図書館に木製スツール、紙芝居台ほか） キリンビール㈱（高舘小学校、那智が丘小学校にフットサル用備品一式） ㈱阪神タイガース、阪神タイガースOB会（市内中学校に野球用備品一式） コスモシステム㈱（携帯電話マルチ充電ボックス82台） ベネッセホールディングス、(公社)日本民間協力会 （市内小中学校に配膳台6台、コントラバス、スポーツ用品ほか） 東京エレクトロン㈱（市役所に薄膜シリコン太陽電池モジュール2枚） イケア・ジャパン㈱（おもちゃ用トランク等保育所備品）
平成26年度	HONDA ESTILO㈱、NOTICE of HONDA災害支援基金（サッカーボール） 神戸市垂水区ママさん卓球協会（下増田小学校に保健室用ベッド2台） 白石市立南中学校（慰霊碑に木製ベンチ4台） ㈱阪神タイガース、阪神タイガースOB会（市内小中学校に野球用備品一式） **(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン（下増田児童厚生施設1棟）** 被災地へピアノを届ける会（増田中学校にピアノ1台）
平成27年度	個人（閖上公民館にピアノ） (一社)名取市復興公営住宅建物推進協議会（高柳圭田戸建災害公営住宅案内看板）
平成28年度	被災地へピアノを届ける会（増田中学校にピアノ、電子キーボード） 神戸市垂水区ママさん卓球協会（下増田小学校に業務用石油ストーブ） 震災復興支援グループ「きぼう」（消防本部に津波対策用救命胴衣2着）
平成30年度	(一社)名取市観光物産協会 （震災メモリアル公園に震災メモリアルブロック1,208枚、寄贈者名板1基、津波警鐘碑1基）
令和元年度	日本卓球㈱（市営住宅閖上中央第一団地に卓球台1台） **TOHOKU SMILE PROJECT（こどもアスレチックパーク、多目的広場）**
令和3年度	全国理容生活衛生同業組合連合会（東日本大震災教訓碑）
令和4年度	個人（墓地公園に東日本大震災慰霊のための彫刻「蘇生」）
令和5年度	**(一社)宮城県建築士事務所協会（旧仮設閖上公民館（現在ははなもも教室で活用））**

※物品のうち絵画や本、消耗品等は含まない。

2　議会運営

1　東日本大震災復興調査特別委員会の設置

未曾有の大災害の発生を受け、市議会では執行部との情報交換を重ね、情報収集に当たっていたが、5月27日に開催された平成23年第2回市議会臨時会において、災害の状況や被災者支援、復興推進の諸施策を調査する「東日本大震災復興調査特別委員会」の設置が決議された（当臨時会では、市議会による「東日本大震災の災害復興に関する決議」も全会一致により採択された）。

東日本大震災の災害復興に関する決議

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災は、800名を超える名取市民の尊い生命と多くの市民の財産を奪い、いまだ行方不明者も数多くおられ、沿岸部においては、これまでに先人たちが営々と築いてきた閖上港や農地を始めとする都市基盤や産業基盤をも一瞬にして壊滅させる未曾有の大災害をもたらした。

ここに、犠牲となられた方々に対し衷心より哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げる次第である。

大震災発生後今日まで、本市に寄せられた多くの人々の善意と支援に感謝し、名取市長を始めとする全職員の不眠不休の活動を評価するものである。名取市議会として、全議員がまず地域への支援を行い、それぞれの力を結集して市民生活の安定が一日も早く訪れることを目指した生活支援に向けた働きかけを行い、災害の復旧そして復興のための財政支援を国に強く求めてきた。

この大震災による被害は筆舌に尽くしがたいほど甚大であり、復興への道のりは遠く険しいと言わざるを得ないが、どんなに険しくとも、7万3,000人市民のふるさと名取を再生させるため、総力を結集して復興への道を歩み続けなければならない。

宮城県沖地震、大水害と数々の災害から立ち上がってきた市民の努力と忍耐、そして復興してきた勇気と創意を今一度奮い起し、安心安全なまちを何としても実現・創出しなければならない。

「美しいまち名取」「住みたくなるまち名取」を再興させるために名取市議会は全精力を傾注して取り組むことを表明し、ここに決議する。

平成23年5月27日

宮城県名取市議会

全議員で構成される東日本大震災復興調査特別委員会は、平成23年5月27日から平成24年1月12日までに計15回開催され、市議会からの付託事項である「被害状況及び被災者の支援に関すること」及び「復興推進に関すること」について調査が続けられた。また、当特別委員会は「提言型」の調査委員会と位置付けられ、市が進めていた震災復興計画の策定に当たり、平成23年7月9日には「名取市震災復興計画に係る提言（第1次）」を、同年9月21日には「名取市震災復興計画素案に係る提言（第2次）」を行うなど、精力的な活動を行った。

平成23年5月に設置された東日本大震災復興調査特別委員会は、同年11月30日に調査事項に関する中間報告書を取りまとめ、12月16日の本会議において中間報告を行った。中間報告書には、今後も継続して復興の推進に関し調査を進める必要があることが明記された。

平成24年1月の名取市議会議員一般選挙の後、市議会は、平成24年2月7日に開催された平成24年第2回臨時会において、復興に向けた歩みを止めることなく、1日も早い復興を目指すべく「東日本大震災復興調査特別委員会」を再度設置した。

全議員で構成される東日本大震災復興調査特別委員会は、平成24年2月7日から平成27年8月24日までに計60回開催され、市議会からの付託事項である「復興推進に関すること」について、調査や関係する請願・陳情の審査、関係団体等懇談会を行った。

平成24年2月に設置された東日本大震災復興調査特別委員会は、平成27年8月24日に調査事項に関する最終報告書を取りまとめ、市議会は必要に応じて議員協議会及び常任委員会において引き続き調査すること、また市当局は1日も早い本格的な復興に向けて被災者の意向に沿い真摯に取り組むよう強く要望し、同年9月1日の本会議において最終報告を行った。

■東日本大震災復興調査特別委員会（平成23年5月設置）の開催状況

	日　時	調査事項等	説明員
第1回	平成23年5月27日	※正・副委員長の互選	
第2回	平成23年6月29日	・被害状況について ・災害対策の状況について ・被災者生活支援の状況について	総務部長ほか
第3回	平成23年7月6日	・防災行政無線について ・震災復興計画策定について	総務部長ほか
第4回	平成23年7月13日	・震災復興計画策定に係る第1次提言について ・懇談会の開催について	
第5回	平成23年7月21日	・災害廃棄物の処理方針について	副市長ほか
第6回	平成23年7月27日	・懇談会の報告について ・復興計画への提言について	
第7回	平成23年7月28日	・復興計画への第1次提言について	
第8回	平成23年8月10日	・災害弔慰金の支給について ・震災復興計画の進捗状況について	総務部長ほか
第9回	平成23年8月24日	・震災復興計画策定に係るスケジュールについて	建設部長ほか
第10回	平成23年9月1日	・震災復興計画素案について	市長ほか
第11回	平成23年9月5日	・第2次提言の取りまとめについて	
第12回	平成23年9月15日	・第2次提言案について	
第13回	平成23年9月20日	・第2次提言案について	
第14回	平成23年11月30日	・震災復興計画の具体的取り組み状況について	震災復興部長ほか
第15回	平成24年1月12日	・災害状況及び被災者の支援に関すること	副市長ほか

■東日本大震災復興調査特別委員会（平成24年2月設置）の開催状況

	日　　時	調査事項等	説明員
第１回	平成24年2月7日	※正・副委員長の互選	
第２回	平成24年2月9日	・復興推進の概要について	副市長ほか
第３回	平成24年2月29日	・閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業について ・下増田地区防災集団移転促進事業について ・災害公営住宅整備事業について	副市長ほか
第４回	平成24年4月23日	・閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業について ・下増田地区防災集団移転促進事業について ・災害公営住宅整備事業について ・震災復興交付金について ・防災行政無線について	副市長ほか
第５回	平成24年5月7日	※亘理名取ブロック（名取処理区） 災害廃棄物処理施設現地調査	生活経済部長ほか
第６回	平成24年5月25日	・閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業について ・下増田地区防災集団移転促進事業について ・災害公営住宅整備事業について ・震災復興交付金について ・防災行政無線について ・津波浸水区域の宅地嵩上げ工事の助成について （報告）ゆりあげ港朝市再建事業について （報告）名取市図書館「どんぐりみんなの図書室」について （報告）子どもからお年寄りのための多目的スペース（仮称）について	副市長ほか
第７回	平成24年6月1日	※今後の進め方について	
第８回	平成24年6月15日	・復興推進に係る意見の取りまとめについて	副市長ほか
第９回	平成24年6月28日	・閖上地区の復興推進について ・下増田地区の復興推進について ・災害公営住宅整備事業について	市長ほか
第10回	平成24年7月26日	・閖上地区宅地嵩上げ等モデルケースの概要について ・下増田地区河川堤防設置に係る河川の現況について ・災害危険区域の指定について ※今後の進め方について	建設部長ほか
第11回	平成24年8月9日	・北釜地区防災集団移転事業について	震災復興部長ほか
第12回	平成24年8月23日	・閖上地区復興まちづくり個別面談の報告について ※関係団体等懇談会（北釜地区防災集団移転協議会）	副市長ほか
第13回	平成24年9月4日	※請願審査について	
第14回	平成24年9月6日	（請願審査）閖上地区現地再建区域の一部変更を求める請願	
第15回	平成24年9月12日	※委員会調査中間報告書（案）について	
第16回	平成24年9月20日	（請願審査）閖上地区現地再建区域の一部変更を求める請願 ・閖上地区復興まちづくり個別面談の報告について ※委員会調査中間報告書（案）について	市長ほか
第17回	平成24年10月10日	・閖上地区災害復興事業方針について	市長ほか
第18回	平成24年11月15日	※関係団体等懇談会 （北釜地区防災集団移転事業について）	
第19回	平成24年11月26日	・閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業について ・北釜地区防災集団移転事業について ・東日本大震災復興交付金第４回事業計画について	総務部長ほか
第20回	平成24年12月5日	（請願審査）東日本大震災における名取市閖上地区の被害について第三者による検証委員会を設置し、原因究明を求めることについての請願 ※今後の進め方について	
第21回	平成24年12月13日	（請願審査）東日本大震災における名取市閖上地区の被害について第三者による検証委員会を設置し、原因究明を求めることについての請願	市長ほか
第22回	平成25年2月12日	・閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業について ・名取市立閖上小・中学校再建の基本方針について	市長ほか
第23回	平成25年2月26日	※請願審査等の日程調整について	
第24回	平成25年2月27日	・名取市防災行政無線代替設備（モーターサイレン）の恒久化対策について （請願）閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業に関する集団移転先を区画整理区域外に求める請願 （陳情）小塚原北地域内の生活道路嵩上げ及び排水路の整備に関する陳情 （陳情）名取市の災害公営住宅工事において地元建設関連業者に発注することについての陳情 （陳情）閖上復興の早期実現を求める陳情	市長ほか
第25回	平成25年3月6日	・名取市防災行政無線代替設備（モーターサイレン）の恒久化対策について ・震災復興交付金について ・閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業について	総務部長ほか
第26回	平成25年3月19日	（請願）閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業に関する集団移転先を区画整理区域外に求める請願 （陳情）小塚原北地域内の生活道路嵩上げ及び排水路の整備に関する陳情 （陳情）名取市の災害公営住宅工事において地元建設関連業者に発注することについての陳情 （陳情）閖上復興の早期実現を求める陳情 ・閖上地区復興まちづくりに関する住民説明会及び個別面談について ・災害公営住宅整備事業について	市長ほか
第27回	平成25年3月21日	（請願）閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業に関する集団移転先を区画整理区域外に求める請願 （陳情）閖上復興の早期実現を求める陳情	
第28回	平成25年3月22日	・生活再建支援策について	市長ほか

	日　時	調査事項等	説明員
第29回	平成25年4月25日	・「東日本大震災における名取市閖上地区の被害について第三者による検証委員会を設置し、原因究明を求めることについて」の請願に対する進捗状況について ※今後の進め方について	総務部長ほか
第30回	平成25年5月21日	・閖上地区まちづくり個別面談の報告について ・災害危険区域（下増田地区）の追加指定について ・震災復興交付金について	市長ほか
第31回	平成25年7月1日	・防災行政無線について ・閖上地区まちづくり個別面談の報告について	市長ほか
第32回	平成25年7月25日	・閖上復興まちづくりについて ・下増田防災集団移転促進事業について ・災害公営住宅整備事業について	市長ほか
第33回	平成25年8月12日	・第三者検証委員会について ・閖上復興まちづくりについて	市長ほか
第34回	平成25年8月21日	※委員会調査中間報告書について	
第35回	平成25年9月3日	（陳情）閖上復興まちづくり計画の区画整理区域の西に集団移転先を求める陳情	
第36回	平成25年9月4日	（陳情）閖上復興まちづくり計画の区画整理区域の西に集団移転先を求める陳情 ・下増田防災集団移転促進事業について ※第２回調査中間報告書（案）について	震災復興部長ほか
第37回	平成25年9月12日	（陳情）閖上復興まちづくり計画の区画整理区域の西に集団移転先を求める陳情 ※第２回調査中間報告書（案）について	
第38回	平成25年12月5日	・東日本大震災第三者検証委員会について ・震災復興交付金について ・閖上地区復興まちづくりについて	市長ほか
第39回	平成26年1月29日	・震災復興交付金について ・閖上地区復興土地区画整理事業の進め方について ・災害公営住宅整備事業について	市長ほか
第40回	平成26年2月3日	※正副委員長の辞任・互選について	
第41回	平成26年3月10日	（陳情）閖上地区復興まちづくりに係る被災住民の意向実現のための陳情	
第42回	平成26年3月19日	（陳情）閖上地区復興まちづくりに係る被災住民の意向実現のための陳情 ※関係団体等懇談会について	
第43回	平成26年4月4日	※関係団体等懇談会 （復興関係について、その他地域の課題について）	
第44回	平成26年5月19日	・震災復興交付金について ・閖上地区復興まちづくりについて	
第45回	平成26年6月5日	（請願）災害公営住宅を愛島東部地区に建設を求める請願	
第46回	平成26年6月6日	（請願）災害公営住宅を愛島東部地区に建設を求める請願	市長ほか
第47回	平成26年6月12日	（請願）災害公営住宅を愛島東部地区に建設を求める請願	
第48回	平成26年6月16日	（請願）災害公営住宅を愛島東部地区に建設を求める請願	
第49回	平成26年8月4日	※関係団体等懇談会の取りまとめについて	
第50回	平成26年9月11日	・復興まちづくり事業の進捗状況について ・震災復興交付金について	市長ほか
第51回	平成26年9月26日	・震災復興交付金について	副市長ほか
第52回	平成26年11月25日	・閖上小・中学校の開校時期について	副市長ほか
第53回	平成26年12月11日	・閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業について	副市長ほか
第54回	平成27年1月27日	・東日本大震災復興交付金第１１回事業計画について ・閖上地区災害公営住宅整備事業について	副市長ほか
第55回	平成27年3月18日	・閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業について	副市長ほか
第56回	平成27年6月18日	・東日本大震災復興交付金第１２回事業計画について ・美田園第二・第三応急仮設住宅団地について ・閖上地区復興公営住宅の入居申し込みについて	市長ほか
第57回	平成27年7月3日	・閖上地区復興公営住宅の整備のあり方について	
第58回	平成27年7月31日	・閖上地区復興公営住宅の入居申し込みについて	市長ほか
第59回	平成27年8月6日	・閖上小・中学校改築基本計画（案）について ※最終報告書（案）について	教育長ほか
第60回	平成27年8月24日	※最終報告書（案）について	

2　議員協議会

議員協議会とは、地方自治法第100条第12項及び名取市議会会議規則第155条の規定により議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場として設置されるものである。

市議会は、震災後、執行部の求めに応じて積極的に議員協議会を開催し、震災復興に向けた情報収集、情報共有に努めた。

平成23年3月の発災以降、開催された議員協議会（東日本大震災に関係するもの）は下記とおり、平成27年9月に東日本大震災復興調査特別委員会が解散した後は、より多くの議員協議会が開催された。

■議員協議会の開催状況（東日本大震災関連分）

日　時	内　容
平成23年9月30日	・名取市震災復興計画基本方針（案）について ・名取市震災復興に係る組織機構の見直し（案）について
平成23年11月28日	・災害廃棄物処理（亘理名取ブロック（名取処理区））の概要について
平成26年5月19日	・愛島東部応急仮設住宅団地建設地について
平成26年6月20日	・愛島東部応急仮設住宅団地建設地について
平成26年9月11日	・名取駅前地区市街地再開発事業の進捗状況について
平成26年11月25日	・震災遺構の保存に向けた取り組みについて
平成27年3月9日	・名取駅前地区市街地再開発事業等について
平成27年11月19日	・東日本大震災復興交付金第１３回事業計画について
平成28年2月18日	・東日本大震災復興交付金第１４回事業計画について
平成28年6月2日	・東日本大震災復興交付金第１５回事業計画について ・名取駅前地区市街地再開発事業について
平成28年8月24日	・名取市サイクルスポーツセンター復旧工程（案）について
平成28年10月21日	・復興公営住宅の整備方針の一部変更について ・「名取市震災復興計画の基本方針の一部変更」及び「閖上地区復旧・復興関連事業のスケジュール」について ・東日本大震災復興交付金第１６回事業計画について
平成28年11月14日	・名取市震災復興計画の基本方針の一部変更について ・復興公営住宅の整備方針の一部変更について
平成28年12月5日	・閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の設計・施工一括型工事の発注について
平成28年12月15日	・名取市震災復興計画の基本方針の一部変更について ・復興公営住宅の整備方針の一部変更について ・被災者等市民墓地公園整備事業について
平成29年1月16日	・復興公営住宅の整備方針の一部変更に伴う取り組みについて ・閖上地区の定住促進及び交流人口拡大によるまちづくりについて
平成29年2月20日	・東日本大震災復興交付金第１７回事業計画について
平成29年3月10日	・名取市震災復興計画の基本方針の一部変更について
平成29年6月5日	・東日本大震災復興交付金第１８回事業計画について ・閖上地区復興公営住宅の整備戸数について
平成29年9月4日	・名取トレイルセンター（仮称）について ・東日本大震災復興交付金第１９回事業計画について ・名取市サイクルスポーツセンターについて
平成30年2月6日	・東日本大震災復興交付金第２０回事業計画について ・閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内の商業施設について
平成30年4月23日	・東日本大震災復興交付金第２１回事業計画について ・震災メモリアル公園について
平成30年8月27日	・東日本大震災復興交付金第２２回事業計画について ・閖上地区復旧・復興関連事業スケジュール及び商業施設用地について ・復興公営住宅の一般募集について
平成30年11月6日	・市民墓地整備事業について ・名取市サイクルスポーツセンターについて ・「広浦北釜線（仮称）仙台空港線鉄道横断橋橋梁工事（上部工）」に係る請負契約の解除について
平成31年2月4日	・東日本大震災復興交付金第２３回事業計画について
平成31年4月22日	・東日本大震災復興交付金第２４回事業計画について ・復興公営住宅の家賃について
令和元年8月5日	・名取市サイクルスポーツセンターについて
令和元年9月2日	・閖上地区復旧・復興関連事業スケジュールについて
令和元年11月12日	・閖上地区の町名及び町界変更について ・北釜地区土地利用について
令和2年11月10日	・北釜地区防集移転元地等整備事業について

名取市東日本大震災復興記録誌
2011-2025

第Ⅱ部

名取市、復興の原動力

【インタビュー】市民発の復興論 P.384

CROSS

第Ⅱ部

名取市、復興の原動力



垣根を越えて未来を創る

市民発の復興論

東日本大震災からの復興過程において
重要な役割を果たしてきた「市民」「協働」「中間支援」。
名取市においても行政の垣根を越えて民間からの支援や市民参加のまちづくりが立ち上がった。
絶望から希望へと虹色の架け橋をつないできた民間・市民参加による復興まちづくり。
復興への想いを自らの言葉で語るストーリー。

OVER



INTERVIEW 1

一般社団法人ふらむ名取 代表理事

格井 直光さん

かくい・なおみつ　昭和33（1958）年生まれ。東北学院大学卒業。会社員を経て平成23（2011）年10月から『閖上復興だより』編集長、翌3月から「閖上震災を伝える会」代表。平成29（2017）年４月に一般社団法人ふらむ名取を設立、代表理事となる。

東日本大震災では閖上三丁目の自宅が流され、両親が犠牲となりました。その年の10月にふるさとの現況を伝える新聞『閖上復興だより』を創刊。編集長として60号まで出した後、令和2（2020）年から題名を『閖上だより』と変えて年4回無料配布しています。

創刊のきっかけは福岡県玄界島の広報紙『玄界島復興だより』を目にしたことでした。玄界島は震災の6年前に起きた福岡県西方沖地震で被災し、3年で復興したといいます。私が「こんなのがあったらいいな」とつぶやいた一言に、閖上の復興支援に入っていたNPO法人ロシナンテスの理事長が「やってみたら」と即反応し、制作費を負担してくださいました。

実はその頃、みなし仮設住宅へ入居し地元の人たちとの情報が途絶え、みんな何処にいるのだろうと、私のなかでコミュニティ崩壊の危機感や疑問が高まっていました。離れ離れになった町内の知人に連絡したくても公的機関は連絡先を教えてくれず、地域の復興計画の進捗に住民が触れる機会もほぼなかったのです。

そこで創刊号には住民の近況や復興芋煮会で住民が再会をした様子や、市の復興計画や閖上に寄せる想いなどを掲載しました。広報の経験などなくて手探りでしたが、B4判1枚のささやかな新聞はみなさんにとても喜ばれ、1,500部がすぐなくなりました。市役所前広場で行った復興芋煮会も仮設住宅から大勢シャトルバスで駆けつけてくれて大盛況。嬉しい反響に応えようと次号から広告を集めて経済的に自立し、ページも増やしました。そして現地再建が進み次の段階に入ったと感じた頃、タイトルから〈復興〉の2文字を取ってより広く深い情報を発信しています。

「ふらむ名取」はコミュニティ再生の支援や前身の「閖上復興だより・閖上震災を伝える会」時代からの語り部活動にも取り組んでいます。芋煮会や年末年始のもちつき大会といった定例行事、災害公営住宅での茶話会は、楽しみにしている方がたくさんいます。これらは、復興途上でお互いの感情がもつれても、何かに一緒に取り組むことで気持ちが丸くなって共に前に進もうという雰囲気が生まれるのではという思いから始めたことです。また、震災前後の風景を記録した写真集の発行も大きな仕事です。

「ふらむ」はノルウェー語で「前進」を意味します。19世紀末の北極海で氷に閉じ込められながらも脱出した探検船「フラム号」のように、未来に進むのだという希望を込めました。これからも生まれ育った地の文化や歴史を次の世代に伝えていきます。



〈いのち〉を語りつぎ、伝える



INTERVIEW 2

津波復興祈念資料館 閖上の記憶　代表

丹野 祐子さん

たんの・ゆうこ　昭和43（1968）年仙台市生まれ。名取市閖上地区在住。東日本大震災で義両親と息子を亡くした経験から、2012年閖上中学校遺族会慰霊碑を建立、津波復興祈念資料館「閖上の記憶」を開所。訪問者向けに語り部活動を始め、現在は同施設代表をつとめる。

東日本大震災では旧閖上中学校の生徒14人が犠牲となってしまいました。その中に当時13歳中学1年生だった私の息子が含まれています。

自宅が流されてしまい我が子の写真もビデオも母子手帳もへその緒も全てを無くしてしまった私は、我が子の生きた証を残したいと思うようになりました。閖上中学校遺族会を立ち上げ、亡くなった14人の子どもたちの名前を刻んだ慰霊碑を建立しました（現在は教育委員会の計らいで閖上小中学校の一画、閖上プラザ内に置かせていただいております）。それがきっかけとなり、現在の津波復興祈念資料館「閖上の記憶」が生まれました。

あの日この町で何があったのか？　自分の目で見たもの、自分の耳で聞いたことを言葉にしてきました。語ることで自分の心に折り合いをつけ、生きてゆくことを許されたような気がしています。「閖上の記憶」では月に2回、第1、第3日曜日13時から「語り部の会」を開催しています。誰でも自由に語ることができる時間です。震災の経験の有無は問いません。言葉にしたい想いをお持ちの方、是非語ってみませんか？　聞き手、語り手どちらも募集しています。

震災学習プログラムの「閖上案内ガイド」「語り部講話」では、いのちの大切さを他人事ではなく自分ごととして考えてもらうための時間に。また、現地に来ることが難しい方のために「オンライン語り部」や「出張語り部」なども用意しています。

なぜ語るのか？　それは「歴史は必ず繰り返すから」。きっとまた同じことは起きてしまう。無かったことにせず教訓から学ぶ。それがきっと未来の誰かのいのちを救うことにつながると信じています。次の世代に伝えること。これが私の使命だと今は考えています。

毎年3月11日には「追悼のつどい」を開催しています。高い高い空の上にいる大切な人へメッセージを届けたい、という思いから始まった「追悼のつどい」。はとの形のエコ風船に直接メッセージを記入して天に届ける。私たちの慰霊の形です。

私が一番最初に書いたメッセージは、「お母さんの子どもに生まれてくれて　ありがとう　助けてあげられなくてごめんね」。今は「たまには帰っておいで」。こんな言葉を届けています。3月11日に閖上に来ることは難しいけれどメッセージを届けたい方へ、ご自宅でメッセージを記入してもらい、当日は私たちが天に届ける「はと風船の出張」も行っています。参加者は年々増え、同じ時間を共有できることがとても嬉しいです。この先も可能な限り続けてゆきたいと思っています。ご参加いただけると幸いです。

震災から15年経ち景色は大きく変わりました。私も嵩上げした閖上地区で暮らしながら息子が教えてくれた「生きていることは当たり前ではない　この世で1番大切なものは　いのち」。このことをこれからも言葉に重ねてゆきます。



コミュニティ形成の難しさを実感



INTERVIEW 3

閖上中央町内会・会長

長沼 俊幸さん

平成31（2019）年から閖上中央町内会の初代会長を務めています。新しいまちで新しいコミュニティの形成に努めてきましたが、非常に苦労しています。

震災後、被災者は避難所から仮設住宅に移りました。仮設住宅は同じ地区の人たちでまとまるのが基本ですが、子どもがいる家庭は通学に便利な学校近くの仮設住宅に入居したため、子育て世帯とそれ以外とで地域コミュニティが分かれてしまいました。その後もまちづくり計画は遅々として進まず、時間ばかりが過ぎるなかで閖上に戻ることを諦める人が続出、多くの子育て世帯が子どもが落ち着いて勉強できる環境を求めてよそに転出してしまいました。

ようやくできた新しい閖上のまちは若い子育て世代に人気があり、他地域から多く転入してきています。もともと閖上に暮らしていた高齢者と合わせて閖上の人口は増加していますが、震災時に子育てをしていた中間層が転出したまま戻ってこず、世代が抜けた状態のため世代間の交流がなかなかうまくいきません。町内会を立ち上げコミュニティ形成の糸口が見えてきたところで、今度は新型コロナウイルス感染拡大により数年間にわたって地域交流が制限されてしまいました。その間にもどんどん若い人たちが閖上に移り住んでいます。一見、順調に復興しているかに思える閖上のまちですが、住民間の親睦がなかなか深められないのが実情です。

なぜコミュニティを作るのか。1つには有事の際にみんなで助け合うためという理由が挙げられると思います。世帯数が増えたから町内会を作って近所同士で助け合いましょうと口で言うのは簡単です。そこで本当に助け合える関係性を築くには、長い年月をかけなければなりません。今は、しっかり機能するコミュニティを作るための種まきの時期。地域のみんなが顔を合わせ、言葉を交わし、お互いを知り距離を近づけていけるような場を作るため、町内会として試行錯誤をしています。

子どもを軸にコミュニティを形成



INTERVIEW 4

閖上西町内会・会長

渡邊 成一さん

新しい閖上のまちには、ほかの地域から若い子育て世帯が多く移り住んできています。閖上小中学校や保育園がある閖上西地区は特に子どもの人数が多く、高齢者が占める割合は十数%なのに対し、15歳未満の割合は25%を上回ります。年代構成のバランスが良く、5年後、10年後と先を見越したときに持続可能な地域といえるのではないでしょうか。

令和2（2020）年に世帯数の増加に伴い閖上西町内会を立ち上げました。当初は閖上にもともと住んでいた人たちが中心となって組織されましたが、新しく流入してきた若い世代にいかにこの土地になじんでもらうか、どうすれば地域活動に参加してもらえるか、既にできあがっている高齢者コミュニティとほかの世代の人たちとの隔たりをどう解消するかが課題でした。

世代も考え方も異なる人たちがベクトルを合わせて何かを一緒に行おうとするのは、とても難しいことです。みんなを結びつけるための鍵となったのが、子どもたちの存在でした。コロナ禍の時期で行動に制限がありましたが、まずは子どもたち向けの行事を企画しました。閖上小中学校のエントランスホールを借りて風通しのいい半屋外で開催する夏祭り、クリスマスにサンタクロースのコスチュームを着た子どもたちがプレゼントを配りながら地区内を練り歩く「子どもサンタパレード」などを開催しました。名取市全域が通学区になっている閖上小中学校には子ども会がないため、こういった行事は子どもたちの貴重な活動の場になっていますし、また保護者同士の横のつながりを作る機会になっていると思います。

子どもと子どもの親世代、高齢者とそれぞれに交流の場がありますが、残念ながら世代間のつながりはまだ希薄です。コミュニティ形成には時間がかかります。世代間がつながりを持ちつつ若い世代を主体とした町内会づくりができるよう、今はその下地づくりの期間と捉え活動しています。

住民主導で実現した集団移転



INTERVIEW 5

美田園北町内会・前会長

高橋　学さん

私は、平成19(2007)年から北釜町内会に携わってきました。発災時は、町内会役員として近隣住民に避難を呼びかけながら集会所へ、その後、北釜町内会の一次避難所となっていた仙台空港へ避難者対応のため1人で向かいました。到着直後に津波が押し寄せ、3日間ほど空港内に足止めされました。空港で過ごすなか、この状況では元いた場所に住み続けたい人もいれば戻りたくないという人も出てくるだろう、町内会内での意見調整が必要になってくるなと考えていました。

その後、第二中学校体育館へ移動し、集会所等に避難していた人たちと合流。そこで私は避難所運営に当たりました。不自由を強いられる避難所では、どうしてもみんなの気が立ってしまうものです。朝と夕方にミーティングを行って要望の聴取や情報共有をしたり、班分けをして支援物資の配給や清掃を当番制で行うといったルールづくりをしたりとトラブルを最小限に食い止める工夫をしました。それでも悪くなっていく雰囲気に、一刻も早く安定した住環境を整えなければいけないという思いが強まりました。震災から約1か月後に住民を集め、町内会総会を開催して集団移転を決定し、北釜地区防災集団移転協議会(後の下増田防災集団移転協議会)を設立しました。

平成24(2012)年9月には移転先が美田園北に決定。新しいまちづくりにおいて何より優先したのは、住民の安全と安心です。土地の嵩上げ、地耐力を高めること、幹線道路との間に緑道を設けて景観を整備すること、これらを町内会の声として市に要望しました。協議会の名称を町内会設立準備協議会に変更し、下増田地区以外から移転してくる方々とともにまちづくりを推進、平成27(2015)年10月に無事「美田園北まちびらき」を迎えることができました。

住民間の意見調整や行政とのやり取りに苦心したこともありましたが、積極的に声を上げて行政に働きかけたことで、結果的に利便性の高い場所での安心・安全な暮らしを手に入れることができたと感じています。

防災安全の確保が地区の課題



INTERVIEW 6

小塚原南町内会・会長

小平　敏さん

田畑が広がる小塚原南地区は、面積の割に人口が少なく、震災前の世帯数は六十数世帯ほどでした。津波によりわが家は2.8mの浸水被害に遭い、近隣の家屋も同様に被災し、それぞれ別々の場所にある仮設住宅やみなし仮設住宅に移り住んだため町内会はいったんバラバラになってしまいました。このままコミュニティが失われてしまったら小塚原南町内会は消滅してしまうのではないかという不安がよぎりました。

私たち町内会の住民は避難生活を送りながら小塚原に通い、瓦礫(がれき)の撤去作業を行いました。農作業ができないことによる収入減を補うためでもありましたが、撤去作業を通してみんなと顔を合わせることでコミュニティの維持を図ることが1番の目的でした。

農業集落は昔からコミュニティ意識が強いと思います。農業は1人で継続できるものではなく、周囲との協力が欠かせません。冠婚葬祭は地区単位で行うのが慣習であり、仕事も暮らしも行事も地域みんなで一緒に行っていました。農業従事者が多い小塚原南地区も昔から仲間意識が強いため、比較的苦労せずに町内会コミュニティの再生ができたのではないかと思います。

しかし、この地区に家を再建し戻ってきたのは震災前の半分に満たない28世帯で、新たに移住してきた人はいません。人口が少なく高齢化率も高いため、この先のコミュニティの継続が課題です。地区の人口を増やし集落を維持するためにも若い世代の移住を期待したいところですが、地域の安全性が確保できない限り、新たに移り住む人はいないのではないでしょうか。地区の指定避難場所は仙台東部道路となっていますが、そことは別にもっと身近な場所に一次避難所を整備するなど、人の命と暮らしを守る防災面・治安面の強化が必要だと思います。コミュニティは人がいなくては成り立ちません。移住者はもちろん、小塚原地区での農業の新規参入もぜひ受け入れていきたいです。

みんなが集う場を増やし、絆を育む



INTERVIEW 7

小塚原北町内会・会長

引地 誠一さん

発災時、私は自宅にいました。津波避難が呼びかけられたため、近所に住む障がいをお持ちの方が介護施設のスタッフと避難するのを見届けてから、家族とともに車で愛島方面へ向かいました。揺れが落ち着いた頃に自宅の様子を見に戻ると、辺りには漁船が打ち上げられ、倒壊した住宅の木材などの「瓦礫(がれき)」が散乱し、足の踏み場もない状態でした。新築して2年のわが家は、建物の形こそ残っていたものの、床上約1.6mの浸水により壁は大きく破損。農機具などを入れていた納屋は跡形もなく流されていました。

小塚原北町内会の人たちは、仮設住宅やみなし仮設への入居、浸水しなかった自宅2階での生活、あるいは現地再建を諦めての転出など、生活の場がばらばらになってしまいました。町内会の多くが農家です。田畑が甚大な被害を受けたため営農も再開できません。家にいても手持ち無沙汰で、どうしても気分が沈みがちになります。震災後に町内会長に就任した私は、「なじみの顔でおしゃべりできれば、少しは気分も晴れるだろう」と考え、集まれる機会を意識的に増やしました。会合や宴会を頻繁に企画しては全世帯に知らせを出したところ、もともと結束の強い地区だったこともあり、皆さんすぐに集まってくれました。他地区へ引っ越した方々も、その都度足を運んでくれたのは本当にうれしかったですね。顔を合わせて笑い合うことで、さらに親交が深まったと感じます。震災直後の農地の瓦礫(がれき)撤去作業や、名取市サポートセンター「どっと.なとり」による月1回のお茶会も、皆が集う貴重な機会となりました。

農家には古くから互助の精神が根付き、強い絆で結ばれています。その気質こそが、小塚原北町内会の仲の良さの源泉でしょう。町内会の戸数は震災前の62戸から42戸に減少しました。しかし、今日まで頑張ってこられたのは、近所の仲間がいたから、そしてその絆が途切れなかったからだと確信しています。

町内会の絆の強さが復興の鍵に



INTERVIEW 8

杉ケ袋南町内会・元会長

佐藤 哲敏さん

東日本大震災発生時、私は名取市増田で開かれていた会合に出席していました。自宅の様子が気になり帰宅しましたが、私の家も杉ケ袋南地区もさほど被害は見られませんでした。妻とともに名取市内に住む孫や親族の家を回り無事を確認して自宅へ戻ろうとしたときに前方から津波が押し寄せてくるのが見え、急ぎ西に向かって車を走らせて何とか逃げることができました。幼い頃から仙台湾の中にある杉ケ袋には津波は来ないと聞かされてきました。そのため地震直後に仙台空港に6mの津波が来ると聞いてもピンと来ず、自宅に戻ろうとしてしまったんです。町内会でも津波を想定した避難訓練をしたことはありませんでした。実際には地区全体が浸水し、特に被害の大きかった八間堀の東側は災害危険区域となりました。

もともと杉ケ袋南地区の住人のほとんどが農家で、いわゆる実行組合や出荷組合などの顔触れと町内会の顔触れがほぼ同じ、仕事でのつながりがそのまま町内会のつながりにもなっていました。仕事で協力し合うだけでなく何かにつけて寄り合い、農閑期にはみんなで旅行をするなど日頃からの密な付き合いをしていたことで、暗黙の了解で互いに助け合う関係性ができあがっていたんだと思います。震災時には地区住民はそれぞれ別々の場所に避難したのですが、震災の翌日には自然とみんなが集まり、安否確認や片付けが始まりました。その後の瓦礫(がれき)処理の仕事も農業再開に向けた準備もみんなで一緒に行いました。自分だけじゃなくみんなも同じように苦労していることがお互いにわかるから、みんなでめげずに頑張ろうという気持ちになれたのだと思います。

震災前、杉ケ袋地区では子どもみこしが練り歩く夏祭りが盛大に開かれていました。現在、地区内にいる子どもは3人だけになり、残念ながら夏祭りの復活には至っていませんが、昔なじみがみんな戻ってきて町内会は復活しました。長い年月で育まれた地域住民の高い結束力があったから早く立ち直ることができたのだと思います。

土地への愛着心が絆の強さを生む



INTERVIEW 9

杉ケ袋北町内会・元会長

森　忠さん

東日本大震災以前の杉ケ袋北町内会は約60世帯で構成されていました。そのほとんどが兼業農家で杉ケ袋北農家組合に所属していました。仕事でも近所付き合いでも普段から顔を合わせることが多く、町内会としての結束力は強かったと思います。震災当時、私は杉ケ袋北農家組合の役員を務めていました。

発災時、私は仙台市内の会社に勤務しており、自宅へ戻ることができたのは翌朝水が引いた後でした。5年ほど前に新築した自宅は床上1m5cmの浸水、田んぼや畑には瓦礫が散乱していました。作業場や農機具類は流されてしまいましたが、家族は自宅の2階にいて無事でした。避難所となっていた下増田小学校に行き、町内会の人たちと互いの無事を確認し、まだ安否が確認できない人たちを探しにみんなで杉ケ袋北町内を見て回りました。残念ながら町内で多くの尊い命が犠牲となってしまいました。瓦礫の中から遺体を見つけて運び出し、自衛隊や消防に引き渡しました。避難所生活はしばらく続きました。ただ、避難所にいても何もすることがありません。留守を狙った盗難被害なども出始めたため、近所で連れ立って毎日自宅周辺のパトロールをしました。あの当時は、何をするにも町内会の人たちと一緒に行動していたように記憶しています。

その後は町内会で復興組合を組織し、瓦礫処理の活動などをしていました。その頃、みんなの口から出てきたのは「もう農業は続けられない」という言葉でした。畑作は今も続けている人はいます。しかし、稲作は一部を除きほとんどの農家が農業法人に土地を貸して生産を委託するようになりました。ただ、生産を請け負う農業法人もいずれ高齢化の問題が出てくるので、将来的にどうなるかが気になるところです。

杉ケ袋北は、何代にもわたって住み続けている人が多く、みんなこの土地に愛着を持っています。県道塩釜亘理線から東側が災害危険区域に指定され、町内会の約半数が美田園北へ集団移転してしまいましたが、美田園北から毎日通って農業を続けている人も多くいます。互いの住む場所が離れても、長い年月をかけて育まれた町内会のつながりが断たれることはないと思います。

人口急増で変化する町内会運営



INTERVIEW 10

飯塚町内会・会長

武田 一弘さん

東日本大震災以前の飯塚町内会は約60軒ほどで構成され、地区面積のほとんどが農地でした。町内の高齢化率は高く、小学生や中学生が全くいない時期もありましたが、世帯数が少ないのでみんなが顔見知りでコミュニティとしては充実していたと思います。

仙台空港アクセス線の開業に伴い、一帯は区画整理が行われることになりました。土地造成が終わった矢先に震災が発生。過去の経験からこの辺りまでは津波は来ないだろうという認識でいましたが、実際は多くの家や農地が浸水被害に遭いました。同じ町内会の中でも、修繕しながら自宅に住み続けられる人と復興公営住宅に移らなければならない人とで温度差が生じ、それぞれを気遣いながら町内会運営に当たったと記憶しています。

その後、当初の計画どおりに家が建ち始め人口が急増したことから、町内会を2つに分けることになりました。移り住んできた人たちの中には子育て世帯も多く、子どもも増えてまち全体に活気が出てきた印象です。しかし、急激に増える新しい住人と顔を合わせる機会がなかなかなく、コミュニティを形づくるのが難しい状況だったため、まずは班単位で懇親会を催すことで隣近所のつながりを醸成していきました。そんな折にやってきたのがコロナ禍です。震災でバラバラになったコミュニティをようやく再生しかけたところで、再び崩れてしまいました。

人口増加に伴い組織立てるはずだった新しい町内会づくりは、震災とコロナ禍で中断し、今度はなり手不足や脱会など新たな問題が出始めています。現在行っている主な町内会活動は年2回のクリーンキャンペーン（清掃活動）ぐらいで、防災訓練などは再開に至っておらず、万が一が起きたときに訓練がないまま果たして動けるのかと懸念を抱かざるを得ません。人口の多さや時代の変化から、かつての飯塚町内会のようなコミュニティ形成は難しいでしょう。これからの町内会づくりを模索しているところです。

名取市東日本大震災復興記録誌
2011-2025

第Ⅲ部
資料編

名取市復興の歩み［復興年表］ P.394
東日本大震災復興交付金事業
東日本大震災復興基金交付金事業 P.404

1 名取市復興の歩み［復興年表］

年	月日	出来事
平成23年（2011）	3.11	東日本大震災発生（M9.0）
	3.12	自衛隊による救助開始
	3.14	宮城県警による捜索開始
	3.15	陸上自衛隊第35普通科連隊(名古屋市守山駐屯地)が500人強で捜索活動開始
	3.15	旧仙台空港ボウルに遺体安置所設置
	3.15	自衛隊、名取市災害応急措置協力会やその他の市内事業者の協力で、閖上地区の県道閖上港線、小塚原中央線、北釜地区内の幹線道路のがれき等をほぼ撤去完了
	3.17	義援金受付窓口を設置
	3.18	名取市災害ボランティアセンター開設
	3.25	斎場、火葬炉2炉の仮復旧完了・火葬業務再開
	3.27	「イオンモール名取エアリ（現イオンモール名取）」西側駐車場でゆりあげ港朝市暫定営業再開
	3.28	り災証明書の発行受付を開始
	3.28	名取市災害見舞金交付開始
	3.28	宮城県が市内応急仮設住宅の建設着工
	3.29	閖上小学校卒業式及び修了式、閖上中学校修了式（那智が丘小学校）
	4.2	仮設住宅説明会開催（13会場、4日まで）
	4.3	旧閖上小学校体育館で津波流出物の展示開始
	4.3	海上自衛隊による捜索活動開始
	4.5	閖上地区から損壊家屋の解体撤去作業開始
	4.7	23時32分、宮城県沖を震源とするM7.2の地震発生（余震）
	4.10	なとりさいがいエフエム「なとらじ801」開設
	4.11	震災1か月セレモニー（市役所前、日和山）
	4.15	県と「名取市と宮城県との間の災害廃棄物処理の事務の委託に関する規約」締結
	4.21	閖上小学校始業式・入学式、閖上中学校始業式(不二が丘小学校)
	4.22	閖上中学校 入学式（不二が丘小学校）
	4.26	被災者生活支援給付金の申請窓口 開設
	4.28	最初の仮設住宅（箱塚桜応急仮設住宅団地）が完成
平成23年（2011）	5.1	被災者支援対策本部（生活支援給付室、仮設住宅管理室、震災復興室）を設置
	5.3	箱塚桜応急仮設住宅団地 入居開始
	5.10	民間賃貸借り上げ住宅（みなし仮設住宅）の受付開始
	5.12	空間放射線量率の定点測定調査開始
	5.21	仮設住宅箱塚屋敷団地 入居開始
	5.22	名取市新たな未来会議（第1回）
	5.23	流出物（有価物）の遺族への引き渡し開始（仙台法務局名取出張所3階）
	5.28	仮設住宅愛島東部団地 入居開始
	5.29	仮設住宅美田園第一・第二・第三団地 入居開始
	6.1	被災者支援対策本部廃止 3つの専門室（生活支援給付室、仮設住宅管理室、震災復興室）は他の部署へ移管
	6.5	震災復興市民100人会議（第1回）
	6.16	震災復興推進本部会議設置
	6.18	東日本大震災名取市合同慰霊祭（100か日）開催（文化会館）
	6.19	北釜地区合同葬儀・告別式開催（下増田小学校）
	6.19	名取市新たな未来会議（第２回）
	6.22	市内の全避難所を閉鎖
	7.3	震災復興市民100人会議（第２回）
	7.10	名取市新たな未来会議（第３回）
	7.16	仮設住宅植松入生団地 入居開始
	7.18	東日本大震災消防職団員殉職者合同慰霊祭開催
	7.19	津波被災地区以外の損壊家屋等の解体・撤去に係る助成の受付開始
	7.23	名取市新たな未来会議（第４回）
	7.31	名取市新たな未来会議（第５回）
	8.6	名取市社会福祉協議会 なとり復興支援センターひより開設
	8.6	名取市災害ボランティアセンター閉所
	8.7	名取市新たな未来会議（第６回）
	8.8	「閖上まちカフェ」オープン
	8.9	赤貝漁 再開（試験操業）
	8.11	名取市新たな未来会議（第７回）
	8.13	北釜「復活祭」（主催：北釜興農会）

年	月日	出来事
平成23年（2011）	8.13	東日本大震災 なとり鎮魂灯篭流し（閖上中学校）
	8.21	名取市新たな未来会議（第8回）
	8.22	名取市震災復興ブログ『仮設住宅の日々』開設
	8.23	名取市新たな未来会議が提言書提出
	9.21	台風15号が東海・関東・東北地方を縦断
	9.22	震災遺児孤児奨学金支給基金を設置
	10.11	名取市震災復興計画の策定
	11.1	震災復興部（復興まちづくり課と生活再建支援課）を新設し、初期の3室は廃止 総務部には、震災記録室を設置
	11.28	閖上復興100人会議（第1回）（文化会館）
	12.9	閖上復興まちづくり推進協議会 設立
	12.13	名取市震災復興ブログ『福幸さんちのつぶや記』リニューアル開設
	12.26	「東日本大震災復興特別区域法」施行
	12.28	り災証明1次申請受付終了
	12.31	損壊家屋の解体撤去作業終了
平成24年（2012）	1.6	どんぐり子ども図書室 オープン
	1.29	防潮堤起工式（北釜海岸）
	1.-	『名取市復興だより』創刊
	2.4	閖上さいかい市場オープン
	2.23	下余田 仮設工業団地 完成
	2.29	名取市海岸林再生の会 設立
	3.11	東日本大震災名取市合同慰霊祭
	3.11	閖上中学校遺族会により解体前の旧閖上中学校に慰霊碑が建立
	3.26	名取市文化会館 復旧工事完了
	4.1	名取市サポートセンター「どっと.なとり」（市直営）開設
	4.22	北釜・広浦地区防災集団移転協議会 設立
	4.24	閖上小・中学校再建懇話会（第1回）
	4.27	閖上復興100人会議（第2回）（文化会館）
	5.11	閖上漁港に仮設荷さばき施設を設置
	5.14	カナダ-東北復興プロジェクト調印式(ゆりあげ港朝市)
	5.29	閖上仮設魚市場 開設式

年	月日	出来事
平成24年（2012）	5.-	カーネーションの栽培再開
	8.4	なとり夏まつりを下増田小学校グラウンドで開催
	8.26	名取・旅おこし講「幻のたこやき」復活企画
	8.27	閖上中学校 十三塚公園内の仮設校舎で入校式と始業式
	9.5	閖上地区まちなみ検討ワーキング（第1回）
	9.10	下増田地区防災集団移転促進事業計画 国土交通大臣同意
	9.25	杉ケ袋字金洗、下増田字広浦、北原東、台林、屋敷を災害危険区域に指定
	10.11	閖上小・中学校再建懇話会から教育長に提言が提出
	11.3	文化会館「希望の家」オープニングセレモニー
	11.30	地震被害による被害家屋の撤去作業終了
平成25年（2013）	1.18	どんぐり・アンみんなの図書室オープン
	1.25	斎場復旧工事完了（火葬炉は同月21日完了）
	1.25	閖上小・中学校 再建の基本方針策定
	2.8	下増田地区防災集団移転促進事業計画変更（第1回）国土交通大臣同意
	3.15	名取海岸災害復旧工事完成式
	3.22	消防救急デジタル無線・消防指令センター整備完了
	4.1	震災復興部に、増田復興再開発推進室を設置
	4.23	名取市津波等ソフト対策協議会 設置
	5.4	ゆりあげ港朝市メイプル館 オープン
	6.3	閖上小・中学校再建推進協議会（第1回）
	6.25	杉ケ袋字小古田、懸向、下増田字東、西経塚、北原西、南原、小沼を災害危険区域に指定
	7.15	「工場できたて生産まつり」（名取市復興工業団地）
	7.16	第１回仙台空港600万人・５万トン実現サポーター会議
	7.-	閖上地区まちなみ形成ガイドライン策定
	8.8	一般社団法人名取市復興公営住宅建設推進協議会と協定締結
	8.21	下増田地区防災集団移転促進事業計画変更（第2回）国土交通大臣同意
	8.26	第１回東日本大震災第三者検証委員会
	9.11	閖上地区防災集団移転促進事業 大臣同意
	9.30	仮設住宅 グループホームゆりあげ閉鎖
	10.28	下増田地区防災集団移転促進事業移転先(美田園北)団地造成工事起工式
	10.31	第２回東日本大震災第三者検証委員会

年	月日	出来事
平成25年（2013）	11.3	東北楽天ゴールデンイーグルスが球団創設以来初の日本一
	11.13	第2回仙台空港600万人・5万トン実現サポーター会議
	11.22	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業が事業認可を受ける
	12.1	ゆりあげ港朝市グランドオープン
	12.24	下増田字干揚、小塚原字下田、蟹穴、遠東、大汐入、赤渋、汐朽、閖上三、四、五、六、七丁目、閖上字東須賀、百刈の全部地域と小塚原字中島、東土手外、新鍋島、閖上二丁目、閖上字庚申塚、東場の一部地域を災害危険区域に指定
	12.26	第3回東日本大震災第三者検証委員会
平成26年（2014）	2.13	公益財団法人オイスカ及び名取市海岸林再生の会が県と協定締結
	3.5	第4回東日本大震災第三者検証委員会
	3.24	第5回東日本大震災第三者検証委員会
	3.25	災害廃棄物処理完了
	4.1	震災復興部に復興区画整理課を設置
	4.30	東日本大震災第三者検証委員会報告書 公表
	5.11	閖上地区まちづくり協議会 設立
	5.12	仙台空港に名取市観光プラザ オープン
	7.23	下増田地区災害公営住宅建築起工式
	8.11	東日本大震災慰霊碑除幕式
	9.19	『ゆりあげ区画整理通信』（創刊号）発行
	10.20	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業起工式
	12.19	閖上地区かわまちづくり事業 国土交通省より支援認定
平成27年（2015）	3.1	コミュニティFM「エフエムなとり なとらじ801」開設
	3.20	下増田災害公営住宅 美田園北団地戸建住宅 鍵引渡式
	3.30	名取駅前地区第一種市街地再開発事業 都市計画決定
	3.31	震災記録室を廃止
	4.1	市民活動支援センター 供用開始
	7.30	下増田災害公営住宅 美田園北団地集合住宅 鍵引渡式
	7.-	「名取市避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定
	10.2	名取市水辺を活かしたまちづくり検討会設置要綱 設置
	10.4	美田園北まちびらき
平成28年（2016）	2.3	第40回宮城県水産加工品品評会で株式会社ささ圭の「みやぎの雫」が農林水産大臣賞を受賞
	2.14	名取市休日夜間急患センター落成式
	3.-	仮設の閖上公民館を整備
	3.31	仮設住宅美田園第2・第3団地閉鎖
	4.1	震災復興部に復興調整課を設置
	4.5	名取駅前地区市街地再開発組合設立 認可
	5.14	閖上地区災害公営住宅（第1期集合）起工式
	5.26	水産加工団地（第1期） 完成記念式典
	5.29	名取土地改良区新庁舎竣工式
	6.30	閖上地区災害公営住宅（戸建第1期）その1（閖上西第一団地） 鍵引渡式
	7.1	仙台空港 民間運営開始
	7.29	閖上小中学校起工式
	9.30	名取市役所庁舎耐震補強等工事 完了
	10.28	閖上地区災害公営住宅（戸建第1期）その2（閖上西第一団地） 鍵引渡式
	11.7	閖上地区災害公営住宅（集合第2期）安全祈願祭
	11.13	美田園北集会所落成
平成29年（2017）	1.27	高柳地区災害公営住宅（戸建）鍵引渡式
	1.27	名取駅前地区第一種市街地再開発事業安全祈願祭起工式
	2.25	閖上さいかい市場5周年記念セレモニー
	3.18	名取中央スマートインターチェンジ 供用開始
	3.22	名取市震災復興計画（改訂版）の策定
	5.29	閖上地区災害公営住宅（戸建第2期）鍵引渡式
	6.1	高柳地区災害公営住宅（集合）鍵引渡式
	6.24	閖上東地区土地区画整理事業起工式
	7.11	閖上しらす漁 開始
	7.15	閖上地区災害公営住宅（集合第1期）鍵引渡式
	7.29	貞山運河舟運事業試乗体験・シンポジウム
	7.-	ろ過海水供給施設 供用開始
	8.3	名取市サイクルスポーツセンター温泉掘削安全祈願祭
	9.29	名取市閖上地区定住促進事業住宅取得補助金交付要綱 設置
	9.30	東北・みやぎ復興マラソン2017
	9.30	閖上中央第一団地管理組合 設立
	10.5	株式会社かわまちてらす閖上設立総会

年	月日	出来事
平成29年（2017）	10.19	閖上地区災害公営住宅（集合第3期）安全祈願祭
	11.1	皇太子ご夫妻ご訪問 災害公営住宅（閖上中央第一団地）で被災者とご懇談
	11.17	閖上地区災害公営住宅（集合第2期）鍵引渡式
	12.3	名取川河口部復旧・復興事業完成式
	12.5	閖上地区災害公営住宅（戸建第1期その3）鍵引渡式
平成30年（2018）	1.30	閖上地区まちなか再生計画 国から認定
	1.31	第42回宮城県水産加工品品評会で有限会社マルタ水産の「北限の釜揚げしらす」が農林水産大臣賞を受賞
	2.-	特設ウェブサイト「潮風最前線の街♪名取市閖上で暮らそう！」開設
	3.8	閖上中学校 最後の卒業式
	3.10	閖上地区災害公営住宅（戸建第2期その3）鍵引渡式
	3.16	名取トレイルセンター新築工事 安全祈願祭 起工式
	3.16	株式会社イトーチェーン 閖上商業エリアへの進出に係る立地協定式
	3.16	閖上小学校 最後の卒業式
	3.23	広浦防災公園 完成
	3.-	名取市地域防災計画の大幅な見直し
	4.7	閖上小中学校開校式
	4.18	名取トレイルセンター運営協議会設立総会
	4.27	仮設住宅箱塚桜団地閉鎖
	5.14	仮設住宅箱塚屋敷団地閉鎖
	5.27	復興促進イベント・閖上水産加工まつり
	6.25	yuriage suns発足
	6.30	北釜防災公園 完成
	7.6	仮設住宅植松入生団地閉鎖
	8.5	閖上舟運事業就航式
	10.11	かわまちてらす閖上起工式
	10.14	東北・みやぎ復興マラソン2018
	11.16	宮城県農業高等学校新校舎落成式
	12.8	閖上地区災害公営住宅（集合第3期）鍵引渡式
	12.8	閖上地区災害公営住宅（戸建第3期）鍵引渡式
	12.19	復興推進計画（閖上商業サービス関係）計画認定

年	月日	出来事
平成30年（2018）	12.19	名取駅前再開発グランドオープン（図書館、増田公民館、名取駅前東口歩道橋 供用再開）
	12.20	新図書館開館記念式典
	12.20	北釜地区 都市計画マスタープラン 告示
平成31年（2019）	1.24	名取市サイクルスポーツセンター安全祈願祭
	2.18	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（2社）
	3.5	仮設住宅 県営住宅（田高・増田・名取が丘）閉鎖
	3.9	閖上中央町内会 設立総会
	3.21	「きぼうの桜」墓地公園で植樹式
	3.28	仮設住宅 雇用促進住宅団地愛島宿舎（現ビレッジハウス愛島）閉鎖
	3.29	市道閖上小塚原線開通式
	3.31	増田復興再開発推進室を廃止
	3.31	仮設住宅美田園第1団地閉鎖
	3.31	閖上保育所開所式
	4.1	教育部に復興ありがとうホストタウン推進室を設置
	4.1	閖上保育所 開所
	4.10	消防署閖上出張所 落成式
	4.19	名取トレイルセンター開所式
	4.25	かわまちてらす閖上 グランドオープン
	4.-	閖上ヨットハーバー オープン
令和元年（2019）	5.18	閖上公民館・閖上体育館　復興開館記念式典
	5.26	閖上地区まちびらき
	5.-	震災メモリアル公園 完成
	6.9	みちのく潮風トレイル 全線開通記念式典
	7.28	名取トレイルセンター1万人達成セレモニー
	10.11	令和元年東日本台風が宮城県を直撃
	11.25	図書館30万人達成セレモニー
	12.2	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（6社）
令和2年（2020）	3.25	閖上児童センター開所
	3.25	墓地公園（第1期分）工事完了
	3.27	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（2社）
	3.30	復興達成宣言

年	月日	出来事
令和2年（2020）	3.31	震災復興部廃止
	3.31	仮設住宅 民間賃貸住宅閉鎖
	3.-	『名取市復興だより』終刊（第99号）
	4.1	閖上西集会所 供用開始
	4.1	閖上西町内会 設立
	4.1	建設部に閖上・北釜整備課を設置
	4.7	新型コロナウイルス感染症の拡大により埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡の７都市に緊急事態宣言が発令
	4.15	閖上東地区 地区計画決定
	4.16	全国に緊急事態宣言が発令（39県は5.14に解除）
	4.28	仮設住宅愛島東部団地閉鎖（全仮設住宅閉鎖）
	5.30	震災復興伝承館 開館記念式典
	6.26	墓地公園（第2期）工事完了
	7.1	イトーチェーンフーズガーデンゆりあげ食彩館オープン
	7.29	震災復興伝承館1万人達成セレモニー
	8.7	市道閖上南北線開通
	8.25	閖上東産業用地立地進出事業者との立地協定式（３社）
	9.15	名取市サイクルスポーツセンターオープニングイベント
	10.2	第2次防御ライン開通式（北釜防災公園）
	10.3	名取市サイクルスポーツセンター グランドオープン開業記念式典
	11.8	図書館50万人達成セレモニー
	12.15	北釜地区産業用地進出事業者との立地協定式（１社）
	12.25	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（３社）
令和3年（2021）	3.3	北釜地区 地区計画決定
	3.26	閖上東・西地区 下水道施設（公共下水道）災害復旧工事完了
	3.30	閖上漁港荷さばき施設 完成
	4.1	建設部に北釜整備推進室を設置（閖上・北釜整備課は廃止）
	4.6	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（３社）
	5.30	名取市サイクルスポーツセンター10万人達成セレモニー
	6.21	東京オリンピック聖火リレー（ゆりあげ港朝市→閖上小中学校）
	7.23	東京オリンピック（復興五輪）開会

年	月日	出来事
令和3年（2021）	8.6	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（２社）
	8.27	宮城県を含む8道県に緊急事態宣言発令（宮城県は9.18に解除）
	11.16	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（２社）
	12.23	閖上地区のかわまちづくりが「令和３年度かわまち大賞」を受賞
令和4年（2022）	3.30	北釜地区震災メモリアルゾーン 完成披露記念式典
	3.31	復興ありがとうホストタウン推進室を廃止
	5.30	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（１社）
	7.4	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（４社）
	8.6	閖上地区で「なとり夏まつり」を12年ぶりに開催
	11.25	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（３社）
	12.8	図書館100万人達成セレモニー
令和5年（2023）	3.31	北釜整備推進室を廃止
	4.29	かわまち事業親水広場オープニングセレモニー
	5.30	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（２社）
	8.9	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（１社）
	8.29	北釜地区産業用地進出事業者との立地協定式（１社）
	10.31	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（１社）
	11.5	東北・みやぎ復興マラソン2023
	12.24	名取市サイクルスポーツセンター50万人達成セレモニー
令和6年（2024）	2.15	震災復興伝承館15万人達成セレモニー
	4.9	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（２社）
	4.24	「一般社団法人ふらむ名取」「一般社団法人閖上の記憶」と「東日本大震災の教訓伝承に係る人材の発掘・育成に関する協定」締結
	11.3	東北・みやぎ復興マラソン2024
	12.3	閖上東産業用地進出事業者との立地協定式（１社）
令和7年（2025）	2.26	北釜地区に仙建工業株式会社の総合研修施設完成 竣工式
	3.31	（都市開発課）北釜整備推進係を廃止
令和8年（2026）	3.31	（社会福祉課）生活再建支援係を廃止

2 東日本大震災復興交付金事業 東日本大震災復興基金交付金事業

■東日本大震災復興交付金事業一覧（基幹事業・効果促進事業）

No.	事業番号	事業名	事業概要	事業費（千円）	事業年度	ページ
1	A-1-1	下増田小学校校舎増築事業	津波被害を受けた閖上地区等の住民移転に伴い児童数が増加している下増田小学校の校舎を増築し、教室不足の解消を図るもの。	348,687	H24 ～ H26	68
2	A-4-1	復興関連埋蔵文化財発掘調査事業	復旧・復興事業（区画整理、道路、学校、住宅、店舗など）の実施に係る埋蔵文化財の保護措置のため、事前に発掘調査を行うもの。	33,483	H29 ～ H29	-
3	◆A-4-1-1	出土文化財収蔵施設整備事業	復旧・復興の事業に伴い実施した発掘調査の出土品（コンテナ120箱分）の収蔵スペース確保のため、文化財資料整理室に4列の高層棚を設置し、資料を保存するもの。	7,290	H30 ～ H30	-
4	C-7-1	閖上漁港水産業共同利用施設復興整備事業	閖上の水産業の速攻再生を図るため、閖上漁港の災害復旧と並行し、仲買事務所、共同冷凍施設、加工施設等の複合施設を整備するもの（当初計画時点）。	-	実施せず	-
5	C-7-2	水産業共同利用施設復興整備事業	閖上地区に新たな水産加工団地の整備を行い、地区内・地区外の水産加工業者の集積を図るもの。	3,392,632	H26 ～ H29	141
6	◆C-7-2-1	閖上水産加工団地整備計画策定事業	閖上地区の水産加工団地の整備に向け、整備位置や規模、水産加工共同利用施設の種類などの事項を定める、基本計画の策定を行うもの。	29,574	H25 ～ H26	141
7	◆C-7-2-2	閖上水産業共同利用塩水取配水施設整備事業	新たに塩水取配水施設を整備し、防波堤外の海域から清浄海水を取水、魚市場や水産加工団地に配水することで、魚介類の鮮度を保持し、高品質、高付加価値の閖上ブランドの形成を図るもの。	124,066	H27 ～ H29	142
8	D-1-1	中貞山運河線道路事業	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域を南北に縦断する避難道路を貞山運河西側の堤防沿いに整備するもの（当初計画時点）。	-	実施せず	-
9	D-1-2	牛野一本杉線道路事業	下増田地区防災集団移転の移転先である美田園北団地を縦断する道路を新たに整備することで、当該団地と周辺市街地を接続するもの。	200,970	H24 ～ H26	-
10	D-1-3	川内沢川線道路事業	津波災害への第2次防御ラインとして下増田・杉ケ袋地区の集落を津波から守るとともに、沿岸部の事業者・営農者らが安全に内陸市街地へ避難できるよう、新たな嵩上げ道路を整備するもの。	2,235,757	H24 ～ R2	255
11	D-1-4	増田川線道路事業	津波災害への第2次防御ラインとして小塚原・牛野・下増田地区の集落を津波から守るとともに、沿岸部の営農者や市民墓地の利用者らが安全に内陸市街地へ避難できるよう、新たな嵩上げ道路を整備するもの。	1,577,075	H24 ～ R2	255
12	D-1-5	閖上小塚原線整備事業	閖上東地区から仙台東部道路への避難路となる閖上小塚原線の整備に向けた測量設計を行うもの（工事費は社会資本整備総合交付金（復興枠）で対応）。	114,938	H26 ～ H28	292 300
13	D-1-6	小塚原中央線整備事業	津波被害への第2次防御ラインとして整備する閖上南北線と交差する小塚原中央線について、交差点部を閖上南北線の計画高まで擦り付けるもの。	109,463	H24 ～ R1	-
14	D-1-7	閖上南北線整備事業	津波災害への第2次防御ラインとして小塚原・牛野地区の集落を津波から守るとともに、閖上地区の住民や周辺の営農者らが安全に内陸市街地へ避難できるよう、新たな嵩上げ道路を整備するもの。	2,256,007	H24 ～ R2	255
15	D-1-8	閖上港北線整備事業	閖上地区から内陸方面への避難路となる閖上港北線の整備に向けた測量設計を行うもの（工事費は被災市街地復興土地区画整理事業で対応）。	25,000	H26 ～ H27	292
16	D-1-9	飯塚開発線道路事業	災害危険区域となっている下増田広浦地区において、有事の際に近隣事業所の従業員らが安全に避難できるよう、市道に歩道を設置するもの。	31,202	H24 ～ H27	-
17	D-1-10	北釜線道路事業	津波災害への第2次防御ラインとして杉ケ袋地区の集落や岩沼市の臨空工業団地を津波から守るとともに、北釜地区の営農者らが安全に内陸市街地へ避難できるよう、新たな嵩上げ道路を整備するもの。	3,816,248	H24 ～ R2	255
18	D-1-11	閖上港線整備事業	閖上地区の住居地域と閖上東地区の産業用地において生活・産業・避難道路を担う土地区画整理事業区域内の重要幹線路線として、道路・橋りょうの整備を行うもの。	1,398,341	H26 ～ R1	292
19	D-1-12	閖上四郎丸線整備事業	閖上地区から内陸方面への避難路として、また、閖上地区と太白区四郎丸地区の市街地を接続することで閖上地区の都市機能の強化を図るため、閖上四郎丸線の整備を行うもの。	550,195	H26 ～ R2	292
20	D-4-1	下増田地区災害公営住宅整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、下増田地区に災害公営住宅の整備を行うもの。	2,280,950	H24 ～ H27	48
21	◆D-4-1-1	災害公営住宅駐車場整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、下増田地区の災害公営住宅に駐車場を整備するもの。	11,559	H24 ～ H27	48
22	D-4-2	閖上地区災害公営住宅整備事業（土地区画整理事業区域内）	被災者の居住の安定確保を図るため、閖上地区の土地区画整理事業区域内に災害公営住宅の整備を行うもの。	14,206,901	H26 ～ H30	48
23	D-4-3	閖上地区災害公営住宅整備事業（土地区画整理事業区域外）	被災者の居住の安定確保を図るため、閖上地区の土地区画整理事業区域外に災害公営住宅の整備を行うもの。	2,721,882	H26 ～ H29	48
24	D-4-4	名取が丘地区災害公営住宅整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、名取が丘地区に災害公営住宅の整備を行うもの（当初計画時点）。	-	実施せず	-
25	D-5-1	災害公営住宅家賃低廉化事業	災害公営住宅に入居する被災者の居住の安定確保を図るため、家賃の低廉化を行うもの（管理開始から最長20年間）。	2,551,130	H27 ～ R2	56
26	D-5-2	災害公営住宅家賃低廉化事業（補助率変更分）	災害公営住宅に入居する被災者の居住の安定確保を図るため、家賃の低廉化を行うもの（管理開始から最長20年間）。	81,554	R2	56
27	D-6-1	東日本大震災特別家賃低減事業	災害公営住宅に入居する被災者の居住の安定確保を図るため、特に収入の少ない入居者に対し家賃の減免を行うもの（管理開始から最長10年間）。	296,621	H27 ～ R2	56
28	D-12-1	地区公民館耐震化事業	地区の地域活動・防災活動の拠点となる下増田公民館について、耐震診断を実施するもの。	1,140	H24 ～ H24	237
29	D-13-1	下増田地区がけ地近接等危険住宅移転事業	津波で住宅が全壊し、個別移転を行うこととした下増田地区（災害危険区域内）の被災者が、金融機関からの借り入れにより新たな住宅を建設または購入する場合、支払利子に相当する額を補助するなど、生活の再建を支援するもの。	139,448	H24 ～ R1	57
30	D-13-2	閖上地区がけ地近接等危険住宅移転事業	津波で住宅が全壊し、個別移転を行うこととした閖上地区（災害危険区域内）の被災者が、金融機関からの借り入れにより新たな住宅を建設または購入する場合、支払利子に相当する額を補助するなど、生活の再建を支援するもの。	392,584	H24 ～ R1	57
31	D-16-1	名取駅前復興市街地再開発事業	老朽化した建物が密集し、震災で大きな被害を受けた名取駅東口の増田地区で市街地再開発事業を実施し、被災した商店の再建や被災者の受け皿となる住宅等の一体的整備を推進するもの。	2,012,580	H24 ～ H30	328
32	D-17-1	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業	被災した閖上地区の歴史や文化を継承しつつ、防災性に優れ、将来にわたって持続可能なまちとして再建を図るため、土地区画整理事業による新たなまちづくりを行うもの。	23,945,381	H26 ～ R2	282
33	◆D17-1-1	十三塚公園市民庭球場人工芝張替、夜間照明設置事業	閖上中学校の仮設校舎を十三塚公園内に整備したことに伴い、同校の授業や部活動で活用する公園内庭球場の環境整備を行うもの。	39,998	H24 ～ H24	68
34	◆D17-1-2	市民活動支援センター復旧（施設整備）事業	行政・市民・企業及びNPO等による協働のまちづくりにより、地域コミュニティのネットワーク構築を促進するため、被災した市民活動支援センターの復旧整備を行うもの。	309,024	H24 ～ H26	112
35	◆D17-1-3	閖上共同体再生・地域資源再発見等事業	閖上地区のコミニュニティの再生を図るとともに、ふるさとの良さを再認識し、誇れる郷土としての意識を喚起していくため、学生主体による地域資源再発見事業（名取・旅おこし講）に取り組むもの。	2,868	H24 ～ H24	172
36	◆D17-1-4	名取駅西口自転車等駐車場整備事業	市西部における応急仮設住宅の開設や被災した宮城県農業高等学校の高舘地区への移転により利用の増加が見込まれる名取駅西口自転車等駐輪場を増設するもの。	56,769	H24 ～ H26	115
37	◆D17-1-5	閖上地区幼稚園仮園舎整備支援事業	私立幼稚園の閖上での本格復旧が可能となるまでの期間、仮園舎を設置するための施設用地（美田園六丁目）を市が借り上げ、それを提供することにより、事業を切れ間なく展開し、幼稚園の現地再建につなげるもの。	27,390	H25 ～ R1	71
38	◆D17-1-6	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業推進関連支援業務	被災市街地復興土地区画整理事業の推進に当たり必要となる計画策定、工事調整、積算、工事監理等の技術的業務を一体的に委託することで、事業の効率的かつ円滑な推進を図るもの。	317,979	H31 ～ R1	350
39	◆D17-1-7	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地設計・測量等委託業務	被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定や設計施工一括型工事発注に向けた積算業務、各種設計業務等を一体的に委託することで、事業の効率的かつ円滑な推進を図るもの。	289,258	R1 ～ R2	350
40	◆D17-1-8	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内避難誘導設備整備事業	閖上地区の住民や来訪者等が非常時に緊急避難場所（閖上小中学校、閖上地区災害公営住宅）に速やかに避難できるよう、避難誘導サインを整備するもの。	75,004	R2 ～ R3	268
41	◆D17-1-9	復旧・復興工事に伴う道路損傷部補修整備事業	復旧・復興事業で使用する土砂等を積載した大型車両が往来を繰り返したことによって、損傷した市道等の舗装補修を行うもの。	564,960	R2 ～ R3	231
42	D-17-2	緊急防災空地整備事業	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に向け、約10ha分の公共施設用地を取得するもの（当初計画時点）。	-	実施せず	-

No.	事業番号	事業名	事業概要	事業費(千円)	事業年度	ページ
43	D-17-3	都市再生事業計画案作成事業	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に必要な測量、地質調査、事業計画策定等に加え、住民の意見集約に必要なまちづくり協議会の運営支援などを行うもの。	781,828	H24 ～ H27	282
44	D-17-4	都市再生事業計画案作成事業(閖上東地区)	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に必要な事業計画の策定等を行うもの。	41,580	H26 ～ H27	300
45	D-17-5	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業	震災で大きな被害を受け、非居住エリアとなった閖上東地区において生業の復興を図るため、区域内に点在する事業用地を集約する整序型土地区画整理事業を実施するもの。	624,711	H29 ～ R2	300
46	◆D17-5-1	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内道路整備事業	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり効果的な土地利用を推進するため、土地利用が確定した区画に接道する区画道路等の整備を行うもの。	414,386	H30 ～ R2	300
47	◆D17-5-2	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内下水道整備事業	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり効果的な土地利用を推進するため、土地利用の変更に伴う下水道施設（災害復旧事業の対象外となる汚水施設分）の整備を行うもの。	507,891	H30 ～ R2	300
48	◆D17-5-3	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内自然排水盛土造成事業	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり、周囲を高盛土で囲まれた貞山運河西側の雨水を自然排水により排出できるよう、宅地の盛土を行うもの。	389,210	H30 ～ R1	300
49	◆D17-5-4	名取市震災復興伝承館整備事業	東日本大震災の記憶及び教訓を後世に伝承し、当該震災を風化させることなく、防災意識を醸成するとともに、市民、復興支援者及び来訪者の交流を促進するため、震災復興伝承館の整備を行うもの。	131,042	R1	95
50	◆D17-5-5	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業推進関連支援業務	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の推進に当たり必要となる計画策定、工事調整、積算、工事監理等の技術的業務を一体的に委託することで、事業の効率的かつ円滑な推進を図るもの。	234,040	R2	350
51	◆D17-5-6	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業用地整備事業	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり、追加的に発生した基礎杭やがれき混じり土砂の撤去を行うもの。	152,713	R1 ～ R2	300
52	D-20-1	津波ハザードマップ等整備事業	震災の教訓を市の防災対策や住民の避難行動に反映させるための調査研究を行い、市民防災マニュアルと津波ハザードマップを作成するとともに、地域の実情に応じた地区別防災マニュアル（閖上、下増田）を作成し、市民に配布するもの。	49,697	H24 ～ H26	103
53	◆D-20-1-1	東日本大震災記録・保存事業	東日本大震災を後世に伝えるために、震災関連の画像や動画を収集し、整理・記録を行うもの。また、震災の教訓を防災教育・啓発映像に取りまとめるとともに、震災の状況を分かりやすく伝える記録誌を作成するもの。	12,983	H24 ～ H24	84
54	◆D-20-1-2	コミュニティFM事業	地域のラジオ放送を維持・強化し市民の安全・安心を守るため、時限的な災害FMからコミュニティFMへの切り替えに必要な放送用資機材や演奏所を整備するとともに、FM放送が聞き取り困難な地区に対応するため、中継基地局を設置するもの。	50,712	H24 ～ H27	28
55	◆D-20-1-3	震災遺構保存調査事業	震災と津波の脅威・教訓を風化させることなく伝承し、永く後世の人々に防災、減災の意識・知識を向上させるため、閖上の水産加工事業者の旧本店工場を震災遺構として保存すべく耐震診断、保全対策等に係る調査を行うもの（当初計画時点）。	-	実施せず	85
56	◆D-20-1-4	閖上・下増田地区防災マニュアル整備事業	地域の実情に応じた地区別防災マニュアル（閖上、下増田）とハザードマップを作成し、市民に配布するもの（更新分）。	5,720	R2	100
57	D-20-2	都市防災総合推進事業（津波シミュレーションの実施）	閖上地区及び下増田地区において、津波シミュレーションを実施し、避難道路や第2次防御ラインの整備検討を行うもの。	37,695	H24 ～ H25	255
58	D-20-3	都市防災総合推進事業（被災地における復興まちづくり総合支援事業）	名取市の中心市街地である増田地区において、地区住民の一時避難の場や災害時における地区レベルの活動拠点として、耐震性貯水槽や防災トイレを備えた防災広場の整備を行うもの。	119,210	H24 ～ H28	334
59	D-20-4	防災まちづくり拠点施設整備計画策定	被災した閖上地区及び下増田地区において、安心して産業活動を行うための避難場所の整備について検討するとともに、震災の記憶を後世につないでいくための市民墓地公園の整備計画を策定するもの。	18,848	H24 ～ H24	312
60	D-20-5	沿岸地域活性化振興ビジョン策定及び活性化施設整備事業	震災で大きな被害を受けた沿岸地域において、津波により全壊したサイクルスポーツセンター等の復旧を図るとともに、復興まちづくりを見据えた土地利用計画策定に向け、海浜部の地域資源を活用し地域の活性化を目指すビジョンの策定を行うもの。	18,963	H24 ～ H24	324
61	D-21-1	防災集団移転促進事業地区下水道事業	下増田地区防災集団移転促進事業の実施に当たり、移転先団地として新たなまちを形成する美田園北地区に公共下水道を整備するもの。	103,550	H24 ～ H26	302
62	D-22-1	防災公園整備事業（貞山運河西側）	閖上地区の土地区画整理事業区域内（貞山運河西側）に災害時の避難場所や防災拠点、震災のアーカイブとなるメモリアル機能を有した約4haの公園を整備するもの（当初計画時点）。	-	実施せず	-
63	D-22-2	防災公園整備事業（貞山運河東側）	閖上地区の土地区画整理事業区域内（貞山運河東側）に災害時の避難場所や防災拠点となる約2haの公園を整備するもの（当初計画時点）。	-	実施せず	-
64	D-22-3	防災公園整備事業（下増田地区（施設整備））	第2次防御ラインの東側に位置する下増田地区の沿岸部において、津波襲来時に一時的な避難が可能な避難丘を備えた防災公園（北釜防災公園、広浦防災公園）を整備するもの。	404,543	H26 ～ H30	270
65	D-22-4	防災公園整備事業（下増田地区（用地取得））	第2次防御ラインの東側に位置する下増田地区の沿岸部において、津波襲来時に一時的な避難が可能な避難丘を備えた防災公園（北釜防災公園、広浦防災公園）を整備するもの。	61,449	H28	270
66	D-23-1	下増田地区防災集団移転促進事業（計画策定費）	被災した下増田地区で防災集団移転促進事業を実施すべく、北釜、広浦、杉ケ袋北、杉ケ袋南の各地区の全部または一部を移転促進区域に指定、宅地の買取を行うとともに、内陸の美田園北地区に移転先団地の整備を行うもの。	92,411	H24 ～ H27	302
67	D-23-2	下増田地区防災集団移転促進事業（事業費）	被災した下増田地区で防災集団移転促進事業を実施すべく、北釜、広浦、杉ケ袋北、杉ケ袋南の各地区の全部または一部を移転促進区域に指定、宅地の買取を行うとともに、内陸の美田園北地区に移転先団地の整備を行うもの。	5,869,078	H24 ～ R2	302
68	◆D-23-2-1	北釜地区防集移転元地等整備事業	防災集団移転事業により移転促進区域に指定し、宅地の買取を行った北釜地区の有効活用を図るため、仙台空港に隣接した「臨空拠点」として新たな産業用地を整備するもの。	506,631	R2 ～ R4	160
69	D-23-3	閖上地区防災集団移転促進事業（計画策定費）	被災した閖上地区で防災集団移転促進事業を実施すべく、閖上東地区を移転促進区域に指定、宅地の買取を行うとともに、西側の閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内に移転先団地の整備を行うもの。	137,955	H25 ～ H27	282
70	D-23-4	閖上地区防災集団移転促進事業（事業費）	被災した閖上地区で防災集団移転促進事業を実施すべく、閖上東地区を移転促進区域に指定、宅地の買取を行うとともに、西側の閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内に移転先団地の整備を行うもの。	11,098,884	H26 ～ R2	282
71	◆D-23-4-1	閖上コミュニティ広場整備事業	被災した閖上地区及び周辺集落の世代間交流、地域間交流を促進し、コミュニティの維持増進を図るため、閖上東地区の防災集団移転跡地を活用し、コミュニティ広場の整備を行うもの。	406,164	R1 ～ R1	240
72	E-1-1	低炭素社会対応型浄化槽集中導入事業	津波による被害を受けた沿岸地域のうち公共下水道区域外の区域において被災者の生活再建を支援するため、合併処理浄化槽の設置にかかる費用を助成するもの（個人設置型）。	16,250	H24 ～ R2	277

※事業番号欄のうち、A～Eのアルファベットは事業の所管省庁を表す。Aは文部科学省、Bは厚生労働省、Cは農林水産省、Dは国土交通省、Eは環境省の所管事業
（市街地復興効果促進事業、宮城県事業も共通。）。また、◆マークは効果促進事業の表示。

■東日本大震災復興交付金事業一覧（市街地復興効果促進事業　※一括配分事業）

No.	事業番号	事業名	事業概要	事業費(千円)	事業年度	ページ
1	★D-4-1-1	下増田地区災害公営住宅整備事業関連道路等整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、下増田地区に災害公営住宅を整備するにあたって、周辺道路等の整備を行うもの。	48,735	H30	48
2	★D-4-2-1	閖上地区（土地区画整理区域内）災害公営住宅駐車場整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、閖上地区（土地区画整理区域内）の災害公営住宅に駐車場を整備するもの。	101,876	H27 ～ H29	48
3	★D-4-2-2	閖上１期災害公営住宅集会所備品整備	災害公営住宅の集会所で使用する机・椅子等、コミュニティ活動に必要な備品を整備するもの。	1,345	H29	82
4	★D-4-3-1	災害公営住宅整備に係る地域交流施設整備事業（高柳地区集会所整備事業）	高柳地区災害公営住宅の整備に当たり、地域住民とのコミュニティ形成のための拠点施設として集会所を整備するもの。	79,653	H27 ～ H28	82
5	★D-4-3-2	高柳地区災害公営住宅関連道路整備事業	高柳地区災害公営住宅に面する「市道高柳辻野線」の拡幅整備により、入居者の生活環境の向上を図るもの。	32,875	H28 ～ H29	48
6	★D-4-3-3	閖上地区（土地区画整理区域外）災害公営住宅駐車場整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、閖上地区（土地区画整理区域外）の災害公営住宅に駐車場を整備するもの。	19,131	H28 ～ H29	48
7	★D-4-3-4	閖上地区災害公営住宅整備事業（土地区画整理区域外）関連道路等整備事業	被災者の居住の安定確保を図るため、閖上地区に災害公営住宅（戸建）を整備するにあたって、周辺道路、緑地、公園等の整備を行うもの。	194,918	H30	48
8	★D-16-1-1 ★D-16-1-2 ★D-16-1-4 ★D-16-1-6 ★D-16-1-9 ★D-16-1-12 ★D-16-1-16	増田公民館代替施設借り上げ事業	震災により被災・解体した増田公民館の移転復旧が完了するまでの一定期間、代替施設の借り上げを行うもの（平成24年度～平成30年度分）。	19,843	H24 ～ H30	334
9	★D-16-1-3 ★D-16-1-5 ★D-16-1-7 ★D-16-1-10 ★D-16-1-13 ★D-16-1-17	増田公民館代替施設借り上げ事業その2	震災により被災・解体した増田公民館の移転復旧が完了するまでの一定期間、代替施設の借り上げを追加で行うもの（平成25年度～平成30年度分）。	4,334	H25 ～ H30	334

No.	事業番号	事業名	事業概要	事業費(千円)	事業年度	ページ
10	★D-16-1-8	名取駅前復興市街地再開発事業に係る事業推進業務	復興市街地再開発事業に伴う事業フレーム、事業方針に係るアドバイザリー業務や権利調整に係る事務を一括で委託するもの。	80,799	H27 ～ H30	350
11	★D-16-1-11 ★D-16-1-18	名取駅前復興市街地再開発事業関連道路整備事業	名取駅前市街地再開発事業に隣接する狭隘道路の「市道停車場田高線」と「市道原停車場線」の拡幅整備を行うもの。	181,238	H28 ～ R1	328
12	★D-16-1-14	名取駅前復興市街地再開発事業関連交差点整備事業	名取駅前市街地再開発事業に隣接する「県道名取駅閖上線」に右折レーン及び照明設備を設置するもの。	18,557	H29 ～ H30	328
13	★D-16-1-15	名取駅前東口歩道橋整備事業	名取駅前地区において、市街地再開発施設と名取駅を結ぶ歩道橋を整備し、施設利用者の利便性を向上させるとともに、歩行者の通行の安全を確保するもの。	348,975	H29 ～ H30	328
14	★D-16-1-19	名取駅前復興市街地再開発事業関連道路整備事業	名取駅前市街地再開発事業に隣接する「市道増田四丁目1号線」の整備を行うもの。	10,238	H30	328
15	★D-16-1-20	名取駅前復興市街地再開発事業関連道路整備事業	名取駅前復興市街地再開発事業の近隣にあって狭隘な「市道町西線」の拡幅整備を行うもの。	84,618	H30 ～ R2	328
16	★D-16-1-21	名取駅前復興市街地再開発事業関連イベント	名取市の新たなランドマークとなり、新図書館や増田公民館が入居する名取駅前の再開発複合施設の完成を祝い、施設の完成イベントを実施するもの。	992	H30	328
17	★D-17-1-1	十三塚運動公園利用者駐車場整備事業	十三塚運動公園の敷地内に閖上中学校の仮設校舎を建築したことに伴い、不足する公園利用者の駐車場を整備するもの。	35,615	H24 ～ H25	68
18	★D-17-1-2	ゆりあげ港朝市仮設ブース整備区域造成工事	ゆりあげ港朝市がカナダ政府の支援を受け、現地再建を果たすことになったことから、必要な外構工事や給排水設備工事等を行うもの。	42,023	R1 ～ R2	146
19	★D-17-1-3	市民墓地公園への震災がれき盛土材転用調査業務	市民墓地公園の整備に当たり、震災がれきを盛土材として利用することが可能か、調査を行うもの。	3,735	H24	312
20	★D-17-1-4	津波流出物(写真等)デジタル化事業	津波により流失し、その後回収された写真等のデジタル化を行うことで、保存活用を図るもの。	1,150	H24	217
21	★D-17-1-5	市民墓地公園事業予定地の権利関係等調査業務	市民墓地公園の整備に当たり、整備予定地の土地にかかる権利調査や不動産鑑定評価を行うもの。	11,414	H24 ～ H25	312
22	★D-17-1-6	閖上地区避難誘導機器整備事業	被災市街地復興土地区画整理事業の着工前において、予定地周辺に引き続き居住している住民に向け、当面の間、閖上中学校を緊急避難施設に位置付け、避難誘導看板や必要な機材等の整備を行うもの。	6,804	H25	267
23	★D-17-1-7	被災者等のための市民墓地公園整備事業	震災による犠牲者並びに閖上の土地区画整理事業に支障する共同墓地の受け皿として、高台公園機能を兼ね備えた新たな市民墓地公園の整備を行うもの。	1,269,715	H25 ～ R1	312
24	★D-17-1-8 ★D-17-1-14	東日本大震災記録・保存事業	震災の記録を教訓として後世に引き継いでいくため、発災以降の状況を時系列で整理した記録映像や記録誌を作成するもの。併せて、津波で流失、回収した写真等を、歴史、習慣等を知る貴重な資料として保存活用を図るべく資料のデジタル化を行うもの。	52,467	H25 ～ H26	84
25	★D-17-1-9	沿岸地域活性化調査事業	閖上地区の水産業等の振興を図るため、水産加工団地や海水取水施設などの施設整備を行う際に、必要な事業計画策定のための資料収集や作成支援等を行うもの。	7,128	H28	141
26	★D-17-1-10 ★D-17-1-15	閖上共同体再生・地域資源再発見事業	「名取・旅おこし講」として、閖上地区の地域資源発掘、歴史資源の再確認のため、地元大学(尚絅大学)と首都圏の大学(明治大学)が協力し、ワークショップなどを行うもの。	7,373	H25 ～ H26	172
27	★D-17-1-11	閖上地区津波被災集落におけるコミュニティ広場整備事業	小塚原北地区、小塚原南地区、牛野地区のそれぞれにおいて、避難訓練、地域清掃活動などの地域行事開催が可能なコミュニティ広場を整備するもの。	144,309	H25 ～ H28	271
28	★D-17-1-12 ★D-17-1-16 ★D-17-1-23 ★D-17-1-34 ★D-17-1-45 ★D-17-1-54 ★D-17-1-58	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る土地利用計画等策定業務	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり必要な「建物調査」「土地利用コンセンサス形成支援」「関係住民個別面談支援」「まちづくり協議会の立ち上げ及び運営支援」「区画整理通信の発行」等、一連の業務を一体的に委託することで、事業の効率的かつ円滑な推進を図るもの。	605,381	H25 ～ R2	350
29	★D-17-1-13	仙台東部道路避難階段に誘導するための道路照明灯設置業務	震災時、仙台東部道路に上り一命を取りとめた人が多かった経験から、夜間に有事があった際に仙台東部道路へ避難する人のため、付近の市道に照明施設を設置するもの。	10,080	H25	267
30	★D-17-1-17	地場産品・地域資源PR事業	仙台空港に名取市の物産と観光PRの拠点を一定期間開設し、地場産品のPRを行うとともに、市内の観光地への案内誘導を図るもの。	10,966	H26 ～ H28	310
31	★D-17-1-18	名取市地区別防災・避難行動計画策定業務	各地区の公民館区を単位として、災害時の情報伝達計画、地域の避難計画などを記載した地区別防災マニュアルを作成するもの。	26,071	H26 ～ H27	103
32	★D-17-1-19	閖上中学校体育授業に係る送迎バス委託事業	十三塚公園の敷地内に閖上中学校の仮設校舎を建築したことに伴い、当該学校が水泳の授業を行う際は、近隣の不二が丘小学校のプールを使用することとし、送迎バスで生徒の送迎を行うもの。	907	H26 ～ H29	68
33	★D-17-1-20	市民墓地公園整備事業に係る用地契約支援業務	市民墓地公園の整備に当たり、用地の買収業務及び所有権移転登記業務等を一体的に委託することで、事業の効率的かつ円滑な推進を図るもの。	196,020	H27 ～ H29	350
34	★D-17-1-21	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業用地整備事業	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり、区域内に埋設されたままとなっている基礎杭やガソリンスタンドの地下タンク、がれき混じり土砂等の分別撤去を行うもの。また、区域内から発見されたPCB廃棄物の処分を行うもの。	1,494,208	H26 ～ R1	282
35	★D-17-1-22	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業推進関連支援業務	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり、必要となる計画策定、工事調整、積算、工事監理等の技術的業務を一体的に委託することで、事業の効率的かつ円滑な推進を図るもの。	1,307,424	H26 ～ H30	350
36	★D-17-1-24	仮設閖上公民館整備事業	震災により被災・解体した閖上公民館が再建するまでの一定期間、閖上地区に隣接する小塚原地区にプレハブの仮設閖上公民館を整備するもの。	26,370	H27～ R1	321
37	★D-17-1-25	復興まちづくり情報ＧＩＳ基盤整備事業	市で保有している復興基図や道路台帳、上下水道図等の地図情報を統合し、ＧＩＳ基盤上で全庁的な情報共有を行うシステムを構築するもの。	54,754	H28～ H28	-
38	★D-17-1-26 ★D-17-1-39 ★D-17-1-46	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地設計・測量等委託業務	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の仮換地指定や設計施工一括型工事発注に向けた積算業務、各種設計業務等を一体的に委託することで、事業の効率的かつ円滑な推進を図るもの。	590,865	H27～ R2	350
39	★D-17-1-27	閖上地区復興関連事業箇所図等作成委託業務	震災復興事業に係る進捗状況を市ホームページに公開するため、データ作成を行うもの。	2,160	H27	-
40	★D-17-1-28	閖上地区防災行政無線整備事業	震災後、閖上小学校に暫定的に設置していた防災行政無線について、小学校の解体に伴い区域内の他の場所に移設するもの。	3,888	H27	271
41	★D-17-1-29	閖上地区津波監視カメラ・モーターサイレン整備事業	震災後、閖上中学校に暫定的に設置していた津波監視カメラとモーターサイレンについて、中学校の解体に伴い区域外(貞山運河東側)に移設するもの。	26,136	H27	271
42	★D-17-1-30	名取市震災メモリアル公園整備事業	慰霊碑の周辺を震災メモリアル公園として一体的な整備を行うもの。また、公園のメモリアル公園の整備に向け、市民参加型のシンポジウム等を開催するもの。	416,883	H27～ R1	89
43	★D-17-1-31	閖上小学校仮設グラウンド整備事業	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業により、旧閖上小学校を解体・移転することに伴い、グラウンドが使用できなくなることから、平成30年4月の閖上小中学校開校までの間使用する仮設グラウンドを閖上東地区に整備するもの。	35,699	H27～ H28	236
44	★D-17-1-32	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内宅地地盤強度調査事業	被災市街地復興土地区画整理事業により整備した宅地の供用、引き渡しを見据え、スウェーデン式サウンディング試験による地盤強度調査を行うもの。	23,996	H28～ R2	338
45	★D-17-1-33	ゆりあげ港朝市敷地拡張整備事業	ゆりあげ港朝市の利用者の増加に伴い、広浦湾に面する飲食スペースの拡張整備を行うもの。	7,989	H29	146
46	★D-17-1-35	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内消防水利整備事業	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり、消防水利基準に基づき耐震型防火水槽(40t級7基)及び消火栓(28基)を整備するもの。	56,963	H28～ R2	282
47	★D-17-1-36	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内避難誘導計画等策定業務	閖上地区の安全・安心なまちづくりを目指し、区画整理区域内における避難誘導計画を策定するとともに、誘導案内サインや避難誘導灯の設置に向けた実施計画を行うもの。	15,711	H29	268
48	★D-17-1-37	公共交通等利用環境整備計画策定業務	復興まちづくり等に伴う人口分布の変動に伴い、公共交通体系の見直しに向けた計画を策定するとともに、それを補完し、自転車利用環境の整備に向けた計画を策定するもの。	13,738	H28	114
49	★D-17-1-38	閖上ビーチ再生可能性調査業務	被災した閖上ビーチの再開可能性を探るべく、現在の閖上海岸の海流調査、水質調査及び海底の地形調査を行い、自然条件的な面からの課題の整理を行うもの。	3,132	H28	229
50	★D-17-1-40	閖上地区景観形成検討委託業務	復興していく港町閖上が安心安全でまち並みが統一された生活しやすいまちとなるよう、地区計画及び公共施設の建物形態等の整備に関する「まちなみ景観形成ガイドライン」を策定するもの。	19,008	H28	284
51	★D-17-1-41	閖上地区まちなか再生計画基本方針検討委託業務	閖上地区における新たな商業空間の整備に当たり、賃借型・共同入居型の施設整備が可能となる「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(津波立地補助金)」を活用するため、被災地の商業集積を促進する「まちなか再生計画」を策定するもの。	26,582	H28～ H29	118
52	★D-17-1-42	閖上地区震災復興支援バス運行事業	閖上地区被災市街地復興土地区画整理区域内に商業施設等が立地するまでの一定期間、区域内の住民の買い物等の足を確保するため、閖上地区と美田園地区の間を往来する復興支援バスを運行するもの。	26,498	H28～ H29	324

No.	事業番号	事業名	事業概要	事業費(千円)	事業年度	ページ
53	★D-17-1-43	震災瓦礫を活用した記憶のモニュメント整備事業	震災の教訓や記憶、復興の足跡を伝えていくため、震災瓦礫を活用し、かつての閖上の風景をモニュメントとして製作し、区域内の街区公園に設置するもの。	7,291	H30 ～ R1	92
54	★D-17-1-44	ゆりあげ港朝市駐車場整備事業	防災集団移転跡地を活用し、ゆりあげ港朝市の駐車場を震災メモリアル公園の隣接地に追加で整備するもの。	31,997	R1 ～ R2	146
55	★D-17-1-47	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内地域交流施設整備事業	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業西側の区域内に集会所(閖上西集会所)を整備するもの。	56,870	H30 ～ R1	82
56	★D-17-1-48	閖上地区定住促進事業	閖上の魅力をPRし、関心を高めつつ、同地区への定住促進を呼びかけるPR用パンフレット及びホームページを作成するもの。	3,834	H29	339
57	★D-17-1-49	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業関連道路整備事業(閖上港北線)	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業区域と閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業区域の接続を図るため、区画整理事業区域から貞山運河までの延長約175mの道路を整備するもの(閖上港北線の一部)。	84,880	H29 ～ R2	292
58	★D-17-1-50	潮位計に係る中継局設置事業	消防署閖上出張所の移転復旧に伴い、潮位計と潮位計からの受信装置を設置する閖上出張所との中間地点に中継局を設置するもの。	7,964	H29 ～ H30	244
59	★D-17-1-51	閖上小・中学校備品等移転事業	閖上小中学校の開校に向け、閖上小学校(不二が丘小学校内)及び閖上中学校(十三塚公園内仮設校舎)の備品等を閖上小中学校の新校舎に移転するもの。	13,311	H29	316
60	★D-17-1-52	閖上小中一貫校備品等購入事業	閖上小中学校の開校に向け、震災時に被災して使用不能となった備品や新たに小中一貫校となることにより必要となる備品等の購入を行うもの。	4,426	H29	316
61	★D-17-1-53	閖上地区にぎわい拠点へのアクセス坂路・駐車場整備事業	「かわまちてらす閖上」の開業に向け、閖上大橋側からのアクセス道路や駐車場の整備を行い、来訪者が訪れやすい環境を整備するもの。	61,550	H29 ～ R1	122
62	★D-17-1-55	閖上復興促進イベント事業	平成32年3月の復興達成宣言に向け、復興事業の加速化を図るべく、平成30年5月に閖上地区の復興促進イベントを開催するもの。	10,566	H30	200
63	★D-17-1-56	閖上地区観光交流センター等整備検討業務	県道塩釜亘理線沿い商業施設予定地(現フーズガーデンゆりあげ食彩館)に、閖上地区の観光スポットやイベントの案内を行うインフォメーションセンターの整備について検討を行うもの。	4,428	H30	326
64	★D-17-1-57	閖上地区まちびらき運営支援委託業務	令和2年3月の復興達成宣言に向け、令和元年5月に閖上地区のまちびらきイベントを開催することで、これまで寄せられた多くの支援に感謝するとともに、閖上の復興した姿を内外にPRすることで、閖上地区の定住促進、産業振興、観光の復興へつなげるもの。	12,680	R1	201
65	★D-17-1-59	閖上地区案内設備整備事業	被災市街地復興土地区画整理事業により市街地を再形成した閖上地区への来訪者が地区内を来訪する際の案内設備(総合案内板、個別施設の案内板、回遊ルートの路面標示)を整備するもの。	9,561	R2	208
66	★D-17-5-1	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業用地整備事業	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり、追加的に発生した基礎杭やがれき混じり土砂の撤去を行うもの。	414,194	H29 ～ R2	300
67	★D-17-5-2	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業推進関連支援業務	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の推進に当たり必要となる計画策定、工事調整、積算、工事監理等の技術的業務を一体的に委託することで、事業の効率的かつ円滑な推進を図るもの。	1,223,216	H28 ～ R2	350
68	★D-17-5-3	名取市震災復興伝承館整備事業	東日本大震災の記憶及び教訓を後世に伝承し、当該震災を風化させることなく、防災意識を醸成するとともに、市民、復興支援者及び来訪者の交流を促進するため、震災復興伝承館の整備を行うもの。	18,113	H30 ～ R1	95
69	★D-17-5-4	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業地内消防水利施設整備事業	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり、消防水利基準に基づき耐震型防火水槽(40t級6基)及び消火栓(30基)を整備するもの。	51,181	H30 ～ R2	300
70	★D-17-5-5	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内宅地地盤強度調査事業	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業により整備した宅地の供用、引き渡しを見据え、スウェーデン式サウンディング試験による地盤強度調査を行うもの。	8,074	H30 ～ R1	338
71	★D-17-5-6	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内電力柱移設事業	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり、道路築造の支障となる電力柱等の移設を行うもの。	11,737	H30 ～ R1	300
72	★D-17-5-7	閖上東地区誘致のための意向確認等調査委託業務	閖上地区防災集団移転促進事業の移転跡地である閖上東地区への企業誘致に向け、企業の進出意向に関するアンケート調査やPRパンフレットの作成等を行うもの。	11,440	H30 ～ R1	156
73	★D-17-5-8	閖上東地区区画整理事業区域内下水道整備事業	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業の実施に当たり効果的な土地利用を推進するため、土地利用の変更に伴う下水道施設(災害復旧事業の対象外となる汚水施設分)の整備を行うもの。	55,295	R2	300
74	★D-23-2-1	下増田地区津波被災集落におけるコミュニティ広場整備事業	杉ケ袋北地区、杉ケ袋南地区のそれぞれにおいて、避難訓練、地域清掃活動などの地域行事開催が可能なコミュニティ広場を整備するもの。	78,027	H25 ～ H28	271
75	★D-23-2-2	下増田地区防災集団移転促進事業隣接地の緑地整備事業	下増田地区防災集団移転促進事業の移転先団地造成工事に当たり、当該事業区域と市道に挟まれた事業区域外の市有地を緑地として一体的に整備し、良好な居住環境整備の形成を図るもの。	24,840	H26	302
76	★D-23-2-3	災害公営住宅家賃システム構築事業	災害公営住宅への入居手続きや入居後の使用料納付等を円滑に行うための帳票システム・家賃減免対応型システムを構築するもの。	7,020	H26 ～ H27	56
77	★D-23-2-3	美田園北地区まちびらき開催事業	下増田地区防災集団移転促進事業の移転先団地として整備した美田園北地区のまちびらきイベントを平成27年10月に開催し、関係者が一堂に会して新たなまちの誕生を祝うとともに、地域コミュニティの絆を深め、まちの成長と発展を祈願するもの。	1,728	H26 ～ H27	199
78	★D-23-2-4	美田園北地区集会所備品整備事業	美田園北集会所で使用する机・椅子等、コミュニティ活動に必要な備品を整備するもの。	1,495	H28	82
79	★D-23-2-5	下増田地区防災集団移転元地の土地利用計画等策定委託業務	下増田地区防集移転促進事業で移転促進区域に指定した北釜地区ついて、地域住民とのコンセンサス形成を図りつつ土地利用計画の策定を行うもの。	3,942	H29	159
80	★D-23-2-6	第2次防御ライン整備事業に係る発注者支援業務	「川内沢川線道路事業」「増田川線道路事業」「閖上南北線整備事業」「北釜線道路事業」の整備に当たり必要な積算や工事監理等の業務を一体的に委託することで、事業の効率的かつ円滑な推進を図るもの。	197,026	H28 ～ R1	350
81	★D-23-2-7	第2次防御ライン整備事業に係る用地取得に関する委託業務	「川内沢川線道路事業」「増田川線道路事業」「閖上南北線整備事業」「北釜線道路事業」の整備に伴う用地の取得に当たり、相続人調査、相続登記、所有権移転登記等の事務を司法書士に一体的に委託することで、事業の効率的かつ円滑な推進を図るもの。	5,060	H29	350
82	★D-23-2-8	下増田地区防災集団移転元地の瓦礫(がれき)撤去事業	下増田地区防集移転促進事業により移転促進区域に指定し、宅地の買取を行った北釜地区の有効活用を図るため、防風林として整備される隣接エリアの道路及び住宅基礎等を撤去するもの。	12,113	H30	159
83	★D-23-2-9	北釜地区防集移転元地を含む周辺一体の土地利用事業化方針調査業務	下増田地区防災集団移転促進事業により移転促進区域に指定し、宅地の買取を行った北釜地区の有効活用を図るため、土地利用可能性調査、現状の条件の中で土地利用を図るための手法の調査検討、民間事業者の意向把握等を行うもの。	8,609	R1	159
84	★D-23-2-10	北釜地区防災集団移転元地等整備事業	下増田地区防災集団移転促進事業により移転促進区域に指定し、宅地の買取を行った北釜地区の有効活用を図るため、仙台空港に隣接した「臨空拠点」として新たな産業用地を整備するもの。	221,802	R1 ～ R3	159
85	★D-23-2-11	北釜地区防災集団移転元地等整備事業(廃止汚水管閉塞等)	下増田地区防災集団移転促進事業により移転促進区域に指定し、宅地の買取を行った北釜地区の有効活用を図るため、廃止した農業集落排水事業の汚水管の閉塞工事を行うもの。	56,674	R3	159
86	★D-23-3-1	防災集団移転促進事業移転先団地土地使用料徴収システム等構築事業	防災集団移転促進事業移転先団地の土地使用料の徴収に係るシステム構築を行うもの。	8,100	H28	-
87	★D-23-4-1	閖上地区防災集団移転跡地の主要道路の修繕事業	閖上地区防災集団移転促進事業により移転促進区域に指定した閖上東地区の道路について、震災後、路面の不陸やクラックがそのままの状態となっており、朝市や水産加工団地などへのアクセスに支障をきたしていることから、修繕等の対応を行うもの。	217,050	H29 ～ R1	300
88	★D-23-4-2	閖上東地区誘致のための意向確認等調査委託業務	閖上地区防災集団移転促進事業により移転促進区域に指定した閖上東地区への企業誘致に向け、企業の進出意向に関するアンケート調査等を行うもの。	14,504	H28～ H29	156
89	★D-23-4-3	閖上東地区コミュニティ広場整備設計業務	被災した閖上地区及び周辺集落の世代間交流、地域間交流を促進し、コミュニティの維持増進を図るため、閖上東地区の防災集団移転跡地を活用し、コミュニティ広場を整備するため設計を行うもの。	21,790	R1	240
90	★D-23-4-4	閖上地区防集移転先団地集会所備品整備事業	閖上中央集会所で使用する机・椅子等、コミュニティ活動に必要な備品を整備するもの。	1,596	H30	82

■東日本大震災復興交付金事業一覧(宮城県事業のうち名取市関連分)

No.	事業番号	事業名	事業概要	事業費(千円)	事業年度	ページ
1	A-4-1	埋蔵文化財発掘調査事業	被災市街地復興土地区画整理事業等において、相当の調査期間と調査費用を要する記録保存を回避または最小限にとどめ、遺跡保護とも両立した計画を早期に策定するための分布・試掘調査、事業者・市教育員委員会との協議調整を行うもの。	30,000	H24 ～ R2	-
2	C-1-1	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(復興整備実施計画)名取地区	農地等の生産基盤整備(区画整理　A=660.0ha)事業の実施計画を策定し、単なる原形復旧だけではなく、大区画化により農地の面的な集約、経営の大規模化・高付加価値化を行い、収益性の高い農業経営の実現を目指すもの。	45,994	H24 ～ H27	129
3	C-1-2	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)名取地区	農地等の生産基盤整備(区画整理)と経営体の育成・支援を一体的に実施。ほ場の大区画化、道路・用排水路・暗渠排水等の整備を行い、耕地の汎用化、水管理の合理化が図るもの。また、農地の利用集積と経営体の育成・支援を一体的に行うもの。	12,409,014	H24 ～ R4	129
7	C-1-4	農山漁村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)岩沼地区	農地等の生産基盤整備(区画整理)と経営体の育成・支援を一体的に実施。ほ場の大区画化、道路・用排水路・暗渠排水等の整備を行い、耕地の汎用化、水管理の合理化が図るもの。また、農地の利用集積と経営体の育成・支援を一体的に行うもの。	99,672	H24 ～ R4	129

No.	事業番号	事業名	事業概要	事業費(千円)	事業年度	ページ
8	C-4-1	被災地域農業復興総合支援事業	下増田、閖上地区の農業者のため、農業用機械、農業用ハウス、農業用施設を整備するもの(トラクター、田植機、パイプハウス、井戸、乾燥調製貯蔵施設、農業用格納庫など)。	3,519,016	H24 ～ H28	132
9	D-1-1	道路事業(塩釜亘理線)	閖上地区(土地区画整理)と下増田地区(防災集団移転)等を接続する塩釜亘理線において、自動車と自転車・徒歩の双方での円滑な避難を可能にし、市街地(区画整理事業)から各集落の被災地間の交通円滑化を図るため、歩道を整備するもの。	208,297	H24 ～ R3	292
9	D-1-2	道路事業(名取駅閖上線)	閖上地区被災市街地復興土地区画整理事業に伴う法線の変更に合わせ、現道への擦り付けを行うもの(当初計画時点)。	-	実施せず	-
10	★D-23-1-1	復興地域づくり加速化事業(南貞山運河ほか震災瓦礫(がれき)撤去事業)	運河内の震災由来の瓦礫を撤去することにより、運河を生かした賑わい再生、地域コミュニティ醸成を図るほか、貞山運河背後の土地利用(閖上地区および下増田地区防災集団移転促進事業対象者及び利用者)の津波に対する安全を確保するもの。	299,163	R1 ～ R2	179

■東日本大震災復興基金交付金事業一覧

No.	事業番号	事業概要	事業費(千円)	事業年度	ページ
1	水稲作付自粛農家支援事業	沿岸部の農地が浸水したことにより、水稲の作付を自粛することとなった上流部の農家に対する助成を行うもの。	36,512	H23	127
2	合併処理浄化槽設置補助事業	震災により被災した合併処理浄化槽について再設置を行う際に、設置費の一部を助成するもの(復興交付金事業に対する嵩上げ補助)。	21,370	H24 ～ R1	277
3	農林水産物等販売促進事業	農林水産業団体が実施する地元農林水産物の販売促進事業に対し、支援を行うことで地元農林水産物の販路拡大を図るもの。	790	H24 ～ H26	130
4	海岸防災林育苗支援事業	震災により壊滅的な被害を受けた海岸林の復旧のため、苗木の育苗を行う被災農家団体に対し、支援を行うもの。	7,700	H24 ～ R1	258
5	赤貝等稚貝放流支援事業	市内の主要な水産物である赤貝等の稚貝放流事業を支援し、水産資源の保護を行うことで水産業の経営基盤の強化を図るもの。	8,000	H24 ～ R2	166
6	水産物ブランド化推進事業	市内の主要な水産物である赤貝等のブランド化事業を支援することで水産業の経営基盤の強化を図るもの。	2,860	H24 ～ H29	166
7	水産問題対策協議会補助金	水産業関係者及び関係機関と水産業振興策を協議し、効果的な事業に取り組むもの。	880	R1 ～ R2	166
8	閖上魚市場荷さばき所等整備事業	震災により甚大な被害を受けた水産業の復旧・復興に必要不可欠な共同利用施設(水産物荷さばき施設等)の改修工事を行うもの。	75,310	R1 ～ R2	137
9	宮城県水産加工業従業員宿舎整備事業	震災において、甚大な被害を受けた水産加工業者が、従業員確保のために行う宿舎整備に対し補助を行うもの。	19,313	H30	142
10	地域商業施設等復旧整備事業補助金	震災により甚大な被害を受けた事業者が、閖上地区において、店舗等を復旧するために必要な費用の一部を助成するもの。	51,985	H29 ～ R2	156
11	仮設店舗・工場等整備支援事業(仮設店舗等用地借上)	震災で店舗や工場の流失等の被害を受けた商工業者が行う仮設店舗・工場での経営活動に対し支援を行うもの。	227,057	H23 ～ R2	138 148
12	被災商店街復興支援事業(商工会イベント等助成)	仮設店舗で開催されるイベント等に対する助成を行い、被災した商工業の復興を支援するもの。	18,700	H24 ～ R1	148
13	被災商店街復興支援事業(事業再開用備品費助成)	被災した商工業者が事業を再開するにあたって、費用の一部を助成することで、復興を支援するもの。	9,400	H24	-
14	自主防災組織支援事業(資機材整備)	町内会等の自主防災組織が行う防災用の資機材の整備について費用の一部を助成するもの。	19,648	H24 ～ R1	102
15	自主防災組織連絡協議会支援事業(資機材整備)	市内各地区における自主防災組織連絡協議会の設立を促進するため、設立された協議会が行う防災用資機材の整備に対し助成するもの。	4,000	H24 ～ H28	102
16	被災者アウトリーチ事業	市内の小中学校や仮設住宅、福祉施設などを対象に、出張コンサートなどのアウトリーチ事業を行うもの。	5,397	H24 ～ H25	71
17	被災農地保全管理事業	被災農地のうち、農林水産省の被災農家経営再開支援事業の対象外区域のものについて、保全管理に係る経費の一部を助成するもの。	4,515	H24	127
18	漁船導入支援事業	震災で漁船の流失等の被害を受けた水産業者に対し、事業再開のための助成を行うもの(農林水産省の事業に対する嵩上げ補助)。	431	H24	140
19	漁船用漁具等導入支援事業	震災で漁具等の流失等の被害を受けた水産業者に対し、事業再開のための助成を行うもの(農林水産省の事業に対する嵩上げ補助)。	34	H24	140
20	被災者捜索事業	震災後、依然として行方不明となっている被災者について、単独で捜索を行うもの。	20,968	H24 ～ H25	-
21	「閖上の記憶」運営補助事業	NPO法人地球のステージが被災者支援のために閖上地区で運営する施設「閖上の記憶」について、運営費の一部を助成するもの。	3,048	H25 ～ H28	98
22	災害被災者追悼事業	震災による犠牲者を悼むため、毎年3月11日に実施する被災者追悼事業の運営を行うもの。	38,263	H25 ～	196
23	賃貸住宅入居者支援事業(家賃補助)	津波浸水区域の被災者で、自己の居住のために賃貸住宅に入居し18歳未満の子と同居する場合に、月額家賃を補助するもの。	16,386	H25 ～ R1	57
24	賃貸住宅入居者支援事業(引越費用補助)	津波浸水区域の被災者で、自己の居住のために賃貸住宅に入居する場合、家財道具の運搬費として引越費用を補助するもの。	449	H25 ～ H26	57
25	東日本大震災第三者検証委員会運営事業	東日本大震災の教訓を後世に残すとともに、今後の防災計画に活用するため、東日本大震災に係る市の防災対策等を科学的・客観的に検証する第三者検証委員会の事務局を委託するもの。	45,150	H25 ～ H26	260
26	災害危険区域被災住宅再建支援事業	津波被災地域で被災し、防災集団移転促進事業により当該移転先に住宅を再建する全壊・大規模半壊世帯に対し、土地・住宅取得にかかる取得補助を行うもの。	107,851	H25 ～ R2	57
27	ワカメ養殖事業	東日本大震災で被害を受けた閖上漁業の活性化を図るため、新たにワカメ養殖に取り組み、赤貝やシラス以外の水揚げを増やすことにより漁業者の所得安定を図るもの。	1,000	R1	169
28	被災写真記録保存事業	東日本大震災の津波により流出した写真について、回収された写真をデジタル化して分類・整理して取り込んだ画像の閲覧、写真の返却業務を行うもの。	9,200	H26	217
29	防災ラジオ導入事業	災害被害を最小限にとどめるためには、市民自らが情報収集、行動することが必要であることから、防災行政無線からの放送を地元FM局を通じ、防災ラジオで情報取得できる環境を整備するもの。	78,476	H27	272
30	被災住宅再建公共桝設置補助事業	震災で住宅が全壊した被災者に対し、下水道整備済み区域内において住宅等の再建を支援するため、公共桝設置に要する経費について遡及を含め補助金を交付するもの。	13,006	H28 ～ R1	-
31	被災事業者施設賃借料等補助金	賃借により事業を継続している被災事業者に対して土地借地料、建物賃借料の一部を補助するもの。	7,746	H28 ～ R2	-
32	企業立地促進支援事業	閖上東地区に進出する製造業や運輸業等の被災事業者に対し、支給要件に基づき、用地所得費の一部や、家屋等の固定資産税額相当分などの助成金、奨励金を交付するもの。	178,300	H29 ～	156
33	閖上東地区事業用地嵩上げ等助成事業	閖上東地区被災市街地復興土地区画整理事業区域内で土地の換地を受けた事業者に対し、津波浸水被害対策に係る嵩上げ費用の一部を補助するもの。	5,070	R2 ～ R6	264

No.	事業番号	事業概要	事業費(千円)	事業年度	ページ
34	心のケアプロジェクト	震災により様々な心理的影響を受けた子どもたち及び教職員に対し、診療内科医の相談業務や心のケアに関する指導・助言などの各種事業を実施するもの。	295	H28 ～ R2	69
35	被災地域墓石等撤去事業	津波で被災した閖上地区（土地区画整理事業区域外）の墓石等を撤去するもの。	3,181	R1	-
36	海岸防災林再生プロジェクト広報啓発事業	海岸防災林の重要性を広く市内外に周知することを目的に、広報紙への掲載を行うもの。	352	R2	258
37	地区防災マニュアル整備事業	平成25年度～27年度において作成した地区防災マニュアルの更新を行い、市民の防災・減災に繋げるもの。	14,850	R3	103

※事業費及び事業年度は令和6年度末時点のもの。
※東日本大震災復興基金交付金事業（津波被災住宅再建支援分）を含まない。当該事業については、第Ⅰ部 第1章 第1節 1.暮らし再建の相談と支援を参照。



名取市東日本大震災
復興記録誌

令和8年3月

［編集・発行］
名取市企画部政策企画課
〒981-1292 宮城県名取市増田字柳田80
［TEL］022-724-7144　［FAX］022-384-9030
［URL］https://www.city.natori.miyagi.jp/